

地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究

報 告 書

平成 22 年 3 月

アビームコンサルティング株式会社

本報告書は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の平成 21 年度特許流通調査事業として、アビームコンサルティング株式会社が実施した「地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究」の調査・分析結果をまとめた報告書です。

したがって、本報告書の著作権は独立行政法人工業所有権情報・研修館に帰属しており、本報告書の全部又は一部の無断複製等の行為は、法律で認められたときを除き、著作権の侵害にあたるので、これらの利用行為を行うときは、独立行政法人工業所有権情報・研修館の承認手続が必要です。

序章 本調査研究事業の概要

1. 調査の背景・目的

我が国経済の低迷が懸念される中、国の活力を支える地域活性化のための各種取組が進展しており、政府においても様々な府省が各種の地域科学技術振興施策を展開しているものの、特許活用戦略においては、地域間を取組状況の差などもみられる。今後これらの施策を効率的に地域の自立的・内発的な発展に結びつけていくためには、各地域の独自の施策等も含めて、様々な施策ツールを戦略的に活用できることが重要である。

このような状況において、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」）では、特許流通促進事業を実施しており、平成 21 年 3 月末までに、12,124 件のライセンス等の契約が結ばれ、これらの技術移転から事業化に成功した事例も数多く出てきている。また、これまでの技術移転による経済インパクトは約 3,003 億円（平成 20 年 12 月末時点。成約件数 11,770 件）に上る¹ことから、地域経済の活性化を図る上でも、今後、地域が自立的に知的財産の活用を促進する意義は高いことが伺える。

そこで、本事業では、各府省やその関係機関等の様々な地域科学技術振興施策を総合的に把握・整理するとともに、地域の主体性を尊重しつつ、特許流通に関するニーズや取組の進捗状況を把握し、今後、地域において自立的な知的財産の活用を展開するために有意かつ各種施策との相乗効果が発揮されるような支援策の検討を実施した。

2. 調査方法

本調査では、現状の各府省やその関係機関及び地方自治体（（財）産業振興機構、知的所有権センター等も含む）が実施する様々な地域科学技術等振興施策を総合的に把握・整理するとともに、地域における自立的な知的財産の活用促進を図る上で現状の課題や今後期待されている支援ニーズ等の調査・分析結果に基づき、今後の支援の在り方を整理した。

(1) 国内文献調査

今後の支援の在り方を検討するにあたっては、現状の各府省・関係機関や地方公共団体が実施している支援施策を総合的に把握し、整理することが重要となる。そのため、地域科学技術の発展を支援するために内閣府が提供している「地域科学技

¹ 特許流通促進事業 HP 特許流通促進事業の成果による
(http://www.ryutu.inpit.go.jp/about/seika_top.html)

術ポータルサイト²」を活用し、「支援機関」、「支援対象」及び「支援手法／支援事業」の観点から、現状の支援施策を整理し、支援の傾向を分析した。なお、地域が独自で実施するその他支援施策については、各支援機関のホームページを参照し、参考資料に取り纏めている。

(2) アンケート調査

今後の支援の在り方を検討するための基礎情報を収集するために、支援施策を紹介・活用する「地方自治体（47 都道府県）」及び「特許流通専門人材（特許流通アドバイザー、自治体特許流通コーディネーター、特許流通アシスタントアドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー）」と過去に各府省庁の関係機関が実施する支援施策を利用したことがある「事業者（20 社）」に対して、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施にあたっては、現状の支援施策の「利用状況」やその「効果」を把握すると共に、今後、各府省庁やその関係機関及び地方自治体に期待する「ニーズ（課題）」の観点から調査を実施した。また、知的財産の活用促進を図るためには、支援施策が事業者に有効利用されることが重要であるため、「支援施策の普及／利用促進に向けた課題」についても調査を実施した。

(3) ヒアリング調査

国内文献調査やアンケート調査では得ることができない具体的な課題やニーズを把握し、今後の地域における自立的な知的財産の活用促進を図るための有効な支援の方向性を明確化するために、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の実施にあたっては、国内文献調査やアンケート調査結果を基に、本分析の基礎となりえる「地方自治体（8 都道府県）」、「特許流通専門人材（9 都道府県）」及び「事業者（5 社）」を選定し、アンケート調査項目と同様に、「利用状況」、「効果」、「ニーズ（課題）」、「支援施策の普及／利用促進に向けた課題」の観点から調査を実施した。

(4) 委員会の開催

本調査研究事業を推進していくにあたっては、本事業全体の調査方針の検討からアンケート調査項目の設定、支援の在り方の検討や調査報告書の内容の検討に至るまで、調査研究委員会を開催し、委員会にて検討を進めた。本報告書は、この検討結果に基づき取り纏めたものである。

² 地域科学技術ポータルサイト (<http://www.chiiki.go.jp/>)

①委員一覧

【委員長】

羽鳥 賢一 慶應義塾大学 教授

【委員】

早野 幸雄 (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部 統括主幹

難波 良雄 (独) 科学技術振興機構
イノベーション推進本部 調査役

奥山 哲哉 (独) 中小企業基盤整備機構
新事業支援部 統括チーフアドバイザー (イノベーション21代表)

阿部 伸一 B S 国際特許事務所 弁理士

千田伏二夫 (株) 千田精密工業 代表取締役

原田 昌博 広島県特許流通コーディネーター

福本 哲也 鳥取県 商工労働部産業振興総室 副主幹

②検討経緯

第1回委員会 平成21年11月4日(水)

【議事】

- ・ 本調査事業の趣旨説明及び調査の進め方について
- ・ 関係機関・団体における知的財産に係る支援施策の取組に係る報告
- ・ 地域の特許流通に係る支援施策の課題について
- ・ アンケート調査企画について

第2回委員会 平成21年12月22日(火)

【議事】

- ・ 今後の地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方について(地域の専門人材の支援の在り方を中心に検討)
- ・ 最終報告書の構成について

第3回委員会 平成22年2月19日(金)

【議事】

- ・ 今後の地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方について(地域の専門人材の支援の在り方を中心に検討)
- ・ 最終報告書(案)全体について

3. 調査結果の概要

(1) 地域科学技術振興施策の取り組み状況

現状の地域科学技術振興施策の取り組み状況（支援の傾向）について、支援機関（国と地方自治体）の観点から取り纏めた結果は以下の通りである。

分析の視点	地域科学技術振興施策における支援の傾向
支援対象	<ul style="list-style-type: none">地方自治体が実施する支援施策は、地域の経済発展を支える「個人・ベンチャー企業」や「中小企業」を中心に支援を行っていることが推察される。一方で、国や国の関係機関が実施する支援施策は、支援対象に大きな偏りはなく、概ね全ての法人に対して支援を行っていることが推察される。
支援手法／支援事業	<p>【支援手法】</p> <ul style="list-style-type: none">国及び地方自治体共に、全ての支援事業に占める「助成・補助」の割合が相対的に高いことから、両者共に資金面に重点を置いて、支援を実施していることが推察される。 <p>【支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none">国及び地方自治体共に、支援施策全体に占める「研究開発支援」と「事業化支援」の割合が相対的に高いことから、両者ともに知的創造サイクルの「創造（研究開発）」と「活用（事業化）」に重点を置いて、支援を実施していることが推察される。なお、支援施策全体に占める両者の相対的な割合を踏まえると、国では「研究開発支援」に重点を置いた支援を実施しており、地方自治体では、地域の経済活性化に直接寄与する「事業化支援」に重点を置いた支援を実施していることが推察される。

(2) 調査結果の比較検討

①地域科学技術進行施策における支援の傾向と調査結果の比較検討

地域科学技術支援施策の支援の傾向と今後事業者が期待する支援ニーズを比較した結果は以下の通りである。

【支援対象】

地域科学技術振興施策によると、地方自治体は中小・ベンチャー企業を中心に支

援を行っていることが推察される。これに対して、国や国の関係機関は各機関の目的によって注力している支援対象に違いがあるが、国や国の関係機関の支援施策を総合的に見ると、概ね全ての法人を対象に支援を行っていることが伺える。そのため、地方自治体の支援施策と合わせ、地域科学技術振興施策では、全ての対象に対して網羅的に支援が行われていることが推察される。なお、調査結果によると、今後は中小・ベンチャー企業を中心とした支援が期待されている。

【支援事業】

地域科学技術振興施策によると、国や国の関係機関は各機関の目的によって重点を置いている支援事業の傾向に違いはあるものの、全体的な支援事業の傾向を見ると、国及び地方自治体共に、「研究開発支援」や「事業化支援」を中心に支援を行っていることが伺える。調査結果によれば、事業者の支援ニーズは幅広く、総合的な支援が期待されていることから、今後は知的創造サイクル全般の総合的な支援を検討する必要があると思われる。特に、販路開拓支援やトラブルになり易い契約及び特許出願に関する支援はニーズが高いため、当該支援の充実も検討する必要があると考える。

【支援手法】

地域科学技術振興施策によると、国や国の関係機関の支援手法は各機関の目的を達成する上で、適切な支援手法を採用しているものの、全体的な支援手法の傾向を見ると、国及び地方自治体共に、資金面に重点を置いた支援を行っていることが伺える。調査結果によれば、今後も事業者からは資金面からの支援が期待されているが、それに加えて、人材面（人材育成や人材派遣・技術支援）や情報面（情報提供）からの支援も求められている。

②現状の課題／ニーズ

アンケート調査、ヒアリング調査及び委員会において、地域における自立的な知的財産の活用促進を図るための現状の課題や支援ニーズについて確認した。なお、現状の課題や支援ニーズを「支援施策の利用状況」、「支援ニーズ」、「支援施策の認知度」別に取り纏め、整理している。

支援施策の利用状況

- 利用状況
 - ✓ 多くの地方自治体では、国や国の関係機関が行う支援施策を紹介しているが、全ての支援施策を把握しているわけではない。なお、支援施策を

知らない地域も存在する。

- ✓ 自治体担当者や特許流通専門人材は、地域が実施する支援施策を概ね把握しているが、国や国の関係機関が実施する支援施策については、様々な機関が似たような支援を実施しているため、全てを把握できていない。そのため、相談内容に応じて、該当する地域の支援機関を紹介している。
 - ✓ 支援施策の利用促進を図るためにも、国や国の関係機関が実施する支援施策の一元管理が期待されている。
 - ✓ 様々な機関が似たような支援を行っていることから、事業者は何処に相談していいかわからないため、相談窓口の一本化や相談先を絞れるような簡易な相談窓口フローチャート等の整備が期待されている。
- 支援施策利用の阻害要因
 - ✓ 施策利用者の最終目標を考慮した支援が提供されていない（例えば、研究開発から事業化まで一貫した助成等）。
 - ✓ 事業者は施策を利用するための人的・時間的余裕がないため、人材面からの支援が期待されている。
 - ✓ 施策利用による申請書類や報告書作成等の業務以外の作業負荷が高い。
 - ✓ 申請書類作成の時間と採択の可能性を踏まえると、申請まで至らない（採択される可能性が低い支援に時間をかけるだけの余裕がない）。
 - ✓ 国や国の関係機関の支援施策は、予算措置の関係上、公募時期が年度中旬になることが多く、支援機関が短いため、事業者は利用しにくいと思われる。

支援ニーズ

- 事業者向けの支援
 - [国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援施策]
 - ✓ 地域の経済を支える中小・ベンチャー企業に対して、資金面、人材面や情報面から、研究開発から事業化までの知的創造サイクル全般の総合的な支援が期待されている。
 - ✓ 現状は研究開発から商品化までの支援施策は相対的に充実しているが、事業者にとって最も効果が高い販路開拓支援が少ないと感じている（支援のバランスが悪い）。
 - ✓ トラブルになり易い実施許諾契約や特許出願に関する支援（ノウハウ指導等）が期待されている。
 - ✓ 地方レベルでは、国や国の関係機関が実施する知的財産に係る取り組み

と連携が取れる仕組みが期待されている。

[専門人材に期待する支援]

- ✓ 事業者ニーズにマッチした専門人材が支援できるように、専門人材をマネジメントする（適材適所に配置できる）専門家の配置が期待されている。
 - ✓ 事業者の支援ニーズは幅広いため、研究開発から事業化までを総合的に支援できる専門人材、又は専門人材による連携体制の構築や、専門人材の質の向上が求められている。
 - ✓ 事業者にとって、知的財産を戦略的に活用する効果及びニーズは高いため、「経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護（知財戦略立案）」、「人材育成」、「事業戦略との連携」、「知財管理体制の構築」、「権利化」、「特許流通」等を総合的に支援する専門人材による連携体制の構築が期待されている。
- 教育機関向けの支援
 - ✓ 大学等教育機関は研究成果を社会へ還元するために、地域の事業者との交流の場やニーズ情報の提供を期待している。
 - ✓ 共同研究等による大学等教育機関と連携するためには、事業者と大学等教育機関の特質を理解した緩衝材となる人材を介する必要がある。
 - ✓ 中小企業では、大学技術を活用し事業化に展開できる人材（商品開発者等）が少ないため、大学技術の活用は難しいと感じている。
 - 特許流通専門人材向けの支援
 - ✓ 特許流通専門人材は「活動インフラ」、「人材育成」、「出会いの場の提供」について、幅広い支援を必要としているが、地域では対応困難である全国規模の支援については、国や国の関係機関からの支援を期待している（その他は地域が主体的に支援を検討する）。
 - ✓ 特許流通を促進するためには、質と量を兼ね備えた地域間のネットワークとデータベースが求められている。
 - ✓ 特許流通において、事業者は早いレスポンスを期待しているが、流通 CD の活動時間に地域格差があり、連携できない場合もあるため、地域格差がでないよう専門人材の体制（活動時間、勤務体系等）を整備することが求められている。
 - ✓ 事業者に流通 CD の支援範囲を理解してもらうためにも、各地域において、

流通 CD の役割と権限を定義することが求められている。

【支援施策の認知度】

- ✓ 全国的に事業者の支援施策に対する認知度は低い。
- ✓ 広報活動として、「専門人材による企業訪問」が最も効果的だと考えられているが、専門人材の人数に限りがあることを考慮すると、広く知的財産の活用促進を図るためには、事業者から積極的な相談を促すような取り組みを検討する必要がある。
- ✓ 施策利用を促進するためには、中小企業と繋がりが深い金融機関等、信頼できる人材（ルート）から直接支援施策を紹介することが有効である。
- ✓ 事業者は制度を活用してまで知的財産の取り組みを行うといった意識まで辿り着いていないため、事業者の積極性を促すような取り組みを検討する必要がある。
- ✓ 知的財産に関する基礎知識がない事業者が多い為、知的財産の重要性を認知させることから普及啓発を図る取り組みを検討する必要がある。
- ✓ 地域が開催する展示会等のプログラムに知的財産に関する支援内容を説明するメニューを組み込み、来訪企業等に対して半強制的に聴講させることは、知的財産の活用促進に繋がると思われる。

(3) 今後の支援の在り方

①特に注力すべき支援（INPIT の役割）

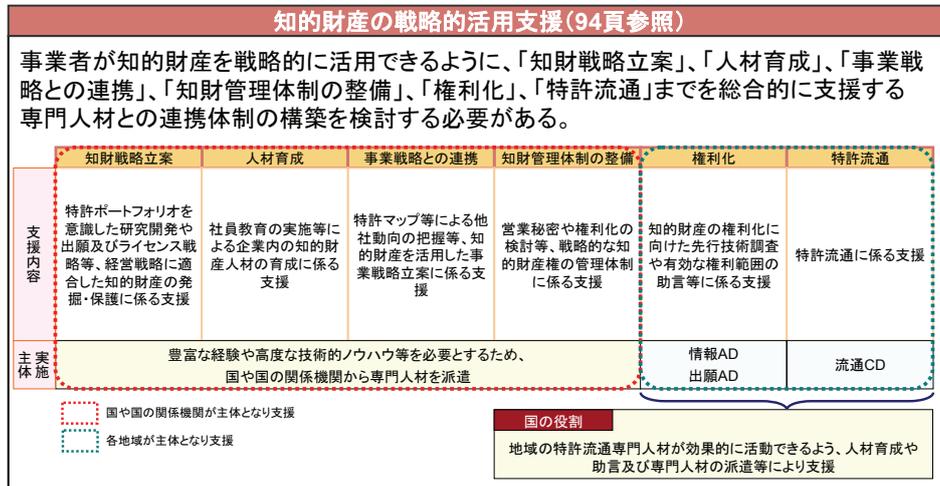
上記の調査結果によると、事業者は知財戦略に係る支援を受けたことにより、知財戦略を踏まえた事業戦略や研究開発戦略が明確化され、事業拡大に繋がるなど、様々な効果を得ており、事業者にとって有益な支援であることが明らかとなっている。従って、事業者がビジネス向上を図るためには、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の企業経営戦略が必要になる。そこで、今後は、事業者が知的財産を戦略的に活用できるように「権利化」、「人材育成」、「特許流通」だけでなく、「知財戦略立案」、「事業戦略との連携」及び「知財管理体制の整備」といった上流過程も含め、総合的な支援が必要であり、INPIT にはこれらを支援する専門人材の連携体制の構築が期待されている。

また、事業者は研究開発から事業化までの幅広い支援を期待していることから、各地域ではこれら支援ニーズに対応できるように、各分野（機械系、化学系、情報系等）各フェーズ（研究開発支援、知的財産権利化支援、特許流通支援等）のスペシャリストと連携体制を構築することが期待されている。

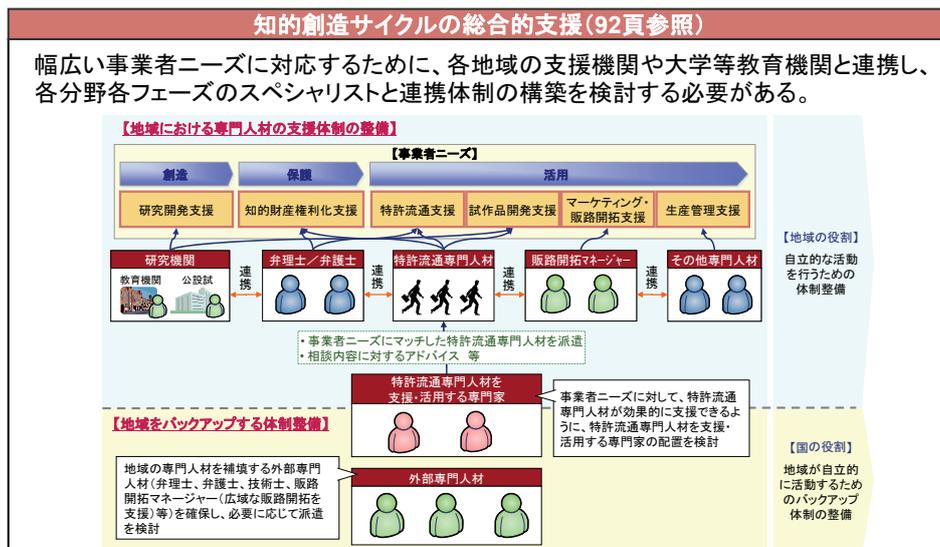
そして、両者の視点での支援体制により、より効果的な支援体制が構築され、事

業者にとって有益な支援が可能になると思われる。

図表 特に注力すべき支援（INPIT の役割）



両者の視点での支援体制により、より効果的な支援体制が構築される



②今後の支援の在り方（提言）

現状の課題や支援ニーズを受け、前述の「特に注力すべき支援」も含め、今後の支援の在り方を整理すると、大きく「特許流通専門人材の活動環境の整備」、「国による支援施策の情報提供方法の整備」、「地域間の連携体制の整備」、「事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築」、「地域における支援体制の強化」、「効果的な広報活動／広報内容の整備」の6つに分類される。

今後、地域における自立的な知的財産の活用促進を図るために、国や国の関係機関及び地方自治体において、これら支援の在り方を検討する必要があると考える。

支援の在り方（提言）	概要
特許流通専門人材の活動環境の整備	事業者の支援ニーズは幅広いため、事業者を総合的にサポートする専門人材による支援体制の整備を検討する（上記①に記載した、特に注力すべき支援）。また、特許流通活動が効果的・効率的に実施されるように、特許流通専門人材の活動環境（情報共有環境の整備、人材育成環境の整備等）の整備を検討する。
国による支援施策の情報提供方法の整備	国や国の関係機関から様々な支援施策が実施されているが、認知度が低く、効果的に活用されていないことから、支援施策が有効活用されるように情報提供方法の整備を検討する。
地域間の連携体制の整備	特許流通促進事業では、県の枠を超えたマッチングが全体の約 6 割を占めることから、地域間の連携が必要不可欠である。このため、地域間がスムーズに連携できる体制の整備を検討する。
事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築	事業者は支援施策の利用により、様々な効果を得ていることから、支援施策の利用促進に向け、今後は事業者ニーズに合わせた支援施策の構築や施策利用に係る阻害要因の軽減を検討する。
地域における支援体制の強化	地域が自立的に知的財産の活用促進を図るために、地方自治体や支援機関だけでなく、大学等教育機関や事業者とも密接に連携した支援体制の強化を検討する。
効果的な広報活動／広報内容の整備	最も効果が高い広報活動として、「専門人材による企業訪問」が挙げられている。しかし、人数には限りがあるため、広く支援施策を周知することが難しいことから、事業者からの積極的な相談を促すような広報活動及び広報内容の整備を検討する。

地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方(全体像)

(1) 特許流通専門人材の活動環境の整備

① 専門人材による支援体制整備

知的創造サイクルの総合的支援(92頁参照)

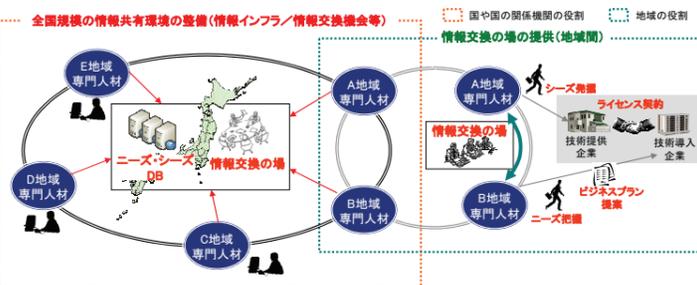
幅広い事業者ニーズに対応するために、各地域の支援機関や大学等教育機関と連携し、各分野各フェーズのスペシャリストとの連携体制の構築を検討する必要がある。



事業者ニーズ情報等の収集

② 情報共有環境の整備(95頁参照)

全国規模の「ニーズ・シーズDBの整備」や「情報交換の場」の提供が期待されている。実際に、地域間で特許流通を行う場合には、地域において、特許流通専門人材が情報交換を行う場の提供を検討する。



効果的な広報活動及び広報内容の整備(103頁参照)

支援施策の普及/利用促進を図るためには、支援施策を広く「認知」させると同時に、知的財産の活用意識を喚起させるような施策利用による効果を「理解」させる広報活動及び広報内容の整備を検討する必要がある。

【広報活動(案)】

- 広報大使として有名人を起用し、メディアを効果的に活用する
地域の(財)産業振興機構の賛助会等へパンフレットやメール等により広報する
中小企業との関係が深い金融機関や弁理士等の担当者との連携する。等

【広報内容(案)】

- 知的財産を活用したヒット商品や話題性のある商品の紹介
知的財産の活用による「事業拡大」、「収益向上」、「コスト削減」等の具体的な成果の紹介
知的財産を権利化しなかったことによる失敗事例の紹介 等

知的財産の戦略的活用支援(94頁参照)

事業者が知的財産を戦略的に活用できるように、「知財戦略立案」、「人材育成」、「事業戦略との連携」、「知財管理体制の整備」、「権利化」、「特許流通」までを総合的に支援できる専門人材との連携体制の構築を検討する必要がある。

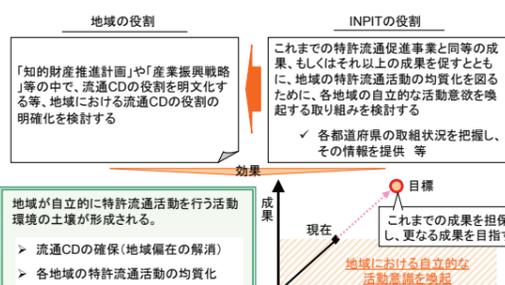
Table detailing strategic support for intellectual property, covering areas like strategy formulation, talent cultivation, and management system improvement.

両者の視点での支援体制により、より効果的な支援体制が構築される

特許流通専門人材の強化

③ 地域における流通CDの役割の明確化(95頁参照)

地域が自立的に特許流通活動を行うための土壌を形成するためにも、各地域の知的財産推進計画等の中で、流通CDの役割を明確化することを検討する必要がある。



④ 人材育成環境の整備(96頁参照)

特許流通専門人材にとって、INPITが行う研修等は基礎知識を習得する上で必要不可欠であるため、今後も継続した支援が期待されている。また、以下のニーズも踏まえ、今後の育成メニューを検討する必要がある。

【今後検討すべき人材育成メニュー】

- 実務に則した研修
テーマを限定した研修
スキルレベルに応じた研修

(4) 事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築(99頁参照)

支援施策の利用促進を図るために、今後は事業者ニーズが高い支援施策を優先的に検討するとともに、施策利用の阻害要因の軽減を検討する必要がある。

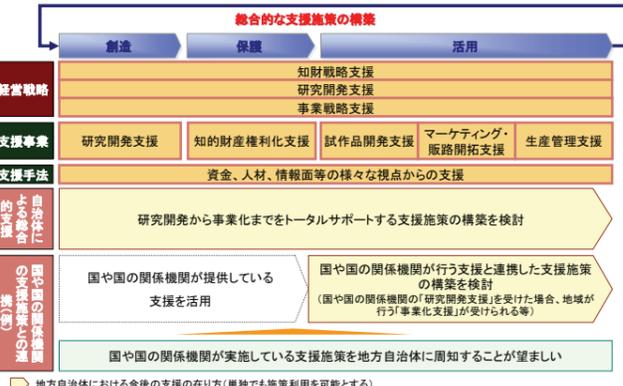
優先的に検討すべき支援施策

- 販路開拓支援
契約や特許出願に関するセミナーの充実
契約等のノウハウを有する専門人材派遣の充実

支援施策構築にあたっての留意事項

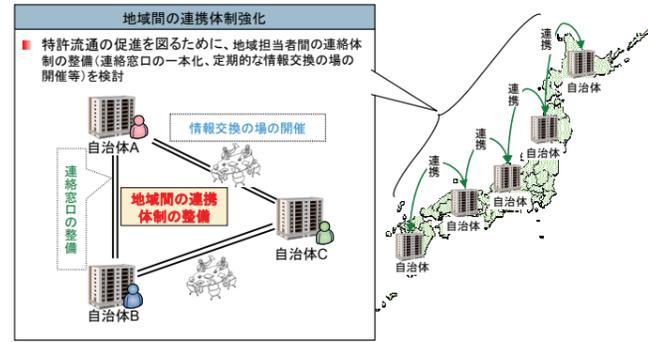
- 今後、国や国の関係機関及び地方自治体が支援施策を検討する上での留意事項
施策利用者の作業負担軽減
支援期間の確保

事業者からは研究開発から事業化までの総合的な支援施策を期待されているため、地方自治体は国や国の関係機関が実施する支援施策と連携した支援施策の構築、又は、地方自治体が独自で総合的な支援施策の構築を検討する必要がある。



(3) 地域間の連携体制の整備(98頁参照)

特許流通を促進する上では、地域間(特に産業が似ている地域)の連携が必要不可欠であるため、定期的な情報交換の場の提供や連絡体制の整備等を検討する必要がある。



地域間連携の強化

(5) 地域における支援体制の強化(101頁参照)

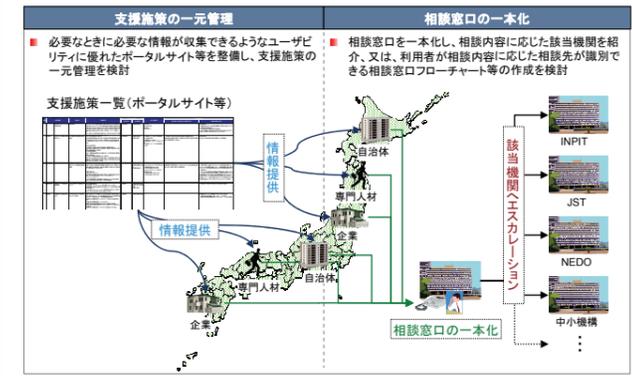
事業者や大学等教育機関の支援ニーズに対して、効率的・効果的に支援できるように、地方自治体や各地域の支援機関等との連携体制の強化を検討する必要がある。



国による支援施策の情報提供

(2) 国による支援施策の情報提供方法の整備(97頁参照)

必要なときに必要な情報を収集できるように、国や国の関係機関が実施する支援施策を一元管理したポータルサイトの整備や、相談窓口の一本化等を検討する必要がある。



目 次

第1章 知的財産の活用促進に向けた取組状況	
1-1. 地域科学技術振興施策における取組	1
1-1-1. 調査の実施方針	1
1-1-2. 地域科学技術振興施策における取組状況	5
1-1-3. 支援の傾向（まとめ）	31
1-2. 地域における知的財産の活用促進に向けた取組	32
第2章 地域における知的財産の活用促進に向けた課題／ニーズ	
2-1. 調査の概要	47
2-1-1. アンケート調査	47
2-1-2. ヒアリング調査	48
2-2. 現状の課題／ニーズ	48
2-2-1. 地方自治体に対する調査結果	48
2-2-2. 特許流通専門人材に対する調査結果	59
2-2-3. 事業者に対する調査結果	74
2-3. 調査結果の比較検討	84
2-3-1. 地域科学技術振興施策における支援の傾向と調査結果の比較検討	84
2-3-2. 現状の課題／ニーズ	85
第3章 今後の地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方	
3-1. 今後の取り組みの方向性	89
3-2. 地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方	91
3-2-1. 「国や国の関係機関」と「地方自治体」の役割	91
3-2-2. 今後の支援の在り方（提言）	92
3-3. 支援施策の普及／利用促進に向けた支援の在り方	103
参考資料	
参考資料 1. アンケート調査票	109
参考資料 2. 支援施策一覧	149

第1章 知的財産の活用促進に向けた取組状況

我が国経済の低迷が懸念される中、国の活力を支える地域の活性化は最重要な政策課題のひとつとなっており、現在、地域活性化のために、各府省庁やその関係機関及び地方自治体では、様々な地域科学技術等振興施策を展開している。

しかしながら、これら支援施策については、体系的に整理されていないことから、今後、知的財産の活用促進を図るための支援施策の検討にあたっては、現状の各府省庁やその関係機関及び地方自治体（（財）産業振興機構、知的所有権センター等の関係機関も含む）が実施している支援施策を網羅的に整理し、現状の課題（不足している施策は何か、地域偏在はあるか等）を把握することが必要である。

こうした状況を踏まえ、第1章では、現在、各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施している様々な地域科学技術振興施策を総合的に把握・整理するとともに、地方自治体が独自で実施している知的財産の活用促進を図るための特徴的な支援施策について確認する。

1-1. 地域科学技術振興施策における取組

1-1-1. 調査の実施方針

(1) 調査対象

各府省庁やその関係機関及び地方自治体における科学技術振興施策の収集にあたっては、内閣府提供の「地域科学技術ポータルサイト」を活用した。地域科学技術ポータルサイトは地域科学技術の発展を支援するため、支援機関・支援施策から、助成・補助金の公募案内のリンクに至るまで、施策情報を整理・集約し検索できるサイトである¹。なお、本調査では、2009年9月29日時点の登録情報を基に、支援施策を収集・整理している。

(2) 支援施策の整理方法

現在、実施されている支援施策の概観を把握するために、「支援機関」、「特許流通への関連性」、「カテゴリ（支援手法／支援事業）」、「支援対象」について、分類基準を設定し、整理した。各調査項目の分類基準は、以下のように設定している。

①特許流通への関連性

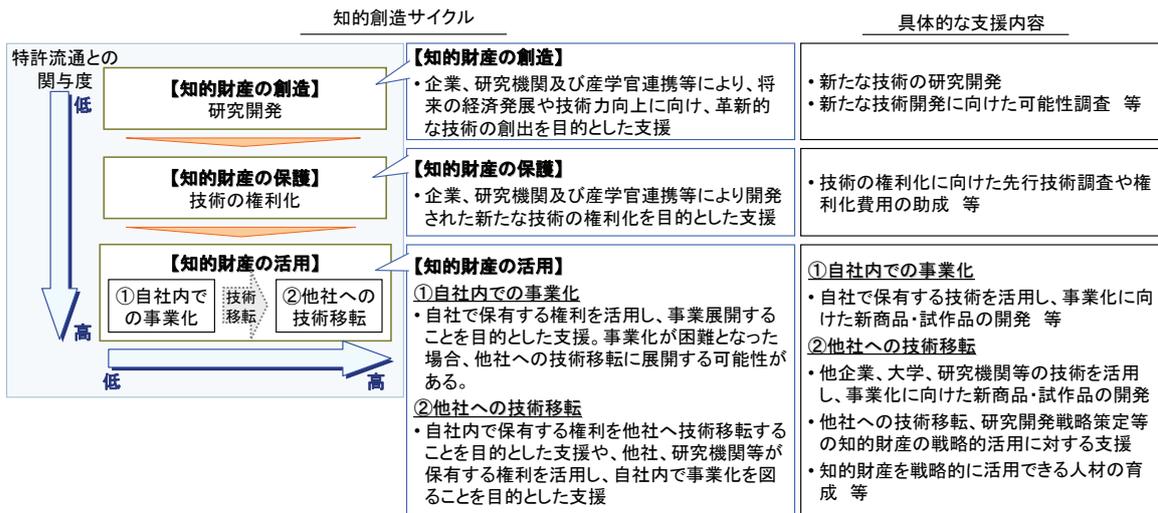
各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施している支援施策の整理にあた

¹ 以上、地域科学技術ポータルサイトによる (<http://www.chiiki.go.jp/>)

っては、知的創造サイクルの構成要素である「知的財産の創造」、「知的財産の保護」、「知的財産の活用」の観点から、支援施策をレベル分けし、分類・整理した。

そのうち、「知的財産の活用」については、特許流通への関連性が把握できるように「自社で保有する技術を活用することを目的とした支援施策」と、「他社への技術移転や他社技術の活用を目的とした支援施策」を識別し、整理した。

図表 1-1-1 特許流通への関与度による支援施策の分類



②カテゴリ（支援手法／支援事業）

地域科学技術ポータルサイトによると、各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施している支援施策の支援手法は、「助成・補助」、「融資・貸付」、「人材育成」、「環境整備」、「人材派遣・技術支援」、「その他」に分類されている。しかし、これら支援手法では、支援の方向性を把握することはできるが、具体的な支援の内容までは把握することが難しい。

そのため、支援施策の整理にあたっては、支援手法だけでなく、具体的な支援の内容が把握できるように、支援内容から支援事業を分類・整理した。具体的には、「研究開発支援」、「事業化支援」、「調査研究支援」、「研究者等育成支援」、「産学官等交流支援」、「企業育成支援」、「知的財産権利化支援」、「知的財産戦略的活用支援」、「知的財産人材育成支援」の9つに分類している。

図表 1-1-2 カテゴリ（支援手法／支援事業²）の分類

支援事業の分類		支援手法の分類	
支援事業	支援概要	支援手法	手法概要
研究開発支援	企業、大学、研究機関等において、基礎研究から応用研究までの革新的な技術を創出することを目的とした研究開発に対する支援	助成・補助	新技術や新製品の開発や、産学官等が連携した研究会の運営等に対する費用の助成・補助
事業化支援	新製品の開発、試作品作成や販路開拓等の事業化(実用化)を目指した取り組みに対する支援	融資・貸付	新たな事業展開を計画しているベンチャー企業、創業間もない中小企業等の研究開発や事業等に対する資金の融資・貸付
調査研究支援	現在の技術的課題、今後の研究開発の方向性や事業化可能性等の検討を行うための調査研究に対する支援	人材育成	企業や大学等教育機関等の技術者、研究者等に対するセミナー・講座の開催や、研究者の学会参加や先進研究機関への派遣等に対する費用の助成
研究者等育成支援	企業・研究機関等の優れた研究や事業に取り組む技術者・研究者等の育成に対する支援	環境整備	研究開発施設等の設置に係る費用の助成や研究開発施設の保有設備機器の無償利用
産学官等交流支援	産学官や企業同士の連携強化を促進し、新たな技術開発や事業の創出を目的とした、国内外の研究会・協議会等の交流に対する支援	人材派遣・技術支援	企業からの技術開発や新製品の開発等の相談に対して、アドバイスを行う専門人材の派遣
企業育成支援	企業の創業、経営力向上、事業再生等の企業育成を図るための取り組みに対する支援	その他	上記以外の支援手法(受託研究など)
知的財産権利化支援	知的財産の権利化に向け、権利化可能性の調査や出願費用等に対する支援(出願費用の補助等)	情報提供※	企業のニーズ/シーズ情報や成約事例等の事業成果等、企業が活動していく上で有益となる情報の提供
知的財産戦略的活用支援	企業等が保有する知的財産の分析や知的財産の活用(他社への技術移転、研究開発戦略策定)等の知的財産を戦略的に活用するための支援		
知的財産人材育成支援	企業・大学等教育機関等の人材に対して、知的財産の知識を有する人材育成を目的とした、知的財産に係るセミナー・講義や有識者による指導等の取り組みに対する支援		

※「情報提供」は、地域科学技術ポータルサイトでは分類されていないが、支援手法の1つとして想定されるため、アンケート調査（第2章参照）の選択肢として追加している

③支援対象

地域科学技術振興施策は、各府省庁やその関係機関及び地方自治体といった様々な組織によって実施されているため、支援対象の記載内容は多様なものとなっている。記載されている支援対象をそのまま活用した場合、種類が膨大となり、支援施策が充足、又は不足している組織は何処かといった観点から支援施策の傾向を分析することが困難となることが想定される。

そのため、支援対象の整理にあたっては、「産学官連携」の観点を基に、「個人・ベンチャー企業」、「中小企業」、「その他企業」（以上、「産」の観点）、「教育機関」（以上、「学」の観点）、「公設試」、「公共団体」、「支援機関」（以上、「官」の観点）、「研究グループ」（以上、「連携」の観点）の8つに分類・整理した。

² 弊社において支援内容から支援事業を分類

図表 1-1-3 支援対象の分類³

支援対象の分類		具体的な支援対象の記載	支援対象の分類		具体的な支援対象の記載
産	個人・ベンチャー企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業者 ● 創業予定者 ● 小規模事業者 ● ベンチャー企業 など 	官	公設試	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体等の法人格を有する研究機関 ● 国立試験研究機関 ● 県内の産業支援機関 ● 独立行政法人等の研究機関 ● 公設研究機関の研究者 など
	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業 ● 中小企業を含む企業グループ ● 中小企業を含む団体 など 		公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体 ● 政令指定都市 など
	その他企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業 ● 技術研究組合 ● 未上場企業 ● 事業協同組合 ● 地方銀行 など 		支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 社団法人 ● 財団法人 ● NPO ● 中小企業支援団体 ● 商工会・商工会議所 など
学	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学、高専等の教育機関 ● 教育機関の研究者 ● 大学共同利用機関法人 ● TLO など 	連携	研究グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同研究開発グループ ● 産学官等が連携する研究グループ ● コンソーシアム ● 協議会・研究会 など

(3) 支援施策整理の視点

現状の支援の傾向を把握できるように、支援施策の整理にあたっては、知的財産の活用を支援するために必要な要素である「支援機関」、「支援対象」、「支援手法／支援事業」の3つの視点から整理した。

【支援機関】

- 各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施する支援施策の「支援対象」及び「支援手法／支援事業」の相違から、各支援機関が実施する支援の傾向を把握する。
- 各地域が実施している支援施策の「支援対象」や「支援手法／支援事業」の相違から、各地域が実施する支援の傾向を把握する。

【支援対象】

- 各府省庁やその関係機関及び地方自治体が重点的に支援している「支援対象」の傾向を把握する。

【支援手法／支援事業】

- 各府省庁やその関係機関及び地方自治体が重点的に実施している「支援手法／支援事業」の傾向を把握する。

³ 弊社において支援内容から支援対象を分類

1-1-2. 地域科学技術振興施策における取組状況

(1) 地域科学技術振興施策の概観

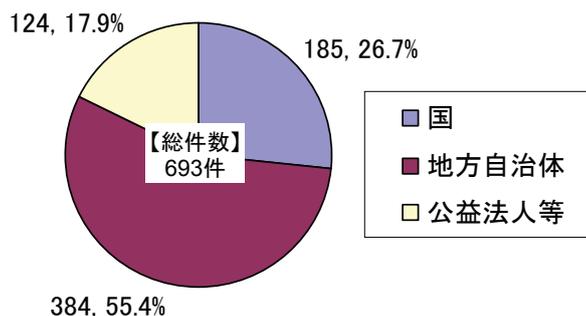
ここでは、地域科学技術振興施策の支援施策全体の概観を整理した結果を以下に提示する。

①支援機関の概観

地域科学技術振興施策を実施している支援機関は、「国（各府省庁やその関係機関）」、「地方自治体（(財)産業振興機構、知的所有権センター等も含む）」、「公益法人等（上記に該当しない社団・財団法人、民間企業）」の大きく3つに分類される。

支援機関の概観を見ると（図表 1-1-4）、「国」及び「地方自治体」が実施している支援施策は全体の約 82%であり、両方で支援施策の大半を占めていることが確認できる。そのうち「地方自治体」が実施している支援施策は約 55%（384 件）と全体の半数以上を占めているが、事業者等の施策利用者が支援を受ける上では、自身の地域が実施する支援施策を認知していればよいため（単純計算で 1 都道府県約 8 個）、十分把握できる数であると考えられる。しかし、「国」が実施している支援施策は 185 件（全体の約 27%）あり、全国の利用者に対する支援施策であるため、利用者にとっては、これら全てを把握することは困難であると推察される。

図表 1-1-4 支援施策の実施機関（支援機関）の概観

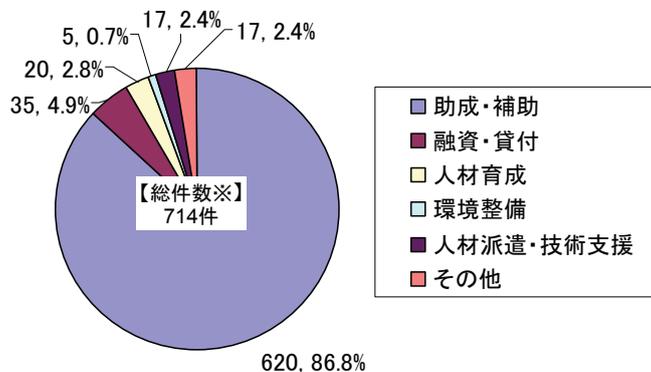


②支援手法の概観

次に、支援施策全体に占める支援手法の概観を見ると（図表 1-1-5 参照）、「助成・補助」が全体の約 87%（620 件）であり、支援施策の大半を占めていることから、現在の支援施策は資金面からの支援を重点的に実施していることが伺える。なお、その他の支援手法では、「融資・貸付（4.9%、35 件）」、「人材育成（2.8%、

20 件)」、「人材派遣・技術支援 (2.4%、17 件)」、「環境整備 (0.7%、5 件)」の順で支援手法の割合は高くなっている。

図表 1-1-5 支援手法の概観



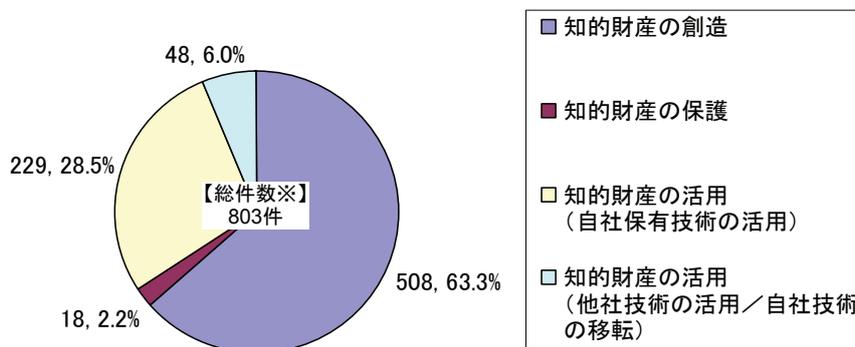
※ 1 つの支援施策の中に、複数の支援手法が含まれる場合があるため、支援施策の総件数 (693 件) より多い

③特許流通への関与度、支援事業の概観

知的創造サイクルの観点から各支援施策の特許流通との関連性を見ると (図表 1-1-6 参照)、「知的財産の創造」が全体の約 63%を占めていることから、新たなシーズの創出に対して重点的に支援施策が実施されていることが確認できる。

また、「知的財産の活用」のうち、自社で保有する技術活用のための支援の割合が約 29%と高くなっている一方、特許流通と直接関連する他社技術の活用、又は他社への技術移転に関する支援が約 6.0%と小さいことが確認できる。

図表 1-1-6 特許流通への関与度の概観⁴



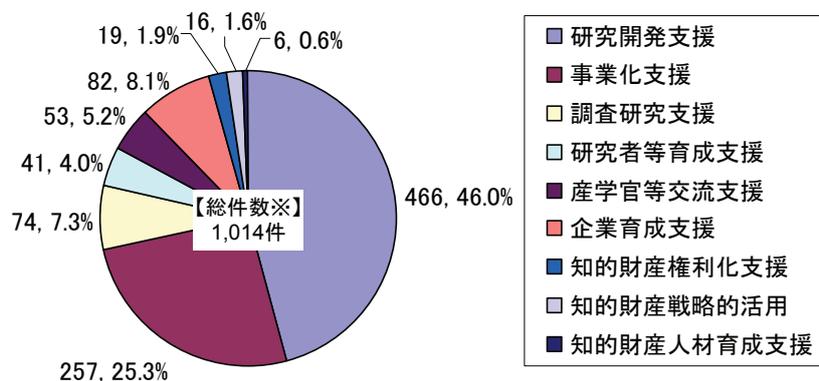
※ 支援施策の範囲は幅広いいため、支援施策の総件数 (693 件) より多い

⁴ 弊社にて、支援内容から特許流通への関与度を分類

この結果を踏まえ、支援事業について整理した結果を見ると（図表 1-1-7 参照）、特許流通への関与度の結果に合わせて（図表 1-1-6）、「知的財産の創造」と関連する「研究開発支援」の割合が最も高く（約 46%）、「知的財産の活用」と関連する「事業化支援」の割合が次に高く（約 25%）なっていることが確認できる。

これら結果を踏まえると、現状の支援施策は、知的創造サイクルの「創造（研究開発支援）」と「活用（事業化支援）」に対して重点的に支援が行われていることが伺える。

図表 1-1-7 支援事業の概観



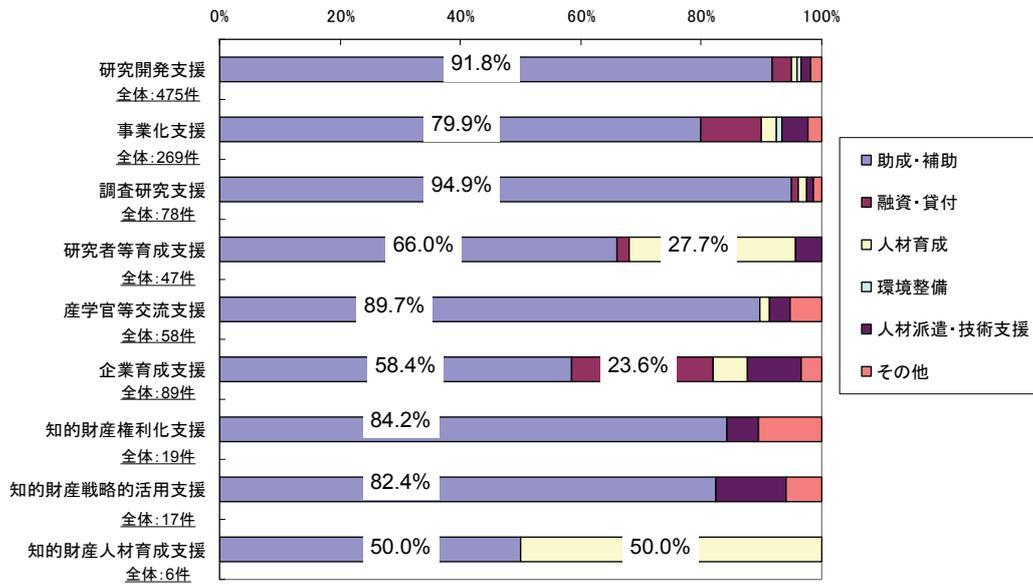
※ 1 つの支援施策の中に、複数の支援事業が含まれる場合があるため、支援施策の総件数（693 件）より多い

④支援事業別の支援手法の概観

支援事業別の支援手法の概観を整理した結果を見ると（図表 1-1-8 参照）、全ての支援事業において、「助成・補助」の割合が高くなっていることが確認できる。なお、一部の支援事業においては、「助成・補助」以外の支援手法の割合が相対的に高い（「研究者等育成支援」では、「人材育成」の割合が高い等）ものもあるが、「助成・補助」と比較して、全体に占める割合は小さくなっている。

このことから、現在の支援施策においては、全ての支援事業に対して、資金面からの支援を重点的に実施していることが伺える。

図表 1-1-8 支援事業別の支援手法の概観

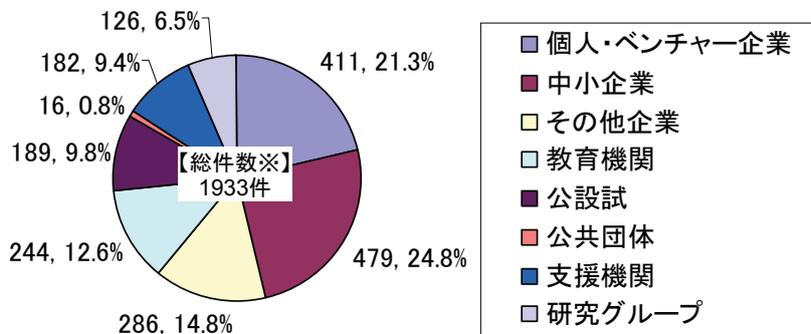


⑤支援対象の概観

支援対象の概観を整理した結果を見ると（図表 1-1-9 参照）、「個人・ベンチャー企業」、「中小企業」に対する支援施策が合わせて約 46%と全体の半分近くを占めていることから、地域の活性化を支える企業に対して、重点的に支援施策が提供されていることが推察される。そして、主に新たな技術の研究開発を行う機関である「教育機関」、「公設試」及び「研究グループ」に対する支援施策は合わせて 30%近くを占めていることが確認できる。

これら結果を踏まえると、現状の支援施策においては、新たな技術を創出する研究開発機関から事業を展開する企業まで、知的創造サイクルに基づいた総合的な支援を提供していることが推察される。

図表 1-1-9 支援対象の概観

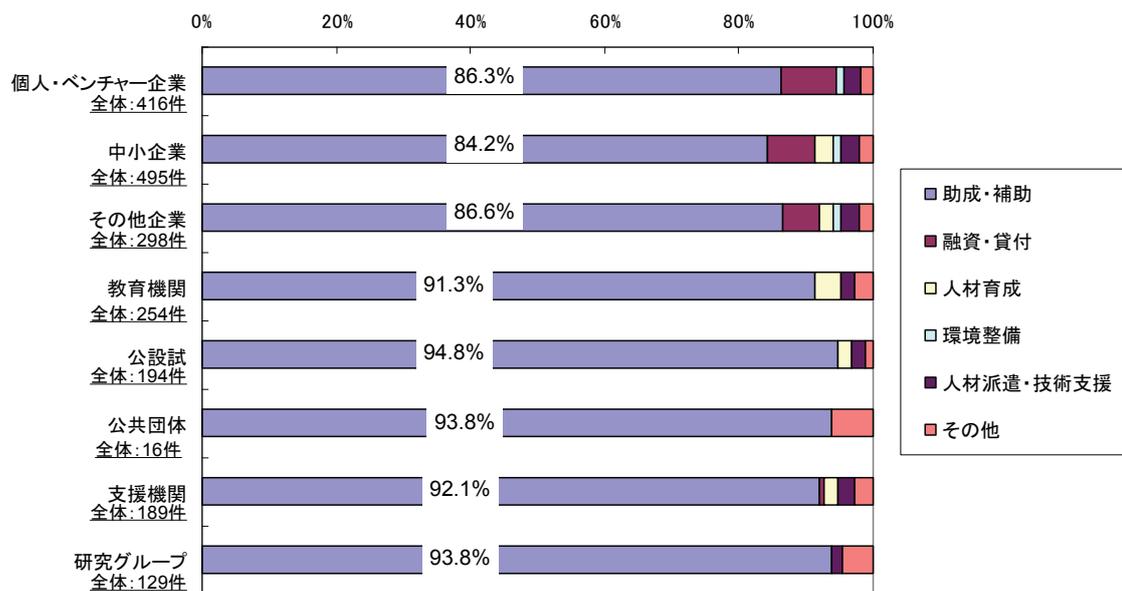


※ 1 つの支援施策の中に、複数の支援対象が含まれる場合があるため、支援施策の総件数（693 件）より多い

⑥ 支援対象別の支援手法の概観

支援対象別の支援手法の概観を整理した結果を見ると（図表 1-1-10 参照）、全ての支援対象において、全体に占める「助成・補助」の割合が高いことから（全体の 80%以上を占める）、現在の支援施策は、各支援対象に対して資金面から多くの支援が行われていることが推察される（「助成・補助」、「融資・貸付」を合わせると、全体の 90%以上を占める）。

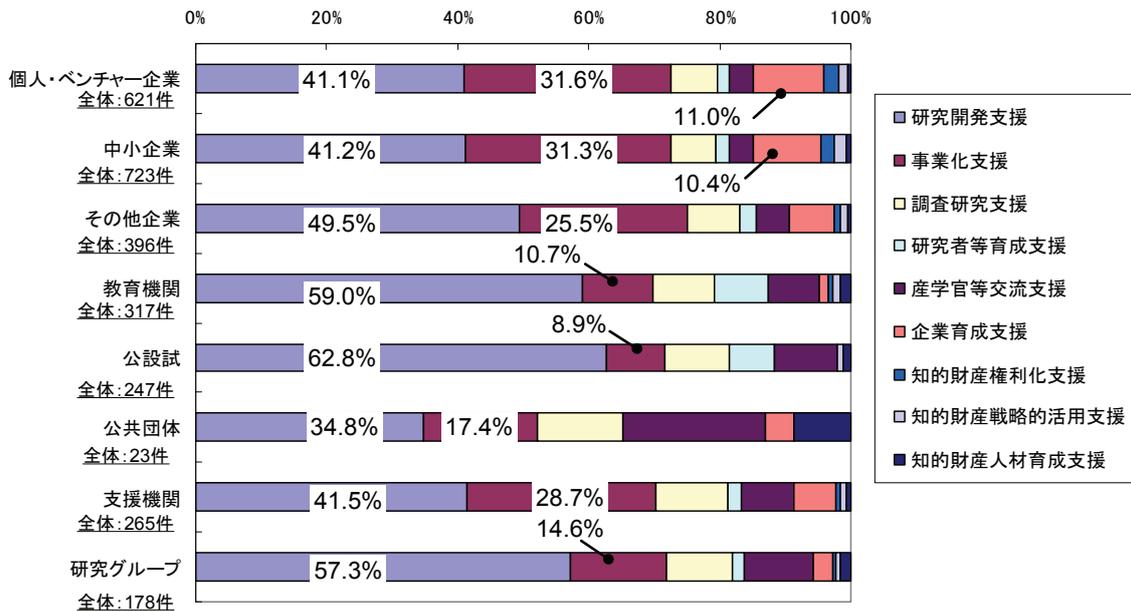
図表 1-1-10 支援対象別の支援手法の概観



⑦ 支援対象別の支援事業の概観

支援対象別の支援事業の概観を見ると（図表 1-1-11 参照）、全ての支援対象において、「研究開発支援」の割合が高くなっていることが確認できる。そのうち、「個人・ベンチャー企業」、「中小企業」においては、その他の支援対象と比較して、「事業化支援」や「企業育成支援」の割合が相対的に高くなっていることから、現在の支援施策は、地域の活性化に直接寄与する企業の発展に向けた支援を実施していることが推察される。なお、「教育機関」、「公設試」においては、主に新たな技術を創出する研究機関であるため、その他支援対象と比較し、全体に占める「研究開発支援」の割合が高くなっていることが確認できる。

図表 1-1-11 支援対象別の支援事業の概観



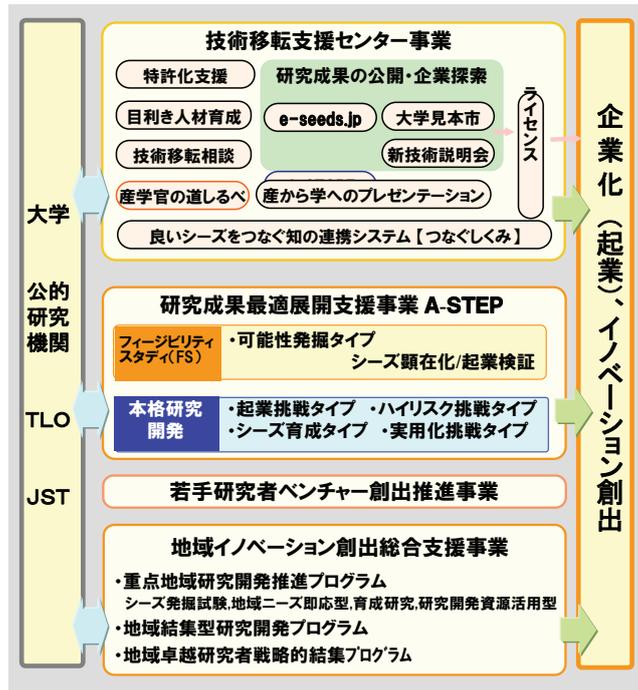
⑧国や国の関係機関による知的財産に係る支援施策の取組事例

これまで支援施策全体の概観を見てきたが、ここでは、国や国の関係機関が実施する知的財産に係る支援施策として、本調査委員会の委員として参画頂いた（独）科学技術振興機構（以下、「JST」）、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」）、（独）中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）の取り組みについて紹介する。

〔（独）科学技術振興機構〕

JST では、新技術の事業化開発という産学連携・技術移転事業を行っており、その中では、大きく「技術移転支援センター事業」、「研究成果最適展開支援事業 A-STEP」、「地域イノベーション創出総合支援事業」の3つの事業を展開している。ここでは、そのうち本調査委員会で報告を受けた「技術移転支援センター事業」、「地域イノベーション創出総合支援事業」を取り上げ紹介する。

図表 1-1-12 「産学連携・技術移転事業」の全体像

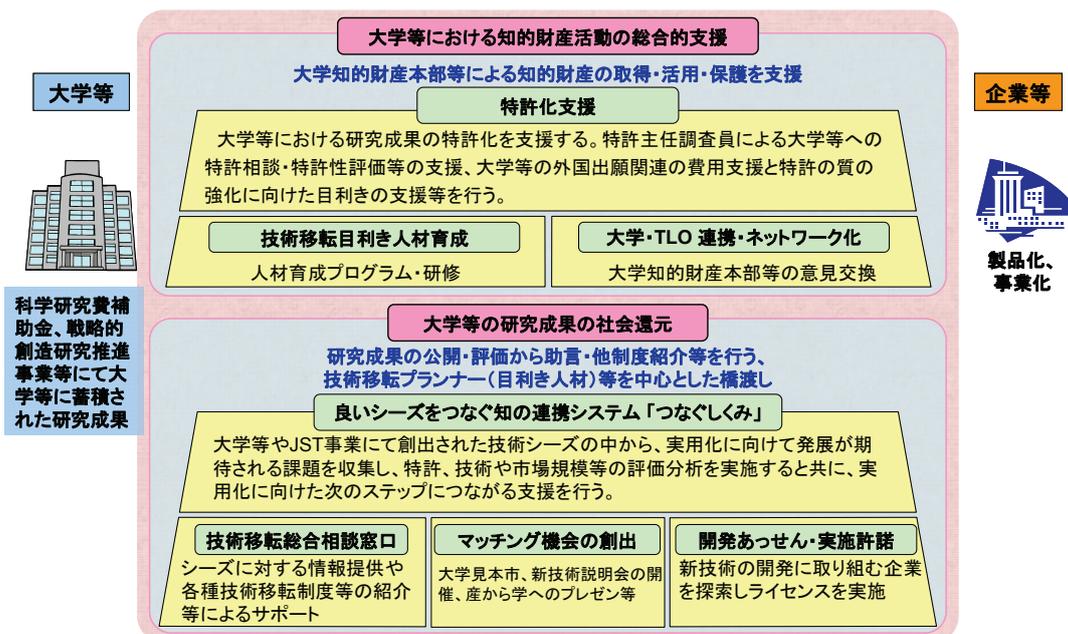


出所) 委員会における JST 提示資料

i) 技術移転支援センター事業

本事業では、大学等の研究成果の実用化を促進するため、研究成果の特許化支援や技術移転に関連する様々な支援を実施している。

図表 1-1-13 「技術移転支援センター事業」の全体像

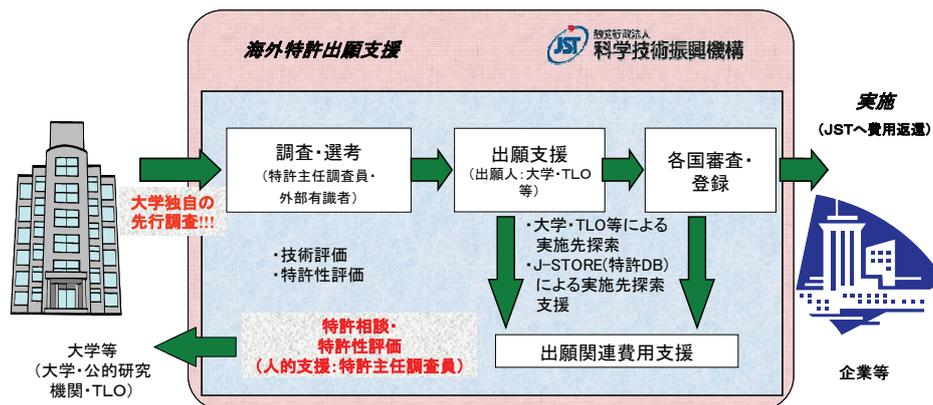


出所) 委員会における JST 提示資料

■大学等の特許化支援

JST では、大学等における研究成果の特許化を支援している。具体的には、特許主任調査員による大学等への特許相談・特許性評価などの支援を行っており、また、大学等の外国出願関連の費用支援と特許の質の強化に向けた目利きの支援等を行っている。なお、支援の仕組みは以下の通りである。

図表 1-1-14 「大学等の特許化支援」の仕組み



出所) 委員会における JST 提示資料

■目利き人材育成

大学等の研究成果を実用化する人材の育成・確保のため、大学、TLO 等における技術移転業務を支援・サポートする人材(目利き人材)の専門能力の向上、目利き人材のネットワーク構築等を目的とした研修を実施している。

【研修内容 (平成 21 年度)】

研修プログラムは、コーディネート事例研究コース、基礎コース、地域(大学等)コース、事務部門コース、実務・実践コース、国の支援制度から構成されている。研修は、各々、講義、事例研究・討論等からなり、講師には大学、企業等におけるそれぞれの分野の専門家が当たる。

■良いシーズをつなぐ知の連携システム「つなぐしくみ」

大学等で創出・育成された技術シーズの中から実用化に向けた発展が期待される課題を収集し、目利き人材が特許、技術や市場規模等の評価分析を行って、次の実用化ステップへ円滑につなげる支援を行うことにより、実用化を促進している。

【事業の特徴】

- ✓ 特許、技術や市場規模等の評価分析を行い、その結果を申請者等に送付する。
- ✓ 実用化の可能性が高い課題については、詳細な評価分析を行って「目利きレポート」として送付する。
- ✓ 「目利きレポート」を送付した課題の中で実用化につなげるためにデータの追加取得や検証が特に必要な課題については、データ追加取得等のための費用を支出する。
- ✓ 最適な研究開発制度（競争的資金制度等）の紹介、共同研究やライセンスにつながる場（新技術説明会等）の提供、技術移転候補企業情報の提供等の実用化に向けて支援する。

■技術移転相談総合窓口

本事業では、研究の成果を企業に技術移転する際の様々な課題について、相談を受ける窓口を設けている。技術移転に関する経験豊富な JST スタッフが常駐して、研究者や企業等の相談に応じる。また、技術移転に関する種々の情報を提供する。

■マッチング機会の創出

本事業では、大学等で生まれた研究成果と企業のマッチング機会の創出のため、「新技術説明会」と「大学見本市等」の2つの場の提供を実施している。

「新技術説明会」は、大学、公的研究機関及び JST の各事業により生まれた研究成果について、研究者が自ら、実用化を展望した新技術の説明を行っている。具体的な説明会の内容は以下の通りである。

- ✓ 大学連携新技術説明会
大学等で創出された研究成果の社会還元を促進するため、各大学等からライセンス可能な特許を対象として開催
- ✓ 分野別新技術説明会
主に、J S T の各種事業より創出された研究成果を対象として、技術分野別に開催
- ✓ 産から学へのプレゼンテーション
産業界から問題解決及び研究ニーズを大学研究者及び関係者等に対してプレゼンを開催

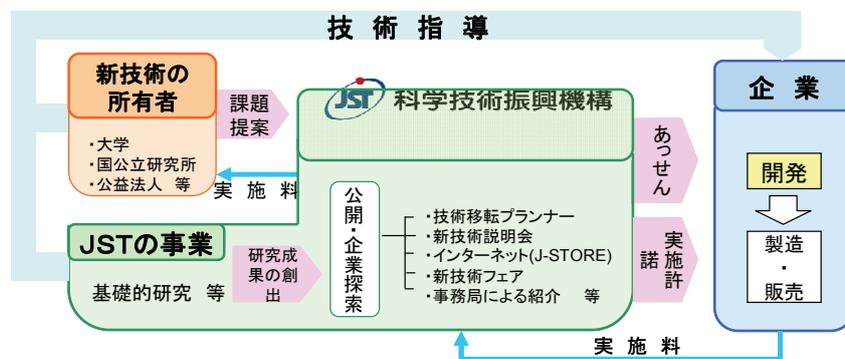
そして、「大学見本市」では、全国規模での大学発「知」の見本市を開催し、

優れた技術シーズと産業界のニーズとのマッチングを図っている。

■ライセンス（開発あっせん・実施許諾）

新技術の開発に取り組む企業を探索し、研究者の所有する特許権等を企業に斡旋する制度（開発あっせん）および、機構の事業により生み出された研究成果を企業に実施させる制度（実施許諾）である。これら制度により研究成果の実用化を促進することを目的としている。ライセンスの例として、ルテニウム水素移動型還元触媒（野依良治（名古屋大学）他/関東化学株式会社）や全反射傾向顕微鏡システム（徳永万喜洋（国立遺伝学研究所）他/オリンパス株式会社）などがある。

図表 1-1-15 「ライセンス（開発あっせん・実施許諾）」の仕組み



出所) 委員会における JST 提示資料

ii) 地域イノベーション創出総合支援事業

地域イノベーション創出総合支援事業では、大きく「重点地域研究開発推進プログラム」と「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の2つの事業を行っている。自治体、省庁、JST の基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、全国16ヶ所にある JST イノベーションプラザ・サテライトを拠点として、シーズの発掘から企業化までの研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援している。

JST イノベーションプラザ・サテライトは、大きく3つの活動を行っている。具体的な活動内容は以下の通りである。

✓ 地域の産学官交流

研究者、技術者によるセミナー、フォーラム、研究会等の開催。科学技術コーディネータが大学や企業等の研究開発情報を収集、地域における試験研究のコーディネート活動

- ✓ 研究成果の育成
大学等の独創的研究成果で実用化が望まれる技術について、産学官の共同研究、シーズ発掘試験等を実施し、事業化の推進
- ✓ 諸事業との連携
他の技術移転関連事業への研究成果等の橋渡し

■重点地域研究開発推進プログラム

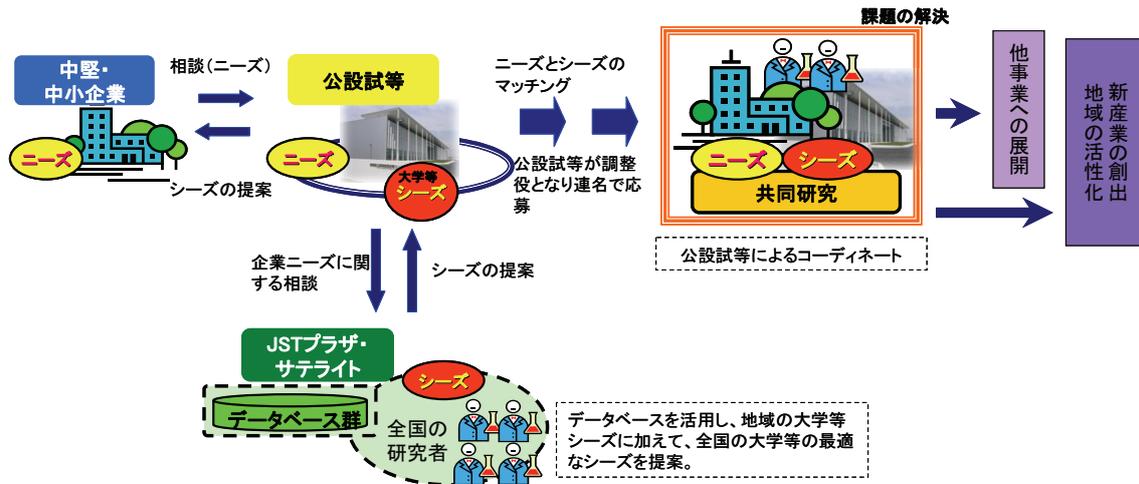
- ・ シーズ発掘試験（発掘型、発展型）
この事業では、各種コーディネータが発掘した大学等の「研究シーズ」の実用化に向けて、試験研究を必要とする研究課題を対象とし、イノベーション創出に資するとともに、コーディネータ等の活動を支援している。事業対象は2つに分かれており、シーズの実用化に向けて試験研究を必要とする課題は「A. 発掘型」、過去のシーズ発掘試験にて採択された課題をもとに応募することが必要な課題は「B. 発展型」としている。

- ・ 地域ニーズ即応型
地域の中堅・中小企業のニーズ（技術的課題）に対し、大学・公設試・高専等のシーズを活用した研究開発を推進することで、企業が抱える課題の解決を目的とし、新産業の創出と地域の活性化を図る事業である。この事業の特徴は以下の通りである。

【事業の特徴】

- ✓ 地域の中堅・中小企業がもつニーズ（技術的課題）に対し、大学・公設試・高専等のシーズをマッチングさせ、技術的課題を解決することに主眼をおいた企業ニーズオリエンテッド型の研究開発を実施。
- ✓ 地域に根ざした機関である公設試等が把握している企業ニーズや大学等シーズ、コーディネート機能を積極的に活用。
- ✓ 参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等のそれぞれの機関において予算が執行可。（個別に契約締結）

図表 1-1-16 「地域ニーズ即応型」の仕組み



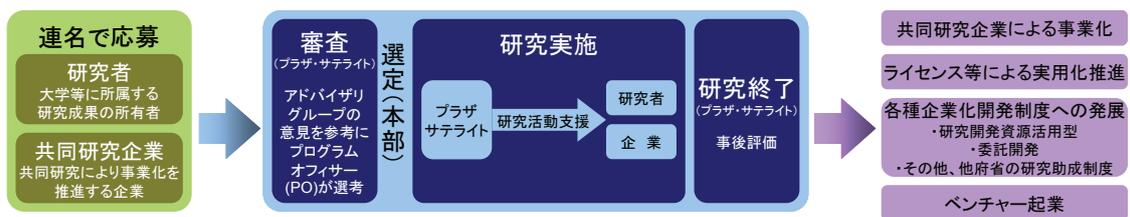
出所) 委員会における JST 提示資料

・ 育成研究

大学や国公立試験研究機関等の独創的研究成果のうち実用化が望まれる技術についての研究課題を募集し、大学等の研究者、事業化を推進する企業が共同で、実用化に向けた試験研究を実施する。

本制度では、研究者と当該技術の事業化を推進する企業は連名で応募し、プラザ・サテライトは、研究者、共同研究企業と一体となり、研究課題の進捗管理、実用化に向けたサポートなど、研究活動を支援していく仕組みとなっている（図表 1-1-17 参照）。

図表 1-1-17 「育成研究制度」の仕組み



出所) 委員会における JST 提示資料

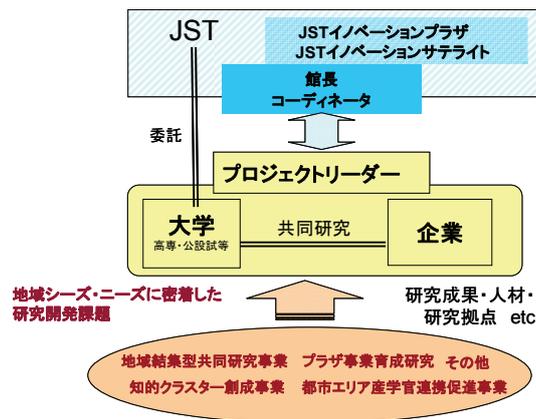
・ 研究開発資源活用型

本事業は、地域の科学技術振興事業の成果や産学による共同研究の成果で、地域への産業振興の貢献が期待される研究成果の地域企業への円滑かつ効果的な技術移転を実現し、地域におけるイノベーションの創出に資することを目的としている。

【事業の特徴】

- ✓ 地域の研究成果（地域研究開発資源）を活用
- ✓ 地域の産業振興への貢献度の高いテーマを選定し、事業化に向けた産学等の共同研究を実施
- ✓ プラザ（サテライト）の科学技術コーディネータ等を活用し、効率的に研究開発を推進

図表 1-1-18 「研究開発資源活用型」の仕組み



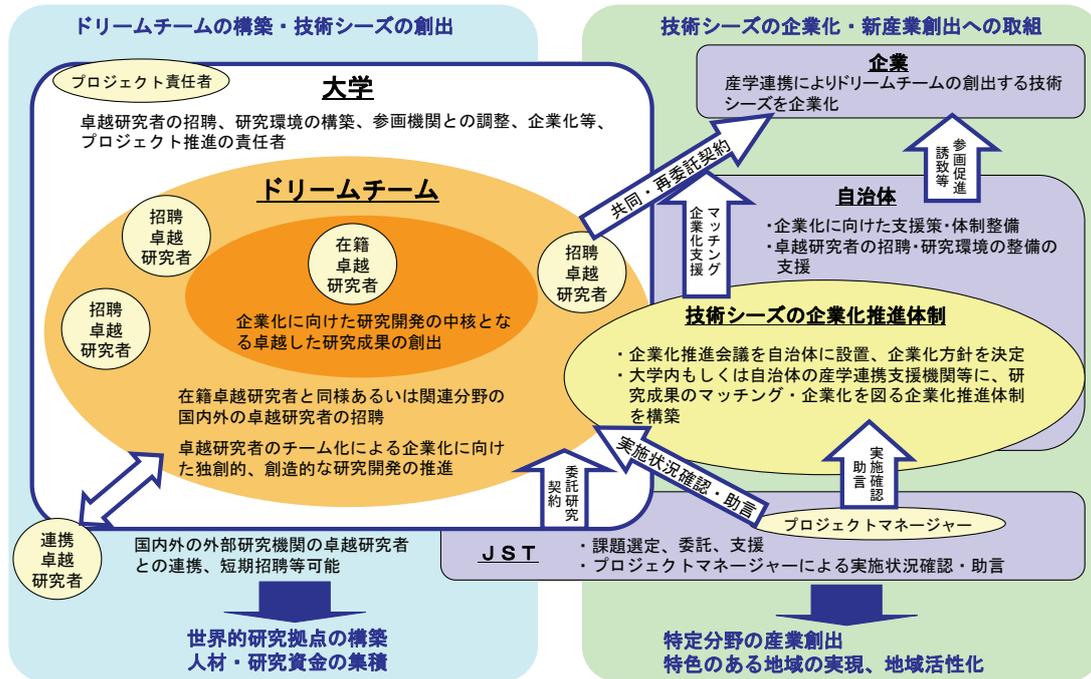
出所) 委員会における JST 提示資料

■ 地域卓越研究者戦略的結集プログラム

本事業は、地域の大学において特定分野に関し、国内外で卓越した研究を実施している研究者を中核とし、企業化に向け国内外の関連分野の卓越研究者を招聘し、研究開発を加速化するとともに、産学官連携により企業化に導くことにより、地域におけるイノベーション創出・地域活性化を目的とするプログラムである⁵。

⁵ 以上、委員会にて JST が提示した資料及び JST の HP (<http://www.jst.go.jp/>) による

図表 1-1-19 「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の仕組み



出所) 委員会における JST 提示資料

〔(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構〕

NEDO では、研究開発の成果を如何に事業化／製品化に結びつけるかといった、出口戦略を強化しており、その 1 つとして、知財戦略に関する取り組みを行っている。

平成 11 年 10 月に日本版バイドール条項が施行され、現在は、研究開発成果としての知的財産権は、研究開発プロジェクトの成果として、受託者に帰属するものとなっている。現在、NEDO の研究開発プロジェクトにより開発された特許出願数は約 17,000 件を超え、うち登録済みの特許は約 2,300 件に達する。

NEDO で実施されている知的財産に係る支援施策は、大きく「研究開発プロジェクト等に係る知的財産権の活用」と「研究開発の成果を事業化に結びつけるための支援事業」の 2 つがあり、それぞれの事業詳細は以下に通りである。

i) 研究開発プロジェクト等に係る知的財産権の活用について

■未活用知的財産権の公表について

バイドール条項施行以前の研究開発プロジェクトの成果の知的財産権については、NEDO 資産管理部が管理しており、外部活用のために、NEDO のホームページ等に公開している (NEDO 単独 85 件。委託先との共同特許を含め、INPIT 特許流通データベースに約 700 件登録)。また、所有特許の活用のための対外的 PR

(パンフレット作成、展示会での紹介)を行っている。

ii) 研究開発の成果を事業化に結びつけるための支援事業について

■技術経営力（知財戦略を含む）強化に関する助言について

NEDO では研究開発や実用化開発の委託・助成事業を行うだけでなく、その研究開発の成果を事業化、製品化に結びつけるための支援事業（技術経営力支援）を行っている（今年度から、NEDO の直執行事業として実施）。当該事業では、研究開発成果を事業化に結びつけるために事業者が要望する分野（事業化戦略、知的財産戦略、市場戦略等）に対する助言を行う。助言は、技術経営等の専門家（技術経営アドバイザー）及び NEDO 職員が行っている。なお、技術経営アドバイザーとして、経営コンサルタント、中小企業診断士、公認会計士、弁理士等の専門家を NEDO が委嘱している。

■産業技術コンダクターの派遣について

大学等の優れた技術シーズの実用化を効果的に結実するため、企業・大学等で研究開発・プロジェクト管理等の実務経験がある 40 歳未満の若手研究者を NEDO の「産業技術コンダクター」として雇用し、産学連携機関等に派遣して、技術シーズの発掘、研究成果の実用化展開などの支援を行っている。産学連携活動に関する実務を含め、技術シーズを迅速に実用化・事業化に繋げるためのプロジェクト支援を実施するとともに、産業技術コンダクター自身の人材の育成・資質向上を図っている。

平成 21 年度は、6 名のコンダクターをそれぞれ全国に派遣している⁶。

[(独) 中小企業基盤整備機構]

中小機構では、知的財産に係わる支援として、会社を起こす、新しい事業を立ち上げる等の前向きな「挑戦」に対してサポートする「創業・新事業展開の促進事業」を行っている。当該事業では、「ファンド出資」、「新連携支援・地域資源活用」、「新現役チャレンジ支援」、「ビジネスマッチング」、「ハンズオン支援」、「産学官連携支援」、「インキュベーション」及び「企業支援」の 8 つの支援を行っている。この中で、知的財産との係わりを委員会にて言及された「ハンズオン支援（専門家の派遣）」について、その詳細を紹介することとし、その他の支援については概要の説明のみに留めることとする。

⁶ 以上、委員会にて NEDO が提示した資料による

i) ファンド出資

民間投資会社が運営する投資ファンド（投資事業有限責任組合）に対して資金を提供することで、ファンド組成を促進し、ベンチャー企業や既存中小企業への投資機会の拡大を図っている。

ii) 新連携支援・地域資源活用

新連携支援は「やる気」「技術」「アイデア」に優れた複数の中小企業が自社の「強み」を持ち寄り、新商品・新サービスの開発等への取組をサポートする。地域資源活用は、地域の中小企業による、地域の「強み」となりえる産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等への取組をサポートする。

iii) 新現役チャレンジ支援

新現役チャレンジ支援は、企業の退職者等で今まで培ってきた①豊富な実務経験・知識、②人的ネットワークなどを活かして、地域や中小企業の支援をしたいという方（新現役）を発掘し、その方々を必要とする中小企業等とマッチングさせる全国規模の事業である。中小機構は全国事務局として、全国8ヶ所のブロック事務局および全国47都道府県にある地域事務局とともに本事業を推進している。

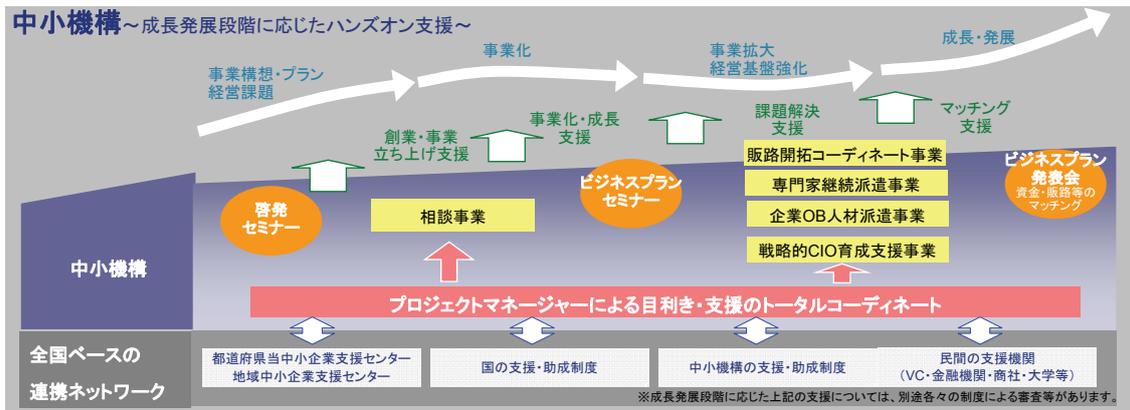
iv) ビジネスマッチング

中小・ベンチャー企業にビジネスプランの発表や製品・技術等を展示、紹介する場を提供することで、ビジネスマッチングを促進する。

v) ハンズオン支援（専門家の派遣）

全国9ヶ所の支部では、窓口相談のほか、経営・技術・財務・法律・知財などの専門家を中小企業等に派遣している。これにより中小企業等の経営課題、発展段階に応じたタイムリーで適切なアドバイスを行い、中小企業、ベンチャー企業の成長・発展を支援する。

図表 1-1-20 ハンズオン支援



出所) 中小機構パンフレット「創業・新事業展開の支援」を元に作成

(<http://www.smrj.go.jp/venture/data/index.html>)

■相談事業

[相談窓口]

全国の支部の「相談コーナー」で経営・技術に関する幅広い相談、情報提供に応じる

[電子相談]

パソコンからインターネット経由で気軽に相談できる窓口

[出張相談]

全国各地で開催される創業・ベンチャー関連のイベントに合わせて、各支部が「相談コーナー」を設け、来場者の相談に応じる

■専門家継続派遣事業

中小企業の様々な経営課題の解決、新事業開拓等の企業目標の実現に向けて、専門家を長期・継続して派遣し、経営ノウハウ等のソフト面を中心に総合的なハンズオン支援を行い、中小企業の成長・発展を支援する。

[対象者]

株式公開を目指すベンチャー企業、第2創業・経営革新等による新事業開拓等に積極的に取り組む中小企業

[支援期間等]

支援内容により①6ヶ月以内、②6ヶ月超～1年で平均月2～3回

[派遣する専門家]

中小企業診断士や公認会計士、弁護士、弁理士など、中小企業の育成・支援の第一線で活躍している経験豊富な専門家

■企業 OB 人材派遣事業

中小企業が直面する経営課題解決を支援するため、大手企業等の OB 人材を短期間集中して中小企業に派遣し、特定の経営課題・テーマの解決に必要な実務知識・ノウハウ面からアドバイスを行い、実務支援を通じて経営向上を支援する。

[対象者]

特定の経営課題解決のため実務面の支援を必要とする中小企業

[支援期間等]

1 件あたり 3 ヶ月以内（派遣回数は 10 回以内）

[派遣する専門家]

大手・中堅企業等で 10 年以上の実務経験を有する OB 人材で特定分野のスペシャリスト

■戦略的 CIO 育成支援事業

中小企業の経営戦略に基づく IT 計画の策定およびその実施に向けて、専門家を比較的長期間派遣し、経営課題の解決に必要なノウハウ面のアドバイスを行うとともに、アドバイスを通じ、中小企業における IT の人材育成を行う。

[対象者]

部門間、企業間の連携など比較的高度な IT システムを導入することにより経営改革を計画的に実施しようとしている中小企業

[支援期間等]

支援内容により 3 ヶ月～1 年間程度

[派遣する専門家]

CIO 経験者、中小企業診断士など中小企業の IT 経営に関し、十分な知見と実績がある専門家

■販路開拓コーディネーター事業

首都圏もしくは近畿圏市場へのアプローチを販路開拓コーディネーターが支援する。

[対象者]

優れた新商品（新製品・新技術・新サービス等）を待ちながら、新規性が高く具体的な市場が見つからない、また全国市場など広域的な販路開拓を行いたい手がかりなど、単独での販路開拓が困難な中小企業

[派遣する専門家]

販路ネットワークを持つ販路開拓コーディネーター

vi) 産学官連携支援

従来の産学官連携が「大企業や一部の強い企業」「技術案件」「研究部門」「技術シーズの移転」をすべて満たすものが中心だったのを、「一般的な中小企業」「技術以外」「事業部」「現場初の課題対応」に広げることを通じて、中小企業の産学官連携について広くサポートする。

vii) インキュベーション

インキュベーション施設とは、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小・ベンチャー企業等のための賃貸型事業施設で、インキュベーションマネージャーが入居者の事業活動を支援する。中小機構では、①地域の産業集積、資源を広く活用して新事業の創出を目指す方を対象とした「新事業創出型事業施設」、②大学のシーズおよび知的財産を活用して新事業の創出を目指す方を対象とした「大学連携企業家育成施設」の2タイプのインキュベーション施設を賃貸し、新事業創出を支援する。

viii) 企業支援

創業・ベンチャー企業に対する国民理解の向上と、独創性に富む企業家精神の発揮等の国民意識の涵養を目的として、表彰やシンポジウムなどを通じて情報を発信する⁷。

(2) 国と地方自治体の支援施策の比較

前述した支援施策全体の概観に次いで、各府省庁やその関係機関（以下、「国」と地方自治体（(財)産業振興機構、知的所有権センター等の関係機関も含む）が実施している支援施策の傾向の相違を把握するために、両者を比較した結果を以下に提示する。

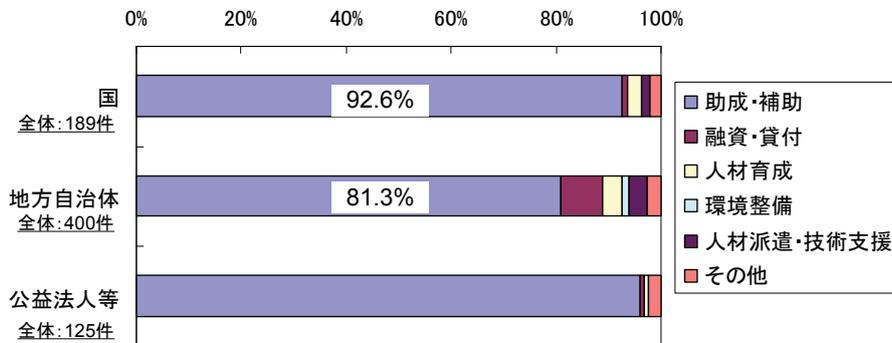
① 支援手法の比較

支援手法を比較した結果を見ると（図表 1-1-21 参照）、国及び地方自治体共に「助成・補助」の割合が全体の 80%を越えており（「国」の支援手法においては、90%を超えている）、両者が実施する支援施策の支援手法の傾向に大きな相違はな

⁷ 以上、中小機構パンフレット「創業・新事業展開の支援」による
(<http://www.smrj.go.jp/venture/data/index.html>)

く、両者共に資金面からの支援を重点的に実施していることが伺える。

図表 1-1-21 支援手法の比較



②支援事業の比較

国と地方自治体の支援事業を比較した結果を見ると（図表 1-1-22 参照）、国は「研究開発支援」に対して、約 58%の支援施策を実施している一方で、地方自治体では約 37%であることから、国の提供する支援事業と比較して、全体に占める割合は小さいことが確認できる。

次に「事業化支援」の割合を比較すると、地方自治体では、約 34%であるのに対して、国では約 15%であることから、「研究開発支援」とは逆の結果となっている。このことから、国では新たな技術の創出（知的創造サイクルの「創造」の段階）に対して重点的に支援を実施しているのに対して、地方自治体では、地域の活性化に直接寄与する企業の事業化に重点を置いて支援施策を実施しているものと推察される。

そのため、今後の支援施策の検討にあたっては、例えば、国は研究開発支援を実施し、地方自治体ではその技術を活用した事業化支援を実施する等、国と地方自治体の役割を明確化した上で、支援施策を提供することにより、両者の相乗効果が発揮され、地域の活性化に繋がると考えられる。

図表 1-1-22 支援事業の比較

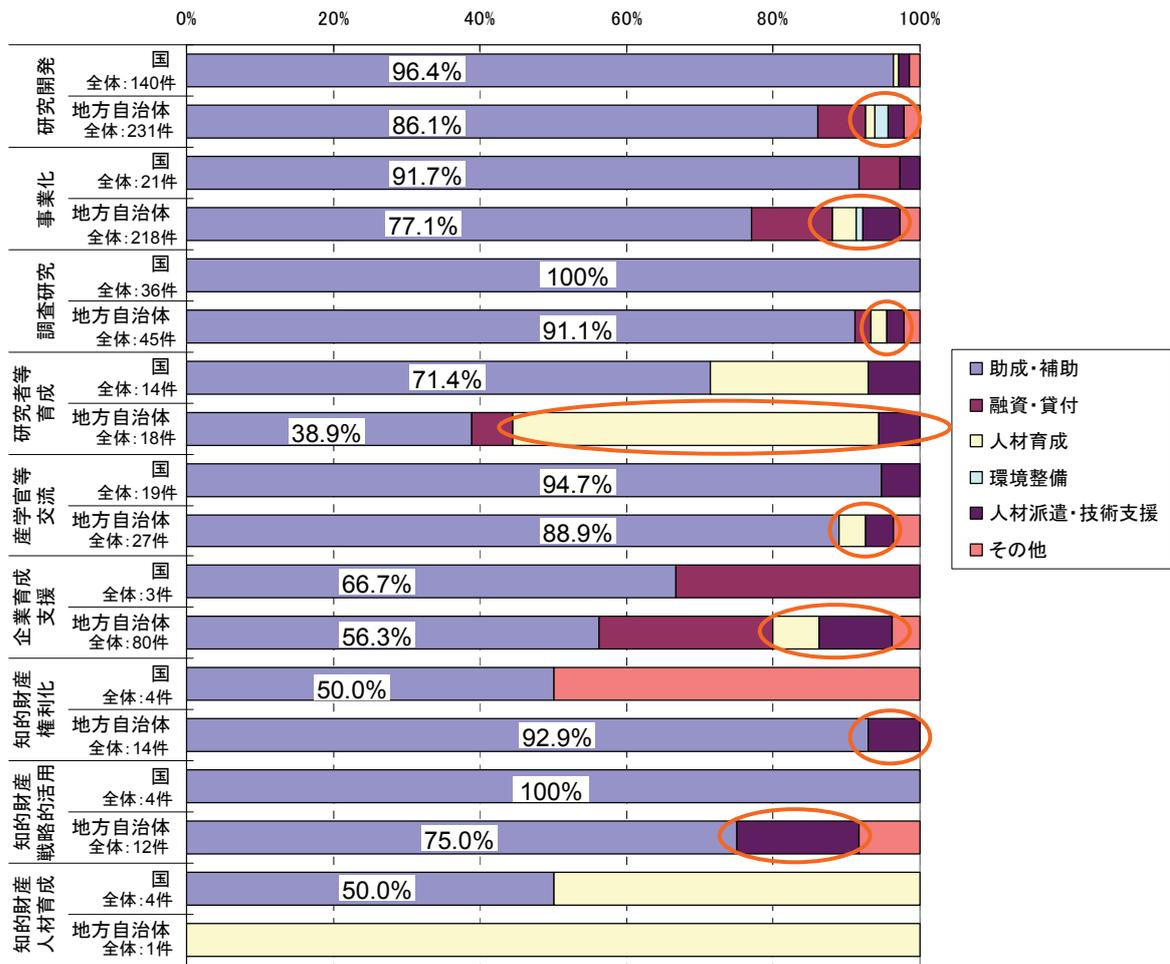


③支援事業別の支援手法の比較

支援事業別の支援手法を比較した結果を見ると（図表 1-1-23 参照）、「知的財産権利化支援」を除いて、国が実施する支援施策の方が地方自治体よりも、全体に占める「助成・補助」の割合が高くなっていることから、国では資金面からの支援に重点を置いていることが推察される。これに対して、地方自治体では、殆どの支援事業において、「人材育成」や「人材派遣・技術支援」といった支援を提供していることから、地域に根ざす人材や企業を育成し、地域の活性化を図っていることが推察される。

これら結果を踏まえると、今後の支援施策の検討にあたっては、例えば、国は研究開発支援を行い、地方自治体では人材育成のためのセミナーや講座及び専門人材の体制を整備し、人材派遣・技術支援を行う等、国と地方自治体の役割を明確化した上で、支援施策を提供することにより、両者の相乗効果が発揮され、更なる地域の活性化に繋がると考えられる。

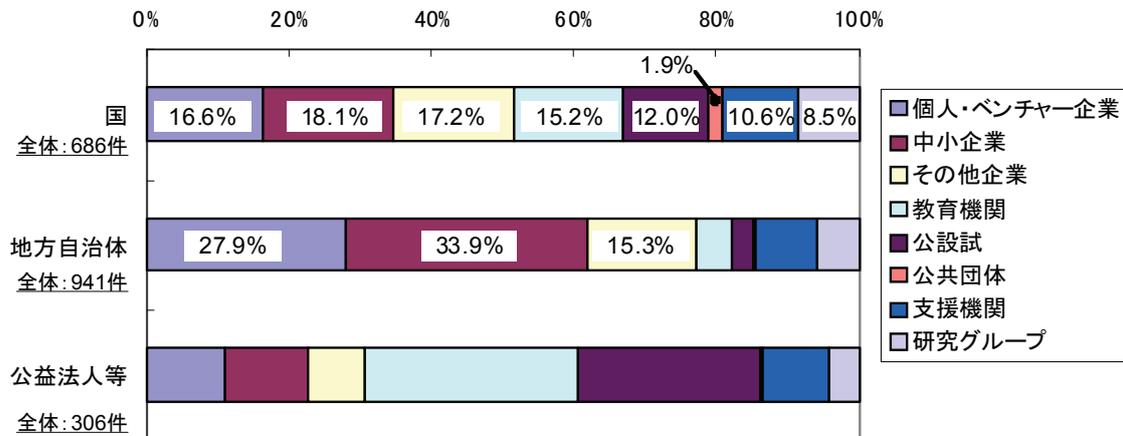
図表 1-1-23 支援事業別の支援手法の比較



④支援対象の比較

支援対象を比較した結果を見ると（図表 1-1-24 参照）、国が提供する支援施策においては、支援対象に大きな偏りはなく、概ね全ての法人に対して平均的に支援施策を提供していることが確認できる。一方、地方自治体においては、「個人・ベンチャー企業」と「中小企業」に対する支援施策が、合わせて全体の 60%以上（企業全体で約 77%）を占めていることから、現在の支援施策は地域の経済発展を支える中小・ベンチャー企業に重点を置いて、支援を提供していることが推察される。

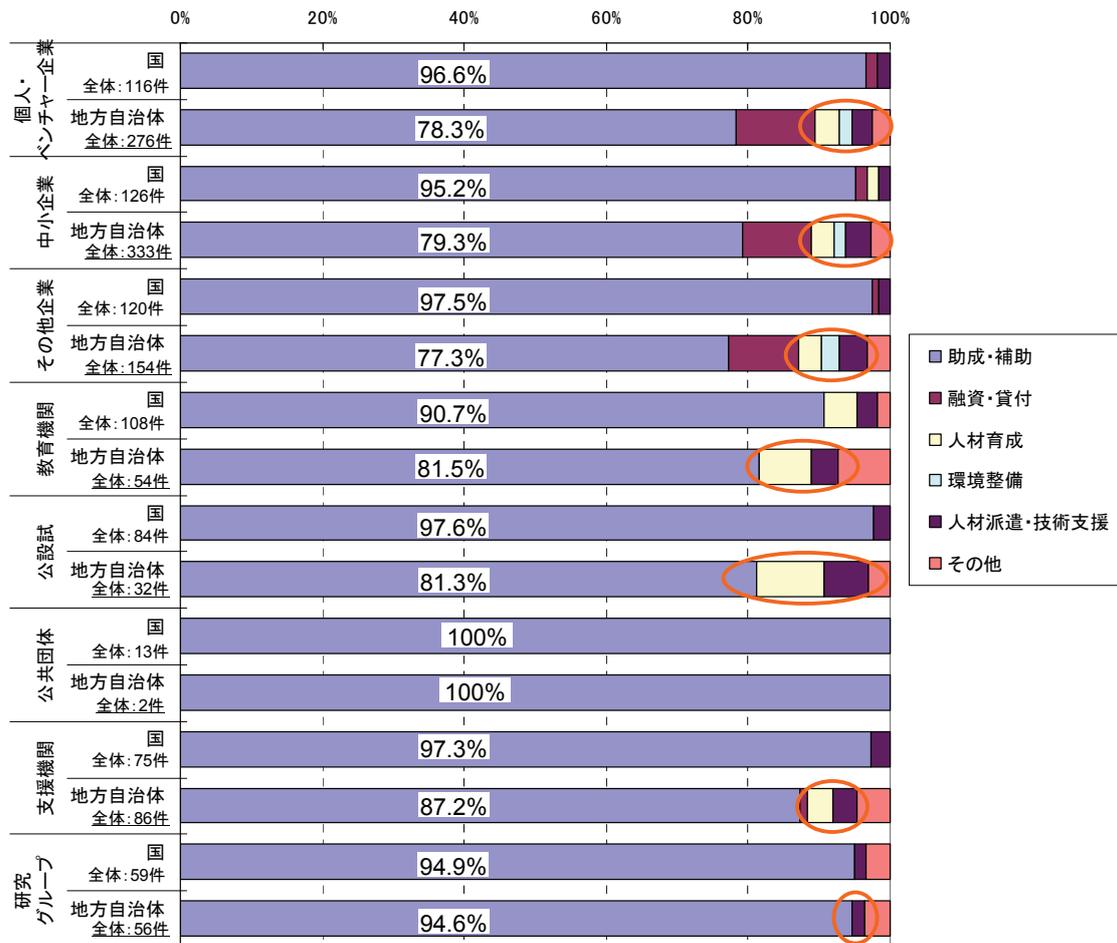
図表 1-1-24 支援対象の比較



⑤支援対象別の支援手法の比較

支援対象別の支援手法を比較した結果を見ると（図表 1-1-25 参照）、国と地方自治体共に、すべての支援対象において、全体に占める「助成・補助」の割合が高い（「国」では 90%以上、「地方自治体」では、80%近くを占める）ことから、現在の支援施策は各支援対象に対して、資金面からの支援を重点的に実施していることが伺える。そして、地方自治体では、国の支援施策と比較して、「人材育成」や「人材派遣・技術支援」の占める割合が高くなっていることから、地域の経済発展に寄与する地域の人材や企業育成にも注力した支援を実施していることが推察される。

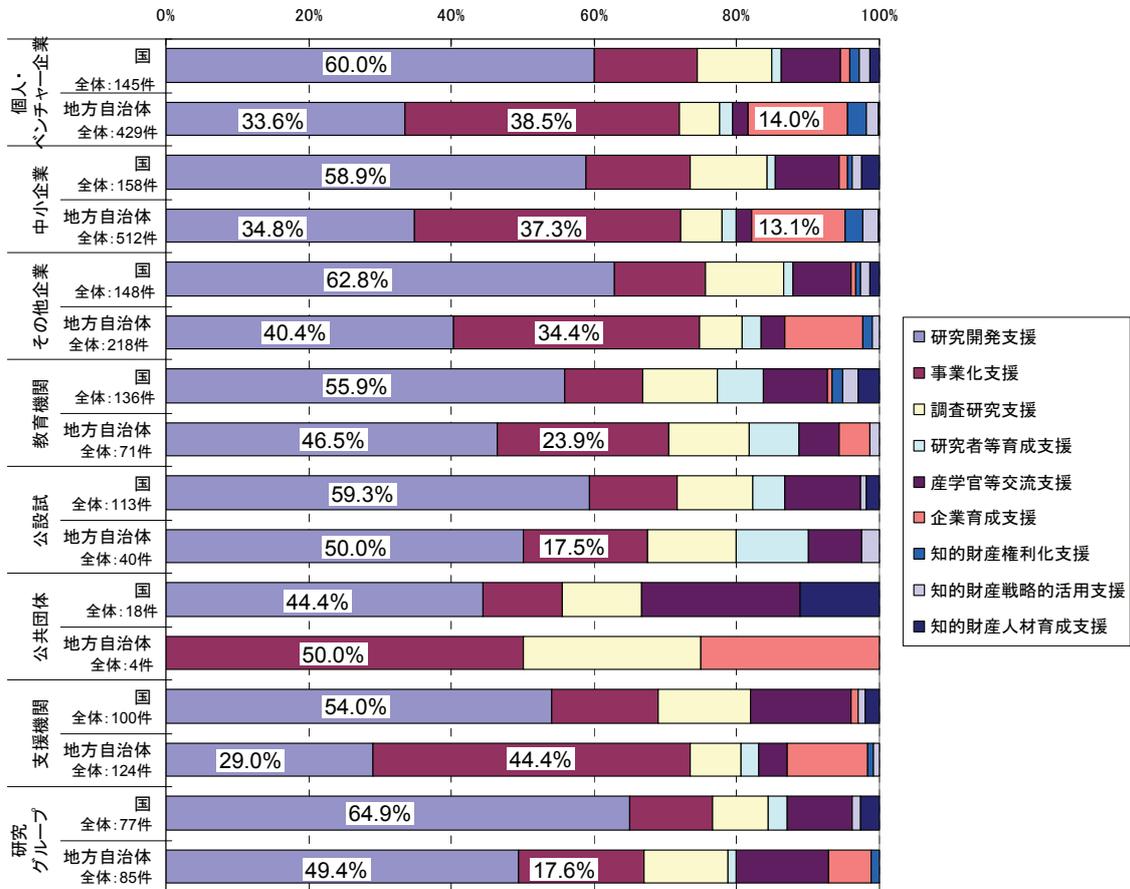
図表 1-1-25 支援対象別の支援手法の比較



⑥ 支援対象別の支援事業の比較

支援対象別の支援事業を比較した結果を見ると（図表 1-1-26 参照）、国の支援施策では、全ての支援対象に対して、「研究開発支援」の割合が最も高くなっていることが確認できる。一方、地方自治体では、「研究開発支援」の割合も高くなっているが、「個人・ベンチャー企業」や「中小企業」に対しては、全体に占める「事業化支援」や「企業育成支援」の割合の方が高くなっている。このことから、地方自治体では、地域の活性化に直接寄与する企業の事業化に重点を置いて、支援を提供していることが推察される。

図表 1-1-26 支援対象別の支援事業の比較



(3) 地域別の支援施策の比較

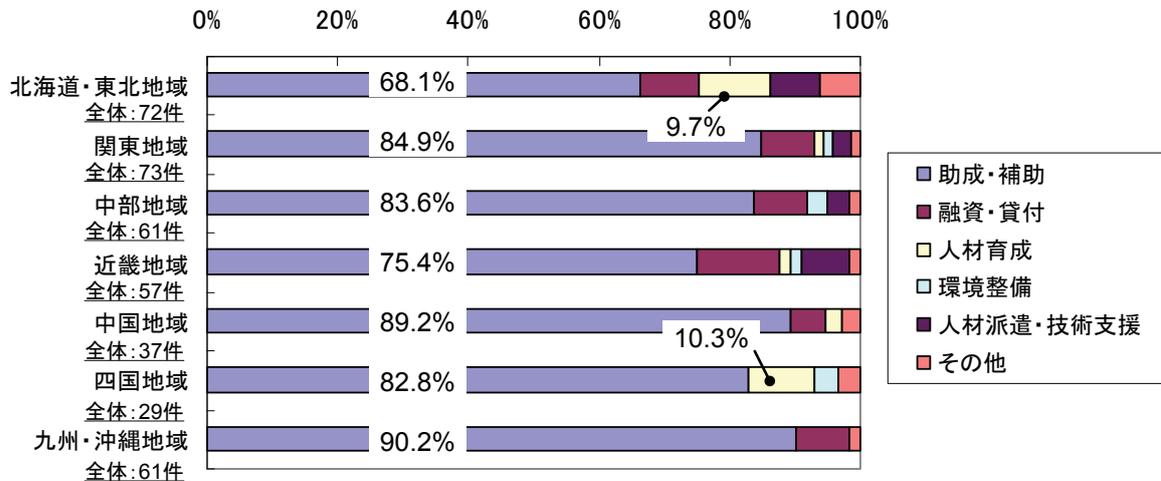
最後に、各地域が実施している支援施策の相違を把握するために、各地域の支援施策を比較した結果を以下に提示する。なお、本調査における地域は、各経済産業局の管轄区域ごとに分類している。

① 支援手法の比較

支援手法を比較した結果を見ると（図表 1-1-27 参照）、全ての地域において「助成・補助」の割合が最も高く（65%以上）なっていることが確認できる。

そして、北海道・東北地域及び四国地域では、他地域と比較して、「人材育成」の占める割合が高いことから、研究者、経営者等の地域に根ざす人材を育成し、地域活性化を図っていることが推察される。

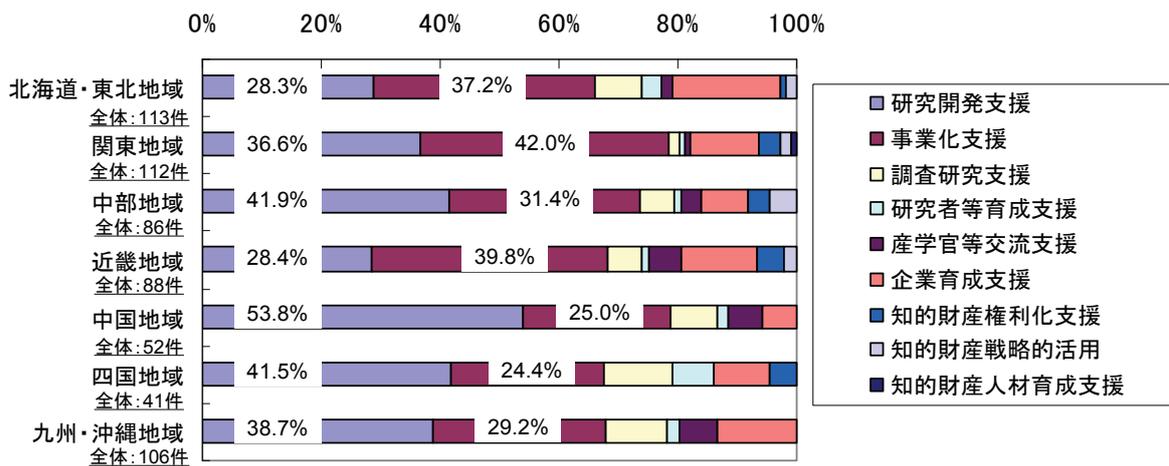
図表 1-1-27 地域別の支援手法の比較



②支援事業の比較

支援事業を比較した結果を見ると（図表 1-1-28 参照）、地域により全体に占める割合に違いはあるものの、全ての地域において「研究開発支援」と「事業化支援」が合わせて 60%以上を占めていることが確認できる。このことから、各地域では、「研究開発」により新たな技術を創出し、その成果を活用し、「事業化」を推進することで、地域の活性化を図っていることが推察される。

図表 1-1-28 地域別の支援事業の比較

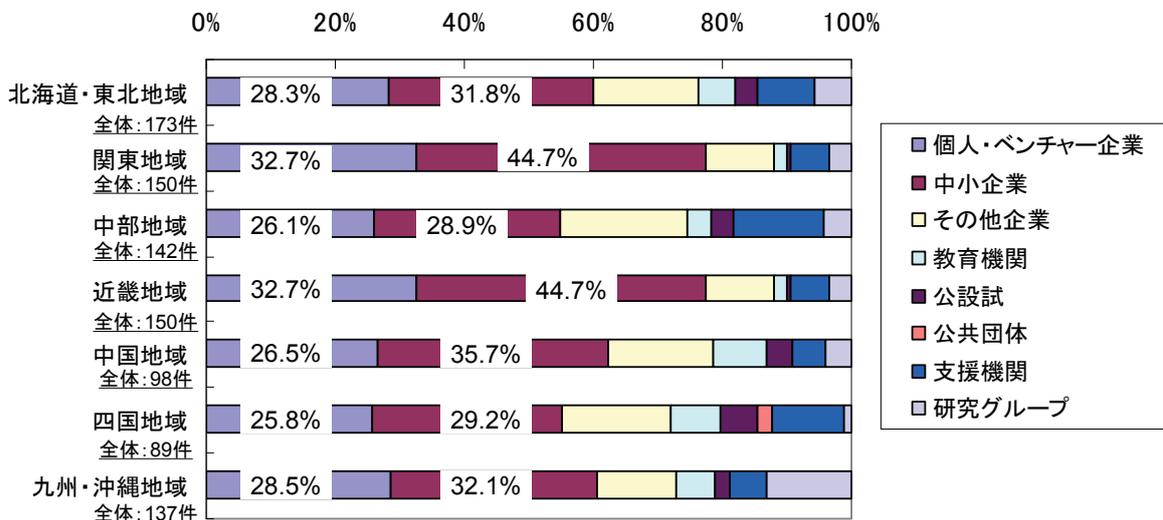


③支援対象の比較

支援対象を比較した結果を見ると（図表 1-1-29 参照）、全ての地域において、「中小企業」、「個人・ベンチャー企業」の順に支援対象の割合が高くなっている

ことが確認できる。また、各地域ともに、両者の支援施策を合わせると、全体の60%以上を占めていることから、地域の経済発展を支える企業に対して、重点的に支援施策を提供していることが推察される。

図表 1-1-29 地域別の支援対象の比較



1-1-3. 支援の傾向（まとめ）

以上の結果に基づき、支援機関（国と地方自治体）の観点から現状の地域科学技術振興施策の取り組み状況を纏めた結果は、以下の通りである。

分析の視点	地域科学技術振興施策における支援の傾向
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体を実施する支援施策は、地域の経済発展を支える「個人・ベンチャー企業」や「中小企業」を中心に支援を行っていることが推察される。 一方で、国や国の関係機関が実施する支援施策は、支援対象に大きな偏りはなく、概ね全ての法人に対して支援を行っていることが推察される。
支援手法／支援事業	<p>【支援手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方自治体共に、全ての支援事業に占める「助成・補助」の割合が相対的に高いことから、両者ともに資金面に重点を置いて、支援を実施していることが推察される。 <p>【支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方自治体共に、支援施策全体に占める「研究開発支援」と「事業化支援」の割合が相対的に高いことから、両者ともに

	<p>知的創造サイクルの「創造（研究開発）」と「活用（事業化）」に重点を置いて、支援を実施していることが推察される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、支援施策全体に占める両者の相対的な割合を踏まえると国では「研究開発支援」に重点を置いた支援を実施しており、地方自治体では、地域の経済活性化に直接寄与する「事業化支援」に重点を置いた支援を実施していることが推察される。（今後の支援施策の構築にあたっては、例えば、国では研究開発支援を実施し、地方自治体ではその技術を活用した事業化支援を実施する等、両者の役割を明確化し、支援を提供することにより、相乗効果が発揮された支援が提供できると考える。）
--	--

1-2. 地域における知的財産の活用促進に向けた取組

本節では、地域が知的財産の活用促進に向けて実施している支援施策のうち、他地域ではあまり実施されていない等の特徴的な支援施策であり、かつ、中小・ベンチャー企業等に対して効果が高いと想定される支援施策を紹介する。

特徴的な支援施策の整理にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査の結果、及び各都道府県の支援施策の内容を比較し、各地域が今後の支援施策を検討する際の参考となる支援施策を抽出した。なお、各都道府県が実施するその他支援施策については、参考資料を参照されたい。

①職種別知的財産セミナー（東京都）

東京都知的財産総合センターでは、特許実用新案、意匠権、商標権、著作権といった知的財産権の各分野のセミナーとは別に、中小企業では全ての担当者が知的財産に関する知識を有している必要があるとの考えの基から、知財担当者、経営者、研究開発者及び営業担当者といった職種毎のセミナーを開催している。各対象への講義内容は以下の通りである。

[知財担当者向け]

中小企業の知財担当者向けに、特許庁の審査への対応策について解説する。具体的には、拒絶理由通知への対応として、明細書の手続補正に関する事例研究を中心に講義や事例を用いたディスカッション形式で実施する。

[経営者向け]

中小企業経営者を対象に、知的財産とはどのようなものか、権利取得のためには

どのような手続きが必要か等の基礎知識の解説をするとともに、権利侵害、模倣品対策等、その他の実践知識について、事例を交えながら解説する。

[研究開発者向け]

中小企業の研究開発者を対象に、研究開発する上で知っておかなくてはならない知的財産の基本的な知識について解説する。具体的には、知的財産とはどのようなものかという概要について説明した後、実際に権利取得をする際に必要になる明細書の書き方・読み方について解説する。

[営業担当者向け]

営業担当者が、特許出願以前にサンプル品・試作品を配布してしまい、長い時間と研究開発費を投入して完成させた発明が特許化できなかったという事例が多いことから、企業の営業担当者を対象に、知的財産の基礎から応用までを学ぶセミナーを開催している。基礎編として、特許に関する基礎知識と、ノウハウ、ライセンスの概要について説明した後、応用編として、新製品を発表する際や、サンプル品・試作品を配布する際の注意点、販売のために技術開示を求められた際の留意点などについて解説する⁸。

②知財戦略総合支援事業（千葉県）

千葉県では、知的財産立県に向けて策定された「千葉県知的財産戦略」における重点的な取り組みとして「中小企業のための総合支援体制の整備」を掲げている。

中小企業への知的財産の支援については、発明協会千葉県支部や千葉県知的所有権センターを中心に、特許出願のための発明相談や開放特許の流通促進、特許情報の検索支援等を行ってきたが、今後求められる知的財産を機軸とする経営へのシフトや戦略的な取り組みを強化するために、知的財産の支援体制の強化を行うこととしている⁹。

そこで、知的所有権センターの機能強化を図り、知的財産に関する総合相談に応じる専門家を「知財戦略プロデューサー」として配置し、県内の中小・ベンチャー企業のための「知的財産部」となるべく、知的財産の創造、保護、活用に関する課題解決を支援している¹⁰。

⁸ 以上、東京都知的財産総合センターHPによる
(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/seminar/index.html>)

⁹ 以上、千葉県知的財産戦略による
(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_sanshin/chizai/pdf/pubcom-honbun-2.pdf)

¹⁰ 以上、千葉県知的所有権センターHPによる (<http://www.chiba-ipc.jp/producer.html>)

③知的財産活用可能性調査事業（石川県）

米国の金融危機に端を発した世界経済の急激な減速による景気の悪化により、石川県経済においても、昨年前半とは打って変わって、生産面では、一般機械を中心に生産が急激に減少すると同時に、企業の状況判断も一段と厳しさが増しており、景気は大幅に悪化している。

こうした情勢を踏まえ、(財)石川県産業創出支援機構では、経営の安定、安心を確保するため、これまで培ってきたノウハウを最大限に生かし、県内中小企業に積極的に支援することとしている。その中で重点的に取り組む事業の1つとして「知的財産活用可能性調査事業」を実施している¹¹。

当該事業では、他の企業、大学、研究機関の知的財産の移転を前提として、県内中小企業が実施する新技術・新製品等の開発において必要となるF/S調査（実用化可能性調査、技術評価調査、市場調査等）に対して支援を行っている。調査期間は4ヶ月程度であり、調査費は1件あたり1,000千円以内としている¹²。

④中小企業ハンズオン支援事業（愛知県）

愛知県では、平成20年2月に策定した「あいち知的財産創造プラン（改訂版）」の中で、現状の課題として、知的財産を保有・出願する中小企業は増加したものの、知的財産戦略を保有する中小企業は少数であり、また、中小企業と大企業では知財活動について抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知財戦略が必要であると示された。それに対し、中小企業の知的財産活用を促進するための取り組みの拡充・強化が必要との考えから、知的財産戦略を活用した中小企業の成功事例を通じて、知的財産を活用することの重要性を効果的に啓発するため、「ハンズオン支援モデル事業」を実施することとした¹³。

この事業は、特許等知的財産を活用して事業化しようとする中小企業に対して、中小企業診断士、デザイナー、弁理士など複数の専門家が支援チームを形成し、事業化に向けて総合的・継続的（最長3年）に支援を行うものである。なお、本事業は平成20年6月に募集を行い、平成22年までの3年間の事業である。支援内容は以下の通りである。

- ✓ 各分野に精通した専門家がチームを形成して、企業を訪問し、知的財産を活用した経営戦略に対する総合的・継続的支援を行う。
- ✓ 事業化まで、最長3年にわたり、原則として1年につき10日以内かつ、延べ

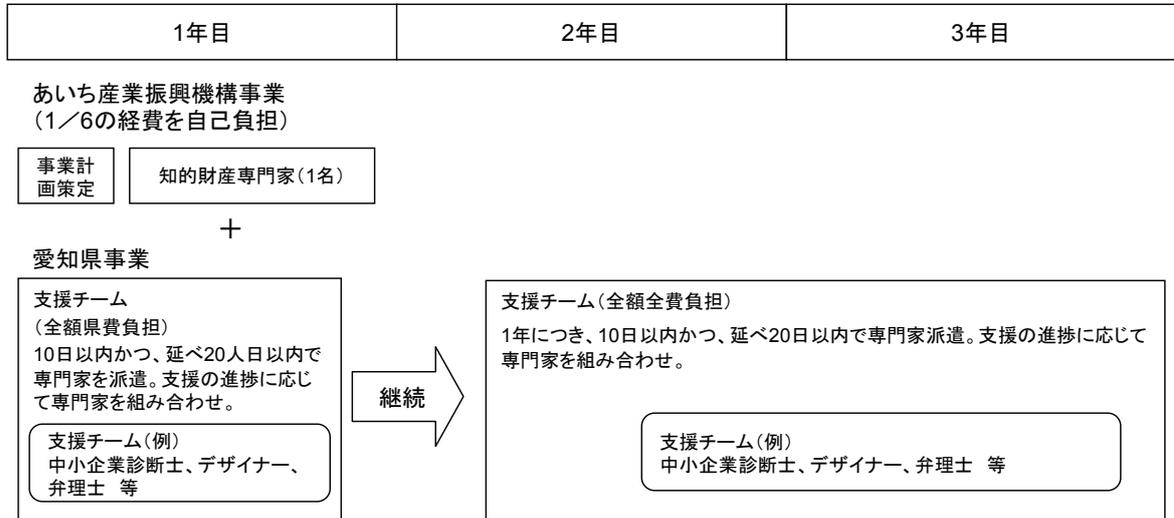
¹¹ 以上、「平成21年度 事業計画（財団法人石川県産業創出支援機構）」による
(<http://www.isico.or.jp/service/use/down/h21keikaku.pdf>)

¹² 以上、財団法人石川県産業創出支援機構のHPによる
(<http://www.isico.or.jp/adminfo/chizai-fs.htm>)

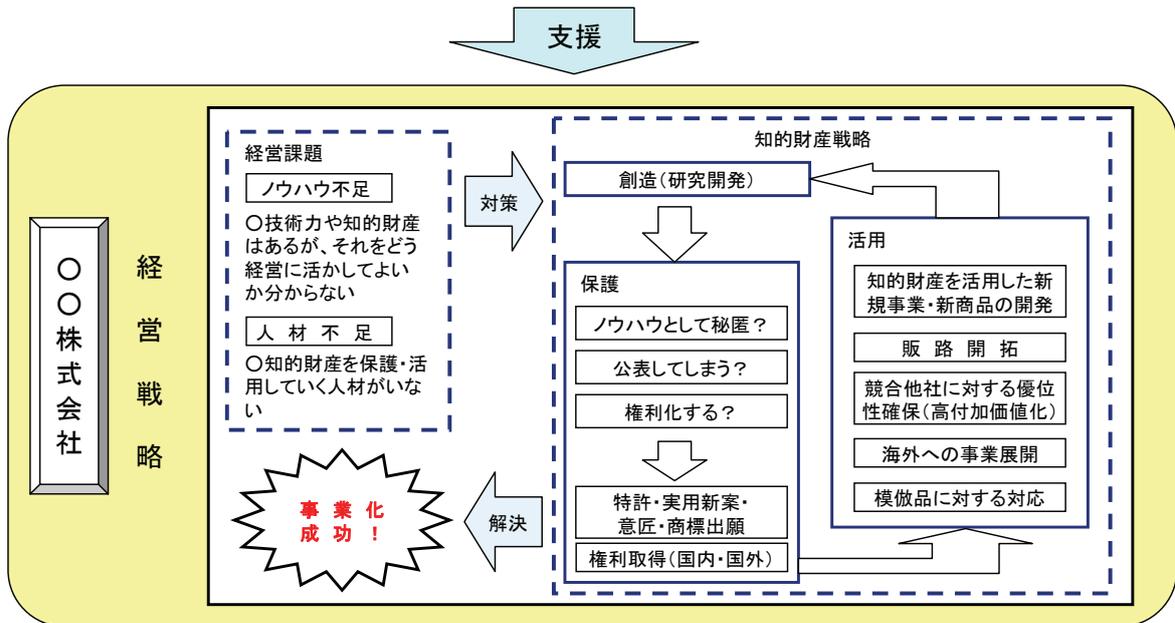
¹³ あいち知的財産創造プラン（改訂版）
(<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000011/11760/gaiyou.pdf>)

20 人日以内で、企業の希望・状況に合わせて県内の専門家を派遣する¹⁴。

図表 1-2-1 中小企業ハンズオン支援事業のイメージ



※出願手続き、商品デザインの作成、営業活動への同行等については、別途企業の費用負担が必要となります。



出所) 中部知財戦略本部 HP を基に、弊社作成

(http://www.chubu-chizai.jp/admin/doc/shisaku/chb002200805231332_01.pdf)

⑤施策説明等出前サービス (高知県)

(財) 高知県産業振興センターでは、要望に応じて、県内で事業活動を営まれている企業や団体に役に立つ産業施策の説明を行う「財団法人高知県産業振興センタ

¹⁴ 中部知財戦略本部 HP による

(http://www.chubu-chizai.jp/search_index.php?read_no=1&measure_id=1114&page=history、
http://www.chubu-chizai.jp/admin/doc/shisaku/chb002200805231332_01.pdf)

一出前サービス」を実施している。派遣費用は無料であり、電話、Fax、e-mail 等により申し込みができる。なお、実施日、派遣する職員、具体的な説明内容等については、申し込み後調整することとしている¹⁵。

⑥弁理士定着促進事業（鳥取県）

鳥取県では、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例を制定し、日本弁理士会と知的財産の普及啓発等の事業を連携して進めるなど、知的財産の理解を深め、知的財産が活用される風土づくりに取り組んでいる。その中で、知的財産を活用しやすい環境を作るため、鳥取県内で活動する弁理士事務所の開設を支援している。当該支援では、以下の3つを満たす事務所を鳥取県に開設する弁理士を条件としている。

- ✓ 原則週1日以上弁理士本人が勤務すること。
- ✓ スタッフを配置すること。（アルバイト、パート可）
- ✓ 3年以上開設する事務所であること。

弁理士事務所を開設した場合、又は事務所開設の判断に際しての顧客発掘のためのセミナーや無料相談会の開催を支援すると共に、県内に事務所を開設した場合には、100万円の報奨金を支給するとしている。

なお、平成18年度では、県内に特許事務所が1軒しかなかったが、本事業により、新規に1事務所が開業され（平成20年1月開設）、日常の知財に関する環境が改善されている¹⁶。

⑦知的財産活用ビジネス支援事業（鳥取県）

鳥取県では、知的財産活用ビジネス支援事業として、平成22年1月20日から県内中小企業の知財を活用した事業化までをトータルで支援できる人材（知財ビジネスプロデューサー（以下、知財BP））を鳥取県知的所有権センターに配置している。本事業実施の背景には、ビジネスプランによる事業化支援等、各アドバイザー等の業務範囲を繋ぐ人材が不在で、企業が単独で方向性や戦略を判断せざるを得ない状況であり、また、センター内の各アドバイザーには相当数の目標（訪問件数等のノルマ）が課されており、他のアドバイザー等との十分な連携ができない状況であった。この課題に対して、知財BPを配置することで、各アドバイザー等の業務間の溝を埋め、事業化案件をフォローし、アイデアから事業化までの一貫した支援を行うこととしている。

¹⁵ 財団法人 高知県産業振興センターHP による (<http://www.joho-kochi.or.jp/14/demae.html>)

¹⁶ 日本弁理士会 HP 及び委員会にて鳥取県が提示した資料による
(http://www.jpaa.or.jp/topics/2007/pdf/tottori-teicyaku_20070830.pdf)

知財 BP の業務内容は、企業に密着し、市場動向を踏まえて知財を活用したビジネスプランの策定から販売までを一貫して支援することとしており、具体的には、以下の支援を実施する。

[具体的な支援]

- ✓ 市場動向調査支援
- ✓ ビジネスプラン策定
- ✓ 特許を考慮した開発支援（効率的な活用と他社が保有する特許への侵害配慮）
- ✓ 商標を活用した販売戦略策定（市場を意識した商標戦略と、他社が保有する商標への侵害配慮）

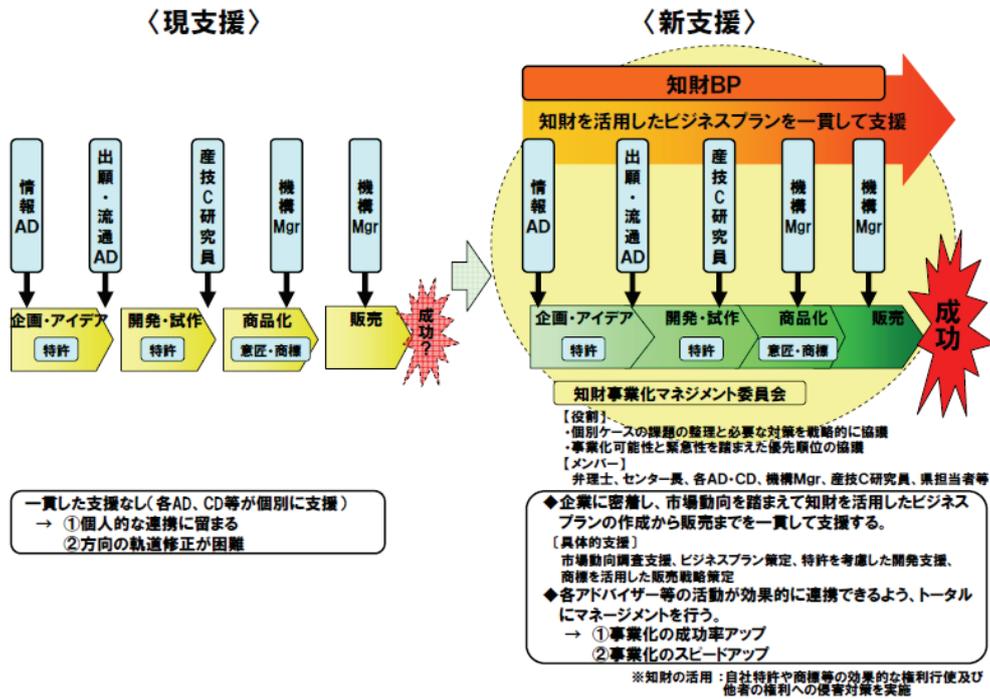
本事業では、各アドバイザー等の活動が効果的に連携できるよう、トータルにマネジメントし、事業化の成功率アップや事業化のスピードアップを図ることを目的としている。

なお、支援する企業については、「知財事業化マネジメント委員会」を設置（知財 BP が主宰）し、選定することとしている。そして、同委員会には、日本弁理士会よりコンサルティング能力を有する弁理士の派遣を受けることとしている。協議する内容は以下の 2 点であり、年間 5 件の事業化を目標としている¹⁷。

- ✓ 個別ケースの課題の整理と必要な対策を戦略的に協議
- ✓ 事業化可能性と緊急性を踏まえた優先順位の協議

¹⁷ 以上、委員会にて鳥取県が提示した資料及び鳥取県 HP による
(http://db.pref.tottori.jp/yosan/21Yosan_Koukai.nsf/0/5d0fe37d4901f25a492576260019b9e7?OpenDocument)

図表 1-2-2 支援の改善イメージ



出所) 鳥取県 HP による

(http://db.pref.tottori.jp/yosan/21Yosan_Koukai.nsf/0/5d0fe37d4901f25a492576260019b9e7?OpenDocument)

⑧知的財産活用促進事業（青森県）

青森県では、2006年3月に知的創造サイクル推進方策を策定し、知的財産の創造、保護、活用に関する支援に取り組んできたが、知的財産の活用ができていないのは一部の企業に限られていること、知的財産に関する情報の一元化ができていないことから十分に新事業等の創出が促進されるまでに至っていない状況にあった。

資金、専門的な人材が不足している青森県にとって、知的財産は、有力な経営資源の一つであり、知的財産の活用を重視した施策の積極的な推進が不可欠であるという認識の下、県は、2009年3月に、「青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例」を制定した。

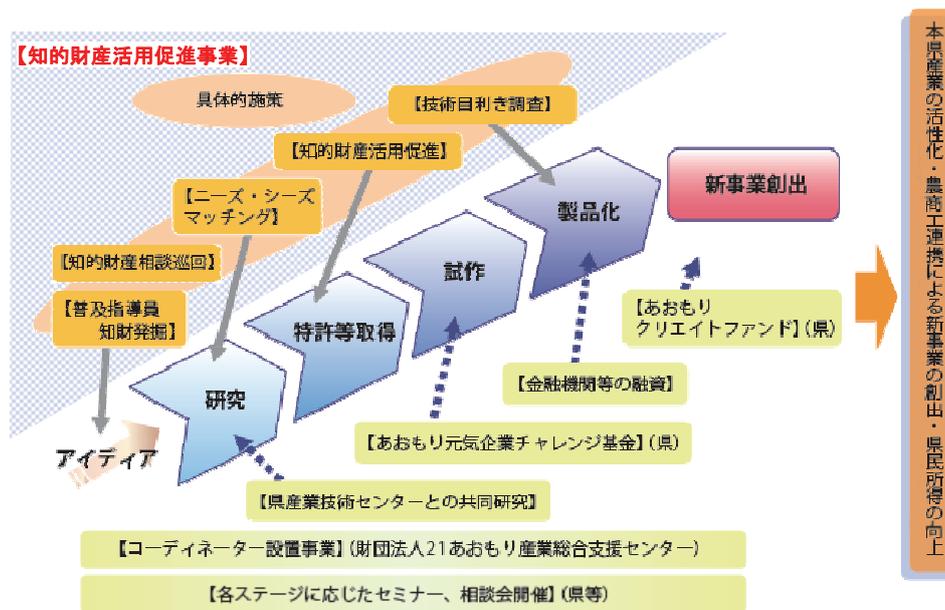
この条例は、知的財産の創造、保護及び活用による新たな事業及び付加価値創出を推進していくための施策の基本となる事項を定め、県が責任を持ってその施策を計画的、総合的に実施していくとともに、事業者の取り組みを大学等、金融機関、行政が連携して支援していくことで、本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

条例制定による具体的な取り組みの1つとして、知的創造サイクルの推進施策を掲げ、特許を活用した事業化には、アイデア段階から事業化段階まで連続的な支援

が必要であることから、県ではこのような知的創造サイクルを推進するために、「知的財産活用促進事業」を実施している。

当該事業は、知的創造サイクルの各段階にあわせて、5つの事業が設けられており、それぞれの事業について、以下に紹介していく¹⁸。

図表 1-2-3 知的創造サイクル推進スキーム



出所) 特許庁技術懇話会HP「寄稿5 青森県における知的財産による新事業等の創出の推進について」を元に、一部修正し作成 (<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/255kiko5.pdf>)

i) アイデア段階

- ・知的財産総合相談および巡回相談事業

農商工連携を踏まえた、特許権等全ての知的財産に関する相談を受けるための総合相談窓口の設置と各県民局への巡回相談を行う。

- ・普及指導員に対する知的財産掘り起こし事業

各県民局に配置されている普及指導員が巡回し、農林水産分野の知的財産に関する情報を収集し知見を発掘する。

ii) 研究段階

- ・ニーズ・シーズマッチング事業

¹⁸ 以上、特許庁技術懇話会HP「寄稿5 青森県における知的財産による新事業等の創出の推進について」による (<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/255kiko5.pdf>)

県およびその関連機関が企業ヒアリングで得た企業ニーズを集約するとともに、大学、試験研究機関等で使われないまま埋もれている技術シーズについても、事業者側で利用できるか判断しやすいように要点をまとめたシーズ集を作成し、これを活用して、全国の特許流通アドバイザーに情報提供し、マッチングを進める。

iii) 特許等取得段階

・知的財産活用促進事業費補助

自ら有する技術等を事業化する場合、技術シーズが移転先の事業化のニーズにマッチしているのか十分な調査が必要であるため、これに要する調査費用の一部を助成する。補助対象経費は、旅費、外部の専門機関等への委託料、外部の専門家等への謝金等であり、補助金額は、1事業者につき実支出額の1/2または300千円のいずれか低い額としている。補助対象事業は、以下のような事業に対して交付される。

- ✓ 特許を出願するに当たり、特許として価値があるかどうかを鑑定するための先行調査
- ✓ 特許を活用した事業化実現のための特許に関するシーズ・ニーズ把握調査（特許ビジネス市への参加等）
- ✓ 特許を活用した事業に係る実現可能性調査または市場化調査のための外部の専門機関への委託調査

vi) 製品化段階

・技術目利き事業

企業の有する技術の価値を判断するため、外部委員による技術評価書を作成、資金調達を促進する仕組みの構築を行う¹⁹。

⑨トライアル発注（佐賀県）

これまで、地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であるため、指名競争入札しようにも実績がないことから、事業者登録できないという制度面での制約が存在していた。しかし、平成15年、古川知事マニフェストにおいて、すぐれた製品や技術を有するものの受注実績のないベンチャー企業などへ県が受注の機会を与えることで企業の実績づくりを支援する方針が示され、また、企業の声として、「新製品を作っても販売実績がないので門前払いをされる」、売込みに行くと、「官公庁での受

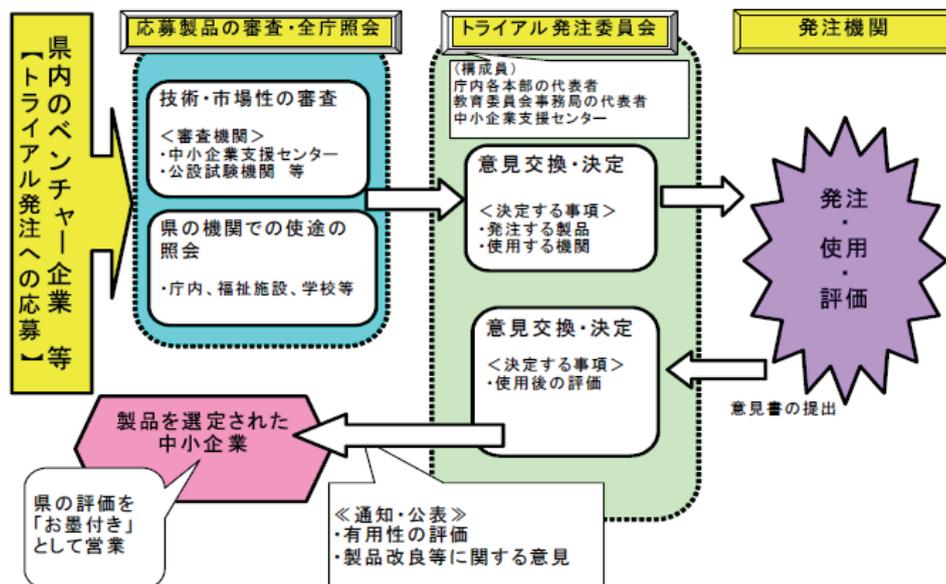
¹⁹ 以上青森県庁 HP による
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/sozoka/files/2009-0401-1508.pdf>)

注実績はあるのか」と聞かれる等が上がっていたことをうけ、平成 15 年に全国で初めて、佐賀県がトライアル発注事業を創設した。これにより、ベンチャー企業を支援していくことが可能となり、トライアル発注事業は全国へ普及し、平成 21 年 10 月時点で、全国 41 都道府県で実施中されている²⁰。

当該事業の発注対象となる製品等は、次に掲げる要件の全てを満たすものである。

- ✓ 県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。
ただし、食品及び飲料は除く。
- ✓ 県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。
- ✓ 市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ①新規性・独創性が認められること。
 - ②優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。
- ✓ 県の機関が調達し、又は県の機関における使用が見込まれる品目であること²¹。

図表 1-2-4 トライアル発注制度の流れ



出所) 佐賀県 HP 「挑戦する企業のために ～トライアル発注～」

(http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0042/8412/211221trial_outline.pdf)

²⁰ 以上、佐賀県 HP 「挑戦する企業のために ～トライアル発注～」による

(http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0042/8412/211221trial_outline.pdf)

²¹ 以上、佐賀県HPによる (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/trial.html>)

⑩特許出願人材講座（三重県）

世界的金融危機以来、経済状況は世界的規模で大変厳しい状況にある。このような中で、企業戦略においても知的財産を活用した高付加価値化による競争力強化など、知的財産の重要性が高くなっている。

そこで、三重県知的所有権センターでは、出願人材育成講座を開設した。本講座は、三重県の知財関連機関担当者による情報交換の場において、明細書をかけるようになりたいという中小企業担当者のニーズや、出願に際しての手続き等の講座を受けたいとのニーズ情報を得たこと、加えて、弁理士からも明細書について企業担当者が全く理解していないより、ある程度明細書の中身を知ったうえで検討できるメリットがあるとの意見をうけたことが契機となっている。

講座内容は、知的財産を上手に活用するために必要な特許明細書を作成する技術を講義と演習により体験してもらう内容である。当該講座は上期下期それぞれ3回シリーズで開催している²²。

【講座内容（平成21年）】

- ✓ 「特許出願書類の書き方（総論）」
出願書類（明細書、請求の範囲等）の読み方
各項目の意義等の概略説明
- ✓ 「発明の捉え方・書き方（演習）」
出願書類作成時の留意点（特許請求の範囲を中心）
作成演習
- ✓ 「明細書添削、講評」
作成演習の添削、フィードバック

⑪リーディング産業みえ（三重県）

三重県では、企業の知名度アップや販路拡大、新規事業開拓等につなげることを目的に、毎年、「リーディング産業展みえ」を開催している。県内の企業等（大学、公設試等も含む）が一堂に集う展示会を開催し、三重県の産業や地域のもつ「強み」を県内外の産業関係者や消費者にアピールする機会を提供している。同時に、より多くの人に来場してもらい、ものづくりを支え続ける「熱い思い」や「こだわり」が伝わるような県内産業の紹介や、大学や高等学校などの教育機関と連携した企画などに取り組んでいる。

また、この展示会において、過去に、特許流通ADが間に入り、成約に繋がったケースもあり、特許流通を促進するだけでなく、AD等の特許流通活動支援にも繋がるため、こういった企業同士の出会いの場を提供することは重要であるとしている。

²² 三重県知的所有権センターHPによる（<http://www.mpstpc.pref.mie.jp/tizai/>）

また、三重県では、流通 AD 等が企業に対してシーズ情報を紹介するツールの 1 つとして、公設試が保有する特許を集めた特許集を発行している。

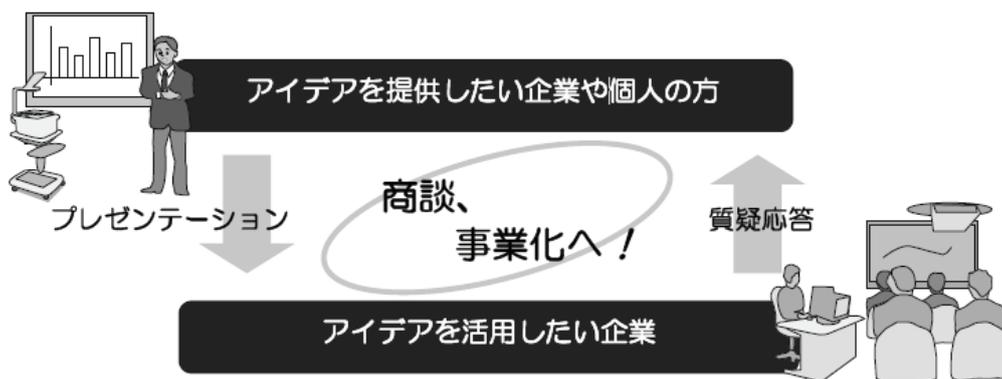
【事業内容（平成 21 年度）】

- ✓ 製品・技術の展示会
- ✓ セミナー・講演会（2 日間で、12 種類、15 テーマ：「経営品質セミナー」、「電子デバイス産業セミナー」等）
- ✓ 出展企業によるプレゼンテーション（2 日間で、28 社）
- ✓ 商談会（12 のブース開設企業と、延べ 43 社が商談）
- ✓ 三重の産業紹介・体験コーナー（「植物工場のモデル施設の展示」、「高校生と中小企業のものづくりシンポジウム」等）²³

⑫なにわのアイデア活用市（年 1 回）（大阪府）

大阪府立特許情報センターでは、企業や個人が持つアイデア（特許・実用新案）を有効活用し、新事業の創出を図るため、「アイデアを提供したい企業や個人」と「アイデアを活用したい企業」との出会いの場として、「なにわのアイデア活用市」を開催している。当該事業は、アイデアを持っている企業や個人が、新規事業へのチャレンジや新たな製品開発のためアイデアを探している企業に対し、プレゼンテーションを行い、その後の商談につなげるための企画である。

図表 1-2-5 「なにわのアイデア活用市」の仕組み



出所) 大阪府立特許情報センターHP (http://www.o-pic.jp/katsuyou/bosyu_annai.pdf)

アイデアを提供したい企業や個人（アイデア提供者）は、アイデアを活用したい企業に対してプレゼンテーションをすることで、自身のアイデアを提供し、事業化

²³ 三重県HPによる (<http://www.pref.mie.jp/SSHUSEKI/HP/leading/#kaisaiekkka>)

するチャンスを得ることができる。

募集するアイデア（特許・実用新案）は、生活が快適、便利になる商品アイデアで、登録済み、または公開済みの特許又は、登録済みの実用新案で技術評価書の評価ランクが6のものを募集する。アイデアを活用したい企業（アイデア活用企業）は、生活が快適、便利になる商品アイデアを活用して、新製品の開発や新規事業を展開するきっかけを作ることができる。

加えて、「なにわのアイデア活用市」は、企業のアイデア活用による新製品開発や事業化を支援する一方、特許流通を促進するための特許流通 AAD・CD のマッチングの場の提供や企業との繋がりを確保する上でも有益な事業となっている²⁴。

⑬ フクオカベンチャーマーケット（福岡県）

福岡県では、会社創業率は4.89%と沖縄県を除いて「全国一」となっており、新たな事業創出やベンチャー企業の育成には、大きなポテンシャルを持った地域であるが、環境変化に対応できる創造的な中小企業、特にベンチャー企業が輩出し、更なる成長発展を図っていくためには、民の力を結集する新たな仕組み作りを行う必要があった。

その仕組みは、経営資源に限りがあるベンチャー企業とビジネスパートナーをマッチングさせること、特に、福岡だけでなく、広く九州・全国から投資家とベンチャー企業が集まるような出会いの場を作り上げることである。

そのためには、投資家とベンチャー企業双方に新たなビジネスチャンスの提供を目的とする出会いの場を定期的に提供していくことが、ベンチャー企業の発展や新事業創出を一層促進し、さらには、九州・西日本の経済発展に大きな貢献を果たしてゆくものとの考えから、「フクオカベンチャーマーケット」を開催している。

当該マーケットは、ベンチャー企業の経営を阻害する大きな要因になっている資金調達、販路拡大等の支援目的のため、九州・全国・アジアのベンチャー企業と投資家等ビジネスパートナーとのマッチングの場を提供している。

当該マーケットでは、毎月行われるマンスリーマーケットと年2回のビックマーケットを行っている。マンスリーマーケットでは、ビジネスプラン発表会／商談会を毎月開催しており、製品開発後販路を求めたい企業や、事業拡大にあわせて資金調達したい企業など、各企業のニーズに応じた最適な時期に最適なプレゼンテーションを行うことができる。毎回10社程度のベンチャー企業が自社技術を発表している。そして、ビックマーケットにおいては、毎月のビジネスプラン発表会／商談会のほか、製品展示会や旬な話題の講師による講演会、多くの方々と情報交換や交流ができる交流会をあわせて開催している。毎回20社程度の企業が自社技術を発表し

²⁴ 大阪府立特許情報センターHPによる (http://www.o-pic.jp/katsuyou/bosyu_annai.pdf)

ている。当該マーケットの仕組みは以下の通りである²⁵。

図表 1-2-6 フクオカベンチャーマーケットの仕組み



出所) フクオカベンチャーマーケット協会 HP (<http://www.ist.or.jp/ven/fvm/kyoukai.html>)

²⁵ フクオカベンチャーマーケット協会 HP による (<http://www.ist.or.jp/ven/fvm/kyoukai.html>)

第2章 地域における知的財産の活用促進に向けた課題／ニーズ

第2章では、現状の地域科学技術振興施策等の実施状況を踏まえ、地域における自立的な知的財産の活用促進を図るための課題／ニーズについて整理する。

2-1. 調査の概要

2-1-1. アンケート調査

(1) 目的

アンケート調査では、地域における自立的な知的財産の活用促進を図るために、国（各府省庁）やその関係機関及び地方自治体（(財)産業振興機構、知的所有権センター等も含む）における今後の支援施策の在り方を検討するための基礎情報とすることを目的として実施した。

(2) 調査対象及び調査の観点

調査対象には、支援施策を利用する「地方自治体」、「特許流通専門人材（特許流通アドバイザー（以下、「流通 AD」）、特許流通アシスタントアドバイザー（以下、「流通 AAD」）、自治体特許流通コーディネーター（以下、「流通 CD」）、特許情報活用支援アドバイザー（以下、「情報 AD」））及び「事業者」に対して実施した。なお、「事業者」へのアンケート調査は、過去に（独）工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」）、（独）科学技術振興機構（以下、「JST」）、（独）中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）が行う支援を利用したことがある事業者を対象に実施した。

これら調査対象に対して、現状の支援施策の「利用状況」やその「効果」を把握するとともに、今後、国や地方自治体に期待する「支援ニーズ（現状の課題）」について調査した。また、知的財産の活用促進を図るためには、支援施策が事業者等に有効利用される必要があるため、「支援施策の普及／利用促進に向けた課題」についても調査した。

図表 2-1-1 調査の観点

利用状況	<ul style="list-style-type: none">各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施している支援施策の利用状況を把握する。
効果	<ul style="list-style-type: none">事業者（中小・ベンチャー企業等）や大学等研究機関に対する支援施策の有効性を把握する。
ニーズ（課題）	<ul style="list-style-type: none">今後、各府省庁やその関係機関及び地方自治体に期待する支援ニーズ（現状の課題）を把握する。
支援施策の普及／利用促進に向けた課題	<ul style="list-style-type: none">支援施策の普及状況や普及手段を把握するとともに、事業者や大学等研究機関が支援施策を利用する上での阻害要因を把握する。

[実施結果（回収率）]

アンケート調査は、11月中旬から11月下旬にかけて実施し、回収率は全体で約84%であった（調査対象別の回収率は下表の通り）。

図表 2-1-2 アンケート調査回収結果

調査対象者		回収件数	調査対象件数	回収率
地方自治体		44件	47件	93.6%
専 特 門 許 人 流 材 通	流通AAD・CD	87件	107件	81.3%
	流通AD	77件	92件	83.7%
	情報AD	48件	53件	90.6%
事業者		13件	20件	65.0%
合計		269件	319件	84.3%

2-1-2. ヒアリング調査

(1) 目的

ヒアリング調査では、文献調査やアンケート調査では得ることができない、現状の具体的な課題やニーズを把握するとともに、今後の地域における自立的な知的財産の活用促進を図るための有効な支援の方向性を明確化することを目的として実施した。

(2) 調査対象及び調査の観点

調査対象は、国内文献調査結果やアンケート調査結果を踏まえ、「地方自治体」から8都道府県、「特許流通専門人材（流通AD、流通AAD・CD）」から9都道府県及び「事業者」から5社を選定し、調査を実施した。

また、調査にあたっては、アンケート調査と同様に、支援施策の「利用状況」やその「効果」、今後期待する「支援ニーズ（現状の課題）」及び「支援施策の普及／利用促進に向けた課題」の観点から調査を実施した。

2-2. 現状の課題／ニーズ

2-2-1. 地方自治体に対する調査結果

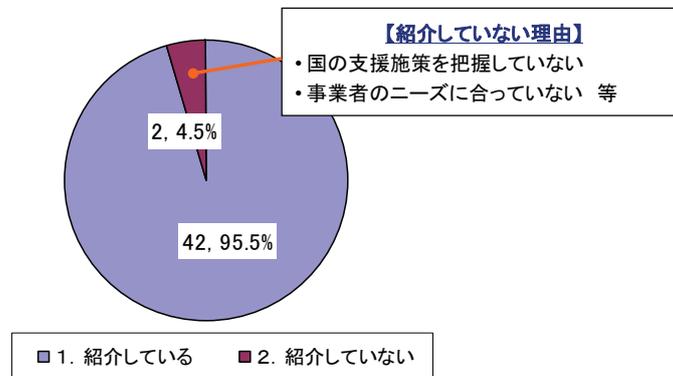
(1) 施策利用者に対する支援施策の紹介状況及び支援施策を利用する上での阻害要因

① 国や国の関係機関が実施する支援施策の紹介状況

地方自治体が施策利用者（中小・ベンチャー企業や大学等教育機関等）に対して、

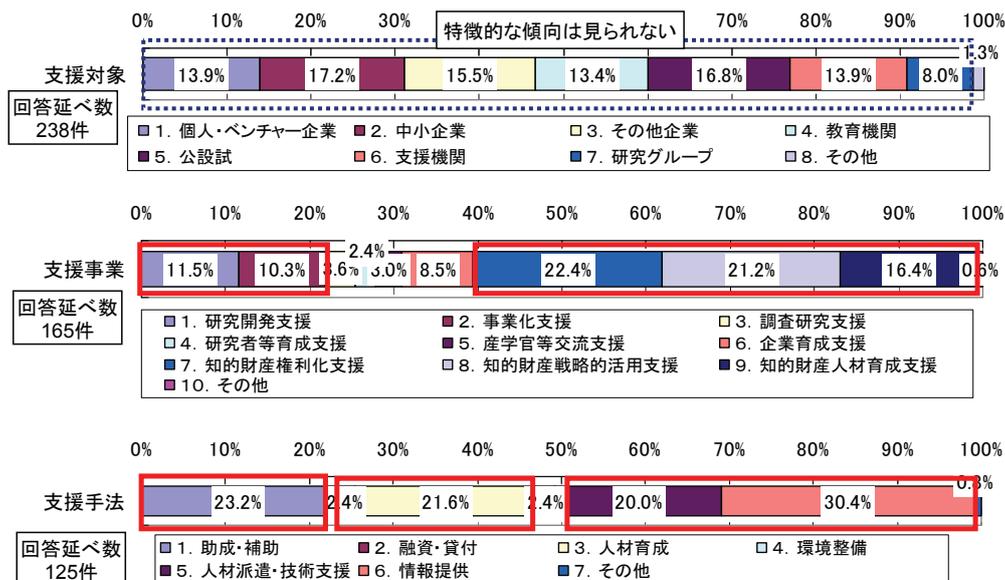
国や国の関係機関が実施する知的財産の活用に関わる支援施策の紹介状況について調査を行った結果（図表 2-2-1 参照）、多くの地方自治体において、国や国の関係機関が実施する支援施策を紹介していることが明らかとなった。

図表 2-2-1 地方自治体による国や国の関係機関が実施する支援施策の紹介状況



次に、地方自治体が紹介している支援施策の内容を見ると（図表 2-2-2 参照）、支援事業では、「1. 研究開発支援」、「2. 事業化支援」、「7. 知的財産権利化」、「8. 知的財産戦略的活用支援」、「9. 知的財産人材育成支援」の紹介頻度が高く、支援手法では、「1. 助成・補助」、「3. 人材育成」、「5. 人材派遣・技術支援」、「6. 情報提供」の紹介頻度が高いことが確認できる。なお、当該支援施策の支援対象は特に限定されていないことが推察される。

図表 2-2-2 地方自治体が紹介している支援施策の内容



この結果を受け、地方自治体へのヒアリング調査において、紹介頻度が高い具体的な支援施策を確認したところ、特許庁が実施する「先行技術調査」、「早期審査」、「特許料等の減免制度」や（社）発明協会の「無料発明相談（特許庁からの委託事業）」、日本弁理士会の「無料相談会」といった支援施策を紹介することが多いことが明らかとなった。その理由としては、中小・ベンチャー企業においては、資金確保が難しいことから、無料又は費用の減免措置がある支援施策の方が紹介しやすく、且つ利用されやすいといった意見が挙げられた。なお、経済産業省やJST等の研究開発や事業化に関する支援は、企業の内情や明確なニーズを把握した上で適当な支援施策を紹介しており、無料又は費用の減免措置がある支援施策と比較して紹介頻度は少ない。

しかし、様々な省庁やその関係機関から多くの支援施策が提供されていることから、自治体担当者も全ての支援施策を把握しているわけではなく、相談内容に応じて、地域の（財）産業振興機構や知的所有権センター等の中小企業支援機関を紹介している。そのため、中小・ベンチャー企業等を支援する上では、相談内容に応じて有効な支援ができるように、地方自治体をはじめ、地域の支援機関同士が密に連携することが必要不可欠であると考えられる。なお、中小・ベンチャー企業は、地方自治体ではなく、各地域の支援機関に直接相談することの方が多いとの見解を伺っている。

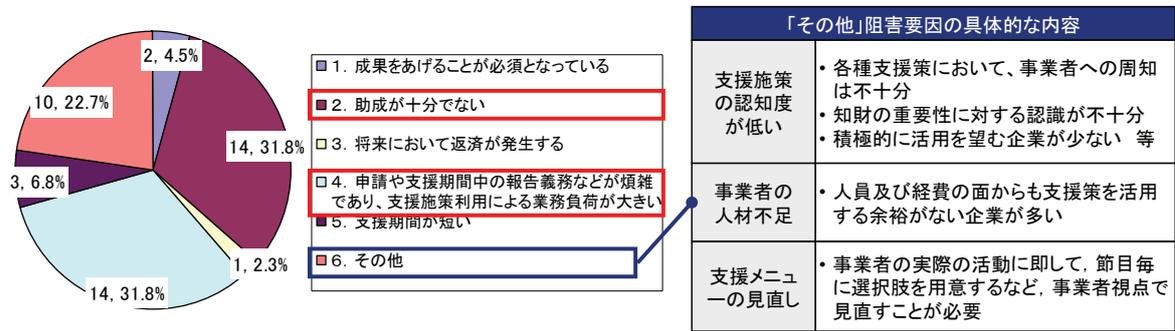
但し、今回ヒアリング調査を実施した多くの地域では、各地域が独自で実施する中小企業向けの支援施策について、「施策一覧ガイドブック」を作成しており、地域が独自に行っている支援施策は網羅的に確認できる状態となっている。

②事業者が支援施策を利用する上での阻害要因

地方自治体が認識している、事業者（中小・ベンチャー企業等）が支援施策を利用する上での阻害要因について調査を行った。

この結果をみると（図表 2-2-3 参照）、地方自治体では、「4. 支援施策利用による業務負荷が大きい」、「2. 助成が十分でない」、「6. その他」の順に阻害要因が高いと認識していることが確認できる。なお、「6. その他」阻害要因では、「支援施策の認知度が低い」や「施策利用者の人的余裕がない」といった意見が多く挙げられている。

図表 2-2-3 地方自治体が認識している事業者が
支援施策を利用する上での阻害要因



ヒアリング調査においても、アンケート調査と同様に、自治体担当者から「支援施策の認知度が低い」との意見が多く挙げられている。その理由としては、様々な機関から多くの支援施策が提供されているため、情報が錯綜しており、利用者は何処の機関の支援施策を利用、又は参照すべきか分からないといったことを挙げている。

そのため、支援施策の利用促進を図るためには、まず利用者が容易に支援内容を把握できるように情報の一元化を図り、その情報源を認知させることが必要であると考えられる。その上で、「申請書類や報告書等の作成に係る業務負担」や「助成が十分でない」といった、地方自治体が認識している阻害要因を軽減するために、施策利用者に課す申請書類作成等の作業の簡略化や、最終目標を考慮した支援（例えば、研究開発から事業化まで一貫した助成を行う等）を検討することが有効である。なお、その他の阻害要因として、国の支援施策は予算措置の関係上、公募時期が年度中旬となることが多く、この結果、支援期間が半年程度となり、期間内に成果を挙げることが難しいため、事業者にとって利用しにくくなっていると感じているといった意見も挙げられている。

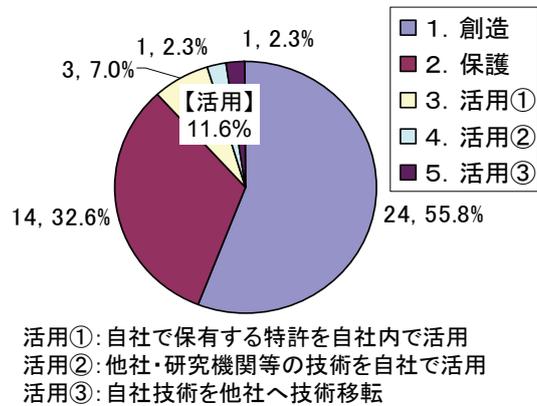
(2) 施策利用者や特許流通専門人材の支援ニーズ

① 知的財産の活用促進を図るために地方自治体が認識している施策利用者の支援ニーズ

知的財産の活用促進を図る上で、地方自治体が認識している国や国の関係機関及び地方自治体に期待している施策利用者（中小・ベンチャー企業、大学等教育機関等）の支援ニーズについて調査を行った。

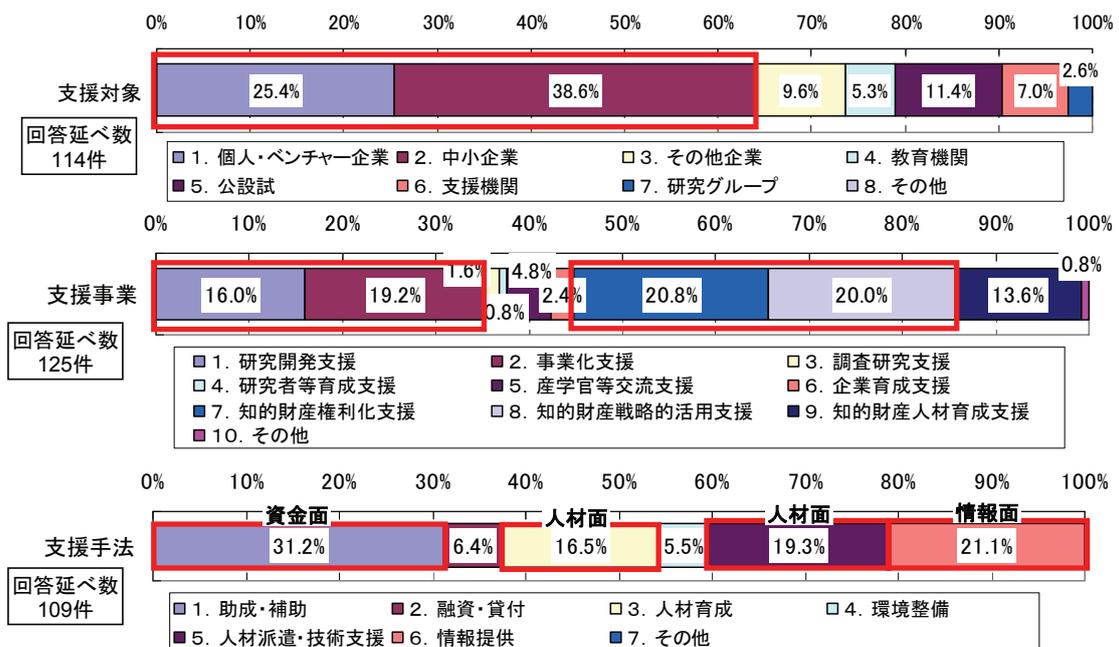
まず、知的創造サイクルの観点からの支援ニーズを見ると（図表 2-2-4 参照）、「創造」と「保護」の割合が合わせて約 88%を占めることから、地方自治体では、「活用」前の段階の支援が特に重要であると考えていることが確認できる。

図表 2-2-4 地方自治体が認識している施策利用者の支援ニーズが高い
知的創造サイクルの段階



次に、具体的な支援ニーズの内容を見ると（図表 2-2-5 参照）、支援対象については「中小・ベンチャー企業」の割合が高く、支援事業については、「1. 研究開発支援（創造）」、「2. 事業化支援（活用）」及び「7. 知的財産権利化支援（保護）」、「8. 知的財産戦略的活用支援」、「9. 知的財産人材育成支援」の割合が高いと考えることが確認できる。そして、支援手法については、「1. 助成・補助」の資金面が最も多く、その他に「3. 人材育成」、「5. 人材派遣・技術支援」の人材面及び「6. 情報提供」の情報面のニーズが高いと考えることが確認できる。

図表 2-2-5 地方自治体が認識している施策利用者の支援ニーズの内容



加えて、ヒアリング調査によると、中小・ベンチャー企業からは研究開発から事業化までのトータルサポートが期待されているといった意見が挙げられている。また、事業化支援のうち、特に中小・ベンチャー企業では、製品開発したが売れないといった課題を持つ企業が多いため、販路開拓に関するニーズ（効果）が高いといった意見が多く挙げられている。その他に、中小・ベンチャー企業では、特許等の出願費用を捻出することが難しいため、国内外の出願費用等の助成や減免措置に対するニーズも高いといった意見も多く挙げられている。

【その他地方自治体が認識している施策利用者の支援ニーズ（ヒアリング調査）】

- ・ 中小・ベンチャー企業では、国際特許・商標出願の助成・支援に対するニーズが高い。しかし、助成を受けるための計画書作成等に費やす時間を確保することが難しいため、その側面からの支援ニーズも高いと認識している。
- ・ 中小・ベンチャー企業からは、資金面からの支援を期待されているが、県の十分な助成制度を行うことができないため、国の助成制度の充実を期待している。
- ・ 中小企業にとって最もニーズが高い支援は、国内特許出願費用の助成であると認識しているが、出願費用助成を単独で支援することは難しいため、研究開発と出願費用の助成を組み合わせた支援の充実が必要である。
- ・ 中小企業等からの相談に対して、直ぐに対応できる環境（人材）を整備することが重要であると感じている。

これら調査結果を踏まえると、地方自治体では地域の経済を支える中小・ベンチャー企業に対して、資金面、人材面や情報面から、研究開発から事業化までの知的創造サイクル全般の総合的なサポートが必要であると考えていることが伺える。そのうち、特に「販路開拓」と「国内外の出願費用等の助成や減免措置」に対する支援の充実が必要であると感じている。

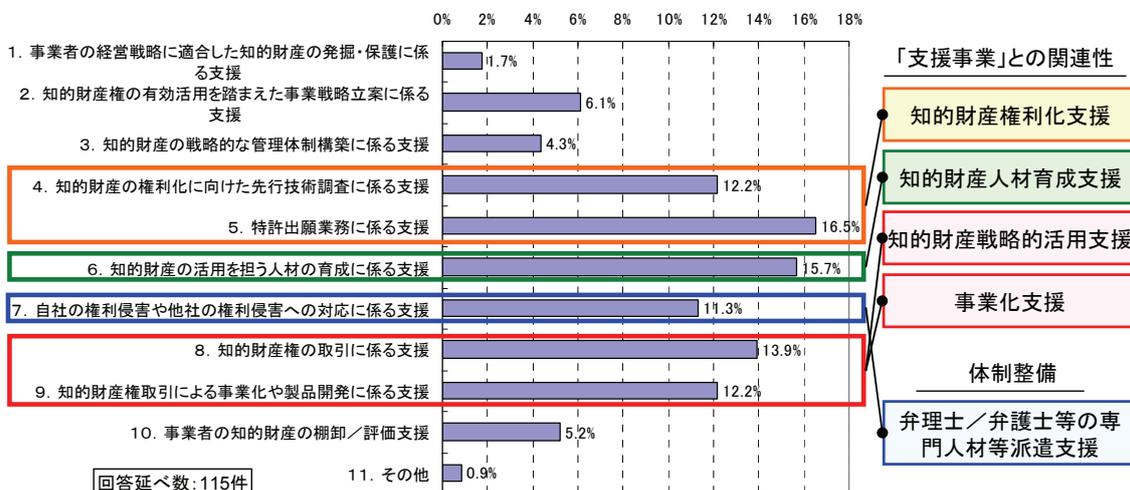
②特許流通活動を促進するために国や国の関係機関に期待する事業者向けの支援ニーズ

続いて、特許流通活動を促進するために、地方自治体が国や国の関係機関に期待する事業者向けの支援ニーズについて調査を行った。

この結果を見ると（図表 2-2-6 参照）、地方自治体では、事業者は「知的財産権利化支援（「4. 先行技術調査」「5. 出願業務）」、「知的財産人材育成支援（「6. 人材の育成）」、「知的財産戦略的活用支援（「8. 知的財産権の取引）」、「事業化支援（「9. 事業化や製品開発支援）」といった幅広い支援を必要としており、こ

れら支援を国や国の関係機関に期待していることが確認できる。

図表 2-2-6 特許流通活動を促進するために国や国の関係機関に期待する事業者向けの支援ニーズ



また、ヒアリング調査においても、上記支援ニーズのうち「知的財産権利化支援」については、前述したとおり、中小・ベンチャー企業では特許等の出願費用を捻出することが難しいことや、知的財産権制度は国の制度であることを理由に、地方自治体では、国や国の関係機関に対して、国内外の出願費用等の助成や減免措置による支援を期待している。

しかし、今後は、地域が自立的に特許流通活動を促進していくことを踏まえると、国や国の関係機関に期待する支援であっても、国や国の関係機関が全て対応するのではなく、地方自治体との役割分担を明確化した上で、対応方針を検討する必要がある。

但し、地方自治体では「7. 権利侵害」に対する支援ニーズも高いとの認識があり、弁護士／弁理士等の専門人材を確保することが難しい地域も存在するため、国や国の関係機関においては、地域へ専門人材を派遣できるようなバックアップ体制の整備を検討する必要がある。

③国や国の関係機関に期待する特許流通専門人材（流通 AAD・CD）向けの支援ニーズ

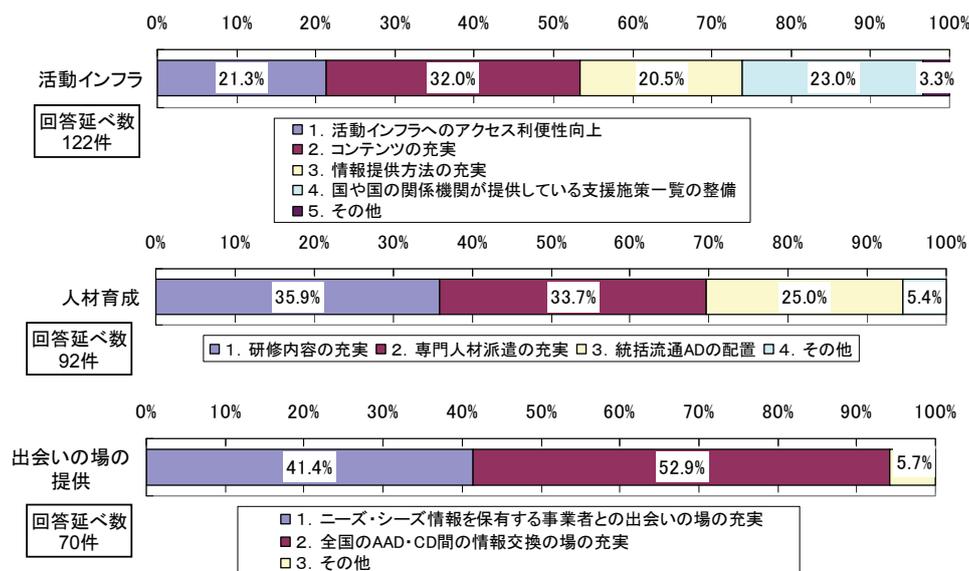
地域における特許流通活動を行う流通 AAD・CD に対して、地方自治体が国や国の関係機関に期待する支援ニーズについて、「活動インフラ」、「人材育成」、「出会いの場の提供」の観点から調査した。

この結果を見ると（図表 2-2-7 参照）、全ての観点において、特徴的な傾向は見ら

れず、地方自治体は国や国の関係機関から流通 AAD・CD に対する多くの支援を期待していることが伺える。

そして、ヒアリング調査により、国や国の関係機関に期待する具体的な支援ニーズを確認した結果、「人材育成」の観点では、地域では流通 AAD・CD を育成するノウハウを有していないことや、中小・ベンチャー企業等からは特許流通だけではなく、販路開拓や事業化までの幅広い支援が期待されている等の理由から、国や国の関係機関に対しては、「幅広く、且つ、継続的なスキルアップ研修の実施」を期待しているとの意見が多く挙げられている。また、「出会いの場の提供」の観点として、特許流通促進事業の特性上、県外企業との成約が多いことから、人的ネットワークを構築するためにも「全国の流通 AAD・CD 間の情報交換の場の充実」も期待されている。なお、地域経済産業局等が実施主体となり、近隣地域の流通 AAD・CD が集まり、情報交換を行う場が提供されている地域も存在する。

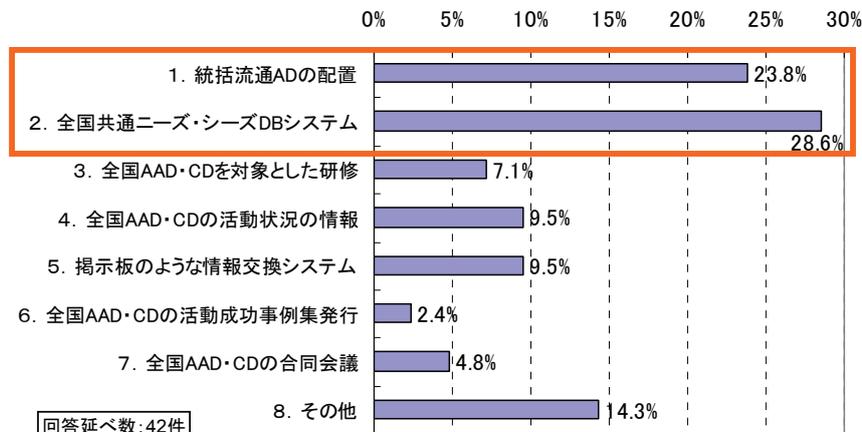
図表 2-2-7 国や国の関係機関に期待する流通 AAD・CD 向けの支援ニーズ



加えて、地域の枠を超えた流通 AAD・CD の連携のために、地方自治体が国や国の関係機関に特に期待する支援ニーズを確認したところ（図表 2-2-8 参照）、「1. 統括流通 AD²⁶の配置」と「2. 全国共通ニーズ・シーズ DB システム」に対するニーズが高いことが明らかとなった。なお、ヒアリング調査においても、特許流通専門人材が効果的・効率的に活動できるように、全国のニーズ・シーズ情報を詳細に把握できる情報インフラの整備を期待する意見が多く挙げられている。

²⁶ 各自治体の流通 AAD や CD へのアドバイス、流通 AAD・CD 間の連携をサポートする人材

図表 2-2-8 地域の枠を超えた流通 AAD・CD の連携のために、
国や国の関係機関に期待する支援ニーズ



※統括流通AD: 各自治体のAADやCDへのアドバイス、AAD・CD間の連絡をサポートする人材

【その他、地方自治体が国や国の関係機関に期待する流通 AAD・CD 向けの支援ニーズ（ヒアリング調査）】

- ・ 他県の流通 AAD・CD との交流、切磋琢磨できるような機会を作って欲しい。
- ・ 近隣地域の流通 AAD・CD の交流の場を実施する際に、国から支援を受けられればと思う。
- ・ 特許流通を行う上では、他地域との連携が必要不可欠であるため、全国的な活動インフラの構築や人的ネットワークを構築できる場の提供を期待している。

これら結果を踏まえると、国や国の関係機関は全国に発信する情報インフラの整備や、流通 AAD・CD を支援する人材の配置、全国の流通 AAD・CD の情報交換の場等、地方自治体では対応困難である広域性が高い支援について、積極的に検討する必要がある。しかし、近隣地域の流通 AAD・CD の情報交換の場等、地方自治体でも対応できる支援については、地方自治体が主体的に支援することが望ましいと考える。

(3) 地方自治体が考える支援施策の普及、利用促進に向けた効果的な広報活動

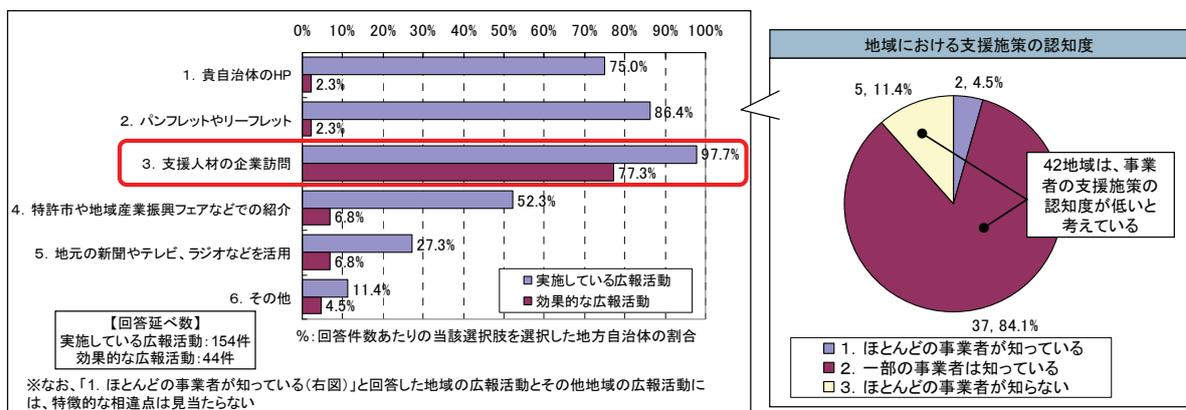
支援施策の普及／利用促進に向けて、地方自治体が独自で実施している広報活動及び効果が高いと考える広報活動について調査した。また、地方自治体が認識している国や国の関係機関及び地方自治体を実施する支援施策に対する事業者の認知度について調査した。

この結果を見ると、多くの地方自治体では、「1. HP への掲載」、「2. パンフレットやリーフレットの配布」、「3. 支援人材の企業訪問」といった広報活動を実施して

いるものの、ほとんどの地方自治体において支援施策に対する事業者の認知度は低いと感じていることが明らかになった。なお、ヒアリング調査から、中小企業と繋がりが深い金融機関や商工会・商工会議所等にも、パンフレットを設置しているが、具体的な効果は把握されていない。

そして、地方自治体が最も効果が高いと考える広報活動としては、事業者からの信頼が得やすいことや、事業者のニーズを把握しやすいこと等を理由に「3. 支援人材の企業訪問」を挙げている。

図表 2-2-9 各地方自治体の実施する広報活動及び効果が高いと考える広報活動



しかし、専門人材の人数は限られることから、広く認知度向上を図ることが難しいと予想されるため、これまで同様に、専門人材の体制整備を図る必要はあるが、事業者から積極的な相談を促す広報活動や広報内容も検討していく必要があると考える。

現時点では、効果的な広報活動や広報内容を特定することはできないため、ヒアリング調査において伺った、地方自治体が考える効果的な広報活動及び広報内容に対する意見を以下に取り纏めた。また、各地域が既に取り組んでいる広報活動も合わせて提示する。

【地方自治体が考える効果的な広報活動（ヒアリング調査）】

- ・ 知的財産の活用意識が低い企業を喚起するためには、「ムーブメント」を起こす必要がある。例えば、以前環境省が実施した「地球温暖化対策」の広報大使にモーニング娘を起用しPRを行ったのは効果が高かったと思う。このように全国紙やTV等のメディアを効果的に利用することが有効である。
- ・ 各地域の(財)産業振興機構の賛助会等には、多くの企業が登録されている。

これらの企業に対して成功事例を広報することが有効である。

【地方自治体が考える効果的な広報内容（ヒアリング調査）】

- ・ 誰しもが認知しているヒット商品や話題性のある商品に特許が使われている等、中小企業が身近に感じる企業（零細企業）の成功事例を広報することが有効である。
- ・ 知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の各段階における全国の成功事例を紹介することが有効である。
- ・ 知財が眼前の問題（商標の保護）であったため、農業・漁業関係者の知財意識は高いが、製造業では、深刻な問題が発生していない（知られていない）ため、知財意識が低い状態である。そのため、事例紹介を充実させることが効果的だと考える。
- ・ 現状、中小・ベンチャー企業は相談場所や支援内容を把握できていないため、容易に把握できるよう、国と地方自治体を実施する支援施策の一覧や各地域の相談窓口をポータルサイト等で一元管理し、周知することが有効である。加えて、国の施策一覧を一元的に把握できれば、事業者だけでなく、中小企業支援機関等の担当者にとっても有用である。

【地域における広報活動の取り組み状況（ヒアリング調査）】

- ・ これまでシンポジウムに参加する企業の大半が大企業であったが、中小企業の参加を促すために、産業経済新聞に案内を掲載した。この結果、シンポジウム参加企業の7割が中小企業となり、効果があった。
- ・ 地域で開催する展示会等のプログラムに、「特許流通促進事業」や知的財産に関する支援内容を説明するメニューを組み込み、来訪企業が意図することなく聴講するようにしている。

(4) ヒアリング調査におけるその他意見

今後、各地域が自立的に特許流通活動を促進する上で、国や国の関係機関に対する意見や要望について取り纏めた結果を以下に提示する。

【今後の特許流通促進事業に対する意見や要望（ヒアリング調査）】

- ・ 特許流通促進事業は県外のマッチングが全体の6割を占めていることを踏まえると、全国的な事業として国が主体的に実施すべきである。特許流通促進事業を地域活性化と資する事業と考え、地域が主体的に実施するためには、産業振興施策として地域特性に合った産業分野に絞り、成果が出る方法を探

らなければ予算を確保することが難しいと感じている。

- ・ 国として成長させていきたい産業等に特化し、特許流通の強化が行われるのであれば、県としても流通 CD に対して予算要求を行いやすい。
- ・ 特許流通 AD や特許情報活用支援 AD の役割・貢献度は大きいと感じているため、これまで以上に国や国の関係機関から特許流通専門人材の拡充を期待している。
- ・ 国際特許や商標出願における企業支援でも、特許流通 AD は中心となる人材であるため、今後も継続して派遣していただきたい。
- ・ 地域に委ねた場合、地域毎に予算の付け方が異なることが予想される。この結果、地域によって特許流通に対する取組姿勢が大きく異なることになり、全国的に同質の活動が行われず、これまでと同様の成果はでないと思われる。
- ・ 特許流通促進事業は全国的な人材ネットワークが最も重要であるため、全ての地域で特許流通専門人材の体制が整備されるための支援が必要である。

2-2-2. 特許流通専門人材に対する調査結果

(1) 事業者に対する支援施策の紹介状況及び支援施策を利用する上での阻害要因

①国や国の関係機関が実施する支援施策の利用状況

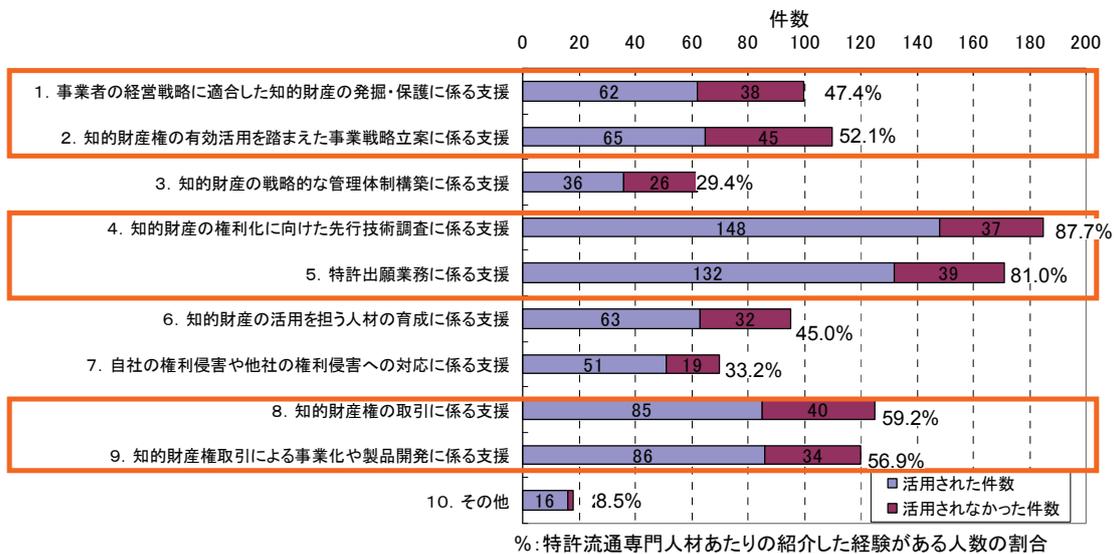
特許流通専門人材（流通 AAD・CD、流通 AD、情報 AD）が事業者に対して、国や国の関係機関が実施する特許流通に関する支援施策の紹介状況について調査した。

この結果を見ると（図表 2-2-10 参照）、特許流通専門人材は事業者に対して、幅広い支援を紹介しており、そのうち、「4. 知的財産の権利化」「5. 特許出願」については、相対的に紹介頻度が高く、事業者に活用されていることが確認できる。

また、「1. 経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護」、「2. 知的財産の有効活用を踏まえた事業戦略立案」、「8. 知的財産権取引」や「9. 事業化や製品開発支援」の紹介頻度も高いことが確認できる。

このことから、特許流通専門人材は中小・ベンチャー企業等から幅広い支援を求められていることが推察されるため、知的財産の活用を促進するためには、知財戦略の策定から事業化や製品化までをトータルサポートできる人材の育成、又はトータルサポートできる専門人材による連携体制の整備を検討する必要がある。

図表 2-2-10 特許流通専門人材が事業者で紹介し、活用された特許流通に関連する支援内容

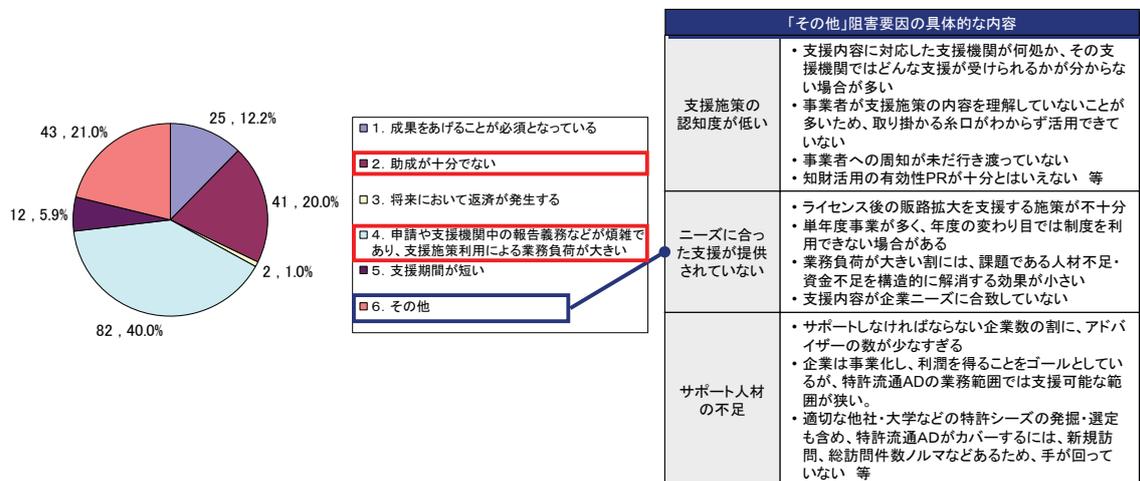


②事業者が支援施策を利用する上での阻害要因

次に、特許流通専門人材が認識している事業者が支援施策を利用する上での阻害要因について調査を行った。

この結果をみると（図表 2-2-11 参照）、「4. 支援施策利用による業務負荷が大きい」の割合が最も高く、次いで、「6. その他」、「2. 助成が十分でない」の順に阻害要因が高いと認識していることが確認できる。「その他」阻害要因の中では、「支援施策の認知度が低い」が最も多く、その他に「ニーズに合った支援が提供されていない」や「サポート人材の不足」といった意見も多く挙げられている。

図表 2-2-11 特許流通専門人材が認識している事業者が支援施策を利用する上での阻害要因



そして、特許流通専門人材へのヒアリング調査によると、「申請書類を書くことに慣れていないため、応募したくても応募しない企業が多い（企業はハードルが高いと感じている）」との意見が最も多く挙げられている。特に国や国の関係機関が実施する支援施策の申請書類等の方が地方自治体より複雑であり、その傾向が強くなっている。また、特許流通専門人材は、現在の支援施策が多くの中・ベンチャー企業のニーズにもマッチしていないとも感じている。なお、事業者だけでなく、特許流通専門人材も国や国の関係機関の支援施策を全て把握しているわけではないため、支援施策を直ぐに事業者へ紹介できないことも施策利用の阻害要因の1つとして挙げている。但し、特許庁が実施する「先行技術調査」や「早期審査」は無料であることから、事業者も利用しやすいため、紹介頻度は高く、頻繁に活用されているとの意見を伺っている。

特許流通専門人材の多くは、申請書類等が複雑でないことから、国の支援施策より地域の支援施策の方を紹介することが多くなっている。加えて、各地域が実施する支援施策については、「施策一覧ガイドブック」があるため支援内容を容易に把握できる状況にあり、また、地域内の他支援機関と人的ネットワークを有しているため、地域の支援施策を優先的に紹介する要因の1つとなっている。

今後、支援施策の利用を促進する上では、事業者だけでなく、特許流通専門人材のような支援人材に対しても支援施策の認知度向上を図る必要がある。そのためには、国や国の関係機関や地方自治体を実施する支援施策を一元管理したポータルサイト等により、容易に支援施策を把握できる環境の整備を検討する必要がある。そして、特許流通専門人材によると、事業者は「申請書類や報告書等の作成に係る業務負荷」や「助成が十分でない」ことが施策利用の阻害要因となっていると認識していることから、施策利用者に課す申請書類作成等の作業の簡略化や最終目標を考慮した支援（例えば、研究開発から事業化まで一貫した助成を行う等）を検討する必要がある。

なお、事業者からの相談内容が特許流通専門人材の支援範囲から外れる場合（ノウハウを持っていない場合）には、相談内容に応じて、該当する支援機関、公設試や大学等教育機関を紹介し、対応しており、地域が自立的に知的財産の活用を促進するためには、各地域の中小企業支援機関が密に連携し、支援していくことも重要であると思われる。

(2) 特許流通専門人材が認識している施策利用者や流通 AAD・CD 向けの支援ニーズ

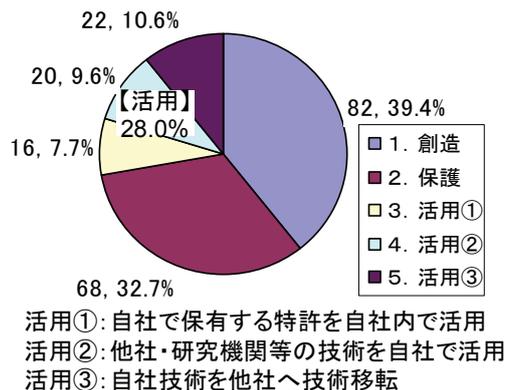
① 知的財産の活用促進に向けた施策利用者の支援ニーズ

特許流通専門人材が認識している国や国の関係機関及び地方自治体に期待されて

いる施策利用者の支援ニーズについて調査した。

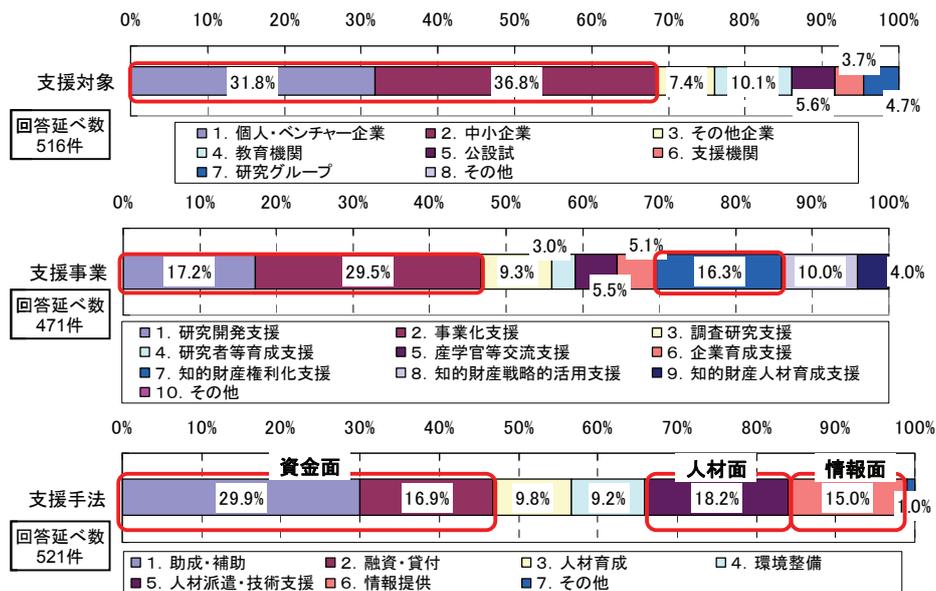
まず、知的創造サイクルの観点から支援ニーズを見ると（図表 2-2-12 参照）、特許流通専門人材は「創造」、「保護」、「活用（全体）」の順に施策利用者のニーズが高いと考えているが、各段階に大きな偏りはないことが確認できる。

図表 2-2-12 特許流通専門人材が認識している施策利用者の支援ニーズが高い
知的創造サイクルの段階



次に、具体的な支援ニーズの内容をみると（図表 2-2-13 参照）、支援対象については「中小・ベンチャー企業」の割合が高く、支援事業については「1. 研究開発支援（創造）」、「2. 事業化支援（活用）」、「7. 知的財産権利化支援（保護）」の割合が高いと考えていることが確認できる。そして、支援手法については、「1. 助成・補助」、「2. 融資・貸付」の資金面と「5. 人材派遣・技術支援」の人材面、「情報提供」の情報面のニーズが高いと考えていることが確認できる。

図表 2-2-13 特許流通専門人材が認識している施策利用者の支援ニーズの内容



加えて、特許流通専門人材へのヒアリング調査によると、中小・ベンチャー企業は研究開発から事業化までのトータルサポートを期待しており、その中でも特にニーズ（効果）が高い支援として、「販路開拓支援」と「実施許諾契約や特許出願に関する専門人材のアドバイス」を挙げている。

販路開拓については、多くの中小・ベンチャー企業では製品開発に注力するが、製品開発後の販路開拓までを考慮しておらず、販売に苦慮する企業が多く見られることから、当該支援ニーズは高いと考えている。なお、研究開発から商品化までの支援施策は相対的に充実しているが、販路開拓の支援が少ない（支援のバランスが悪い）といった意見も挙げられている。

次に、実施許諾契約については、事業者自身が契約内容を理解していないと、ライセンス範囲が制限されている等のトラブルになるケースがあり、そして、特許出願も同様に、弁理士が記載した内容を理解せずに出願してしまい、必要な請求項が含まれていない等のトラブルがあることから「実施許諾契約や特許出願に関する専門人材によるアドバイス」の支援ニーズも高いと考えている。

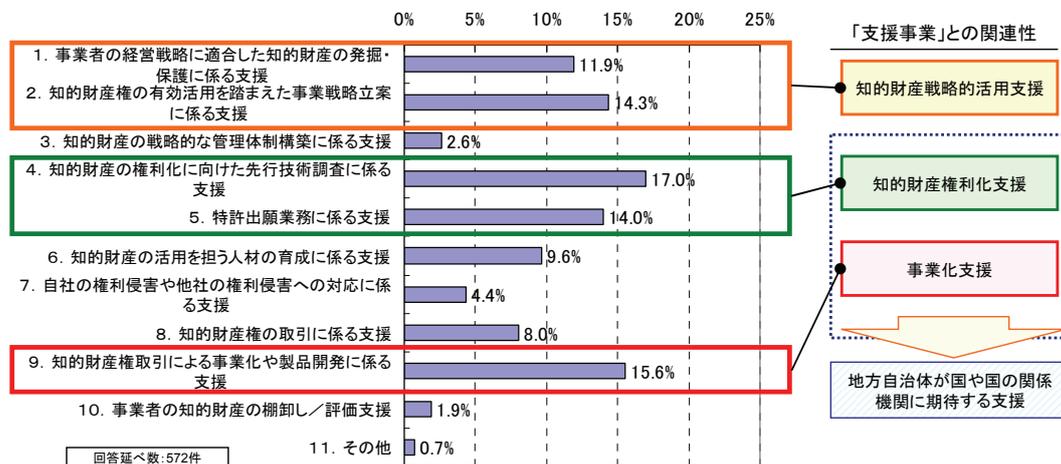
これら結果を踏まえると、特許流通専門人材は地域の経済を支える中小・ベンチャー企業に対して、資金面、人材面や情報面から、研究開発から事業化までのトータルサポートが必要であると考えており、特に事業者にとってニーズ（効果）が高いと考えている支援としては、販路開拓支援と契約や特許出願に関する専門人材によるアドバイスを挙げている。

②特許流通の活用を促進するために特許流通専門人材が認識している事業者の支援ニーズ

続いて、特許流通専門人材が認識している事業者にとってニーズが高い特許流通に関する支援施策について調査を行った。

この結果を見ると（図表 2-2-14 参照）、特許流通専門人材は、「知的財産権利化支援（「4. 先行技術調査」「5. 出願業務」）」、「事業化支援（「9. 事業化や製品開発」）」に対する支援ニーズが高いと考えていることが確認できる。また、知的財産の戦略的活用を支援する「1. 経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護」及び「2. 知的財産の有効活用を踏まえた事業戦略立案」のニーズも高いと考えている。

図表 2-2-14 特許流通の活用を促進するために
特許流通専門人材が認識している事業者の支援ニーズ



【その他、特許流通の活用を促進するために特許流通専門人材が認識している事業者の支援ニーズ（ヒアリング調査）】

- 多くの企業は経営戦略を持たずに経営が行われているため、知財戦略コンサルティング（専門家派遣）のニーズ（効果）は高いと認識している。知財戦略では、「経営戦略」、「知財戦略」を一本化して策定すると共に、当該企業の「知的資産」を評価することで、その企業の進むべき方向性が明確になる。
- 県内企業において、知財を活用したヒット商品が生まれていないため、専門家派遣事業等により、特許出願段階や保有特許に関して事業化計画策定を企業に対して支援していくことが重要だと認識している。

この結果から特許流通専門人材においても地方自治体と同様に、事業者の支援ニーズは幅広いと考えていることから、これらニーズを総合的に支援できる支援施策

の構築、又は、総合的にサポートできる専門人材の連携体制の構築等を検討する必要がある。

特許流通専門人材によると、知的財産を戦略的に活用するためには、事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護や知的財産を活用した事業戦略立案といった上流の支援が必要であると認識している。事業者からのニーズが高いと考える支援として「販路開拓支援」を挙げているが、一般的には事業戦略を立てた上で、市場調査を行い、製品開発の可否を判断する必要がある。しかし、多くの中小・ベンチャー企業の製品が販売できない原因は、自社の技術に固執するあまり（過度な自信を持っている）、戦略を立てずに製品開発を行っていることにあると推察されるため、知財戦略を策定することが必要不可欠であると思われる。

このことから、ある程度販売見込みがある事業者に対する支援として、「販路開拓支援」を充実させることは有用であるが、多くの事業者に対しては、まず知財戦略立案の重要性を認知させ、経営戦略面から段階的（経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護⇒事業戦略立案⇒戦略的な管理体制に係る支援⇒先行技術調査等）に支援していくことが有効であると考えられる。支援にあたっては、各フェーズには専門性が求められることから、総合的に支援できる専門人材の連携体制を構築することが必要であると思われる。なお、ヒアリング調査によると、多くの地方自治体において、企業に専門家を派遣し、知的財産戦略策定支援の取り組みが進められている。

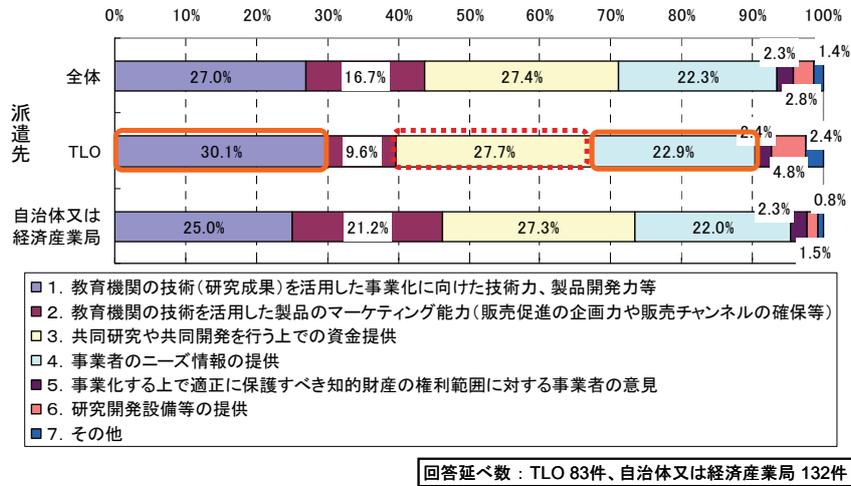
③流通 AD が認識している大学等教育機関の支援ニーズ

今後、大学等教育機関の研究成果を事業者が利用するにあたって、特許流通専門人材が認識している大学等教育機関が事業者に期待する役割と国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援ニーズについて調査した。ここでは、特許流通専門人材のうち、大学等教育機関と接触する機会が多い流通 AD に対して調査を実施しており、そのうち、TLO²⁷に所属する流通 AD の回答に重点を置いて調査結果を分析している。

まず、特許流通専門人材において、大学等教育機関が事業者に期待していると思われる役割は（図表 2-2-15 参照）、「3. 資金提供」を除くと、「1. 事業化に向けた技術力、製品開発力」、「4. 事業者ニーズ情報の提供」の割合が高いことが確認できる。なお、地方自治体又は経済産業局所属の流通 AD においては、上記に加え、事業者に対して「マーケティング能力」も期待されていると考えている。

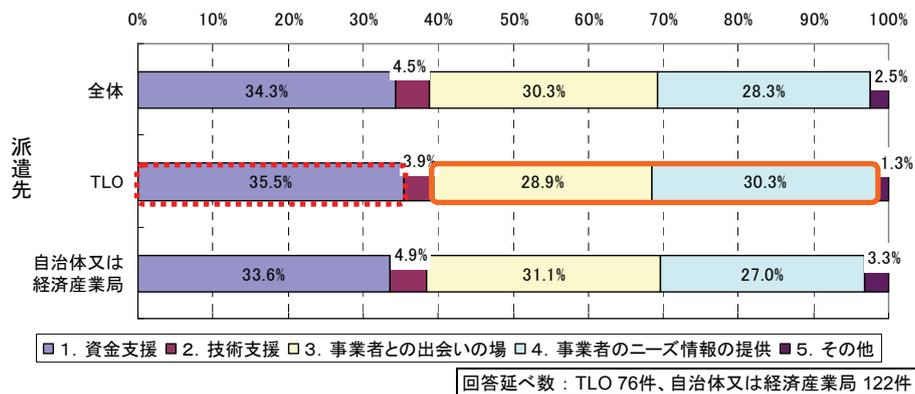
²⁷ 大学や国立研究所の研究成果を企業に技術移転して事業化を目指す機関

図表 2-2-15 大学等教育機関が事業者に対して期待していると想定される役割



次に、国や国の関係機関及び地方自治体に期待していると思われる大学等教育機関の支援ニーズは（図表 2-2-16 参照）、「1. 資金支援」を除くと、「3. 事業者との出会いの場」、「4. ニーズ情報の提供」の割合が高いことが確認できる。また、特許流通専門人材に対するヒアリング調査においても、大学等教育機関は地域の中小・ベンチャー企業と接する機会が少ないため、企業との出会いの場の充実を期待していると思われるといった意見が多く挙げられている。

図表 2-2-16 大学等教育機関が国や国の関係機関及び地方自治体に期待していると想定される支援ニーズ



ヒアリング調査によると、企業が共同研究などにより大学等教育機関と連携する上での課題として、研究期間が長いことを挙げている。企業としては直ぐにでも研究成果を事業化したいと考えるが、大学等教育機関は教育成果と結び付けたい、つまり学生の卒業時期と合わせたいと考えているため、事業化のタイミングに対する両者の考え方の間にギャップが生じていると感じている。また、中小企業では、大

学技術を活用し、事業化に展開できる専門人材（商品開発者等）が少ないため、大学技術の活用は難しいと感じているといった意見も挙げられている。

これら結果を踏まえると、大学等教育機関は、自組織の研究成果を社会へ還元する意識は高いことが想定されることから、大学等教育機関が保有する知的財産の活用を促進するためには、国や国の関係機関及び地方自治体は、産学官連携の充実や大学等教育機関が保有するシーズの展示会・発表会等を開催し、大学等教育機関と地域の企業との接点の充実を検討する必要があると思われる。

但し、前述したとおり、特許流通専門人材によると、企業と大学等教育機関の間に事業化のタイミングにギャップがあることや、大学技術を効果的に活用できないといった課題が挙げられているため、共同研究等による大学等教育機関と連携する場合には、委員会による意見によると、事業者と大学等教育機関の特質を理解した緩衝材となる TL0 等所属の人材を介する必要がある。なお、地域においては、現在でも大学等教育機関が参加できるシーズ情報の展示会等を行い、企業との出会いの場の機会を創出している地域も存在する。

④特許流通 AAD・CD 向けの支援ニーズ

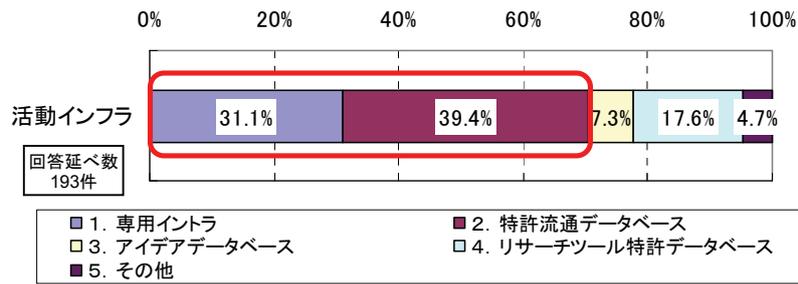
流通 AAD・CD に対して、国や国の関係機関が提供している「活動インフラ」、「人材育成」、「情報提供」の観点からその利用状況を調査した。

この結果をみると（図表 2-2-17～2-2-19 参照）、「活動インフラ」については、「1. 専用イントラ」、「2. 特許流通データベース」の利用頻度が高いことが確認できる。ヒアリング調査によると、検索方法の充実や、検索結果が纏めて出力できる等、機能性に優れていることを理由に、INPIT が利用を支援している「NRI サイバーパテント」の利用頻度も高くなっている。

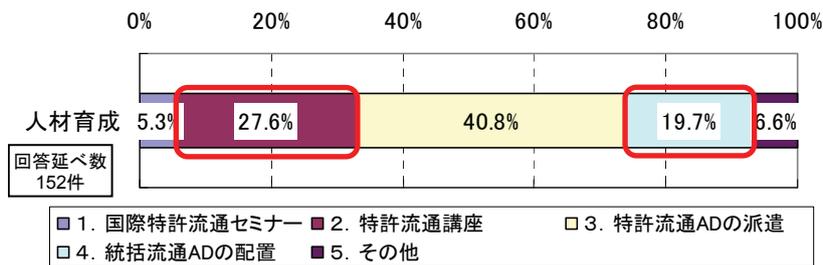
「人材育成」については、「2. 特許流通講座」、「4. 統括流通 AD の配置」の利用頻度が高いことが確認できる。また、流通 AAD は流通 AD の指導の下、教育訓練が行われているため、「3. 特許流通 AD の派遣」の割合は高くなっているが、ヒアリング調査によると、流通 AD が AAD を育成する上では、AAD に対して目標を設定し、その目標に向けて計画的に活動する必要がある、それにより自立した CD が育成されるといった意見が挙げられている。

「情報提供」については、「1. 開放特許活用例集」、「4. 特許流通ニューズレター」の利用頻度が高く、次いで、「3. 特許ビジネス市」や「2. 特許流通ニュースメール」の利用頻度が高いことが確認できる。ヒアリング調査においても、企業にシーズ情報を紹介する上でも開放特許活用例集や特許流通ニューズレターは有効なツールであるといった意見が挙げられている。

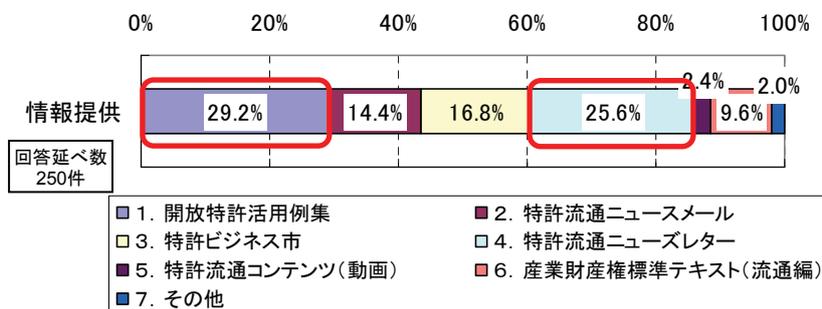
図表 2-2-17 流通 AAD・CD による「活動インフラ」の利用状況



図表 2-2-18 流通 AAD・CD による「人材育成」の利用状況



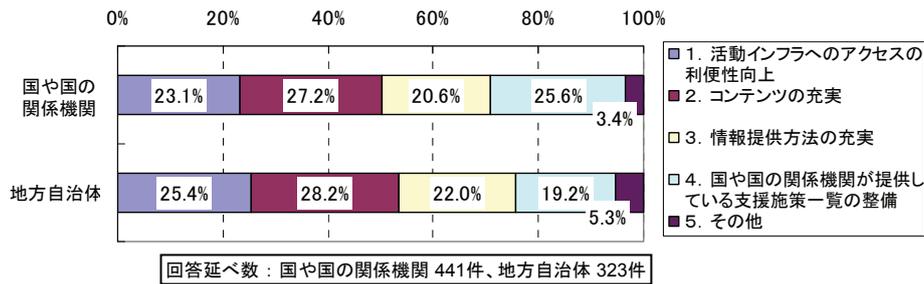
図表 2-2-19 流通 AAD・CD による「情報提供」の利用状況



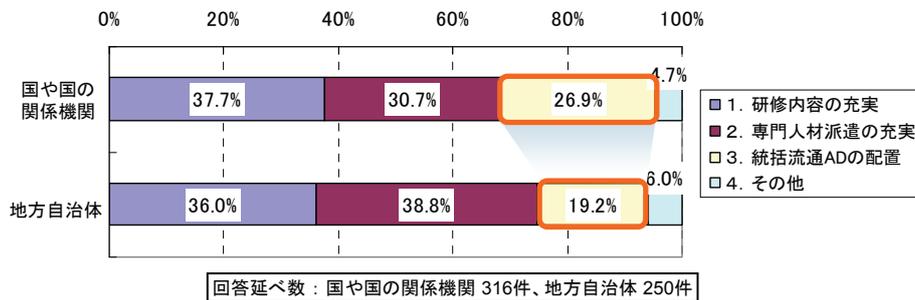
次に、特許流通 AAD・CD が国や国の関係機関及び地方自治体のそれぞれに対して、今後期待する支援ニーズについて、「活動インフラ」、「人材育成」、「出会いの場の提供」別に調査した。

「活動インフラ」については、両者に期待する支援ニーズに大きな差異はなく、満遍なく支援を期待していることが確認できる。「人材育成」については、国や国の関係機関に対して、「3. 統括流通 AD の配置」を期待しており、「情報提供」については、「2. 全国の AAD・CD の情報交換の場」を期待していることが確認できる。

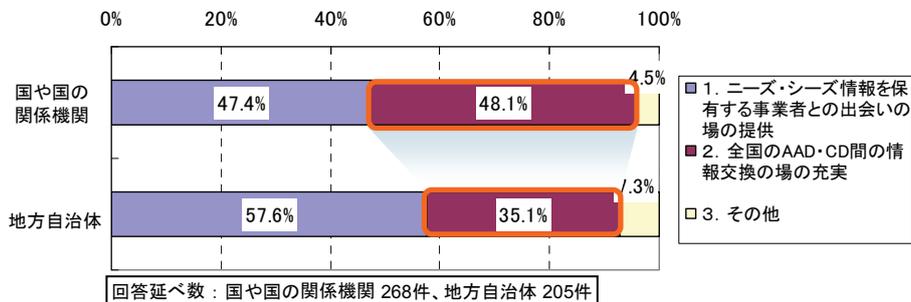
図表 2-2-20 「活動インフラ」に対する支援ニーズ



図表 2-2-21 「人材育成」に対する支援ニーズ



図表 2-2-22 「出会いの場の提供」に対する支援ニーズ



なお、特許流通専門人材に対するヒアリング調査により伺った国や国の関係機関及び地方自治体に期待する具体的な支援ニーズや現状の課題は以下に通りである。

【「活動インフラ」に対する支援ニーズ及び現状の課題（ヒアリング調査）】

〔国や国の関係機関に期待する支援〕

- ・ 流通 CD が利用できる「専用イントラ（ニーズ・シーズ情報）」は、流通 AD や AAD が利用できるものと比べ、詳細な情報を把握できない（登録できない）ため、改善してもらいたい（現在、流通 AD が利用できる専用イントラと同等の機能が必要）。

- ・ 特許流通を行う上では、大企業でも、特許流通専門人材の全国ネットワーク（特に流通 AD の全国ネットワーク）の重要性を認識しているため、全国レベルの特許情報や企業ニーズ情報等の充実が期待されている。
- ・ 流通 CD になると、各地域の所属となるため、流通 AAD 時代とメールアドレスが変わり、企業が連絡をとれなくなる場合がある。このような弊害を回避するため、一定期間は AAD 時代のメールアドレスを利用できる等の対応を期待している。

【「人材育成」に対する支援ニーズ及び現状の課題（ヒアリング調査）】

〔国や国の関係機関に期待する支援〕

- ・ INPIT が実施するセミナーや研修は、基本的知識を身につける上で有用であるため、今後も継続した支援が必要である。特に、流通 CD になると、そのような研修が無くなるため、継続した教育を期待している。
- ・ 実際の事例を基に、その結果に至った背景や何故そういった対応をしたのか等も踏まえた、より実務に則した研修を実施してもらいたい。
- ・ 特許流通専門人材のスキルレベルは様々であるため、スキルレベルに応じた研修メニューの整備を期待している。
- ・ 実施許諾契約時に問題が発生することも多いため、契約に関する事例紹介や書き方に関する研修の充実を期待している。
- ・ より実践的な知識を習得するために、権利侵害や実施許諾契約等の限定されたテーマの研修を期待している。
- ・ 契約、権利侵害等、相談内容に応じた専門家が配置されていれば、相談しやすいため、専門分野別の専門家の配置を期待している（統括流通 AD 等）

〔両者に期待する支援〕

- ・ 特許流通専門人材の活動意欲を喚起するためにも、活動状況や成果に対して、目標を明確化すると共に、成果に対するインセンティブを設けることは有効である。なお、各地域の活動状況のバラツキを抑えるためにも、最低ラインは国が設定する必要がある。

【「出会いの場の充実」に対する支援ニーズ及び現状の課題（ヒアリング調査）】

〔国や国の関係機関に期待する支援〕

- ・ 全国の流通 AAD・CD との情報交換の場が少ないため、情報交換の場を今以上に充実していただきたい。特許流通を進める上では、専用イントラでは把握できない社長の性格等を把握しておく必要があるため、特許流通専門人材の

繋がりは重要である。また、流通 AAD は県外移動を許可されていない地域も存在するため、情報交換の場は重要であると感じている。

[地方自治体に期待する支援]

- ・ 隣接県では、同じ産業を行なっていることも多いため、特許流通を行なう上でも、ブロック単位での地域間の交流の場が必要不可欠である。

【その他（ヒアリング調査）】

[国や国の関係機関に期待する支援]

- ・ 各県により、流通 CD の処遇（年間勤務日数や活動時間）が異なっており、県外企業とマッチングをする場合、情報交換をしたくても連絡が取れないことがある。そのため、各道府県における流通 CD の勤務体系等について、最低ラインを国が示すべきである。
- ・ 特許流通促進事業は、経験に寄るところが大きい。流通 AAD や CD は経験不足であることが否めないため、近くで直ぐに相談できる流通 AD のような経験豊富な専門家が必要である。

[地方自治体に期待する支援]

- ・ 流通 CD は各地域に所属しているため、県外出張を制限している地域も多い。県外企業とのマッチングを行なう上でも県外出張を認めてもらいたい（活動費が確保できないことが問題）。
- ・ 流通 CD 等の活動費の確保や知的財産に関する支援体制を整備するためには、各地域において、知的財産戦略方針を作成し、流通 CD や地域における知的財産の位置付けを明確化する必要がある。
- ・ 流通 AAD や CD は、他業務と兼務している場合もあるため、特許流通事業に専従できる体制を構築してもらいたい。
- ・ 流通 AAD・CD は特許流通だけを支援しているのではなく、企業からの様々な相談に対して対応していることを、地方自治体に把握してもらいたい。
- ・ 企業から信頼を得るためにも、また企業訪問を効率的に行うためにも、流通 AAD・CD が県や公的な中小企業支援機関に所属していることを名刺等に明記することを認めることは効果が高い。

上述したとおり、流通 AAD・CD が期待する支援は多種多様であるが、成約の約 6 割が県外企業であることを踏まえると、地域が自立的に特許流通活動を行うために必要不可欠となる「全国のニーズ・シーズ情報 DB の整備」、「統括流通 AD の配置」

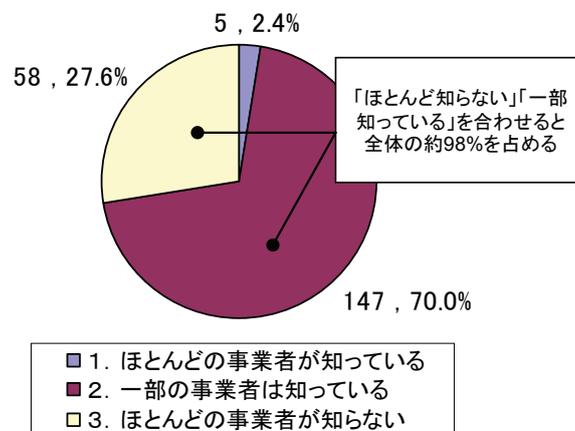
や「全国の流通 AAD・CD の情報交換の場の充実」等、地方自治体では対応できない全国規模の支援については、国や国の関係機関が今後も継続的な支援を検討する必要がある。そして、地方自治体においては、地域内の知的財産戦略方針等を作成し、流通 AAD・CD の役割を明確化すると共に、地域で対応できる支援の充実を検討していく必要がある。

(3) 特許流通専門人材が考える支援施策の普及、利用促進に向けた効果的な広報活動

支援施策の普及／利用促進に向けて、特許流通専門人材が認識している事業者の支援施策に対する認知度と効果が高いと考える広報活動について調査した。

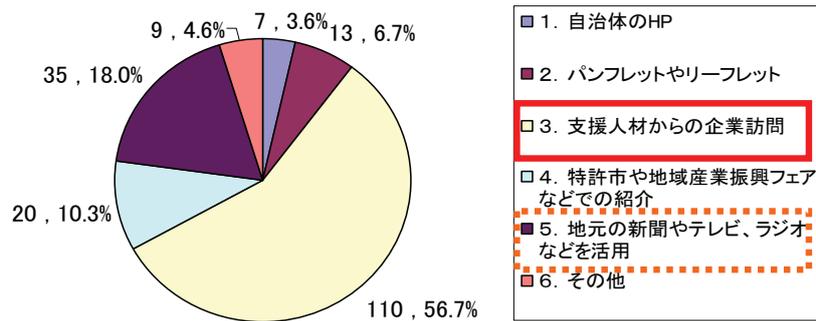
この結果を見ると（図表 2-2-23 参照）、特許流通専門人材が認識している事業者の支援施策に対する認知度は「3. ほとんど知らない」が全体の約 28%を占めている。また、「2. 一部が知っている」と合わせると全体の約 98%を占めることから、特許流通専門人材は事業者の支援施策に対する認知度は全国的に低いと考えていることが確認できる。

図表 2-2-23 特許流通専門人材が認識している事業者の支援施策に対する認知度



そして、多くの特許流通専門人材が、効果が高いと考える広報活動として、事業者は HP やパンフレット等では支援の内容を十分理解できないため、直接相談を受けることが必要等の理由から、「3. 支援人材からの企業訪問」を最も多く挙げている。なお、「5. 新聞やテレビ、ラジオ等の活用」の割合が次いで高くなっていることが確認できる。

図表 2-2-24 特許流通専門人材が効果が高いと考える広報活動



しかし、特許流通専門人材の人数は限られるため、訪問できる企業数も限界があることから、企業訪問により多くの企業に広く認知度向上を図ることは難しいと予想される。このため、特許流通専門人材の体制整備を進めるとともに、事業者から積極的な相談を促すような広報活動（例えば、新聞やテレビ等のメディアの活用）や広報内容も検討する必要があると思われる。

現時点では、効果的な広報活動や広報内容を特定することはできないため、ヒアリング調査において伺った、特許流通専門人材が考える効果的な広報活動及び広報内容に対する意見について、以下に取り纏めた。

【特許流通専門人材が考える効果的な広報活動（ヒアリング調査）】

- ・ 全国紙やTV等のメディアを継続的に活用することが有効である。
- ・ 市町村の商工会・商工会議所等、市町村の支援機関とも密に連携し、特許流通促進事業を紹介することは有効である。
- ・ 教育機関（小、中、高）向けの発明コンテストをより活発に実施することで、子供に知的財産の知識を植え付けるだけでなく、その親の意識も喚起できると思われる。また、発明コンテストから成功事例が出れば、新聞やTV等のメディアに取り上げられる可能性もある。
- ・ インターネットも普及しているため、インターネットの活用も有効である

【特許流通専門人材が考える効果的な広報内容（ヒアリング調査）】

- ・ 事業化まで結びついた成功事例の紹介だけでなく、知的財産を権利化しなかったことによる失敗事例を紹介することの方が有効ではないか。
- ・ 市場独占を図るために必要な取り組みや自社製品を守るための対処方法等、具体的な対処方法を掲載することが有効である。
- ・ ヒット商品が生まれる過程における特許の関わりについて、広く周知するこ

とが有効である。

- ・ 中小企業にとっては、「特許」や「知的財産」といった言葉は馴染みが薄いため、これら言葉を使わないPRを検討する必要がある。

2-2-3. 事業者に対する調査結果

(1) 支援施策の利用状況

①事業者が支援施策を利用した目的及び効果

事業者が国の関係機関（INPIT、JST、中小機構）から支援を受けた目的及びその効果について調査した。なお、事業者アンケートは、調査対象数が少ないため、傾向分析は行わず、事業者からの意見を取り纏めた結果を記載している（以降も同様）。

この結果から（図表 2-2-25 参照）、事業者が知的財産に関する支援を利用した目的は様々であるが、支援を受けたことにより、「知的財産を活用した事業戦略立案の確立」、「ライセンス収益獲得」、「社内の知財管理体制の構築」等、それぞれ大きな効果があったとの意見を挙げている。

また、ヒアリング調査によると、その他にも「知的財産を活用した事業戦略の策定により、集中的に取り組む研究開発領域が明確化された」、「知的財産を経営戦略に位置づけ、事業計画立案を行うようになった」、「職務発明規定を作成した」、「社員の知的財産に関する知識の習得（知的財産活用意識の醸成）」、「自社に有益な実施許諾契約の締結（ノウハウの習得）」、「新規顧客の開拓」等が挙げられている。

これら事業者からの意見を踏まえると、地域の経済活性化を図る上でも、事業者が知的財産に関わる支援施策を受けることや知的財産を活用した取り組みを行う意義は高いことが伺える。特に知財戦略に係る支援を受けた事業者においては、自社の事業の方向性が明確化されただけでなく、知的財産の重要性を認識したことにより、「社内の知的財産管理体制の整備」、「社員の知財意識の醸成」、「新規顧客の獲得」等といった派生的に様々な効果も生まれているため、事業者にとって知的財産を戦略的に活用する意義は高いと考えられる。

図表 2-2-25 支援施策の利用目的及び効果（アンケート調査）

支援内容	活用目的	効果
1. 経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援	・事業戦略、研究開発戦略とリンクした知財戦略に対する具体的な展開方法が不足していたため	・5年後を見据え、具体的施策を記した知財ロードマップを作成した
2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援	・開発品の事業化戦略が描けなかったため ・特許を出願・取得しても活用できたものが少ないため	・短期的に収益に繋がるもの、中期的に取り組むものを整理できた ・知財担当者として、事業戦略の立案まで考えるようになった
3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援	・制度、仕組みを中心としただけでは知財活用に限界あると感じていたため	・知財の必要性の再認識と技術開発者の役割りが明確となった
4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援	・特許出願の新規性に対する客観的評価、また類似出願を早期に知るため ・技術開発後に先行技術調査を行ったところ、先行事例が検知され、開発を断念した事案があったため 等	・出願の客観的な評価と検索式などを知ることができ、今後の事業化について参考になった ・知財グループの担当者とともに先行技術調査を行う体制ができた 等
5. 特許出願業務に係る支援	・特許戦略や特許出願明細書作成、および電子出願を社内技術者に指導していただくため	・独自で明細書作成及び電子出願できるようになり、開発成果を特許出願した
6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援	・当事業は世界初の事業であり、新規研究開発を進めるにあたって、特許を習熟する必要があるため ・知的財産の活用を担う人材の育成のため	・特許申請を考えていなかったため、大いなる効果があった ・各技術グループ毎の知財キーパーソンの発掘ができた
7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援	—	—
8. 知的財産権の取引(技術移転)に係る支援	・契約面で大変不利な契約を取り交わし、その後の事業展開に大打撃を受けたことがあったため ・ライセンス交渉の進め方について助言が必要であったため	・成約が多くなり、イニシャル対価の獲得で収益に貢献した ・支援を得て3社とライセンス契約をした
9. 知的財産権取引による事業化や製品開発にかかる支援	・原理特許を応用した実機の製作のため ・ライセンス交渉過程において、自社ビジネス領域の見直しが必要になった	・実機の開発に成功した ・自社製造の見直しや部品供給等の事業化の幅が拡がり、ライセンス先製品を自社でも販売するなど新たな展開も生まれた

【支援を受けたことによる効果（ヒアリング調査）】

- ・ 知的財産を事業戦略にどのように位置付けるべきか分からなかったが、知財戦略支援を受けたことにより、製品技術の空白部分が明らかになり、集中的に取り組む研究開発領域が明確化できた（技術者の知財意識の向上）。また、社内に「知的財産グループ」を組織化し、専従職員を配置した。
- ・ 知財戦略支援事業を受けたことにより、経営者として知的財産を経営戦略に位置付け、事業計画立案を行うようになった。また、知的財産専任の担当者を配置し、知的財産に対する対応を恒常的に行える体制を整備できたとともに、職務発明規定を策定し、技術者をはじめとした社員に対して知財意識改革を進めることができた。
- ・ 知財戦略支援事業の利用を契機に、国の支援施策の有用性を把握し、積極的な活動を行ったことにより、様々な効果が得られた。具体的には、他社から研究開発部門の事業譲渡を受けるとともに、研究開発設備を購入し、新規顧

客獲得にも役立った。また、ベンチャーフェアに参加したことにより、第三者割当増資が実現したことや知的財産への理解が ISO 取得にも繋がった。

- ・ 支援施策を利用するための申請書類作成等により業務負荷が増加したとは考えておらず、むしろ、経営上の課題を常に明確化し、その解決に向かって対応するという意識の発芽の効果の方が大きいと感じている。
- ・ 知財活動は成果が発露するまで長期にわたるため、知財活動に疎い企業は躊躇する傾向にあるが、実際に経験すると、研究開発の中から短期で成果が出る案件と長期間かかる案件の仕分けが出来るようになる。
- ・ 過去に自社の保有特許について、ライセンス契約した際に、自社に不利な条件で契約を締結してしまったことがあったが、支援を受けたことで、自社に有益な契約を締結できたとともに、ライセンス契約締結に関するノウハウを学ぶことができた。
- ・ 流通 AD からライセンス契約に関するノウハウを習得したことにより、過去に締結した契約の見直しを行い、不利な契約については再契約する等の措置をとることができた。
- ・ 社員が知的財産に関するノウハウを習得できただけでなく、今後の自社事業の方向性を検討する際に、知的財産戦略も踏まえた検討ができるようになった。
- ・ 新規案件獲得のために、見込み客へ連絡してもアポイントを取ることもさへ難しかったが、国の事業である流通 AD から連絡を取ってもらうことで、相手企業も信頼し、商談の場を設けてもらえることができた。結果として、新規顧客獲得に繋がった。そのため、販路開拓をするうえでも、国の事業として実施している特許流通 AD の存在は企業にとって、有用である。
- ・ 自社の課題解決に対して合致する内容の支援施策であれば、多少の業務負荷が発生しても活用する。一度、支援施策を活用し、その効果を経験すると支援施策利用に対するハードルは非常に低くなる。

②事業者が支援施策を利用する上での阻害要因

次に、事業者が支援施策を利用するにあたっての阻害要因について、ヒアリング調査により確認した結果を以下に取り纏めた。

【支援施策を利用する上での阻害要因（ヒアリング調査）】

- ・ 申請や報告書等の手続に手間がかかるため、施策利用を敬遠する。
- ・ 支援範囲が広く、誰しものが応募できるような支援施策では、採択の競争率が高くなるため、無駄な作業となる可能性が高い申請書類の作成等の手間をか

けてまで応募しようとは思わない。支援範囲が「販路開拓」、「契約」等、限定されており、且つ、自社のニーズにマッチしていれば利用を検討する。

- ・ 多くの企業においては、パンフレット、メールやHPの内容からでは、自社のニーズにマッチしている支援施策かどうかを直感的に把握できないため施策利用には至っていないと思われる。
- ・ 多様な省庁、機関から似たような支援施策が実施されているため、それら選択肢の中から自ら支援内容を精査してまで応募することにモチベーションが沸かない。
- ・ 現状の支援施策においては、成果が必須条件となっていることが多いと思われるが、中小・ベンチャー企業の育成を考え、施策の利用促進を図るのであれば、もう少し応募要件を緩和するべきであると思われる。
- ・ 省庁や機関ごとに申請時に必要な添付書類や記載事項が多様であり、分かりにくい。ある程度、統一されたフォーマットが用意されていると応募申請を行いやすい。
- ・ 支援施策の存在は知っているが、業務が忙しいため、自社に適した施策かどうかを調べるまでに至らない。
- ・ 支援施策によっては、設立年数や社員数等が応募条件として入っていることがあり、支援を受けたくても受けられないことがある。

この結果を見ると、地方自治体や特許流通専門人材が認識している阻害要因と同様に、中小・ベンチャー企業は人材不足でもあるため、支援施策利用に係る申請書類作成等の手間を敬遠する傾向にあることが明らかとなった。また、パンフレットやHP等の媒体では支援内容が自社のニーズにマッチしているかを把握できないことや、様々な支援機関から似たような支援施策が実施されているため、最終的に何を活用すべきか判断できないといった、事業者支援内容が十分理解されていないことが阻害要因となっていることが明らかになった。

そのため、支援施策の利用促進を図るためには、作成する申請書類の簡略化等、施策利用者の作業の簡略化を検討すると共に、事業者が直感的に把握できる広報内容、又は、事業者ニーズにマッチした支援機関の相談窓口が把握できるような広報内容を検討する必要がある。

しかし、一度、支援施策を利用し効果を認めた事業者は、多少の業務負荷が発生しても自社に有益な支援内容ならば必要な支援を受けることも明らかとなっていることから、一度も支援施策を活用していない事業者に対して如何に目を向けてもらうかが重要である。

(2) 国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援ニーズ

今後、事業者が国や国の関係機関及び地方自治体に期待している知的財産の活用に関する支援ニーズについて調査した。

この結果を見ると（図表 2-2-26 参照）、事業者が期待する支援ニーズの内容は幅広く、事業者により様々な理由があることが確認できる。なお、その他期待する支援としては、「研究開発費の助成」、「販売支援」、「知的財産に関係する人材との情報交換の場の提供」などが挙げられている。

図表 2-2-26 国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援（アンケート調査）

支援内容	主な理由
1. 経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 開発途中に本来発生しているはずの知財を見逃している可能性があるため コアの技術を活かして新たな知財の創出と製品開発を進めたい 等
2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業戦略に知的財産活用が組み込まれていないため 特許を取得したが、ビジネスへの活用めどが立っていないため 等
3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 出願・取得特許を整理し、すぐ使えるように整備したいため 戦略的に知的財産を利用したいが、管理体制に経費をかけたくない
4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 調査漏れが多く出願が無駄になる場合がある アイデア段階での先行技術調査支援が欲しい 等
5. 特許出願業務に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 特許出願コストの低減 等
6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 技術は理解できても特許対応ができないため、人材を養成したい 知的財産の専門家がいなく、社内教育ができないためサポートして欲しい 等
7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模の拡大に伴う自社、他社の権利侵害の監視（中国市場を含む）と訴訟への備え
8. 知的財産権の取引（技術移転）に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用したことが無い分野であり、知財担当として取引の方法を知ることは、知的財産が事業として大事であることを全社的に周知できるため
9. 知的財産権取引による事業化や製品開発にかかる支援	<ul style="list-style-type: none"> 開発案件が多く、製品化するまでに時間・費用がかかる事が多い 他社との共同開発等を行いたい、進め方が分からない 等
10. 知的財産の棚卸／評価支援	<ul style="list-style-type: none"> 保有特許について、事業との関連で整理し、今後の知財戦略を考えたい スクリーニングを十分に行わずに特許出願してしまったので整理したい

その他支援ニーズの内容	
研究開発費の助成（再挑戦開発補助金）	従来の研究開発における失敗を踏まえて、事業化に対する改善策を持って開発することにより事業化の確度が上がるため
販売支援	自社の販売力や販売ネットワークが十分でないため
知的財産に関係する人材との情報交換の場の提供	他社の状況や近況などから自社での運営を考えられるため

加えて、ヒアリング調査においても、「知的財産を活用した経営戦略立案に係る支援」、「知的財産に関する他社取り組み事例を交えたセミナーの開催」、「研究開発や出願費用の助成」や「知的財産人材育成のための専門家派遣」等の意見が挙げられており、事業者の支援ニーズの幅広さが伺える。

【国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援（ヒアリング調査）】

- ・ 保有特許等の知的財産を活用し、自社ブランドの強化を図っていくための経営戦略立案を支援してもらうような施策を期待している。
- ・ 知的財産に関する他企業の取り組み方法等の事例を交えたセミナーを期待している。その中で自社でも有効な取り組みがあれば参考にしたい。
- ・ 顧客からの案件ごとに開発を行う事業のため、先行的に開発費が必要であることから研究開発費補助を期待している。また、今後も市場の中で特許保有による優位性を確保していきたいと考えているが、申請件数が多くなると出願費用の確保が難しいため、特許出願費用の助成も期待している。
- ・ 今後、社員の知財スキルに応じた年単位の社内研修プログラムの策定を検討しているため、それを支援してくれる専門家の派遣を期待している。
- ・ 公設試が第3者の立場から自社の製品評価をしてもらうことを期待している。その評価は、国等の評価結果であるため、製品の有意性を示すことができ、販路開拓等の役に立つと思われる。
- ・ 固定資産と同様に、保有特許を基にファンドなどを形成し、資金獲得を可能とするスキームの創造を期待している。知的財産に対しても課税し、証券流動化することができれば特許流通市場が形成されると思われる。また、産業連関表を用いて、知財活用による経済波及効果を示せば、広報活動をするよりも、知財に関心を持つ企業は増えると思われる。

(3) 外部専門人材に期待する支援ニーズ

今後、事業者が外部専門人材（アドバイザーやコーディネーター、技術士、弁理士等）に期待する支援ニーズについて調査した。

この結果を見ると（図表 2-2-27 参照）、国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援ニーズと同様に、外部専門人材に対する支援ニーズも幅広く、事業者により様々な理由があることが確認できる。なお、その他期待する支援としては、「知財担当者の重要性の周知（社内立場の確立）」、「販売支援」が挙げられている。

図表 2-2-27 外部専門人材に期待する支援（アンケート調査）

支援内容	主な理由
1. 経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経営者に知的財産の必要性を理解させたい ・経営戦略に合わせた知的財産に対する客観的な評価の助言が欲しい 等
2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・零細企業では事業戦略を立案する力がない ・特許を出願・取得しても活用できたものが少ない
3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・取得特許が多いので管理が難しいため、アドバイスが欲しい ・担当者が1人いれば業務が回り管理ができる方法を教えて欲しい
4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・調査漏れが多く出願が無駄になる場合がある ・技術開発に当たっての先行調査など費用と人材が不足のため 等
5. 特許出願業務に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で対応できない技術に関する発明の特許出願の支援が必要なため ・費用と人材が不足のため ・業務を弁理士事務所に委託し、専門的知識を依存しているため 等
6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産について専門ではなかった者が対応しているため ・日常的な研究開発業務とリンクした知財対応を企業風土として根付かせたいため 等
7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士事務所の選定、費用の問題等を含め、中小企業では負担が大きいため ・権利侵害を受けた場合や、権利侵害をした可能性がある場合の自社が取るべき手段についての専門的なサポートが必要なため 等
8. 知的財産権の取引（技術移転）に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産担当でも会社の利益になるような活動ができるようにしたい ・契約書作成のアドバイスをしたい 等
9. 知的財産権取引による事業化や製品開発にかかる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンスだけでなく、ライセンスを利用して事業化していく活動を行いたい ・新たなライセンス先や共同研究による製品開発を行いたい 等
10. 知的財産の棚卸／評価支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出願・取得特許を整理するため、第三者の客観的な評価が欲しい ・保有特許について、事業化との関連で整理し、今後の知財戦略を考えたい
その他支援ニーズの内容	
知財担当者の重要性の周知	中小企業は、製品を製造販売することが優先で、知的財産についてはあまり重要とは考えていないように感じるため
販売支援	保有人脈が少ないため、営業戦略面や販路面での連携先を紹介いただける支援は重要

加えて、ヒアリング調査によると、「契約面のアドバイス」、「トータルサポートできる人材」、「企業ニーズにマッチした専門人材を紹介できる専門家の配置」、「同じ担当者による継続した支援」、「大学等シーズ情報の提供」、「特許流通専門人材の拡充」や「専門人材の連携体制構築」等の意見が挙げられている。

【外部専門人材に期待する支援（ヒアリング調査）】

- ・ 中小・ベンチャー企業では、経営面からの支援も重要であるが、契約関係に係る法務面を専門的に行う人員を配置できないため、法務面の長期的な支援を期待している。
- ・ コーディネーター等の専門人材には、知的財産戦略の策定、知的財産の棚卸／評価、技術移転や事業化といったトータルサポートできる人材を期待している。
- ・ 制度変更等により大学 TLO のアドバイザーは、頻繁に変わるため、相談側はその都度自社の事業説明等を行う必要があり、負荷がかかるため、極力長期的に同じ担当者が支援するか、又は、情報交換等による引継ぎをしっかりと

てもらいたい。

- 専門人材の連携体制としては、研究開発から事業化までをトータルサポートできるとともに、各専門人材が企業ニーズにマッチする特定領域（販路開拓等）に対しても支援できる体制構築を期待している。
- 中小企業が直接見込み客に連絡をとっても、信頼を得られず、交渉の場を設けることが難しいため、国等の信頼がある専門人材による見込み客への連絡・紹介を期待している（販路開拓支援）。
- TL0 所属の流通アドバイザーから様々な情報提供を受けており、事業化には遠い案件も多いが、新しいアイデアを気付かせる内容も多い為、今後も一層の情報提供を期待している。
- 研究開発、知財保護、事業化戦略等の観点から目配せできる人材を期待しているが、このような人材を確保することが難しいため、企業が抱える課題や強化ポイントを的確に判断し、適正な専門人材を紹介できる専門家（第3者視点から企業判断できる目利き人材）を期待している。
- 特許に「流通」という活用形態があることを知らなかったため、特許流通 AD のような特許と利用者（製品化と事業化）をつなぐ役割を果たす人が増えることを期待している。
- 現状、知的財産に関わる専門人材の絶対数が少ない。色々な関係機関で似たような人材を抱えているため、全ての専門人材が連携した仕組みが取れば企業にとっては有用である。
- 研究開発から事業化までをトータルサポートできる人材がいることが望ましいが、各業務には専門性を有するため、そういった人材を育成することは難しいと思われる。むしろ、流通 AD や産学官連携 CD 等の全国レベルの人的ネットワーク統合を図った方がトータルサポートを実現できると思われる。

これら結果を踏まえると、事業者が抱える課題は様々であり、事業者は行政機関や外部専門人材に対して、知財戦略の策定から技術移転や事業化といった幅広い支援を期待している。支援にあたっては、「知財戦略策定に係る支援」、「社内管理体制に係る支援」、「先行技術調査に係る支援」、「特許流通に係る支援」等、それぞれ専門性を必要とすることから、知的財産の活用を促進するためには、事業者をトータルサポートできる専門人材の連携体制の構築等を検討していく必要があると考える。

(4) 事業者が考える支援施策の普及、利用促進に向けた効果的な広報活動

事業者の立場から、支援施策の普及／利用促進に向け、効果が高いと考える広報活動について調査した。

この結果を見ると（図表 2-2-28 参照）、効果が高いと考える広報活動として、多くの事業者は「支援人材の企業訪問」を挙げている。その理由としては、「必要なときに必要な情報を提供してくる」、「パンフレット等では印象に残らないため、直接訪問の方が効果は高い」、「説明会等に参加する時間や人的な余裕がない」等を挙げている。

また、ヒアリング調査においても同様に、多くの事業者からパンフレットや HP の内容を見ても、自社のニーズにあっているか、直感的に把握できないため、支援人材からの訪問が最も有用であるとの意見が挙げられている。

なお、前述しているとおり、特許流通専門人材が企業訪問をする際には、知財に係るパンフレットやリーフレット、小冊子などは必需品であるとの評価を得ており、活用方法や配布方法の再検討を行う必要があると思われる。

図表 2-2-28 事業者が考える効果的な広報活動及びその理由（アンケート調査）

効果的な広報活動	効果的な理由
パンフレットやリーフレット	<ul style="list-style-type: none"> • どのような制度があるか広く認知させることが重要であるため
支援人材の企業訪問	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の固有の課題及びその問題意識を顕在化させ、施策例を明示することで支援の必要性が自ずから認識、発現するため • 媒体の情報は目にしても印象に残りにくく、忘れたりするが、人が来てくれると印象に残りやすく、必要な回答もすぐにもらえるので利用促進になる。 • 事業所が田舎にあるため、外に出るよりも直接訪問して説明していただく方が効果的だと思う • 展示会見学やパンフレット等に目を通したとしても、記憶に残らない。必要なときに必要な情報を提供してくれる支援人材の企業訪問が一番ありがたい • 時間的・人的に余裕が無く、アドバイザーの支援が最も適切であるため
特許市や地域産業振興フェア等での紹介	<ul style="list-style-type: none"> • 直接顧客と対話できる公的支援のフェアのため信頼性がある

なお、アンケート調査によると、今回調査した事業者では、支援人材からの企業訪問を契機に支援内容を知り、支援施策を利用した事業者が最も多く、また、ヒアリング調査によると、取引金融機関の担当者や展示会等で知り合った県や県の関係機関の職員等、信頼できる人材による紹介を受け、支援を受けた企業が多い。

しかし、専門人材の人数は限られることから、企業訪問により広く支援施策の認知度向上や利用促進を図ることは限界があると想定される。これまでと同様に行政機関に所属する専門人材の体制を整備する必要はあるが、事業者から積極的に相談を促すような広報活動や広報内容も検討していく必要があると考える。

現時点では、効果的な広報活動や広報内容を特定することはできないため、ヒアリング調査において伺った、事業者が考える効果的な広報活動及び広報内容の意見について、以下に取り纏めた。

【事業者が考える効果的な広報活動（ヒアリング調査）】

- ・ 中小企業との関係が深い地元の金融機関や自社の事業をよく理解している信頼できる人から支援施策を紹介されれば、支援施策の認知度は向上すると思われる。但し、金融機関や県の関係機関に置いてあるパンフレット等では、直感的に支援内容を把握することができないため、活用するには至らない。パンフレット等に記載されている内容を詳しく説明してもらうというステップが必要である。
- ・ 全国的に支援施策を認知させるのであれば、メディアの活用は有効である。しかし、ベンチャー企業は、特に創業時には支援施策のパンフレット等を見る時間もないため、直接連絡や訪問していただいた方が支援を活用しやすい。
- ・ 現在、様々な機関が様々な支援施策を実施しており、企業にとっては、何処に相談していいかわからない状態である。相談内容をフローチャート形式で判別し、相談先や適当な支援施策を HP 等から絞ることが出来れば、企業も相談（利用）しやすいと思われる（選択肢を選んでいけば、自社にあった相談先や支援施策が表示されるような簡易判別機能）。
- ・ 自社のニーズに該当すると直感的に判断できるような、支援施策のポータルサイト等があれば、認知度向上にも繋がると思われる。
- ・ 支援施策一覧では、企業が活用する可能性が小さいため、技術 AD や流通 AD 等の個別訪問を行う人材の量的、質的整備を重視した方が効果が高いと思われる。
- ・ 企業ニーズに合った支援施策であることを直感的に分かるように、パンフレットや HP 等を作成することは難しいため、直接訪問し、企業の課題をある程度認識した上で、適切な支援施策を紹介しなければ、企業は支援施策を利用しないと思われる。

【事業者が考える効果的な広報内容（ヒアリング調査）】

- ・ 中小企業では、具体的な段階にならないと支援を利用するまでに至らないため、知的財産活用による事業拡大、収益向上、コスト削減等、様々な具体的な成功事例を広報することが有効であると考えられる。
- ・ 多くの中小企業は直ぐに利益獲得を期待していると思われるため、新商品に関する特許よりは、現在ある特許に対する改善特許を使った成功事例をアピールすることが有効である。
- ・ 成功事例に関する事例集は多く見られるが、知財活動に関する失敗事例を収集して、事例集として広報する方が成功事例よりも効果が高いと思われる。

2-3. 調査結果の比較検討

2-3-1. 地域科学技術振興施策における支援の傾向と調査結果の比較検討

アンケート調査やヒアリング調査により抽出した、今後事業者が期待する支援ニーズを基に、第1章で整理した現状の地域科学技術支援施策の傾向と比較した結果は以下の通りである。

【支援対象】

地域科学技術振興施策によると、地方自治体は中小・ベンチャー企業を中心に支援を行っていることが推察される。これに対して、国や国の関係機関は、例えば、JST では研究成果の実用化に向けた取り組みを行っているため、企業と連携した「大学等教育機関」や「公設試」を中心に支援を行っており、NEDO では先端技術の研究開発に向けた取り組みを行っているため、研究施設を有する全ての法人を対象としている等、各機関の目的によって注力している支援対象に違いがあることが推察される。しかしながら、国や国の関係機関が実施する支援施策を総合的に見ると、概ね全ての法人を対象としていることから、地方自治体の支援施策と合わせ、地域科学技術振興施策においては、全ての対象に対して網羅的に支援が行われていることが推察される。なお、調査結果によると、今後は中小・ベンチャー企業を中心とした支援が期待されている。

【支援事業】

地域科学技術振興施策によると、国や国の関係機関は、例えば、JST では研究成果の実用化に向け、研究成果を創出する「研究開発支援」と研究成果を実用化する「事業化支援」を中心に支援を行っており、先端技術の研究開発を行う NEDO では、「研究開発支援」を中心に支援を行っている等、各機関の目的によって重点を置いている支援事業の傾向にも違いがあることが推察される。しかしながら、地域科学技術振興施策の全体的な傾向は、国及び地方自治体共に、「研究開発支援」や「事業化支援」を中心に支援を行っていることが伺える。調査結果によれば、事業者の支援ニーズは幅広く、総合的な支援が期待されていることから、知的財産の活用促進を図るためには、今後、国や地方自治体では知的創造サイクル全般の総合的な支援を検討する必要があると思われる。特に、販路開拓支援やトラブルになり易い契約及び特許出願に関する支援はニーズ（効果）が高いため、当該支援の充実も検討する必要があると考える。

【支援手法】

地域科学技術振興施策によると、国や国の関係機関の支援手法は、例えば、JSTとNEDO共に「助成・補助」に対して多くの支援を行っているが、JSTでは研究成果を実用化する人材の育成に向けた取り組みも行っていることから、一部の支援施策では人材面（人材育成）からの支援も行っている等、各機関の目的を達成する上で、適切な支援手法を採用していることが推察される。しかしながら、地域科学技術振興施策の全体的な傾向は、国及び地方自治体共に、資金面に重点を置いた支援が行われていることが伺える。調査結果によれば、今後も事業者からは資金面からの支援が期待されているが、それに加えて、人材面（人材育成や人材派遣・技術支援）や情報面（情報提供）からの支援も求められている。

図表 2-2-29 地域科学技術振興施策における支援の傾向と調査結果の比較検討

分析の視点	地域科学技術振興施策における支援の傾向	今後期待されている支援（調査結果による）
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体を実施する支援施策は、地域の経済発展を支える「個人・ベンチャー企業」や「中小企業」を中心に支援を行っていることが推察される。 一方で、国や国の関係機関は、例えば、JSTでは研究成果の実用化（企業化）に向けた取り組みを行っていることから、企業等と連携した「大学等教育機関」や「公設試」への支援が中心となっているのに対し、NEDOでは先端技術の研究開発に向けた取り組みを行っていることから、研究施設を有する全ての法人を対象に支援を行っている等、各機関の目的によって支援対象にも違いがあることが推察される。 しかし、国や国の関係機関が実施する支援施策を総合的に見ると、支援対象に大きな偏りはなく、概ね全ての法人に対して支援を行っていることから、地方自治体の支援施策と合わせ、地域科学技術振興施策では、全ての対象に対して網羅的に支援が行われていることが推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に、地域の経済を支える企業である、「中小企業」、「ベンチャー企業」に対する支援が期待されている。
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 国の関係機関であるJSTでは、研究成果の実用化（企業化）に向けた取り組みとして、研究成果を創出する「研究開発支援」と研究成果を実用化する「事業化支援」が同程度の割合であるのに対して、先端技術の研究開発を行うNEDOでは、大半が「研究開発支援」を行っているなど、各機関の目的によって重点的に実施している支援事業の傾向にも違いがあることが推察される。 しかしながら、支援施策の全体的な傾向は、国及び地方自治体共に、全体に占める「研究開発支援」と「事業化支援」の割合が相対的に高いことから、両者共に知的財産の「創造」と「保護」に重点を置いて、支援を実施していることが推察される。 なお、国では「研究開発支援」に置いた支援を行っており、地方自治体では、地域の活性化に直接寄与する「事業化支援」に重点を置いた支援を実施していることが推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「知的財産戦略的活用」や「知的財産人材育成」も含め、知的創造サイクル全般（「創造（研究開発）」、「保護（知的財産権利化）」、「活用（事業化）」）の総合的な支援が期待されている。 特に販路開拓支援やトラブルになり易い契約及び特許出願に関する支援（ノウハウ指導等）の充実が期待されている。
支援手法	<ul style="list-style-type: none"> 国の関係機関であるJSTとNEDO共に、資金面に重点を置いた支援が実施されているが、JSTでは研究成果を実用化する人材の育成に向けた取り組みも行っていることから、一部支援施策については、人材面（人材育成）からの支援も行っている等、各機関の目的を達成する上で、適切な支援手法を採用していることが推察される。 しかしながら、支援施策の全体的な傾向は、国及び地方自治体共に、全体に占める「助成・補助」の割合が相対的に高いことから、両者共に資金面に重点を置いた支援を実施していることが推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「助成・補助、融資・貸付」の資金面だけでなく、人材面（人材育成、人材派遣・技術支援）や情報面（情報提供）からの支援も期待されている。

2-3-2. 現状の課題／ニーズ

これまでの調査結果に加え、委員会における意見も踏まえると、知的財産の活用促進を図る上での現状の課題／ニーズについて、「支援施策の利用状況」、「支援ニーズ」、「支援施策の認知度」別に整理した結果は、以下の通りである。第3章におい

では、これら調査結果を踏まえ、今後の地域における知的財産の活用促進を図るために、国や国の関係機関及び地方自治体が取り組むべき支援の在り方について提言する。

図表 2-2-30 知的財産の活用促進に向けた課題／ニーズ（1/2）

調査項目	現状の課題／ニーズ
支援施策の利用状況	<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの地方自治体では、国や国の関係機関が実施する支援施策を紹介しているが、全ての支援施策を把握しているわけではない。なお、支援施策を知らない地域も存在する。【ア】【ヒ】 自治体担当者や特許流通専門人材は、地域が実施する支援施策については概ね把握しているが、国や国の関係機関が実施する支援施策については、様々な機関が似たような支援を実施しているため、全てを把握できていない。そのため、相談内容に応じて、該当する地域の支援機関を紹介し、対応している。【ヒ】 支援施策の利用促進を図るためにも、国や国の関係機関が実施する支援施策の一元管理が期待されている。【ヒ】【委】 様々な機関が似たような支援を行っていることから、事業者は何処に相談していいかわからないため、相談窓口の一本化や相談先を絞れるような簡易な相談窓口フローチャート等の整備が期待されている。【ヒ】
	<p>支援施策利用の阻害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策利用者の最終目標を考慮した支援が提供されていない（例えば、研究開発から事業化まで一貫した助成等）。【ア】 事業者は、施策を利用するための人的・時間的余裕がないため、人材面からの支援が期待されている。【ア】【委】 施策利用による申請書類や報告書作成等の業務以外の作業負荷が高い。【ア】【ヒ】 申請書類作成の時間と採択の可能性を踏まえると、申請まで至らない（採択される可能性が低い支援に時間をかけるだけの余裕がない）。【ヒ】 国や国の関係機関の支援施策は、予算措置の関係上、公募時期が年度中旬になることが多く（年度内の支援施策が多い）、支援期間が短いため、事業者は利用しにくいと思われる。【ヒ】
支援ニーズ	<p>事業者向け支援</p> <p>【国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の経済を支える中小・ベンチャー企業に対して、資金面、人材面や情報面から、研究開発から事業化までの知的創造サイクル全般の総合的な支援が期待されている。【ア】【ヒ】 現状は研究開発から商品化までの支援施策は相対的に充実しているが、事業者にとって最も効果が高い販路開拓支援が少ないと感じている（支援のバランスが悪い）。【ヒ】 トラブルになり易い実施許諾契約や特許出願に関する支援（ノウハウ指導等）が期待されている。【ヒ】 地方レベルでは、国や国の関係機関が実施する知的財産に係る取り組みと連携が取れる仕組みが期待されている。【委】
	<p>【専門人材に期待する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者ニーズにマッチした専門人材が支援できるように、専門人材をマネジメントする（適材適所に配置できる）専門家の配置が期待されている。【ヒ】【委】 事業者の支援ニーズは幅広いため、研究開発から事業化までを総合的に支援できる専門人材、又は専門人材による連携体制の構築や、専門人材の質の向上が求められている。【ア】【ヒ】【委】 事業者にとって、知的財産を戦略的に活用する効果及びニーズは高いため、「経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護（知財戦略立案）」、「事業戦略との連携」、「知財管理体制の構築」、「権利化」、「特許流通」等を総合的に支援する専門人材による連携体制の構築が期待されている。【ア】【ヒ】
教育機関向けの支援	<ul style="list-style-type: none"> 大学等教育機関は研究成果を社会へ還元するために、地域の事業者との交流の場やニーズ情報の提供を期待している。【ア】【ヒ】 共同研究等による大学等教育機関と連携するためには、事業者と大学等教育機関の特質を理解した緩衝材となる人材を介する必要がある。【委】 中小企業では、大学技術を活用し、事業化に展開できる専門人材（商品開発者等）が少ないため、大学技術の活用は難しいと感じている。【ヒ】

【ア】：アンケート調査による、【ヒ】：ヒアリング調査による、【委】：委員会による

図表 2-2-30 知的財産の活用促進に向けた課題／ニーズ (2/2)

調査項目		現状の課題／ニーズ
支援ニーズ	特許流通専門人材向けの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特許流通専門人材は「活動インフラ」、「人材育成」、「出会いの場の提供」について、幅広い支援を必要としているが、地域では対応困難である全国規模の支援については、国や国の関係機関からの支援を期待している(その他は地域が主体的に支援を検討する)。[ア][ヒ][委] ・特許流通を促進するためにも、質と量を兼ね備えた地域間のネットワークとデータベースが求められている。[ヒ][委] ・特許流通において、事業者は早いレスポンスを期待しているが、流通CDの活動時間に地域格差があり、連携できない場合もあるため、地域格差がでないよう専門人材の体制(活動時間、勤務体系等)を整備することが求められている。[ヒ][委] ・事業者は流通CDの支援範囲を理解してもらうためにも、各地域において、流通CDの役割や権限を定義することが求められている。[ヒ][委]
支援施策の認知度	認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に事業者の支援施策に対する認知度は低い。[ア][ヒ] ・広報活動として、「専門人材による企業訪問」が最も効果的だと考えられているが、専門人材の人数に限りがあることを考慮すると、広く知的財産の活用促進を図るためには、事業者から積極的な相談を促すような取り組みを検討する必要がある。[ア][ヒ] ・施策利用を促進するためには、中小企業と繋がりが深い金融機関等、信頼できる人材(ルート)から直接支援施策を紹介することが有効である。[ヒ][委] ・事業者は、制度を活用してまで知的財産の取り組みを行うといった意識まで辿り着いていないため、事業者の積極性を促すような取り組みを検討する必要がある。[委] ・知的財産に関する基礎知識がない事業者が多い為、知的財産の重要性を認知させることから普及啓発を図る取り組みを検討する必要がある。[ヒ] ・地域が開催する展示会等のプログラムに、知的財産に関する支援内容を説明するメニューを組み込み、来訪企業等に対して半強制的に聴講させることは、知的財産の活用促進に繋がると思われる。[ヒ]

[ア]：アンケート調査による、[ヒ]：ヒアリング調査による、[委]：委員会による

第3章 今後の地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方

第1章で整理したように、知的財産の活用促進に向け、各府省庁やその関係機関では、多くの支援施策が実施されている。これら各府省庁やその関係機関において実施される支援施策は各府省庁の政策目的を実現化するために行われている。

例えば、経済産業省では、経済社会システムを支える制度や技術基盤を整備することにより、わが国の経済活力の向上を図り、「国富の確保・拡大」に向け政策が実施されている。このため、知的財産の活用促進に向けた支援施策も、新たな知的財産を生み出す仕組みの整備、知的財産の保護、活用、再投資による新たな知的財産の創造という「知的創造サイクル」を確立することで、わが国産業界において知的財産の拡大再生産を図っていくための施策が中心となっている。

これに対して、文部科学省では、科学技術の限界へ挑戦し「国際的な知の創造の営みにおいて世界をリードする」とともに、わが国発の「付加価値の高いイノベーションを生み続ける科学技術に取り組む」こと、「ものづくりで世界をリードし、さらには科学技術により世界で勝ち抜く産業競争力を確立する」ことを目指している。このため、知的財産に係る施策においても既に生み出された知財を如何に活用していくかというよりも、新しい科学技術の創造に向けた施策が中心となっている。

そして、農林水産省では、農林水産業・食品産業のグローバル化と国際的な競争の激化に対応するために、「知的財産」を継続的に創造し、それを経済的価値に繋げていくことで、農林水産業・食品産業の強化、保護、育成を図ることが知的財産活用支援施策の中心となっている。

このように、各府省庁が目指す政策目的により知的財産の活用促進に係る支援の方向性は異なるものの、地域における自立的な知的財産の活用促進を図る上では、これら支援の方向性を結びつけ、支援していくことが重要となる。

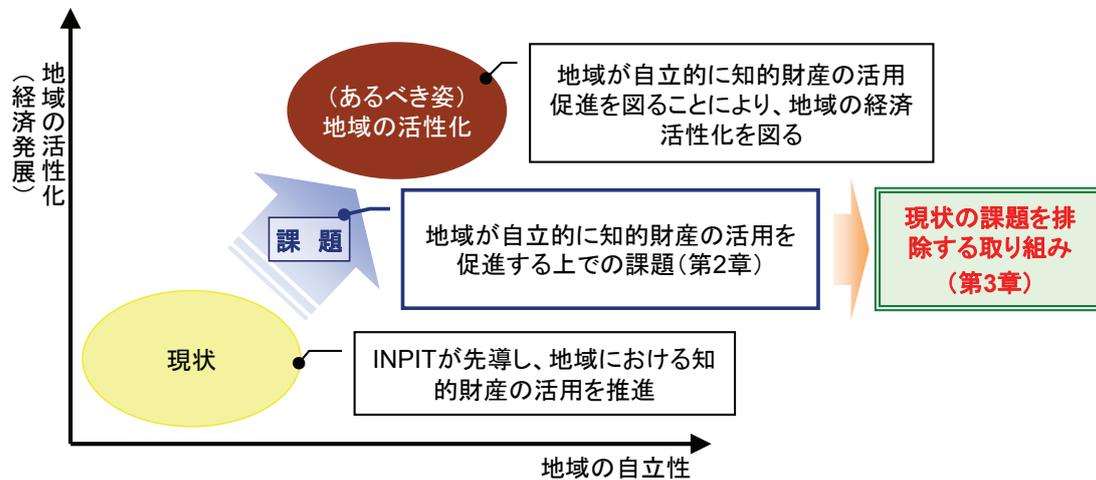
そこで、第3章では、地域における自立的な知的財産の活用促進を図ることに注力し、前章で明らかとなった現状の課題及びニーズを踏まえ、国や国の関係機関及び地方自治体における今後の支援の在り方について検討・整理する。

3-1. 今後の取り組みの方向性

これまで国や国の関係機関が先導し、地域における知的財産の活用を促進してきたところであるが、今後は、地域が自立的に活動することにより、地域の経済活性

化を図ることが期待されている。そのためには、地域が自立的に活動する上での阻害要因（課題）を排除する必要がある。

図表 3-1-1 今後の取り組みの方向性



そこで、これまでの調査結果や委員会における意見から抽出された現状の課題／ニーズを踏まえ、今後の支援の在り方を整理すると、大きく「特許流通専門人材の活動環境の整備」、「国による支援施策の情報提供方法の整備」、「地域間の連携体制の整備」、「事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築」、「地域における支援体制の強化」、「効果的な広報活動／広報内容の整備」の6つに分類される。以降、これら支援の在り方を検討した結果について、整理する。

図表 3-1-2 支援の在り方（概要）

<p>特許流通専門人材の活動環境の整備</p>	<p>事業者の支援ニーズは幅広いため、事業者を総合的にサポートする専門人材による支援体制の整備を検討する。また、特許流通活動が効果的・効率的に実施されるように、特許流通専門人材の活動環境（情報共有環境の整備、人材育成環境の整備等）の整備を検討する。</p>
<p>国による支援施策の情報提供方法の整備</p>	<p>国や国の関係機関から様々な支援施策が実施されているが、認知度が低く、効果的に活用されていないことから、支援施策が有効活用されるように情報提供方法の整備を検討する。</p>
<p>地域間の連携体制の整備</p>	<p>特許流通促進事業では、県の枠を超えたマッチングが全体の約6割を占めることから、地域間の連携が必要不可欠である。このため、地域間がスムーズに連携できる体制の整備を検討する。</p>
<p>事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築</p>	<p>事業者は支援施策の利用により、様々な効果を得ていることから、支援施策の利用促進に向け、今後は事業者ニーズに合わせた支援施策の構築や施策利用に係る阻害要因の軽減を検討する。</p>
<p>地域における支援体制の強化</p>	<p>地域が自立的に知的財産の活用促進を図るために、地方自治体や支援機関だけでなく、大学等教育機関や事業者とも密接に連携した支援体制の強化を検討する。</p>
<p>効果的な広報活動／広報内容の整備</p>	<p>最も効果が高い広報活動として、「専門人材による企業訪問」が挙げられている。しかし、人数には限りがあるため、広く支援施策を周知することが難しいことから、事業者からの積極的な相談を促すような広報活動及び広報内容の整備を検討する。</p>

3-2. 地域における自立的な知的財産の活用促進に向けた支援の在り方

3-2-1. 「国や国の関係機関」と「地方自治体」の役割

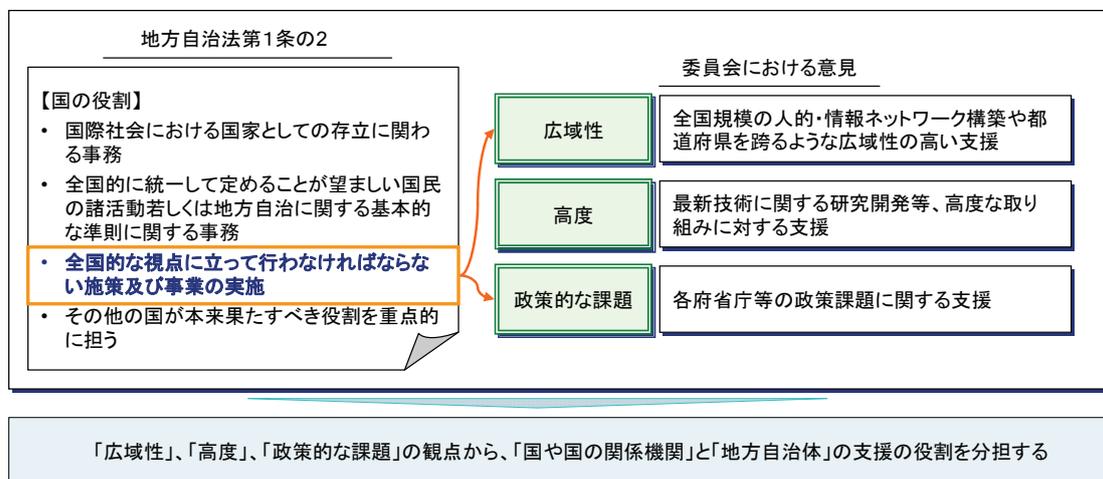
今後は、「知的財産の活用促進」に向けた主要な活動を地域の自立性に委ねていくことを踏まえると、施策利用者（中小・ベンチャー企業、大学等教育機関等）や特許流通専門人材等からのニーズに対して、地方自治体が積極的に支援していくことが期待されている。しかしながら、これまでの調査結果によると、各地域では昨年の金融危機の発生以降、企業収益が上がらず、支援施策実施のための財源の確保が難しいことや、特許流通促進事業がまだ未成熟の段階であること等を理由に、「地域が自立するには早すぎる」といった意見が多く挙げられており、国や国の関係機関からの支援の必要性を強く訴えている。

そのため、地域が自立的に知的財産の活用を促進するために必要な支援であり、また、地方自治体では対応困難であるものについては、国や国の関係機関から今後も継続した支援を提供する必要がある。

委員会において、中小機構では、地域の支援内容と重複しないように、「広域性」、「高度」、「政策的な課題」の観点から支援を行っているとの意見が挙げられている。そして、「地方自治法第1条の2」にある国の役割のうち、「全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」については、「広域性」、「政策的な課題」の考え方と関連することから、中小機構による役割分担の考え方の妥当性は高いことが伺える。

そこで、本調査においても、支援の在り方の検討にあたっては、「広域性」、「高度」、「政策的な課題」の3つの観点から、「国や国の関係機関」と「地方自治体」の支援の役割を分担することとした。

図表 3-2-1 「国や国の関係機関」と「地方自治体」の役割分担の考え方



3-2-2. 今後の支援の在り方（提言）

(1) 特許流通専門人材の活動環境の整備

① 専門人材による支援体制の整備

■ 知的創造サイクルの総合的支援

調査結果によると、知的財産の活用に関する事業者の支援ニーズは幅広いことから、これらニーズをサポートする特許流通専門人材に求められるスキルも広範となっている。地域において、これら全てをサポートできる人材を確保することは難しく、また、それぞれのニーズに対応した支援には専門性が必要とされるため、トータルサポートできる人材の育成には時間を要することが予想される。

そのため、事業者の幅広いニーズに対応できるように、地域内の支援機関や大学等教育機関と連携し、各分野（機械系、化学系、情報系等）各フェーズ（研究開発支援、知的財産権利化支援、特許流通支援等）のスペシャリストと連携体制

の構築を検討する必要があると考える。

また、各特許流通専門人材は、ノウハウを有している分野もあれば、そうでない分野もあるため、事業者ニーズに対して効果的に支援できるように、事業者ニーズにマッチした特許流通専門人材の派遣や事業者ニーズに対するアドバイス等、特許流通専門人材を支援・活用する専門家²⁸の配置を検討する必要があると考える。

なお、特許流通専門人材を支援・活用する専門家は、事業者ニーズを的確に捉えることができる豊富な経験と幅広いノウハウを有している必要があると思われる。当該専門家を各地域に配置するか、又は、全体を統括するために国や国の関係機関に配置するかは検討する必要がある。

但し、これら全ての専門人材を確保できない地域も存在することが予想されるため、国や国の関係機関は、地域が自立的に活動できるように、外部専門人材を確保し、必要に応じて地域へ派遣する等、バックアップ体制の構築を検討する必要があると思われる。

図表 3-2-2 知的創造サイクルを支援する
専門人材による支援体制の整備（イメージ）



※支援内容（知的財産権利化支援、特許流通支援等）の中には、知的創造サイクルの複数の段階で支援することもあるが（例えば、特許流通支援は「活用」だけでなく、「創造」でも支援することがある等）、本報告書では最も関連性が高い知的創造サイクルの段階に紐付け、支援内容を記載している。

²⁸ 各自治体の流通 AAD や CD へのアドバイス、流通 AAD・CD 間の連携をサポートする人材

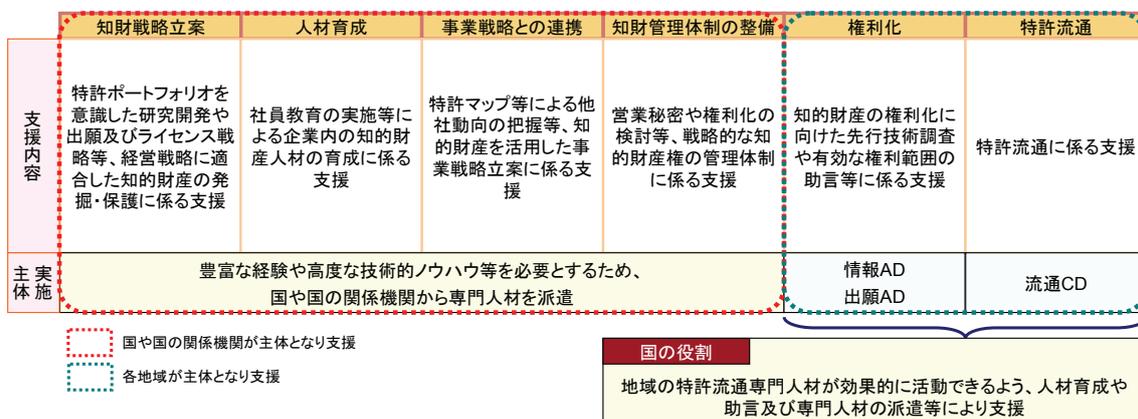
■知的財産の戦略的活用支援（INPITの役割）

調査結果によると、知財戦略に係る支援を受けた事業者は、知的財産の重要性を認知したことにより、知財戦略を踏まえた事業戦略や研究開発戦略が明確化され、事業拡大に繋がる等の様々な効果を得ており、事業者にとって有益な支援であることが明らかとなっている。従って、事業者がビジネス向上を図るためには、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の企業経営戦略が必要になる。そして、特許流通専門人材においても、知的財産を戦略的に活用するためには、経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護や知的財産を活用した事業戦略との連携といった上流過程を支援していく必要があると認識しており、ニーズも高いと感じている。

そのため、事業者が知的財産を戦略的に活用できるよう、今後は「権利化」、「人材育成」、「特許流通」だけでなく、「知財戦略立案」、「事業戦略との連携」及び「知財管理体制の整備」といった上流過程も含めた総合的な支援を検討する必要があると考える。但し、各フェーズには専門性が求められることから、総合的に支援するためにはそれぞれの専門人材が連携体制を構築することが有用である。

具体的には、特に豊富な経験や高度な技術的ノウハウを必要とする「知財戦略立案」、「人材育成」、「事業戦略との連携」及び「知財管理体制の整備」は、各地域がこれら専門人材を確保することが難しいと想定されるため、国や国の関係機関からの派遣を検討する必要がある。そして、「権利化」、及び「特許流通」については、地域に配置された流通CDや情報AD、出願AD等が主体的に対応し、必要に応じて国や国の関係機関が支援していく必要があると考える。そして、当該支援と前述した「地域における知的創造サイクルの支援」の両者の視点での支援体制により、より効果的な支援体制が構築され、事業者にとって有益な支援が可能になると思われる。

図表 3-2-3 知的財産の戦略的活用を支援する
専門人材の支援体制の整備（イメージ）



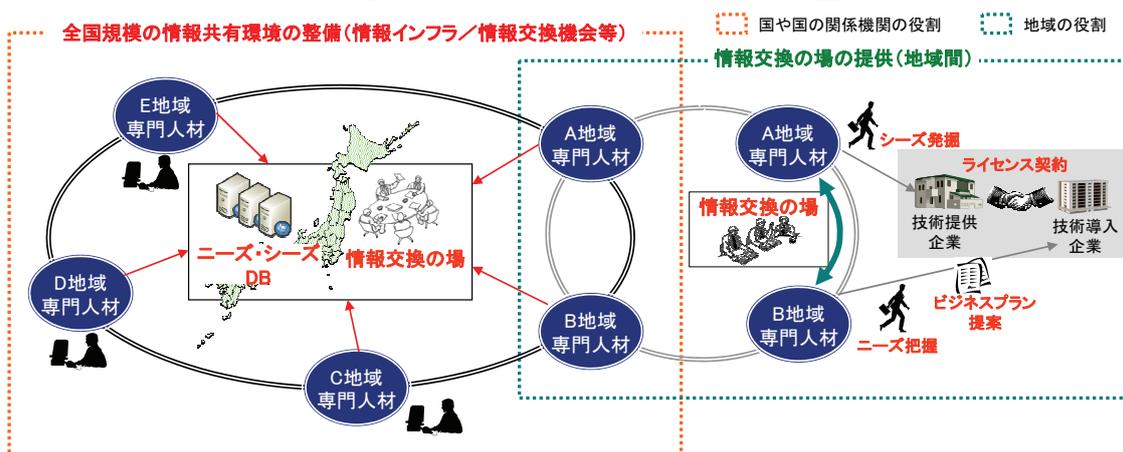
②情報共有環境（活動インフラ／出会いの場の提供）の整備

特許流通促進事業においては、県の枠を超えたマッチングが全体の約6割を占めていることから、特許流通を促進するためには、地域の枠を超えた連携が必要不可欠となっている。

委員会やこれまでの調査結果によると、全国規模の「ニーズ・シーズ情報の整備（情報インフラ）」や「情報交換の場の提供」といった情報共有環境の整備に対するニーズが高いことから、国や国の関係機関はこれらニーズに対する支援を検討する必要があると考える。但し、情報インフラ整備にあたっては、地域毎に情報格差があると、十分な情報が得られず、成約に至らない可能性もあるため、質・量共に（特許流通ADが利用している専用イントラと同等レベル・機能）、地域差のない情報登録を促すことが重要である。なお、これら全国のニーズ・シーズ等情報を特許流通専門人材だけでなく、各地域の専門人材とも情報共有することにより、新たなニーズや課題が顕在化される可能性もあり、事業者に対してより有益な支援ができると思われる。例えば、新たなニーズや課題が顕在化された場合には、特許流通専門人材だけではなく、事業者に対してよりの確な支援ができる専門人材を派遣することで、有益な支援が可能になるとと思われる。

実際に、地域間で特許流通を行う場合には、各地域の特許流通専門人材の連携（情報交換等）が成約の可否を左右するため、地域においては、専門人材が情報交換を行う場の提供を支援していく必要があると考える。

図表 3-2-4 特許流通の促進に向けた情報共有環境の整備（イメージ）



③地域における特許流通CDの役割の明確化

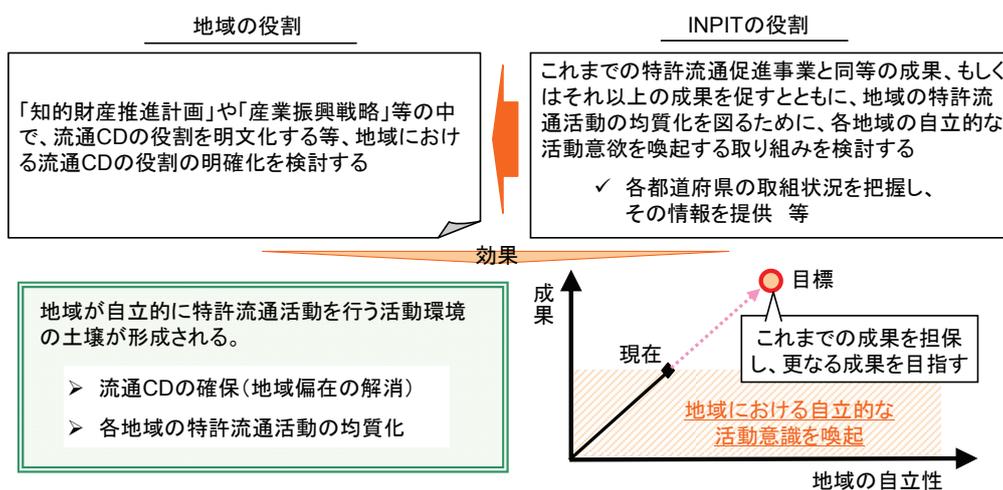
調査結果によると、各地域の流通CDは、常勤職員として雇用されている場合もあれば、他業務と兼務している場合や非常勤職員である場合等、各地域の雇用形態は統一されていない状況である。そのため、他地域の企業とマッチングを行う

場合、流通 CD が不在で作業が遅延するといった問題があり、特許流通の促進を妨げる要因の 1 つとなっている。これは、各地域における流通 CD の役割が明確化されていないことが原因として挙げられている。

そこで、各地域における流通 CD の役割を明確化するために、例えば、地域の知的財産推進計画や産業振興戦略等の中で、流通 CD の役割を明文化する等、地域の経済活性化の一助となっていることを対外的に認知させるような取り組みを検討することが有用であると考え。これにより、流通 CD が活動できる土壌が形成され、地域における自立的な特許流通活動の促進にも繋がると思われる。

但し、これまでの特許流通促進事業のような成果を挙げるためには、INPIT は各都道府県の実組状況を把握し、その情報を提供する等、各地域の自立的な活動意欲を喚起する取り組みを検討する必要があると考える。

図表 3-2-5 流通 CD の役割の明確化



④人材育成環境の整備

ヒアリング調査によると、多くの特許流通専門人材から特許流通促進事業(INPIT)に関する研修やセミナーは、基礎知識を習得する上では必要不可欠であるとの意見が挙げられている。また、地方自治体では、特許流通専門人材を育成するためのノウハウを有していないことから、INPIT 等の国の関係機関は今後も継続して研修やセミナー等の人材育成を実施する必要があると考える。

加えて、今後特許流通専門人材が期待している人材育成メニューとして、「実践に則した研修」、「テーマを限定した研修」、「スキルレベルに応じた研修メニュー」が挙げられているため、これらメニューについても検討する必要がある。なお、「テーマを限定した研修」の中で、特に事業者のニーズ(効果)が高い「実施許諾等の契

約関連」や「特許出願明細書の書き方や読み方等のノウハウ」については、今後、事業者から支援を期待される可能性が高いため、当該メニューの充実を検討する必要があると思われる。

図表 3-2-6 今後、特に期待されている人材育成メニュー

人材育成メニュー	理由
実務に則した研修	経験豊富な流通 AD の実際の事例に基づいて、その結果に至った背景や何故そのような対応をしたのか等を踏まえた研修内容であれば、自身が活動する上で、その時の考え方や注意点等を参考とすることができる。
テーマを限定した研修	具体的なテーマであれば、実務にも直ぐに活用できるため。特に、「実施許諾等の契約関係」、「特許出願明細書の書き方や読み方等のノウハウ」は事業者ニーズが高く、相談されることが多くなると想定されるため、今後、特許流通専門人材が活動していく上で、効果が高いと思われる。
スキルレベルに応じた研修メニュー	流通 AAD や CD の職歴は様々であることから、それぞれのスキルレベルにも差があるため、同じ研修内容では有益になる人とそうでない人がでてきてしまう。

(2) 国による支援施策の情報提供方法の整備

調査結果によると、地方自治体、特許流通専門人材及び事業者に対して、国や国の関係機関が実施している支援施策をパンフレットやメール、HP での公開等、様々な方法で情報提供しているが、「数が多いため、全ての支援内容を把握することが出来ない」、「様々な支援機関から似たような支援施策が実施されており、最終的に何を活用すべきか判断できない」といった課題が挙げられており、支援施策を利用する上での阻害要因となっている。

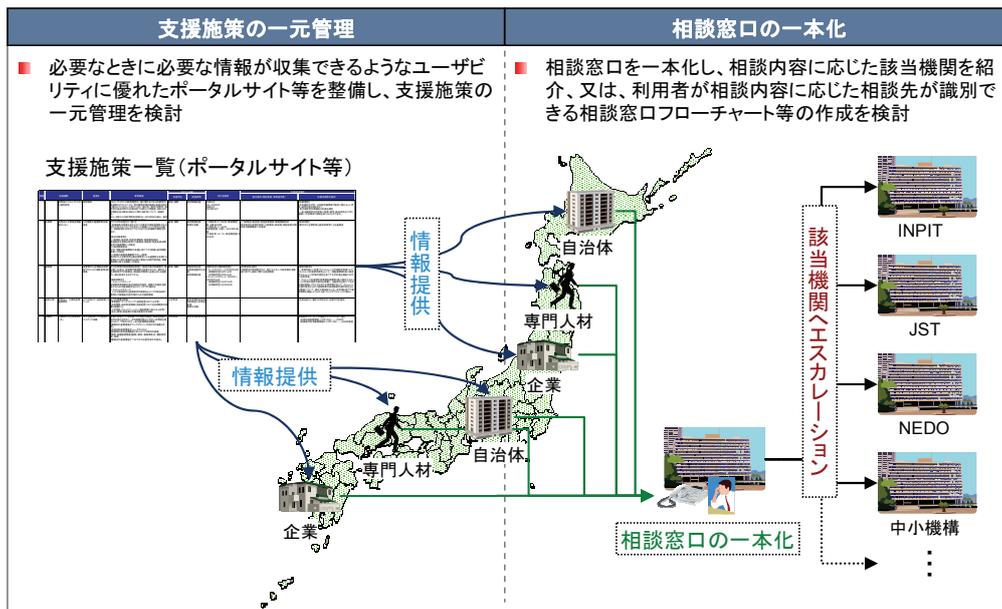
知的財産の活用を促進する上では支援施策を利用する事業者だけでなく、紹介する地方自治体や特許流通専門人材にとって分かりやすく、且つ、効果的に周知する必要があるため、今後は国や国の関係機関からの情報提供方法の整備を検討する必要があると思われる。

具体的には、地方自治体や特許流通専門人材が事業者のニーズに対して、最適な支援施策を紹介できるように、国や国の関係機関の支援施策を一元管理し、必要な情報が必要なときに収集できるようなユーザビリティに優れたポータルサイト等の整備を検討する必要がある。また、事業者ニーズに対応した的確な支援機関からの支援が受けられるように、相談窓口を一本化し、相談内容に応じた該当支援機関の

紹介や、利用者が相談内容に応じて、的確な支援機関から直接支援が受けられるように、相談内容に応じた支援機関が識別できる相談窓口フローチャート等の作成を検討する必要がある。

これにより、地域においては、国や国の関係機関が実施する支援施策と重複する施策を排除できるとともに、的確な支援機関を容易に判断できるため、相談者の負荷軽減に繋がると思われる。

図表 3-2-7 国による支援施策の情報提供方法（イメージ）



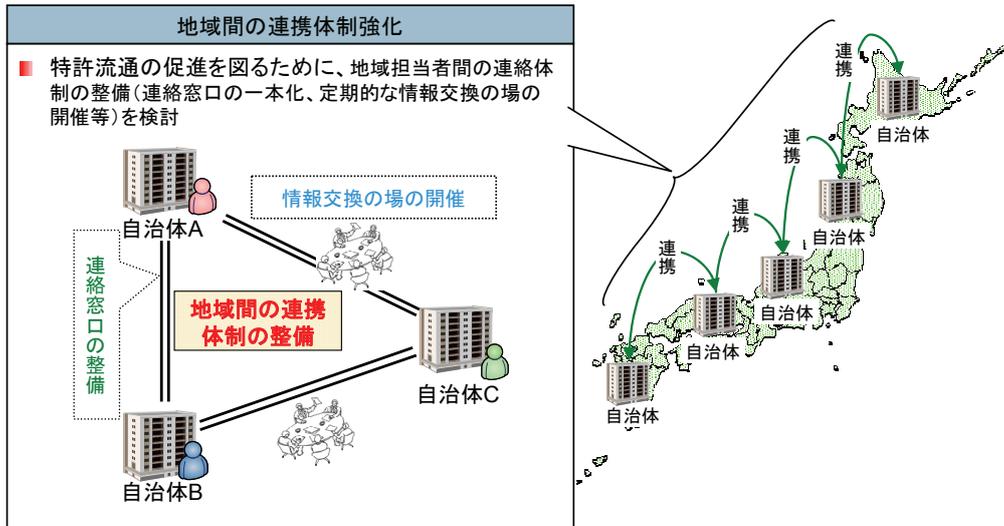
(3) 地域間の連携体制の整備

特許流通の特性（県の枠を超えたマッチングが全体の約6割を占める）を踏まえ、各地域が単独で成果を挙げることが難しいため、地域間の連携が必要不可欠となっている。特に近隣地域においては、同じ産業を行っていることが多く、特許流通を図る上でも、密接に連携する効果は高いと思われる。

そのため、今後、地域における自立的な知的財産の活用を促進するためには、他都道府県、特に自県の重点産業分野と類似した産業を行っている都道府県との連携体制の構築を検討する必要があると考える。

具体的には、地域ブロック毎の定期的な情報交換の場の開催、各地域の担当者間の連絡体制の整備等を検討する必要がある。

図表 3-2-8 地域間の連携体制構築（イメージ）



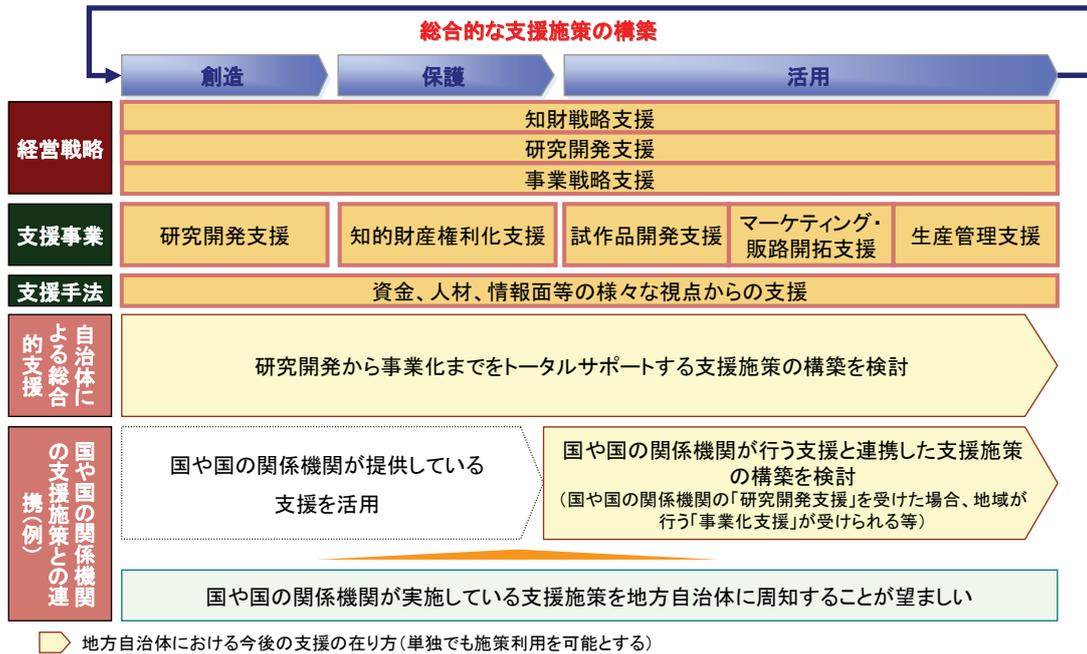
(4) 事業者ニーズを踏まえた支援施策の構築

① 総合的な支援施策の構築

国や国の関係機関及び地方自治体は様々な支援施策を実施しているものの、調査結果によると、支援施策の連携が取れていないため、スポット的な支援が多いことや、支援のバランスが悪いこと等が課題として挙げている。また、事業者は知的創造サイクル(創造⇒保護⇒活用)を総合的に支援する施策を期待していることから、今後は研究開発から事業化までの総合的な支援施策の構築を検討する必要がある。

総合的な支援施策の構築にあたっては、「地方自治体が独自で研究開発から事業化までをトータルサポートする支援施策を構築する」、又は、地域の財源には限りがあることを考慮すると、「国や国の関係機関が提供する支援施策と連携した支援施策を構築する」等を検討する必要がある。但し、国や国の機関が実施する支援施策と連携した支援施策を構築するためには、支援施策の情報を地方自治体に周知することが必要である。

図表 3-2-9 総合的な支援施策の構築（イメージ）

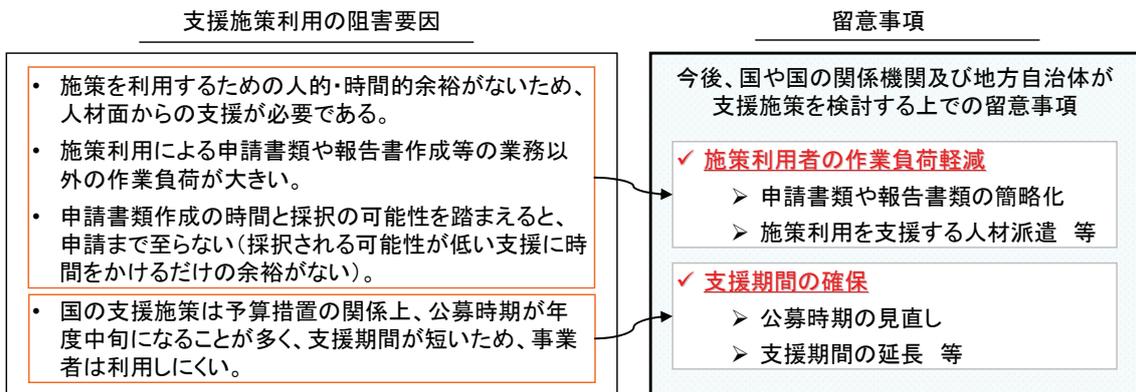


②施策利用促進に向けた支援施策の整備

事業者への調査結果によれば、現在の支援施策を利用したことにより様々な効果が生まれていることから、事業者が支援施策を利用する意義は高いことが明らかとなっている。そのため、現状の支援施策を事業者に有効利用されることでも、知的財産の活用促進を図ることができると共に、上記のように新たに支援施策を構築する必要がないため、その効果を直ぐに見込むことができる。

事業者が支援施策を利用されるためには、これまでの調査結果によると、「申請書類や報告書作成等の業務以外の作業負担が増えること」が施策利用の最も大きな阻害要因となっているため、施策利用者の作業負担の軽減を図るような支援施策への改善を検討する必要がある。例えば、「申請書類や報告義務の簡略化」や「施策利用を支援する人材派遣」等を検討することが有用であると考えられる。また、国や国の関係機関の支援施策は予算措置の関係上、公募時期が年度中旬になり、支援期間が短いことも阻害要因として挙げられていることから、「公募時期の見直し」や「支援期間の延長」等も検討する必要がある。

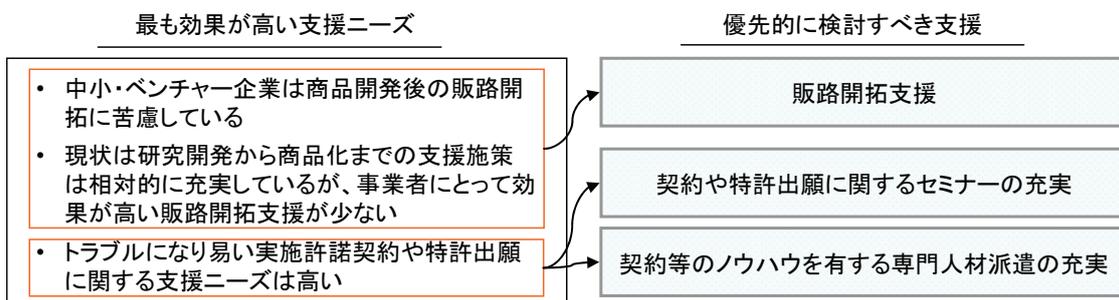
図表 3-2-10 支援施策の利用促進を図るための改善の方向性



また、ヒアリング調査を実施した殆どの対象者から、中小・ベンチャー企業は商品開発後の販路開拓に苦慮していることや、実施許諾契約や特許明細書を理解できる人材やノウハウを有していないため、契約や出願後にトラブルになる可能性があるとの意見が多く挙げられている。

そのため、今後、国や国の関係機関及び地方自治体において支援施策を検討する場合には、「販路開拓支援」や「契約や特許出願に関するセミナー等の充実、又は、ノウハウを有する専門人材派遣の充実」を優先的に検討する必要があると考える。なお、「販路開拓支援」については、販売見込みを立てずに商品開発を行っている事業者が多いとの意見を伺っているため、フェアや展示会等の出展形式のような受け身の支援ではなく、取引企業の発掘・紹介やプレゼン形式のシーズ発表会等のより具体的な支援を検討する必要がある。

図表 3-2-11 優先的に検討すべき支援施策



(5) 地域における支援体制の強化

地方自治体や特許流通専門人材へのヒアリング調査によると、事業者ニーズは幅広いことから、各地域では相談内容に応じて、(財)産業振興機構や知的所有権セン

ター等の支援機関の紹介等により対応している。しかしながら、事業者へのヒアリング調査によると、地域内にも様々な支援機関があり、相談したくても何処に相談していいかがわからないといった課題もあるため、相談者の利便性向上を図るためにも、地域の支援体制を更に強化する必要があると考える。

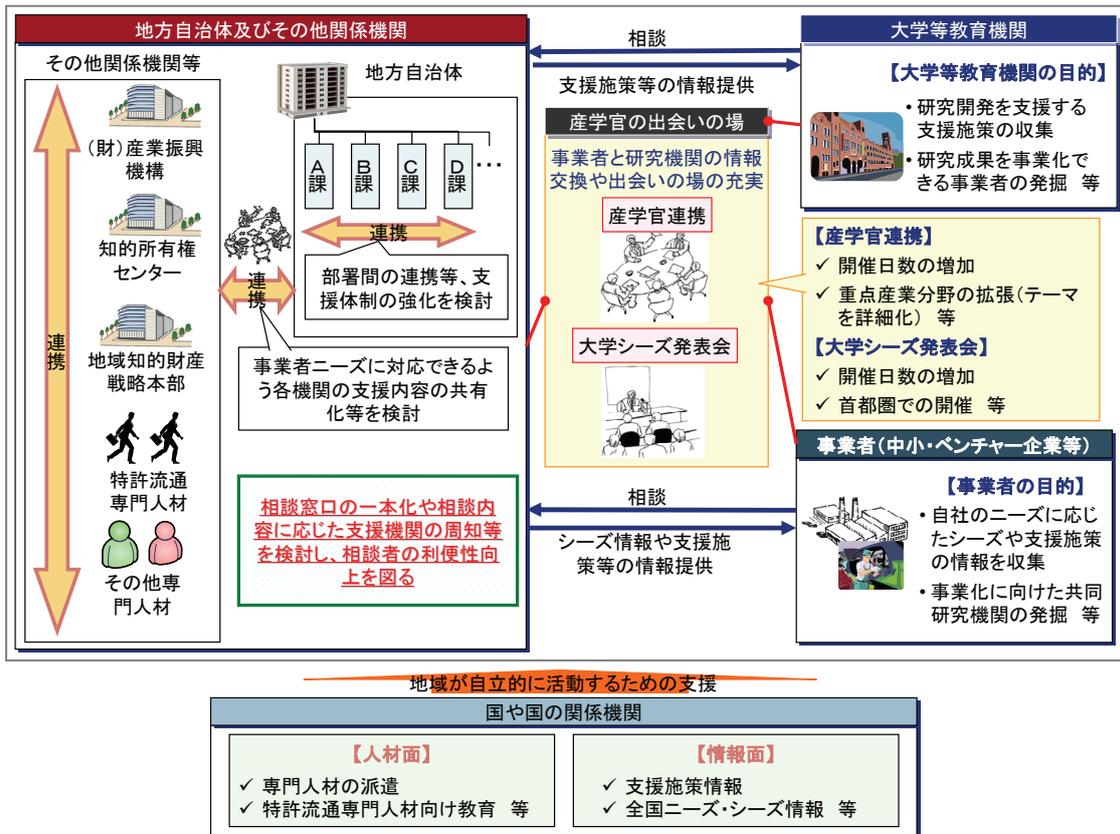
具体的には、より効率的・効果的な支援ができるように、相談窓口の一本化や相談内容に応じた支援機関の周知等を検討する必要がある。そのためには、各地域において、事業者や大学等教育機関を支援する自治体内部の関係部署間や支援機関との定期的な情報交換や連絡体制構築等、密接な関係を構築することが重要であると考ええる。

また、大学等教育機関は研究成果を社会へ還元するために、事業者のニーズ情報の提供や出会いの場の充実を期待していることから、大学等教育機関が保有する技術の移転を促進する上でも、産学官連携の強化やシーズ発表会等の開催により、事業者との出会いの場の提供の充実を検討する必要がある。例えば、産学官連携においては、現在でも地域の重点産業分野に対して定期的に会議を実施しているが、開催日数の増加や重点産業分野の拡張（テーマを詳細化）等を検討する必要がある。そして、シーズ発表会等では、開催日数の増加や企業が多い首都圏での開催等を検討する必要がある。

また、委員会やヒアリング調査結果によると、事業者と大学等教育機関の事業化タイミング等、両者の考えにギャップがあることから、共同研究等により大学等教育機関と連携する場合には、両者の特質を理解した緩衝材となる人材を介して連携することが必要であると思われる。そのため、各地域では大学等教育機関と繋がりがある専門人材を把握し、必要に応じて紹介することも検討する必要があると考える。

なお、国や国の関係機関においては、地域の支援体制が有効に働くように、人材面（専門人材派遣、教育の実施等）や情報面（支援施策情報や全国規模のニーズ・シーズ情報の提供等）等からの支援を検討していく必要があると思われる。

図表 3-2-12 地域における支援体制の強化（イメージ）



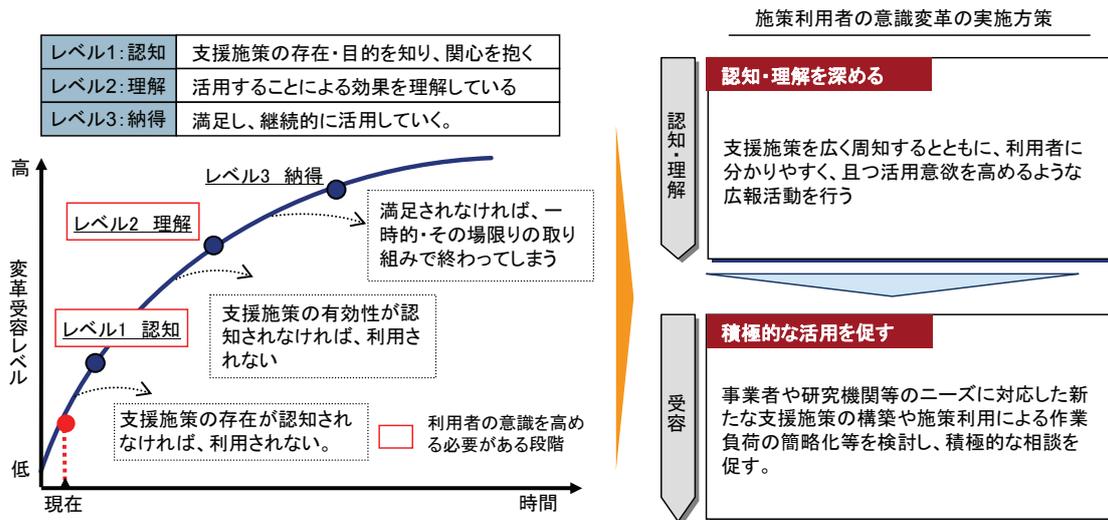
3-3. 支援施策の普及／利用促進に向けた支援の在り方

国や国の関係機関及び地方自治体においては、様々な知的財産に関わる支援施策を実施しているものの、全国的には認知度が低い段階であり、知的財産の活用促進を妨げる要因の1つとなっている。また、調査結果によると、パンフレット等により広く支援施策を周知しただけでは、利用者の活用意欲は高まらない（印象に残らない）との意見が多く挙げられている。

そこで、今後支援施策の利用促進を図るためには、支援施策を広く「認知」させると同時に、知的財産の活用意識を喚起させるような施策利用による効果を「理解」させるための広報活動及び広報内容を検討する必要がある。

なお、現時点では支援施策の普及／利用促進に向けた効果的な広報活動及び広報内容の在り方について根拠となる裏付けがないため、本報告書においては特定することは避け、調査結果に基づいた提案に留めることとする。

図表 3-3-1 現状の施策利用者の意識レベル



3-3-1. 効果的な広報活動及び広報内容の整備

調査結果によると最も効果的な広報活動としては、事業者からの信頼が得やすいことや、事業者ニーズを的確に把握できること等を理由に、「支援人材からの企業訪問」を最も多く挙げている。しかし、特許流通専門人材の人数は限られることから、広く認知度向上を図ることは難しいと予想される。

そのため、今後も専門人材の体制整備を図る必要はあるが、より広く支援施策の普及／利用促進を図るための効果的な広報活動及び広報内容の在り方（案）について、調査結果に基づき、以下に取り纏めた。なお、実施主体は「3-2-1. 「国と国の関係機関」と「地方自治体」の役割分担」の考え方にに基づき分類している。

図表 3-3-2 効果的な広報活動（案）

実施主体	広報活動
府省庁やその関係機関	広報大使として有名人を起用し、メディアを効果的に活用する
	教育機関（小中高）向けのパテントコンテストの充実
地方自治体	地域の（財）産業振興機構の賛助会等へパンフレットやメール等により広報する
	市町村の商工会・商工会議所等、市町村の支援機関とも連携し、知的財産に係わる支援施策を広報する
	中小企業との関係が深い金融機関や弁理士等の担当者と

実施主体	広報活動
	連携し、支援施策を広報する（企業から信頼が得られている人材の活用）

図表 3-3-3 効果的な広報内容（案）

分類	広報内容
成功事例	知的財産を活用したヒット商品や話題性のある商品の紹介
	地域の中小企業が身近に感じる企業の紹介
	知的創造サイクルの「創造」、「保護」、「活用」の各段階の成功事例の紹介
	知的財産の活用による「事業拡大」、「収益向上」、「コスト削減」等の具体的な成果の紹介
失敗事例	知的財産を権利化しなかったことによる失敗事例の紹介
実務的な事例	市場独占を図るために必要な取り組みや自社製品を保護するための対処方法等、具体的な取り組みの紹介
その他	中小企業にとって馴染みが薄い「特許」や「知的財産」を使わない広報内容の作成

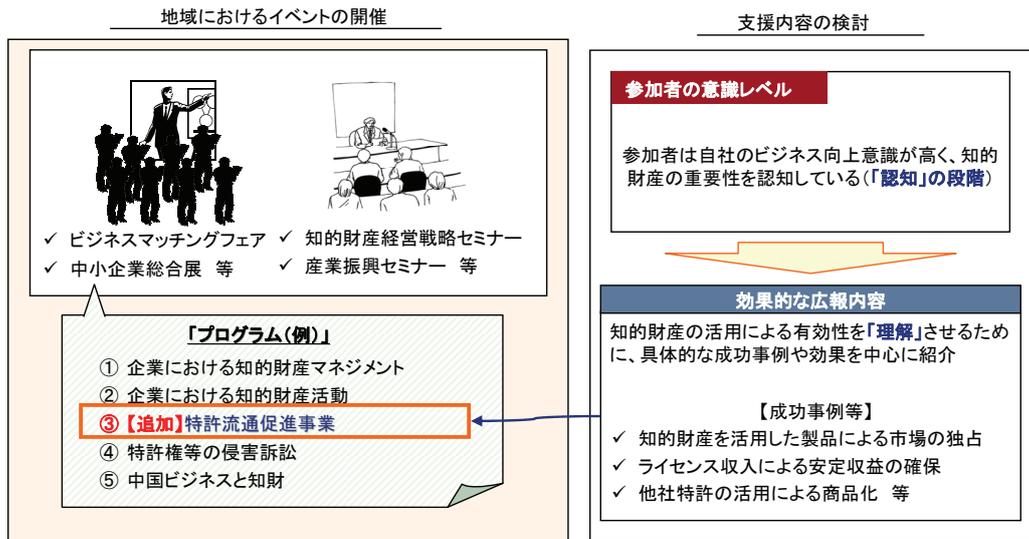
(2) 地域における支援施策の普及／利用促進に向けた活動事例

ヒアリング調査によると、一部の地方自治体では、地域が独自で行うイベントプログラムに「特許流通促進事業」や知的財産に関する支援内容を説明するメニューを組み込み、参加企業に対して、半強制的に紹介する機会を作っており、地域が自立的に支援施策の普及／利用促進に向けた取組を実施している。

これらイベントに参加する事業者等は主体的に参加していることから、知的財産の重要性について認知している段階にあり、自社の利益獲得に繋がるビジネス発掘を目的に参加していることが想定される。そのため、企業の目的に合致した場合には、直ぐに活用される可能性が高いことから、支援施策の利用促進を図る上では有効な取り組みであると思われる。

なお、支援内容の紹介にあたっては、来訪企業等に対して、知的財産の活用による有効性の「理解」を促す必要があるため、前述した効果的な広報内容（案）を参考に、具体的な事例や効果を中心に紹介することが有用である。

図表 3-3-4 地域における支援施策の普及／利用促進に向けた活動事例



【参考資料】

参考資料 1. アンケート調査票

1. 地方自治体向けアンケート調査票
2. 特許流通 AAD・CD 向けアンケート調査票
3. 特許流通 AD 向けアンケート調査票
4. 特許情報活用支援 AD 向けアンケート調査票
5. 事業者向けアンケート調査票

参考資料 2. 支援施策一覧

1. 地域科学技術振興施策一覧（各府省庁やその関係機関等の支援施策）
2. 各地域における支援施策一覧

平成21年度
 地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
 地方自治体向けアンケート調査票

貴自治体における以下の内容について、教えてください。

- (1) 貴方が所属している自治体名を教えてください。

--

- (2) 貴方のお名前を教えてください。

--

- (3) 貴方の所属部署名を教えてください。

--

- (4) 貴方のご連絡先を教えてください

住所	
電話番号	
メールアドレス	

【1】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の利用状況について、以下の問いにお答えください。

問1 国(各府省庁)や国の関係機関(独)工業所有権情報・研修館、(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(社)発明協会などが提供している知的財産の活用に関する支援施策について、貴自治体の利用状況をおうかがいたします。

- (1) 貴自治体では、国や国の関係機関が提供している知的財産の活用に関する支援施策を紹介していますか。
下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. 紹介している	2. 紹介していない	回答欄
-------	-----------	------------	-----

- (2) (1)で「1. 紹介している」を選択した方におうかがいたします。

知的財産の活用に関する支援施策のうち、紹介頻度が高い支援施策について、「ア)支援対象」、「イ)支援事業」、「ウ)支援手法」をそれぞれ選択肢からあてはまるものを全て選び、回答欄に番号を記載してください。(紹介頻度の高い支援施策を3つまで)
なお、選択肢で「その他」を選択した場合には、具体的な内容を教えてください。

[ア) 支援対象の選択肢]		
1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	

※支援対象は「産学官連携」の観点から、以下の7つに分類しています。

産	1. 個人・ベンチャー企業	個人事業者、創業予定者、小規模事業者、ベンチャー企業 など
	2. 中小企業	中小企業、中小企業を含む団体、中小企業を含む企業グループ など
	3. その他企業	大企業、技術研究組合、未上場企業、協同組合、地方銀行 など
学	4. 教育機関	大学・高専等の教育機関、教育機関の研究者、大学共同利用機関法人、TLO など
	5. 公設試	地方公共団体等の法人格を有する研究機関、国立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関、公設研究機関の研究者 など
官	6. 支援機関	社団・財団法人、NPO、商工会・商工会議所、中小企業支援団体 など
	7. 研究グループ	産学官が連携した協同研究開発グループ、コンソーシアム、協議会・研究会 など

[イ) 支援事業の選択肢]		
1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	

1. 研究開発支援	企業、大学、研究機関等において、基礎研究から応用研究までの革新的な技術を創出することを目的とした研究開発に対する支援
2. 事業化支援	新製品の開発、試作品作成や販路開拓等の事業化(実用化)を目指した取り組みに対する支援
3. 調査研究支援	現在の技術的課題、今後の研究開発の方向性や事業化可能性等の検討を行うための調査研究に対する支援
4. 研究者等育成支援	企業・研究機関等の優れた研究や事業に取り組む技術者・研究者等の育成に対する支援
5. 産学官等交流支援	産学官や企業同士の連携強化を促進し、新たな技術開発や事業の創出を目的とした国内外の研究会・協議会等による交流に対する支援
6. 企業育成支援	企業の創業、経営力向上、事業再生等の企業育成を図るための取り組みに対する支援
7. 知的財産権利化支援	知的財産の権利化に向け、権利化可能性調査(先行技術調査)や出願費用等に対する支援(出願費用の補助等)
8. 知的財産戦略的活用支援	企業等が保有する特許の特許分析、技術動向調査や知的財産の活用(特許流通、研究開発戦略等)等、知的財産の戦略的な活用に対する支援
9. 知的財産人材育成支援	知的財産に係るセミナー・講義や有識者の指導等による、企業・大学等の知的財産の知識を有する人材の育成に対する支援

[ウ) 支援手法の選択肢]

1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	
6. 情報提供	7. その他	

1. 助成・補助	新技術や新製品の開発や、産学官等が連携した研究会の運営等に対する費用の助成・補助
2. 融資・貸付	創業や新たな事業展開を計画しているベンチャー企業、創業間もない中小企業等の研究開発や事業等に対する資金の融資・貸付
3. 人材育成	産業人材に対するセミナー・講座の開催、研究者の学会参加や先進研究機関への企業等人材の派遣等に係る費用の助成
4. 環境整備	研究開発施設等の設置に係る費用の助成や研究開発施設の保有設備機器の無償貸出に対する支援
5. 人材派遣・技術支援	企業等からの技術開発や新製品の開発等の相談に対する技術支援や企業等への専門人材の派遣
6. 情報提供	企業のニーズ／シーズ情報や事業成果(成約事例、技術開発事例)等、企業が活動していく上で有益となる情報の提供

回答欄(最大3つ)

該当する番号を記載の	ア) 支援対象	<input type="checkbox"/>	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
	イ) 支援事業	<input type="checkbox"/>	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください											
	ウ) 支援手法	<input type="checkbox"/>	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください											
	ア) 支援対象	<input type="checkbox"/>	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
	イ) 支援事業	<input type="checkbox"/>	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
	ウ) 支援手法	<input type="checkbox"/>	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
該当する番号を記載の	ア) 支援対象	<input type="checkbox"/>	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
	イ) 支援事業	<input type="checkbox"/>	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
	ウ) 支援手法	<input type="checkbox"/>	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											

該当する選択肢の番号を記載	ア) 支援対象						
		「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
	イ) 支援事業						
		「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
	ウ) 支援手法						
		「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					

(3) (1)で「2. 紹介していない」を選択した方におうかがいたします。国や国の関係機関の支援施策を紹介していない理由を以下の選択肢から全て選び、回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

[選択肢]

1. 国や国の関係機関が提供している支援施策を把握できていない
2. 事業者のニーズに合った支援施策が提供されていない
3. 応募要件が厳しいため、事業者に紹介できない
4. その他

回答欄

「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					

具体的な内容

【2】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の効果／ニーズについて、以下の問いにお答えください。

問2 貴自治体が独自で実施している、知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策について教えてください。

- (1) 貴自治体が独自で実施している知的財産の活用に関する支援施策のうち、効果が高いと認識している支援施策を教えてください。下記の回答欄に支援施策名を記載してください(最大3つまで)
- (2) ご回答いただいた支援施策の「ア)支援対象」、「イ)支援事業」、「ウ)支援手法」についてそれぞれ、以下の選択肢からあてはまるものを全て選び、回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

[ア) 支援対象の選択肢]

1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	

[イ) 支援事業の選択肢]

1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	

[ウ) 支援手法の選択肢]

1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	
6. 情報提供	7. その他	

(3) (1)の支援施策を選んだ理由をそれぞれ教えてください。回答欄に理由を記載してください。

回答欄

(1) 支援施策を記載してください(最大3つ)													
①支援施策名:													
(2) 該当する 選択肢の 番号を記載	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ア) 支援対象</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							ア) 支援対象	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。				
	ア) 支援対象	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ) 支援事業</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							イ) 支援事業	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
イ) 支援事業	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ウ) 支援手法</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							ウ) 支援手法	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
ウ) 支援手法	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。												
(3) 当該支援施策を選んだ理由													
②支援施策名:													
(2) 該当する 選択肢の 番号を記載	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ア) 支援対象</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							ア) 支援対象	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。				
	ア) 支援対象	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ) 支援事業</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							イ) 支援事業	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
イ) 支援事業	「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ウ) 支援手法</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;">「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。</td> </tr> </table>							ウ) 支援手法	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
ウ) 支援手法	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。												
(3) 当該支援施策を選んだ理由													

③支援施策名:						
(2) 該当する 番号を 記す 選択肢 の	ア) 支援対象					
	「8. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。					
	イ) 支援事業					
		「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。				
ウ) 支援手法						
		「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。				
(3)当該支援施策を選んだ理由						

問3 知的創造サイクルは、「1. 創造(知的財産の創出)」、「2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)」、「3. 活用①(自社内で保有する知的財産を自社内で活用)」、「4. 活用②(他社・研究機関等の技術を活用)」、「5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)」の5つに分類されます。

(1)この5つのうち、支援ニーズが高い順位を教えてください。

[選択肢]											
1. 創造(知的財産の創出)	2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)										
3. 活用①(自社で保有する知的財産を自社内で活用)	4. 活用②(他社・研究機関等の技術を自社で活用)										
5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)											
回答欄	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;">1位</td> <td style="width: 20px;">2位</td> <td style="width: 20px;">3位</td> <td style="width: 20px;">4位</td> <td style="width: 20px;">5位</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1位	2位	3位	4位	5位					
1位	2位	3位	4位	5位							

(2)国や国の関係機関及び地方自治体を実施している知的財産の活用に関する支援施策について、ニーズが高いと考えられるものを教えてください。
以下の「ア」支援対象、「イ」支援事業、「ウ」支援手法のそれぞれにおいて、ニーズが高いと考えられるものを選択肢の中から選び、回答欄に該当する番号を記載してください。(それぞれ3つまで)

[ア) 支援対象の選択肢]		
1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	
[イ) 支援事業の選択肢]		
1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	
[ウ) 支援手法の選択肢]		
1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	
6. 情報提供	7. その他	

【ニーズが高い支援施策】回答欄

「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

ア) 支援対象			
イ) 支援事業			
ウ) 支援手法			

問4 特許流通を促進していくために必要だと感じている支援施策について教えてください。

(1) 地域における自立的な特許流通を促進していくために、特許流通AAD・自治体特許流通CDに対して必要だと感じている国や国の関係機関の支援施策にはどのようなものがありますか。「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)出会いの場の提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号をすべて回答欄に記載してください。

なお、選択肢で「その他」を選択した場合には、具体的な内容を教えてください。

[1)活動インフラの選択肢]

1. 活動インフラへのアクセスの利便性向上(ポータル、アクセス制御、モバイルなど)
2. コンテンツの充実(企業情報(ニーズ、シーズ)、開放特許情報、ビジネスプラン(提案)など)
3. 情報提供方法の充実(電子メール、掲示板など)
4. 国や国の関係機関が提供している支援施策一覧の整備
5. その他

[2)人材育成の選択肢]

1. 研修内容の充実(特許流通講座)
2. 専門人材派遣の充実(中小企業診断士、弁護士、弁理士など)
3. 統括流通ADの配置
4. その他

※統括流通AD:各自治体のAADやCDへのアドバイス、AAD・CD間の連絡をサポートする人材。

[3)出会いの場の提供の選択肢]

1. ニーズ・シーズ情報を保有する事業者との出会いの場の充実(特許ビジネス市の開催回数を増やす等)
2. 全国のAAD・CD間の情報交換の場の充実
3. その他

回答欄

1)活動インフラ	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。
2)人材育成	「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。
3)出会いの場の提供	「3. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。

- (2) 地域における自立的な特許流通を促進していくために、地方自治体が独自に実施するよりも、国や国の関係機関が実施した方が高い効果が得られると考える事業者向けの支援施策にはどのようなものがありますか。
 下記の選択肢の中からあてはまるものを選び、番号を回答欄に記載してください。(最大3つまで)
 なお、選択肢で「11. その他」を選択した場合には、具体的な内容を教えてください。

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. 事業者の知的財産の棚卸／評価支援 11. その他

回答欄	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
具体的な内容	「11. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。

- (3) 過去の流通促進事業においては、県(地方自治体)の枠を超えたマッチングが全体の約6割を占めております。
 そのことに関しておうかがいいたします。
- 1) 貴自治体では、県外からのニーズに応じて県内の事業者とマッチングを図ることを推進しますか。
 下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. する	2. しない	回答欄	<input type="text"/>
---------	-------	--------	-----	----------------------

- 2) 1)で「2. しない」を選択された方は、その理由を教えてください。

回答欄	<input style="width: 100%;" type="text"/>
-----	---

- 3) 貴自治体では、県外のシーズを県内の事業者のニーズとマッチングすることを推進しますか。
 下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. する	2. しない	回答欄	<input type="text"/>
---------	-------	--------	-----	----------------------

- 4) 3)で「2. しない」を選択された方は、その理由を教えてください。

回答欄	<input style="width: 100%;" type="text"/>
-----	---

- 5) 1)または 3)で「1. する」をご回答された方へおうかがいいたします。他の自治体及び他の自治体に所属するAADやCDとの連携のために、国や国の関係機関が実施したほうが望ましい施策を教えてください。
 選択肢から該当する番号を選び、回答欄に記載してください。(1つだけ)
 なお、「⑧その他」には複数の施策を記入していただいても結構です。その場合は、優先順位が高いものから先に記載するようにしてください。

[選択肢] 1. 統括流通ADの配置 2. 全国共通ニーズ・シーズDBシステム 3. 全国AAD・CDを対象とした研修 4. 全国AAD・CDの活動状況の情報 5. 掲示板のような情報交換システム 6. 全国AAD・CDの活動成功事例集発行 7. 全国AAD・CDの合同会議 8. その他
--

※統括流通AD:各自治体のAADやCDへのアドバイス、AAD・CD間の連絡をサポートする人材。

回答欄

具体的な内容

- (4) その他に地域における特許流通の促進を図るために、国や国の関係機関から地方自治体向けに必要なとする支援施策がある場合には具体的な内容について、教えてください。

回答欄

【3】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の普及、利用促進に向けた課題について、下記の問いにお答えください。

問5 知的財産の活用に関する支援施策の認知度向上、利用促進に向けて行われている活動として、下記の選択肢が想定されます。

[選択肢] 1. 貴自治体のHP 2. パンフレットやリーフレット 3. 支援人材の企業訪問 4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介 5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用 6. その他
--

- (1) 貴自治体では、知的財産の活用に関する支援施策の認知度向上、利用促進に向けどのような活動を行っていますか。
 上記の選択肢から該当するものを全て選び、番号を回答欄に記載してください。(いくつでも)
 なお、選択肢以外の活動を行っている場合は、回答欄に「6」を記載し、具体的な内容を教えてください。

回答欄

具体的な内容

- (2) (1)で選択した活動のうち、事業者の利用促進に最も効果が高いと考える活動を教えてください。
 該当する選択肢の番号を回答欄に記載してください。(1つだけ) 回答欄

- (3) (2)で選択した活動が最も事業者の利用促進に対して効果が高いとお考えの理由を教えてください。
 回答欄に、理由を記載してください。

回答欄

- (4) 事業者の方は、知的財産の活用に関する支援施策について、どの程度認識していると感じていますか。
 該当する選択肢を選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢] 1. ほとんどの事業者が知っている 2. 一部の事業者は知っている 3. ほとんどの事業者が知らない

回答欄

問6 現在の知的財産の活用に関する支援施策において、貴方が認識している、事業者が支援施策を活用する上での阻害要因について教えてください。以下の選択肢から、阻害要因として該当するものを選び、番号を回答欄に記載してください。(1つだけ)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果をあげることが必須となっている 2. 助成が十分でない 3. 将来において返済が発生する 4. 申請や支援期間中の報告義務などが煩雑であり、支援施策利用による業務負荷が大きい 5. 支援期間が短い 6. その他
--

回答欄

<p>具体的な内容</p>	<p>「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください</p>
---------------	--

問7 知的財産の活用に関する支援施策について、ご意見・ご要望等ございましたら教えてください。

～ ご協力ありがとうございました ～

平成21年度
 地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
 特許流通AAD・自治体特許流通CD向けアンケート調査票

以下の内容について、教えてください。

- (1) 貴方が所属している自治体を教えてください。

--

- (2) 貴方のお名前を教えてください。

--

- (3) 貴方のご連絡先を教えてください

住所	
電話番号	
メールアドレス	

【1】特許流通に関する支援施策の利用状況について、以下の問いにお答えください。

問1 貴方が特許流通の促進を図っていく上で、国(各府省庁)や国の関係機関((独)工業所有権情報・研修館、(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(社)発明協会など)及び地方自治体が行っている特許流通AAD・CD向けの支援施策の利用状況について教えてください。

(1) 貴方が、活動するにあたり活用している国や国の関係機関が提供している特許流通AAD・CD向けの支援施策を全て教えてください。
「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)情報提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号をすべて回答欄に記載してください。

[1)活動インフラの選択肢]	
1. 専用イントラ	2. 特許流通データベース
3. アイデアデータベース	4. リサーチツール特許データベース
5. その他	

[2)人材育成の選択肢]	
1. 国際特許流通セミナー	2. 特許流通講座
3. 特許流通ADの派遣	4. 統括流通ADの配置
5. その他	

※統括流通AD:各自治体のAADやCDへのアドバイス、AAD・CD間の連絡をサポートする人材。

[3)情報提供の選択肢]	
1. 開放特許活用事例集	2. 特許流通ニュースメール
3. 特許ビジネス市	4. 特許流通ニュースレター
5. 特許流通コンテンツ(動画)	6. 産業財産権標準テキスト(流通編)
7. その他	

回答欄

1)活動インフラ								
	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください							
2)人材育成								
	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください							
3)情報提供								
	「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください							

(2) 貴方が所属する地方自治体が独自で実施している特許流通AAD・CD向けの支援施策について、貴方が活動するにあたり、活用している支援施策を全て教えてください。回答欄に支援施策の具体的な内容を記載してください。

回答欄

--

問2 国や国の関係機関が事業者向けに行っている特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介した支援施策を教えてください。

- (1) 国や国の関係機関が実施している特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介した支援施策を教えてください。
選択肢からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)
- (2) (1)のうち、事業者が実際に活用した支援施策を教えてください。
選択肢からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. その他

(1)回答欄

<p>「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください</p>									

(2)回答欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

問3 地方自治体が独自に実施している事業者向けの特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介し、活用された支援施策を教えてください。下記の回答欄に支援施策の具体的な内容を記載してください(活用頻度が高いものを3つまで)

回答欄

①	
②	
③	

【2】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の効果／ニーズについて、以下の問いにお答えください。

問4 知的創造サイクルは、「1. 創造(知的財産の創出)」、「2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)」、「3. 活用①(自社内で保有する知的財産を自社内で活用)」、「4. 活用②(他社・研究機関等の技術を活用)」、「5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)」の5つに分類されます。
この5つのうち、事業者の支援ニーズが高い順位を教えてください。

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造(知的財産の創出) 2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与) 3. 活用①(自社で保有する知的財産を自社内で活用) 4. 活用②(他社・研究機関等の技術を自社で活用) 5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転) 				
---	--	--	--	--

	1位	2位	3位	4位	5位
回答欄					

問5 国や国の関係機関及び地方自治体が実施している知的財産の活用に関する支援施策において、

「①効果が高いと考えられる支援施策」、「②ニーズが高いと考えられる支援施策」をそれぞれ教えてください。

以下の(1)支援対象、(2)支援事業、(3)支援手法において効果が高い及びニーズが高いと考えられるものをそれぞれ選択肢の中から選び、回答欄に該当する番号を記載してください。(それぞれ3つまで)

〔(1)支援対象の選択肢〕		
1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	

※支援対象は「産学官連携」の観点から、以下の7つに分類しています。

産	1. 個人・ベンチャー企業	個人事業者、創業予定者、小規模事業者、ベンチャー企業 など
	2. 中小企業	中小企業、中小企業を含む団体、中小企業を含む企業グループ など
	3. その他企業	大企業、技術研究組合、未上場企業、協同組合、地方銀行 など
学	4. 教育機関	大学・高専等の教育機関、教育機関の研究者、大学共同利用機関法人、TLO など
官	5. 公設試	地方公共団体等の法人格を有する研究機関、国立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関、公設研究機関の研究者 など
	6. 支援機関	社団・財団法人、NPO、商工会・商工会議所、中小企業支援団体 など
連携	7. 研究グループ	産学官が連携した協同研究開発グループ、コンソーシアム、協議会・研究会 など

〔(2)支援事業の選択肢〕		
1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	

1. 研究開発支援	企業、大学、研究機関等において、基礎研究から応用研究までの革新的な技術を創出することを目的とした研究開発に対する支援
2. 事業化支援	新製品の開発、試作品作成や販路開拓等の事業化(実用化)を目指した取り組みに対する支援
3. 調査研究支援	現在の技術的課題、今後の研究開発の方向性や事業化可能性等の検討を行うための調査研究に対する支援
4. 研究者等育成支援	企業・研究機関等の優れた研究や事業に取り組む技術者・研究者等の育成に対する支援
5. 産学官等交流支援	産学官や企業同士の連携強化を促進し、新たな技術開発や事業の創出を目的とした国内外の研究会・協議会等による交流に対する支援
6. 企業育成支援	企業の創業、経営力向上、事業再生等の企業育成を図るための取り組みに対する支援
7. 知的財産権利化支援	知的財産の権利化に向け、権利化可能性調査(先行技術調査)や出願費用等に対する支援(出願費用の補助等)
8. 知的財産戦略的活用支援	企業等が保有する特許の特許分析、技術動向調査や知的財産の活用(特許流通、研究開発戦略等)等、知的財産の戦略的な活用に対する支援
9. 知的財産人材育成支援	知的財産に係るセミナー・講義や有識者の指導等による、企業・大学等の知的財産の知識を有する人材の育成に対する支援

〔(3)支援手法の選択肢〕		
1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	6. 情報提供
7. その他		

1. 助成・補助	新技術や新製品の開発や、産学官等が連携した研究会の運営等に対する費用の助成・補助
2. 融資・貸付	創業や新たな事業展開を計画しているベンチャー企業、創業間もない中小企業等の研究開発や事業等に対する資金の融資・貸付
3. 人材育成	産業人材に対するセミナーや講座の開催、研究者の学会参加や先進研究機関への企業等人材の派遣等に係る費用の助成
4. 環境整備	研究開発施設等の設置に係る費用の助成や研究開発施設の保有設備機器の無償貸出など
5. 人材派遣・技術支援	企業等からの技術開発や新製品の開発等の相談に対する技術支援や企業等への専門人材の派遣
6. 情報提供	企業のニーズ/シーズ情報や事業成果(成約事例、技術開発事例)等、企業が活動していく上で有益となる情報の提供

[①効果が高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

[②ニーズが高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

問6 貴方が、特許流通の促進に向けた活動を進めていくうえで、国や国の関係機関及び地方自治体に求める支援施策について教えてください。

- (1) 貴方が、特許流通の促進に向けた活動を進めていくうえで、国や国の関係機関に求める支援はどのようなものですか。
「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)出会いの場の提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号を下記の回答欄から全て選び、記載してください。(いくつでも)
- (2) 貴方が、特許流通の促進に向けた活動を進めていくうえで、地方自治体に求める支援はどのようなものですか。
「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)出会いの場の提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号を下記の回答欄から全て選び、記載してください。(いくつでも)

[1)活動インフラの選択肢]
1. 活動インフラへのアクセスの利便性向上(ポータル、アクセス制御、モバイルなど)
2. コンテンツの充実(企業情報(ニーズ、シーズ)、開放特許情報、ビジネスプラン(提案)など)
3. 情報提供方法の充実(電子メール、掲示板など)
4. 国や国の関係機関が提供している支援施策一覧の整備
5. その他

[2)人材育成の選択肢]	
1. 研修内容の充実(特許流通講座)	2. 専門人材派遣の充実(中小企業診断士、弁護士、弁理士など)
3. 統括流通ADの配置	4. その他

[3)出会いの場の提供の選択肢]
1. ニーズ・シーズ情報を保有する事業者との出会いの場の充実(特許ビジネス市の開催回数を増やす等)
2. 全国のAAD・CD間の情報交換の場の充実
3. その他

(1)回答欄

1)活動インフラ	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
2)人材育成	「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
3)出会いの場の提供	「3. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(2)回答欄

1)活動インフラ	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
2)人材育成	「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
3)出会いの場の提供	「3. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

問7 地域における特許流通の促進を図るために、貴方が認識している事業者にとってニーズが高い支援施策はどのようなものですか。必要だとお考えの支援を選択肢の中から選び、回答欄に記載してください。(最大3つ)

[選択肢]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. 事業者の知的財産の棚卸し/評価支援 11. その他
---------	---

回答欄	「11. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。
具体的な内容	

【3】特許流通に関する支援施策の普及、利用促進に向けた課題について、下記の問いにお答えください。

問8 国及び地方自治体を実施している支援施策について、事業者の認知度を教えてください。

- (1) 貴方が事業者に対して特許流通に関する支援施策を紹介したときに、事業者はその支援施策を知っていましたか。
下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. 知っていた	2. 知らなかった
-------	----------	-----------

回答欄

(2) (1)で「1. 知っていた」を選択した方におうかがいいたします。

事業者の方は、どのような経緯で当該支援施策を知ったのか教えてください。

選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

(3) 特許流通に関する事業者向けの支援施策について、事業者の利用促進に最も効果が高いと思われる活動を教えてください。

選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

また、記載した番号の右側の欄に、その理由をお答えください。

[(2)及び(3)選択肢]		
1. 貴自治体のHP	2. パンフレットやリーフレット	3. 支援人材からの企業訪問
4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介	5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用	
6. その他		

(2)回答欄

「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください					

(3)回答欄

番号	その選択肢を選んだ理由

(4) 事業者の方は、特許流通に関する支援施策について、どの程度認識していると感じていますか。

該当する選択肢を選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	
1. ほとんどの事業者が知っている	2. 一部の事業者は知っている
3. ほとんどの事業者が知らない	

回答欄

問9 現在の特許流通に関する支援施策において、貴方が認識している、事業者が支援施策を活用する上での阻害要因について教えてください。以下の選択肢から、阻害要因として該当するものを選び、番号を回答欄に記載してください。(1つだけ)

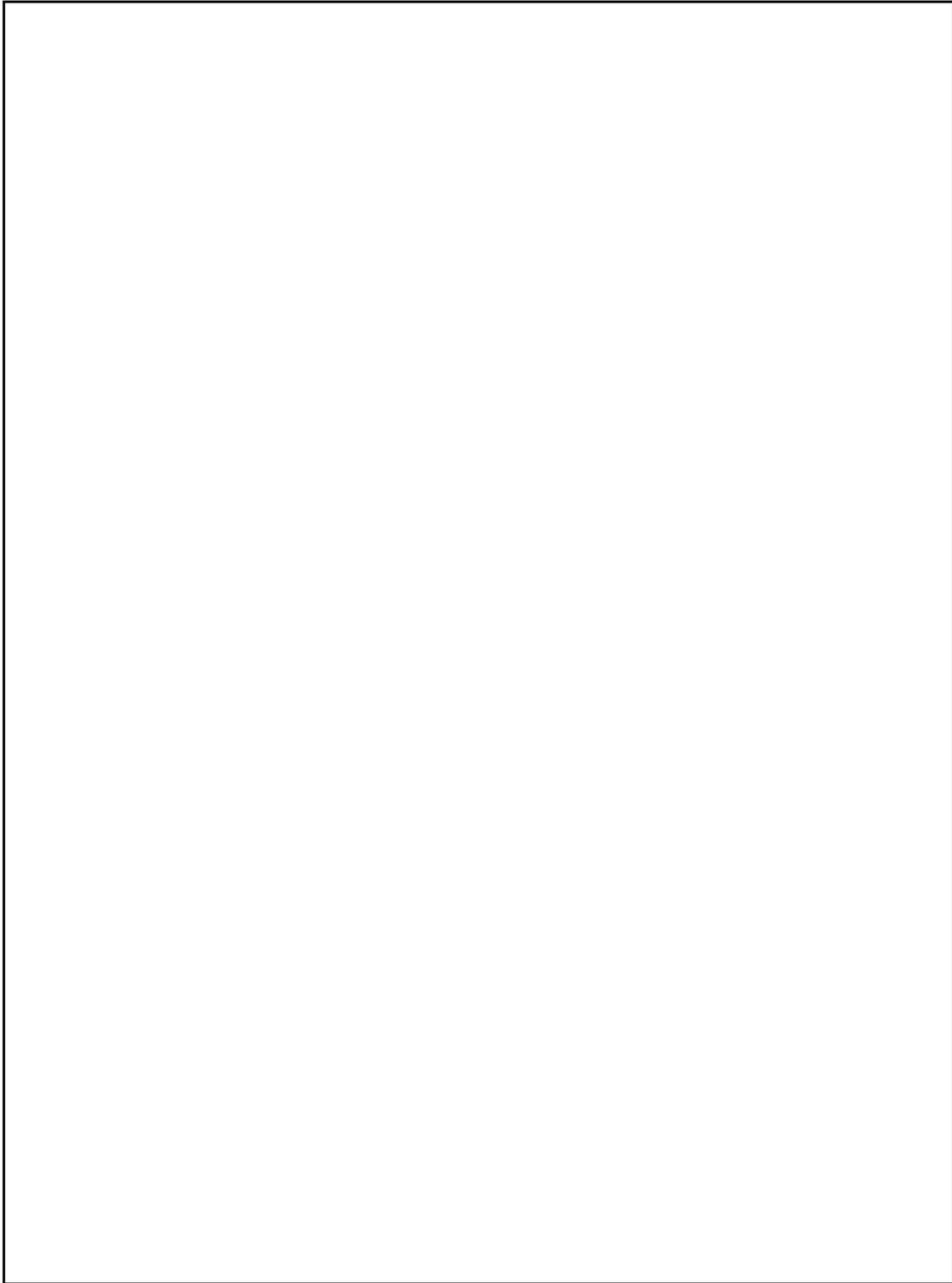
[選択肢]	
1. 成果をあげることが必須となっている	
2. 助成が十分でない	
3. 将来において返済が発生する	
4. 申請や支援期間中の報告義務などが煩雑であり、支援施策利用による業務負荷が大きい	
5. 支援期間が短い	
6. その他	

回答欄

具体的な内容

	「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
--	-----------------------------------

問10 知的財産の活用に関する支援施策について、ご意見・ご要望等ございましたら教えてください。



～ ご協力ありがとうございました ～

平成21年度
 地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
 特許流通AD向けアンケート調査票

以下の内容について、教えてください。

- (1) 貴方が所属している団体を教えてください。

--

- (2) 貴方のお名前を教えてください。

--

- (3) 貴方のご連絡先を教えてください

住所	
電話番号	
メールアドレス	

【1】特許流通に関する支援施策の利用状況について、以下の問いにお答えください。

問1 国(各府省庁)や国の関係機関(独)工業所有権情報・研修館、(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(社)発明協会などが事業者向けに行っている特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介した支援施策を教えてください。

- (1) 国や国の関係機関が実施している特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介したものを教えてください。
選択肢からあてはまるものを全て選び、回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)
- (2) (1)のうち、事業者が実際に活用したものを教えてください。
選択肢からあてはまるものを全て選び、回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. その他

(1)回答欄

「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください							

(2)回答欄

問2 地方自治体が独自に実施している事業者向けの特許流通に関する支援施策の中で、事業者で紹介し、活用された支援施策を下記の回答欄に記載してください。(活用頻度が高いものを3つまで)

回答欄

①	
②	
③	

【2】知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の効果／ニーズについて、以下の問いにお答えください。

問3 知的創造サイクルは、「1. 創造(知的財産の創出)」、「2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)」、「3. 活用①(自社内で保有する知的財産を自社内で活用)」、「4. 活用②(他社・研究機関等の技術を活用)」、「5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)」の5つに分類されます。
この5つのうち、事業者の支援ニーズが高い順位を教えてください。

[選択肢]				
1. 創造(知的財産の創出)	2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)	3. 活用①(自社で保有する知的財産を自社内で活用)	4. 活用②(他社・研究機関等の技術を自社で活用)	5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)

	1位	2位	3位	4位	5位
回答欄					

問4 国や国の関係機関及び地方自治体が実施している知的財産の活用に関する支援施策において、

「①効果が高いと考えられる支援施策」、「②ニーズが高いと考えられる支援施策」をそれぞれ教えてください。

以下の(1)支援対象、(2)支援事業、(3)支援手法のそれぞれにおいて効果が高いと考えられるものを選択肢の中から選び、回答欄に該当する番号を記載してください。(それぞれ3つまで)

〔(1)支援対象の選択肢〕		
1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	

※支援対象は「産学官連携」の観点から、以下の7つに分類しています。

産	1. 個人・ベンチャー企業	個人事業者、創業予定者、小規模事業者、ベンチャー企業 など
	2. 中小企業	中小企業、中小企業を含む団体、中小企業を含む企業グループ など
	3. その他企業	大企業、技術研究組合、未上場企業、協同組合、地方銀行 など
学	4. 教育機関	大学・高専等の教育機関、教育機関の研究者、大学共同利用機関法人、TLO など
官	5. 公設試	地方公共団体等の法人格を有する研究機関、国立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関、公設研究機関の研究者 など
	6. 支援機関	社団・財団法人、NPO、商工会・商工会議所、中小企業支援団体 など
連携	7. 研究グループ	産学官が連携した協同研究開発グループ、コンソーシアム、協議会・研究会 など

〔(2)支援事業の選択肢〕		
1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	

1. 研究開発支援	企業、大学、研究機関等において、基礎研究から応用研究までの革新的な技術を創出することを目的とした研究開発に対する支援
2. 事業化支援	新製品の開発、試作品作成や販路開拓等の事業化(実用化)を目指した取り組みに対する支援
3. 調査研究支援	現在の技術的課題、今後の研究開発の方向性や事業化可能性等の検討を行うための調査研究に対する支援
4. 研究者等育成支援	企業・研究機関等の優れた研究や事業に取り組む技術者・研究者等の育成に対する支援
5. 産学官等交流支援	産学官や企業同士の連携強化を促進し、新たな技術開発や事業の創出を目的とした国内外の研究会・協議会等による交流に対する支援
6. 企業育成支援	企業の創業、経営力向上、事業再生等の企業育成を図るための取り組みに対する支援
7. 知的財産権利化支援	知的財産の権利化に向け、権利化可能性調査(先行技術調査)や出願費用等に対する支援(出願費用の補助等)
8. 知的財産戦略的活用支援	企業等が保有する特許の特許分析、技術動向調査や知的財産の活用(特許流通、研究開発戦略等)等、知的財産の戦略的な活用に対する支援
9. 知的財産人材育成支援	知的財産に係るセミナー・講義や有識者の指導等による、企業・大学等の知的財産の知識を有する人材の育成に対する支援

〔(3)支援手法の選択肢〕		
1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	6. 情報提供
7. その他		

1. 助成・補助	新技術や新製品の開発や、産学官等が連携した研究会の運営等に対する費用の助成・補助
2. 融資・貸付	創業や新たな事業展開を計画しているベンチャー企業、創業間もない中小企業等の研究開発や事業等に対する資金の融資・貸付
3. 人材育成	産業人材に対するセミナーや講座の開催、研究者の学会参加や先進研究機関への企業等人材の派遣等に係る費用の助成
4. 環境整備	研究開発施設等の設置に係る費用の助成や研究開発施設の保有設備機器の無償貸出など
5. 人材派遣・技術支援	企業等からの技術開発や新製品の開発等の相談に対する技術支援や企業等への専門人材の派遣
6. 情報提供	企業のニーズ/シーズ情報や事業成果(成約事例、技術開発事例)等、企業が活動していく上で有益となる情報の提供

[①効果が高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

[②ニーズが高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

問5 国や国の関係機関及び地方自治体を実施している特許流通に関する支援施策のうち、ニーズが高い支援施策について教えてください。

- (1) 貴方の立場から、特許流通AAD・CDが特許流通の促進に向けた活動を進めていく上で、国や国の関係機関に求める支援はどのようなものですか。
 「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)出会いの場の提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号から全て選び、下記の回答欄に記載してください。
- (2) 貴方の立場から、特許流通AAD・CDが特許流通の促進に向けた活動をすすめていくうえで、地方自治体に求める支援はどのようなものですか。
 「1)活動インフラ」、「2)人材育成」、「3)出会いの場の提供」の3つの観点別に該当する選択肢の番号から全て選び、下記の回答欄に記載してください。

[1)活動インフラの選択肢]

1. 活動インフラへのアクセスの利便性向上(ポータル、アクセス制御、モバイルなど)
2. コンテンツの充実(企業情報(ニーズ、シーズ)、開放特許情報、ビジネスプラン(提案)など)
3. 情報提供方法の充実(電子メール、掲示板など)
4. 国や国の関係機関が提供している支援施策一覧の整備
5. その他

[2)人材育成の選択肢]

1. 研修内容の充実(特許流通講座)
2. 専門人材派遣の充実(中小企業診断士、弁護士、弁理士など)
3. 統括流通ADの配置
4. その他

※統括流通AD:各自治体のAADやCDへのアドバイス、AAD・CD間の連絡をサポートする人材。

[3)出会いの場の提供の選択肢]

1. ニーズ・シーズ情報を保有する事業者との出会いの場の充実(特許ビジネス市の開催回数を増やす等)
2. 全国のAAD・CD間の情報交換の場の充実
3. その他

(1)回答欄

1)活動インフラ										「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
2)人材育成										「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
3)出会いの場の提供										「3. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(2) 回答欄

1) 活動インフラ	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
2) 人材育成	「4. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
3) 出会いの場の提供	「3. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(3) 地域における特許流通の促進を図るために、貴方が認識している事業者のニーズが高い支援施策はどのようなものですか。必要だとお考えの支援施策を選択肢の中から選び、回答欄に記載してください。(最大3つ)

[選択肢]

1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援
2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援
3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援
4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援
5. 特許出願業務に係る支援
6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援
7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援
8. 知的財産権の取引に係る支援
9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援
10. 事業者の知的財産の棚卸し/評価支援
11. その他

回答欄

「11. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載して下さい

具体的な内容

問6 産学連携をすすめるうえで、教育機関(大学等)のニーズについて、下記の問いにお答えください。

(1) 貴方の派遣先は、どこですか。下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢] 1. TLO 2. 地方自治体 3. 地方経済産業局

回答欄

(2) 産学連携において、教育機関(大学等)が、事業者に期待している役割はどのようなことだと思いますか。選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(最大3つ)

[選択肢]

1. 教育機関の技術(研究成果)を活用した事業化に向けた技術力、製品開発力等
2. 教育機関の技術を活用した製品のマーケティング能力(販売促進の企画力や販売チャンネルの確保等)
3. 共同研究や共同開発を行う上での資金提供
4. 事業者のニーズ情報の提供
5. 事業化する上で適正に保護すべき知的財産の権利範囲に対する事業者の意見
6. 研究開発設備等の提供
7. その他

回答欄

「7. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

具体的な内容

- (3) 産学連携をすすめる上で、教育機関(大学等)が、国や国の関係機関及び地方自治体に期待している支援ニーズはどのようなことだと思いますか。選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(最大3つ)

[選択肢]	
1. 資金支援	2. 技術支援
3. 事業者との出会いの場(マッチング)	4. 事業者のニーズ情報の提供
5. その他	

回答欄	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
具体的な内容	「5. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください		

【3】 特許流通に関する支援施策の普及、利用促進に向けた課題について、下記の問いにお答えください。

問7 国及び地方自治体を実施している支援施策について、事業者の認知度を教えてください。

- (1) 貴方が事業者に対して特許流通に関する支援施策を紹介したときに、事業者はその支援施策を知っていましたか。下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. 知っていた	2. 知らなかった
-------	----------	-----------

回答欄

- (2) (1)で「1. 知っていた」を選択した方におうかがいいたします。
事業者の方が、どのような経緯で当該支援施策を知ったのか教えてください。
選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

- (3) 特許流通に関する事業者向けの支援施策について、事業者の利用促進に最も効果が高いと思われる活動を教えてください。
選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)
また、記載した番号の右側の欄に、その理由をお答えください。

[(2)及び(3)選択肢]		
1. 貴自治体のHP	2. パンフレットやリーフレット	3. 支援人材の企業訪問
4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介	5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用	
6. その他		

(2)回答欄	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください				

(3)回答欄	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください				

番号	選択肢を選んだ理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

- (4) 事業者の方は、特許流通に関する支援施策について、どの程度認識していると感じていますか。
該当する選択肢を選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	
1. ほとんどの事業者が知っている	2. 一部の事業者は知っている
3. ほとんどの事業者が知らない	

回答欄

問8 現在の特許流通に関する支援施策において、貴方が認識している、事業者が支援施策を活用する上での阻害要因について教えてください。以下の選択肢から、阻害要因として該当するものを選び、番号を回答欄に記載してください。(1つだけ)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果をあげることが必須となっている 2. 助成が十分でない 3. 将来において返済が発生する 4. 申請や支援期間中の報告義務などが煩雑であり、支援施策利用による業務負荷が大きい 5. 支援期間が短い 6. その他
--

回答欄

「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

具体的な内容

問9 知的財産の活用に関する支援施策について、ご意見・ご要望等ございましたら教えてください。

～ ご協力ありがとうございました ～

平成21年度
 地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
 特許情報活用支援AD向けアンケート調査票

以下の内容について、教えてください。

- (1) 貴方が所属している団体を教えてください。

--

- (2) 貴方のお名前を教えてください。

--

- (3) 貴方のご連絡先を教えてください

住所	
電話番号	
メールアドレス	

【1】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の利用状況について、以下の問いにお答えください。

問1 国(各府省庁)や国の関係機関((独)工業所有権情報・研修館、(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(社)発明協会など)が事業者向けに行っている知的財産の活用に関する支援施策の中で、事業者で紹介した支援施策を教えてください。

- (1) 国や国の関係機関が実施している知的財産の活用に関する支援施策の中で、事業者で紹介したものをすべて教えてください。
選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)
- (2) (1)のうち、事業者が実際に活用したものをすべて教えてください。
選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. その他

(1)回答欄

「10. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください									

(2)回答欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

問2 地方自治体が独自に実施している事業者向けの知的財産の活用に関する支援施策の中で、事業者で紹介し、活用された支援施策を教えてください。下記の回答欄に支援施策の具体的な内容を記載してください。(活用頻度が高いものを3つまで)

回答欄

①	
②	
③	

【2】 知的財産の活用に関する支援施策の効果／ニーズについて、以下の問いにお答えください。

問3 知的創造サイクルは、「1. 創造(知的財産の創出)」、「2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与)」、「3. 活用①(自社内で保有する知的財産を自社内で活用)」、「4. 活用②(他社・研究機関等の技術を活用)」、「5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)」の5つに分類されます。
この5つの過程のうち、事業者の支援ニーズが高い順位を教えてください。

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造(知的財産の創出) 2. 保護(生み出した知的財産に法的な保護を付与) 3. 活用①(自社で保有する知的財産を自社内で活用) 4. 活用②(他社・研究機関等の技術を自社で活用) 5. 活用③(自社技術を他社へ技術移転)

	1位	2位	3位	4位	5位
回答欄					

問4 国や国の関係機関及び地方自治体を実施している知的財産の活用に関する支援施策において、「①効果が高いと考えられる支援施策」、「②ニーズが高いと考えられる支援施策」をそれぞれ教えてください。
以下の(1)支援対象、(2)支援事業、(3)支援手法において、効果が高い及びニーズが高いと考えられるものをそれぞれ選択肢の中から選び、回答欄に該当する番号を記載してください。(それぞれ3つまで)

〔(1)支援対象の選択肢〕		
1. 個人・ベンチャー企業	2. 中小企業	3. その他企業
4. 教育機関	5. 公設試	6. 支援機関
7. 研究グループ	8. その他	

※支援対象は「産学官連携」の観点から、以下の7つに分類しています。

産	1. 個人・ベンチャー企業	個人事業者、創業予定者、小規模事業者、ベンチャー企業 など
	2. 中小企業	中小企業、中小企業を含む団体、中小企業を含む企業グループ など
	3. その他企業	大企業、技術研究組合、未上場企業、協同組合、地方銀行 など
学	4. 教育機関	大学・高専等の教育機関、教育機関の研究者、大学共同利用機関法人、TLO など
官	5. 公設試	地方公共団体等の法人格を有する研究機関、国立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関、公設研究機関の研究者 など
	6. 支援機関	社団・財団法人、NPO、商工会・商工会議所、中小企業支援団体 など
連携	7. 研究グループ	産学官が連携した協同研究開発グループ、コンソーシアム、協議会・研究会 など

〔(2)支援事業の選択肢〕		
1. 研究開発支援	2. 事業化支援	3. 調査研究支援
4. 研究者等育成支援	5. 産学官等交流支援	6. 企業育成支援
7. 知的財産権利化支援	8. 知的財産戦略的活用支援	
9. 知的財産人材育成支援	10. その他	

1. 研究開発支援	企業、大学、研究機関等において、基礎研究から応用研究までの革新的な技術を創出することを目的とした研究開発に対する支援
2. 事業化支援	新製品の開発、試作品作成や販路開拓等の事業化(実用化)を目指した取り組みに対する支援
3. 調査研究支援	現在の技術的課題、今後の研究開発の方向性や事業化可能性等の検討を行うための調査研究に対する支援
4. 研究者等育成支援	企業・研究機関等の優れた研究や事業に取り組む技術者・研究者等の育成に対する支援
5. 産学官等交流支援	産学官や企業同士の連携強化を促進し、新たな技術開発や事業の創出を目的とした国内外の研究会・協議会等による交流に対する支援
6. 企業育成支援	企業の創業、経営力向上、事業再生等の企業育成を図るための取り組みに対する支援
7. 知的財産権利化支援	知的財産の権利化に向け、権利化可能性調査(先行技術調査)や出願費用等に対する支援(出願費用の補助等)
8. 知的財産戦略的活用支援	企業等が保有する特許の特許分析、技術動向調査や知的財産の活用(特許流通、研究開発戦略等)等、知的財産の戦略的な活用に対する支援
9. 知的財産人材育成支援	知的財産に係るセミナー・講義や有識者の指導等による、企業・大学等の知的財産の知識を有する人材の育成に対する支援

〔(3)支援手法の選択肢〕		
1. 助成・補助	2. 融資・貸付	3. 人材育成
4. 環境整備	5. 人材派遣・技術支援	6. 情報提供
7. その他		

1. 助成・補助	新技術や新製品の開発や、産学官等が連携した研究会の運営等に対する費用の助成・補助
2. 融資・貸付	創業や新たな事業展開を計画しているベンチャー企業、創業間もない中小企業等の研究開発や事業等に対する資金の融資・貸付
3. 人材育成	産業人材に対するセミナーや講座の開催、研究者の学会参加や先進研究機関への企業等人材の派遣等に係る費用を助成
4. 環境整備	研究開発施設等の設置に係る費用の助成や研究開発施設の保有設備機器の無償貸出など
5. 人材派遣・技術支援	企業等からの技術開発や新製品の開発等の相談に対する技術支援や企業等への専門人材の派遣
6. 情報提供	企業のニーズ/シーズ情報や事業成果(成約事例、技術開発事例)等、企業等が活動していく上で有益となる情報の提供

[①効果が高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

[②ニーズが高い支援施策の回答欄] 「その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください

(1) 支援対象				
(2) 支援事業				
(3) 支援手法				

問5 地域における特許流通の促進を図るために、貴方が認識している事業者のニーズが高い支援施策はどのようなものですか。必要だとお考えの支援を選択肢の中から選び、回答欄に記載してください。(最大3つ)

- [選択肢]
1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援
 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援
 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援
 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援
 5. 特許出願業務に係る支援
 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援
 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援
 8. 知的財産権の取引に係る支援
 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援
 10. 事業者の知的財産の棚卸し/評価支援
 11. その他

回答欄

--	--	--

「11. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。

具体的な内容

【3】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の普及、利用促進に向けた課題について、下記の問いにお答えください。

問6 国及び地方自治体が実施している支援施策について、事業者の認知度を教えてください。

- (1) 貴方が事業者に対して知的財産の活用に関する支援施策を紹介したときに、事業者はその支援施策を知っていましたか。下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

- [選択肢] 1. 知っていた 2. 知らなかった

回答欄

- (2) (1)で「1. 知っていた」を選択した方におうかがいたします。
 事業者の方は、どのような経緯で当該支援施策を知ったのか教えてください。
 選択肢からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)
- (3) 知的財産の活用に関する事業者向けの支援施策について、事業者の利用促進に最も効果が高いと思われる活動を教えてください。
 選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)
 また、記載した番号の右側の欄に、その理由をお答えください。

〔 (2)及び(3)選択肢 〕		
1. 貴自治体のHP	2. パンフレットやリーフレット	3. 支援人材の企業訪問
4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介	5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用	
6. その他		

(2)回答欄

「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください									

(3)回答欄

回答欄	その選択肢を選んだ理由

- (4) 事業者の方は、知的財産の活用に関する支援施策について、どの程度認識していると感じていますか。
 該当する選択肢を選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

〔 選択肢 〕		
1. ほとんどの事業者が知っている	2. 一部の事業者は知っている	回答欄 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>
3. ほとんどの事業者が知らない		

問7 現在の知的財産の活用に関する支援施策において、貴方が認識している、事業者が支援施策を活用する上での阻害要因について教えてください。以下の選択肢から、阻害要因として該当するものを選び、番号を回答欄に記載してください。(1つだけ)

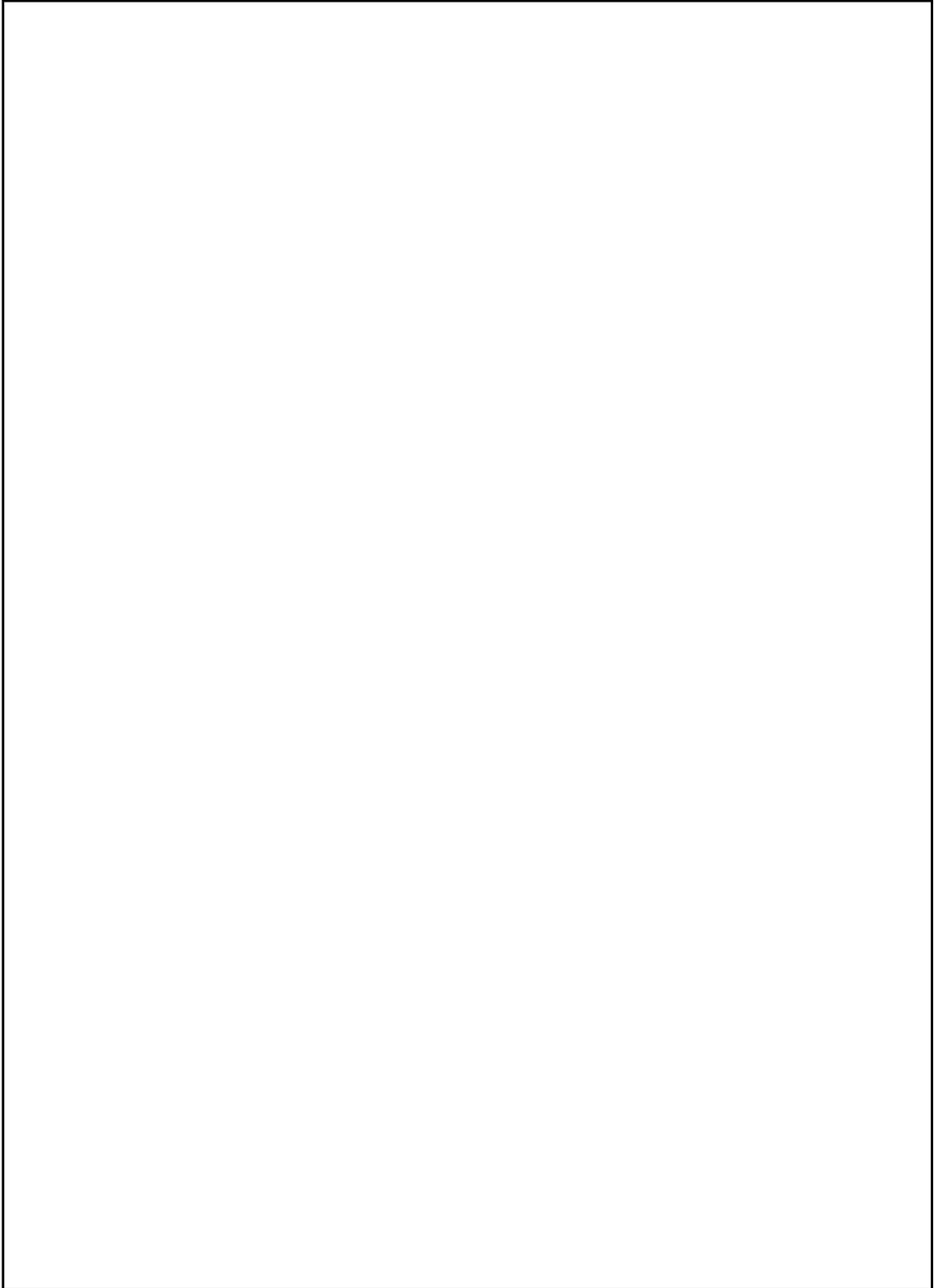
〔 選択肢 〕	
1. 成果をあげることが必須となっている	
2. 助成が十分でない	
3. 将来において返済が発生する	
4. 申請や支援期間中の報告義務などが煩雑であり、支援施策利用による業務負荷が大きい	
5. 支援期間が短い	
6. その他	

回答欄

具体的な内容

「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください									

問8 知的財産の活用に関する支援施策について、ご意見・ご要望等ございましたら教えてください。



～ ご協力ありがとうございました ～

平成21年度
地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
知的財産に関する支援施策の利用事業者アンケート調査票

貴社における以下の内容について、教えてください。

- (1) 貴社名を教えてください。

--

- (2) 貴方の担当部署名を教えてください。

--

- (3) 貴方のお名前を教えてください。

--

- (4) 貴社のご連絡先を教えてください

住所	
電話番号	
メールアドレス	

【1】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の利用状況について、以下の問いにお答えください。

問1 国(各府省庁)や国の関係機関((独)工業所有権情報・研修館、(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(社)発明協会など)及び地方自治体から知的財産の活用に関する支援施策を利用した経緯について教えてください。

- (1) 知的財産の活用に関わる支援施策のうち、貴社が利用した支援施策について、教えてください。
 選択肢の中からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)
 なお、選択肢「10. その他」を選択された方は、具体的な内容を回答欄に記載してください。

[選択肢] 1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引(技術移転)に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. その他

※知的財産権取引:知的財産権の譲渡契約や実施許諾(ライセンス)契約等に係る取引

- (2) (1)の支援施策を利用した理由を教えてください。
 (1)で選択した全ての番号に対して、下記の回答欄に支援施策を利用した理由を記載してください。
- (3) (1)の支援施策を利用した経緯(どのように支援施策を知ったか)を教えてください。
 選択肢の中からあてはまるものを選び、下記の解答欄に番号を記載してください。
 なお、選択肢「6. その他」を選択された方は、具体的な内容を回答欄に記載してください。

[選択肢] 1. HP 2. パンフレットやリーフレット 3. 支援人材の企業訪問 4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介 5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用 6. その他

- (4) (1)の支援施策を活用するにあたって、貴社が期待した効果はどのようなことですか。また、実際に効果がありましたか。
 下記の回答欄に効果を記載してください。

問1 回答欄

(1)該当する 選択肢番号	(2)理由(記述)	(3)該当する 選択肢番号	(4)期待した効果/実際の効果
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)

			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)
			期待した効果(記述)
			実際の効果(記述)

※(1)又は(3)で「その他」を選択された方は下記の回答欄に具体的な内容を記載してください。

回答欄

(1) 利用した支援施策の具体的な内容

回答欄

(3) 支援施策を利用した経緯の具体的な内容

【2】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策のニーズについて、以下の問いにお答えください。

問2 今後、国や国の関係機関及び地方自治体に期待している支援施策について教えてください。

- (1) 知的財産の活用を検討した(今後、検討する)際に、国や国の関係機関及び地方自治体からどのような支援を必要としますか。選択肢の中からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

[選択肢]
1. 事業者の経営戦略に適合した知的財産の発掘・保護に係る支援
2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援
3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援
4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援
5. 特許出願業務に係る支援
6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援
7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援
8. 知的財産権の取引(技術移転)に係る支援
9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援
10. 事業者の知的財産の棚卸/評価支援

※知的財産権取引:知的財産権の譲渡契約や実施許諾(ライセンス)契約等に係る取引

- (2) (1)を選択した理由を教えてください。

回答欄

(1)該当する 選択肢番号	(2)理由(記述)

- (3) 上記以外で、国や国の関係機関及び地方自治体に期待する支援施策がある場合には、下記の回答欄に具体的な内容を記載してください。

回答欄

--

- (4) (3)の支援施策を必要であるとお考えの理由を教えてください。

回答欄

--

問3 知的財産の活用(創造、保護、活用)にあたって、外部の専門人材に期待することを教えてください。

(1) 知的財産の活用之际して、外部の専門人材(アドバイザーやコーディネータ、技術士、弁理士、弁護士など)からの支援を検討した場合、どのような支援を期待しますか。選択肢の中からあてはまるものを全て選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(いくつでも)

<p>[選択肢]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の経営戦略に適した知的財産の発掘・保護に係る支援 2. 知的財産権の有効活用を踏まえた事業戦略立案に係る支援 3. 知的財産の戦略的な管理体制構築に係る支援 4. 知的財産の権利化に向けた先行技術調査に係る支援 5. 特許出願業務に係る支援 6. 知的財産の活用を担う人材の育成に係る支援 7. 自社の権利侵害や他社の権利侵害への対応に係る支援 8. 知的財産権の取引(技術移転)に係る支援 9. 知的財産権取引による事業化や製品開発に係る支援 10. 事業者の知的財産の棚卸/評価支援 <p>※知的財産権取引:知的財産権の譲渡契約や実施許諾(ライセンス)契約等に係る取引</p>
--

(2) (1)を選択した理由を教えてください。

回答欄	
(1)該当する 選択肢番号	(2)理由(記述)

(3) 上記以外で、外部の専門人材から期待する支援がある場合、下記の回答欄に具体的な内容を記載してください。

回答欄

(4) (3)の支援施策を必要であるとお考えの理由を教えてください。

回答欄

【3】 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策の普及、利用促進に向けた課題について、下記の問いにお答えください。

問4 知的財産の活用に関する支援施策のうち、利用を検討したが利用しなかった支援施策について教えてください。

- (1) 支援施策の利用を検討したが、利用しなかった支援施策の有無を教えてください。
 下記の選択肢からあてはまるものを選び、回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]	1. 有	2. 無	回答欄	
---------	------	------	-----	--

- (2) (1)で「1. 有」と答えた方におうかがいします。支援施策を利用しなかった理由を教えてください。
 下記の選択肢からあてはまるものを選び、下記の回答欄に番号を記載してください。(1つだけ)

[選択肢]
1. 成果をあげることが必須となっている 2. 助成が十分でない 3. 将来において返済が発生する 4. 申請や支援期間中の報告義務などが煩雑であり、支援施策利用による業務負荷が大きい 5. 支援期間が短い 6. その他

回答欄	「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください
-----	-----------------------------------

問5 知的財産の活用に関する支援施策を利用する側からみて、支援施策の認知度向上、利用促進に有効な活動を教えてください。

- (1) 支援施策の認知度向上、利用促進に向け有効な活動を全て教えてください。(いくつでも)
 なお、選択肢「6. その他」を選択された方は、具体的な内容を回答欄に記載してください。
- (2) (1)で選択した活動のうち、事業者の認知度向上に最も効果が高いと考えられる活動を教えてください。
 選択肢の中からあてはまるものを選び、番号を下記の回答欄に記載してください。(1つだけ)

[選択肢]
1. HP 2. パンフレットやリーフレット 3. 支援人材の企業訪問 4. 特許市や地域産業振興フェアなどでの紹介 5. 地元の新聞やテレビ、ラジオなどを活用 6. その他

- (3) (2)を選択した理由を教えてください。

(1)の回答欄	
具体的な内容	「6. その他」を選択した場合には、具体的な内容を記載してください。

(2)(3)の回答欄	
(2)該当する 選択肢番号	(3)理由(記述)

問6 知的財産の活用(創造、保護、活用)に関する支援施策について、国や国の関係機関及び地方自治体に対して、ご意見・ご要望等がございましたら教えてください。



～ ご協力ありがとうございました ～

【参考資料 2. 支援施策一覧】

地方自治体担当者や特許流通専門人材が、事業者に対して知的財産の活用を支援する際の参考となり、また、事業者が積極的に支援施策を利用できるように、各府省庁やその関係機関及び地方自治体を実施する施策一覧を整理した¹。なお、支援施策の詳細については、当該支援機関の HP 等を確認して頂きたい。

1. 地域科学技術振興施策一覧（各府省庁やその関係機関等の支援施策）

「地域科学技術ポータルサイト（2009年9月29日時点）」を基に、各府省庁やその関係機関等が実施する施策一覧を以下の通り取り纏めた。以下の表は、当該サイトに掲載されていた支援機関であり、支援機関毎に支援施策を纏めている。

支援機関名	頁
内閣府	151
総務省	152
経済産業省	153
厚生労働省	164
国土交通省	165
文部科学省	166
農林水産省	173
環境省	175
独立行政法人科学技術振興機構	177
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	181
独立行政法人日本貿易振興機構	192
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	192
独立行政法人情報処理推進機構	192
独立行政法人情報通信研究機構	193
独立行政法人日本原子力研究開発機構	195
独立行政法人医薬基盤研究所	195
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	195
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	196
その他（社団・財団法人、民間企業等）	196

¹ 支援施策一覧の「カテゴリ分類」については、支援内容に基づき、一部弊社にて分類。

内閣府(科学技術政策)	支策機関	施策名	事業概要	支援手法	力アゴリ分類	交付金額等	応募要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
		革新的技術推進費	革新的技術の研究開発活動に大きな変化が起こったものに対して機動的に資金を投入するため、平成21年度より「革新的技術推進費」を創設し、我が国の総力を挙げて「革新的技術」の研究開発を推進する。	助成・補助	研究開発支援	・BMI:8億円程度を上限 ・ISP:10億円程度を上限 ・スピントロニクス:10億円程度を上限 ・革新的な太陽光発電技術:10億円程度を上限 ・新超伝導材料技術:10億円程度を上限	【平成21年度(第1回)の公募対象技術】 (1)BMI(ブレインマシンインターフェイス)による高齢者・障害者自立支援技術 (2)IPS細胞を活用した再生医療・毒性評価技術 (3)スピントロニクス技術 (4)革新的な太陽光発電技術 (5)新超伝導材料技術(磁性元素超伝導体等)	【支援対象】 ・大学、国立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究開発機関その他研究開発能力を有する国内の全ての機関(コンソーシアム等の連携体を含む) 【応募要件】 (1)平成21年度において、国(資源配分型独立行政法人を含む)から研究開発資金を受け、公募対象技術に関する研究開発を推進していること。 (2)応募機関において、下記の通り資金管理体制等が確保されていること。 ・「研究機関における公的研究所の管理・監査ガイドライン」の取り組みが行われていること。 ・適切な知的財産管理が可能であること	【支援対象】 以下の全ての要件を満たすものとする。 (1)原則として、日本国籍を有すること。 (2)応募時に住所又は居所が海外である者についてはプログラムに採択された審査官に選定された国籍は、研究開発を確実に実施できること。他 (3)中心研究者は、応募する研究課題に関連する分野の研究開発に代表者として参画した経験が有するものであること。 (4)研究支援担当機関が、中心研究者が現在所属する機関と異なる機関となり得ることについて、現在所属する機関が了承する機関があること。 【申請資格者】 申請する者は次のア及びイに該当する者(以下「研究代表者」という。) ア. 国内の企業、大学あるいは独立行政法人等の研究機関に属する研究者 イ. 複合体を代表し、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめ、研究資金の適正な執行を含む。)に際するすべての責任を負う者であつて、終了年度までの責任を果たすことができ、研究者(外国出張その他の理由により長期にわたりその責務を果たせなくなることを、退職し試験研究機関等を離れること等の見込みがない者。)
内閣府	先端医療研究開発支援プログラム	先端医療研究開発特区(スーパー特区)	最先端の再生医療、医薬品・医療機器等について、重厚分野を指定した上で、先端医療研究拠点を中核とした研究機関や企業に属する研究者又は研究アゴリからなる複合体(以下「複合体」という。)のプロジェクトを選定し、研究資金の弾力的運用、規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に運用し、これにより先端的な医療の実用化、産業化や国民へのより迅速な提供に向け、研究開発の促進を図ることを目的としている。平成20年度は以下の分野について、公募する。 【公募対象分野】 (1)IPS細胞応用 (2)再生医療 (3)革新的な医療機器の開発 (4)革新的な医薬品開発 (5)国民保健に重要な治療・診断に用いる医薬品、医療機器の研究開発(がん・循環器疾患・精神神経疾患・難病等の重大疾病領域、希少疾病領域等)	助成・補助	研究開発支援	1件あたり総額30億円～150億円程度を目安	【利用条件】 研究課題は「基礎科学研究」及び「出口を見据えた研究開発」のカテゴリに該当すること。 (1)IPS細胞応用、再生医療、世界をリードし、世界のトップ3～5年間の研究開発により、世界をリードし、世界のトップを占めることのできる先端的な研究課題であること。	【申請資格者】 次の要件のすべてを満たしていることが必要。 (1)「スーパー特区」の対象となる研究資金の交付を受ける機関及び企業において、資金管理体制が確保されていること。 (2)資金を効率的に運用するために、研究機関の経理事務部門の協力が得られること。 (3)適切な知的財産管理が可能であること。なお、IPS細胞応用分野においては、複合体間で共通に知的財産を管理する組織が確保されること。 (4)利益相反を適切に管理できる体制が確保されていること。 (5)研究を実施するに当たり遵守すべき指針等に適切に対応できる体制が確保されていること。 (6)稀薄し研究、臨床研究・治験等において、試験研究機関及び企業間での共同研究実施等、共同研究が円滑に行える環境整備がなされていること。また、試験研究機関及び企業間で共同研究を行う候補先があること。 (7)提出する研究計画書等は、既存研究事業の課題内容を包摂し、かつ一貫性のあるより横断的かつ統合的な研究計画であること。 (8)申請した分野の稀薄し研究路線のシーズ又は稀薄し研究に至る開発シーズを有すること。	【応募資格】 応募資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1)国以外の研究機関(大学、試験研究機関等)をいう。以下同じ)に所属し応募に係る課題の研究について当該研究機関において研究を取りまとめる研究者 (2)国の研究機関に所属し、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所屬する研究機関の長に委任することについて、同意を得ることができている研究者
内閣府	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究	食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、平成17年度より、リスク評価ガイダンスの策定、評価の推進に関する提案公募型の「食品健康影響評価技術研究」を実施する。つきましては、平成21年度食品健康影響評価技術研究応募要領第2の1に基つき、研究領域を設定するとともに、下記のとおり研究課題の募集を行う。 【対象となる研究領域】 1.食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域 1)合理的な安全係数を設定するための動物種差、ヒトの個人差を考慮した薬物動態の解析による新たな健康影響評価手法の開発 2)胎児期、発育期の暴露による健康影響評価手法の開発 3)低用量暴露における食品・食品由来物質の健康影響評価手法に関する研究領域 4)食品中の天然毒の発生要因の解析、摂取形態、暴露パターン収集等による健康影響評価手法の開発 5)有害微生物等の特性解析と健康影響評価手法の開発 6)新たな化学物質の発生要因の予知や新しい健康影響評価手法に関する研究領域 7)リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	助成・補助	研究開発支援	【上限額】 4,000万円/年			

総務省	支展機関	施策名	事業概要	支援手法	力子3カ区分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
総務省		戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE)	<p>国際競争力の強化、国民の安心・安全の確保、個の活力の増進、地域の活性化などに貢献して豊かなユビキタスネットワーク社会を築く研究開発を支援することにより、我が国のICT分野の研究開発力を一層向上させることを目的として実施。</p> <p>【対象となる研究開発課題】</p> <p>以下の戦略目標に沿った5つのプログラムで(他制度で実施していない)新規の研究開発課題を幅広く公募の上、2段階にわたって評価を行い、優れた研究開発課題に対して研究費及び間接経費を配分する。</p> <p>(1) ICTイノベーション創出型研究開発 (2) ICTイノベーション促進型研究開発 (3) 若手ICT研究者育成型研究開発 (4) 地域ICT振興型研究開発 (5) 国際競争力強化型研究開発</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【1件当たりの交付金額】</p> <p>500万円～5,000万円/年(間接経費30%を別途配分)</p>	<p>【提案できる研究開発課題】</p> <p>・本制度で提案できるためのICT研究開発・標準化戦略において競争力を強化している「11の研究開発分野」に含まれていることが必要</p>	<p>【支援対象】</p> <p>・研究開発を実施する者は「研究代表者」及び「研究分担者」により構成(以下「研究開発実施者」とする。研究代表者と複数の研究開発実施者とのうち代表者1人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とする。個人による提案の場合は、研究代表者のみで実施する。</p> <p>【研究開発実施者の要件】</p> <p>①日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、国又は地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者であり、「個人」又は2人以上の研究機関において構成される「研究グループ」であること。</p> <p>②研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発事業は、所属する研究機関であること。</p> <p>③すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対し、あらかじめ本制度へ提案することへの了解を得ていること。</p> <p>④研究代表者は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。</p> <p>⑤研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。</p>
総務省		地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業 (PREDICT)	<p>【公募の対象】</p> <p>情報通信審議会答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」に基づく研究開発分野のうち「地球環境保全」分野の研究開発課題であって、ポスト京都議定書の枠組みが始まる平成25年度までの実用化が見込まれ、省エネルギー・物量削減が期待できるシステム化技術</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【研究資金規模】</p> <p>3000万円～1億円/1か年度</p>	<p>【応募資格】</p> <p>・日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、国又は地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者又は研究グループ</p> <p>・研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発事業に責任を負える研究者</p>	<p>【応募資格】</p> <p>以下の要件を満たす、単独ないし複数の企業、大学、公益法人等の研究機関とする。</p> <p>・当該研究開発課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。</p> <p>・事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ研究機関であること。海外研究拠点での研究は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限定されていること。</p> <p>・周波数ひっ迫状況を緩和し、電波資源の拡大に資するたため、研究成果の公開、及び標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。</p> <p>・得られた研究成果の活用を図る計画の策定及びその実現について十分な能力を有していること。</p> <p>・当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合、各研究機関の役割と責任が明確に充たされていること。また、各研究機関の取りまとめを行う代表的な研究機関が定められていること。 など</p>
総務省		電波資源拡大のための研究開発に係る提案	<p>【公募の対象】</p> <p>本研究開発は、電波利用料削減を用いて実施することを目指すものであるもので、電波資源拡大に資する研究開発課題を指定した上で研究開発提案を公募・採択し、民間企業等の研究機関に委託するもの。</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【実施予定額(初年度上限)】</p> <p>1. 20億円程度 2. 0.4億円程度</p>	<p>【研究開発課題】</p> <p>1. 移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要 業技術の研究開発 2. 次世代無線通信測定技術の研究開発</p>	<p>【支援対象】</p> <p>単独ないし複数の企業、大学、公益法人等の研究機関</p>
総務省		情報通信技術の研究開発に係る提案の公募	<p>情報通信分野において我が国が取り組むべき国家的な研究開発課題について、委託による研究開発を実施する。本委託研究では、民間企業等の研究機関における知見や技術ノウハウを活用し、情報通信技術の研究開発を推進し、産業化へ結びつけることなどによって研究成果を有効に社会へ還元することを目指す。</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【実施予定額(平成24年度)】</p> <p>(第1回)</p> <p>I-1: 2.1億円程度 I-2: 4.3億円程度 I-3: 0.7億円程度 II: 5.5億円程度</p> <p>(第2回)</p> <p>I-1: 37.2億円程度 I-2: 11.9億円程度 I-3: 6.1億円程度 II-1: 16.0億円程度 II-2: 3.3億円程度 II-3: 2.8億円程度 III-1: 16.0億円程度 III-2: 8.0億円程度 III-3: 7.2億円程度 IV: 5.0億円程度</p>	<p>【公募を行う研究開発課題】</p> <p>(第1回)</p> <p>I. 消費エネルギー削減ホームネットワーク技術の研究開発 I-1 ホームネットワーク高度電力制御技術 I-2 ホームネットワーク共通制御プロトコル技術 I-3 ホームネットワーク実証実験環境の開発</p> <p>(第2回)</p> <p>I. 高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発 I-1: 37.2億円程度 I-2: 11.9億円程度 I-3: 6.1億円程度 II: 16.0億円程度 II-1: デジタルコヒーレント光送受信技術 II-2: 1-2次元超高速低電力光送受信技術 II-3: 眼鏡の要らない3次元映像技術の研究開発 III: 二次元映像支援技術 III-1: クラウド同期型次世代IPネットワーク技術の研究開発 III-2: クラウドサーバベース連携技術 III-3: 3次元データ分散処理技術 IV: 消費電力型通信技術等の研究開発(エコインターネットの実現)</p>	

総務省	支展機関	実施名	事業概要	交付金額等	交付金額等	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省	支展手法	研究開発支援	研究開発支援	研究開発支援	研究開発支援	研究開発支援	研究開発支援	研究開発支援
経済産業省	支展手法	助成・補助	助成・補助	助成・補助	助成・補助	助成・補助	助成・補助	助成・補助
総務省	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	消防防災科学技術の発展を促し、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究委託し、より革新的かつ実用的な技術へ育成する。	【(1)作あたりの交付金額】 A区分:直接経費で、年間100万円以上400万円を上限 B区分:直接経費で、年間400万円を超え2,000万円を上限	【対象となる研究課題】 1.現場ニーズに対応型研究開発 消防防災活動や予防業務等における消防機関のニーズを反映し、特に緊急性や迅速性が求められる課題に関する研究開発 2.ニーズ決定型研究開発 消防があらかじめ設定した消防防災活動に資するテーマに関する研究開発 1)資機材等の開発に関するもの 2)手法(システム、機材)の開発に関するもの 3.その他消防防災分野を対象とする研究開発 上記1,及び2以外のもの	【応募対象】 対象者:組織は、次の(1)又は(2)であること。 (1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【応募対象】 対象者:組織は、次の(1)又は(2)であること。 (1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	
経済産業省		地球イノベーション創出研究開発事業(委託費)	地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、産学官の研究開発リソースの最適な組み合わせからなる研究開発を組織し、新製品開発を目指す実用化技術の研究開発に対して助成する	【(1)作あたりの委託金額(原則)】 1.一般型:1年目9千円超~1億円以内※、2年目5千円超~1億円以内※ 2.地域連携型:1年目1億5千万円超~3千万円以内※、2年目2千万円以内	【研究開発テーマの募集区分】 1.一般型 新製品開発を目指す実用化技術の研究開発支援を通じて、新たな需要を開拓し、地域の新産業・新事業の創出(農林水産事業に係るものを含む)に貢献しうる製品等の開発、プロダクト経済を起える程度に広域的にイノベーションを起こす可能性のある研究開発 2.地域資源活用型 地域に存在する資源(地域資源、地味技術等)を活用し、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を通じて、新たな需要を開拓し、地域の新産業・新事業の創出(農林水産事業に係るものを含む)に貢献しうる製品等の開発、異域を超えグローバル経済にイノベーションを起こす可能性のある研究開発	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	
経済産業省		地球イノベーション創出共同形成事業費補助金	地域のイノベーションを促す天啓や公設試験研究機関等が参加する広域的連携組織(以下「共同体」という。)の形成を通じて、各研究機関等が保有する人材、試験研究機器及び研究成果等の研究開発資源の相互活用に取り組み、事業を助成	【補助金】 1件、1年当たり500万円以上	【補助対象事業】 (1)共同体形成促進事業 共同体を管理運営し、その形成を促進させるための事業 (2)技術支援協働事業 企業等の技術課題に対応するため、コーディネータ及びエンジニア等の専門知識を有する人材の配置により技術支援を行うための事業 (3)研究開発環境支援事業 企業の技術開発課題の解決に資する試験・評価・分析方法を確立し、マニキュア化するための研究開発環境支援事業	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	
経済産業省		二酸化炭素削減技術実証試験	地球温暖化問題への直なる取組に寄与する技術である二酸化炭素の削減に資する実用化技術の実証試験(年間10万t-CO2削減の実証)の実施による削減効果の検証、評価手法の確立等を行うとともに、実証に必要となる要素を整理し、実用化に必要な実証試験の候補地を決定するため、「二酸化炭素削減技術実証試験委託費」について、委託先を募集	【委託事業費】 10億円	【公募事業】 (1)CCS実証試験に適すると思われる地点の調査と調査案の策定・実施 (2)CCS実証試験に適すると思われる地点の総合評価 (3)来年度以降のCCS実証試験に必要な施設整備等 (4)報告書作成	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	
経済産業省		中小企業知的基盤整備事業	中小企業の事業活動等に貢献する知的基盤の整備を進めており、中小企業比率の極めて高い材料加工、環境分析、計量校正等の分野において、その加工・分析精度の向上や供給整備を行うための研究開発に対して助成する。	【事業規模】 8433万円(平成20年度)	【研究課題】 a)低周波数領域における電磁界規制のための電磁界強度標準の分野に関する研究開発 b)シリコン領域の電磁界規制の分野に関する研究開発	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	
経済産業省		レアメタル等高効率抽出・分離技術開発事業	現在1年間に買いかえられぬ携帯電話・PHSはおよそ5000万台といわれているが、携帯電話からの金属資源回収は、まま焼却・埋立処理されている。この携帯電話から未回収となつている金属資源には、液相抽出・抽出技術、振動モーター等のレアメタルが含まれている。レアメタルを効率的に回収できる技術を開発し、環境への負荷低減が実現できるため、携帯電話に身まられるが現在未回収となつているレアメタルを対象とした回収技術の開発に対して助成する。	【委託費】 1億円(税込)	【委託事業費】 10億円	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	【(1)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関、団体又は研究者個人 (2)産学官の研究開発機関、調査機関、学協会、NGO等の機関等で構成されるグループ	

経済産業省	支展機関	施策名	事業概要	支援手法	力子3)分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省		ITとサービスの融合による 新市場創出促進事業(サー ビス工学研究開発事業)	これまでの「経線と動」に頼ったサービスから脱却し、ITや人 間工学等の「科学的・工学的的手法」を導入することにより、我 が国サービス産業の生産性向上を図るための研究開発に対 する助成 1.科学的・工学的的手法の開発・導入の方法論の確立 2.利便性のある技術やデータサービスの構築・提供 3.科学的・工学的的手法の「有効性への気づき」の喚起と導入 支援等	助成・補助	支援事業 研究開発支援	【予算規模】 平成21年度 上限3.5億円	【知的財産権の帰属条件】 ①開発した権利に帰属する場合、申請の手続きを行った場合、 連帯なく国に報告すること。 ②国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請す る場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利 を附与すること。 ③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合 に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実 施許諾を行うこと。	【支援対象】 ①事業の管理機能等 ・経済産業省との委託契約を締結でき、法人格を有するこ と。 ・コンソーシアム構成成員相互の専断的関係を調整し、財産管 理(知的所有権を含む)等事務的管理を行う能力を有して おり、かつ、そのための適切な体制を整備していること。 ・原則、委託者は事業終了後の精算払いとなるので、事業 実施期間中の再委託先への立替払いが可能であること。 など ②プロジェクトネットワーク機能等 ・事業実施に関する高い風識を有し、産業界のニーズを研 究に落とし込むことができ、研究の方向性、研究スケジュー ル、研究開発費の(再)配分等を調整する能力を有している こと。 など ③研究実施機能等 ・サービス工学分野で必要な能力、組織、人員等と実績を備 えていること。など ④普及啓発機能等 ・研究開発成果の普及を行う能力を有していること。など
経済産業省		グリーン・サービスサイジング 実証事業	事業主体の実施するグリーン・サービスサイジングビジネスの 事業競争力を高め、構想期間を加速するためのコンサルティ ングの依頼や事業拡大に必要な新たな環境負荷低減効果の評 価に資するシステム構築等について助成する。	助成・補助	研究開発支援	【(作当)の委託金額】 1000万円～1300万円程度(税込)	【対象事業】 「従来のモノの販売」ではなく、より環境負荷低減効果 の高い機能を提供するグリーン・サービスサイジングビ ジネスであること。市場規模の拡大を早め、可能性の高い 先進的なビジネスの支援という実証事業の趣旨に合致す る事業	【公募対象】 ・事業主体は、民間法人、NPO、市民団体等であって、国・ 地方公共団体は除く。具体的には、民間法人、民間法人の 連携組織又はNPO等の市民団体が事業主体。また、本事 業の遂行のために組織される団体も対象となり得ますが、 本年度以降において引き続き継続事業を継続することを意 図した団体であることが必要
経済産業省		車載ITを活用した緊急医療 体制の構築	急搬送時の搬送先(医療機関)への受入先照会回数を低減 させるとともに、現場から搬送先までを迅速でスムーズに勝 越せることにより、急搬送時間を短縮することができるシ ステムの開発を行い、適切かつ迅速な緊急搬送を可能とす る緊急医療体制の構築を目的に、以下の研究開発に対 して助成する。 【対象となる研究開発】 ①医療機関における医療スタッフに関する情報を収集するシ ステムの開発 ②センターシステム(エージェンツシステム)の開発 ③救急車両に搭載する車載システムの開発 ④通信システムの開発 ⑤実証実験	助成・補助	研究開発支援	【委託金額】 上限2億円	【事業内容】 (1)研究開発 救急搬送時において救急車両に対して医療機関の受入体 制に関するリアルタイム性を高めた情報を提供することも 可能に、医療機関までの最速な搬送を示すことにより、適切かつ 迅速な緊急搬送体制の高度化に寄与するシステムを開発 する。また、開発したシステムの完成度を高めることにも、そ の有用性等を検証するため、医療機関等における実証実験 を行う。 (2)実証実験 ①～④のシステムを統合した上で、医療機関及び救急車両 にこれらのシステムを設置し、有効性等を検証するための実 証実験を行う。また、実証実験に先立ち、適宜仮想環境を設 定し事前の検証を行うなど十分な準備を行う。	【応募資格】 ・高度緊急医療に関する相当程度の知識、経験を有するこ と。 ・委託契約の締結に当たって、当省から提示する委託契約 書に同意できること。 ・国が委託する上で必要とする手続きに、適切に対応できる 能力や体制を有すること。 ・委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基礎を有 し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有するこ と。 ・委託事業を円滑に遂行するために必要な人員体制、設備 及び施設等を有すること。 ・再委託等により複数の者が委託事業に参加する場合は、こ の事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力を有するこ と。
経済産業省		可搬統合型小型地上システ ムの研究開発事業	宇宙システムは、より小さなシステムで、効率的に地球規模 のサービス提供を行うことができることから、近年先進工業 国のみならず、発展途上国においても、利用が急速に拡大す る傾向にある。特に、衛星リモートセンシング分野におい ては、大規模な観測とサービス提供を効率的かつ地球規模で 行うことができることから、世界的にその利用が拡大する傾 向にあり得るが、未だ我が国では、効率的かつ利便性の 高い地上システムを構築するノウハウを保有していない。 そこで、より効率的で利便性の高い地上システムを開発・運 用し、経験を蓄積することを通じて地上システムの先進性を 確保し、宇宙利用の拡大を図ることを目的とし、「可搬統合型 小型地上システムの研究開発事業」について、委託する企 業・研究機関等を募る。	助成・補助	研究開発支援	【事業規模】 平成21年度2億7,000万円	【研究開発内容・目標】 (1)データの収集、配布の制約となる地上層の固定化という 問題を解消する観点から、車両等による牽引又は積載が可 能な小型の可搬局の開発・検証を行う(制局として固定局を 整備する)。 (2)データの統合的な利用を拡大する観点から、固定翼・回 転翼を問わず航空機に搭載したセンサーから得られたデータ と衛星に搭載したセンサーから得られたデータとの統合運用を 可能とするシステムの開発・検証を行う。 (3)利用者に利便性の高いサービスを提供するために、衛 星から取得されたデータの高速処理技術の開発・検証を行 う。 (4)これらの地上層を実現し、経験を蓄積することにより、 より、更なる衛星の地上システムの先進化のための検証を 行う。	【応募資格】 次の条件を満たす企業、技術研究組合、公益法 人、独立行政法人、大学等の研究機関 ①衛星リモートセンシング分野の技術、関連技術及びシステ ムについての研究開発の経験を有し、かつ、研究開発目標 の達成、研究計画の遂行、システムの構築・運用に必要な組 織、人員等を有していること。 ②本件委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基礎 を有し、かつ、資金、設備等について、必要な管理体制を有 していること。 ③情報の保全を行うために必要な管理体制を有しているこ と。 ④委託契約締結にあたっては、当省から提示される委託契 約書等に同意すること。 ⑤原則、本邦の企業等であり、日本国内に研究開発拠点を有して いること。ただし、国外企業の特別の研究開発能力、研究活 動等の活用あるいは国際権獲得の観点から国外企業と の連携が必要な部分はこの限りではない。 ⑥運用が想定される小型衛星を開発している独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合研究機構による「小型衛星」 による先進的宇宙システムの研究開発]の受託事業者と、円 滑に情報を交換し、協力して開発が行えること。

経済産業省	支機機関	実施名	事業概要	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省		広域的な新事業支援ネットワーク強化事業	我が国産業の国際競争力の強化と国内産型の地域経済活性化を目的に、地域の中堅・中小企業、ベンチャー企業、大学、研究機関等が広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用により新事業、新産業が種々と創出される状態(産業クラスター)の形成を促す「産業クラスター計画」を平成13年度より推進している。産業クラスター計画(10プロジェクト)の進捗状況、各種アドバンス、コーディネーター等の全国会議等の広域的な人的ネットワークを形成するための推進組織が行う支援事業を通じて、新たなイノベーションを創出するためのモデル事業に対して助成する。 【助成対象事業】 (1)ネットワーク形成事業、(2)新事業創出支援事業、(3)ネットワーク自立化支援事業、(4)連携促進事業、(5)販路開拓支援事業、(6)情報提供事業	【件当たり交付金額】 補助率:10分の10以内 予算規模(補助金の交付決定額): 約2500万円	【基本要件(制約事項、事業要件等)】 【助成対象事業】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査やその他の評価、事業提携のための専門家派遣等を実施すること、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化に向けて行う事業。 ④連携促進事業 産学官や産業界の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開拓した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各ネットワーク構成企業間の課題等に関する情報提供を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に対する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要 ・共同提案による事業実施も可能 また、当該事業を適切に遂行できる実施事業者であること 以下に掲げるものを満たすこと(ただし、以下に掲げる項目は、必ずしもすべてを達成する必要があるものとする) ①本省及び関係行政機関と相互の情報共有、調整能力及び事業を企画、遂行する体制を有していること。 ②新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③②のネットワークに参画する者の名簿を作成、管理し得る能力を有すること。 ④事業を実施する所在地が対象地域内(〇〇県、〇〇市及び〇〇町)にあること。又は、所在地が対象地域外の場合であっても、実際に事業を実施する支店、支那、事務所等が対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。
経済産業省		情報大航海プロジェクト(モデル)サービスの開発と実証	本事業では、テキスタイル中心の情報産業ではない、ビジネスなどあらゆる局面での新たなコミュニケーションニーズに対応する次世代の情報検索・解析技術を利用したモデルサービスを開発・実証し、当該技術の将来にわたる情報利用の拡大とサービスの創出を可能にする共通基盤を構築するとともに、制度的課題を洗い出し、技術の市場展開に必要な環境整備に対して、助成する。	【予算規模】 合計で上限8億円(消費税込み)を予定	【情報大航海プロジェクトの概要】 本プロジェクトは本事業を含め大きく以下の2つの事業から構成される。 (1)モデルサービスの開発と実証 (2)全体管理と共通化 (3)シンポジウム等への対応 (4)モデルサービスの実証実験の計画立案と実施 【事業内容】 (1)共通技術の開発及び検証 (2)制度的課題への対応 (3)シンポジウム等への対応 (4)モデルサービスの実証実験の計画立案と実施 (5)報告書の作成 【実証するモデルサービス分野】 1.パーソナル情報を活用したサービス分野 2.高齢化社会に対応した健康サービス分野	【応募要件】 受託を希望する企業等(提案者)は、次の要件が備わっている必要がある。 ア.企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結等できる団体であること。 イ.当該事業の遂行に必要な関連知識、及び事業を的確に実行するに足る能力、組織、人員等を有していること。 ウ.当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 エ.国が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること。 オ.公募説明会に参加し、本事業の目的、内容等について十分理解していること。 カ.当省から提示された委託契約書に合意すること。 キ.重点化共通技術のうち、1つ以上を改良しモデルサービス自ら展開する具体的な構想を有していること。 ク.十分に必要な経営能力を有するが、開発能力を有する企業等との協力関係を構築していること。
経済産業省		低炭素社会に向けた技術発掘・社会システム実証モデル事業	我が国が世界に先駆けて「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくという目標を達成するため、地域社会を支える大学、産業界、自治体等が連携することによって低炭素社会の構築に必要な技術の地域ぐるみの実証を行い、他の地域へ普及させるとし、新たな社会システム構築を目的としたモデルとなる取組を公募・委託する。	委託契約に基づき管理法人が実施したことに対する対価として支払われる	【公募対象者】 ・低炭素社会の構築に必要な技術等を有する企業等や大学・高等専門学校、研究開発機関等により構成される事業実施主体。 ・事業実施主体内の体制は、「管理法人(委託先)」、事業実施機関(再委託先)で構成されるものとし、必要に応じて、事業実施主体外の企業や大学等が「協力機関」として提案事業に関わることも可能 【事業実施機関】 提案事業において、事業実施に係る協力体制及び経営的機能を有し、「管理法人等との間で再委託契約の締結が可能な法人格を有する企業等や大学等高等専門学校、研究開発機関等」であり、実際に再委託契約を締結する機関	【応募要件】 ①受託を希望する企業等(提案者)は、次の要件が備わっていること。 ア.企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結等できる団体であり、共同で契約を締結すること。 イ.当該事業の遂行に必要な関連知識、及び事業を的確に実行するに足る能力、組織、人員等を有していること。 ウ.当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 エ.国が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行出来る体制を持っていること。など 【提案要件】 ア.原則として、大学や研究機関を含む複数者で共同提案とする イ.新たな共通技術を開発してモデルサービスを実証すること。など
経済産業省		ITとサービス融合による新市場創出促進事業(3次元地理空間情報データベース実証事業)	高度地理空間情報社会の創出を目指し、新たな産業・サービスを生み出すためには、屋内・屋外をシームレスにつなぐための技術開発とともに、屋内・屋外の地理空間情報を3次元的に把握するための環境整備が必要である。本事業では、3次元の地理空間情報を把握するデータベースをモデル的に構築し、サービス実証を行い、制度課題、標準化等についての具体的な方策を策定し、将来にわたる情報利用の拡大と地理空間情報サービスの創出を可能にする環境の確立を目指すとし、公募・委託する。	【予算規模】 合計で上限4億5,000万円(消費税込み)を予定	【事業の範囲】 製品及び大学等の技術・知見を活用して事業化に結びつく製品・サービス等の研究開発・実証試験を対象とする。したがって、あらかじめ技術・知見に、本事業を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが必要。	【応募要件】 ①空間参照系データベースの構築 ②地理空間データベースの構築 ③流通プラットフォームの具体化 ④モデル実証の実施 ⑤ガイドラインの策定 ⑥異なる位置表現の交換規格の検討 ⑦検討委員会の設置 ⑧事業報告書の作成

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	カネコリ分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省	産業技術研究開発施設整備補助金	出口志向の先端的な研究開発に取り組む大学、公的研究機関(独立行政法人研究所、公設試験研究機関等)及びそれらを活用しイノベーションを実現する企業が集積しつつある地域において、大学、研究機関と企業が、共同体制を構築しながら、研究から応用開発、製品試験等による産業化まで一貫して取り組む研究開発施設整備を整備する事業を支援し、もって、現下のグローバル・イノベーション・エコノミー下において国際競争力を有する技術力を保持・発展させることとし、地域経済の活性化を図るための取組を支援するために実施する。	助成・補助 人材派遣・技術支援	【助成率】 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1)調査設計費・2/3以内 (2)工事費・2/3以内 (3)研究開発設備費・2/3以内 【上限額】 20億円以内	【事業内容】 (1)産学連携強化や一体化・統合等個々の事情に応じた組織間の連携強化や一体化・統合等個々の事情に応じた体制の再構築を促進すること (2)大学等における基礎研究のシーズ及び企業における研究開発戦略やニーズを把握し、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくこと (3)産学等の公的研究機関における研究成果の産業界の活用した対応、さらには両者の連携による新たな付加価値の創出を促進し、イノベーションの創出を推進すること 【対象事業】 ①産学連携プロジェクト活動推進事業 ②産学連携推進事業 ③産学連携専門人材活用推進事業 ④産学連携促進事業 ⑤産学連携人材研修事業	【支援対象】 大学、公益法人、企業、独立行政法人等であり、日本国内の法人格を有する組織
経済産業省	創造的産学連携事業(新規分・継続分)	産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるような組織の構築にたつた場合、組織間の再構築を促進すること ②大学等における基礎研究のシーズ及び企業における研究開発戦略やニーズを把握し、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくこと ③産学等の公的研究機関における研究成果の産業界の活用した対応、さらには両者の連携による新たな付加価値の創出を促進し、イノベーションの創出を推進すること 【対象事業】 ①産学連携プロジェクト活動推進事業 ②産学連携推進事業 ③産学連携専門人材活用推進事業 ④産学連携促進事業 ⑤産学連携人材研修事業	助成・補助 人材派遣・技術支援	【助成率】 知的財産戦略的活用支援 事業化支援 知的財産権利化支援 産学官等交流支援	【助成率】 (1)調査設計費・2/3以内 (2)工事費・2/3以内 (3)研究開発設備費・2/3以内 【上限額】 20億円以内	【事業内容】 (1)産学連携強化や一体化・統合等個々の事情に応じた組織間の連携強化や一体化・統合等個々の事情に応じた体制の再構築を促進すること (2)大学等における基礎研究のシーズ及び企業における研究開発戦略やニーズを把握し、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくこと (3)産学等の公的研究機関における研究成果の産業界の活用した対応、さらには両者の連携による新たな付加価値の創出を促進し、イノベーションの創出を推進すること 【対象事業】 ①産学連携プロジェクト活動推進事業 ②産学連携推進事業 ③産学連携専門人材活用推進事業 ④産学連携促進事業 ⑤産学連携人材研修事業	【応募者の資格】 (1)日本において登記された法人であること 2.産学連携に関する十分な実績を有すること 3.産学連携を促進するために必要となる十分な人的・物的・制度的な体制を有すること 4.産学連携を促進するために必要となる十分な人的・物的・制度的な体制を有すること 5.産学連携を促進するために必要となる十分な人的・物的・制度的な体制を有すること
経済産業省	二酸化炭素固定化・有効利用技術開発補助金(分子ゲート機能CO2分離の技術研究開発)	二酸化炭素固定化・有効利用技術の開発・実用化に向けた研究開発の促進を目的とし、CO2/H2分離技術の向上や分離膜モジュールの大型化に取り組むための事業について補助事業者を募集する。	助成・補助	研究開発支援	【補助率】定額 【上限額】1億6000万円	【募集対象となる事業内容】 今回募集する事業では、CO2Sの分離回収の低コストを実現させるため、高分子膜による高効率なCO2分離技術の開発を加速化することを目的としている。IGCC等の実証試験が立ち上がりつつある時期において、美帆S実証機に着手できるよう、平成22年度中に美帆S実証機モジュールの取組完了を目指す。具体的には、膜素材の開発・改良、複合膜開発、美帆S実証機モジュールの開発等を実施する。 なお、本技術開発については、平成18年度より(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)が実施する二酸化炭素固定化・有効利用技術研究開発補助金(分子ゲート機能CO2分離膜の技術研究開発)において膜素材の開発、膜モジュールの取組を促進しているため、効果的な研究開発の推進のため、本事業者と連携を図りつつ、必要研究開発を行うものとする。	【補助対象事業者の要件】 次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要 ①日本において登記されている法人であること ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発目録及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること ③当該事業を円滑に遂行するための十分な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること ④経済産業省が研究開発当事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること ⑤基礎技術開発から情報提供等を受けうる連携体制を構築し、既存の補助事業の成果等を有効活用できる事業体制を有していること。
経済産業省	二酸化炭素固定化・有効利用技術開発補助金(分子ゲート機能CO2分離)	温室効果ガスの削減と経済成長を両立させる革新的技術に結びつくような基礎技術の確立を目指す。技術開発マップの(CO2固定化・有効利用分野)に沿って、当該基礎技術の確立のための研究開発を行う事業について補助事業者を募集する。	助成・補助	研究開発支援	【補助率】定額 【上限額】1億6000万円	【募集対象となる事業内容】 今回事業では、地球温暖化問題の解決に向けて、中長期的な観点から可能性の高い技術分野における技術開発マップの取組を行うとともに、当該技術開発マップにおいて議論されている技術の削減ポテンシャルとコストの両面から有効性が高い技術について、技術シーズの発掘から実現可能性評価まで幅広く実施する (1)CO2固定化・有効利用分野における技術開発マップの見直し (2)CO2固定化・有効利用分野技術開発マップに基づく基礎技術開発の実施	【補助対象事業者の要件】 次の①～④の要件をいずれも満たすことが必要。 ①日本において登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発目録及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。 ④経済産業省が研究開発当事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

支援機関	施策名	事業概要	交付金額等	方・方法	研究事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省	二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業費補助金(二酸化炭素貯留隔離技術研究開発)	地球温暖化問題は、持続可能な社会発展を妨げるために避けて通れない世界的に重要な課題となっている。二酸化炭素回収・貯留(CCS)は温室効果ガスの大気中への排出削減効果が高く、地球温暖化対策の重要な選択肢の一つとして国内外で期待されている。日本においても、CCSに係る技術開発を促進し、実用化に向けた環境整備を推進することし、二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業費補助金(二酸化炭素貯留隔離技術研究開発)では、二酸化炭素貯留隔離における貯留性能評価、安全性評価(CO2移動解析及びモニタリング手法開発)を行うとともに、CCS推進基盤の確立を行うこととし、本事業に係る補助事業者を募集する。	【補助費】定額 【上限額】5億6000万円	助成・補助	調査研究支援	【補助費】定額 【上限額】2億円	【研究開発テーマ】 【募集対象】 (財)地球環境技術研究機構が実施する「二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業費補助金(二酸化炭素固定化・有効利用技術等)」(平成12～20年度)及び「二酸化炭素貯留隔離技術研究開発(二酸化炭素貯留隔離技術等)」「二酸化炭素貯留隔離技術等対策事業費補助金(二酸化炭素貯留隔離技術等)」「二酸化炭素貯留隔離技術等対策事業費補助金(二酸化炭素貯留隔離技術等)」(平成14～20年度)において、本事業に関連する研究開発が行われていることから、これらの研究成果を踏まえた事業として、必要なら研究開発を行う。 ①貯留CO2移動解析とモニタリング技術の開発 ②圧入後の長期モニタリング技術の開発 ③CO2貯留性能評価手法の開発 ④CCS推進基盤の確立	【補助対象事業者の要件】 次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要。 ①日本に登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。 ④当該事業が研究開発を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。 ⑤既補助事業において得た知見を踏まえて、既存の補助事業の成果等を有効活用できる事業体制を有していること。
経済産業省	二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業費補助金(地球環境国際研究推進事業(地球温暖化と持続可能な発展に向けた国際的対応戦略の研究))	地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その解決は、国内での取組のみならず、諸外国の先進的技術研究開発との連携や、国際的な取組を必要とする。本事業では、持続可能な発展を目的とした経済社会の今後、定量的に評価し、持続可能な世界の温室効果ガス排出シナリオを提示するための事業について補助事業者を募集する。	【補助費】定額 【上限額】1億円	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	【補助費】定額 【上限額】1億円	【補助対象事業者の要件】 ①日本に登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発自らの達成及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。 ④当該事業が研究開発を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。 ⑤シナリオ作成に当たっては、国際的な社会、経済、財政等の政策に係る知見を有していること。	【補助対象事業者の要件】 ①日本に登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発自らの達成及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。 ④当該事業が研究開発を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。 ⑤シナリオ作成に当たっては、国際的な社会、経済、財政等の政策に係る知見を有していること。
経済産業省	二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業費補助金(地球環境国際研究推進事業)	地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その解決は、国内での取組のみならず、諸外国の先進的技術研究開発との連携や、国際的な取組を必要とする。本事業では、持続可能な発展を目的とした経済社会の今後、定量的に評価し、持続可能な世界の温室効果ガス排出シナリオを提示するための事業について補助事業者を募集する。	【補助費】定額 【上限額】1億円	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	【補助費】定額 【上限額】1億円	【補助対象事業者の要件】 ①日本に登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発自らの達成及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。 ④当該事業が研究開発を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。 ⑤シナリオ作成に当たっては、国際的な社会、経済、財政等の政策に係る知見を有していること。	【補助対象事業者の要件】 ①日本に登記されている法人であること。 ②当該技術または関連技術に関する十分な知見を有し、かつ、研究開発自らの達成及び研究開発計画の遂行等に必要となる組織、人員を有していること。 ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。 ④当該事業が研究開発を推進するうえで必要とする措置を、適切に実行できる体制を有していること。 ⑤シナリオ作成に当たっては、国際的な社会、経済、財政等の政策に係る知見を有していること。
経済産業省	地産力連携拠点事業(経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業)	地域において、優秀な支援者を「産科コーディネーター」として選定し、中小企業支援機関等に「地産力連携拠点」として選定(そのうち100か所程度を事業承継支援センターとしても位置づける)し、中小企業が直面する課題に対してきめ細かな支援を行う。応援コーディネーターは、他の中小企業支援機関等とのつながりを活かして、悩みを抱える中小企業や新しき課題の把握や課題解決に向けた戦略的助言を支援する。さらに、地産力連携拠点においては、経営力向上や新事業展開、事業承継等様々な課題に応じた、その具体的な解決を支援するため、窓口相談や巡回相談を行う。自ら推進し、専門家の派遣、ビジネスマッチング等を行うほか、国や地方自治体の施策等も活用して支援を行う。 【支援課題】 1.経営力向上支援 2.創業、事業再生及び再チャレンジ支援 3.事業承継支援	【(作当)の委託事業費】 ・概ね2000万円(上限4000万円)	助成・補助	企業育成支援 事業化支援 知的財産戦略的活用支援	【(作当)の委託事業費】 ・概ね2000万円(上限4000万円)	【(公募対象)】 (1)本委託事業の実施地域内に設置されている機関であること。 (2)以下のいずれかに該当する機関であること。 商工芸、都道府県商工労働組合、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関(知法に限る)、特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人、一般財団法人(特定広域中小企業を支援する一般社団法人、一般財団法人(特定広域中小企業を含む)等)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学等、農業協同組合等、特定非営利活動法人、民間企業、ただし、「事業承継支援センター」となる資格があるのは、商工芸、都道府県商工労働組合、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、及び特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人(一般財団法人(特定広域中小企業を支援する一般社団法人)を含む)に限る。 (3)特定の業種に属する中小企業だけを支援対象としないこと。 (4)中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。	【(公募対象)】 (1)本委託事業の実施地域内に設置されている機関であること。 (2)以下のいずれかに該当する機関であること。 商工芸、都道府県商工労働組合、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関(知法に限る)、特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人、一般財団法人(特定広域中小企業を支援する一般社団法人、一般財団法人(特定広域中小企業を含む)等)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学等、農業協同組合等、特定非営利活動法人、民間企業、ただし、「事業承継支援センター」となる資格があるのは、商工芸、都道府県商工労働組合、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、及び特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人(一般財団法人(特定広域中小企業を支援する一般社団法人)を含む)に限る。 (3)特定の業種に属する中小企業だけを支援対象としないこと。 (4)中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。

経済産業省	支援機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省	中小企業庁	新連携対策補助金(事業・市場化支援事業、連携・市場化支援事業、連携・市場化支援事業)	中小企業が事業分野を異にする事業者(中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等)と有機的に連携し、その経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新市場開拓、製品、サービス等の高付加価値化を目指す取り組み(「新連携」)に対して、補助金を交付する。 【事業対象】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業新事業活動促進法に基づき(異分野連携新事業分野開拓計画)の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な支援。 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。	助成・補助 事業化支援 産学官等交流支援	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【件当たりの補助限度額】 1. 事業化・市場化支援事業: 2,500万円以内 2. 技術開発を伴う事業化・市場化: 3,000万円以内 3. 連携体構築支援事業: 500万円以内	【事業要件】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 連携体構築支援事業 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【交付の対象】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づき(農工商等連携事業計画)の認定を受けた第2条第1項に規定する中小企業者 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【対象事業】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【対象事業】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。	【補助対象となる要件】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 連携体構築支援事業 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【事業要件】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 連携体構築支援事業 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【交付の対象】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。
経済産業省	中小企業庁	農工商等連携対策支援事業	中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 【対象事業】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【対象事業】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。	助成・補助	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【件当たりの補助限度額】 1. 事業化・市場化支援事業: 2,500万円以内 2. 技術開発を伴う事業化・市場化: 3,000万円以内 3. 連携体構築支援事業: 500万円以内 4. 支援機関型: 500万円以内	【補助対象】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【対象事業】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。	【補助対象となる要件】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 連携体構築支援事業 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【事業要件】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 連携体構築支援事業 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。 【交付の対象】 1. 事業化・市場化支援事業 2. 中小企業と農林漁業者との有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新サービスの開発・生産・提供・需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助 3. 連携体構築支援事業 4. 専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具現化を図るため、自己の優れた経営資源(技術、マーケティング、商品化等)を持ち寄り、他者(企業、組合、研究機関、NPO等)と連携体を構築する取り組みを支援。
経済産業省	中小企業庁	新事業活動促進支援補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援事業)	地域の優れた資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新サービスの開発(試作、研究開発、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費について補助 我が国製造業者の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目的に、中小企業のものづくり基盤技術(製造、販売、切削、めっき等)の高度化に資する革新的かつWIP(ワークインプロセス)の研究開発等を促進することを目的として、中小企業等の研究開発に対して助成する。	助成・補助	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助限度額】 認定計画1件当たり3000万円(下限は100万円)	【補助対象者】 中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号、以下「中小企業地域資源活用促進法」という。)第6条第1項に基づき(地域産業資源活用事業計画)以下「認定計画」という。)の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者 【応募者の要件】 (1)事業管理者、総括研究代表者、副総括研究代表者等によって構成される共同体を基本とする。なお、共同体の構成員は、法第4条第1項に基づき認定を受けた「申請者」と共同申請者(以下「認定事業者」という。)及び協力者を含む必要がある。 (2)共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要。 (3)研究実施者は、民間企業、川下製造業者(特定ものづくり基盤技術の主たる技術として利用する中小企業者と取引をすることを目的とする製造業者)以下(以下「認定事業者」という。)、大学等の研究機関を含むことが出来る。 (4)提出する研究開発の資金計画は、「中小企業要件」として、「委託対象となる計画全体」で次の要件を満たす必要がある。 <事業管理者が中小企業者の場合> 「中小企業者以外が受け取る再委託額」と「中小企業者以外のみが使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「1/3以下」であること。 <事業管理者が中小企業者以外の場合> 「中小企業者以外が受け取る再委託額」と「中小企業者が使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「2/3以上」であること。	
経済産業省	中小企業庁	新事業活動促進支援補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援事業)	地域の優れた資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新サービスの開発(試作、研究開発、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費について補助 我が国製造業者の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目的に、中小企業のものづくり基盤技術(製造、販売、切削、めっき等)の高度化に資する革新的かつWIP(ワークインプロセス)の研究開発等を促進することを目的として、中小企業等の研究開発に対して助成する。	助成・補助	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助限度額】 認定計画1件当たり3000万円(下限は100万円)	【補助対象者】 中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号、以下「中小企業地域資源活用促進法」という。)第6条第1項に基づき(地域産業資源活用事業計画)以下「認定計画」という。)の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者 【応募者の要件】 (1)事業管理者、総括研究代表者、副総括研究代表者等によって構成される共同体を基本とする。なお、共同体の構成員は、法第4条第1項に基づき認定を受けた「申請者」と共同申請者(以下「認定事業者」という。)及び協力者を含む必要がある。 (2)共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要。 (3)研究実施者は、民間企業、川下製造業者(特定ものづくり基盤技術の主たる技術として利用する中小企業者と取引をすることを目的とする製造業者)以下(以下「認定事業者」という。)、大学等の研究機関を含むことが出来る。 (4)提出する研究開発の資金計画は、「中小企業要件」として、「委託対象となる計画全体」で次の要件を満たす必要がある。 <事業管理者が中小企業者の場合> 「中小企業者以外が受け取る再委託額」と「中小企業者以外のみが使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「1/3以下」であること。 <事業管理者が中小企業者以外の場合> 「中小企業者以外が受け取る再委託額」と「中小企業者が使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「2/3以上」であること。	

経済産業省	中小企業庁	支機機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	地球資源活用新事業展開 支援事業費補助金(地域資 源活用除開補助等支援事 業)	地域に特色のある産業資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱 工業品の生産に係る技術、観光資源等)を活用した商品又 は役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調 査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含 む)、展示会等の開催又は展覧会出展等の顧客獲得に係る 事業に要する経費の一部について補助する。	助成・補助	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 (補助額の上限は100万円)	【支援対象】 補助対象者は次のいずれかに該当するかは該当する者 ・企業組合及び協業組合 ・事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合 会 ・農協協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人 ・商工組合及び商工組合連合会 上記に該当する者又は中小企業基本法第2条に規定する 中小企業者を主とする4者以上のグループであつて、連 帯規約、事務処理体制、経営体制又は当該グループの存 続性等から判断して、中小企業庁長官又は経済産業局長 が実施主体として適当と認めたもの、など	【支援対象】 下記の要件を満たし、本事業を包括的に実施することが出 来る企業、団体 ・金属製鋼関連技術、金属回収リサイクル関連技術(二つ の研究開発等の実績を有し、横断的、多岐にわたる研究 開発を実施するための専門的な知識やノウハウを有するこ と。 ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基礎を有し、 かつ、法令遵守や経営その他の事務について適切な管理 体制及び処理能力を備えていること。 ・資源エネルギー庁が研究開発等事業を推進するうえで必 要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 ・当該業務から得られた研究開発成果の活用を図る計画 及びその進捗について十分な能力を有していること。 ・本事業の実施に当たり、再委託事業者、共同研究者等の 間で情報交換、意見交換を行い効果的・効果的な研究を 推進する体制を有していること。
経済産業省	資源エネルギー庁	研究開発支援	希土類金属等回収技術研 究開発事業	製造工程等で発生するレアアースを含む不純物等技術的・ 経済的に抽出が困難なレアアース含有物について、希土金 属を再利用するための技術開発の取組に対して助成	助成・補助	【(件当たりの助成費) 予算額14,999万円以内(平成20年 度)	【研究テーマ】 ①使用済みレアアース研削粉の再利用技術 ②その他レアアース含有物からのレアアース等の再利用技 術	【研究対象】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当 しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指 令停止等措置要領(平成15・01・29令第1号)別表第二 各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこ と。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省 との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措 置を適切に遂行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金事業を円滑に遂行するために必要な経営基 礎、技術基礎を有し、且つ、資金等について十分な管理能 力を有していること。
経済産業省	資源エネルギー庁	研究開発支援	石油精製等高度化技術開 発費補助金(革新的次世代 石油精製等技術開発事業 のうちオイルサント油・超重 質油等精製分解技術開発 事業)及び基礎技術研究事 業)	我が国の石油の安定供給を図る上で、供給源多様化の取組 が重要となっており、カナダのオイルサントに代表される超重 質原油等の非在来型石油資源の利用可能性を高めること は、供給源の多様化に役立ち、エネルギーセキュリティの観 点から重要である。以下、本事業について、研究開発を 実施し、実用化を 目指すため、補助事業者を公募する。 (1)オイルサント油・超重質油等精製分解技術開発事業 (2)基礎技術研究事業	助成・補助	【予算規模】 総額で10億7,027万円を上限 【補助率】 オイルサント油・超重質油等精製分 解技術開発事業は、補助対象経費 の2/3を補助する。また、基礎技術 研究事業については、補助対象経 費の定額を補助	【事業内容】 (1)オイルサント油・超重質油等精製分解技術開発事業 原油重質化に対応した重質油高度分解・有用化技術の開 発として、我が国の製油所における主要な重質油処理装置 である重油直接脱硫装置(直脱)、残渣流動接触分解装置 (RFCC、Resid Fluid Catalytic Cracking)及び流動接触分解 装置(FCC)等の機能を段階的に向上させるとともに分解生 成物を有用化する技術を開発する。また、超重質油・オイル サント油等の非在来型石油資源を精製し、世界一級しい 我が国の品質規格に適合するガソリン、灯油、軽油を製造 する技術、及び石油化学原料に転換する技術を開発する。 (2)基礎技術研究事業 次世代の革新的な新規製造プロセス技術等を創製するた め、基礎的な研究開発を実施する。	【応募資格】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当 しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指 令停止等措置要領(平成15・01・29令第1号)別表第二 各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこ と。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省 との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措 置を適切に遂行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金事業を円滑に遂行するために必要な経営基 礎、技術基礎を有し、且つ、資金等について十分な管理能 力を有していること。
経済産業省	資源エネルギー庁	研究開発支援	石油環境基礎整備事業費 補助金(潤滑油環境対策事 業を除く)	以下の事業について、環境安全に対応した石油精製・利用 技術開発や石油精製環境対策を促進するため、国 内外における関連情報を収集するとともに、今後の環境安全 対策の在り方や方向性について検討を行う。また、収集した 情報の幅広い活用を図るため、一元的に管理・提供するため の体制整備を行うための補助事業者を公募する。 【対象事業】 (1)環境対応型石油潤滑油調査事業 (2)次世代大気環境改善効果分析事業 (3)石油潤滑油技術情報センター整備事業 (4)石油産業安全基礎整備事業	助成・補助	【予算規模】 総額で13億7,576万6,000円を上限 【補助率】 補助対象経費の定額を補助	【事業内容】 (1)環境対応型石油潤滑油調査事業 環境安全対策および次世代自動車・燃料技術による石油 精製の環境改善を推進するため、国内外における関連情報 を収集するとともに、我が国の石油精製業が直面している 又は将来直面するであろう環境等に関する課題を分析調査 し、その現状を把握するとともに、今後の在り方や方向性 について検討を行う。 (2)次世代大気環境改善効果分析事業 自動車排出ガスが大気環境に与える影響を高精度に予測 する大気モデルを活用・発せ、健康影響が懸念されてい る微小粒子(2.5µm以下の大気中の粒子)や公道における 二酸化窒素の問題及び次世代の自動車・燃料技術を進め えた大気環境推計の精度向上に取り組み。 (3)石油潤滑油技術情報センター整備事業 石油エネルギーの高効率利用等、環境負荷低減に資する 石油技術に関する国内外の工業所有権、研究情報等の一 元的な収集・管理・普及を推進するとともに、海外長期出張 員派遣事業を行う。 (4)石油産業安全基礎整備事業 石油産業の共通課題を共有化して安全基礎を整備し、保安 活動を支援することにより、事故を未然に防止する。	【応募資格】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当 しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指 令停止等措置要領(平成15・01・29令第1号)別表第二 各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこ と。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省 との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措 置を適切に遂行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金事業を円滑に遂行するために必要な経営基 礎、技術基礎を有し、且つ、資金等について十分な管理能 力を有していること。

支展機関	事業概要	方子三分割	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
実施名	事業概要	方子三分割	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省 資源エネルギー庁	石油精製等高度化技術開発補助金(革新的次世代石油精製等技術開発事業のうち重質油対応型高過酷度流動接触分解技術開発事業)	研究開発支援 調査研究支援	【予算規模】 総額で30億9,173万円を上限とする 【補助率】 補助対象経費の2/3	【事業内容】 (1)重質油対応型高過酷度流動接触分解技術開発事業 重質油を高温・短時間で選択的に分解し、高オクタン価ガソリン、軽油や石油化学原料を得る画期的な新種分餾プロセス(重質油対応型高過酷度流動接触分解(HS-FCC, High Severity Fluid Catalytic Cracking))を商業装置の設計・運転が可能な技術として確立する。	【応募資格】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29委課第1号)別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措置を適切に実行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金を円滑に実行するために必要な経営基盤、技術基盤を有し、且つ、資金等について十分な管理能力を有していること。
経済産業省 資源エネルギー庁	将来型燃料高効率化技術開発補助金	助成・補助	【予算規模】 総額で5億1,000万円を上限とする。 【補助率】 将来型燃料高効率化技術開発について、補助対象経費の2/3を補助する。また、基礎要素研究については、補助対象経費の定額を補助する。	【事業内容】 (1)短炭素燃料量産型利用技術開発 a)炭油所において、パイプから蒸気発生高純度水素製造を可能とする新たな技術の確立。b)炭油所水素の貯蔵移送媒体である有機ハイドライドから高純度の水素を効率的に取り出すための水素回収技術の確立。c)ガソリンスタンドを拠点とする高純度水素製造技術開発における低コスト化、高効率化を目指して、脱炭素、水素製造輸送(改質輸送)および配分輸送技術等の要素技術の開発を行う。 (2)基礎要素研究 石油からの水素製造技術は、いずれもその要素技術において、理化学的・プロセス的・経済的課題があり、当該要素技術の進展、価格高騰による普及がネックとなる可能性があるため、真実価を大幅に削減または用いない次世代型水素製造技術開発について国内外最先端技術を調査し実行可能性を調査する。	【応募資格】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29委課第1号)別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措置を適切に実行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金を円滑に実行するために必要な経営基盤、技術基盤を有し、且つ、資金等について十分な管理能力を有していること。
経済産業省 資源エネルギー庁	石油燃料次世代環境対策技術開発補助金	助成・補助	【予算規模】 総額で9億525万円を上限とする。 【補助率】 (1)次世代石油燃料改善研究開発事業:補助対象経費の2/3 (2)先端技術基盤研究開発事業:補助対象経費の定額を補助	【事業内容】 (1)次世代石油燃料改善研究開発事業 a)自動車燃料としてバイオマス燃料について品質確保法の規定以上の混合利用が可能なような技術開発及び、自動車燃料として各種合成燃料や非在来型石油成分が高濃度で有効に活用できる利用技術の確立。b)今後登場してくる様々な新燃料の活用が可能となる石油燃焼機器の耐久性および燃焼効率の向上を促進する技術開発。c)ガソリンエンジンに対し、2012年以降導入が見込まれる排出ガス規制への対応を図るとともに、LCOを有効利用の観点からLCO高含有燃料の利用拡大を図るため、燃焼性の悪化、PMの増加、脱排炭素の劣化を解決する高効率なエンジン制御技術および後処理技術を開発する。 (2)先端技術基盤研究開発事業 将来の有望技術の一つとして排出ガス低減と燃費向上の両立が可能な新しいエンジン燃焼技術の研究がエンジン技術、燃料技術の両面から進められており、この燃焼は燃料品質が大きく影響することから、この燃焼方式に適合する燃料品質の調査、および基礎となる反応モデルに基づく燃焼着火性に関する検討を行う。	【応募資格】 ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ②経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29委課第1号)別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 ③法人格を有し、本事業に関する補助金交付を経済産業省との間で直接実施できる民間事業者、団体であること。 ④経済産業省が当該補助金を交付する上で必要とする措置を適切に実行する体制を持っていること。 ⑤当該補助金を円滑に実行するために必要な経営基盤、技術基盤を有し、且つ、資金等について十分な管理能力を有していること。
経済産業省 資源エネルギー庁	革新的実用原子力技術開発補助事業「原子力の基礎技術分野強化プログラム」	人材育成	【件当たりの技術開発費】 年間2000万円程度	【事業内容】 (1)核燃料サイクルの安全性と経済性の向上に寄与することができ革新的な基礎技術及び実用化に関する基礎技術に係る技術開発の補助を通じて基礎技術分野の研究活動の活性化及び若手研究者の育成を目的としており、大きく以下の6つの分野を対象に、技術開発を補助する。 【対象事業】 (1)核燃料化学、燃料化学、非破壊検査など (2)材料強度(破壊制御、破壊事故解析など) (3)腐食・物性(腐食機構、電気化学、水化学など) (4)溶接(溶接接合、溶接力学など) (5)熱・流体・振動(流体力学、熱流動研究など) (6)放射線安全(保健物理、核医学、放射線計測など)	【応募対象者】 ・日本の大学(大学院を含む。)及び高等専門学校とする。学者が単独の応募は応募対象者とはみなさないため、必ず大学院等に所属する必要がある。 【応募対象者の要件】 ①補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。 ②補助事業における補助金の交付は、原則年度末までに実施する確定検査後の清算払いとなることから、補助事業を的確に遂行するために必要な経費を有すること。 ③補助事業に際しては、自己負担分の調理に限り、充分な財政的基礎を有すること。 ④技術開発の成果の普及促進を行うことについての確かな管理体制及び処理能力を有すること。 ⑤技術開発の成果の普及促進を行うことができる能力を有すること。この場合における補助事業者が共同して補助事業を実施する場合は、一以上の補助事業者が当該事業を牽引すること。 ⑥二以上の補助事業者が共同して補助事業を牽引しようとする場合は、他補助事業者及びその経費の分担区分が明確であること。

経済産業省 支展機関	実施名	事業概要	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省 資源エネルギー庁	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	地域に賦存するバイオマス等のエネルギー利用促進事業について、事業化に際して必要なデータの収集・分析等を行うFS事業に対して補助する。また、バイオマス等の活用に向けた重要であることから、公募、審査、補助金交付等を各経済産業局にて行う。バイオマス・エコポイント総合戦略における「バイオマスタウン構想」に基づき行われるバイオマスタウン構想、それ以外事業のFS事業の応募枠を「バイオマスタウン構想」、それ以外事業の応募枠を「一般枠」とする。	【補助率等】 補助率：定額（但し、概ね1,000万円を上限とする） 【助成率】 15割9600万円 【助成率】 1/2以内	【対象事業】 一般枠：バイオマスタウン構想共通 バイオマス等未活用エネルギー事業の実施に際して必要なデータの収集・分析・分岐エネルギー利用システムに関する調査事業が対象。単なる資源の賦存調査やエネルギー転換・利用設備の性能調査を行うだけの事業は対象とならない。 【対象者】 （1）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象 （2）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象	【支援対象】 （1）一般枠 自らがバイオマス等のエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している民間企業、公共団体、地方公共団体が、バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象 （2）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象
経済産業省 資源エネルギー庁	使用済み燃料再処理事業 高度化補助金	再処理施設で用いられるガラス面化技術について、より多くの白金族元素を含む高レベル廃液等を溶融可能な新しいタイプのガラスを開発するとともに、これらに対応可能な新しいガラス溶融炉を次期再処理工場の運転試験も反饋し開発することにより、我が国の使用済み燃料再処理技術の高度化を図ることとする。	【予算額】 15億9600万円 【助成率】 1/2以内	【対象とする事業内容】 （1）高レベル廃液の溶融を阻害せず、より多くの高レベル廃液を取り込むことと可能な新しいガラス素材の開発 （2）上記（1）の新しいガラス素材に対応しているガラス溶融炉に必要な各種要素技術の開発 （3）より多くの白金族元素を含む高レベル廃液に対応し、白金族元素の炉内堆積抑制及び抜き出し性能を向上させた溶融炉底部技術の開発 ※上記（1）～（3）を反映した実規模の新型ガラス溶融炉開発（4）上記（1）～（3）を反映した再処理工場の運転試験の反映も行う。さらに、これらの開発を効果的かつ計画的に推進するために必要な運営管理に関する事務も対象とする。	【支援対象】 本事業を包括的かつ継続的に実施することができる国内の民間企業等（日本の法人格を有する民間企業、研究機関等） 【対象者の要件】 ・補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。 ・補助事業を的確に遂行するために必要な経営のうち、自己負担分の調達に關し、十分な財政基礎を有すること。 ・補助事業に係る管理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有すること。 ・補助事業の成果を有用化するための十分な能力を有していること。 ・補助事業の進捗に当たり、再委託事業者等の間の情報交換・意見交換を行い、効果的・効果的に事業を推進する体制を有していること。
経済産業省 資源エネルギー庁	エネルギー使用合理化先進的技術開発補助金（低品位鉱石・難処理鉱石に対応した革新的製錬プロセス技術の研究開発）	非鉄金属製錬原料のほぼ全量を生海外から鉱石（精鉱）として輸入している我が国としては、我が国が保有する高度な製錬技術を積極的に活かすことにより、これら今後、流通量が増加する低品位鉱石や難処理鉱石を積極的に確保すること、原料調達において他国に対して競争力を有すること、また、鉱物資源の安定供給確保の重要なポイントである。また、低品位鉱石を扱うことで、エネルギー消費単位の大幅な低減が予測され、大幅に増大するエネルギー消費を抑える必要がある。これら鉱石の処理に必要となる省エネルギー型の製錬プロセスの研究開発の取組を支援する。	【事業規模】 平成21年度予算額：9,800万円	【事業内容】 （1）難処理鉱石等の選鉱・製錬前処理等による効率化処理技術の開発 （2）低品位の精鉱から有用金属を回収する製錬技術の開発 （3）不要な元素等不純物を分離・安定化する技術の開発	【支援対象】 下記要件を満たし、本事業を包括的に実施することができる者が応募できる。補助金交付を希望する事業者は、次の要件が備わっている必要があること。 ・金属製錬関連技術、金属回収・リサイクル関連技術についての研究開発等の実績を有し、横断的、多岐にわたる研究開発を実施するための専門的な知見やノウハウを有すること。 ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基礎を有し、かつ、法令遵守や経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を備えていること。 ・資源エネルギー庁が研究開発等事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 ・当該業務から得られた研究開発成果の有用化を図ること。及びその実現について十分な能力を有していること。 ・本事業の実施に当たり、再委託事業者、共同研究者等の間の情報交換・意見交換を行い、効果的・効果的な研究を推進する体制を有していること。
文部科学省 経済産業省	産学官連携拠点の公募	地域の競争力強化や新産業創出を目標とし、産学官連携による特種的・発展的イノベーションを創出する仕組みの構築を図る取組を支援するため、文部科学省と経済産業省は共同で産学官連携拠点「J」について公募を行う。 本事業は、以下の2種類の産学官連携拠点を選定し、それらに文部科学省及び経済産業省等の各種の施策を有機的に組み合わせることで総合的に実施することにより、人材育成・基礎研究から実用化・事業化までの活動を産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図るための取組を支援する。 （1）「地域の中核産学官連携拠点」 地域の特色や強みを活かし、地域産業の競争力強化や新産業創出による産業構造改革などを旨として産学官連携活動が行われる拠点 （2）「グローバル産学官連携拠点」 世界トップクラスの真と発展的研究者・研究インフラの集積や国際的に優れた研究開発ポテンシャルを有し、地域の特色や強みを活かしつつ、多様な分野や融合領域において産学官連携活動が行われる拠点	【補助率等】 補助率：定額（但し、概ね1,000万円を上限とする） 【助成率】 1/2以内	【対象事業】 一般枠：バイオマスタウン構想共通 バイオマス等未活用エネルギー事業の実施に際して必要なデータの収集・分析・分岐エネルギー利用システムに関する調査事業が対象。単なる資源の賦存調査やエネルギー転換・利用設備の性能調査を行うだけの事業は対象とならない。 【対象者】 （1）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象 （2）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象	
産学官連携拠点の公募	産学官連携拠点の公募	地域の競争力強化や新産業創出を目標とし、産学官連携による特種的・発展的イノベーションを創出する仕組みの構築を図る取組を支援するため、文部科学省と経済産業省は共同で産学官連携拠点「J」について公募を行う。 本事業は、以下の2種類の産学官連携拠点を選定し、それらに文部科学省及び経済産業省等の各種の施策を有機的に組み合わせることで総合的に実施することにより、人材育成・基礎研究から実用化・事業化までの活動を産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図るための取組を支援する。 （1）「地域の中核産学官連携拠点」 地域の特色や強みを活かし、地域産業の競争力強化や新産業創出による産業構造改革などを旨として産学官連携活動が行われる拠点 （2）「グローバル産学官連携拠点」 世界トップクラスの真と発展的研究者・研究インフラの集積や国際的に優れた研究開発ポテンシャルを有し、地域の特色や強みを活かしつつ、多様な分野や融合領域において産学官連携活動が行われる拠点	【事業規模】 平成21年度予算額：9,800万円	【対象事業】 一般枠：バイオマスタウン構想共通 バイオマス等未活用エネルギー事業の実施に際して必要なデータの収集・分析・分岐エネルギー利用システムに関する調査事業が対象。単なる資源の賦存調査やエネルギー転換・利用設備の性能調査を行うだけの事業は対象とならない。 【対象者】 （1）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象 （2）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象	
産学官連携拠点の公募	産学官連携拠点の公募	地域の競争力強化や新産業創出を目標とし、産学官連携による特種的・発展的イノベーションを創出する仕組みの構築を図る取組を支援するため、文部科学省と経済産業省は共同で産学官連携拠点「J」について公募を行う。 本事業は、以下の2種類の産学官連携拠点を選定し、それらに文部科学省及び経済産業省等の各種の施策を有機的に組み合わせることで総合的に実施することにより、人材育成・基礎研究から実用化・事業化までの活動を産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図るための取組を支援する。 （1）「地域の中核産学官連携拠点」 地域の特色や強みを活かし、地域産業の競争力強化や新産業創出による産業構造改革などを旨として産学官連携活動が行われる拠点 （2）「グローバル産学官連携拠点」 世界トップクラスの真と発展的研究者・研究インフラの集積や国際的に優れた研究開発ポテンシャルを有し、地域の特色や強みを活かしつつ、多様な分野や融合領域において産学官連携活動が行われる拠点	【事業規模】 平成21年度予算額：9,800万円	【対象事業】 一般枠：バイオマスタウン構想共通 バイオマス等未活用エネルギー事業の実施に際して必要なデータの収集・分析・分岐エネルギー利用システムに関する調査事業が対象。単なる資源の賦存調査やエネルギー転換・利用設備の性能調査を行うだけの事業は対象とならない。 【対象者】 （1）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象 （2）バイオマスタウン構想を公表済み、もしくは未公表だが現在策定・申請中である市町村及び東京都特別区（以下市町村等という。）であって、かつ自らがバイオマスのエネルギー利用に係る事業化を将来的に展開している市町村等が対象	

支援機関	施策名	事業概要	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
支援機関 独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	実施プログラム 精進し研究支援推進プログラム	事業概要 先端的な医療を有用化、産業化し、国民への迅速な提供に繋げるため、精進し研究のより一層の加速を目的として、文部科学省、経済産業省、科学技術振興機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構が連携し、大学、研究機関等でシーズを進める段階から企業が主導して事業化を進める段階まで、切れ目のない広範な支援の提供と、臨床研究機関の拠点化の促進や機能的な連携を通じた我が国の臨床研究基盤の強化につなげるべく、共同で行うことを予定している研究課題を公募し、助成する。	交付金額等 【委託額の上限】 ①精進し研究支援推進プログラム(プログラム実施機関: 文部科学省) ・スーパー特区: 年間7000万円程度 /課題 ②スーパー特区以外: 拠点活用研究 A. 年間7000万円程度/課題、拠点 活用研究B. 年間2000万円程度/課題 ③基礎研究から臨床研究への精進し促進技術開発 ④基礎研究から臨床研究への精進し促進技術開発/課題 ⑤基礎研究から臨床研究への精進し促進技術開発/課題 ⑥レギュラトリーサイエンス支援の ための実証研究: 年間2億円程度/ 課題	【研究課題】 ①精進し研究支援推進プログラム(プログラム実施機関: 文部科学省) ・スーパー特区: 大学、研究機関に所属する、スーパー特区研究代表者、研究分担者、研究協力者に限定。参画機関に文科省の精進し研究支援推進プログラム(プログラム実施機関)に所属する者に限る。 ・スーパー特区以外: 大学、研究機関に所属する者に限る。 文科省の精進し研究支援推進プログラム(プログラム実施機関)に所属する者を含むことが必須。 ②基礎研究から臨床研究への精進し促進技術開発/課題 ③スーパー特区研究代表者、研究分担者、研究協力者(所属機関は不問)に限定。共同提案者に企業に所属する者を含むことが必須(提案代表者が企業に所属する者である場合を除く)。国内の研究機関又は大学、大学共同利用機関法人(企業にあつては国内に法人格を有するもののみ)。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要 ・共同提案による事業実施も可能。ただし、各事業規模は、交付決定額が300万円以上とする。
経済産業省 (各地域の 経済産業 局)	広域的な新事業支援推進プログラム 重点強化事業 (広域的な新事業支援推進採等 事業費補助金)	【助成対象事業】 ①ネットワーク形成事業 ②新事業創出支援事業 ③連携促進事業 ④販路開拓支援事業 ⑤情報提供事業	【1件当たり交付金額】 補助率: 10分の10以内 事業規模(補助金の交付決定額): 300万円以上	【対象事業】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術、人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査や、新たな事業創出を支援する事業。 ③連携促進事業 産学官や実業種の交流を促進することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ④販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓に ついて支援する事業。 ⑤情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各 ネットワークによる相談窓口開設や企業等への派遣を行う事 業。その他、ネットワーク構成企業に対する情報等の提供、 セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要 1. 当該事業を確実に遂行できる実施事業者であること(以下に 掲げるものを全て満たすこと) ① 中部経済産業局と相互の情報共有を行い、プロジェクト の方向性を共有し、中部経済産業局と調整の上、事業 を企画、遂行する体制を有していること。 ② プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が 次々と創出する顕著力のある中堅・中小企業等の人的ネット ワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③ ②のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理してい ること。 ④ 新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定 期的に報告する体制を有していること。など 2. 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理 体制及び処理能力を有すること。 3. 補助事業を円滑に遂行するに足る組織、人員、能力等を 有していること。 4. 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有 していること。
経済産業省 中部経済産業局	東海ものづくり創生プロジェクト 及び東海ハイオモものづく り創生プロジェクトに係る産 業クラスター計画補助事業 の公募	【助成対象事業】 ①ネットワーク形成事業 ②新事業創出支援事業 ③ネットワーク自立化支援事業 ④連携促進事業 ⑤販路開拓支援事業 ⑥情報提供事業	【助成率】 10/10以内 【助成額】 事業規模(補助金の交付決定額) は推進機関が500万円以上、拠点 組織が300万円以上	【対象事業】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネット ワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術、人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査 や、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化に向けて行う事業。(注)拠点組織は 補助対象外。 ④連携促進事業 産学官や実業種の交流を促進することで、ネットワークの 強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓に ついて支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各 ネットワークによる相談窓口開設や企業等への派遣を行う事 業。その他、ネットワーク構成企業に対する情報等の提供、 セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有してい ること。また、 1. 当該事業を確実に遂行できる実施事業者であること(以下 に掲げるものを全て満たすこと) ① 中部経済産業局と相互の情報共有を行い、プロジェクト の方向性を共有し、中部経済産業局と調整の上、事業 を企画、遂行する体制を有していること。 ② プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が 次々と創出する顕著力のある中堅・中小企業等の人的ネット ワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③ ②のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理してい ること。 ④ 新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定 期的に報告する体制を有していること。など 2. 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理 体制及び処理能力を有すること。 3. 補助事業を円滑に遂行するに足る組織、人員、能力等を 有していること。 4. 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有 していること。

経済産業省 支授機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省 四国経済産業局	産業クラスター計画補助事業にかかるとの公募	「産業クラスター計画」のプロジェクトとして推進している四国テックプロジェクトにおいて、その個別プロジェクト計画の範囲に合致し、これまでの活動を通じて構築されてきたネットワークの更なる深化・拡充に資する事業に対して補助を行う。 【助成対象事業】 ① ネットワーク形成事業 ② 新事業創出支援事業 ③ ネットワーク自立化支援事業 ④ 連携促進事業 ⑤ 販路開拓支援事業 ⑥ 情報提供事業	支援事業 産学官等交流支援	【助成率】 10/10以内 【助成額】 事業規模(補助金の交付決定額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ① ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ② 新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ ネットワークの自立化支援事業 産学官や関連種類の交流を促進することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ④ 連携促進事業 ネットワーク構成企業が関係した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑤ 販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に対する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【支援対象】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要。 ※事業を実施する事業者の所在地が四国テックプロジェクトの対象地域内(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)にあること
経済産業省 九州経済産業局	産業クラスター計画補助事業にかかるとの公募	平成21年度の産業クラスター計画プロジェクト(①九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ、②九州シリコン・クラスター計画、③九州地域バイオクラスター計画)を履修するに当たり、個別プロジェクト計画の趣旨に合致し、これまでの活動を通じて構築されてきたネットワークを更に拡充・活性化させる事業を実施する全九州の支援組織(推進組織及び拠点組織)を公募する。 【助成対象事業】 ① ネットワーク形成事業 ② 新事業創出支援事業 ③ ネットワーク自立化支援事業 ④ 連携促進事業 ⑤ 販路開拓支援事業 ⑥ 情報提供事業	助成・補助	【補助率】 10/10以内 【件当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付決定額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要。 ①九州経済産業局と相互の連携共有を行い、個別プロジェクトとしての方向性を共有し、九州経済産業局と調整の上、事業を企画・実行する体制を有していること。 ②個別プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出される競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③②のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する事業者の所在地が個別プロジェクトの対象地域内(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)にあること。又は、所在地が対象地域外の場合であっても、実際に事業を実施する支店、支所、事業所等が個別プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類すべて管理できる機能を有していること。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要。 ①九州経済産業局と相互の連携共有を行い、「北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」としての方向性を共有し、北海道経済産業局と調整の上、事業を企画・実行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出される競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③②のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する事業者の所在地が「北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」の対象地域内(北海道)にあること。又は、所在地が対象地域外の場合であっても、実際に事業を実施する支店、支所、事業所等が北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」の対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類すべて管理できる機能を有していること。
経済産業省 北海道経済産業局	産業クラスター計画補助事業に係る公募	「産業クラスター計画」のプロジェクトとして推進している「北海道地域産業クラスター計画(「北海道ITイノベーション戦略」、「北海道ハイオ産業成長戦略」)において、その個別プロジェクト計画の趣旨に合致し、これまでの活動を通じて構築されてきたネットワークの更なる深化・拡充に資する事業に対して補助を行う。 【助成対象事業】 ① ネットワーク形成事業 ② 新事業創出支援事業 ③ ネットワーク自立化支援事業 ④ 連携促進事業 ⑤ 販路開拓支援事業 ⑥ 情報提供事業	助成・補助	【補助率】 10/10以内 【件当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付決定額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ① ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ② 新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ ネットワークの自立化支援事業 産学官や関連種類の交流を促進することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ④ 連携促進事業 ネットワーク構成企業が関係した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑤ 販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に対する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要。 ①北海道経済産業局と相互の連携共有を行い、「北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」としての方向性を共有し、北海道経済産業局と調整の上、事業を企画・実行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出される競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③②のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する事業者の所在地が「北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」の対象地域内(北海道)にあること。又は、所在地が対象地域外の場合であっても、実際に事業を実施する支店、支所、事業所等が北海道ITイノベーション戦略」及び「北海道ハイオ産業成長戦略」の対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類すべて管理できる機能を有していること。

支援機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
経済産業省 東北経済産業局	産業クラスター計画補助事業(広域的新事業支援連携等事業費補助金)	産業クラスター計画のプロジェクトとして推進している、TOHOKUもつくりにくい、これまでの活動を通過して構築されてきたネットワークの更なる深化・拡充に資する事業に対して補助を行う。 【助成対象事業】 ①ネットワーク形成事業 ②新事業創出支援事業 ③ネットワーク自立化支援事業 ④連携促進事業 ⑤販路開拓支援事業 ⑥情報提供事業	【補助率】 10/10以内 【作当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付対象額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化支援事業 ④連携促進事業 産学官や異業種の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に對する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①東北経済産業局と相互の情報共有を行い、TOHOKUもつくりにくい、これまでの活動を通過して構築されてきたネットワークの更なる深化・拡充に資する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地がTOHOKUのつくりにくい、その他の地域にあること。又は、所在地がコアの対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等がTOHOKUのつくりにくい、その他の地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。
経済産業省 中国経済産業局	産業クラスター計画補助事業に係る公募	産業クラスター計画のプロジェクトとして推進している、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトにおいて、これまでの活動を通過して構築されてきたネットワークの更なる深化・拡充に資する事業に対して補助を行う。 【助成対象事業】 ①ネットワーク形成事業 ②新事業創出支援事業 ③ネットワーク自立化支援事業 ④連携促進事業 ⑤販路開拓支援事業 ⑥情報提供事業	【補助率】 10/10以内 【作当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付対象額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化支援事業 ④連携促進事業 産学官や異業種の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に對する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること。を目的とし、応募された研究課題は、事前評価委員会において、専門的・学術的観点、行政的観点、等からの総合的な評価を踏まえて採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金を交付する	【補助率】 10/10以内 【作当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付対象額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化支援事業 ④連携促進事業 産学官や異業種の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に對する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。
厚生労働省 財団法人テクノエイド協会	福祉用具研究開発助成事業	高齢者、障害者の自立の促進と介護者の負担の軽減に資するため、独立行政法人福祉医療機構から交付金を受け、「福祉用具の研究開発等を行う者」に対して助成を行う 【募集の対象となる研究開発】 1. 用具の研究開発 [在宅または施設において、日常生活、社会参加等を支援する用具の実用化研究開発] ア. 新技術・新材料を利用した研究開発 イ. 既存製品(外国製品を含む。)の改良研究開発 ウ. 既存技術・既存材料を応用した新システム製品の研究開発 エ. 生産工程を合理化するための技術開発 2. 用具に関する調査研究 [実用上有用な用具の研究開発につながる調査研究]	【補助率】 10/10以内 【作当たりの交付額】 事業規模(補助金の交付対象額)は推進機関が500万円以上、拠点組織が300万円以上	【事業内容】 ①ネットワーク形成事業 産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために行う事業。 ②新事業創出支援事業 技術・人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査と、新たな事業創出を支援する事業。 ③ネットワーク自立化支援事業 ネットワークの自立化支援事業 ④連携促進事業 産学官や異業種の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。 ⑤販路開拓支援事業 ネットワーク構成企業が開発した新商品等の販路の開拓について支援する事業。 ⑥情報提供事業 ネットワーク構成企業が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、ネットワーク構成企業に對する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。	【応募資格】 実施事業者は、法人格を有していること。また、 ①中国経済産業局と相互の情報共有を行い、次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトとしての方向性を共有しつつ、中国経済産業局と調整のと、事業を互面・遂行する体制を有していること。 ②プロジェクトの対象地域や対象分野において、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。 ③2のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。 ④新事業創出に係る「事業化支援案件」を随時把握し、定期的に報告する体制を有していること。 ⑤事業を実施する者の所在地が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの地域内(自取県、豊田県、岡田県、及び山口県)にあること。又は、所在地が対地域外の場合であっても、重層に事業を実施する支店、支社、事業所等が次世代中核産業形成プロジェクト及び循環・環境型社会形成プロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。

支機	実施名	事業概要	支援手法	力ネリ分額	交付金額等	応募要件(制約事項、事業要件等)	応募申請者要件
国土交通省	建設技術研究開発助成制度	建設技術研究開発助成は、建設分野の技術革新を促進して、国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一環の推進等に資する技術研究開発に関する提案を研究者から広く公募する競争的資金制度である。優遇的な奨励金(予費)の範囲内において、補助金(建設技術研究開発助成費)を交付する。 ①基礎・応用研究開発公募(概ね10年後の実用化を想定) ②実用化研究開発公募(概ね5年後の実用化を想定) ③政策課題解決型技術開発公募(概ね2～3年後の実用化を想定)	助成・補助	研究開発支援	【1件当たりの交付額】 1.基礎・応用研究開発 Aタイプ総額500万円まで、Bタイプ総額2000万円まで 2.実用化研究開発 総額2000万円まで 3.政策課題解決型技術開発 総額3500万円まで	【公募の内容】 ①基礎・応用研究開発公募 建設以外の分野を含めた広範な学際領域との連携を積極的に進め、将来(概ね10年後)の実用化を想定し、実社会での波及効果の高い研究開発課題に対する公募。 ②実用化研究開発公募 地域のニーズ等に応じた実用化に近い(概ね5年後)の実用化を想定し、技術研究開発のテーマに対して、地域の産官連携により、他地域へ連携等により研究開発を推進する課題に対する公募。研究開発実施体制としては地域の産官連携により、他地域への応用性のあるものとする。 ③政策課題解決型技術開発公募 (概ね2～3年後の実用化を想定)成長を社会に還元させることを目的とした政策課題解決型(トップダウン型)の公募。技術開発に関する研究の内容が我が国の直面する国土交通分野に係る課題の解決に資する、実用的な意義が大きいものであり、イノベーションを創出することが想定される研究または技術開発を強力に推進する。	【申請者及び共同研究者の資格】 以下のいずれかに該当する者 (1)学校教育法に基づく大学又は同附属試験研究機関に所属する研究者 (2)研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人又は当該法人に所属する研究者 (3)その他国土交通省が適当と認める法人又は当該法人に所属する研究者 (4)上掲に該当する研究者2人以上が同一の研究開発を共同で行う場合は、当該研究開発の代表者が申請者となる ・基礎・応用研究開発 Aタイプは、平成21年4月1日時点で40歳未満(昭和44年4月2日以降に生まれたもの)であることと、または常勤職(任期付き任用含む)に就いて研究経歴が5年以上の研究者 ・基礎・応用研究開発 Bタイプは、平成21年4月1日時点で40歳未満(昭和44年4月2日以降に生まれたもの)であることと、または常勤職(任期付き任用含む)に就いて研究経歴が5年以上の研究者
国土交通省	道路政策の質の向上に資する技術研究開発	産・学・官の連携を強化し、「学」の知恵、「産」の技術を幅広い範囲で融合することにより、道路政策の質の向上に資する技術研究開発の提案を、研究者の方々から広く募集する。募集する研究は、道路分野における基礎的な実業技術から、総合的な応用技術までの幅広い技術研究開発を対象に、研究開発費を助成する。 【公募タイプ】 (1)タイプ1 政策実現型・現在の道路行政の重点課題の解決に資する研究 (2)タイプ2 技術ブレークスルー型：技術的課題の画期的な解決を目指す研究 (3)タイプ3 新政策領域創造型：政策構造的な視点から道路行政の新たな政策領域を提案する研究	助成・補助	研究開発支援	【年間限度額】 (1)政策実現型：2000万円 (2)技術ブレークスルー型：5000万円 (3)新政策領域創造型：1000万円	【応募資格】 下記に該当する研究機関等に所属する研究者とする。 ・国立試験研究機関等の国立機関 ・大学等の教育機関(付属研究機関を含む) ・地方公共団体、国土交通省設置法第4条第28号の業務等を定める政令(平成12年政令第297号)第2条に規定する公共団体及び日本下水道事業団等の公共団体 ・民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人 ・新道路技術協議会委託研究を実施することが適当であることと認められた学会及び業界を代表する協会 ・公共事業を行う第三セクターの協会の委託研究を実施すること ・その他、特に新道路技術協議会が委託研究を実施することが適当であると認められた法人または個人 ・上記の要件を満たす複数の研究者からなる共同研究開発	
国土交通省	運輸分野における基礎的研究推進制度	運輸分野(国土交通省の政策分野)を対象として、独立行政法人、企業等の研究機関に所属する研究者から強制的な革新的な研究プロジェクトの研究開発を公募 【募集対象とする研究分野】 (1)災害被害の軽減・事故の防止等に資する技術分野 (2)環境と共生する交通を目的とした技術分野 (3)地域交通の活性化や少子高齢化、過疎化等に対応したモビリティの確保等に関する技術分野 (4)活力ある経済社会の実現に資する技術分野 (5)ICT、新技術・新材料の活用等による運輸の高度化等に資する技術分野	助成・補助	研究開発支援	【1件当たりの交付金額】 1.課題当たりの交付金額 6500万円程度	【応募資格】 次の要件を全て満たしていることが必要 ①日本国内の法人、認可法人及び民間の法人であること、運輸技術に関する研究を自ら実施する能力を有する機関に所属していること。当該機関は、研究費の管理に相応しい仕組み、不正行為の発生防止及び発生に対応した体制等を備えていること。 ②応募する研究内容が適切に実施する能力を有すること。また、日本国による面接審査に対応できる程度の語学力を有していること。 ③研究期間を通じて研究全体の遂行に責務を負い、研究に専念できる者であること。 ④応募する研究課題で、国又は独立行政法人による他の競争的研究資金制度(科学研究補助金等、各府省が所管する制度・事業も含む。以下、「他の制度」といふ。)による助成を受けていないこと。	
国土交通省	高度船舶技術実用化助成制度	内航海運の効率化、環境負荷低減等に資する高度船舶技術の普及を促進するため、高度船舶技術を用いた船舶、船舶用機器及び船舶用品の実用化設計費及び初期故障対応費を助成 【募集テーマ】 低減、内航海運の効率化に資する新技術	助成・補助	事業化支援	【実用化設計費】及び「初期故障対応費」について、交付決定額を上限として全額を助成	【募集対象】 申請者は、次に掲げる要件を全て満足している必要がある(1)内航船舶の船舶製造事業者又は船舶用機器、船舶用品製造事業者であること。 (2)助成対象技術を用いた船舶等の製造、保守及び修理を適確に遂行するに足る能力を有すること。	

支援機関	施策名	事業概要	支助・補助	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
国土交通省 社団法人住宅性能評価表示協会	住宅・建築関連先端技術開発助成事業	環境問題等の緊急に対応すべき政策課題であり、先導的技術の導入による対応を必要とするものについて、当該課題に係る先進的技術の開発を共同で行う者を公募し、公募によって優れた技術開発の課題を応募した者に対して、予算の範囲内において、国が当該技術開発に要する費用の一部を補助する。 【技術開発募集テーマ】 (1)住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発 (2)住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発 (3)住宅等の安全性の向上に資する技術開発	助成・補助	【補助率】 技術開発に要する費用の1/2以内 【補助限度額】 国費18億円/年・件、3年以内	【公募対象分野】 (1)住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発 (2)住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発 (3)住宅等の安全性の向上に資する技術開発 (4)技術開発に優れた人材・部品、施工方法の開発 (5)住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発 (6)住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発 (7)住宅等の安全性の向上に資する技術開発 (8)技術開発に優れた人材・部品、施工方法の開発 (9)住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発 (10)住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発 (11)住宅等の安全性の向上に資する技術開発 (12)技術開発に優れた人材・部品、施工方法の開発	【応募者の要件】 (1)本補助金の交付を受けて、共同して技術開発を行う者とする。応募者の構成は、二以上の複数の構成員を有し、応募者の構成員は、二以上であることとし、単独で応募し、国及び地方公共団体は、応募者の構成員となることはできない。 (2)応募者は、次のすべてに該当する必要がある。 ①技術開発を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 ②技術開発の進捗に際して必要となる費用のうち、自己負担分の調達に際して十分な経理的基礎を有すること。 ③技術開発に際して他の事務その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。 ④技術開発終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
文部科学省	産学連携による実践型人材育成事業 一ものづくり技術者育成一	地域や産業界と連携した実験・実習と講義を有機的に組み合わせることで、産学連携による実践型人材育成事業の一ものづくり技術者育成一	助成・補助	【事業規模】 ①文字等としてのデザインの下に、学長又は校長等を中心とするマネジメント体制の下で、プロフェッショナル育成の中核となるものづくり教育を運営する。②地域や産業界と連携した実験・実習と講義を有機的に組み合わせることで、産学連携による実践型人材育成事業の一ものづくり技術者育成一	【申請対象(申請者等)】 ①申請件数については、申請する大学等が単独で実施するプロジェクト(単独プロジェクト)及び申請する大学等が他の大学等と共同で実施するプロジェクト(共同プロジェクト)のそれぞれ1件までとする。 ②本事業の申請者は、プロジェクトの取組代表者(学部長、学長等)が所属する大学等の学長等が文部科学大臣宛に行うこととする。	【申請対象分野】 (1)産学連携による実践型人材育成事業 (2)産学連携による実践型人材育成事業 (3)産学連携による実践型人材育成事業 (4)産学連携による実践型人材育成事業 (5)産学連携による実践型人材育成事業 (6)産学連携による実践型人材育成事業 (7)産学連携による実践型人材育成事業 (8)産学連携による実践型人材育成事業 (9)産学連携による実践型人材育成事業 (10)産学連携による実践型人材育成事業 (11)産学連携による実践型人材育成事業 (12)産学連携による実践型人材育成事業
文部科学省	知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)	地域産業の競争力強化や新産業創出等を目指す産学官連携活動等が行われ、地域において、地域の自立化を促進しつつ、国際的に強み・特徴のある研究ポテンシャルや技術的コアとなるシーズを活かし、グローバルな展開を図ることにより、国際競争力を持った地域クラスターの育成を推進することとする。 各地域は、クラスター形成に向けた長期的視点に立った地域構想を明確にするにとともに、本事業により産学官連携による研究開発から成果の実用化までの一体的推進、地方公共団体や関係府省の関連施策等も活用した地域における取組、国内外の地域との連携関係の構築など、国際競争力のある地域クラスターの育成に向けた以下の活動を戦略的に展開し、当該取組に対して支援(助成)する。 【事業のメニュー】 ①産学官の連携による研究開発等の実施 ②地方公共団体や関係府省の関連施策等の活用	助成・補助	【件当たりの交付金額】 本委託に關する実施予算は、原則として、1年度あたり3～8億円程度とする。	【事業のメニュー】 ①産学官の連携による研究開発等の実施 ②地方公共団体や関係府省の関連施策等の活用 ③その他 ④国際競争力強化のためのシンポジウム等の開催、科学技術コア・イノベーションによるマッチング活動、人材育成など、地域クラスターへの育成に向けた各種取組を実施する。 ⑤クラスタの国際競争力を高めるため、国内外を問わず、戦略的に地域との連携関係を構築するための取組を実施する。	【支援対象】 企画提案者は都道府県又は政令指定都市に限定する。 但し、委託契約は提案者が指定した中核機関と締結する。 【提案者の要件】 提案できる数は、各都道府県及び各政令指定都市につき1件とする。政令指定都市以外の市町村は、都道府県や政令指定都市との共同提案も可能とする。また、行政区域を越えた複数の都道府県及び政令指定都市間での共同提案も可能とする。
文部科学省	原子力基礎戦略研究イニシアティブ	本事業は、我が国における原子力研究の裾野をひろげ、効率的・効果的に基礎的・基礎的研究の充実を図るため、政策競争的環境の下に研究を推進することを目的とした競争的資金であり、次の3つのプログラムを設定し、原子力に關する基礎的・基礎的研究を推進する。 【公募する研究プログラム】 (1)戦略的原子力共同研究プログラム (2)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム (3)若手原子力研究プログラム	助成・補助	【課題当たりの助成額】 (1)年間15000～3000万円程度 (2)年間40000万円程度 (3)年間500～10000万円程度	【公募対象】 (1)戦略的原子力共同研究プログラム (2)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム (3)若手原子力研究プログラム (4)戦略的原子力共同研究プログラム (5)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム (6)若手原子力研究プログラム (7)戦略的原子力共同研究プログラム (8)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム (9)若手原子力研究プログラム (10)戦略的原子力共同研究プログラム (11)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム (12)若手原子力研究プログラム	【公募対象】 (1)戦略的原子力共同研究プログラム、大学、大学共同利 用機関法人、国立独立試験研究機関、独立行政法人、民間企 業等 (2)研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム、ホット施設を 有する大学、大学共同利用機関法人、国立独立試験研究機 関、独立行政法人、民間企業等(但し、連携機関について は、ホット施設を有する必要はない) (3)若手原子力研究プログラム、大学、大学共同利用機関 法人、国立独立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等に おいて、原子力の基礎的・基礎的研究を行う40歳以下の研 究者

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	力加三ノ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
文部科学省	人文科学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業	<p>本事業では、大学に蓄積された人的・物的資源を活用し、国公立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等、研究体制や研究基盤を強化するために、人文科学及び社会科学分野における以下の研究分野において、共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大することを目的に、助成する。</p> <p>【公募対象となる共同研究拠点の研究分野】 平成21年度は、21世紀COEプログラム等の事業による貴重学術資料、データベース等の蓄積、共同研究、共同利用の実績等を踏まえ、 (1)人文科学分野(科学研究費補助金の「系・分野・分科」細目表の「人文科学」に該当するもの) (2)その他人文学及び社会科学に関連する分野</p>	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	<p>【共同研究拠点当り(経費)年間7000万円程度</p> <p>【(助成額)におけるハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり2万円程度(1)ハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり2万円程度(2)ハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり3千万円程度の支援</p>	<p>【公募の対象】 国公立大学における以下のような組織であって、私立大学等に中心拠点を置いて共同研究・共同利用を推進するもの。 (1)大学附属の研究所、研究施設(センター)等(学則又はこれに準ずるもの)によりその設置が規定されているもの。 (2)上記(1)を組み合わせたネットワーク型 ※ネットワーク型の場合は、他大学等との組み合わせも可能とする</p>	<p>【公募の対象】 ・ハイオベンチャー創出環境の整備 ・国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立大学、公立学校及び私立学校(学校教育法が設置する大学に限る。))である大学、大学共同利用機関及び国公立大学高等専門学校(国立高等専門学校機構を含む。) ・知財ポートフォリオ形成モデルの構築 ・知財ポートフォリオ形成モデルの構築については、国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立大学、公立学校及び私立学校(学校教育法が設置する大学に限る。))である大学、大学共同利用機関、国公立大学等専門学校(国立高等専門学校機構を含む。))及び研究開発法人。</p>
文部科学省	産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)	<p>【事業概要】 1.大学等におけるハイオベンチャー創出環境の整備 ハイオベンチャーを創出する大学等に列して、知的財産戦略、事業戦略等からみた研究シーズの身極めやビジネスモデルの構築に必要な人件費、業務費等を支援。 2.大学等と研究開発法人による知財ポートフォリオ形成 大学等に列して、研究開発法人とともに取り組む知財ポートフォリオの形成や知財ポートフォリオの形成を中心とした知的財産戦略のマネジメントに必要な人件費、業務費等を支援。</p>	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	<p>【(助成額)におけるハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり2万円程度(1)ハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり2万円程度(2)ハイオベンチャー創出環境の整備:単年度あたり3千万円程度の支援</p>	<p>【公募の対象】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>	<p>【(公募の対象)】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>
文部科学省	海洋資源の利用促進に向けた基礎ツール開発プログラム	<p>海洋資源の利用促進などの探査技術(センサー等)の開発を奨励する競争的資金制度「海洋資源の利用促進に向けた基礎ツール開発プログラム」の申請課題の公募を行う。</p> <p>【平成21年度の公募課題】 (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査 (C)海底熱水鉱床の成因論等を考慮した新たな探査手法に関する研究</p>	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	<p>【(助成額)】 (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化(間接経費を含む) (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査(間接経費を含む)</p>	<p>【(公募の対象)】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>	<p>【(公募の対象)】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>
文部科学省	都市エリア産学官連携促進事業(一般型・発展型)	<p>(一般型) 地域の主体性のもと、大学等の「知恵」を活用して新技術・シーズを生み出し、自律的かつ継続的な産学官連携基盤を構築することにより、新規事業の創出、研究開発型の地域産業の育成を図ることを目的とする。</p> <p>(発展型) これまでの産学官連携促進に係る取組(都市エリア事業(一般型)もしくは同等程度の取組)により、特に優れた成果をあげ、かつ、今後の発展が見込まれる地域において、これまでの成果を活かした産学官連携活動を展開することにより、持続的な新事業の創出等を目的とする。</p>	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	<p>【(交付金額)】 ・地域が、国委託費の1/2以上に相当する事業を3年度実施 ・国委託費は、原則、1年度あたり2億円程度とし、3年度総額で3億円程度 ・事業計画に応じて各年度の予算(総費)を調整。 ・地域が、国委託費と同額またはそれ以上に相当する事業を3年度実施 ・国委託費は、原則、1年度あたり2億円程度とし、事業実施期間に亘り3年度総額で6億円又は5年度総額で10億円程度</p>	<p>【(公募の対象)】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>	<p>【(公募の対象)】 単一の機関に所属する研究者、技術者等(以下、「研究者等」という。))又は研究者等のグループもしくは複数の研究機関に所属する研究者等(以下、「研究者等」という。)) (A)海底下構造・物性の探査手法の高度化 (B)海底熱水鉱床の形成・移動しなごらの音波(地震波)探査・接地型電磁探査</p>

支助機関	実施名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
支助機関 独立行政法人科学技術振興機構	e-サイエンス実現のためのシステム統合・連携ソフトウェアの研究開発	2011年度までに、様々なコンピュータ等との間に、アプリケーションプログラムを書き換えることなく円滑な移行が可能とするシステムソフトウェア及びデータ共有や計算資源の効率的活用を可能とするクラウドソフトウェアを開発し、普及を図ることを目標とし、以下の研究課題の提案に対して助成する。 【研究開発課題】 ①高生産・高性能計算環境構築のためのシステムソフトウェアの研究開発 ②計算資源等の効率的な利用を実現するためのグリッドソフトウェアの研究開発	助成・補助	【総額(初年度実施予定額)】 約3億4,000万円	【事業要件】 大学等が有する研究ポテンシャルの活用を促し、他大学との共同研究体制及び産業界との連携体制を構築し、4年以内の期間で実施する研究開発課題の提案を募集 【必要要件】 研究テーマの提案にあたっては、各分野において以下の要件を全て満たすことが望ましい。 ア) 大学、専攻等専門学域及び大学共同利用機関法人イ) 公募の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業 ② 機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令「第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 イ) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 ③ 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要綱」に基づいた委託契約を締結することができる機関であること。 ④ 課題が採択された場合に、課題の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。 ⑤ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること。	【公募の対象】 ・国内の産学官の研究開発機関、組織が対象。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
支助機関 独立行政法人科学技術振興機構	ターゲット・タンパク質研究プログラム	本事業は、「タンパク質3000プロジェクト」及び「タンパク質解析基盤技術開発」で得られた成果やデータを活用しつつ、現在の技術水準では説明が極めて困難であるもの、学術研究や産業振興に欠かせない重要なタンパク質ターゲットに選定し、それらの構造・機能解析に必要な技術開発と研究に対して助成する。 【公募テーマ】 ○ 基本的な生命の解明 ○ 細胞増殖の制御(シグナル伝達、アポトーシスなどを含む) ○ 「食品・環境等の産業利用」 ○ ヒストン脱アセチル化酵素等の抗老化作用を有する機能性食品開発に重要なタンパク質の構造・機能解析	助成・補助	【予算額】 2000万円程度(間接費30%を含む)	【必要要件】 研究テーマの提案にあたっては、各分野において以下の要件を全て満たすことが望ましい。 ア) 大学、専攻等専門学域及び大学共同利用機関法人イ) 公募の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業 ② 機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令「第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 イ) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 ③ 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要綱」に基づいた委託契約を締結することができる機関であること。 ④ 課題が採択された場合に、課題の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。 ⑤ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること。	【公募の対象】 ・国内の産学官の研究開発機関、組織が対象。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
支助機関 独立行政法人科学技術振興機構	次世代IT基盤構築のための研究開発「イノベーション・創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発」	イノベーションの創出や国民生活の安全・安心を重視する中で、大学等が有するソフトウェア資産を活用し、数値シミュレーションの連携体制のもと、ものづくり分野を中心とした最先端の複雑・大規模な解析を可能とするシミュレーションソフトウェアの研究開発を行うことにより、人材育成やソフトウェアの共有を含めた我が国全体のシミュレーションソフトウェアの開発・活用、基盤的強化を図る。具体的には以下の点を目的とし、助成する。 ・産業イノベーションに資する我が国独自のシミュレーションソフトウェアを開発・普及するとともに関連分野の人材育成を促す。 ・大学等の研究機関が有するソフトウェア資産と産業界のニーズ等とのマッチングを通してソフトウェア資産の有効活用を行い、シミュレーションソフトウェアの開発に係る産学官連携体制を構築する。 ・企業を中心とする計算環境の劇的な性能向上を踏まえ、高度並列化されたソフトウェアを開発・普及する。	助成・補助	【事業経緯】 初年度は5億円を上限(間接経費を含む)	【必要要件】 研究テーマの提案にあたっては、各分野において以下の要件を全て満たすことが望ましい。 ア) 大学、専攻等専門学域及び大学共同利用機関法人イ) 公募の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業 ② 機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令「第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 イ) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 ③ 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要綱」に基づいた委託契約を締結することができる機関であること。 ④ 課題が採択された場合に、課題の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。 ⑤ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること。	【公募の対象】 ・国内の産学官の研究開発機関、組織が対象。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
支助機関 独立行政法人科学技術振興機構	原子システム研究開発事業	本事業は、「基礎研究開発分野」と「特別推進分野」の二つの分野で構成される。今回は、「基礎研究開発分野」における「革新技術創出型研究開発」及び「革新技術創出型研究開発」の募集を行い、革新技術創出型研究開発技術及びそれらの開発を支える共通基盤技術、並びに実用化に向けた貴重な成果を創出するための研究開発に対して助成する。	助成・補助	【基礎研究開発分野】 1. 革新技術創出型研究開発 作当たり総額3000万円～3億円程度 2. 革新技術創出型研究開発 作当たり総額1億5000万円～6億円程度	【必要要件】 研究テーマの提案にあたっては、各分野において以下の要件を全て満たすことが望ましい。 ア) 大学、専攻等専門学域及び大学共同利用機関法人イ) 公募の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業 ② 機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令「第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 イ) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 ③ 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要綱」に基づいた委託契約を締結することができる機関であること。 ④ 課題が採択された場合に、課題の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。 ⑤ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること。	【公募の対象】 ・国内の産学官の研究開発機関、組織が対象。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
支助機関 独立行政法人科学技術振興機構	次世代の電子顕微鏡要素技術の開発	電子顕微鏡を利用した様々な研究開発分野の強いニーズと、電子顕微鏡技術開発における産業界との競争が激しい技術領域において、シニア技術者を軸として、5年から10年後を目途とした次世代の電子顕微鏡開発に貢献するための事業技術を開発し、その実用化に向けて性能の高度化を図ることを目指し、当該研究開発に対して助成する。	助成・補助	【実施予定額】 500万円程度(平成20年度)	【必要要件】 研究テーマの提案にあたっては、各分野において以下の要件を全て満たすことが望ましい。 ア) 大学、専攻等専門学域及び大学共同利用機関法人イ) 公募の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業 ② 機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令「第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 イ) 「予算決算及び会計令」第71条の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 ③ 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要綱」に基づいた委託契約を締結することができる機関であること。 ④ 課題が採択された場合に、課題の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。 ⑤ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること。	【公募の対象】 ・企業等の機関と、大学あるいは独立行政法人等の研究機関の各機関が密接に連携して連携することにより、将来の実用化を目的とした開発を行う「産学官連携チーム」を組成すること。「産学官連携チーム」には、実際に電子顕微鏡の機器開発を担う機器メーカー等の参加が求められる。 ・申請は「産学官連携チーム」のリーダーが行うものとする。

支援助機関	実施名	事業概要	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
支援助機関 独立行政法人科学技術振興機構	脳科学研究戦略推進プログラム	【公募概要】 文部科学省では、少子高齢化を迎える我が国の持続的な発展に向けて、脳科学研究戦略的推進し成果を社会に還元することを旨として、平成20年度より本プログラムを開始している。 平成21年度においては、豊かな社会の実現に貢献する脳科学を旨として、特に社会性障害の理解・予防・治療や社会性のある発達促進に応用することを最終目標とした「社会性の行動を支える脳基盤の計測・支援技術の開発」（課題D）に ついて、研究開発重点の整備を行う課題の実施機関を選定し、事業を委託する。 また、平成20年度より開始している脳科学研究の共通の基盤となる先進的な研究の「高次元の脳機能の解明に関する研究開発」（課題C）について、追加募集課題として新たに参画機関を選定し、事業を委託する。	【課題】 拠点当りの助成額 ・社会的行動を支える脳基盤の計測・支援技術の開発 ・脳科学研究開発拠点を含む） 研究開発経費を含む） 1研究開発重点 2研究開発重点 13000万円（間接経費を含む） 1課題	【応募要件】 ○社会的行動を支える脳基盤の計測・支援技術の開発 ・代表機関は、優れた研究実績や他機関を支援する能力を有していること ・代表機関は、参画機関の共同研究開発を推進し、当該実施内容における事業の実現に関する責任を負うことと、課題A・Cの共同研究開発重点及び課題Dの個別研究開発と連携を図ること ・代表機関及び参画機関は、既に当該分野で顕著な業績を挙げていること ・代表機関及び参画機関は、事業の実施に必要な計測機器等の大型設備をあらかじめ所有していること ・動物実験を実施する機関は、そのために必要となる施設及び設備をあらかじめ所有し、本プログラム終了後も引き続き維持することができること ○「高次元の脳機能の解明」(課題C) ・当該研究課題の実施に係る責任を負うこととともに、平成20年度より実施している研究開発重点の参画機関と連携して、中核となる代表機関及び他の参画機関と連携を図ること ・既に当該分野で顕著な業績を挙げていること ・事業の実施に必要な計測機器等の大型設備をあらかじめ所有していること ・動物実験を実施する機関は、そのために必要となる施設及び設備をあらかじめ所有し、本プログラム終了後も引き続き維持することができること	【申請者の要件】 課題D及び課題Cの追加募集課題のいずれも、機関が対象として公募する。その他の申請は代表機関の長が行うものとし、申請機関(課題D)の研究開発重点の参画機関も含む)には、以下のすべての要件を満たすことが求められる。 ○公募の対象機関 ① 次のいずれかに該当する国内の機関である必要がある。 ア) 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関法人 イ) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 ② 法人格を有する民間等の研究機関、企業 ③ 申請の条件 ・機関及び機関の長が次のア)~ウ)のすべての要件を満たしている必要がある。 ア) 予算決算及び会計令(第70条)の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被検佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要となる事項に該当する者であること、 イ) 予算決算及び会計令(第71条)の規定に該当しない者であること。 ウ) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
支援助機関 独立行政法人科学技術振興機構	安全・安心科学技術プロジェクト	【公募概要】 安全・安心科学技術プロジェクトは、「安全・安心科学技術に関する研究開発の推進方策について(平成18年)」に基づき、平成18年度から文部科学省が新たに開始した提案公募の研究開発事業である。国民生活の安全、安心の確保に関する重要課題を解決するための研究開発を、産業界と連携し、国民生活の安全、安心確保へ貢献することと、安全・安心に資する科学技術推進のための視点の整備、関連研究者等のネットワークの構築を図ることを目的とし、以下の課題に対して公募する。 【対象課題】 「事故対策等」に係る研究開発」 (課題)液体燃焼物・危険物検知技術の開発	【課題】 拠点当りの費用 年間約千円程度(一般管理費を含む)	【対象機関】 大学、独立行政法人、民間、その他研究能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる国内の機関(法人格を有する者に限る。)すべてを対象とする。 産業界の場合、研究開発を結集するなど総合的推進体制を構築する場合、「責任機関」とし、課題全体に際する責任を有する機関(以下「責任機関」といふ。及び責任機関に所属し課題全体に係る責任を有する者を設置すること。また、サブチームを設け、複数の研究機関がサブチームにまたがる形で研究開発を推進する場合は、各サブチームにおいて中心となる機関を指定することとする。明確な目的意識の下で効果的かつ効率的に研究開発を推進する観点から、文部科学省と委託契約を締結して研究開発に参画する機関は、真に必要な機関に限ることとし、原則として一課題当たり最大3機関とする。	【応募対象となる機関】 次のいずれかに該当する国内の機関が対象。 (1) 大学、高等専門学校 (2) 大学共同利用機関法人 (3) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 (4) 法人格を有する民間等の研究機関、企業 (5) 法人格を有する民間の研究機関、企業
支援助機関 独立行政法人科学技術振興機構	安全・安心科学技術プロジェクト	【公募概要】 ナショナルバイオリソースプロジェクト(以下「NBRP」)では、ライフサイエンス研究の基礎基盤となるバイオリソース(動物、植物等)について収集・保存提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指した技術開発等を行うことを目的として、当該技術開発に対して助成する。	【件当たりの助成額】 500~3,000万円程度 課題	【対象機関】 大学、独立行政法人、民間、その他研究能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる国内の機関(法人格を有する者に限る。)すべてを対象とする。 産業界の場合、研究開発を結集するなど総合的推進体制を構築する場合、「責任機関」とし、課題全体に際する責任を有する機関(以下「責任機関」といふ。及び責任機関に所属し課題全体に係る責任を有する者を設置すること。また、サブチームを設け、複数の研究機関がサブチームにまたがる形で研究開発を推進する場合は、各サブチームにおいて中心となる機関を指定することとする。明確な目的意識の下で効果的かつ効率的に研究開発を推進する観点から、文部科学省と委託契約を締結して研究開発に参画する機関は、真に必要な機関に限ることとし、原則として一課題当たり最大3機関とする。	【応募対象となる機関】 次のいずれかに該当する国内の機関が対象。 (1) 大学、高等専門学校 (2) 大学共同利用機関法人 (3) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 (4) 法人格を有する民間等の研究機関、企業 (5) 法人格を有する民間の研究機関、企業
支援助機関 独立行政法人科学技術振興機構	革新的細胞解析研究プログラム(セルイノベーション)	【公募概要】 大規模、多面的なゲノム情報等の解析により細胞・生命プロセスを解明するために、革新的な解析能力を持つ高速シークエンサー等を整備した「シークエンシング」を、多様なゲノムのデータを取得し、それを解析・活用するための「ゲノム解析」を、ゲノム解析結果を解析・活用するための「ゲノム解析」を実施する。 先導研究は、次世代シーケンサーを活用したゲノム・遺伝子発現・エピゲノム解析等と、イメージング等を用いたイメージング・細胞機能解析等と、システム解析等とを統合的に実施する。革新的細胞解析研究及びシステムハイパー解析等を一括して行う研究(「課題A」)と、革新的な次世代シーケンサー利用技術の開発とそれを活用した細胞機能解析研究(「課題B」)に分かれる。	【件当たりの助成額】 500~3,000万円程度 課題	【対象機関】 大学、独立行政法人、民間、その他研究能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる国内の機関(法人格を有する者に限る。)すべてを対象とする。 産業界の場合、研究開発を結集するなど総合的推進体制を構築する場合、「責任機関」とし、課題全体に際する責任を有する機関(以下「責任機関」といふ。及び責任機関に所属し課題全体に係る責任を有する者を設置すること。また、サブチームを設け、複数の研究機関がサブチームにまたがる形で研究開発を推進する場合は、各サブチームにおいて中心となる機関を指定することとする。明確な目的意識の下で効果的かつ効率的に研究開発を推進する観点から、文部科学省と委託契約を締結して研究開発に参画する機関は、真に必要な機関に限ることとし、原則として一課題当たり最大3機関とする。	【応募対象となる機関】 次のいずれかに該当する国内の機関が対象。 (1) 大学、高等専門学校 (2) 大学共同利用機関法人 (3) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 (4) 法人格を有する民間等の研究機関、企業 (5) 法人格を有する民間の研究機関、企業
支援助機関 独立行政法人科学技術振興機構	革新的細胞解析研究プログラム(セルイノベーション)	【公募概要】 大規模、多面的なゲノム情報等の解析により細胞・生命プロセスを解明するために、革新的な解析能力を持つ高速シークエンサー等を整備した「シークエンシング」を、多様なゲノムのデータを取得し、それを解析・活用するための「ゲノム解析」を、ゲノム解析結果を解析・活用するための「ゲノム解析」を実施する。 先導研究は、次世代シーケンサーを活用したゲノム・遺伝子発現・エピゲノム解析等と、イメージング等を用いたイメージング・細胞機能解析等と、システム解析等とを統合的に実施する。革新的細胞解析研究及びシステムハイパー解析等を一括して行う研究(「課題A」)と、革新的な次世代シーケンサー利用技術の開発とそれを活用した細胞機能解析研究(「課題B」)に分かれる。	【件当たりの助成額】 500~3,000万円程度 課題	【対象機関】 大学、独立行政法人、民間、その他研究能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる国内の機関(法人格を有する者に限る。)すべてを対象とする。 産業界の場合、研究開発を結集するなど総合的推進体制を構築する場合、「責任機関」とし、課題全体に際する責任を有する機関(以下「責任機関」といふ。及び責任機関に所属し課題全体に係る責任を有する者を設置すること。また、サブチームを設け、複数の研究機関がサブチームにまたがる形で研究開発を推進する場合は、各サブチームにおいて中心となる機関を指定することとする。明確な目的意識の下で効果的かつ効率的に研究開発を推進する観点から、文部科学省と委託契約を締結して研究開発に参画する機関は、真に必要な機関に限ることとし、原則として一課題当たり最大3機関とする。	【応募対象となる機関】 次のいずれかに該当する国内の機関が対象。 (1) 大学、高等専門学校 (2) 大学共同利用機関法人 (3) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関 (4) 法人格を有する民間等の研究機関、企業 (5) 法人格を有する民間の研究機関、企業

支援助機関	実施名	事業概要	支助手法	力アトリ分類	交付金額等	応募申請要件	
支助科学者 独立行政法人科学技術振興機構	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発プログラム	環境問題は、科学技術が最も優先的に取り組むべき課題の一つであり、科学技術の粋であるナノテクノロジーを活用することで、従来無い機能を持つ新材料の開発により、環境技術にブレークスルーをもたらしつつあることが期待できる。このため、ナノテクノロジー材料分野において高い研究水準を誇る我が国が、地球環境問題を本格的に解決して持続可能な社会を構築するために、産学が連携して環境技術の基礎基盤的な研究開発を推進する拠点を公募する	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援 研究開発支援 産官等交流支援	【予算規模】 約2億円(平成21年度) 【期待金額】 1件当たりの交付金額 1育成機関当たり原則5億円～10億円/年	【対象機関(拠点を設置する機関)に於ける研究機関(ホスト機関)】 ・大学、独立行政法人、大学共同利用機関法人 【対象機関】 以下の機関を育成の対象とする。 ・大学及び大学共同利用機関 ・国立試験研究機関 ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人	
支助科学者 独立行政法人科学技術振興機構	科学技術振興調整費のうち、戦略的研究拠点育成	優れた成果や人材を生み出し、新しい時代を拓く研究開発システムを実現するため、組織の長が優れた構想とリーダーシップにより、研究機関の組織改革を進め、国際的に能力のある卓越した人材創出、研究拠点の育成を図ることを目的とし、育成機関に対して、助成する。 なお、本プログラムは、新たな研究開発システム、組織運営の改革等の抽前かつ先進的な試みで、他の研究機関に波及する効果の高い取組に対する支援を目的とするものであり、単に研究開発の推進を主な目的とするものには対象としない。	助成・補助	研究開発支援	【1件当たりの助成額】 1ヒトPS細胞等研究拠点整備事業 年間1～5億円程度 2個別研究事業 年間1,000～5,000万円程度	【応募資格】 ヒトPS細胞等研究拠点整備事業については、機関を对象とする。 また、「個別研究事業」については、研究者個人又は研究グループを対象とする(但し委託事業の契約は、研究者あるいは研究グループの代表者が所属する機関・組織と締結するものとし、研究者個人は契約の対象とならない。 ・また対象となる機関・組織とは国内の産官の研究開発機関又は大学の学部、大学院研究科、研究所等の組織とします。但し、国立試験研究機関(一般会計の機関)は含まれない。 ・また企業にあっては国内に法人格を有する者のみとする。	
支助科学者 独立行政法人科学技術振興機構	再生医療の実現化プロジェクト	ヒト幹細胞を用いた研究を通じて再生医療の実現化を目指すために、研究用ヒト幹細胞およびその他のヒト幹細胞を提供する(研究用幹細胞バンク整備領域)、幹細胞そのものに関する産業技術の開発を行う(幹細胞技術開発領域)、幹細胞の移植により難症や生活習慣病治療を目指す(幹細胞治療開発領域)の3領域を設け、実施領域を設定し、事業を委託する。ヒトPS細胞を用いた研究を強力に実施するための拠点整備事業ヒトPS細胞等研究拠点整備事業を実施する。 【事業】 1.ヒトPS細胞等研究拠点整備事業 2.個別研究事業 (1)研究用幹細胞バンク整備領域 (2)幹細胞操作技術開発領域 (3)幹細胞治療開発領域	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	【1件当たりの交付金額】 3,000万円～10億円	【対象プログラム】 1.若手研究者育成システム改革 (1-1)若手研究者の自立的研究環境整備促進 (1-2)イノベーション創出若手研究者人材養成 2.女性研究者支援システム改革 (2-1)女性研究者支援モデル育成 (2-2)女性研究者支援システム改革加速 3.地域再生人材創出拠点の形成 4.アジア・アフリカ科学技術協力戦略的推進 (4-1)戦略的連携リーダー育成拠点形成 (4-2)国際共同研究の推進	【対象機関】 大学、国立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関、その他研究能力を有する国内の機関(対象プログラムにより異なる)
支助科学者 独立行政法人科学技術振興機構	科学技術振興調整費のうち、地域再生人材創出拠点の形成	科学技術振興調整費は、総合科学技術会議の方針に沿って文部科学省が運用を行う。政策誘導等の競争的資金として活用されるものである。平成21年度の新規採択に当たっては、科学技術システム改革関連のプログラムについて、これまでの委託費による運用から補助金による運用に改善を行い、システム改革の継続性を担保することとしている。	助成・補助	研究者等育成支援	【1件当たりの交付金額】 原則として5,000万円/年(間接経費を含む)	【対象機関】 大学、大学共同利用機関又は高等専門学校が対象。 【対象対象】 大学、国立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関、その他研究能力を有する国内の機関(対象プログラムにより異なる) 【対象対象】 1.若手研究者育成システム改革 (1-1)若手研究者の自立的研究環境整備促進 (1-2)イノベーション創出若手研究者人材養成 2.女性研究者支援システム改革 (2-1)女性研究者支援モデル育成 (2-2)女性研究者支援システム改革加速 3.地域再生人材創出拠点の形成 4.アジア・アフリカ科学技術協力戦略的推進 (4-1)戦略的連携リーダー育成拠点形成 (4-2)国際共同研究の推進 【対象とする取組】 地域の自治体と連携した、科学技術を活用した地域再生のための人材の養成を目的とした取組(地域再生人材養成ユニット)として、大学等が有する個性・特色を活かした以下の2つを対象とする。 (A) 地域発の新産業創出や地域の活性化に貢献する人材の養成ユニット (B) 防災・環境・地域医療・少子・高齢化等の地域固有の社会ニーズに対応してその解決に貢献する人材の養成ユニット 【地域再生人材養成ユニットとしての要件】 以下の4点の要件をいずれも満たすこととする 1.地域の大学等と地元自治体(郡連府県又は特別区を含む市町村)が共同で人材養成に取り組み、関係団体等を通じて、地域社会や地域産業(NPO)を十分に把握した上で、テーマを設定し、カリキュラムに十分に反映させていること 2.養成された人材が地元で活躍し、当該地域の活性化に貢献する「地域密着型」の取組であること 3.養成された人材が地域再生の具体的な裏付けがあること 4.上記から3に類する取組の具体的な裏付けがあること(例:地元自治体や民間事業者等が地域再生人材養成ユニットへ職員を派遣する、育成された人材を活用する等)	

支援助機関		事業概要		力添り分額		交付金額等		応募申請要件	
支援助機関	実施名	事業概要	支援手法	支援助事業	研究開発費	研究開発費	研究開発費	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件
文部科学省 独立行政法人科学技術振興機構	次世代IT基盤構築のための研究開発「Web社会分析基盤ソフトウェアの研究開発」	Web上には莫大な量の様々な事象が反映されると同時に膨大な情報が蓄積され、貴重な文化資産が形成されており、これらにおいて非単なる経済、文化、社会生活及び経済活動等において非単なる経済活動による高度利用が多岐にわたって求められている。そこで、大学や研究機関等における科学技術・学術研究の基盤及び企業におけるマーケティング等の経済活動に資するため、Web上の情報を効率よく収集、蓄積し、高度な分析を行う技術の実現を目指す。	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
文部科学省 独立行政法人理化学研究所、独立行政法人科学技術振興機構	個人の遺伝情報に依した医療の実用化プロジェクト(第2期)に関する「疾患関連遺伝子研究」および「先端医学に関する倫理的・法的・社会的課題」に関する調査研究	以下の研究に対して、助成する。 (1)「疾患関連遺伝子研究」(疾患の発症に関与する「がん」関連疾患領域「がん」及び「メタボリック・シンドローム」関連疾患領域の2疾患領域)に関する調査研究 (2)「先端医学に関する倫理的・法的・社会的課題」に関する調査研究 ・肺がん、胃がん、大腸、直腸がん、前立腺がん、乳がん ・メタボリック・シンドローム関連疾患領域 ・高脂血症、糖尿病、脳血管、心筋梗塞(狭心症含む)、閉塞性動脈硬化症	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援	【事業経費】 (1)「疾患関連遺伝子研究」につき年間1,000万円(一般管理費を含む)程度を予定 (2)先端医学に関する倫理的・法的・社会的課題に関する調査研究:年間500万円(一般管理費を含む)を上限として予定	【事業経費】 (1)「疾患関連遺伝子研究」につき年間1,000万円(一般管理費を含む)程度を予定 (2)先端医学に関する倫理的・法的・社会的課題に関する調査研究:年間500万円(一般管理費を含む)を上限として予定	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
文部科学省 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構	「元素戦略プロジェクト」及び「希少金属代替材料開発プロジェクト」(対象領域追加分)」	【研究対象分野】 (1)文部科学省実施事業「元素戦略プロジェクト」について (2)新エネルギー・産業技術総合開発機構「希少金属代替材料開発プロジェクト」(対象領域追加分)」について	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 (1)文部科学省実施事業「元素戦略プロジェクト」:実施予定総額約10億円 【委託額】 (1)文部科学省実施事業「元素戦略プロジェクト」:2000万円~4000万円/年 (2)新エネルギー・産業技術総合開発機構「希少金属代替材料開発プロジェクト」(対象領域追加分)」:1億円/年	【年間総額】 (1)文部科学省実施事業「元素戦略プロジェクト」:実施予定総額約10億円 【委託額】 (1)文部科学省実施事業「元素戦略プロジェクト」:2000万円~4000万円/年 (2)新エネルギー・産業技術総合開発機構「希少金属代替材料開発プロジェクト」(対象領域追加分)」:1億円/年	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。
文部科学省 独立行政法人日本学術振興会	近未来の課題解決を目指す「社会科学的な社会科学研究推進事業」	【研究領域】 (1)豊かな経済活力を生む社会経済制度の設計 (2)生活の豊かさを生む新しい雇用システムの設計	助成・補助	調査研究支援	【研究課題あたりの総額】 年間1,500~2,500万円を想定	【研究課題あたりの総額】 年間1,500~2,500万円を想定	【研究開発費】 初年度は1.3億円を予定	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。	【対象機関】 国内の大学、研究機関、企業等。なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象とならない。

支助機関		実施名	事業概要	方法	支助事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(TTP)	我が国の大学院学生(博士課程、修士課程)、ポスドク、助教等の若手研究者が海外で活躍・研究する機会を、我が国の大学が、一つないし複数の海外ハートナート機関(大学、研究機関、企業等)と組織的に連携し、若手研究者が海外において一定期間教育研究活動に参加する機会を提供することを支援(補助)する。	支援手法 助成・補助 人材育成 人材派遣・技術支援	研究者等育成支援 研究開発支援	【1】(件当たり支給経費総額) 一会計年度につき、2,000万円以内(5年間で計1億円以内)	【対象研究分野】 すべての学術分野 【事業支援内容】 1.申請大学の若手研究者の海外派遣に対する支援 2.担当教員(教授、准教授、講師等)に対する支援 3.担当職員に対する支援 4.海外ハートナート機関との共同企画の運営	【申請資格】 申請が可能な機関は、国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校)の単位が設置する大学に限る(4)のいずれかの条件を満たすものとする。 (1)大学院研究科専攻(博士後期課程レベル)、複数専攻の組み合わせ (2)大学附置の研究所、研究センター等、もしくは複数の研究組織の組み合わせ (3)上記(1)と(2)の組み合わせ (4)国際交流担当部署 【申請者】 ・申請者は、大学長とする。一つの大学から複数の申請も可能な
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	科学研究費補助金	科学研究費補助金(科学研究)は、我が国の学術を推進するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究成果を挙げることとする研究助成であり、文字等の研究若しくは研究者グループが自発的に計画する多様な学術研究のうち、それらの研究分野の動向に即して、ピア・レビューにより特に重要なものを取り上げ、研究費を助成する。 (注)ピア・レビュー、専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価。	助成・補助	研究開発支援	【総額】 1932億円(平成20年度)	【文科科学者が交付を行うもの】 ・特別推進研究:国際的成果をもたらす可能性のある研究 ・特定領域研究:我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る ・新学術領域研究(研究領域提案型)研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究分野について、共同研究や研究人材の育成等の取組を進捗させる (研究領域提案型)確かな研究成果が認められることにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究、など 【日本学術振興会が交付を行うもの】 ・1人又は比較的小数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 ・挑戦的萌芽研究:独創的な発想、特に意外性のある着想に基づき若手(スタートアップ)研究者が主体的に採られたばかりの研究者が1人で行う研究 ・奨励研究:教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の若手で科学研究を行っている者が1人で行う研究 ・研究成果公開促進費:学術定期刊行物、学術図書、データベースへの助成、など	
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	グローバルCOEプログラム	我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援(補助)し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進する	助成・補助	研究者等育成支援	【1】(件当たり助成額) 5,000万円～3億円程度/年	【公募対象】 国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校)が設置する大学に限る(博士課程レベル)における以下のいずれかの大学院研究科等(博士課程レベル)が、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するものとする ①大学院研究科専攻(博士課程レベル)(区分制の場合は後期3年間を、一貫制の場合は区分別に相当する3年間とする) ②大学院研究科専攻(博士課程レベル)(区分制の場合は後期3年間を、一貫制の場合は区分別に相当する3年間とする) ③上記①と②の組み合わせ 【公募対象】 国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校)が設置する大学に限る(博士課程レベル)における以下のいずれかの大学院研究科等(博士課程レベル)が、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するものとする ①大学院研究科専攻(博士課程レベル)(区分制の場合は後期3年間を、一貫制の場合は区分別に相当する3年間とする) ②大学院研究科専攻(博士課程レベル)(区分制の場合は後期3年間を、一貫制の場合は区分別に相当する3年間とする) ③上記①と②の組み合わせ	

支農機関	施策名	事業概要	支援手法	力ア三ノ分類	交付金額等	応募要件(補助的事項、事業要件等)	応募申請要件
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、以下の実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進し、助成する。 【応募対象となる研究分野】 (1)研究領域設定型研究 (2)現場提案型研究 (3)緊急対応型調査研究	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援	【件当たりの研究費上限(間接経費含む)】 (1)研究領域設定型研究 5000万円/年 (2)現場提案型研究 3000万円/年 (3)緊急対応型調査研究 1000万円/年	【研究課題の募集を行う研究タイプ】 (1)研究領域設定型研究 あらかじめ、農林水産省が、農林水産政策の推進上、重要な性質・緊急性が高いものとして、研究領域を設定し、これに基づき提案を求めるとの (2)現場提案型研究 地域に由来する技術シーズの活用、農商工連携・食料産業クラスター形成、新需要の創出に向けた地域の取り組み、その他、地域ニーズの対応を図り、地域活性化に資するものとして提案を求めるとの (3)緊急対応型調査研究 本事業のうち、年度途中の緊急的な課題に迅速かつ的確に対応するため、当該年度内に必要な調査研究を行うもの	【応募申請者の要件】 【応募できる研究機関等】 ・産学官連携による共同研究グループ(下記セクターのうち2以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループでの応募が必須) セクター-1. 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクター-2. 大学及び大学共同利用機関 セクター-3. 独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクター-4. 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 【中核機関及び研究総括者】 ・研究課題の応募を行うおとすと共同研究グループは、研究推進の中核となる中核機関(中核機関は、法人格を有していることが前提)を選定するとともに、中核機関の研究者の中から、研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定し配置する必要がある
農林水産省	米粉利用を加速化する基盤技術の開発	米粉が小麦粉よりも割高であることに加え、どのような指標の米粉を用いられる消費者に受け入れられる加工品を製造できるのかについてはっきりしていないため、米粉の需要拡大を助ける要因となっている。本研究開発では、こうした課題を克服し米粉の利用をさらに加速化するため、プレークスルーとなる基盤的な技術の開発を推進し、得られた成果を速やかに普及させることを目的とし、以下の研究課題に対して助成する。 【公募研究課題】 (1)多収品種等の特性評価 (2)米粉の加工適正評価	助成・補助	研究開発支援	【委託研究経費限度額】 (1)1500万円 (2)5475万円	【研究課題】 (1)多収品種等の特性評価 ・多収品種及び新形質米等について、米粉の基礎的な品質・特性を評価する ・栽培における施肥量の違いが多収品種「タカナリ」の米粉の基礎的な品質特性に与える影響を評価する ・多収品種及び市場において入手可能な普及品種等の製粉特性を評価する ・米粉の加工適正評価指標を説明し、測定技術を確立すること ・精製できる胚面詰量を得るため、胚面の処理方法と精製米粉を開発し、重要な特性値については、認証標準物類又はそれに準ずる米粉の品質管理体制及び標準米粉の供給体制を構築する ・老化指標の検出や発酵プロセス等の検討により、米粉ハバに適用した加工方法を開発し、多収品種及び普及品種等に利用した米粉ハバを評価する	【資格要件】 応募することができる者は、以下の要件を満たす必要がある ①応募者は、企業・研究組合、公益法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関であること ②応募者は、平成19・20・21年度農林水産省競争参加費の「役割の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること ③本研究課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目的の達成及び研究計画の遂行に必要な研究体制、研究員の人数、設備等を有すること ④本研究課題に対する研究開発を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること ⑤知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること ⑥委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。等
農林水産省	地域内資源を循環利用するための省資源型農業確立のための研究開発	省資源化の観点から、有機資材を効率的・効果的に活用すること等により、化学肥料の使用量を削減し、コスト低減・環境負荷低減等につながる生産技術体系の確立を推進すること 【公募研究課題】 (1)省資源型農業の確立(有機肥料型)開発 (2)省資源型農業の生産技術体系の確立(有機肥料型) (3)省資源型農業の生産技術体系の確立(有機農業型)	助成・補助	研究開発支援	【委託研究経費限度額】 (1)2500万円 (2)7800万円 (3)1億500万円	【研究内容】 (1)省資源型農業確立のための有機資材とその利用技術の開発 ・家畜ふん堆肥の肥料の利用率を推進することを目的として、作物栽培に適した養分濃度やパラメータにするため、堆肥中の肥料成分を調整する技術の開発及び堆肥に含まれるリンや窒素成分の肥効説明により化学肥料を代替する効果の明確化等の研究開発を行う。 (2)省資源型農業の生産技術体系の確立(有機肥料型) ・化学肥料の施用量を低減するため、一定の精度を保持しつつ現行の診断法よりも簡易な土壌養分成分の診断法と養分管理方法、土壌中で難溶性化した土壌養分成分の有効利用技術及び局所施肥等の効率的な施肥技術の研究開発を行い、その有効性を実証する。 (3)省資源型農業の生産技術体系の確立(有機農業型) ・慣行農業から有機農業への転換を促進する観点から、育苗、作物保護、養分管理技術等を包括する有機農業技術体系を開発するとともに、経営モデル、栽培管理指針を提示した有機農業技術マニュアルを作成する。また、多様な有機農業技術を汎用化するため、民間成功事例等の科学的根拠及び成立条件の解明を行う。	【資格要件】 応募することができる者は、以下の要件を満たす必要がある ①応募者は、企業・研究組合、公益法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関であること ②応募者は、平成19・20・21年度農林水産省競争参加費の「役割の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること ③本研究課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目的の達成及び研究計画の遂行に必要な研究体制、研究員の人数、設備等を有すること ④本研究課題に対する研究開発を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること ⑤知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること ⑥委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。等

支農機関	実施名	事業概要	支援手法	力子3分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
農林水産省	生物の光応答メカニズムの 解明と高度利用技術の開発	光の波長等をコントロールできるLED(発光ダイオード)の開 発や生物の生理現象の解明手法の進展を踏まえ、植物・畜 産等の光への反応を応用した農産物の品質の安定化等に 資する新たな光利用技術を開発するため、以下の研究課題 について、助成する。 【公募研究課題】 ①野鳥等の光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ②花さの光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ③キノコの光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ④害虫の光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ⑤有用水産生物の光応答メカニズムの解明及び高度利用 技術の開発	助成・補助	研究開発支援 研究開発支援	【委託研究経費限度額】 (1)1億1,4652,000円 (2)70,175,000円 (3)25,698,000円 (4)1億50,234,000円 (5)34,594,000円	【研究内容】 ①野鳥等の光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ②花さの光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ③キノコの光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ④害虫の光応答メカニズムの解明及び高度利用技術の開 発 ⑤有用水産生物の光応答メカニズムの解明及び高度利用 技術の開発 【採集課題の要件】 本事業に採集する研究課題は、下記の①から③までに掲げ る要件をすべて満たす必要がある。 ①基礎成果は、過去に委託プロジェクト研究又は農林水産 省研究費の競争的資金等により創出されたものであること ②基礎成果について、これまで十分に普及するに至ってい ない理由及びその解決策が明確となっていること ③基礎成果の特許権等に係る使用料について、採集者と特 許権者の所有者との間で事業実施期間中は無償とする旨 の契約が締結されていること	【資格要件】 応募することができる者は、以下の要件を満たす必要があ る ①応募者は、企業、研究組合、公益法人、独立行政法人、 大学、地方公共団体等の法人資格を有する研究機関であるこ と ②応募者は、平成19・20・21年度農林水産省競争参加資 金の「役割の確保等(調査・研究)」の区分の有資格者であ ること ③本研究課題に係る技術又は関連技術についての研究開 発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画 の遂行に必要な研究体制、研究員の人数、設備等を有す ること ④本研究課題に対する研究開発を円滑に遂行するために 必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分 な管理能力を有すること ⑤知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する こと ⑥委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務 局から提示する委託契約書に同意できること。等
農林水産省	研究成果実用化促進事業	競争力ある地域農業を育成するには、地域が直面してい る技術課題に適切かつ的確に対応し得るよう、研究開発に 要する時間や費用を可能な限り最小化し、研究成果を効率 かつ効果的に創出し、創出している必要がある。このため、農業に 関する既存の研究成果のうち、農業の生産現場での実用化 に向け解決すべき課題を有しているものについて、地域の関 係機関相互の連携の下、さらに改善を加え、生産現場より 実証的に活用されるようにする研究に対して、研究費を補助 する。 【事業内容】 ・過去に実施された研究の成果のうち、実用化に向け、なお 課題を有するものに対して行う開発研究 ・上記の開発研究の成果に係る技術実証及び実用化の促進	助成・補助	研究開発支援	【事業年度の総額】 単年度の1課題あたり上限2000万 円、下限500万円 【補助率】 定額補助	【採集課題の要件】 本事業に採集する研究課題は、下記の①から③までに掲げ る要件をすべて満たす必要がある。 ①基礎成果は、過去に委託プロジェクト研究又は農林水産 省研究費の競争的資金等により創出されたものであること ②基礎成果について、これまで十分に普及するに至ってい ない理由及びその解決策が明確となっていること ③基礎成果の特許権等に係る使用料について、採集者と特 許権者の所有者との間で事業実施期間中は無償とする旨 の契約が締結されていること	【地域農業研究・普及協議会の要件】 事業実施主体である地域農業研究・普及協議会(以下「地 域協議会」という)は、次に掲げる要件をすべて満たすもの とする。地域協議会の構成員は、研究を推進する機関(以下「研 究実施機関」)が含まれることが必要であり、研究実施機関 は次の機関に限られること。 ①公設試験研究機関、②民間企業、③大学 ④都道府県の普及協議会、⑤農協、⑥農協同組合、⑦農業協同組 合連合会、⑧農業生産法人 ⑨法人をいう。 次に掲げる事項を定めた地域協議会の運営等に係る規 約等が作成されていることが必要。 ①地域協議会の構成員、代表者及び事務員、②地域協議 会を解散した場合の地位の継承者、③地域協議会の事務 処理及び会計処理の方法、④その他地域協議会の運営に 必要な事項 工、本事業の円滑な推進のため、研究上の高い見識及び事 業全体の企画調整・進行管理能力を有する事務局を地域協 議会に設置する必要がある。
農林水産省	官民連携技術研究開発事 業における研究開発課題	新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農業の構造改革 の加速化に資する基礎整備の促進、農業水利施設等の適 切な更新・保全管理、農村環境の保全・形成に配慮した基礎 整備の推進、効率的な農業の生産、スマート農業の利 用の推進等を一層促進するために、新技術の開発が強く求 められている。 このため、これら施策の推進に資する新技術開発を、官民の 密接な連携の下に進め、もって農業農村整備事業を一層効 率的に推進することを目的として、以下の研究課題に対し て、助成する。 【応募対象となる研究開発課題】 1. 意欲と能力のある経営体の育成に資する技術 2. 総合的な食料供給基盤の強化に資する技術 3. 安定的な有用水供給機能等の確保に資する技術 4. 農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成に資する 技術 5. 循環型社会の構築に資する技術 6. 自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造及び 地域資源の適切な保全管理に資する技術 7. 個性ある美しい村づくりに関する技術 8. 効率的、効果的な計画・設計・施工・管理に資する技術	助成・補助	研究開発支援	【事業実施に要する経費】 特に上限は設けない (認定する際に、予算の範囲内にお いて調整される場合有り)	【応募資格】 応募には、以下の要件を満たす必要がある。 1.セクター-Cは、2者以上で研究組織(以下、「新技術研究開 発組合」という)を設け、農業農村整備に関係する試験研究 を行っているセクター-Aとセクター-Bの者と共同研究を行うこと。 セクター-A 独立行政法人 セクター-B 大学 2. 研究開発を推進できる財政的健全性及び組織体 制を有していること 3. 研究開発の推進に係る事務管理、関係機関との相互調 整、知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有してい ること 4. 以下の要件を満たす研究総括者を有していること (7) 深い研究開発の目標と管理能力に加え、研究開発 計画の企画立案・実施・成果管理の全てについて検討・評 価を行うことができない能力を有していること (4) 長期出張により長期共同研究が実施できない場合、又は 定年等により研究組織を離れる場合のないこと	

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力子3)分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
農林水産省 独立行政法人農産・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業	<p>基礎から応用まで一体的に推進することにより、革新的な技術の開発を促進し、生産性の飛躍的向上や農林水産物の高付加価値等の生物系特定産業における諸課題の解決や、革新的な技術の開発を促進することにも、生物系特定産業の発展の可能性を広げる新たな事業の創出等のイノベーションにつなげることを目的として、下記の研究分野及び研究タイプを設定し、提案課題に対して助成する</p> <p>【研究分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物機能の解明による生産力の向上 2. 農林水産物・食品の高品質・高機能化 3. 農林水産物・食品の安全性の確保 4. 有用物質及びバイオマスの活用 5. 生物及び生態系の機能の解明及び高度利用 6. 工学的手法の高度利用 7. 国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与 8. 基盤的技術の開発 	助成・補助	研究開発支援	<p>(1)技術シーズ開発型研究 ・一般枠：研究規模7000万円以内/年 ・若手研究者育成枠：研究規模3000万円以内/年 (2)発展型研究 ・一般枠：研究規模6000万円以内/年 ・ベンチャー育成枠：フェーズ1研究規模500万円以内/年、フェーズ2研究規模3000万円以内/年</p>	<p>【研究タイプ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術シーズ開発型研究 ・一般枠：理工系を含む多様な研究者の独創的なアイデア、基礎科学や鉱工業、医療等他産業の研究分野における前段階の研究を基に、生物系特定産業における諸課題の解決や革新的な技術の開発につなげる新たな技術シーズを開発するための基礎研究対象。 ・若手研究者育成枠：一般枠と同様技術シーズを開発するための基礎研究であるもの対象。 (2) 発展型研究 ・一般枠：技術シーズ開発型研究や他の研究制度等で開発された技術シーズを生物系特定産業における諸課題の解決や新たな事業の創出等のイノベーションにつなげるための応用研究対象。 ・ベンチャー育成枠：技術シーズを活かした新たな事業を立ち上げるための応用段階の研究開発であった。研究開発ベンチャー企業に所属する研究者、又は研究開発ベンチャー企業設立の計画を有する研究者、又は企業設立に関するフェーズ1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100/101/102/103/104/105/106/107/108/109/110/111/112/113/114/115/116/117/118/119/120/121/122/123/124/125/126/127/128/129/130/131/132/133/134/135/136/137/138/139/140/141/142/143/144/145/146/147/148/149/150/151/152/153/154/155/156/157/158/159/160/161/162/163/164/165/166/167/168/169/170/171/172/173/174/175/176/177/178/179/180/181/182/183/184/185/186/187/188/189/190/191/192/193/194/195/196/197/198/199/200/201/202/203/204/205/206/207/208/209/210/211/212/213/214/215/216/217/218/219/220/221/222/223/224/225/226/227/228/229/230/231/232/233/234/235/236/237/238/239/240/241/242/243/244/245/246/247/248/249/250/251/252/253/254/255/256/257/258/259/260/261/262/263/264/265/266/267/268/269/270/271/272/273/274/275/276/277/278/279/280/281/282/283/284/285/286/287/288/289/290/291/292/293/294/295/296/297/298/299/300/301/302/303/304/305/306/307/308/309/310/311/312/313/314/315/316/317/318/319/320/321/322/323/324/325/326/327/328/329/330/331/332/333/334/335/336/337/338/339/340/341/342/343/344/345/346/347/348/349/350/351/352/353/354/355/356/357/358/359/360/361/362/363/364/365/366/367/368/369/370/371/372/373/374/375/376/377/378/379/380/381/382/383/384/385/386/387/388/389/390/391/392/393/394/395/396/397/398/399/400/401/402/403/404/405/406/407/408/409/410/411/412/413/414/415/416/417/418/419/420/421/422/423/424/425/426/427/428/429/430/431/432/433/434/435/436/437/438/439/440/441/442/443/444/445/446/447/448/449/450/451/452/453/454/455/456/457/458/459/460/461/462/463/464/465/466/467/468/469/470/471/472/473/474/475/476/477/478/479/480/481/482/483/484/485/486/487/488/489/490/491/492/493/494/495/496/497/498/499/500/501/502/503/504/505/506/507/508/509/510/511/512/513/514/515/516/517/518/519/520/521/522/523/524/525/526/527/528/529/530/531/532/533/534/535/536/537/538/539/540/541/542/543/544/545/546/547/548/549/550/551/552/553/554/555/556/557/558/559/560/561/562/563/564/565/566/567/568/569/570/571/572/573/574/575/576/577/578/579/580/581/582/583/584/585/586/587/588/589/590/591/592/593/594/595/596/597/598/599/600/601/602/603/604/605/606/607/608/609/610/611/612/613/614/615/616/617/618/619/620/621/622/623/624/625/626/627/628/629/630/631/632/633/634/635/636/637/638/639/640/641/642/643/644/645/646/647/648/649/650/651/652/653/654/655/656/657/658/659/660/661/662/663/664/665/666/667/668/669/670/671/672/673/674/675/676/677/678/679/680/681/682/683/684/685/686/687/688/689/690/691/692/693/694/695/696/697/698/699/700/701/702/703/704/705/706/707/708/709/710/711/712/713/714/715/716/717/718/719/720/721/722/723/724/725/726/727/728/729/730/731/732/733/734/735/736/737/738/739/740/741/742/743/744/745/746/747/748/749/750/751/752/753/754/755/756/757/758/759/760/761/762/763/764/765/766/767/768/769/770/771/772/773/774/775/776/777/778/779/780/781/782/783/784/785/786/787/788/789/790/791/792/793/794/795/796/797/798/799/800/801/802/803/804/805/806/807/808/809/810/811/812/813/814/815/816/817/818/819/820/821/822/823/824/825/826/827/828/829/830/831/832/833/834/835/836/837/838/839/840/841/842/843/844/845/846/847/848/849/850/851/852/853/854/855/856/857/858/859/860/861/862/863/864/865/866/867/868/869/870/871/872/873/874/875/876/877/878/879/880/881/882/883/884/885/886/887/888/889/890/891/892/893/894/895/896/897/898/899/900/901/902/903/904/905/906/907/908/909/910/911/912/913/914/915/916/917/918/919/920/921/922/923/924/925/926/927/928/929/930/931/932/933/934/935/936/937/938/939/940/941/942/943/944/945/946/947/948/949/950/951/952/953/954/955/956/957/958/959/960/961/962/963/964/965/966/967/968/969/970/971/972/973/974/975/976/977/978/979/980/981/982/983/984/985/986/987/988/989/990/991/992/993/994/995/996/997/998/999/1000 	<p>【応募者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 応募者(研究者代表者)は、以下に掲げる試験研究機関等に研究者として所属する者とする。 イ. 国立試験研究機関 ロ. 独立行政法人試験研究機関 ハ. 学校教員法に基づき大学(大)学共同利用機関法人を含む。)、高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校を含む。)) ニ. 特別な法律により設立された法人又は民法第34条の規定に基づき設立された法人の試験研究機関、部門、拠点、民間企業(日本の法人格を有すること。)(の試験研究機関、部門、その他日本の法人格を有する組織の試験研究機関、部門
環境省	環境研究・技術開発等推進費	<p>広く産業界などの認知を活用した研究開発の推進を募り、優秀な提案に対し、研究開発を支援するため、研究開発費を交付し、産業界・技術開発の推進を図る。</p> <p>【対象分野】</p> <p>〔1〕戦略一般研究 基礎から実用化までの様々な段階にある研究開発について、行政ニーズに即した課題を環境省が提示し、公募するポトムアップ型研究。</p> <p>〔2〕戦略指定研究 環境省が主体的・戦略的に行政主導の研究開発を行うため、予め研究課題を指定して公募するトップダウン型研究。</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【研究開発領域ごとの研究開発費の規模(1件当たりの交付金額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戦略一般研究: 2500万円以内/年 -「地域枠」: 2500万円以内/年 -「若手研究枠」: 400万円以内/年 -「統合的・総合的研究枠」: 2500万円以内/年 -「環境ナノテクノロジー研究枠」: 2500万円以内/年 ○戦略指定研究: 4000万円以内/年 <p>「次年度の研究課題申請準備することを目的とする調査研究」: 400万円以内/年</p>	<p>【応募者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 応募者(研究者代表者)は、以下に掲げる試験研究機関等に研究者として所属する者とする。 イ. 国立試験研究機関 ロ. 独立行政法人試験研究機関 ハ. 学校教員法に基づき大学(大)学共同利用機関法人を含む。)、高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校を含む。)) ニ. 特別な法律により設立された法人又は民法第34条の規定に基づき設立された法人の試験研究機関、部門、拠点、民間企業(日本の法人格を有すること。)(の試験研究機関、部門、その他日本の法人格を有する組織の試験研究機関、部門 	
環境省	地球環境研究総合推進費	<p>オゾン層の破壊や地球温暖化など、数々の地球環境問題を解決に導くための地球環境政策へ、研究活動による科学的知見の集積や科学的側面からの支援等を通じて、貢献・反映を図ることを目的とした研究資金を交付する</p> <p>【研究対象分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候システム変動(オゾン層の破壊、地球温暖化など)、 ・大気汚染(大気・海洋・陸域・国際河川)、広域的な生態系保全、再生、持続可能な社会・政策研究 <p>【研究区分(制度区分)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的研究開発領域、2. 地球環境問題対応型研究領域、3. 地球環境研究革新型研究領域、4. 国際交流研究(エコ・フロンティア・フェローシップ: EFF) 	助成・補助	研究開発支援	<p>【予算規模】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的研究開発領域 ・戦略プロジェクト研究: 全体15億円～2.5億円程度/年 ・プロジェクト構成研究: 数百万円～約1億円程度/年 2. 地球環境問題対応型研究領域 1千～10万円/年 3. 地球環境研究革新型研究領域 約10万円/年 4. 国際交流研究 研究費: 1課題当たり92～300万円/年十滞在費等 	<p>【支援対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国内において、地球環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している常勤又は非常勤の研究者であること。 1. 国立試験研究機関 独立行政法人研究機関 2. 大学(国公私立問わず)、高等専門学校(高等学校は含まない) 3. 地方公共団体の設立した研究所 4. 法律により直接設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するもの 5. 民間企業 研究所等、上記に該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するもの 	

環境省	支取機関	実施名	事業概要	方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
環境省	循環型社会形成推進科学 研究費補助金(旧「産業物 処理等科学学研究費補 助金」)	循環型社会形成推進科学 研究費補助金(旧「産業物 処理等科学学研究費補 助金」)	研究を主な事業とする法人が行う研究成果等の普及、外国 研究者への招待など日本人研究者の海外への派遣による 産業物に関する研究を支援するための事業であって、前年 度に行われた「循環型社会形成推進研究事業」及び「次世代 循環型社会形成推進技術実証研究事業」において実施した 課題の有意義な成果に基づいての普及及びその他の研究事 業に対して交付金を支援	助成・補助	【(件当たりの交付金額) 1. 循環型社会形成推進研究事業: 対象額 の100%以内 2. 次世代循環型社会形成推進技 術実証研究事業: 1億円以内、対象 額の50%以内	【対象事業】 1. 循環型社会形成推進研究事業: 研究室等で実施する基 礎または応用研究 2. 次世代循環型社会形成推進技術実証研究事業: 次世代 を担う技術の実証研究等技術開発 ※いづれも、技術水準の向上、社会的ニーズ等に資するこ とが目的で、廃棄物処理施設の整備は対象外	【応募資格】 ①既に環境省が、3年以内であること。 ②既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を 受けていない研究等と内容及び研究者が重複しないこと。 ③応募機関に在籍する研究者については、国内の試験研 究機関等に所属する研究者であること。 ④研究者が当該研究期間中に長期外国出張する場合や、 所属機関からの選擧など、研究者としての責務を果たせない ことが予測されないこと。 ⑤他の研究者と共同で行う場合にあつては、応募する研究 者(代表研究者)が、あらかじめ共同で行う研究者(共同研 究者)の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者 (研究協力者)がいる場合には、同様に承諾を得ているこ と。 ⑥代表研究者等は、当該研究事業を実施することについ て、必ず、それぞれの所属する試験研究機関等の代表者の 承諾を得ていること。また、共同研究者についても、同様に 所属研究機関等の代表者の承諾を得ていること。 ⑦一人の研究者が代表研究者として応募できる場合は、同 一の研究分野について1人当たり1件
環境省	環境技術実証事業	環境技術実証事業	既に適用可能段階にあり、有用と思われる先進的技術技 術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われて いないために、地方公共団体、企業、消費者等と連携し ながら安心して使用できることができ、普及が進んでない 先進的技術技術について、その環境保全効果等を第三者機 関が客観的に実証する事業であり、実証にかかると一部の高 コストを補助する。 本事業者の実証により、ベンチャー企業等が開発した環境技 術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展に よる経済活性化が図られることが期待される。	助成・補助	【(件当たりの交付金額) ・対象技術の試験実施場所への特 ち込み、設置、対象技術の撤去及び 試験終了後の撤去の撤去、運 送費用・実証申請者の自己負担 ・実証試験実施に係る実費(実証機 関に発生する測定・分析等の費用、 人件費、消耗品及び旅費)は手 数料として申請者が負担 ・その他の費用(モデル事業検討 会、分野別WG及び実証委員会の 運営費用等)は環境省が負担	【対象となる技術分野】 1. 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 2. 山岳トイロ技術分野 3. VOC処理技術分野 4. ヒートアイランド対策技術分野 5. 湖沼等水質浄化技術分野 6. 閉鎖性海域における水環境改善技術分野	【応募資格】 次に示すすべての要件を満たすこと。 ・公益法人認定法(平成18年法律49号)により認可された公 益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人、財団法人及 び公益法人認定法の施行に伴う整備法(平成18年法律第 50号)第40条による特別民法法人又は特定非営利活動法 人のいずれかであること。 ・予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者である こと。 ・予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者である こと。 ・平成21年度環境省競争参加資格(全庁統一資格)の「役 務の提供等」の「調査・研究」の競争参加資格を契約締結時 点において取得している者であること。 ・「工事請負契約等」に係る指名停止等措置要領について(平 成13年1月6日環境令第9号)に基づき指名停止を応募時点 において受けていない者であること。
環境省	産業官製環境先端技術 普及モデル策定事業	産業官製環境先端技術 普及モデル策定事業	環境省では「脱炭素の基盤となるバス又はトラックなど 早急に普及が必要となる先端的技術技術」について、産官連携 により行う地域における先進的普及モデルの策定及びこの ためのインフラ整備・実証研究を公募する。	助成・補助	【研究開発費】 7億円以内	【(要件) 1. 低炭素社会の実現に資するほか、循環型社会、自然共生 社会又は安心・安全な社会の実現の観点からも有効なこと 2. 環境省の事業、他府省の事業等に関連された要素技術を 活用しシステム化する 3. 提案システムの普及モデル(ビジネスモデル)を地域自治 体及び関係する事業者と連携して策定すること 4. 研究開発事業において又は形を完了した上で、地域自治体及 び関係する事業者が参画する形で実証試験を実施すること ともに、その状況を地域住民が見ることが可能な計画す ること。 5. 他の競争的研究資金では実施が困難なこと	【応募者の要件】 応募者(研究開発代表者)は、次のア～オに掲げる試験研 究機関等に研究費として所属する者とする。 イ 独立行政法人試験研究機関 ロ 学校教育法に基づき大学(大学共同利用機関法人を含ま ない)、高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構 を含む) ハ 特別に法律により設立された法人又は民法第34条の規 定に基づき設立された法人の試験研究機関・部門 ニ 民間企業 ホ その他日本の法人資格を有すること。試験研究機 関・部門 門
環境省	地球温暖化対策ビジネスモ デルニューリーダー(起業 支援)事業	地球温暖化対策ビジネスモ デルニューリーダー(起業 支援)事業	地球温暖化対策ビジネスモデルとして、事業化成立の可能 性が高く、先駆性・先進性の高い事業について、関連す る地域におけるパイロット事業の事業費 ・移転となる技術に係る施設設備の経費 に対する補助事業を行い、地球温暖化対策ビジネスモデル の普及を支援する。 【公事業の対象】 エネルギー関連二酸化炭素の排出削減につながる以下の 事業のよる再生可能エネルギー製造・供給・利用促進事業 を対象とする。 ・革新的技術利用促進事業: 太陽熱、地中熱、バイオマス熱等 エネルギー等の利用を促進するため、コストの大幅な低減をば かっている事業や普及阻害要因を突破する革新的な事業に 対して支援する。	助成・補助	【助成率】 対象経費の1/2以内	【採択要件】 エネルギー関連二酸化炭素の排出削減を抑制する技術・製品・ サービス(省エネルギー対策、石油代替エネルギーの導入 に係るものに限る)の普及を行う新しいビジネスモデルで あつて、以下の要件を満たすもの (1)地球温暖化対策を推進する上で、将来性があること(事業 として全国的に普及を促していく、発展性があるといった観 点) (2)地球温暖化対策技術等を普及するビジネスモデルとして 先見性が高いこと(用いられる技術、製品、サービスの形態など の事業のポテンシャルや対策効果の広がりなど他の課題とな るといった観点) (3)地球温暖化対策技術等を普及するビジネスモデルとして 先進性が高いこと(これまでに例がまれな新たな取組である といった観点) (4)ビジネスを行う民間企業等が確定していること。 (5)補助によりビジネスの事業収支が黒字となること。	【補助事業者】 補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる 者とする。 ①民間企業 ②公益法人 ③その他日本の法人資格を有する者(国及び地方公共団体 は対象としない)
環境省	地球温暖化対策等試験研究 費(公害防止等試験研究 費)	地球温暖化対策等試験研究 費(公害防止等試験研究 費)	環境行政のニーズに対応するため、「試験研究の重点的強 化を要する事項」(毎年度定めるとともに、関連す る研究分野ごとに「総合研究プロジェクト」を編成し、試験研 究の総合的な推進を図っている。 さらに、平成5年度より地域に根ざした環境問題のうち、人材 や設備等の面から地方公共団体の試験研究機関と関 連な研究課題について、地方公共団体の試験研究機関 関係府省の試験研究機関が共同で研究する「地域密着型研 究」を一括計上予算の中で実施している。	助成・補助	【(交付金額) 年間1課題当たり平均2,000円程 度	【(対象事業) 1. 地球温暖化対策等試験研究費: 試験研究機関等 2. 公害防止等試験研究費: 試験研究機関等 3. 公害防止等試験研究費: 試験研究機関等	【(補助事業者) 補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる 者とする。 ①民間企業 ②公益法人 ③その他日本の法人資格を有する者(国及び地方公共団体 は対象としない)

環境省	支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力子3分野	支援助業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
	地球温暖化対策技術開発事業	地球温暖化対策技術開発事業	京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)中に早期に事業化・製品化でき、かつ、その後も継続的に対策効果をあげうるエネルギー一般広域二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発を目的として、幅広い対象に普及することを目指す。また、先進的な技術開発については、民間企業等に委託又は補助する。 【公募対象分野】 ○委託事業 (1)省エネ対策技術実用化開発分野 (2)再生エネルギー—導入技術実用化開発分野 (3)都市再生環境モデル技術開発分野 (4)補助事業 (5)循環資源由来エネルギー—利用技術実用化開発分野 (6)製品化技術開発分野	助成・補助 その他	研究開発支援	【平成21年度予算枠】 ○委託事業: 4.5億円程度を予定(課題あたりの上限額、下限額は無し) ○補助事業: 補助率は1/2で、2.5億円程度を予定(1課題あたりの上限額、下限額は無し)	【応募要件】 ○国内技術開発(技術開発に参画している、又は平成21年4月時点で所属予定の技術開発者とする。 ※技術開発機関とは、以下に該当するもの (1)国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関、(2)大学、高等専門学校、(3)地方公共団体の試験研究機関、(4)民間企業の技術開発、試験研究機関、(5)独立行政法人試験研究機関 ○補助事業(補助金を申請できる者) ①民間企業、②独立行政法人、③独立行政法人、④その他環境大臣が選定と認める者	【応募申請要件】 【応募要件】 ○委託事業(技術開発に参画している、又は平成21年4月時点で所属予定の技術開発者とする。 ※技術開発機関とは、以下に該当するもの (1)国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関、(2)大学、高等専門学校、(3)地方公共団体の試験研究機関、(4)民間企業の技術開発、試験研究機関、(5)独立行政法人試験研究機関 ○補助事業(補助金を申請できる者) ①民間企業、②独立行政法人、③独立行政法人、④その他環境大臣が選定と認める者	
	独立行政法人科学技術振興機構	地域卓越研究者戦略的結集プログラム(J-RISE)	地域の大学において特定分野に関し、国内外で卓越した研究を実施している研究者を中核とし、企業化に向け国内外の研究機関と連携して、卓越研究者を招聘し、研究開発を加速化するとともに、産学官連携により企業化に導くための助成	助成・補助 その他	事業化支援	【交付金額】 最大2.2億円 (初年度、最終年度は1.1億円)	【支援対象】 ・企業との連携によりプロジェクト終了後5年以内で企業化が見込めるテーマであること ・プロジェクト早期に3名以内の卓越研究者の招聘が見込めること ・新技術、新産業の創出が見込めること、地域における新たな産業基盤の創出が見込めること ・大学、自治体の主眼として、地域経済の連携の下、企業化に向けた推進体制を組織できること ・JSTから大学への委託費の直接経費の1/2相当額を地域負担分として大学、自治体、参画企業が負担すること	【利用条件】 ①大学と自治体の連名で応募すること。原則1大学、1自治体の連名での申請、大学については学長、自治体については部長による連名での申請となっている。申請に当たっては公印が必要。 なお、遅延運定後、大学、自治体、JSTの長がプロジェクト推進に係る推進協約書を締結するため、これまでに自治体の長までの了承を取る必要がある	
	独立行政法人科学技術振興機構	地域イノベーション創出総合支援事業「重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)」	地域の産学官共同研究により、大学等の研究成果を企業化に向けて育成し、地域におけるイノベーションの創出を目指した支援である。大学(※)における研究成果(特許)に基づき、数年以内に企業化に向け、移行することが見込めること、企業化に向けての試験研究を必要とする課題に列して助成する。 ※国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人。	助成・補助	事業化支援	【1件当たりの交付金額】 2800万円以内/年	【対象課題】 ・大学などの研究成果(特許)に基づきものであり、数年以内に企業化に移行することが見込められ、企業化に向けての試験研究を必要とする課題 【応募申請者の要件】 ①企業化を前提とした試験研究であること ②企業化の際に実施特許等が可能な特許(権利)を出願済みであること ③企業化の進展が可能な特許(権利)を出願済みであること ④企業化の進展が可能な特許(権利)を出願済みであること ⑤企業化の進展が可能な特許(権利)を出願済みであること ⑥企業化の進展が可能な特許(権利)を出願済みであること	【申請者の要件】 (1)代表者 ・研究課題の基となる研究成果の創出にかかわった者であること(原権利が特許の場合はその発明者であること) ・研究期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること (2)共同研究者 ・大学等の研究成果を利用して企業化するに際し、必要となる研究基盤や体制を有していること ・企業に所属する研究者が研究課題の開発分担研究者となること ・国内に法人格を有すること	
	独立行政法人科学技術振興機構	地域イノベーション創出総合支援事業(地域ニーズ即応型)	研究開発型中堅・中小企業を有するニーズ(技術的課題)に対し、技術・公設試・高専等専門学校などから有する技術・公設試・高専等をマッチングさせ、中堅・中小企業と大学・公設試・高専等専門学校などと共同して研究開発を実施することにより、技術的課題を解決することを目的とし、新産業の創出と地域の活性化を期待する制度であり、本制度では、地域の公設試験研究機関等がプロジェクト運営の調整役として研究開発を推進し、当該研究開発に対して、助成する。	助成・補助	研究開発支援	【委託金額】 1.研究開発費(研究開発費当り委託費合計) 額: 1年度200～500万円	【事業の特徴】 ・地域の中堅・中小企業をもつニーズ(技術的課題)に対し、大学・公設試・高専等のニーズをマッチングさせ、技術的課題を解決することを目指すこと ・地域の公設試験研究機関、高専等専門学校などと共同して研究開発を実施することにより、技術的課題を解決することを目的とし、新産業の創出と地域の活性化を期待する制度であり、本制度では、地域の公設試験研究機関等がプロジェクト運営の調整役として研究開発を推進し、当該研究開発に対して、助成する。	【応募申請者の要件】 ○公設試験機関等が調整役となり、参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等と連携して研究開発すること ・それぞれの機関の代表者の同意があること ・参画する企業の資本金が10億円以下であり、研究開発を行っていること	
	独立行政法人科学技術振興機構	地域イノベーション創出総合支援事業(重点地域研究開発推進プログラム(ニーズ試験))	ニーズ発題試験は、各府県・大学・知的財産本部、地域共同研究センター等、地方自治体、独立行政法人、ITの等々に設置されている各種コーディネーター等が実施した大学等との研究ニーズの実用化を促し、イノベーションの創出に資するとともに、コーディネーター等の活動を支援(助成)する	助成・補助	事業化支援	【課題当たりの交付金額】 A(課題型) 上限200万円(間接経費を含む) B(発題型) 上限500万円(間接経費を含む)	【応募申請者の要件】 ○公設試験機関等が調整役となり、参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等と連携して研究開発すること ・それぞれの機関の代表者の同意があること ・参画する企業の資本金が10億円以下であり、研究開発を行っていること	【応募申請者の要件】 ○公設試験機関等が調整役となり、参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等と連携して研究開発すること ・それぞれの機関の代表者の同意があること ・参画する企業の資本金が10億円以下であり、研究開発を行っていること	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	力子3分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人科学技術振興機構	地域イノベーション創出総合支援事業「重点地域研究開発推進プログラム(研究開発資源活用型)」	地域における産学官共同による企業化に向けた研究開発に対する支援(助成)を行う。地域に蓄積された研究成果や人材、研究設備などの研究開発資源を有効に活用し、革新的な技術開発を行うこと。産学官共同により企業化に向けた研究開発を行うことで、地域企業への円滑かつ効果的な技術移転を図り、地域におけるイノベーション創出を目指すことを目的としている。	助成・補助	事業化支援	【課題当たりの委託金額】1年度3,000万円～1億円、最大3年度(最大3億円)	【応募要件】 ・所有権が企業と企業との間で移譲(特許の大学等)や企業が参加していても、最低でも1大学等及び1企業がプログラムに参加するよう、共同研究体制制定構築が必要) 【必須要件】 ・(チーム)リーダーを核とする産と学・官の密接な連携による開発チームを構成 ・(主要技術プログラム)は単独の機関による実施も可)	【支援対象】 ・大学等と企業との連名で応募 ・(特許の大学等)や企業が参加していても、最低でも1大学等及び1企業がプログラムに参加するよう、共同研究体制制定構築が必要)
独立行政法人科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業	先進的な計測分析のソフトウェア機の活用化ならびに普及を促進するため、アプリケーション、データベース、プラットフォーム等のソフトウェア開発を行い、ユーザーが「高く、信頼性の高い機器・システム」に向上させることを目的とした「ソフトウェア開発プログラム」を新たに創設し、公募を行う。 【今回の公募対象】 ・要素技術プログラム ・機器開発プログラム ・ソフトウェア実証・活用化プログラム 「要素技術プログラム」は、機器開発プログラム、「ソフトウェア開発プログラム」において、それらの開発を目指した調査研究も公募する。	助成・補助	研究開発支援	【件当たりの交付金額】申請者自ら考案する開発計画に基づいて、最も適切な開発費を申請	【応募要件】 ・(公費対象課題) 1. 要素技術プログラム 計測分析機器の性能飛躍的に向上させることが期待される。新規性・独創性のある要素技術に関する開発課題 2. 機器開発プログラム 開発動向を踏まえ、重点的な推進が必要なものとして、文部科学省が特定する開発領域を「領域特定型」として、また、これに含まれず、かつ、開発成果を生み出すと期待される開発課題を「領域非特定型」として、開発課題を広く公募 3. ソフトウェア実証・活用化プログラム 先端的な計測分析機器のソフトウェア機が既に製作されており、これを活用化に向けて行う取り組みを広く公募 4. ソフトウェア開発プログラム 現在開発中もしくは開発した先進的な計測分析のソフトウェア機に対して、実用化・普及促進のために必要なアプリケーションソフトウェアの開発や当該機器により得られるソフトウェアデータのデータベース構築などに関するソフトウェア開発課題	【必須要件】 ・(公費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)研究開発の推進に寄与し、当該研究課題を実施する意欲のある研究チームを編成し、目下当該研究課題を推進する研究者であること。 (2)研究開発者自身が「国内の研究機関(大学、独立行政法人、国立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等)」に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ることを要すること。 ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者本人が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者
独立行政法人科学技術振興機構	戦略的国際研究推進事業(GREST、さががけ)	本事業のうち、「GREST」および「さががけ」では、研究総括が研究領域を「チャール・インテグレート」して推進し、研究領域ごとに研究提案(研究課題)を募集し、研究総括が領域アドバンサー等の協力を得ながら選考・選定する。研究領域の専任者である研究総括が、産・学・官の各機関に分散して所在する研究者を総括し、研究領域を「チャール・インテグレート」して推進する。 ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者	助成・補助	研究開発支援	【課題当たりの研究費総額】GRESTタイプ(構成人数数名～20名程度)総額1.5億円～2.5億円(3000万円～5000万円程度/年) 【課題別】総額3億円～5億円(6000万円～1億円程度/年) ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者	【応募要件】 ・(公費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)研究開発の推進に寄与し、当該研究課題を実施する意欲のある研究チームを編成し、目下当該研究課題を推進する研究者であること。 (2)研究開発者自身が「国内の研究機関(大学、独立行政法人、国立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等)」に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ることを要すること。 ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者本人が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者	【応募対象】 ・日本、韓国及び中国において既に進行中の研究が強化され、さらに付加的な価値が創出される研究交流課題であることが必要 ・日本側研究者は企業に在籍する方からの応募も可能 ・日本側の研究開発者は、韓国側研究開発者、中国側研究開発者と研究チームを作る必要がある。 【支援対象】 日本国内の大学、研究機関、企業等に所属する研究者
独立行政法人科学技術振興機構	戦略的国際研究推進事業(GREST、さががけ)	本事業のうち、「GREST」および「さががけ」では、研究総括が研究領域を「チャール・インテグレート」して推進し、研究領域ごとに研究提案(研究課題)を募集し、研究総括が領域アドバンサー等の協力を得ながら選考・選定する。研究領域の専任者である研究総括が、産・学・官の各機関に分散して所在する研究者を総括し、研究領域を「チャール・インテグレート」して推進する。 ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者	助成・補助	研究開発支援	【課題当たりの予算規模】日本側研究者に対し、3年総額で1,500万円程度を上限	【応募要件】 ・(公費対象)以下の条件を満たす研究者が応募すること (1)研究開発の推進に寄与し、当該研究課題を実施する意欲のある研究チームを編成し、目下当該研究課題を推進する研究者であること。 (2)研究開発者自身が「国内の研究機関(大学、独立行政法人、国立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等)」に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ることを要すること。 ・(私費対象)以下の条件を満たす研究者本人が応募すること (1)自らが研究開発の推進者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。 (2)研究室を主宰する立場にある者により、産学連携に専念できない研究者は対象外となる場合がある。 (3)日本国籍を持つ研究者、または、応募時に日本国内の研究機関において研究を行っている外国人研究者。ただし日本語による事務処理の対応が可能で研究者	【応募対象】 ・日本、韓国及び中国において既に進行中の研究が強化され、さらに付加的な価値が創出される研究交流課題であることが必要 ・日本側研究者は企業に在籍する方からの応募も可能 ・日本側の研究開発者は、韓国側研究開発者、中国側研究開発者と研究チームを作る必要がある。 【支援対象】 日本国内の大学、研究機関、企業等に所属する研究者

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力・力・力	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術社会技術研究開発事業	社会問題の解決に取り組む関係者や研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図る。平成21年度は、以下の3つの研究プログラムに対して研究費を交付する。 ①地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会 ②犯罪からの子どもたちの安全 ③科学技術と社会の相互作用	助成・補助	研究開発支援	【1件当たりの研究費】 ①(カテゴリー1)数百万円/年、 カテゴリー2)1,000～3,000万円/年度/年 ②数百万円～300万円/年度/年 ③初年度500万円/年度、2～3年度200万円/年度、最終年度1000万円/年度	【要件】 ①解決すべき現実社会問題の社会問題発生条件、国等(公的)研究開発資金が実施した社会問題発生条件等と十分相違し、研究開発成果を社会に実装することが可能。 ②既に、国等(公的)研究開発資金が実施した現実社会問題の解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図る。平成21年度は、以下の3つの研究プログラムに対して研究費を交付する。 ①地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会 ②犯罪からの子どもたちの安全 ③科学技術と社会の相互作用	【応募要件】 国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、企業等の法人に所属する方
独立行政法人科学技術振興機構	地球規模課題対応国際科学技術協力事業 研究提案	本事業は、開発途上国等(途上国等)のニーズを基に、地球規模課題を対応し、科学的・社会的な協力を推進する。国際共同研究取組(ODN)と連携して推進し、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につなげる新たな知見を獲得することを目的とし、以下の募集研究領域に対して研究費を助成する。 【募集研究領域】 (1)環境・エネルギー分野 (2)防災分野 (3)感染症分野 (4)協働となる国(共同研究相手国研究機関の所属国) ODNの技術協力の対象となつていない途上国(アジア、アフリカを重点とする)	助成・補助	研究開発支援	【交付金額】 1)課題ありの研究費: 3,000万円/年度 2)研究費総額は3,000万円/年度 5,000万円/年度(年間1,000万円～5,000万円(間接経費を含む)程度)	【応募者の要件】 ・当該国際共同研究の研究者として、かつ、JICA技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括担当者としての職務を果たし、国際共同研究に専事であること。 ・研究代表者自らが、国内の研究機関(大学、公共性のある研究機関)において研究を実施する体制が可能なこと。 ・研究実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負うことができる研究者であること。 ・研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最速な研究チームを編成し、リーダーシップを果し、かつ、自らが当該研究課題に従事できる研究者であること。 ・研究実施期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること。	【応募要件】 国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、企業等の法人に所属する方
独立行政法人科学技術振興機構	地球科学技術理解増進活動推進事業	地域活動支援では、機関・団体、個人等が国民に対して身近な場で実施する体験型・対話型の科学技術理解増進活動を公募により選定し、その活動を助成する。また、地域ネットワーク支援では、自治体や大学を中核として、近隣地域における様々な活動主体が参加し相互に連携し合う地域ネットワークを構築するための企画提案を公募により選定し、助成する。 【助成対象】 1.地域活動支援 ・単独型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動 ・協働型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動 ・複合型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動 2.地域ネットワーク支援 ・単独型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動 ・協働型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動 ・複合型:単一の機関・団体、個人が自らの特徴や経験を生かして実施する活動	助成・補助	産学官等交流支援	【1件当たりの助成額】 1.地域活動支援 ・単独型:支援上限額:50万円(税込) ・協働型:支援上限額:100万円(税込) 2.地域ネットワーク支援 ・単独型:支援上限額:100万円(税込) ・協働型:支援上限額:100万円(税込) ・複合型:支援上限額:100万円(税込) ・その他:支援上限額:100万円(税込)	【申請資格】 1.地域活動支援 (申請者)日本国内の機関・団体及び個人が申請主体となることが可能 (1)機関・団体の場合 科学館、科学系博物館等(自然科学、科学技術、産業技術)をテーマとした教育文化施設、以下「科学館等」、大学、高等専門学校、公的研究機関、学協会、地方自治体(教育委員会等)でも可、公益法人、非営利法人、各種団体及び民間企業 (2)個人の場合 科学技術理解増進活動を企画・実施した業績を有する成人(20歳以上) 2.地域ネットワーク支援 (提案機関)企画全体の総括機関として責任を持って地域ネットワークの構築を推進 (1)地方自治体(都道府県、市、及び特別区)、大学、高専、公的研究機関となることも可能 (2)地方自治体、大学、高専、公的研究機関が提案機関の場合には、費用負担分のみのみが支援の対象 (3)大学、高専、公的研究機関が提案機関の場合には、費用負担分のみのみが支援の対象 (4)提案機関自らが運営機関、公益法人、NPO法人等、提案機関とは別の法人を運営機関として指定	【応募要件】 国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、企業等の法人に所属する方
独立行政法人科学技術振興機構	地球科学技術理解増進活動推進事業	本制度は大学・TLO等(国公立大学、承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校)の研究成果の権利化を推進するために、今まで十分に対応が図られていない外国特許の取得に向けての出願等を総合的に支援する	助成・補助 その他	知的財産権利化支援	【利用条件】 大学・TLO等が出願人となつて行う外国出願が対象(企業や発明者個人との共同出願の場合には、大学・TLO等の費用負担分のみのみが支援の対象)	【支援対象】 大学・TLO等(国公立大学、承認TLO、大学共同利用機関、高等専門学校)の研究成果に基づく発明のうち、大学・TLO等が出願人となつて行う外国出願が対象 企業や発明者個人との共同出願の場合には、費用負担分のみのみが支援の対象	【応募要件】 国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、企業等の法人に所属する方

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人科学技術振興機構	社会技術研究開発事業「研究開発成果実装支援プログラム」	研究開発成果実装支援プログラムでは、社会における具体的な問題を、国等（公的研究開発資金）が実施した研究開発成果を活用し、展開して、解決する取り組み（実装）を支援する。 【実装支援】とは、国等（公的研究開発資金）が実施した現実の社会問題を解決するための研究開発成果を活用し、展開して、社会における具体的な問題を解決する取り組み（これを「実装」と呼びます）を開始し、活動の組織的基盤をつくり、実行する活動を支援する。	助成・補助	事業化支援	【実装支援経費】 500万円以内/年（実装支援1件あたりの直接経費として）	【利用条件】 実装支援期間の終了時点で、JUSTからの支援なしに、実装が継続的に実施されている状態が実現されることが求められる。 【実装支援の対象】 現実の社会問題を解決するための取り組み（研究開発成果）の社会実装とそのものが支援の対象。	【応募要件】 (1)解決すべき現実の社会問題を必要とす条件、国等（公的研究開発資金）が実施した研究開発成果を十分条件とし、研究開発成果を社会に実装することが前提 (2)実装責任者は必須 ・実装責任者は、責任を持って実装活動を進め、実装責任者は、責任の強い熱意をもちることが前提。ただし、実装責任者は、実装活動の所屬する機関の長である必要はない ・実装責任者は、日本国内の法人格を有する機関（特定非営利活動法人、公益法人、公設試験研究機関、国公私立大学、民間企業、独立行政法人等）に所属しており、所属機関の承認を得ることが必要。 ・尚、1人の実装責任者が応募できる提案は1件
独立行政法人科学技術振興機構	産学連携・技術移転事業「目利き人材育成プログラム」	大学の研究成果を重要化する人材の育成・確保のため、大学、TLO等における技術移転業務を支援・サポートする人材（目利き人材）の専門能力の向上、目利き人材のネットワーク構築等を目的とした研修を実施する。 【研修プログラム】 ・コーディネーター事例研究コース ・基礎コース ・事務部門コース ・実務・実践コース	助成・補助	知的財産人材育成支援	【費用】 研修費及び使用教材費は無料	【コース内容】 コーディネーター事例研究コース コーディネーション活動における重要因子分析と付加価値の創造、[技術マーケティング]、[知的財産マネジメント]、[技術移転プロジェクトマネジメント]、[基礎コース]、[技術移転マネジメント]、[共同研究プロジェクトマネジメント]、[知的財産マネジメント]、[技術マーケティング]、[産学連携活動の基礎]、[大学の技術移転活動]、[特色を活かした共同研究の推進]、[実務・実践コース]、共同研究・ライセンシングのための契約法務研修、パイオ・機能性食品等のコーディネーター活動事例研究会、プロデュース育成のための重要因子分析/TKA/KE 勉強会、市場調査在化のためのS-MATリソース変換法 勉強会、事業計画策定の高度化に向けたレポートマッピング 勉強会	【支援対象】 ・大学、TLO等における技術移転業務を支援・サポートする人材（目利き人材）、若手研究者、及び技術開発室/中小企業
独立行政法人科学技術振興機構	研究成果最速展開支援事業（A-STEP）	A-STEPは大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を基にした実用化を目指すための幅広い研究開発フェーズを対象とした技術移転支援制度である。大学等における研究成果の中に潜在しているシーズ候補を企業の視点から掘り起こして、シーズとしての可能性を検証して顕在化させるといった実用化に向けた初期のフェーズから、顕在化したシーズの適用性を検証する中期のフェーズ、また、研究成果を基にしたベンチャー起業により実用化をめざすフェーズへさらには製品化に向けて実証試験を行うために企業主体で実用化開発を実施する後期のフェーズまで、それぞれの研究開発フェーズの特性に応じた複数の支援タイプを用意している。 【支援目的】 1.フューเจอร์リテラティスタディ(FS)ステージ支援タイプ ①可能性発掘タイプ(シーズ顕在化) ②可能性発掘タイプ(起業検証) 2.本格研究開発ステージ支援タイプ ①起業挑戦タイプ ②ハイリスク挑戦タイプ ③シーズ育成タイプ ④実用化挑戦タイプ(中小・ベンチャー開発) ⑤実用化挑戦タイプ(創業開発) ⑥実用化挑戦タイプ(委託開発)	助成・補助	研究開発支援 事業化支援 知的財産戦略的活用支援	【研究開発の総額(間接費込)原則】 1.フューเจอร์リテラティスタディ(FS)ステージ支援タイプ ・可能性発掘タイプ(起業検証)：1000万円まで ・可能性発掘タイプ(起業検証)：1000万円まで 2.本格研究開発ステージ支援タイプ ・別産別面：億5000万円まで ・ハイリスク挑戦タイプ：2億円まで ・シーズ育成タイプ：2億円まで ・実用化挑戦タイプ(形式)：1億円まで ・実用化挑戦タイプ(中小・ベンチャー開発)：3億円まで ・実用化挑戦タイプ(創業開発)：10億円まで ・実用化挑戦タイプ(委託開発)：20億円まで	【申請者の要件】 1.フューเจอร์リテラティスタディ(FS)ステージ支援タイプ ・可能性発掘タイプ(シーズ顕在化)：大学等の研究者と企業との共同申請 ・可能性発掘タイプ(起業検証)：大学等の研究者と側面支援機関の共同申請 2.本格研究開発ステージ支援タイプ ・起業挑戦タイプ：大学等の研究者と起業家と側面支援機関の3者 ・ハイリスク挑戦タイプ：開発実業企業と大学等の研究者 ・シーズ育成タイプ：開発実業企業と大学等の研究者 ・実用化挑戦タイプ(中小・ベンチャー開発)：開発実業企業(資本金10億円以下)と大学等の研究者 ・実用化挑戦タイプ(創業開発)：開発実業企業(資本金300億円以下)と大学等の研究者 ・実用化挑戦タイプ(委託開発)：開発実業企業と大学等の研究者	
独立行政法人科学技術振興機構	地域イノベーション創出総合支援事業「地域結果型研究開発プログラム」	地域として企業化の必要性の高い分野の個別的な研究開発課題を集中的に取り扱う産学官の共同研究事業であり、大学等の基礎的研究により創出された技術シーズを基にした試作品の開発、新技術・新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する。	助成・補助	事業化支援	【予算規模】 約2.1～2.4億円/年(間接経費・一般管理を含む)	【支援対象】 ・都道府県及び政令指定都市	

支機機	実施名	事業概要	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人科学技術振興機構	若手研究者ベンチャー創出推進事業	<p>若手研究者ベンチャー創出推進事業は、大学等が有する起業支援組織(ベンチャー・ビジネス・ラボ/トリアー等)と連携を図りつつ、ベンチャー企業の創出や事業展開に必要な研究開発を推進することにより、起業意欲のある若手研究者によるベンチャー企業の創出に資する研究開発成果を得ることを目的としている。</p> <p>【事業内容】 起業意欲のある若手研究者がJST起業研究者として大学等に所属し、起業支援組織よりアントレプレナーとなるために必要な支援を受けつつ、自らが開発したベンチャー企業創出の核となる研究開発成果を基に、ベンチャー企業の創出や事業展開に必要な調査、研究開発(基礎研究は除く)、事業計画の作成等を実施する。</p>	<p>【研究開発費】 平均年間1千万円程度</p>	<p>【応募の要件】 1. JST起業研究者となる若手研究者(1人)、及びJST起業研究者が所属する大学等の連名による応募であること 2. 応募時点で、JST起業研究者が関与した、ベンチャー企業の創出の核となる研究開発(特許権(出願中を含む)、著作権)があり、本事業による研究開発の実用化に關して、ご本人が所有する大学等による同意が得られていること 3. 前記2の研究開発成果を利用した起業のための構想を有すること</p>	<p>【申請者の要件】 1. JST起業研究者に対する要件(以下の全てを満たすこと) ① 研究開発開始時点で博士の学位を取得している等もしくは博士課程後期退学(若し、満期点では旨以ても可)、又は応募時点で博士課程後期在学中であり、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められ、JST起業研究者として本事業に専念できる者 2. 研究開発開始時点で大学等に在籍付きで雇用されている期間の合計が10年以下であること 3. 応募時点で任期の定めのない職に就いていないこと 4. 本事業にエフ・オー・エフの6割以上を充てること 5. 原則として、大学等の起業支援組織に所属すること。規則の問題等により止むを得ず起業支援組織に所属できない場合は、その理由を動委して認める場合もある 6. 研究開発期間中、日本国内に居住し、外国出張その他の理由により、長期(1ヶ月以上)にわたって若手研究者ベンチャー創出推進事業(以下「本事業」という。)の研究開発活動を実施できない等の事情がないこと。</p>
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業(若手研究グラント)	<p>明日の産業技術を支える技術シーズの発掘・育成と研究人材の育成を目的として、大学・研究機関等の若手研究者(個人又はチーム)が取り組む優れた研究テーマ(目的指向型基礎研究)に対して助成</p> <p>【募集区分A】①ライフサイエンス分野、②情報通信分野、③ナノテクノロジー・材料分野、④製造技術分野 【募集区分B】⑤環境エネルギー分野 【募集区分C】⑥革新的融合分野 【募集区分D】⑦産業技術に関する社会科学分野 【募集区分E】⑧インテグレーション分野 (i) 国際的技術融合による革新的技術の国際研究連携 (ii) 社会ニーズ対応型国際研究連携</p>	<p>【募集区分A】5,000万円/4年 【募集区分B】5,000万円/4年 【募集区分C】5,000万円/4年 【募集区分D】1,000万円/2年 【募集区分E】5,000万円/4年</p>	<p>【応募区分A-D】 (1) 研究者個人で提案する場合 公募締切日において、常勤又は大学・研究機関等の雇用に よるみなし常勤の研究者であって、原則として、公募締切日 において満40歳未満の者 (2) 研究チームで提案する場合 同一の研究開発を分組して実施する研究者のチーム(1名 の研究者と1名以上の研究分担者より構成)であ っ、次の2つの条件を満たすチーム。 【応募区分E】 日本国内に所在する大学・研究機関等に勤務する若手研究 者と海外に所在する研究機関に勤務する研究者によって構 成される研究チーム</p>	<p>【応募要件】 1. JST起業研究者となる若手研究者(1人)、及びJST起業研究者が所属する大学等の連名による応募であること 2. 応募時点で、JST起業研究者が関与した、ベンチャー企業の創出の核となる研究開発(特許権(出願中を含む)、著作権)があり、本事業による研究開発の実用化に關して、ご本人が所有する大学等による同意が得られていること 3. 前記2の研究開発成果を利用した起業のための構想を有すること</p>
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	イノベーション推進事業(イノベーション)	<p>技術と社会との関わりを結びつけるために、環境重視・人間重視の技術革新・社会革新(イノベーション)の創出に資する技術、低炭素社会構築に資する革新的な課題解決策につながる技術について、以下のカテゴリーのいずれかに該当する探索研究・実証研究を対象として、公募により業務委託</p> <p>(区分A) 社会的問題の技術的解決方法を探索する事業 (区分B) 社会的取組課題・技術課題の抽出等を行う事業 (区分C) 技術シーズを育成し、我が国の産業競争力の強化につなげる事業</p>	<p>【委託額】 1件につき1000万円程度まで</p>	<p>【応募資格】 次の要件を満たす日本国内に登録されている企業、国内に所在する大学・研究機関等及び各種団体等 ① 本事業の遂行に遂行するために必要なマネジメント体制及び能力を有し、本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理・処理能力を有していること ② 本事業の目標達成及び計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること ③ 業務の円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること ④ NEDOを適切に遂行できる体制を有していること。</p> <p>※「大学・研究機関等」とは以下の機関を指す a. 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校 b. 国立研究所 c. 独立行政法人 d. 公設民営研究機関 ※「各種団体等」とは、NPO法人、NGO法人及び地方自治体等、法律に基づき設立された法人を指す。</p>	<p>【応募要件】 1. JST起業研究者となる若手研究者(1人)、及びJST起業研究者が所属する大学等の連名による応募であること 2. 応募時点で、JST起業研究者が関与した、ベンチャー企業の創出の核となる研究開発(特許権(出願中を含む)、著作権)があり、本事業による研究開発の実用化に關して、ご本人が所有する大学等による同意が得られていること 3. 前記2の研究開発成果を利用した起業のための構想を有すること</p>
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	アスベスト含有建材等安全回収・処理等技術開発	<p>本事業では、従来の低濃度アスベストの探知・計測に加え、極低濃度、浮遊状態及び混合物系であっても高い分解能、精度を有するオンサイト式探知・計測技術を開発する。また、今後、極低濃度アスベスト、製品、大量のアスベスト含有廃棄物を適正処理に対応するため、安全性を確保しつつ作業効率性を高めた回収・除去技術、安全性、信頼性の高い無音化・再資源化技術を開発することを目的としている。</p> <p>【研究開発の内容】 ・アスベスト含有製品の簡易探知・計測技術 ・アスベスト含有廃棄物の無害化・再資源化技術</p>	<p>【事業規模】 平成21年度予算(総額、委託)：8000万円(新規)、5000万円以内/年/テーマ</p>	<p>【研究開発目標】 具体的な研究開発目標としては、アスベスト含有製品の使用時、解体・回収・廃棄時において、簡易に探知・計測できる技術(簡易目標、オンサイト式)で検出感度0.1wt%超レベルのアスベスト含有廃棄物の無害化処理又は再資源化段階における安全性、効率性に優れた技術開発目標(処理量5t/日以上)</p>	<p>【応募要件】 次の要件を満たす、単独ないし複数で委託を希望する企業、研究組合、公益法人、独立行政法人、大学等の研究機関 ① 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること ③ NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進するうえで必要とする措置を、適切にできる体制を有していること ④ 企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。など</p>

支援機関	施策名	事業概要	交付金額等	力子301分類	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構	(健康安心イノベーションプログラム)分子イメージング機器研究開発プロジェクト 新製薬性腫瘍分子プロトタイプの基礎技術開発	がんの早期診断、治療に有効な手段である分子プロトタイプ開発の一層の強化、促進を旨とし、「新製薬性腫瘍分子プロトタイプの基礎技術開発」を実施することを目的とする	【事業規模】 平成20年度1.2億円(一般会計)	支援事業 研究開発支援 助成・補助	【研究開発目標】 がんの特異的に発現する分子等の標的に直接作用し、インフラニングリン(ICG)以上の優れた蛍光特性を有する新規の近赤外、波長700~1100nm帯光分子プロトタイプを開発する。また、小動物用近赤外蛍光イメージングシステムを試作し、同システムを用いた分子プロトタイプのがん特異性を定量的に評価するための条件等を明らかにする。 【研究開発項目】 上記目標を達成するために、「分子プロトタイプ要素技術の開発」と「分子プロトタイプ評価システムの開発」とを並行して実施。 ●分子プロトタイプ要素技術の開発 [1]構造的認識ユニットの開発 [2]分光学的認識ユニットの開発 [3]分子プロトタイプ化技術の開発 ●分子プロトタイプ評価システムの開発	【応募資格】 次の条件を満たす、単独ないし複数で委託を希望する企業、研究組合、公益法人等の研究機関 ①当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること ②当該研究開発テーマの委託業務を円滑に遂行するために必要と認められる管理能力を有していること。 ③NEDO技術開発機構が技術開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 ④企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の活用を促す計画及びその実現について十分な能力を有していること、など
独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構	CF3を用いた送電機器の技術開発における課題解決に関する検討	本事業では、ホスト京都議定書を見据えた代替フロン等3ガスを排出削減のための新製薬性腫瘍細胞の一環として、CF3ガス等のSF6代替絶縁ガスを採用し、送電機器(ガス開閉装置(GIS)、ガス遮断器(GOB)等)を開発するための技術的課題について、その対策技術を実験等により検討し、その実用化の可能性について明らかにすることを目的に、委託先を公募する。 【事業内容】 (1)遮断電流20kAクラスの高電圧の粒子挙動解析手法による遮断特性の検討 (2)CF3-CO2混合系における放電時の粒子挙動解析手法の検討	【事業予算】 総額2000万円(平成20年度1800万円、平成21年度200万円)	研究開発支援 助成・補助	【事業内容】 (1)遮断電流20kAクラスの高電圧の粒子挙動解析装置による遮断特性の検討 ①BTF(端子短絡故障)遮断特性の調査、②SF6及びCF3から電流遮断時に発生するフッ素ガス濃度の調査、③電流遮断時に発生するヨウ素及びフッ素の吸着剤を用いた吸着試験 (2)CF3-CO2混合系における放電時の粒子挙動解析手法の検討 ①ボルツマン分布を用いたCF3-CO2混合気体プラズマ中の電子の挙動解析、②CF3-CO2混合気体プラズマ中の時間分解分光計測によるプラズマ光強度の測定、③CF3-CO2混合気体プラズマ中の二原子イオン(CF ⁺ など)発光スペクトルによる気体温度計測手法の確立 (3)委員会を開催 委託先を主体としてCF3ガス等製造メーカー、学識経験者、送電機器製造企業、電力企業又はそれらの団体の代表者、経済産業省、NEDO技術開発機構から構成される委員会を開催することにより、これらの関係者に本プロジェクトの進捗状況を公開し、評価、討議を実施する。なお、委員会の事務局はNEDO技術開発機構内に置くものとする。	【応募資格】 次の条件を満たすことのできる、単独ないし複数で委託を希望する企業、研究組合、公益法人、大学等の研究機関 ①当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 ②当該研究開発テーマを円滑に遂行するために必要と認められる管理能力を有していること。 ③NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 ④当該委託業務の全部又は一部を複数の企業等が共同して責任と役割が示されていること。など
独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構	IPS細胞等幹細胞産業応用促進基盤技術開発	様々な細胞組織に分化できるヒトIPS細胞等幹細胞の産業利活用を促進することを目的として、IPS細胞に固有する以下の基盤技術の開発について、委託先を公募 ・IPS細胞への効率的な誘導因子の探索 ・多様な幹細胞操作技術の成実として、IPS細胞の新規誘導法開発に結びつけることにも、細胞源としてIPS細胞等幹細胞を一般に供給する上で必要となる、細胞の性質や品質を評価する技術や細胞の安定供給を可能とする基盤技術に関する研究開発	【事業予算】 10億円(平成20年度補正予算)、総事業費55億円予定	研究開発支援 助成・補助	【事業内容】 IPS細胞等幹細胞産業応用促進基盤技術開発	【応募資格】 次の条件及び「基本計画」及び「平成20年度実施方針」に記載された条件を満たす、単独又は複数で委託を希望する企業等とする。 ①当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 ②当該委託業務を円滑に遂行するために必要と認められる管理能力を有していること。 ③NEDO技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 ④企業等が単独でプロジェクトに応募する場合、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。等
独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構	地球温暖化防止支援事業「代替フロン等3ガスの排出抑制設備の開発・実用化支援事業」	地方公共団体及び民間企業等における地球温暖化防止への取り組みを促進するため、代替フロン等3ガスを使用する全ての分野、業種を対象に、その排出抑制設備の適用等(特に低圧評価を含む。)に係る技術開発の事業(より実用化に近い応用研究や適用研究などを含めた先導的な事業)に対して、必要な費用の一部を助成する	【事業規模】 平成21年度予算:14億7000万円以内	研究開発支援 助成・補助	【助成対象分野】 ①代替フロン等3ガスの排出を抑制するための設備・システム等の実証研究や実用化研究の事業 ②京都市において、京都市期間中に温室効果ガス削減率1割を達成するもの ③代替フロン等3ガスを含有する製品からの代替フロン等の排出を抑制するための設備・システム等の実証研究や実用化研究の事業 ④京都市期間中に温室効果ガス削減率1割を達成するもの ⑤京都市において温室効果ガス削減率1割を達成するもの	【助成対象事業者】 次の条件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する。原則本邦の地方公共団体、民間企業、技術研究組合、公益法人であることが必要。なお、実用化を目的とする場合、助成対象となる設備の導入事業者とその開発事業者による、役割分担の明確な関係体制が必要。 1)助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有していること。 2)助成事業を的確に遂行するに必要と認められる費用のうち、自己負担分の割合に十分な経理的基礎を有すること。 3)助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。 4)当該助成事業が遂行するために十分に有効な研究開発方針の目的、目標を達成するための具体的な研究開発計画を有すること。 5)当該助成事業のうち当該設備等の開発事業者は、助成事業に係る企業化に対する具体的な計画を有し、その実現に必要な能力を有すること。

支援助機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請内容	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発(うち、研究開発項目③-1触媒を用いる革新的ナノ中分経プロセス基盤技術開発、及び③-2副生ガス有効率分離・精製プロセス基盤技術開発)	化学品の製造プロセスにおけるシンプル化、グリーン化、省エネ化、原材料・資源の多様化・有効利用、さらに、廃棄物の炭素化、空質ナリサイクル等を実現し、産業競争力強化、国産原料の供給を確保し、資源の循環型社会の実現に貢献する革新的なナノ中分経プロセス基盤技術開発、及び③-2副生ガス有効率分離・精製プロセス基盤技術開発	助成・補助	【事業規模】平成21年度予算:7億3000万円以内(新規・委託) ③-1)5億5000万円以内 ③-2)3億8000万円以内	【研究開発内容】資源生産性を向上させる革新的プロセス及び化学品の開発 石油化学、有機性化学品合成、生成物分離、副生ガス分離、副生ガス有効率向上、副生ガス削減が可能となる革新的なプロセスを開発するために必要な触媒、材料、材料、吸着剤、選択的加熱法による革新的な技術を開発	【応募資格】次記の条件並びに基本計画及び平成21年度実施方針に添った条件を満たす、単独ないし複数が受託を希望する企業、研究組合、公益法人、独立行政法人、大学等の研究機関が応募資格のある法人 ・当該技術又は関連技術についての研究開発の進捗が有るか、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること ・当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること ・NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること ・企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること、等	【応募資格】次の条件を満たす、単独ないし複数共同研究を希望する民間企業、公的研究機関及び大学 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の進捗が有るか、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること (2)当該共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営(運営)基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること (3)NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が当該共同研究事業に応募する場合、当該共同研究事業から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること、また、大学や公的研究機関等の単独応募は不可とする (5)研究組合、公益法人等が代表して応募する場合、参画する各企業等が当該共同研究業務から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等及び組合等それぞれの明確な責任と役割が示されていること、など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	バイオマスイエネギー転換委業技術開発	バイオマスイエネギーの利用技術の分野で2015年度の実用化と商業化の両立を目的とする革新的な技術開発 【対象とする技術分野】2015年度に実用化が期待される周辺要素技術(関連要素技術(ポトルネットワーク技術))	助成・補助	【事業規模】約1.5億円(平成21年度NEDO負担) NEDO負担額の上限:1テーマ当たり5000万円以下/年 【費用負担額】・事業費の2/3をNEDOが負担	【本項公業の対象となる技術課題】(1)バイオマスの収集・運搬・前処理に関し、コスト、エネルギー消費量等のポトルネットワークの解消を可能とする、周辺要素技術・関連要素技術の研究開発 (2)バイオエタノール製造に関する要素技術 (3)バイオエタノール製造の実用化の妨げとなっているポトルネットワークの解消を可能とする、周辺要素技術・関連要素技術の研究開発 (4)その他のバイオ燃料(液体および気体燃料)製造に関する要素技術 (5)バイオエタノール以外のバイオ燃料(液体および気体燃料)製造に関し、実用化の妨げとなっているポトルネットワークの解消を可能とする、周辺要素技術・関連要素技術の研究開発	【応募資格】次の条件を満たす、単独ないし複数共同研究を希望する民間企業、公的研究機関及び大学 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の進捗が有るか、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること (2)当該共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営(運営)基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること (3)NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が当該共同研究事業に応募する場合、当該共同研究事業から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること、また、大学や公的研究機関等の単独応募は不可とする (5)研究組合、公益法人等が代表して応募する場合、参画する各企業等が当該共同研究業務から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等及び組合等それぞれの明確な責任と役割が示されていること、など	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	提案公募型開発支援研究協力事業	開発途上国単独では解決困難な技術課題・技術ニーズに対することともに、途上国における研究開発能力の向上を図ること、かつ、我が国の技術力、研究開発能力を有効につつ、開発途上国の研究機関と共同研究を実施し、併せて研究者の受け入れ等に対して、助成する。	助成・補助	【作当たり助成額】7000万円(税込のみ)/年を上限	【対象国】東アフリカを中心としたODA対象国 【助成対象事業】・開発すべき技術的課題があること ・相手国の研究機関等の要望を踏まえた研究協力事業であること ・主たる研究実施場所を相手国内に確保していること ・同一国において既に終了又は実施中の事業が存在しないこと ・事業期間が2事業年度以内であること ・事業期間が2事業年度以内であること ・進捗評価が行えるよう、各事業年度の事業が明確に設計されていること ・研究の実施又はその成果の活用が新たな環境負荷の増大につながらないこと ・提案者が主たる研究実施者となっており、自ら予算の50%以上を執行する計画となっていること ・数年以内に研究成果の実用化が具体的に検討されていること	【助成対象事業者】助成対象事業者は、日本法人(民間企業、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人等)であって、次の要件を満たす者とする ・開発途上国の研究機関等と共同して実施することが困難な研究開発を、当該研究機関等を補完して実施する技術的能力を有すること ・当該研究開発を行うに当たっての体制(相手国との協力体制等)を整備していること ・関連分野の研究開発等に関する実績を有すること ・研究実施場所を海外(相手国内)に確保し、それらを運営・管理できる能力を有すること ・助成事業遂行に必要な経営基盤を有し、かつ経理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有すること ・NEDO技術開発機構の要請に応じ、NEDO技術開発機構本部(本部所在地)において経理その他の説明・報告(日本語)ができる体制を有すること	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	相模新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業	地球レベルで新エネルギー・省エネルギーを設備導入するに当たって、取り組むを円滑化するため、地方公共団体等が当該地域における新エネルギー・省エネルギーの設備導入を図るために必要な「ビジョン」策定調査、及び事業化に向けた必要となる「ビジョン」策定調査、及び事業化に向けた必要となる「ビジョン」策定調査、及び事業化に向けた必要となる「ビジョン」策定調査、及び事業化に向けた必要となる「ビジョン」策定調査	助成・補助	【補助額】定額(上限800万円)	【補助対象事業】以下の調査に要する費用(謝金、旅費、諸経費)を補助する (1)地球エネルギー・省エネルギー策定調査 (2)重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 (3)事業化フェーズビジョン策定調査	【補助対象事業】(1)地球エネルギー・省エネルギー策定調査 ・地方公共団体(広域地連を含む) ・地方公共団体の広域地連に所属する法人 (2)事業化フェーズビジョン策定調査 ・当該事業を実施する者	

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	カネヨリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	カーボンアロイ触媒の性能検証に係る先導研究	平成21年度は、カーボンアロイ触媒が強化反応系のみならず、還元反応系及び環境触媒としての触媒性能を持つかどうかを実験検証する必要がある。また、カーボンアロイ触媒の国内外の技術開発動向や特許動向把握、ユーザニーズのヒアリングを通じ、将来的な開発シナリオを決定する。また、カーボンアロイ触媒のポテンシャルとして、シムタルブタ、カーボンアロイ触媒のプロセスのグリーン化が挙げられるが、これら社会的インパクトについても評価する。 【事業内容】 (1)カーボンアロイ触媒を用いた化学反応の実験検証 (2)カーボンアロイ触媒に関する動向把握 (3)カーボンアロイ触媒に関する社会的インパクト評価 (4)提言	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援	【事業規模】 2,000万円未満(予算額)	【事業内容】 (1)カーボンアロイ触媒を用いた化学反応の実験検証 (2)カーボンアロイ触媒に関する動向把握 (3)カーボンアロイ触媒に関する社会的インパクト評価 (4)提言 【応募資格】 下記の三項目全てを満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。 ①当該技術または関連技術についての研究開発計画を有し、かつ、目標の達成及び研究開発計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。 ②当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。 ③NEDO技術開発機構が事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。	【応募資格】 「基本計画」に取組まれた条件を満たす、複数で委託事業(ステージI)または助成事業(ステージII)を希望する企業、独立行政法人、大学等の研究機関
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	ナノテク先端部材実用化研究開発	革新的ナノテクノロジー(技術戦略マップ等を活用し、産業戦略上の重要性を考慮して選定)を活用し、川上と川下の連携、事業種・異分野の連携で行うナノデバイス化開発について、ステージゲート方式によって絞り込みを行うことを前提に(ステージIは委託、ステージIIは助成)実施する。	助成・補助	研究開発支援	【事業規模】 7千万円/年を上限 ・ステージII(実用化研究開発) 2億円/年を上限	【事業内容】 (1)革新的ナノテクノロジーの活用により、5分野(情報家電、燃料電池、ロボット、健康・福祉・機器・サービス、環境、エネルギー、機器・サービス)におけるキーデバイスのためのシナリオを確立する。なお、最終目標とするキーデバイスの特性の自違がつくサンプルを、企業、大学等の外部機関に対してステージ終了時点で、評価のためにラボレベルで提供出来る状態まで技術を確認する。 【ステージII(2/3助成)】 「革新的ナノテクノロジーの活用による、ステージIないしは既存のNEDO技術開発機構のプロジェクトや自社開発等を通じて得られたナノテクノロジーを基に、5分野(情報家電、燃料電池、ロボット、健康・福祉・機器・サービス、環境、エネルギー、機器・サービス)におけるキーデバイスの実用化に向けた試験・評価、製品試作等の研究開発を助成する。なお、最終目標とするキーデバイスの特性を有するサンプルを、企業、大学等の外部機関に対してステージ終了時点で、評価のためにラボレベルで提供出来る状態まで技術を確認する。	【応募資格】 「基本計画」に取組まれた条件を満たす、複数で委託事業(ステージI)または助成事業(ステージII)を希望する企業、独立行政法人、大学等の研究機関
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発(うち、研究開発項目③-2規制性ナノ多孔体精密分離膜部材基盤技術の開発)	産業分野の約30%超のエネルギーを消費している化学・石油潤滑産業では、そのうち約40%のエネルギーが、分離精製を目的とする蒸留プロセスで消費されている。そのために産業分野では長年に渡って効率改善に努力し、その技術は高度に洗練され、改善効率は頭打ちになっている。更なる大規模な省エネルギー化を達成するためにはアプローチ手法の革新的転換が必要であり、それを可能にするための膜分離技術の開発に対して、研究費を支援する。 【研究開発項目③-2】 「資源生産性を向上できる革新的プロセス及び化学品の開発(先)規制性ナノ多孔体精密分離膜部材基盤技術の開発」	助成・補助	研究開発支援	【事業規模】 平成21年度予算:2億6700万円	【応募資格】 次の条件並びに「基本計画」に取組まれた条件を満たす、複数で委託を希望する企業、研究組合、公益法人等の研究機関が提案資格のある法人 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発計画の遂行に必要な組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に提案する場合は、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など	【応募資格】 「基本計画」に取組まれた条件を満たす、複数で委託事業(ステージI)または助成事業(ステージII)を希望する企業、独立行政法人、大学等の研究機関

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	革新的省エネ・セラムックス製造技術開発	従来フライング・セラムックス材料では作製が困難であった複雑形状付与や大型化を課題とし、製造プラントの省エネ化と製品品質向上に貢献しうる革新的省エネ・セラムックスの製造技術を開発することとを目的としており、そのために、まず、革機能中空小型ユニットを一体化して大型機能形状の新材を得るための基礎技術として、以下の研究開発に対して、助成する。 1) ニアネット成形成・接合技術の開発、 2) ユニットの高機能化技術の開発 3) 遠隔技術を部材化に円滑に発展させるための革新的省エネ・セラムックスの部材化技術開発	助成・補助	【事業規模】 平成21年度予算：2億3480万円	【助成対象事業】 助成事業として次の要件を満たすことが必要 1) 基本計画に定められている研究開発項目の実用化開発であること 2) 助成事業終了後、本事業の産出により、国内生産・雇用の拡大、内外ライセンシング収入、国内生産波及・誘発効果等の利益性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、ハックアップも含め、具体的に説明すること。 【助成対象事業者】 以下の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、研究組合、公益法人等の研究機関であること 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること。 【助成対象事業者】 次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、研究組合、公益法人等の研究機関(原則、国内に研究開発拠点を有していること。)であることが必要 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 3) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 4) 当該助成事業が、別途定める基本計画の目標を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。 など	【応募資格】 ●委託事業(共通基礎技術)及び平成21年度実施方針に「基本計画」に定められている研究開発項目の共同申請者(特許を有しない)を優先し、複数の委託事業(共同基礎技術)のある企業、研究組合、公益法人等の研究機関が共同申請者となること。 1) 当該技術又は関連技術についての研究開発の業績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要となる組織、人員等を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について充分な管理能力を有していること。 ●助成事業(実用化技術) 以下の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、研究組合、公益法人等の研究機関であること 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること。 【助成対象事業者】 次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、研究組合、公益法人等の研究機関(原則、国内に研究開発拠点を有していること。)であることが必要 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 3) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 4) 当該助成事業が、別途定める基本計画の目標を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。 など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	半導体微細材料の高度評価基礎開発	回路の消費電力低減に必要となる各種材料等の開発のネットワークとなっており、製造プラントでの材料開発の相互影響まで評価可能な統合 部材開発ツールを開発し、情報通信機器の高機能化、低消費電力等の要求を満たす半導体集積回路材料の開発基礎技術を開発し、消費電力低減をもたらす高性能半導体部材の開発に対して、助成する。	助成・補助	【事業規模】 平成21年度予算：5970万円	【助成対象事業】 助成事業として次の要件を満たすことが必要 1) 基本計画に定められている研究開発項目の実用化開発であること 2) 助成事業終了後、本事業の産出により、国内生産・雇用の拡大、内外ライセンシング収入、国内生産波及・誘発効果等の利益性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、ハックアップも含め、具体的に説明すること。 3) 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。 4) なお、当該助成事業終了後、追跡調査や報告書の取得状況及び事業化状況調査(バイドール・パフォーマンス調査)に協力すること	【助成対象事業者】 次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、研究組合、公益法人等の研究機関(原則、国内に研究開発拠点を有していること。)であることが必要 1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること 2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 3) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること、 4) 当該助成事業が、別途定める基本計画の目標を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。 など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	エネルギー使用合理化事業 省エネ事業	事業者が計画した総合的な省エネへの取り組みにおいて、省エネ効果が高い効果が高い取り組みについて、総合的な省エネ効果の最大化等、事業者等が認定する運輸関連事業の取り組みを重点的に支援する。	助成・補助	【事業規模】 約296億円(平成21年度予算) 【作当たりの助成額】 A. 省エネ設備設置に係るもの(直接NEDOに申請する省エネ事業者) a. 単独事業 b. 共同申請者(補助金)の上乗率1/3以内 B. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) a. 単独事業 b. 共同申請者(補助金)の上乗率1/3以内 C. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) a. 単独事業 b. 共同申請者(補助金)の上乗率1/3以内 D. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) a. 単独事業 b. 共同申請者(補助金)の上乗率1/3以内	【対象事業者】 A. 省エネ設備設置に係るもの(直接NEDOに申請する省エネ事業者) B. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) C. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) D. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) E. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) F. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) G. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) H. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) I. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者) J. 省エネ設備導入に係るもの(間接NEDOに申請する省エネ事業者)	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	次世代自動車専用高性能蓄電システム技術開発	プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の早期実用化に資するために、高性能かつ低コストな二次電池及びその周辺機器の開発を行うことを目的に、高性能リチウムイオン電池とその構成材料及び周辺機器(モーター、電池制御装置等)の開発、新製法の確立に基づく革新的な電池の構成とそのための材料開発及び電池の降圧制御技術の開発、加速寿命試験法の開発、劣化要因の降伏と電池性能向上因子の抽出、安全性基準及び電池試験法基準の策定等に対して、委託する。	助成・補助	【委託額】 年間2000万円/件(税込)が上限	【委託事業の内容】 次世代の蓄電に要求されるコスト、寿命、安全性、エネルギー密度、出力密度等の圧力的な性能向上のためには、現状の技術レベルの延長線上にある技術開発だけではなく、新たな技術レベルの開発が求められる。本事業は、現在見込まれている技術レベルを向上させること、現行レベルで対応可能な技術開発が不可欠であること、現状レベルでのコストや性能向上の見通しを打破するよう革新的な技術開発、蓄電材料及び電池システムの革新的な技術開発、電池及び電池構成材料の解析、評価技術等の開発を実施する	【応募資格】 本事業に係る「基本計画」及び平成21年度実施方針に「基本計画」に定められている研究開発項目の共同申請者(特許を有しない)を優先し、複数の委託事業(共同基礎技術)のある企業、研究組合、公益法人等の研究機関が共同申請者となること。 1) 当該技術又は関連技術についての研究開発の業績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要となる組織、人員等を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について充分な管理能力を有していること。 2) NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。 3) 当該技術開発が単独で進められる場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の事業化を図る計画及びその実現について充分な意志及び能力を有していること。 など

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	資源対応力強化のための革新的製鉄プロセス技術開発事業	製鉄プロセスにおける革新的省エネルギーの達成と資源対応力を強化するために、以下の研究開発を助成する。 (1)革新的製鉄プロセスの組成・構造条件の探索 (2)革新的製鉄プロセスの製造プロセスの開発 (3)革新的製鉄プロセスによる高炉操業プロセスの開発	助成・補助	※平成21年度政府予算原案を前提として公募を実施	【応募資格】 次の条件並びに「基本計画」及び「平成21年度実施方針」並びに課題設定型研究開発助成事業交付規程に記載された条件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する企業、研究組合等の研究機関が応募資格のある法人 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の進捗を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独で当該研究開発助成事業に応募する場合、当該研究開発助成事業から得られた研究開発成果の活用を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。 など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	省水型・環境調和型水循環プロジェクト	我が国が強みを持つ隣技術を始めとする水処理技術強化するとともに、こうした技術を活用して、省水型・環境調和型水循環システムを構築し、国内外での普及支援等を推進し、さらには省水型・環境調和型の水資源管理技術を国内外に普及させることで、水資源管理における省エネ、産業競争力の強化に資することを目的とし、以下の研究開発項目に対して、助成する。 【公募対象研究開発項目】 1.水循環要素技術開発 2.省エネ型膜分離活性汚泥法(MBR)技術の開発 3.有用金属・有害物質の分離・回収技術の開発 4.高効率難分解性物質分解技術 2.水資源管理技術研究開発 1)水資源管理技術の国内外への展開に向けた調査検討 2)水資源管理技術の国内外への展開に向けた調査検討	助成・補助	【平成21年度事業規模】 11億1,000万円(100%委託) 1.水循環要素技術開発 2.省エネ型膜分離活性汚泥法(MBR)技術の開発:1億円 3.有用金属・有害物質の分離・回収技術の開発:7,000万円 4.高効率難分解性物質分解技術:7,000万円 2.水資源管理技術研究開発 1)水資源管理技術の国内外への展開に向けた調査検討:5億3,000万円 i)実証研究フェーズ1(1件最大2,000万円目途) ii)実証研究フェーズ2(1件最大2,000万円目途)	【応募資格】 「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす単独ないし複数で委託を希望する企業、研究組合、公益法人等の研究機関が応募資格のある法人 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の進捗を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独で当該研究開発助成事業に応募する場合、当該研究開発助成事業から得られた研究開発成果の活用を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。 など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	次世代高効率エネルギー利用型生体システム技術開発・実証事業	省・住宅内における直流通システムが普及する時代にそなえ、住宅内交流・直流通システムにおける省エネルギー効率を向上させ、普及促進のための機能を合わせて検討することにより、民生部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献することを目的とし、以下の研究開発項目に対して、助成する。 【研究開発項目】 (1)「住宅内交流・直流通併用システムの実証」 (2)「住宅内直流通記録・情報ネットワーク融合可能性」	助成・補助	【事業規模】 平成21年度予算事業規模:28億5,000万円	【応募資格】 「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす、単独ないし複数で委託を希望する大学、企業等(団体を含む)の研究機関が応募資格のある法人 (1)当該技術又は関連技術の研究開発の進捗を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員、体制等を有していること。 (2)共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を適切に遂行できる体制を有していること。 (4)当該プロジェクトの研究開発成果の活用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。 など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	革新型蓄電池先端科学基礎研究事業	電池の基礎的な反応メカニズムを解明することによって、既存の蓄電池の更なる安全性等の信頼性向上、並びにカブリン車並の走行性能を有する本格的電気自動車用の蓄電池(革新型蓄電池)の実現に向けた基礎技術を確立することを目的とし、本研究開発に対して、助成する。	助成・補助	【事業規模】 平成21年度予算事業規模:28億5,000万円	【応募資格】 「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす、単独ないし複数で委託を希望する大学、企業等(団体を含む)の研究機関が応募資格のある法人 (1)当該技術又は関連技術の研究開発の進捗を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員、体制等を有していること。 (2)共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を適切に遂行できる体制を有していること。 (4)当該プロジェクトの研究開発成果の活用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。 など

支援助機関	実施名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>	<p>メーノコア・プロセッサ技術（グリーンITプロジェクト）先導研究</p>	<p>事業概要 本先導研究では、想定する製品やサービスの機能・内容を含め、処理性能、消費電力等の要求条件を明確化する。その上で、募集する技術項目について、有望と想定される方式を用いてチップからシステムにいたる概念設計を行い、それらの方式の実現可能性を評価・検証し、本格的な開発に向けて取り組むべき技術開発課題と技術目標を明らかにする。研究開発に対して助成する。さらに、一度の低電力消費・性能向上を目指し、コア数256以上で顕著なる次世代オンチップネットワーク技術の実現可能性を検討し、本格的な開発に向けて取り組むべき技術開発課題と技術目標を明らかにする。研究開発に対して助成する。</p>	<p>助成・補助 研究開発支援</p>	<p>【平成21年度事業見積】 【募集定額】：1億5,000万円（新規、委託事業）</p>	<p>【研究課題】 1.メーノコア・プロセッサ技術の先進研究 a) 市場の可成り性評価と要求条件の明確化 b) メーノコア・プロセッサ向けのコンパイラ方式及びアーキテクチャの実現可能性検証 c) メーノコア・プロセッサの構成方式の実現可能性検証 d) メーノコア・システムネットワーク方式の先導研究 2.次世代オンチップネットワーク方式の先導研究 上記の基礎技術の次世代化を目標に置いて、面積占有率、消費電力、レイテンシ増大等の問題を克服しながら、各種プロセッサコアを1024個程度まで接続可能とするオンチップネットワーク技術の可能性検証のため、世界的な研究開発状況を把握しつつ、以下の研究開発を行う。 ①コア間ネットワークの性能向上・低消費電力化技術の実現可能性の検証 ②メモリシステム・最構成とその利用技術の実現可能性の検証 ③複数種類のIPコアを相互接続するためのインターフェース技術発達の検討</p>	<p>【応募資格】 次の条件、及び平成21年度実施方針に示された条件を満たす。単独又は複数で応募を希望する企業、研究組合、公益法人、独立行政法人、大学等が応募資格を有し、かつ、当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤が揃っており、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 (3) NEDO技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。ただし、国外企業の特別の研究開発拠点や、研究施設等の活用。あるいは国際標準獲得の観点からの国外企業との連携が必要な場合はこの限りではない。</p>
<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>	<p>イノベーション推進事業（実用化）</p>	<p>【助成対象】 (1) 産業技術実用化開発助成事業 (2) 研究開発型ベンチャー技術開発事業 (3) 次世代戦略技術実用化開発助成事業</p>	<p>助成・補助 研究開発支援</p>	<p>【助成率】 (1) 助成対象費用の1/2以内 (2) 助成対象費用の2/3以内 (3) 助成対象費用の2/3以内 【件当たりの助成金額】 (1) 年間5000万円まで (2) 年間1億程度まで</p>	<p>【応募資格】 助成対象事業者としては、次の要件を満たすことが必要 ①日本に登記されている企業、技術研究組合の認可を受けた技術研究組合であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 ②助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 ③助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の拠出に充たすための財務的基礎を有すること。 ④助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること。 ⑤助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。 ⑥技術に関連する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせるために活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力を有することにより、イノベーションを実現する可能性を有する者。</p>	<p>【応募資格】 応募資格のある法人は、次の条件並びに「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす。単独又は複数で応募を希望する民間企業等。 (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤が揃っており、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 (3) NEDO 技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。 (4) 民間企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について充分な能力を有していること。 など</p>
<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>	<p>超高密度ナノビット磁気記録技術（グリーンITプロジェクト）</p>	<p>【研究開発項目】 (1) 超高密度ナノビット磁気記録技術の研究開発 (2) 超高性能磁気ヘッド技術の研究開発 (3) 超高精度ナノアトミック加工技術の研究開発 (4) ハードディスクドライブシステム化技術の研究開発</p>	<p>助成・補助 研究開発支援</p>	<p>【事業見積】 2億8000万円（平成21年度予定）</p>	<p>【公衆内容】 ①超高密度ナノビット磁気記録技術の研究開発 ②超高性能磁気ヘッド技術の研究開発 ③超高精度ナノアトミック加工技術の研究開発 ④ハードディスクドライブシステム化技術の研究開発</p>	<p>【応募資格】 応募資格のある法人は、次の条件並びに「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす。単独又は複数で応募を希望する民間企業等。 (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤が揃っており、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 (3) NEDO 技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。 (4) 民間企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について充分な能力を有していること。 など</p>

支援機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	海上風力発電等技術研究開発(海上風況観測システム実証研究)	海上風況観測システムを設置して我が国固有の気象・海象・海象・海象(海上風、波浪/潮流)特性の把握・検証 必要要件として、これらの自然条件に適合した、海上風況観測システム技術等を構築することを目的として、以下の研究開発項目について、公募・委託する。 【研究開発項目】 (1)海上風況観測システムの構築 (2)海上風況観測システムの構築(外部要因の評価) (3)気象・海象(海上風、波浪/潮流)特性の把握・検証 (4)海上風況観測システムの設計指針(案)の作成 (5)環境影響調査 (6)その他、海上風況観測システム技術の確立に必要な事項 【研究開発項目】 (1)海上風況観測システムの構築 (2)海上風況観測システムの構築(外部要因の評価) (3)気象・海象(海上風、波浪/潮流)特性の把握・検証 (4)海上風況観測システムの設計指針(案)の作成 (5)環境影響調査 (6)その他、海上風況観測システム技術の確立に必要な事項	助成・補助	【事業規模】 平成21年度、約2億5,000万円(総額15億円)を予定 ※研究開発費は、2億5,000万円(総額15億円)を予定 ※研究開発費は、2億5,000万円(総額15億円)を予定	【提案の要件】 提案は、次の(1)~(4)の要件を満たすものとする (1)NEDO技術開発機構の目的を達成すべく、基本計画・実施方針に記載の研究開発項目に基づいた具体的研究開発項目・内容・計画の提案であること (2)我が国の気象・海象特性を把握するために必要な設備であって実現可能な研究開発を行う提案であること (3)海上風況観測システム設置に必要な海域を確保できることと同海域における自然公園、水産業協同組合および港湾管理者等の社会的制約をクリア出来る可能性が極めて高いこと (4)提案は「研究開発内容」の1)海上風況観測システム技術の確立と2)環境影響評価手法の確立等は、併せて提案することによること (5)提案は、各々の研究開発項目について部分提案はなく、全体提案とする。	【応募資格】 次の条件を満たす、企業、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人等(以下企業等)からの応募を受け付けること (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費を賄うことができること (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた成果をもとに実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	海上風力発電等技術研究開発(海洋エネルギー先導研究)	現在の海洋エネルギーにおける課題としては、法的規制や環境への影響など、陸上における再生可能エネルギーの導入には運用上の課題が、事業化に向けての大きな問題としてコストが高いことが挙げられている。本事業ではこれらの課題を抜本的に解決できる可能性を秘めた、将来性の高い革新的な技術について、その実現可能性の検証も含めた研究開発、室内試験等を行うことにより、海上風力発電技術の補助的利用の可能性の調査だけでなく、断続して革新的な技術にも負うことを目的とし、以下の研究対象に対して公募・委託する。 【対象となる海洋エネルギー技術】 ・波力発電、潮流発電、潮流発電、海洋温度差発電、その他海洋エネルギーを利用した発電技術	助成・補助	【事業規模】 予算額:5000万円程度(予算には変動があり得ます) 事業費:提案あたり1000万円未満(複数年度の場合は総提案額が1000万円未満)	【応募資格及び提案の要件】 次の条件を満たす、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人、企業等(以下大学・企業等)からの応募を受け付けること (1)提案の研究段階が基礎研究レベルであること(研究開発型等を利用した室内試験・シミュレーション等が必要とするレベルを主に対象とし、実機を用いた実証試験レベルのものも対象外とする) (2)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (3)我が国の海洋特性を十分理解し、海洋(波浪・潮流特性等)に関する研究実績をもつ研究者が研究体制に言及されること (4)室内試験等を行う場合、有効な試験を行える施設等(不規則波などの実際の海洋環境を再現できる施設等)が準備でき、それらを利用した研究・解析ができること (5)本研究開発を終了後も、得られた成果をもとに実用化に向けて研究開発を続けたいという体制を有していること、など	【応募資格】 次の条件を満たす、企業、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人等(以下企業等)からの応募を受け付けること (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費を賄うことができること (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた成果をもとに実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	戦略的先端ロボット要素技術開発プロジェクト(II) サービロボットの分野研究開発項目<2>(高橋省対応コミュニケーションシステム)	国際的にもトップレベルにある我が国ロボット技術を活用して、我が国がかかっている少子高齢化・労働力の減少・国際競争力の激化、地震などの大規模災害への不安といった社会問題を解決していくことが期待されており、2015年度に懸念される市場ニーズおよび社会ニーズから導かれる3分野7ミッションを達成する実用的なロボットを開発することを目的に、ロボティクスシステムおよび要素技術の研究開発を進めている。今回は、『サービロボットの分野 <2> 高齢者対応コミュニケーションシステム』についての公募を行う。	助成・補助	【事業規模】 平成21年度予算:約7000万円(総事業費:約1億3000万円)	【応募資格】 次の条件を満たす、企業、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人等(以下企業等)からの応募を受け付けること (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費を賄うことができること (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた成果をもとに実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など	【応募資格】 次の条件を満たす、企業、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人等(以下企業等)からの応募を受け付けること (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費を賄うことができること (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた成果をもとに実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	新エネルギーベンチャー技術革新事業	中小ベンチャー企業等が保有している潜在技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創成と拡大等を目的とした事業化を支援することを目的とし、とらため、新エネルギー等の分野における技術の選択肢を拡大するとともに、ベンチャー企業等の革新的な技術に対し、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み込み、必要に応じて、新エネルギー等の自立的な発展を加速化する。	助成・補助	【(件当たり)総額】 フェーズ1:1,000万円以内/年(委託:NEDO技術開発機構負担率10/10) フェーズ2:5,000万円以内/年(委託:NEDO技術開発機構負担率10/10)	【応募資格】 次の条件を満たす、企業、大学、研究組合、独立行政法人、公益法人等(以下企業等)からの応募を受け付けること (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の遂行に必要と認められる組織・人員等を有していること (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経費を賄うことができること (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた成果をもとに実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること、など	【申請者の要件】 ・企業(ベンチャー)・中小(大企業)・大学等法人格を有する機関であること ・専任的にベンチャーキャピタル等からの外部資金の調達も含め、事業拡大を担い、ベンチャーキャピタル等からの資金を調達する機会(マッチング)への参加が可能であること ・上場企業の場合、カーブアウト等による起業を行い、事業拡大を行うこと ・大学等の場合、起業を行い、事業拡大を行うこと ・関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要な組織、人員等を有していること、等

支援機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	イノベーション推進事業(大発)	大学の優れた技術シーズを実用化に効果的に結びつけることを通じて、我が国の技術水準の向上、イノベーションの促進を図ることを目的に実施する事業である。具体的には、大発等の有する優れた技術シーズを実用化するために、民間企業と大発等が連携して実施する研究開発事業を対象とし、技術移転を扱う組織や民間企業に助成金を交付する。	助成・補助	【助成率】 助成費用の2/2,3が上限 【助成額】 1年度500万円程度まで(ただし、新相提案時の下限は1年度1,000万円)	【対象となる研究分野】 科学技術基本計画において示された重点化指針等に対応した新たな産業・雇用創出に資する技術課題で、(1)ライフサイエンス、(2)情報通信、(3)環境、(4)ナノテクノロジー、(5)エネルギー、(6)先進技術(ものづくり技術)、(7)社会基盤、(8)フロンティアの分野(原子力等を除く)	【支援対象】 企業(団体等含む)、大学・独立行政法人等(国立学校法人を含む)、技術移転機関(TLO)	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	省エネルギー革新技術開発事業	大幅な省エネルギー効果を発揮する革新的な技術の開発によりCool Earth-エネルギー革新技術計画」に貢献することを目的にエネルギーイノベーションプログラムの一環として実施する。	助成・補助	(1): 上限1億円程度(NEDO負担率100%) (2): 上限1億円程度(NEDO負担率100%) (3): 上限3億円程度/年(補助率2/3) (4): 上限5億円程度/年(補助率1/2) (5): 上限1,000万円未満/年(NEDO負担率100%)	【対象事業者】 本事業に応募できるのは、次の①から④に記載された条件を満たす。原則として、日本国内に研究開発拠点を有している企業、独立行政法人、大学等の法人(単独または複数)を対象とする。但し、国外法人の特別の研究開発能力・研究施設等の活用、国際標準獲得等を目的に、必要な部分に関しては、国外法人との連携により実施することができる。 ①本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること ②本事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分が調達に際して十分な財務的基礎を有すること。 ③本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制前及び処理能力を有すること。 ④本事業に係る企業化に対する具体的な計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。	【支援対象】 企業(団体等含む)、大学・独立行政法人等(国立学校法人を含む)、技術移転機関(TLO)	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	ハイオマエエネルギー先導技術研究開発	ハイオマエエネルギーの転換、利用技術等の分野で2015～2030年頃の商用化と循環型社会の実現を目指すことを目的として、従来技術に比べ、新規で画期的に優れた日本独自のハイオマエエネルギー技術等の開発・支援する革新的な基礎技術の研究開発をNEDO技術開発機構からの委託事業として実施する。	助成・補助	【事業規模】 平成21年度約3,000億円 1テーマ当たり2,000万円程度/年	【応募資格】 応募資格のある法人は、以下の条件並びに「基本計画」及び「平成21年度重点技術方針」に記載された条件を満たす。単独又は複数で受託を希望する企業等とする。 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金・設備等について充分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする情報委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の会社、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の活用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること。等	【支援対象】 企業(団体等含む)、大学・独立行政法人等(国立学校法人を含む)、技術移転機関(TLO)	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	立体的先進機能集積回路(ドリーチームチップ)技術開発	デジタル・アナログ回路や微小可動機構の積層技術、さらには三次元的に積層したチップに対し後からプログラムを書き換えて機能を発現させる技術など、これまでにない三次元化技術により、新たな機能の発現と飛躍的な性能向上を実現する立体的先進機能集積回路技術の確立することを目的とし、以下について委託先の公募を行う。 【研究開発項目】 (1)多機能高密度三次元集積化技術 (2)複数面並列対応通信三次元アナログ技術 (3)三次元回路再構成可能アナログ技術	助成・補助	【限度額】 2億3,000万円以内	【対象となる研究分野】 ①挑戦的技術分野(委託事業) ②先端研究分野(委託事業) ③実用化研究分野(助成事業) ④実証研究分野(助成事業) ⑤事前研究(委託事業)	【支援対象】 応募資格のある法人は、次の条件、「基本計画」及び「平成21年度重点技術方針」に記載された条件を満たす。単独又は複数で受託を希望する企業等とする。 (1)当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織・人員等を有していること。 (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の充分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の活用化計画の実現について充分な能力を有していること。 (5)研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業が当該プロジェクトの研究開発成果の活用化計画とその実現について充分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。など	【支援対象】 企業(団体等含む)、大学・独立行政法人等(国立学校法人を含む)、技術移転機関(TLO)

支援機関	施策名	事業概要	交付手法	交付金額等	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	生活支援ロボット実用化プロジェクト	生活支援ロボットとして産業化が期待されるロボットを対象に開発者が密接に連携しながら本質安全・機能安全に依る試験を行い、安全性等のデータを取得・蓄積・分析し、具体的な安全検証手法の研究開発を実施。 本プロジェクトは、以下の5つの研究開発より構成される。 研究開発項目① 生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発 研究開発項目② 安全技術を導入した移動作業型(操縦が中心)生活支援ロボットの開発 研究開発項目③ 安全技術を導入した移動作業型(自律が中心)生活支援ロボットの開発 研究開発項目④ 安全技術(密着)型生活支援ロボットの開発 研究開発項目⑤ 安全技術を導入した操縦型生活支援ロボットの開発	助成・補助 研究開発支援	【事業規模】 約1,600万円 【総事業費】 約6,000万円	【応募資格】 研究開発項目①～⑤の実施者には次の3点を条件に加味する。 a. 研究開発項目①の準備者において、プロジェクト終了後に公的な試験・認証機関として構築可能な機関が代表となること。そして、プロジェクト終了後に継続して自主運営による試験・認証可能なビジネスモデルの構築が可能となること。 b. 研究開発項目②～⑤の実施者(「グループ1」)として提案する研究代表者は、今後10年以内(生活支援ロボット)の事業化を予定していること。そして、そのビジネスモデルの構築が可能となること。 c. プロジェクトの主旨から、研究開発項目①②③④⑤の公平性が重要な要素であるため、研究開発項目①②の応募者は研究開発項目②③④⑤への応募、研究開発項目②③④⑤の応募者は研究開発項目①への応募がそれぞれできないこと。ただし、応募者が大学または研究機関であって、異なる学科・研究室等の場合は、この限りではない。	【応募資格】 次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。 (a)当該技術または関連技術についての事業実績を有し、かつ、事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。 (b)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 (c)NEDO技術開発機構が事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	次世代パワーエレクトロニクス技術開発(グリーンITプロジェクト)	データセンタやその電力源としての分散型太陽光発電システムにおいて交流・直流変換等、電力制御に用いられているパワーデバイス等、従来のシリコンバイド(Si)を用いたものとする技術開発を行うとともにシステムレベルでの実証を行う。これにより、電源で発生するエネルギー損失を飛躍的に削減する技術を確立するため、以下の研究開発項目を実施する。 【研究開発項目】 (1)SiCパワーデバイスを用いたデータセンタ用サーバー電源技術開発 (2)SiCパワーデバイスを用いた太陽光発電用パワーコンティン्यूア技術開発 (3)次世代SiCパワーデバイス・電力変換器基礎技術開発	助成・補助 研究開発支援	【事業規模】 9億2,000万円	【応募資格】 次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。 (a)当該技術または関連技術についての事業実績を有し、かつ、事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。 (b)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 (c)NEDO技術開発機構が事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。	【応募資格】 次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。 (a)当該技術または関連技術についての事業実績を有し、かつ、事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。 (b)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 (c)NEDO技術開発機構が事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	極低電力回路・システム技術開発(グリーンITプロジェクト)	将来のネットワークシステムに使われる半導体集積回路(LSI)の低消費電力化には、電源電圧の低電圧化が最も効果的である。しかし、低電圧の条件下ではCMOS回路の動作が不安定になり、LSIの製造ばらつきやノイズなどに影響され、動作マージン減少、誤動作などの障害が、現存と比較して極めて増える。LSIでは安定動作させるには、ロジックやメモリーなど構成回路の極低電圧化はもちろんだが、電源電圧をきめ細かく制御する電源システム、LSIチップと外部との各種I/Oインタフェースなど、LSIでの実用化に向けた様々な回路・システム技術、設計技術が必要となっている。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、LSIチップの低消費電力化に向け、「基本計画」に基づき以下の項目について研究開発を実施する。 【研究開発項目】 (1)ロジック回路技術: 極低電圧ロジック回路の開発 (2)メモリー回路技術: オンチップ極低電圧メモリー回路の開発 (3)アナログ回路技術: 0.5V動作新方式PLL回路等の開発 (4)電源回路技術: 0.5Vで安定動作する新電源回路の開発 (5)極低電力LSIチップ統合最適化技術 (6)低電力無線/チップ間ワイヤレス技術	助成・補助 研究開発支援	【助成額】 全期間で3,000万円以内 【助成率】 助成対象費用の2/3以内	【助成対象事業】 ①研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能・形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持つこと(フットペダル、構造化を念頭に置いた福祉用具の開発を含む)。 ②その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有するものであることは研究開発を行った製品の検証試験を必要とする等、の目的に適合するものであること。 ③その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体機能代替の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更にユーザーから見て経済性に優れたものであること。 ④その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。 【事業条件】 ①概念設計や基礎的な研究を終えている等、研究開発の方向性が確立したものであること。 ②この助成金による研究開発の実施により、実用化する目的を有すること。 ③試作品によるテストを行う等、実用化のための評価も含んでいること。	【助成対象事業者】 次の①に該当した上で、次の②及び③の要件を満たすものとす。 ①福祉用具の専用化開発を行うこととする民間企業等 ②福祉用具関連市場、技術分野等に十分な知見を有し、その実用化開発を行う能力及び研究体制を整備していること。かつ福祉用具の研究開発に意欲的であること。 ③その事業者の経営が明確になっており、経営の安定性が確保されていること。
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	福祉用具実用化開発推進事業		助成・補助 研究開発支援			

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	SBR技術革新事業	ベンチャー企業及び中小企業の技術開発力を活用し新規市場の創出につなげるために、公的機関の関連ニーズ等を踏まえ、国等が設定した技術開発課題について、事前調査(F/S)及び研究開発(R&D)を実施することにより、競争力のある中小企業等の創出を我が国のイノベーションに資することを目的とする。国等が設定した技術開発課題の解決への取組について、公募により委託先を選定し、まずF/Sを実施。F/S終了時、設定された技術開発課題ごとに評価を実施し、継続すべきと判断された案件のみR&Dに移行するものとする。	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援	【限度額】 ・事前調査(F/S):1,000万円程度まで ・研究開発(R&D):5,000万円程度まで	【対象とする技術分野、技術開発課題】 1.非接触式指紋採取技術の研究開発 2.超高温対応の低塵埃・低揮発性液体潤滑剤の研究開発 3.生体情報(心拍数等)を簡便に取得するための小型・軽量多目的受発信機の研究開発 4.母親鏡下手術に用いるミリスライズ、マニピュレータの関節のための高精度駆動メカニズムの研究開発 5.アルノハイパー型認知症の客観的・定量的評価法の研究開発 6.がん治療用イオン発生源の高電流化に関する研究開発	【申請者の対象要件】 ①申請者は、原則として以下の表に定める中小企業であること。 ②日本に登記されている企業であること、当該企業が日本国内に本社を有すること。 ③申請者が事業の主要な部分を実施する申請内容となつていないこと。 ④委託事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 ⑤委託事業以外の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。 ⑥事業期間終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	ゼロエミッション系エタノール革新的生産システム開発事業	バイオ燃料技術革新計画における技術革新ケースの実現に向けて、食料と競合しない原料系バイオエタノール原料からのバイオエタノール生産について、大規模安定供給が可能なゼロエミッション系バイオエタノールの製造からエタノール製造プロセスまでの一貫生産システムを構築し、研究開発を実施することにより環境負荷・経済性等を評価することを目的とする。	助成・補助	研究開発支援	【事業予算】 約7.3億円(平成21年度予算)	【申請者の対象要件】 (申請者及び共同申請者)が「基本計画」及び「平成21年度実施方針」次の条件並びに(1)～(4)までを満すこと。単独又は複数で受託を希望する企業とする。 (1)当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。 (2)当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営資源を有し、かつ、資金、設備等について充分な管理能力を有していること。 (3)NEDO技術開発機構が当該委託業務を推進する上で必要とする措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。 (4)企業等が単独で当該研究開発委託事業に応募する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有していること。 (5)研究組合、公益法人等が代表して応募する場合、参画企業等が当該委託業務から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について充分な能力を有するとともに、応募する研究組合等と参画企業等の責任と役割が明確化されていること。 など	
独立行政法人日本貿易振興機構	地産間交流支援(RIT)事業	卓越した専門性や技術を有しながらも、国際市場に進出していく中小企業が存在する一方で、国内中小企業の集積地を対象に、ジェットの持つ海外情報・ネットワークを駆使し、海外の集積地との産業交流を支援する。具体的には、以下のような集積地・サービス共同開発の実現に対して、補助金を支援する ア)技術・ノウハウ提供により日本側/海外側の技術・製品・サービス等が向上し、新たな技術・製品・サービスとなつて日本側/海外側の共同開発が実現 イ)新技術の共同開発が実現 ロ)産業界・海外側の共同開発が実現 ハ)産業界・海外側の共同開発が実現 ニ)産業界・海外側の共同開発が実現 ホ)産業界・海外側の共同開発が実現 ヘ)産業界・海外側の共同開発が実現 ヘ)産業界・海外側の共同開発が実現 ヘ)産業界・海外側の共同開発が実現	助成・補助	事業化支援 産学官等交流支援	【件当たりの支援金額】 1案件あたり最大800万円程度	【応募対象団体の条件】(1～3の全てを満すこと)は5を満すこと。 1.産業界・海外側の各企業・研究機関・基礎的な研究や調査が行われており、商品化可能なステップにある、または既に市場で扱われている製品や技術があるもの。 2.産業界・海外側の各企業・研究機関が海外との交流を通して、自らの持つ専門性や技術などを進化させ、他の地域には見られない独創性や新規性に基づいた新製品・サービスを開発することを目指すこと、またはそれを目的に共同開発することを目指すこと、またはそれを目的に共同開発することを目指すこと。 3.当該産業界・海外側の各企業・研究機関が、当該産業界・海外側の各企業・研究機関と過去に何らかのコンタクトがあり、双方で交流の意思が確認できるもの。	
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	宇宙オーブンラボ	様々なバリエーションをもとに、経済産業省が構築するSaaS活用基盤と連携し、SaaS型の新しいビジネスモデルや技術を活用して事業化を目指す中小ITベンチャー企業を支援し、そのビジネスモデルを実現するための、開発、事業化に係る支援を行う。サービスイノベーションを促進させ、国際競争に打ち勝つ新たなビジネスモデルを創出し、ソフトウェア分野を活性化させ、中小企業の生産性向上を支援することにより日本経済の発展に資することを目的に、「中小企業経営革新ベンチャー支援事業」を実施する。	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	【件当たりの交付金額】 最高3,000万円/年	【募集対象】 ・ビジネスの構築 ・ビジネスの発展 ・技術提案 ・ビジネスでの成立性を考慮したJAXAへの技術提案 ・JAXAが提示する技術課題への提案の募集(その技術が汎用性を持つものが望ましい、その技術を利用した製品が将来的に市場性を持つ可能性があるなど)	【応募資格】 ・原則として国内の法人または有限責任事業組合
独立行政法人情報処理推進機構	中小企業経営革新ベンチャー支援事業	優れた技術・サービスをもち、経済産業省が構築するSaaS活用基盤と連携し、SaaS型の新しいビジネスモデルや技術を活用して事業化を目指す中小ITベンチャー企業を支援し、そのビジネスモデルを実現するための、開発、事業化に係る支援を行う。サービスイノベーションを促進させ、国際競争に打ち勝つ新たなビジネスモデルを創出し、ソフトウェア分野を活性化させ、中小企業の生産性向上を支援することにより日本経済の発展に資することを目的に、「中小企業経営革新ベンチャー支援事業」を実施する。	助成・補助	事業化支援	【限度額】 1,800万円	【募集対象】 ①ユースケースに似た、可能な「ソフトウェア」のサービスモデルを見据え、自社保有技術・サービスを核としたソフトウェアを開発し、契約期間内に事業化の進捗があること。 ②ソフトウェアとして、開発内容が他人の保有する特許等に抵触していないこと。 ③経済産業省が構築するSaaS活用基盤との連携を想定したアプリケーションソフトウェアであること。	【支援対象】 開発及び開発後の事業推進が可能であり、かつ以下の条件すべてを満す法人格を持つ事業体 (1)資本金3億円以下であるが、または従業員数300人以下であること。 (2)大企業(資本金5億円超かつ300人以上の法人)によって発行済み株式の総数の1/2以上を保有していないこと。 (3)会社設立から10年未満(2006年4月30日時点)であること。 (4)なお、申請時点で個人であっても、契約締結までに会社を設立するのであれば募集可 (5)未上場であること (6)ターゲッド市場のユーザーニーズ(中小企業経営効率化)を満す、優れた技術・サービスを所有し、ASP、SaaS型での事業化を行うこと (優れた技術・サービスを所有する個人が、上記条件(1)～(4)を満す企業と共同して申請すること可)

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人情報通信研究機構	通信・放送新規事業助成金 (情報通信ベンチャー助成金)	事業概要 特定通信・放送新規事業実施円滑化法に基づき、創業後間もない段階の情報通信分野のベンチャー企業等に対し、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、事業実施に必要なコンサルティング経費、試作開発費、特許申請費用などの手続き諸経費の一部を助成する。	支援手法 助成・補助	【(1)作当たりの助成額】 2,000万円以内(対象経費の1/2以内)	【実施事業内容の要件】 1. 新規性: 新たな役務(サービス)を提供する事業又は新技術を用いて役務(サービス)の提供の形式を改善する事業であること。 2. 困難性: 助成対象事業の実施に必要な資金の自力での調達に困難であること。 3. 波及性: 助成対象事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は通信・放送事業分野の発展に広く貢献する可能性があること。	【助成対象事業者の要件】 1. 法人設立日又は当該助成対象事業実施に必要技術に係る特許申請日又は平成17年4月1日以降であること。個人の場合は助成対象事業開始日又は当該助成対象事業実施に必要技術に係る特許申請日又は平成17年4月1日以降であること。 2. 資本金10億円(電気通信設備設置する電気通信役務提供事業者は15億円)以下のものであること。 3. 資本金100億円以上の企業(ベンチャー・キャピタルが単独の一社で30%以上出資していないこと)。 4. 国、地方自治体、特殊法人、認可法人が出資していないこと。 5. ベンチャー・キャピタルから、助成対象事業実施に必要な資金に充てるための出資を受けることが確実であること。 6. 5.のベンチャー・キャピタルから積極的かつ適切な指導を受けている、又は受けることが確実であること。但し、助成対象事業者が十分な経営能力を有している場合、又は既に第三者から十分な指導を受けている場合は、この限りでない。 7. 総務省の各情報通信局、総務省沖繩総合通信事務所、都道府県、情報通信分野の講座を開設している大学又はその人、情報通信技術分野の講座を開設している大学又はそれを担当している教授等のいずれかの機関等からの推薦を受けること。など
独立行政法人情報通信研究機構	身体障害者向け通信・放送 役務提供・開発推進助成金 (情報ハリアリアリー事業助成金)	身体障害者向け通信・放送事業を回り、もって身体障害者が安心して暮らせるように社会参加を促すこと ができる環境の整備に資することを目的として、身体障害者向け通信・放送役務の提供、又は開発を行う対象事業者に対して、情報通信研究機構がその資金の一部を助成する。	助成・補助	【(作当たりの交付金額)】 助成額2分の1以内、助成総額の範囲に限定 定められないが予算(年間総額)の範囲に限定	【(1)作当たりの交付金額】 2,000万円以内(対象経費の1/2以内)	【(1)作当たりの助成額】 2,000万円以内(対象経費の1/2以内)
独立行政法人情報通信研究機構	高度通信・放送研究開発委託研究	高度通信・放送研究開発に係る委託研究として、国の情報通信政策と連携し、通信・放送分野における新たな技術の実用化にむけた研究開発を大学や民間企業などの外部研究機関に委託して推進する。 【委託研究開発課題】 (1)広域加入者系ネットワーク技術の研究開発 (2)近接トラベルセンサシステムのための超短パルス光源の研究開発 (3)情報通信・エネルギー統合技術の研究開発 (4)革新的な三次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術の研究開発 (5)マルチメディア対策ユーザーサポートシステムの研究開発 【新たに委託する研究開発課題(後発課題)】 (6)インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発	助成・補助	【補助額】 (1)140百万円 (2)120百万円 (3)177百万円 (4)348百万円 (5)237百万円 (6)180百万円	【(1)作当たりの交付金額】 助成額2分の1以内、助成総額の範囲に限定 定められないが予算(年間総額)の範囲に限定	【(1)作当たりの助成額】 2,000万円以内(対象経費の1/2以内)
独立行政法人情報通信研究機構	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金	高齢者・障害者向け通信・放送サービスの充実に関することを目的とし、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金は、高齢者・障害者の利便性の増進に資する研究開発を行う民間企業等に対して助成する。	助成・補助	【(助成金の額)】 ・研究開発当たりの助成対象経費の額の2分の1に相当する額 ・当該金額が5千万円を超える場合は、4千万円とし、間接経費に相当する額の合計額	【(1)作当たりの交付金額】 助成額2分の1以内、助成総額の範囲に限定 定められないが予算(年間総額)の範囲に限定	【(1)作当たりの助成額】 2,000万円以内(対象経費の1/2以内)

支機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
独立行政法人情報通信研究機構	国際共同研究助成金	最先端の通信・放送技術を生み出すことを目的として、内外の優れた研究者により構成される国際共同研究チームに対し、その研究開発に必要な資金の一部を助成する。 【交付の対象となる研究開発】 国際共同研究チーム(日本の大学や民間の研究機関に所属する研究者が、海外の大学等の研究機関に所属する研究者とともに共同研究する場合等)が行った、先進的な情報通信技術の研究開発であり、国際的な研究開発連携、国際標準化等を促進し、通信・放送分野における新規事業の創出が見込まれる研究開発が助成対象	助成・補助 その他	【助成金の額】 1研究開発当りの助成対象経費の額の2分の1に相当する額(当該金額が1千万円を超える場合には1千万円とする。)及び間接経費に相当する額の合計額	【研究開発対象分野(ICT研究開発重点領域)】 新世代ネットワーク技術 かつICT産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ適応に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術 IoT安心・安全技術 エッジデバイスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤としてICTを根付かせること、犯罪や災害、医療・福祉・福祉・環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための技術 ユニバーサル・コミュニケーション技術 人に優しいICTにより、すべての人と人とが時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を生み出すことのできる社会を構築していくための技術。	【助成対象事業者の要件】 ・日本国内に所在し、自ら研究開発を実施している機関であること。 ・国際共同研究チームの研究代表者が所属する機関であること。 ・国際共同研究チームの運営及び研究活動に係る会計管理に関して責任を有する機関であること。 【国際共同研究チームの要件】 (1) 国際共同研究チームは4名以上、研究者で構成すること (2) 国際共同研究チームを構成する研究者の国籍が日本を含む2ヶ国以上であること (3) 国際共同研究チームを代表する研究代表者を連任すること。研究代表者は、国際共同研究チームを代表し、研究計画の作成、実施に当たり中心的役割を果たすものであること (4) 国際共同研究チームを構成する研究者は、それぞれ研究機関に所属し、その研究者の属する研究機関は、日本国及び外国に滞在する者からなること
独立行政法人情報通信研究機構	先進技術型研究開発助成金	通信・放送分野における新規事業の創出を図ることを目的として、先進的な技術の研究開発を行う民間のベンチャー企業等に対して、その研究開発に必要な資金の一部を助成する。	助成・補助	【助成金の額】 1研究開発当りの助成対象経費の額の2分の1に相当する額(当該金額が3千万円を超える場合は3千万円(産学連携助成又は重点技術分野特例の場合には、4千万円とする。))及び間接経費に相当する額の合計額	【交付の対象となる研究開発】 通信・放送分野のニュービジネスを生み出すよう先進的・独創的な技術の研究開発及び現代の通信・放送技術の高度化を促進する研究開発 1)一般技術・通信・放送分野のニュービジネスを生み出すよう先進的・独創的な技術の研究開発及び現代の通信・放送技術の高度化を促進する研究開発 2)産学連携等と一般技術を示した研究開発のうち、大学・高等専門学校等との共同研究開発及び大学等の保有する研究開発成果(特許等)を活用して行う共同研究開発 3)重点技術分野特例：一般技術を示した研究開発のうち、当機構が指定する技術分野の研究開発。平成21年度は「セキユリティ」に関する技術「コンテンツ流通に関する技術」の2分野を指定	【支援対象】 ア、助成対象事業者を的に遂行するに足る研究開発能力を有すること。 イ、研究開発内容が次の各要件に該当すること。 (ア)新規性: 新たな役割を提供する事業又は役務の提供の方法を改善する事業の創出に資すること。 (イ)困難性: 助成対象事業を遂行するに当たりその研究開発リスクが著しく高いことにより、その実施が困難であること。 (ウ)波及性: 開発された技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。 ウ、助成対象事業者となる研究開発が、交付申請する年度を含む3年度以内に完了すること。 エ、助成対象事業者を行うおける者の資本金等が次の要件を満たすこと。 (ア)資本金100億円以上の企業が単独の1社で30%以上出資していないこと。 (イ)国、地方自治体、特殊法人、認可法人が出資していないこと。 オ、研究開発のための資金調達に自己のみによっては困難であること。 カ、助成対象事業者を的に遂行するに必要経費のうち、自己負担分の調達に十分な能力を有すること。 キ、助成対象事業に係る経理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有すること
独立行政法人情報通信研究機構	通信・放送融合技術開発助成金	通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図ることを目的として、通信・放送融合技術の開発を行う者に対して、独立行政法人情報通信研究機構が、その開発資金の一部を助成する。	助成・補助	【(件当たりの交付金額)】 3,000万円以内(対象経費/2以内)	【交付対象となる事業】 通信・放送融合技術の開発を行う事業	【支援対象】 ア、助成対象事業者を的に遂行するに足る開発能力を有すること。 イ、助成対象事業者を的に遂行するに必要経費のうち、自己負担分の調達に十分な能力を有すること。 ウ、助成対象事業に係る経理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有すること。 エ、助成対象事業者が、基本方針の趣旨に照らし適切と判断される技術開発であり、新規事業の創出に資する技術開発を行うものであること。 オ、助成対象事業者が、「新改革戦略(平成18年1月19日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)及び「重点計画」(平成18年7月26日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)」に示された目標を達成するために十分有効な技術開発を行うものであること。
独立行政法人情報通信研究機構	民間基礎技術研究促進制度	基礎技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)に基づき、民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い、研究開発課題を対象として、知的財産の形成が期待できる可能性の高いものを広く民間から募集し、そのなかから優れた案件に対して、研究委託(資金負担)とする。	助成・補助	【(件当たりの交付金額)】 年間研究資金: 2億円以内(但し総額は4億円以内)	【対象となる研究課題】 情報通信分野における基礎技術研究のうち、民間のみでは実施が困難なリスクの高い研究開発であり、電気通信及び放送技術の技術その他の電気通信に係る電波の利用技術(特に新世代ネットワーク技術、ユニバーサルコミュニケーション技術及び安全・安心のための情報通信技術)に関する研究開発課題 【対象外となる研究開発課題】 (1)研究段階として、研究基礎研究の段階の研究開発課題 (2)国等の公的機関から助成若しくは委託を既に受けている又は今後受けることが予定されている研究開発課題 (3)提案者と別の機関が既に助成により取り組んでいる、あるいは既に同業者又は重複する研究開発課題 (4)研究開発期間が2年間を超える研究開発課題 (5)委託金の総額が4億円を超える研究開発課題	【応募資格等】 以下の条件を満たす企業等(ただし、民間の登記法人であり、国立・公立機関、特殊法人、独立行政法人等の政府等機関及び私立大学等の学校法人は除く。) (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術について、研究開発実績を有する人財により、当該研究開発を遂行するために必要な体制を有していること。 (2) 資金面について十分な管理能力を有していること。 (3) 委託するうえで必要とされる措置を適切に遂行できる体制を有していること。 (4) 収益を得るために必要な事業化体制が整備されていること。

支援機関	実施名	事業概要	方々3分	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人情報通信研究機構	NICT国際交流プログラム制度	国際交流プログラムは、高度通信、放送分野に關し、わが国及び世界の研究者の国際交流を促進することにより、最新の技術及び研究情報の共有並びに技術水準の向上及び人材育成に寄与するとともに、研究開発の推進及び国際貢献プログラムを実施し、海外からの研究者の個別招へい国際研究集会の助成を行っている。 【事業内容】 ・海外研究者個別招へい制度 ・国際研究集会の助成制度	支援事業 産学官等交流支援 研究開発支援	国際研究集会助成：集金の開催に必要経費のうち、助成集金の実施主体が自ら確保することが困難な額であったり、集金の開催に必要な総経費の70%以下で、上限1,000万円	【海外からの研究者の個別招へい制度】 海外の研究者を招へいして高度通信、放送分野の研究開発を行うことと希望する国内の機関をNICが支援するもので、NICが経費を負担して海外の研究者を招へいする。 【国際研究集会助成制度】 高度通信、放送技術分野の国際研究集会の国内における開催を支援する	【応募者】 (1)海外研究者個別招へい制度 ・高度通信、放送技術の研究開発又は学術的な活動を行うために海外研究者の受入を希望する研究機関等(研究機関等)とは、大学、独立行政法人、民間企業、その他の公益法人等。 (2)国際研究集会の助成制度 ・実施主体として高度通信、放送技術分野の国際研究集会を開催する大学、独立行政法人、学会、民間企業、その他の公益法人等の法人であることが必要 ・海外個別招へい研究者の要件 ・博士の学位取得またはこれと同等以上の能力を有する高度通信、放送技術分野の研究者
独立行政法人日本原子力研究開発機構	成果展開事業に関する開発提案	これまで当機構が行ってきた研究開発成果の中で生まれた特許、実用新案を、実用化を希望する企業等に提供している。また、実用化共同研究開発を推進することにより、その成果を広く社会に還元することを目的に、原子力機構の保有する特許等を適用した実用化共同研究開発を奨励	助成・補助 事業化支援	【原子力機構特許】 原子力機構の1世当たりの支出額は、500万円以下で、かつ総開発費の50%以下	【応募対象】 (1)国内企業で特許を保有する特許等を利用したものに限り、国内企業で特許として中小企業の方。また、特許の安売し企業で買取り及び信用を申し、かつ実用化開発をするための技術開発能力と意欲があることが必要	【応募者】 (1)海外研究者個別招へい制度 ・高度通信、放送技術の研究開発又は学術的な活動を行うために海外研究者の受入を希望する研究機関等(研究機関等)とは、大学、独立行政法人、民間企業、その他の公益法人等。 (2)国際研究集会の助成制度 ・実施主体として高度通信、放送技術分野の国際研究集会を開催する大学、独立行政法人、学会、民間企業、その他の公益法人等の法人であることが必要 ・海外個別招へい研究者の要件 ・博士の学位取得またはこれと同等以上の能力を有する高度通信、放送技術分野の研究者
独立行政法人医薬基盤研究所	医薬品・医療機器実用化研究支援事業(研究委託事業)	保健医療の向上に資する画期的な医薬品・医療機器の開発を促進することを目的として、民間のみでは実施が困難なリスクの高い実用化段階の研究開発に対して公的資金を委託方式(ハイ・ドール方式)で提供する研究委託事業を実施	助成・補助 研究開発支援	【1件当たりの交付額】 1ヶ月～半年間数十万円～数億円程度	【募集対象研究】 保健医療の向上に資する画期的な医薬品・医療機器の開発を目的とした、実用化段階(臨床試験)への移行が可能な段階の研究であり、民間のみでは実施が困難なリスクの高い研究開発であり、次の点で製品化に向けた明確な計画を有することが明らかに示されたものを対象とする。 (1)当該研究に關し、申請時点ですでに具体的な開発候補品が特定されていること。また、当該製品の適用化にあたり必要となる特許権その他これらに關する権利及びこれを受ける権利(以下「特許権等」という)を有している(特許権等の実施許諾を受けている場合を含む。)等。当該製品等の実用化に向けての財産権の面から障害となることがないこと。 (2)当該製品の適用化に向け、動物試験等の非臨床試験により、有効性のみならず安全性性データについても知見が得られており、臨床試験が開始された段階もしくは本委託事業の実施期間中に臨床試験への移行が可能なこと。 (3)本研究委託事業の実施期間終了時に臨床試験成績に基づいた製品化に関する明確な見通し等が示せると見込まれる研究計画であること。 (4)製品化しようとする医薬品・医療機器が社会的要請を反映していること。	【応募対象者】 以下の要件を全て満たす日本国内の研究開発型企業(国公立機関、特殊法人、独立行政法人等の政府等機関及び私立大学等の学校法人を除く。)が対象 (1)本研究委託事業の対象となる特定の製品の開発に關し、必ず必要となる特許権等を有している等、当該製品の適用化に向けて知的財産権の面から障害となることがないこと。 (2)本研究委託事業の遂行のために必要な経営基盤及び研究実施体制を有し、かつ、試験研究の遂行に必要な資金等の十分な管理能力を有していること。 (3)研究開発成果を活用した実用化の可能性が見込まれ、かつ上り後の収益が見込まれるものであること。
独立行政法人医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究支援事業	保健医療水準の向上に役立つ新たな医薬品・医療機器等の開発に結びつく可能性のある基礎的研究であって、特許等の知的財産の形成に資する研究を広く公募する。	助成・補助 研究開発支援 知的財産権利化支援	【1件当たりの交付額】 (1)又は(2)に該当するもの：年間5,000万円～1億円程度 (3)に該当するもの：年間1,000万円～2,000万円程度	【募集対象となる研究】 以下の保健医療上重要な疾患領域(領域)に対する画期的な医薬品、医療機器等を開発することを旨とする基礎的研究 (1)エビデンス構築等に關連した新たな基礎的研究 (2)革新的な医薬品の開発に關する研究 (3)これまでに治療等の手段がないか、又は既存の治療薬等が十分に開発されていない領域において新薬の開発やコンセンサスに基づいた画期的な医薬品又は医療機器の開発を目指す研究(1)に關するもの(を除く) (3)独自の発見に基づいた医薬品・医療機器開発プロジェクトに關して、若手研究者(37歳以下)が単独で行う研究	【支援対象】 国内の国公立試験研究機関、大学等、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人及び公益法人に所属する研究者 ※なお、複数の研究機関が研究チームを構成して研究を行う場合は、個々の研究機関の代表者は民間企業に所属するものでもよい。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型 提案公募事業	天然ガス田開発を促進するための天然ガス供給チェーン全体から見た技術課題、又は石油・天然ガスの探鉱開発に關する技術課題等を、広く大学、公的研究機関、産業界等から公募し、委託(大型研究)又は資源機構からの研究費の助成(特別研究)による研究開発を実施 【公募技術課題の対象となる技術分野】 ①石油・天然ガス開発技術 ②天然ガス利用・輸送・貯蔵技術	助成・補助 研究開発支援	【1件当たり研究費】 1.大型研究：研究テーマ毎の適切な研究費に於いて最大1億円まで 2.特別研究：研究テーマ毎の適切な研究費に於いて最大1億円まで(うち75%交付金)	【提案者の資格】 1.複数企業の連携による共同研究 2.大学等又は公的研究機関等及び企業の連携による共同研究 3.大学等又は公的研究機関等の単独又は共同研究 ※国内に在任し、個人又は法人は問わないが、上記研究機関の代表者、または研究者を想定	

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力アソシ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター	民間実用化研究促進事業	平成18年度より新たに、農林水産研究基本計画等に即して農林水産業、食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、財政投融資着資金を原資とした、民間における実用化段階の研究開発に資金を提供す。	助成・補助	支援事業 事業化支援	【課題当たりの研究費】年間1億円程度(上限)	【提案資格】 生物系特定産業技術の実用化段階の研究開発を行っている国内の民間の登記法人(国立機関・特殊法人・独立行政法人等の政府系機関及び国立大学法人・私立大学等の学校法人を除く。) 【提案形態】 国内の民間の登記法人1社で提案。ただし、再委託は可能。	【提案資格】 生物系特定産業技術の実用化段階の研究開発を行っている国内の民間の登記法人(国立機関・特殊法人・独立行政法人等の政府系機関及び国立大学法人・私立大学等の学校法人を除く。) 【提案形態】 国内の民間の登記法人1社で提案。ただし、再委託は可能。
財団法人ソルト・サイエンス研究財団	研究助成	ソルト・サイエンス研究財団は、塩に関するこれらの研究の助成等を行うことにより、我が国産産物の価値と基礎の強化に資していきたいと考えており、理学・農学・生物学・医学及び食品科学の分野合計でA区分16件程度、B区分30件程度を各分野及び区分に関する研究について、募集する。 ※A、B区分とは研究助成金額100～200万円をA区分、研究助成金額100万円以下をB区分と区分	助成・補助	研究開発支援	【A区分】 100～200万円 【B区分】 100万円以下	【応募資格】 ・日本国内の大学、公的研究機関等で研究に携わる人(学生・研究生を除く) ・若手研究者の積極的な応募を期待 ・一般公募研究は年度制で申請・選考・助成決定を行うが、継続して3年間まで助成を要することができる。	【応募資格】 ・日本国内の大学、公的研究機関等で研究に携わる人(学生・研究生を除く) ・若手研究者の積極的な応募を期待 ・一般公募研究は年度制で申請・選考・助成決定を行うが、継続して3年間まで助成を要することができる。
財団法人立科学技術振興財団	研究助成・B	エレクトロニクス及び情報工学の分野で、人間と機械の調和を促進するための研究に対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 研究助成: A5,000万円、B1,000万円 【件当たりの交付金額】 研究助成: A200万円以下、B500万円以下	【支援対象】 (1) 日本国内に居住する研究者であれば、個人またはグループを問わない。 (2) 類似内容で現在、他の財団等から既に助成を受けているか、あるいは受ける予定になっている個人またはグループは対象外	【支援対象】 (1) 日本国内に居住する研究者であれば、個人またはグループを問わない。 (2) 類似内容で現在、他の財団等から既に助成を受けているか、あるいは受ける予定になっている個人またはグループは対象外
財団法人細胞科学研究所	研究助成、育成助成、国際交流助成	病因、病態の解明および疾病の予防、制御に寄与する以下の細胞科学に関する研究に対して助成を行う。但し、(1)研究助成は本年度の助成対象分野として、下記のテーマを指す。 【対象事業】 ・神経変性の分子機構 ・炎症と疾患 (2) 育成助成 (3) 国際交流助成	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援 産学官等交流支援	(1) 研究助成: 1件300万円 (2) 育成助成: 1件20万円/年 (3) 国際交流助成: 1件20～50万円	【支援対象】 ・応募時期: 応募時期満45才未満の独立した研究者 (2) 育成助成: 病因、病態の解明および疾病の予防、制御に寄与する細胞科学に関する研究を専門とする日本人の研究者で、国内外において更に高度の育成を受けようとするもの (3) 国際交流助成: 病因、病態の解明および疾病の予防、制御に寄与する細胞科学に関する研究を専門とする研究者で、次の条件を満たす者。 ・当該団体の理事または評議員の推薦を受けた者。(各理事、評議員は1名に限り推薦できる。) ・博士号を有する者か、またはそれと同等以上の研究業績を有する者。 ・年度内に開催される細胞科学に関連した国内外での国際学術会議、シンポジウムに講演者として招聘されるか、または重要な研究発表を行う海外もしくは国内在住研究者。 二、国際間における共同研究またはそのための協議等も、上記学会への参加に準ずるもの。	【支援対象】 ・応募時期: 応募時期満45才未満の独立した研究者 (2) 育成助成: 病因、病態の解明および疾病の予防、制御に寄与する細胞科学に関する研究を専門とする日本人の研究者で、国内外において更に高度の育成を受けようとするもの (3) 国際交流助成: 病因、病態の解明および疾病の予防、制御に寄与する細胞科学に関する研究を専門とする研究者で、次の条件を満たす者。 ・当該団体の理事または評議員の推薦を受けた者。(各理事、評議員は1名に限り推薦できる。) ・博士号を有する者か、またはそれと同等以上の研究業績を有する者。 ・年度内に開催される細胞科学に関連した国内外での国際学術会議、シンポジウムに講演者として招聘されるか、または重要な研究発表を行う海外もしくは国内在住研究者。 二、国際間における共同研究またはそのための協議等も、上記学会への参加に準ずるもの。
財団法人テレコム先端技術研究支援センター	SCAT研究助成	【研究費助成】 先端的な情報通信技術分野の研究の円滑な推進を支援することを目的として、研究に關する経費の助成を行う(助成金は研究のための諸費用に使用できる)。 【研究奨励金】 次世代を担う若い研究者の育成を目的として、研究奨励金の支給を行う。 【国際会議助成】 国際研究交流の促進を目的として、国際会議開催費の助成を行う。	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援 産学官等交流支援	(1) 研究費助成: 1件あたり総額250万円～600万円 (2) 研究奨励金: 1名あたり月額12万円 (3) 国際会議助成: 1件あたり最大100万円	【支援対象】 (1) 研究費助成: 先端的な情報通信技術分野の研究を行っている研究者または研究グループ (2) 研究奨励金: 先端的な情報通信技術分野の研究を専攻する、大学院博士後期課程への進学予定者で、研究科長が推薦する学生 (3) 国際会議助成: 先端的な情報通信技術分野の国際会議を主催する学会、研究グループなどの責任者	【支援対象】 (1) 研究費助成: 先端的な情報通信技術分野の研究を行っている研究者または研究グループ (2) 研究奨励金: 先端的な情報通信技術分野の研究を専攻する、大学院博士後期課程への進学予定者で、研究科長が推薦する学生 (3) 国際会議助成: 先端的な情報通信技術分野の国際会議を主催する学会、研究グループなどの責任者
財団法人テレコム先端技術研究支援センター	ICT分野において戦略的に標準開発すべき技術課題	ICT分野において我が国として戦略的に標準開発すべき技術課題を募集 【調査の対象となる技術分野】 ○新世代ネットワーク技術、○電波有効利用・電波資源開発技術、○ITS技術、○セキュリティ技術、○ホームネットワーク技術、○エッジクラウド技術、○NGN/IPv6技術、○次世代移動体通信システム技術、○ICT環境技術、○次世代映像・音響技術	助成・補助	調査研究支援	—	【支援対象】 ・高等教育機関(大学等)又はベンチャー企業(創造力・開発力をもとに、新製品、新技術や新しい業態等の新機軸を創出するために創設される中小企業をいう。)に属しており、調査の対象とする技術分野に充した各技術分野における専門家であり、かつ自ら標準化活動を行う意思のある方	【支援対象】 ・高等教育機関(大学等)又はベンチャー企業(創造力・開発力をもとに、新製品、新技術や新しい業態等の新機軸を創出するために創設される中小企業をいう。)に属しており、調査の対象とする技術分野に充した各技術分野における専門家であり、かつ自ら標準化活動を行う意思のある方
財団法人セコム科学技術振興財団	研究助成	国民生活の安全確保、災害防止等国民生活に密着した研究についての助成。昨年度に続き今年度も、これらの研究のうち社会的要請が強い研究成果が実用化に結びつく可能性が高い、あるいは、研究成果が今後の科学技術の発展に寄与する、長期かつ大規模の研究・開発等(社会科学研究を含む)を公募	助成・補助	研究開発支援	【件当たり助成金額】 募集期間: 1,000万円以内 本格研究期間: 年間1,000万円以上 3,000万円以内(総額1億円以内)	【支援対象】 ・現に活発な研究活動を行っており、助成期間中継続的に研究を実施することができている国内の大学に所属する69歳以下 の研究者(共同研究者の場合は代表研究者。民間企業に所属する研究者の共同研究へ参加可能)。	【支援対象】 ・現に活発な研究活動を行っており、助成期間中継続的に研究を実施することができている国内の大学に所属する69歳以下 の研究者(共同研究者の場合は代表研究者。民間企業に所属する研究者の共同研究へ参加可能)。

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	力子3分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人日本探偵子材 料工学助成会	研究助成	主として、無機・有機材料並びに関連材料の科学と技術の研究。例えば、ガラス、セラミックス等のバルク・薄膜あるいはナノレベルのハイブリッド構造、フォトリソ、エレクトロニクス、医用・環境、省エネルギー、各種構造材等に用いる材料(複合材料を含む)に関する基礎研究および応用研究に対して助成する。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 5,000万円程度 【1件当たりの助成金額】 150万円以下	【支援対象】 ・大学及び研究機関 ・大学院学生は応募は不可 ・平成19年度以降に弊財団の助成を受けた方は、今回の応募資格はなし。 ・所属研究機関の長(学長又は学部長、大学院研究科、研究所等の長の推薦(印)が必要	【支援対象】 ・個人もしくはグループ ・通信事業者等の本来業務に該当するものは対象外
財団法人国際コミュニ ケーション基金	調査研究助成	国際電気通信に際して、幅広い分野における世界各国の人々の意思疎通の促進を図り、もって世界の調和ある健全な発展に寄与するという設立目的に沿って助成・援助事業を中心とした活動を行っている。 【研究対象】 情報通信の普及・発展、グローバル化に寄与する調査、研究(法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野あるいは各分野にまたがるもの)。	助成・補助	調査研究支援	【年間総額】 3000万円 【1件当たりの交付金額】 300万円まで	【支援対象】 ・申請者から1件に限る。 ・当財団の理事長、評議員、選考委員は、申請者とされない。	【支援対象】 ・申請者から1件に限る。 ・当財団の理事長、評議員、選考委員は、申請者とされない。
財団法人ハラルティス 科学振興財団	研究会助成金	生物・生命科学およびそれに関連する化学の領域において、わが国で顕著される研究会に対し、運営経費の一部を助成	その他	産学官等交流支援	【補助限度額】 50万円	【助成対象研究集会】 1) 国内外からの参加者を含み、国際性豊かで、学術的意義の大きい研究会であること。 2) 1,000名を越す大規模な研究会は、原則として助成の対象としないが、関連して国内の学会および機関が主催する集会上において行われるシンポジウム、招待講演、セミナー等は助成対象とする。 3) 2回間の研究会は、原則として助成の対象としない。 4) 他の財団から各回の収入が得られると予想される研究会よりも、当財団からの助成が有効となるような研究会を優先する。	【支援対象】 ・申請者から1件に限る。 ・当財団の理事長、評議員、選考委員は、申請者とされない。
財団法人ハラルティス 科学振興財団	ハラルティス研究奨励金	生物・生命科学およびそれに関する化学の領域における創造的な研究に対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 約3,000万円 【1件当たりの交付金額】 100万円	【推薦者(指定先)】 (1) 当財団の指定する大学・研究機関の副学長・学部長・大学院研究科長、関係研究所長および関係機関長(ただし、医学研究科、医学部がある場合は、どちらか一方を推薦者とする) (2) 当財団の現任ならびに前任の理事、評議員	【支援対象】 (1) 日本国内で行われる研究を助成する。申請者は、原則として、博士号を有する研究者(2010年3月末までに取得見込みを含む)。国籍は問わない。 (2) 申請者の専攻研究、または申請者が中心に行っている共同研究であること。 (3) 当研究奨励金を受領した研究者は、受領後3ヶ年を経過していれば再び応募することができ、この場合、前受領時とは研究目的を異にしていいこと。また、当研究奨励金を過去に受領した研究者が共同研究者になっている場合は、当該共同研究者の受領時の研究目的とは異なる研究であること。 (4) 当財団の選考委員の研究室に所属する研究者及び選考委員を共同研究者とする研究者は申請者とされない。
財団法人発酵研究所	若手研究者助成	微生物の若手研究者に対する助成	助成・補助	研究者等育成支援	【助成金額】 1件あたり年間500万円	【助成対象者の義務】 1. 「中間報告書」を各年度終了1ヶ月前までに当財団へ提出する。 2. 助成終了後、「最終報告書」を当財団事務局へ提出する。 3. 研究成果について、当財団の報告会での発表、当財団の機関誌への投稿を依頼することがある。 4. 研究成果を公表するに際して、論文に当財団の助成を受けた旨を記載し、別刷などを提出する。 5. 使用する微生物については、生物多様性条約および国内の関連法規を遵守する。 6. 当財団からの助成に關する研究のため公的保存機関に寄託・公開する。	【支援対象】 ・微生物の分類を中心とする研究を行うポストドクターで、平成21年4月1日現在満40歳以下の日本人
財団法人発酵研究所	研究助成	微生物の基礎的および応用的研究の進歩発展に寄与するとともに、微生物の研究者に対して助成を行う。 【研究課題】 (1) 微生物の分類、生態、進化に関する研究 (2) 発酵、応用微生物に関する研究 (3) 健康または環境に關する微生物の研究	助成・補助	研究開発支援	【助成金額】 一般研究: 1件あたり200万円 大型研究: 1件あたり1000万円	【応募資格】 日本の研究機関に所属し、微生物(細菌、アーキア、菌類、微細藻類)に關する研究を行っている個人。 ※本研究の助成期間内に、他から500万円/年以上の助成金・研究費を受ける予定の個人は除く。	【支援対象】 (1) 博士号あるいはそれと同等の資格をもち、2) 糖質科学分野で独立した研究ができ、3) 目的的研究を遂行し得る研究機関の教職員であり、4) 過去5年以内(平成17年~21年)当財団から研究助成を支給されていないこと
財団法人水谷精製科学 振興財団	精製科学研究助成	糖質科学とその関連物質の基礎研究に対して助成金を支給。 【重要課題】 複合糖質とその関連物質の有機化学的、生化学的、生物物理学的、分子生物学的、細胞生物学的、ならびに医科学的	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 7,000万円 【1件当たり助成金額】 700万円	【支援対象】 (1) 博士号あるいはそれと同等の資格をもち、2) 糖質科学分野で独立した研究ができ、3) 目的的研究を遂行し得る研究機関の教職員であり、4) 過去5年以内(平成17年~21年)当財団から研究助成を支給されていないこと	【支援対象】 (1) 博士号あるいはそれと同等の資格をもち、2) 糖質科学分野で独立した研究ができ、3) 目的的研究を遂行し得る研究機関の教職員であり、4) 過去5年以内(平成17年~21年)当財団から研究助成を支給されていないこと

支援機関	施策名	事業概要	交付金額等		応募申請要件	
			支援事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
力子3分類			交付金額等		応募申請要件	
支援手法			交付金額等		応募申請要件	
支援事業			交付金額等		応募申請要件	
研究開発支援			交付金額等		応募申請要件	
助成・補助			交付金額等		応募申請要件	
財団法人豊田記念日立科学技術財団	研究助成金(豊田要助成)	株式会社日立製作所の元会長豊田主幹の科学技術振興に 対する熱意と功績を永く記念するため創設され、科学技術 に関する基礎的もしくは応用的研究で、物理、化学(分子生 物学を含む)、電気・電子、機械、情報分野の研究に対して 助成する	研究開発支援	【年間助成総額】 6,000万円 【1件当たりの助成金額】 100～300万円程度	【(支援助対象)】 ・所属機関長(総長、学長、研究科長、学部長、理事長、研 究所長等)の推薦を必要とする ・国内の研究機関に所属する比較的高い研究者を対象と し、博士後期課程に所属する研究科、同研究科に係る学部所 属の研究者、および、文部科学省科学研究費補助金を申請 することができる法人所属の研究者	【(支援助対象)】 ・所属機関長(総長、学長、研究科長、学部長、理事長、研 究所長等)の推薦を必要とする ・国内の研究機関に所属する比較的高い研究者を対象と し、博士後期課程に所属する研究科、同研究科に係る学部所 属の研究者、および、文部科学省科学研究費補助金を申請 することができる法人所属の研究者
財団法人花王芸術・科 学財団	科学技術研究助成	「表面の科学」の(化学・物理学分野)と(医学・生物学分野) の若い研究者の、未来を拓く独創的、先導的な研究に対する 助成	研究開発支援	【助成総額】 1,000万円 【1件当たり助成額】 100万円	【(支援助対象)】 ・国内の国公私立の大学、または研究所等に所属する平成 22年4月1日現在35歳以下の研究者 ・研究グループの一員である場合は主体的に研究している 研究者に限る。 なお、1研究施設(構造的には学部または研究所を1つの単 位とします)からの応募は1件	【(支援助対象)】 ・国内の国公私立の大学、または研究所等に所属する平成 22年4月1日現在35歳以下の研究者 ・研究グループの一員である場合は主体的に研究している 研究者に限る。 なお、1研究施設(構造的には学部または研究所を1つの単 位とします)からの応募は1件
財団法人住宅総合研究 財団	研究助成事業	住居生活の向上に役立つ研究の発展に寄与するため、将来の住 居・住生活の向上に役立つ、本発案の自主的研究を助成す る。	研究開発支援	【1件当たりの交付金額】 上限200万円	【(支援助対象)】 ・住居・住生活の向上に役立つ住居関係分野の研究のため グループとし、個人及び既存の団体・組織を除く	【(支援助対象)】 ・住居・住生活の向上に役立つ住居関係分野の研究のため グループとし、個人及び既存の団体・組織を除く
財団法人新技術開発財 団	新技術開発助成	新技術開発財団は広く科学技術に関する独創的な研究や新 技術を開発し、これを実用化することによって我が国の新産 業・科学技術の革新等を醸成開拓し、国民生活の向上に 寄与することを目的としている。当財団の助成は「独創的な 新技術の実用化」をねらいとしており、基本的技術の確立が 終了し、実用化を目的とした開発試作を対象とする	事業化支援	【1件当たりの助成限度額】 1,000万円(但し、試作費合計額の 1/2以下)	【(助成対象企業の要件)】 (1) 独自の知的財産権が特許出願等により主張されていること (2) 開発段階が実用化を目的とした開発試作であること (3) 実用化の見込みがある技術、または開発完了認定技術 の改良技術であること (4) 開発予定期間が原則として1年以内であること (5) その技術の実用化で経済的効果が大きく期待できること (6) 自社のみの利益に止まらず、産業の発展や公共の利益 に寄与すること (7) 同じ技術開発内容で他機関からの助成を受けていない こと 【(助成対象外)】 (1) 医薬品、および国の承認審査のために必要な臨床試験 段階の開発 (2) ソフトウェア製品の実用化開発 (3) 研究段階、製品化段階、量産化段階の技術開発	【(助成対象企業の要件)】 (1) 上場公開企業でないこと、並びにそれらの企業に關係の 深い企業でないこと (2) 法人格を有しており、関連企業グループを含めて、原則 として資本金3億円で満たし、社員300名以下、売上100億円以 下のいずれの条件も満たし自ら技術開発する企業であるこ と、並びに前記規模以上の企業に關係の深い企業でないこ と
財団法人新技術開発財 団	植物研究助成	みどりを守り育成することには、いま地球規模の緊急課題と なっており、その一助として、植物の生育環境およびその計 測技術の研究に対して助成する 【(助成対象研究)】 (1)「一般課題研究」 (ア)植物の生態研究に必要となる新計測法の開発 本課題は、植物の生態を工学的に測定する新たな計測法の 開発を目的とし、実用化が可能なものとする。研究フイールド を当財団の植物研究園に限定しない。 (イ)植物研究園(静岡県熱海市)を活用した植物の生態 研究 本課題は、植物研究園および周辺地域の植物の生態研究を 目的とするが、他の地域にも十分応用できるものとする。 (2)「特定課題研究」(継続も含め年3テーマ以内)	研究開発支援	【1件当たりの助成限度額】 一般課題研究(ア・イ):150万円 特定課題研究:200万円	【(助成対象研究)】 「植物の生育環境および工学的的手法による計測技術の研 究」 1. 植物の生育環境および工学的的手法による計測技術の研 究 2. 特定課題研究(継続も含め年3テーマ以内) 「地球温暖化と生態系の変化に関する工学的計測法による 解析」に關連する研究を対象としたもので、当財団植物研究 園および周辺の静岡県熱海市や伊豆半島が研究フイールド。 なお、特定課題研究には周辺地域の調査研究に伴う拠点 として本財団植物研究園の優先的利用や予算面で優遇	【(助成対象研究)】 大学の研究者または公的研究機関に所属する学術的研究 者とする。なお、学生研究者は、研究の取組みを必要とし、 研究助成金の管理および報告事務等を含めて研究計画の 推進に責任を担う者とする。
財団法人武田科学振興 財団	生命科学研究助成	人類の健康増進に寄与する生命科学分野の進歩、発展に貢 献すると考えられる研究に対する助成	研究開発支援	【年間総額】 2億円 【1件当たりの交付金額】 1,000万円	【(分野)】 医/薬/理/工/農 等	【(支援助対象)】 ・国内の大学、研究機関および医療機関に所属する研究者 またはそのグループ(大学院生、学生、企業に所属する研 究者を除く)であり、以下の要件を満たすこと (1)過去当財団の生命科学研究助成金を受けた方のご応募 は不可。 (2)2006年度以降に当財団からの助成金、奨励金を受けた 方のご応募は不可。 (3)本年度に年間1,000万円以上の公的助成(科研費等)を 受けられるテーマでのご応募は不可。 (4)当財団では複数の助成プログラムを実施している。応募 にあたっては、全ての助成プログラムを通して、同一年度1 研究者1件。 (5)所属長からの推薦を受けられる方に限る。推薦者から該 当研究についての推薦書(A4用紙1枚程度)を提出。

支援機関	実施名	事業概要	力子3分額		交付金額等	応募申請要件	
			支援手法	支援事業		基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請者の要件
財団法人武田科学振興財団	生命科学研究奨励	人類の健康増進に寄与する生命科学分野の進歩・発展に貢献すると考えられる研究に対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 6000万円 【1件当たりの交付金額】 300万円	【分野】 理/工/農 等	【支援対象】 ・国立の医学、薬学系大学、研究機関および医療機関以外の生命科学研究者またはそのグループ(大学院生、学生、企業に所属する研究者を除く)であり、以下の要件を満たすこと (1)2009年4月1日現在の年齢が満45歳未満の方 (2)2009年度以降に当財団からの助成金、奨励金を受けた方の応募は不可 (3)当財団では複数の助成プログラムを実施している。応募にあたっては、全ての助成プログラムを通して、同一年度1研究者1件 (4)所属専から推薦を受けられる方に限る。推薦者から該当研究についての推薦書(A4用紙1枚程度)を提出。
財団法人武田科学振興財団	医学系研究奨励	医学分野の進歩・発展に貢献する独創的かつ先駆的な研究に対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 6億円 【1件当たりの交付金額】 300万円	【分野】 医学	【支援対象】 国内の大学医学系新ならびに大学の医学系研究部門およびその他の医学系研究機関に所属する研究者またはそのグループ(大学院生、学生、企業に所属する研究者を除く)であり、以下の要件を満たすこと (1)2009年4月1日現在の年齢が、満45歳未満の方 (2)2009年度以降に当財団からの助成金、奨励金を受けた方の応募は不可 (3)当財団では複数の助成プログラムを実施している。応募にあたっては、全ての助成プログラムを通して、同一年度1研究者1件 (4)所属専から推薦を受けられる方に限る。
財団法人武田科学振興財団	薬学系研究奨励	薬学分野の進歩・発展に貢献する独創的かつ先駆的な研究に対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 1億2000万円 【1件当たりの交付金額】 300万円	【分野】 医学	【支援対象】 国内の大学医学系新ならびに大学の薬学系研究部門およびその他の薬学系研究機関に所属する研究者またはそのグループ(大学院生、学生、企業に所属する研究者を除く)であり、以下の要件を満たすこと (1)2009年4月1日現在の年齢が、満45歳未満の方 (2)2009年度以降に当財団からの助成金、奨励金を受けた方の応募は不可 (3)当財団では複数の助成プログラムを実施している。応募にあたっては、全ての助成プログラムを通して、同一年度1研究者1件 (4)所属専から推薦を受けられる方に限る。
財団法人武田科学振興財団	特定研究助成	本邦の医学の発展に向け、組織が総力をあげて取り組む共同研究(学内または複数の融合研究)に対して助成するもので、研究機関を対象に公募	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 総額8億円 【1件当たりの交付金額】 5,000万円~1億円/年	【分野】 医学	【支援対象】 ・申請は1機関1件とし、所属機関長の推薦のある候補に限る ・所属機関長とは、①大学の場合は総長、学長(附属研究施設は大学に含む)②その他の研究機関の場合は大学と同様に機長単位で取り扱う。(機長として1件、所属機関長は機長の総責任者)
財団法人武田科学振興財団	武田顕彰医学研究助成	世界をリードする医学の先端研究(基礎研究、臨床研究)に 対する助成	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 1億5000万円 【1件当たりの交付金額】 3000万円	【分野】 医学	【支援対象】 ・大学、研究機関の研究費立上げ3年未満(2009年4月1日現在)の医学系研究者(教授・グループリーダーとし、特任教授、准教授、アシスタント・データは除く) ・当財団の理事・評議員等の推薦による推薦が必要
財団法人三益財団	自然科学研究助成	科学・技術の基礎となる独創的かつ先駆的研究とともに、既成の分野にとらわれず、すぐれた着想で新しい領域を開拓する萌芽的研究に期待して助成を行う。自然科学のすべての分野に関わる。すぐれた独創的な研究を助成の対象とする。さらに複数の分野にまたがる新しい現象を模索する実験・理論や、環境問題の基礎的研究も対象とする	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 約33億円(予定) 【1件当たりの助成金額】 2,000万円以内	—	【支援対象】 以下の応募要件を満たすこと ・原則として、一つのテーマとして独立した個人研究(但し少数グループによる研究も含む)を対象とする。完全公募制であり各研究者は自由に応募できるが、当該代表研究者が日本国内に居住し、国内に継続的な研究拠点を有する場合(国籍等は不問)に限られる ・専利企業等関係者は対象外とする ・代表研究者及び主たる協同研究者は、自然科学研究助成と他分野助成に、同時に応募することは出来ない
財団法人三益財団	研究助成プログラム	研究助成プログラム(本体)では、くらしのちのちの豊かさをもとめこのコンテキストのもと、「グローバル化の流れの中で地域の活性化」に焦点を当て、グローバル化の流れの中で地域が、国家や国際社会との関係を積極的に再構築しながら、自らを柔軟に再構成しその関係を引き出すことができるといふ、という問いに解答を提示しようとする領域横断的かつ課題解決志向の強い調査研究プロジェクト、および基礎研究プロジェクトに対して助成する	助成・補助	研究開発支援	【助成予定総額】 1億5,000万円 【1件当たりの助成額】 ・個人研究:100万円~200万円程度/件 ・共同研究:200万円~800万円程度/件	【助成プロジェクトの要件】 ・事業要項の趣旨に通じた研究であること ・視野が広く、理論に根ざした具体的な提案であること ・研究者自身の業績のためだけの研究は、優先順位が低くなる ・期間内に一定の成果が得られ、また、その成果が社会に建設的な波及効果を与えるものであること ・科研費やJICAを始めとする他の公的資金の対象となりにくく、民間財団が助成する意義が大きいこと ・代表者(および参加者)、スポンサー、予算が妥当であり、所期の目的を達成できる蓋然性が高いこと。	

支農機関		施策名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人 学術振興財団	研究助成	自然科学(特にエレクトロニクスを中心とするもの)及び人文・社会科学(特に国際化にともなう法律・経済・社会・文化等の諸問題に関するもの)の研究に対する助成 【助成対象分野】 1. 自然科学・エレクトロニクスを中心とする研究分野に該当するもの。 2. 人文・社会科学・国際化にともなう法律・経済・社会・文化等の諸問題に関する研究	助成・補助	【年間総額】 ○自然科学分野: 9,500万円、○人文・社会科学分野: 7,000万円 【1件当たりの交付金額】 ○自然科学分野: 100~300万円程度、○人文・社会科学分野: 50~200万円程度	【支援対象】 ・大学、研究機関の推薦協力を得て有意義な研究、特に若手研究者で萌芽的段階にある先駆的・独創的研究に関する研究者、又は研究グループ ・3年以内(当財団の研究助成を受けた方)の応募申請は不可 ・4年以前に当財団の研究助成を受けた方で、新規テーマであれば応募可能	【支援対象】 ・応募者の年齢、国籍等は原則として問わないが、民間企業からの応募は不可 ・年齢、所属等は原則として問わない ・過去に弊団の研究助成を受けたことのある方は不可	
財団法人 材料科学技術振興財団	研究助成・共同研究	材料科学技術の進展を図ることを目的として、以下の課題に對して、助成する。 (1) 研究助成 原則として新材料に関連する基礎的研究ならびにそれら材料の物性評価測定方法に関するもの、もしくは生理学と化学の関連分野についての基礎的研究及び解析評価に関するもの。 (2) 共同研究 原則として半導体関連材料またはそれらを用いたデバイスに関連する基礎的研究ならびにそれら材料の物性評価測定方法に関するもの	助成・補助	【研究助成】 ・研究助成: 100万円/年 ・共同研究: 100万円/年	【支援対象】 ・年齢、国籍等は原則として問わないが、民間企業からの応募は不可 ・年齢、所属等は原則として問わない ・過去に弊団の研究助成を受けたことのある方は不可	【支援対象】 ・年齢、国籍等は原則として問わないが、民間企業からの応募は不可 ・年齢、所属等は原則として問わない ・過去に弊団の研究助成を受けたことのある方は不可	
財団法人 総合科学技術振興財団	研究助成	(1) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に対する助成 (2) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に係る国際交流等研究者交流に対する助成	助成・補助	(1) 研究助成 ・単年度研究助成のみ: 1件200万円程度 (2) 国際交流助成 ・1件50万円以下	【支援対象】 (1) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究活動を行う研究者または研究機関 (2) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究活動を行う研究者の海外派遣または招聘	【支援対象】 (1) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究活動を行う研究者または研究機関 (2) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究活動を行う研究者の海外派遣または招聘	
財団法人 日本食品化学研究振興財団	研究等助成	健康の保持・増進に寄与することを目的として、下記の食品添加物の安全性等食品化学に関する研究等を助成する 【研究助成】 1. 一般研究助成 (1) 食品添加物の安全性等に関する研究 (2) 食品添加物の有用性、性能および使用技術等に関する研究 (3) 食品添加物の品質、規格および製造方法等に関する研究 (4) その他食品化学領域における調査・研究 2. 課題研究助成 (1) 食品添加物の体内動態および生体に対する影響に関する研究 (2) 食品添加物を利用した食品および食品素材の保存・安定性向上に関する研究 (3) 各種精油類等天然香料物質に関する化学的研究 (4) 高齢者・病者・障害者等のための食品添加物を利用した食品、食品成分補給方法の開発研究 (5) 各国における食品添加物規制の実態と比較に関する調査・研究 【シンポジウム等開催助成(前期)】 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの間に開催される食品化学に関するシンポジウム等	助成・補助	研究助成: 1件50~150万円程度、 総額3,000万円程度 シンポジウム等開催助成(前期): 350万円程度	【支援対象】 ・大学、研究機関等において研究活動等に従事している者 【研究等助成】 ・大学、研究機関等において研究活動等に従事している者	【支援対象】 ・大学、研究機関等において研究活動等に従事している者 【研究等助成】 ・大学、研究機関等において研究活動等に従事している者	
財団法人 工作機械技術振興財団	試験研究助成	以下の試験研究に対して助成する 【試験研究助成A】 将来の工作機械の発展進歩に大きな貢献が期待できる独創的な試験研究 【試験研究助成B】 将来の工作機械の発展にかかわる、新規性のある独創的な試験研究 【試験研究内容】 ・工作機械の技術開発に関する試験・研究 ・工作機械の製造技術に関する試験・研究 ・工作機械の利用技術に関する試験・研究	助成・補助	【1件当たりの助成額】 試験研究助成A: 200万円 試験研究助成B: 50万円	【試験研究助成A】 ・大学、高専、公的研究機関および企業の研究者など。 ・(社)日本工作機械工業会などに工作機械関連団体推薦および公募とする。 【試験研究助成B】 ・修士課程、博士課程(前期、後期)の学生で、新設で独創的な試験研究(塑性加工機構関係を除く)を自ら計画をたて試験研究を実施することが出来るもの。 ただし、企業からの派遣学生又は共同研究者は派遣先の企業名を明記すること(この場合、年齢は30歳未満とする)。	【試験研究助成A】 ・大学、高専、公的研究機関および企業の研究者など。 ・(社)日本工作機械工業会などに工作機械関連団体推薦および公募とする。 【試験研究助成B】 ・修士課程、博士課程(前期、後期)の学生で、新設で独創的な試験研究(塑性加工機構関係を除く)を自ら計画をたて試験研究を実施することが出来るもの。 ただし、企業からの派遣学生又は共同研究者は派遣先の企業名を明記すること(この場合、年齢は30歳未満とする)。	
財団法人 東し科学振興会	東し科学技術研究助成(推薦制度)	国内の研究機関で理学・工学・農学・薬学・医学(除・臨床医学)関係の基礎的な研究に従事し、今後の研究成果が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと認められる独創的・萌芽的研究を提案に行っている若手研究者に毎年研究助成金を贈呈	助成・補助	【年間総額】 1億3000万円 【1件当たりの交付金額】 最大3000万円程度まで	【支援対象】 ・国内の研究機関において自らのアイデアで萌芽的基礎研究に従事しており、今後の研究成果が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと認められる若手研究者 ・(原則として推薦時45才以下) ・当会指定の学協会から推薦が必要	【支援対象】 ・国内の研究機関において自らのアイデアで萌芽的基礎研究に従事しており、今後の研究成果が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと認められる若手研究者 ・(原則として推薦時45才以下) ・当会指定の学協会から推薦が必要	

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力子3分額	支費事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人旭硝子財団	自然科学系「研究奨励」	旭硝子財団は、次世代社会の基盤を構築するよう独自の革新的な研究への助成事業を通じて、人類が真の豊かさや享受できる社会および文明の創造に寄与します。自然科学系「研究奨励」プログラムでは、主に若手研究者による革新的・萌芽的な研究を支援するとともに、助成期間終了後は継続型研究助成プログラムへの応募機会を提供する。	助成・補助	研究者等育成支援 研究開発支援	【年間総額】 1億2000万円 【1件当たりの交付金額】 上限200万円	【助成対象分野】 ・第1分野：化学、生命科学系の研究で、物質、材料、生命・生物に関わる研究、およびこれらに關係の深い研究 ・第2分野：物理、情報系の研究で、材料、デバイス、情報・制御に関わる研究、およびこれらに關係の深い研究 ・第3分野：建築・都市工学の研究で、人間生活の歴史と将来を視野に置いた建築・都市空間に関する研究	【応募要件】 1. 所属機関：大学院を有する国内の大学、その附属研究所、大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の研究機関に任期を定めずに直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者、または上記の研究機関に勤務し下記の要件を満たす任期付の研究者 3. 機関承認：採択後に当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：1960年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと 6. 応募枠：第1分野の場合、当該財団が大学、都局単位に設けた応募枠(詳細は応募要項参照)を満たしていること	1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、ならびに大学共同利用機関 2. 職付：上記の研究機関に所属し、主体的に研究を進めている常勤の研究者 3. 機関承認：当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：1960年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと
財団法人旭硝子財団	人文・社会科学系「研究奨励」	旭硝子財団は、次世代社会の基盤を構築するよう独自の革新的な研究への助成事業を通じて、人類が真の豊かさや享受できる社会および文明の創造に寄与します。人文・社会科学系「研究奨励」プログラムでは、法律・政治・経済・社会・教育・心理系の若手研究者による研究を支援するとともに、助成期間終了後は継続型プログラムへの応募機会を提供する。	助成・補助	研究者等育成支援 研究開発支援	【1件当たり助成額】 600万円～1,000万円/年	【助成対象分野】 ・健康、福祉、環境、多文化共生などの増進や向上 ・その成果の普及 ・公益性の高い成果を目指した領域連携型の新技術開発 ・環境問題の解決に資する新材料、プロセスに関する研究	【応募要件】 1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、ならびに大学共同利用機関 2. 職付：上記の研究機関に所属し、主体的に研究を進めている常勤の研究者 3. 機関承認：当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：制限なし 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと	以下の諸項目は、研究チームメンバー(原則8名)全員に適用 1. 所属機関：大学院を有する国内の大学、その附属研究所、大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の研究機関に任期を定めずに直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者、または上記の研究機関に勤務し下記の要件を満たす任期付の研究者 3. 機関承認：採択後に当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：制限なし 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと
財団法人旭硝子財団	環境研究 近畿次郎プラント	当財団には5つの国内研究助成プログラムがあり、「環境連携研究助成」プログラムでは、設定された課題に幅広い視点から取り組むチーム研究を助成する。自然科学系の領域連携型の研究、あるいは自然科学系だけでなく成果を社会に普及させるための人文・社会科学的研究を兼ねた連携研究による、次世代社会への貢献を目指す。 【助成対象課題】 「公益性の高い成果を目指した領域連携型の新技術開発」と、その成果の普及」	助成・補助	研究開発支援	【1件当たり助成額】 300万円～700万円/年	【助成対象課題】 1. 生態系や水資源に配慮した土地利用に関する研究 2. 環境負荷の低減や省資源化に関する研究 3. 環境問題の解決に資する新材料、プロセスに関する研究	【応募要件】 1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、ならびに大学共同利用機関 2. 職付：上記の研究機関に所属し、主体的に研究を進めている常勤の研究者 3. 機関承認：当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：制限なし 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと	【応募要件】 1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、ならびに大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の研究機関に任期を定めずに直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者、または上記の研究機関に勤務し下記の要件を満たす任期付の研究者 3. 機関承認：採択後に当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：1970年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと 6. 事前通知：当該財団から、応募資格として、通知を受けようとしている(実質有資格者65名) 7. 例外措置：応募時点で国外に在籍する研究者の場合、翌年春季からの帰任先と職出等が上記要件を満たす範囲で決まっていることを条件に、応募可能とする
財団法人旭硝子財団	若手継続グラント	若手継続グラントプログラムでは、過去3年間に当該財団の研究助成を終了した30歳以下の若手研究者の中から、意欲と提案力のある将来有望な研究者を選抜し、研究助成を行う。	助成・補助	研究者等育成支援 研究開発支援	【1件当たり助成額】 200万円/年	【助成対象分野】 ○第1分野：化学、生命科学系の研究で、物質、材料、生命・生物に関わる研究、およびこれらに關係の深い研究 ○第2分野：物理、情報系の研究で、材料、デバイス、情報・制御に関わる研究、およびこれらに關係の深い研究 ○第3分野：建築・都市工学の研究で、人間生活の歴史と将来を視野に置いた建築・都市空間に関する研究 ○人文・社会科学分野：持続可能性を保障する社会システムの人文・社会科学的研究	【応募要件】 1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の研究機関に任期を定めずに直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者、または上記の研究機関に勤務し下記の要件を満たす任期付の研究者 3. 機関承認：採択後に当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：1970年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと 6. 事前通知：当該財団から、応募資格として、通知を受けようとしている(実質有資格者65名) 7. 例外措置：応募時点で国外に在籍する研究者の場合、翌年春季からの帰任先と職出等が上記要件を満たす範囲で決まっていることを条件に、応募可能とする	【応募要件】 1. 所属機関：国内の大学、その附属研究所、ならびに大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の研究機関に任期を定めずに直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者、または上記の研究機関に勤務し下記の要件を満たす任期付の研究者 3. 機関承認：採択後に当該財団からの奨学金を委任経理金として管理することとを前提として、所属機関の上長が応募を承認していること 4. 年齢：1970年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の重複：応募時点で当該財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当該財団に対して同一年度に複数の応募申請をしていないこと 6. 事前通知：当該財団から、応募資格として、通知を受けようとしている(実質有資格者65名) 7. 例外措置：応募時点で国外に在籍する研究者の場合、翌年春季からの帰任先と職出等が上記要件を満たす範囲で決まっていることを条件に、応募可能とする

支援機関	実施名	事業概要	カテゴリー分類		交付金額等	応募申請要件	
			支援手法	支援事業		基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請者の要件
財団法人旭硝子財団	ステップアップ助成	「ステップアップ助成プログラム」では、過去3年間に当該財団の研究助成を終了した中から将来有望な研究テーマを選抜し、研究助成を行う。	助成・補助	研究開発支援	【1件当たり助成額】 200〜700万円/年程度	【助成対象研究テーマ】 当財団が過去の助成した研究テーマの継続であることと前掲とす。助成終了後の研究の進展を踏まえた申請、あるいは派生的な研究テーマを含めた申請が可能。 【助成対象研究分野】 ○第1分野：化学、生命科学系の研究で、物質、材料、生命・生物に関わる研究、およびこれらに固執の深い研究 ○第2分野：物理、情報系の研究で、材料・デバイス、情報・制御ならびに設計・生産の基礎に関わる研究、およびこれらに関する深い研究 ○第3分野：建築、都市工学の研究で、人間生活の歴史と將來を視野に置いた、建築、都市空間に関する研究 ○人文、社会分野、持続可能性を保障する社会システムの人文、社会科学的な研究	【応募要件】 1. 所属機関：大学院を有する国内の大学、その附属研究所、大学共同利用機関 2. 職付：原則として上記の所属機関に任期定めめず直接雇用され、かつ主体的に研究を進めている常勤の研究者。または上記の所属機関に勤務し下記の要件を満たす正期付の研究者 3. 奨励承認：採択後に当財団からの奨学寄附金を委任経理資金として管理することと承認されていること 4. 年齢：1965年1月1日以降生まれであること 5. 助成および応募の履歴：応募時点で当財団からの研究助成を受けていないこと、ならびに当財団に対して同一年度に複数回の応募申請をしていないこと 6. 事前通知：当財団から、応募資格者としての通知を受けていること(奨励承認資格者164名) 7. 例外措置：応募資格者で国外に在籍する研究者の場合、翌年春からの帰任先と職位等が上記要件を満たす範囲で決まっていることを条件に、応募可能とする
財団法人徳山科学技術振興財団	研究助成	無機材料、有機材料、高分子材料、その他の分野で新素材開発の基礎ならびに応用を指向する独創的な研究を助成する。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 2000万円 【1件当たりの交付金額】 上限200万円	【助成対象研究テーマ】 (1)市場ニーズを指向した金型・成形技術の開発 (2)省エネルギー、生分解性樹脂など地球環境保護に資する金型・成形技術 (3)緻密・超精密など高付加価値製品開発のための金型・成形技術 (4)工程省略や仕上げ加工レスなど徹底的に無駄を省いた「国際競争力のあるものづくり」を指向した金型・成形技術 (5)新たな被加工材の加工・成形プロセスに対応する金型・成形技術 (6)大学・公的研究機関における金型・成形に関する技術基盤研究	【応募資格】 ・国内の大学等に常勤する45歳未満(平成22年3月31日現在の研究者で、所属する大学の学長、学部長(研究科長)又は研究所長の推薦を受けた者。 【応募対象】 (a)金型に関する研究・開発に対する助成は、国内の大学、高等専門学校並びにこれに類する研究機関で研究開発を行っている研究者 (b)金型に関する海外との技術交流に対する助成は、イ)海外の金型に関する技術者育成に対して協力を支給する。 ロ)海外の金型に関する技術交流に対する助成は、ハ)金型に関する海外調査、および国際会議などへの参加に対して助成金を支給する
財団法人旭硝子財団	文化振興財団	企業、教育、研究機関、その他団体の研究者及び研究グループ等において行われる「人工知能の研究等」に対し研究助成を行う	助成・補助	研究開発支援	【助成金額】 1件100万円、合計2,000万円	【研究対象研究テーマ】 人工知能及びその関連技術分野の高度化に関する研究であつても、以下に属するもの。 (1)産業・環境分野における技術高度化並びに生産性改善のための人工知能及びその利用技術に関する研究 (2)データサイエンス上のための知的環境構築支援システムに関する研究 (3)高齢者・身障者等の社会参加支援知的システムの開発に関する研究 (4)ヒューマンインタフェース・マルチメディア・センシング感性処理システムの高度化に関する研究 (5)ロボットの運動・感覚・思考・知能・感情等に関する研究 (6)インターネット・モバイルシステムの知的利用法に関する研究 (7)ヒューマンノイドシステム・人工生命システムによる生活上に関する研究 (8)その他、人工知能及びその利用技術等に関する研究	【応募要件】 ・国内の大学や公的研究機関などに所属し以下の条件を満たす若手研究者 ・2009年11月30日現在で35歳未満の方 ・所属機関長の推薦を受けられる方(機関各分野1名、合計2名) ・2010年(第28回)日本国際賞授賞対象分野と同じ分野での研究をされている方 ・国内の大学や公的研究機関などで、助成対象の研究を継続することができている方(留学生を含む)
財団法人旭硝子財団	研究助成	食品の生産・加工及び安全性等に関する研究を行っている大学等の研究機関に対し、研究助成事業を行い、食品・食文化の研究促進に役立てる。	助成・補助	研究開発支援	【研究助成額】 1課題につき300万円を限度	【交付条件】 ・申請課題について、国その他の機関から助成を重複して受けていないこと。 ・研究内容については、創発的、先進的であり、その研究成果が広く学術研究等に資することが期待できること。 ・助成金の交付により著しく研究成果が得られるものであること。 ・助成を必要とする研究の計画と費用の合理性があること。	【応募資格】 ・原則として研究課題に携けた課題の研究を行う研究者、またはそのグループ。

支援機関	実施名	事業概要	力子3分類		交付金額等	応募申請要件		
			支援手法	支援事業		【報告書】 ・助成金受領後1年以内に研究の経過又は成果を報告	【応募資格】 国内の大学・研究所・病院・その他公的私的機関に於いて、応募課題について研究している団体または個人	
財団法人大和証券ヘルス財団事務局	調査研究助成	以下の調査研究に対して、助成する。 【応募課題】 中・高齢者の健康・医療及び福祉等に関する調査研究	助成・補助	調査研究支援	【助成金】 1研究当たり100万円	【応募資格】 国内の大学・研究所・病院・その他公的私的機関に於いて、応募課題について研究している団体または個人	【応募申請要件】 国内の大学・研究所・病院・その他公的私的機関に於いて、応募課題について研究している団体または個人	
財団法人日本科学協会	笹川科学研究助成	人文・社会科学および自然科学(医学を除く)に関するものを対象とし、顕著性・新規性および独創性のある内容をもった研究で、意欲に富んだ研究を行う若手研究者の育成のため、その研究に對する助成を行う。	助成・補助	研究者算成支援 研究開発支援	【研究計画当たり】 最大100万円	【研究対象領域】 ○学術研究部門 ○船舶科学部門 ○航海・船舶科学部門 ○海洋・船舶科学部門 ○造船・船舶科学部門 ○船舶科学部門 ○航海・船舶科学部門 ○造船・船舶科学部門 ○船舶科学部門 ○航海・船舶科学部門 ○造船・船舶科学部門	【応募資格】 (1)一般科学研究 平成21年4月1日現在、大学院生あるいは所属機関等で非常勤・期限付き雇用研究者として研究活動に従事する者であつて、35歳以下の者 (2)海洋・船舶科学部門 平成21年4月1日現在、大学院生あるいは所属機関等で研究活動に従事する(常勤・非常勤)者であつて、35歳以下の者 (3)実践研究 現場に所属する専門的立場にある者(教員、学芸員、図書館司書、スクールカウンセラー、指導員等)	【その他の申請条件】 (1)申請者は、平成22年度の研究完了まで日本所在の大学、研究所等に籍を置き、在日できる者に限る。 (2)申請者は、当該研究について推薦書を必要とする。など
財団法人テラモ科学技術振興財団	特定研究助成	「生体成分・細胞・合成薬剤等を組み入れた Combined Devices (複合的・複合型医療機器)」を対象に研究助成を行う。但し、研究内容は、指定研究テーマにかかるとは限らない。研究とす。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 3,000万円 【1件当たりの交付金額】 1,000万円/年×3年間	【応募者】 ・国公立大学及びその附属研究所・施設、国公立研究所・施設に所属する研究者で、それぞれ所属機関・施設を異にする2～3名程度で構成する共同研究とする。研究は国内で行われるものに限る。主たる研究者が申請書を作成し、その所属する大学等の研究機関・施設に推薦を受けなければならない。 【推薦者】 (1)大学の大学院研究科・学部では研究科長・学部長。単科大学では学長。 (2)大学附属(病院、研究所、施設)・国公立(病院、研究所、施設)ではその長。 (3)研究科長・学部長、研究機関・施設の長が申請する場合では学長。 (4)当財団の理事・評議員	【応募者】 ・国公立大学及びその附属研究所・施設、国公立研究所・施設に所属する研究者で、それぞれ所属機関・施設を異にする2～3名程度で構成する共同研究とする。研究は国内で行われるものに限る。主たる研究者が申請書を作成し、その所属する大学等の研究機関・施設に推薦を受けなければならない。 【推薦者】 (1)大学の大学院研究科・学部では研究科長・学部長。単科大学では学長。 (2)大学附属(病院、研究所、施設)・国公立(病院、研究所、施設)ではその長。 (3)研究科長・学部長、研究機関・施設の長が申請する場合では学長。 (4)当財団の理事・評議員	
財団法人テラモ科学技術振興財団	一般研究助成	以下の研究領域に対して、助成する。 【指定研究領域】 (1)医療用先端材料(ナノテクの応用なども含む) (2)低侵襲・GOLの向上に役立つ診断・治療法 (3)再生医療(機能再生なども含む) (4)次世代医療機器 - 人工臓器や種別治療を目的としたデバイス(DDSなど) (5)診断・治療を目的とした生体成分・生理活性物質 (6)予防医療(感染、在宅医療、統合医療など) (7)医療経済性 但し、研究内容は、上記指定研究領域にかかるとは限らない。研究とす。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 1,500万円 【1件当たりの助成金額】 100万円	【申請者】 (1)国公立大学及びその附属研究所・施設、国公立研究所・施設に所属する研究者 (2)研究は、国内で行われるもので、単独、共同いずれでも可 【推薦者】 (1)大学の大学院研究科・学部では研究科長・学部長。単科大学では学長。 (2)大学附属(病院、研究所、施設)・国公立(病院、研究所、施設)ではその長。 (3)研究科長・学部長、研究機関・施設の長が申請する場合では学長。 (4)当財団の理事・評議員	【申請者】 (1)国公立大学及びその附属研究所・施設、国公立研究所・施設に所属する研究者 (2)研究は、国内で行われるもので、単独、共同いずれでも可 【推薦者】 (1)大学の大学院研究科・学部では研究科長・学部長。単科大学では学長。 (2)大学附属(病院、研究所、施設)・国公立(病院、研究所、施設)ではその長。 (3)研究科長・学部長、研究機関・施設の長が申請する場合では学長。 (4)当財団の理事・評議員	
財団法人長瀬科学技術振興財団	研究助成	科学技術の進展を図り、もって社会経済の発展に寄与することを目的とし、わが国の生化学及び有機化学等の分野における研究開発に對し助成等を行う。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 約33,750万円 【1件当たりの交付金額】 250万円以内	【研究対象】 生化学は主として次の分野 ・微生物の基礎及び応用研究 ・酵素の基礎及び応用研究 ・細胞培養の基礎及び応用研究 ・肉因性防御物質の基礎及び応用研究 ・有機化学は主として次の分野 ・有機機能材料の基礎及び応用研究 ・生体関連機能物質の基礎及び応用研究 ・有機エレクトロニクス材料の基礎及び応用研究	【応募資格】 ・生化学及び有機化学等の分野において研究活動を行う研究者又は研究機関であり、以下を満たすこと。 ①研究者であれば個人又はグループを問わない。(所属機関長の承諾が必要) ②同一内容で他の財団から既に助成を受けている個人又はグループは不可 ③当財団に結果の報告書提出が可能なる。	

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	力アソシ分類	交付金額等	応募申請要件
財団法人日本財団	運営事業(海や船に関する事業)	以下に掲げる重点テーマに沿った事業を優先的に助成する。 (1)船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基礎強化 (2)船舶が排出するガスの規制など、世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを進めることや産業基盤の強化を図るための活動 (3)海洋に関する研究及び情報・体制の整備 ア、国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持つ人材の育成を図るため、大学や国際機関等との連携をとりながら、次世代に向けた学際的な講座の設置など教育及び研究を推進する活動 イ、我が国の「海洋基本法」の制定に伴い、総合的な海洋政策の立案、実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動 (4)航行の安全確保及び海上災害対策 ア、マルカ、カ、ガ、ボ、ル、海賊の国際的な安全管理体制の構築を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動 イ、船舶に関する国民の理解促進 ウ、博物館等が行う海や船に関する企画展の開催や造船所の見学会や体験講習等を通じて理解促進活動 エ、海に親しむ活動の推進 オ、海とともに関心を持ってきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動	助成・補助	調査研究支援 研究者等育成支援	総事業額に対する助成金の補助率及び助成金の上限金額 ・財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、補助率80%以内、上限金額なし ・ボランティア団体(任意団体):補助率90%以内、上限金額100万円	【対象となる団体】 ・財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体、分野・テーマは問わない。(国庫又は他の公費助成を受けず、補助を受けざる事業や、調査や活動が政治家、宗教、思想、営利などの目的に著しく偏る団体、事業は対象外とする)
財団法人JKA	機構工業振興補助事業	以下の事業に対して、補助する。 【補助対象事業】 (1)機構工業における構造改革のための事業環境の整備 (2)地域の機構工業と中小機構工業の事業展開の促進 (3)機構工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進 (4)機構工業における国際交流の推進	助成・補助	調査研究支援 知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援 研究者等育成支援 産学官等交流支援	【事業総額】 平成20年度助成実績:109.2億円 【補助率】 補助対象経費の1/2以内	【補助対象主体】 ・民営新卒4条に基づいて設立された法人もしくは公共的な団体(特定非営利活動法を含む)であって、法人格を有することを前記とする。 また、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象とならない。
財団法人油圧機器技術振興財団	研究助成金	油圧・空気圧機器及びこれらの機器と周辺機器から構成される駆動システム、並びにこれに補充し、あるいはこれを用いる技術の調査・研究の援助・助成を行うとともに、我が国及び世界の産業の発展と技術振興に寄与するため、研究等の実施者に所要の研究助成金を交付する	助成・補助	調査研究支援	-	【支援対象者】 次の(1)から(2)の要件を満たす人であること。但し、大学院生を含む若手研究者(申請の翌年の3月末まで、満42歳以下)に限る。大学院生は、(3)の要件も必要。 (1)下記の研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること。 (2)当該研究機関の研究活動に実質に従事していること。 (3)大学院生は、申請の研究課題を研究期間内、下記の研究機関において研究することのできる博士後期課程の学生に限る。

支援機関	施策名	事業概要	力子三分類		交付金額等	応募申請要件	
			支援手法	支援事業		基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請者の要件
財団法人上原記念生命科学財団	研究助成金	生命科学、特に健康の増進、疾病の予防、および治療に関する以下の諸分野の研究に対し助成する。 【助成対象課題】 (1)栄養学、薬学一般、社会医学(含、体力医学)、東洋医学 (2)基礎医学(上記以外) (3)臨床医学(上記以外)	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 3億5000万円 【1件当たりの助成額】 500万円	【助成対象者】 ・助成対象課題の研究に意欲的に従事する日本在住の研究者(単独研究でも共同研究の場合も)は、共同研究の場合同様に、政府出資に係る大型研究プロジェクトの代表研究者及び平成20年度の採択者は対象としない。 【推薦者】 ・推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。尚、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金と研究奨励金の同時申請は認めない。 (1)大学関係 ・総合大学:学長 ・単科大学:学長 ・財団理事会が承認した大学附属研究所等:代表責任者 ・大学共通組織(研究センター、研究施設等):学長 (2)大学以外の研究機関:当財団理事会が承認した研究機関の代表責任者	【助成対象者】 ・助成対象課題の研究に意欲的に従事する日本在住の若手研究者(昭和47年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制の学部卒業者は昭和45年4月1日以降出生の者)ただし、平成20年度の採択者は対象としない。 【推薦者】 ・推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。尚、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金と研究奨励金の同時申請は認めない。 (1)大学関係 ・総合大学:研究科長(または学部長) ・単科大学:学長 ・財団理事会が承認した大学附属研究所等:代表責任者 ・大学共通組織(研究センター、研究施設等):学長 (2)大学以外の研究機関:当財団理事会が承認した研究機関の代表責任者
財団法人上原記念生命科学財団	研究推進特別奨励金	生命科学、特に健康の増進、疾病の予防、および治療に関する以下の諸分野の研究に対し助成する。 【助成対象課題】 (1)栄養学、薬学一般、社会医学(含、体力医学)、東洋医学 (2)基礎医学(上記以外) (3)臨床医学(上記以外)	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 4000万円 【1件当たりの助成額】 400万円	【助成対象者】 下記の条件をいずれも満たす者(但し、平成19年度、20年度の当期助成金の採択者(海外留学助成は除く)は対象としない) (1)医学部(大学院医学研究科)または薬学部(大学院薬学研究科)において、平成19年4月以降に独立した研究室またはチームを立ち上げた者 (2)昭和39年4月1日以降出生の日本在住の教授(特任教授、准教授は除く) 【推薦者】 ・推薦件数は大学内選考等により、大学長の推薦で1大学1件とする。	【助成対象者】 下記の条件をいずれも満たす者(但し、平成19年度、20年度の当期助成金の採択者(海外留学助成は除く)は対象としない) (1)医学部(大学院医学研究科)または薬学部(大学院薬学研究科)において、平成19年4月以降に独立した研究室またはチームを立ち上げた者 (2)昭和39年4月1日以降出生の日本在住の教授(特任教授、准教授は除く) 【推薦者】 ・推薦件数は大学内選考等により、大学長の推薦で1大学1件とする。
財団法人上原記念生命科学財団	海外留学助成(リサーチフェローシップ)	生命科学、特に健康の増進、疾病の予防、および治療に関する以下の諸分野の研究に対し助成する。 【助成対象課題】 (1)栄養学、薬学一般、社会医学(含、体力医学)、東洋医学 (2)基礎医学(上記以外) (3)臨床医学(上記以外)	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 2億6000万円 【1件当たりの交付金額】 400万円以内	【助成対象者】 下記の条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への来住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。 (1)昭和47年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和45年4月1日以降出生の者 (2)博士号を有するか、またはそれと同等以上の研究業績を有する者 (3)平成22年1月1日から12月31日の間に出生し、1年以上留学する者 (4)1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者 など 【推薦者】 ・推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。尚、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金と研究奨励金の同時申請は認めない。 (1)大学関係 ・総合大学:研究科長(または学部長)、単科大学:学長、財団理事会が承認した大学附属研究所等:代表責任者、大学共通組織(研究センター、研究施設等):学長 (2)大学以外の研究機関:当財団理事会が承認した研究機関の代表責任者 (3)申請時点でに留学中の者:留学先研究機関の長(Full Professor 以上の有資格者)	【助成対象者】 下記の条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への来住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。 (1)昭和47年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和45年4月1日以降出生の者 (2)博士号を有するか、またはそれと同等以上の研究業績を有する者 (3)平成22年1月1日から12月31日の間に出生し、1年以上留学する者 (4)1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者 など 【推薦者】 ・推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。尚、同一研究室からの同じテーマでの研究助成金と研究奨励金の同時申請は認めない。 (1)大学関係 ・総合大学:研究科長(または学部長)、単科大学:学長、財団理事会が承認した大学附属研究所等:代表責任者、大学共通組織(研究センター、研究施設等):学長 (2)大学以外の研究機関:当財団理事会が承認した研究機関の代表責任者 (3)申請時点でに留学中の者:留学先研究機関の長(Full Professor 以上の有資格者)

支機	施策名	事業概要	力子三		交付金額等	応募申請要件	
			支援手法	支援事業		基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請者の要件
財団法人上原記念生命科学財団	海外留学助成(ポストドクトラルフェローシップ)	生命科学、特に健康の増進、疾病の予防、および治療に関する以下の諸分野の研究に対し助成する。 【助成対象課題】 (1) 栄養学、薬学一般、社会医学(含、体力医学)、東洋医学 (2) 基礎医学(上記以外) (3) 臨床医学(上記以外)	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 1億4000万円 【1件当たりの助成額】 400万円以内	【助成対象者】 下記の諸条件がすべて満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。 (1) 昭和51年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和49年4月1日以降出生の者 (2) 博士号を有するか、または平成22年4月までに取得見込の者 (3) 助成期間中は、留学先および現在の所属研究機関等から給与、渡航費、および滞在費等の給付を受けない旨。上留学する者 など	【(応募資格)】 ・国内の大学(含、附属研究機関)、高等専門学校に所属(常勤)して、自然科学・工学技術分野の基礎的・応用的研究に従事し、その研究成績が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと思われる研究者(単独、または若手資格研究者を代表とする研究グループとする。 なお、過去に当該財団の研究助成を受けた方々は、助成期間終了から4年経過後、再応募可能。ただし、新規テーマに限る。 また、申請に際しては所属機関または都局等の代表者(学部長、研究科長、研究所長、校長等)の推薦が必要
財団法人中高健康科学振興財団	研究助成金	下記の研究を助成し、国民の健康の維持・増進を図り、もって活力ある豊かな経済社会の実現に寄与することを目的とする。 【助成対象】 (1) 健康の維持・増進に関する医学的、薬学的研究 ・課題番号1: 筋骨格系及び結合組織の機能保持に関する研究 ・課題番号2: 皮膚の健康と老化防止に関する基礎的研究 ・課題番号3: 機能低下、個人差等による薬物等の体内動態に関する研究 (2) 運動を主体とする健康増進に関する科学的研究 ・課題番号4: 運動を中心とした健康増進に関する研究	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	【(助成総額)】 4000万円 【1件当たりの助成金額】 100万円を基準とする	【(応募資格)】 ・研究対象の領域に属する研究を行い、所属する施設の学部長あるいは施設長の推薦を受けた者 ※申請日時点で45歳未満の方。	【(応募資格)】 ・国内の大学(含、附属研究機関)、高等専門学校に所属(常勤)して、自然科学・工学技術分野の基礎的・応用的研究に従事し、その研究成績が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと思われる研究者(単独、または若手資格研究者を代表とする研究グループとする。 なお、過去に当該財団の研究助成を受けた方々は、助成期間終了から4年経過後、再応募可能。ただし、新規テーマに限る。 また、申請に際しては所属機関または都局等の代表者(学部長、研究科長、研究所長、校長等)の推薦が必要
財団法人マツダ財団	マツダ研究助成	得る国際社会に貢献する人材の育成を図り、学術、文化の促進と国際相互理解の増進を目的に、産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、表現芸術等を中心とする分野で、国内の若手研究者を対象とした独自の優れた研究活動を助成する。 【対象研究分野】 (1) 機械に係わる研究分野 (2) 電子・情報に係わる研究分野 (3) 化学系材料に係わる研究分野 (4) 物理系材料に係わる研究分野	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 5,000万円 【1件当たりの交付金額】 100万円	【(応募資格)】 ・日本に居住し、応募要項を送付した大学・機関に所属する研究者 ・自然科学系では40歳以下の若手研究者」を優先的に配慮	【(助成対象分野)】 (1) 機械に係わる研究分野 機械工学、熱・流体工学、材料工学、機械加工、成形加工、設計・生産工学、計測制御、ロボティクス・メカトロニクス、機械材料などに係わる研究分野 (2) 電子・情報に係わる研究分野 計算機、情報処理、情報通信、回路設計、人工知能、ロボティクス・メカトロニクス、マルチメディア、計測制御などに係わる研究分野 (3) 化学系材料に係わる研究分野 無機材料、有機・高分子材料、複合材料の開発と高機能化に係わる研究分野(ただし、バイオ系材料は対象外) (4) 物理系材料に係わる研究分野 金属材料、半導体、超伝導体、誘電体、磁性材料、光・量子エレクトロニクス、機能デバイスなどに係る研究分野 また、上記各研究分野において、循環・省資源に寄与する研究を歓迎。
財団法人住友化学工業株式会社	住友化学工業株式会社研究助成金	新潟県における環境調和型の工業技術の研究及び開発を推進することを目的に、環境に関する産業科学技術の試験研究等に対する助成及びこの技術の振興に寄与する人材の育成等を行う 【助成対象】 (1) 環境に関する産業科学技術の試験研究を行う者に対する助成 (2) 環境に関する産業科学技術の知識の普及・活動に対する助成 (3) 環境に関する産業科学技術の分野を専攻する大学生等への奨学金の給付	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	【(助成総額)】 3,000万円 【1件当たりの助成金額】 上限200万円	【(助成対象)】 ・国内の大学(含、附属研究機関)、高等専門学校に所属(常勤)して、自然科学・工学技術分野の基礎的・応用的研究に従事し、その研究成績が科学技術の進歩・発展に貢献するところが大きいと思われる研究者(単独、または若手資格研究者を代表とする研究グループとする。 なお、過去に当該財団の研究助成を受けた方々は、助成期間終了から4年経過後、再応募可能。ただし、新規テーマに限る。 また、申請に際しては所属機関または都局等の代表者(学部長、研究科長、研究所長、校長等)の推薦が必要	【(助成対象)】 (1) 環境に関する産業科学技術の試験研究を行う者に対する助成 企業・研究機関、大学等において、環境に関する産業科学技術の試験研究を行う個人及び団体 (2) 環境に関する産業科学技術の知識の普及・活動に対する助成 企業・研究機関、大学等(大学院、大学、短期大学、高等専門学校、大学付属研究所、大学共同利用機関、国立研究開発法人等)において、環境に関する産業科学技術の知識の普及・活動を行う個人及び団体 (3) 環境に関する産業科学技術の分野を専攻する大学生等への奨学金の給付 環境に関する産業科学技術の分野を専攻する大学生等

支援機関		施策名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
研究助成		研究助成	事業概要	支援手法	交付金額等	基本要件(制約事項、事業要件等)	【助成対象者】 ・募集する研究項目に関心を有する大学、高等専門学校、民間等の研究者
研究助成		研究助成	事業概要	支援手法	交付金額等	基本要件(制約事項、事業要件等)	【助成対象者】 ・募集する研究項目に関心を有する大学、高等専門学校、民間等の研究者
財団法人日本建設情報総合センター	研究助成	研究助成	財団の目的に合致した、情報技術を活用し建設マネジメントの向上に資する調査研究を対象に、研究助成を行う。 以下の「塑性加工」と「レーザープロセッシング」に対して、助成する 1. 塑性加工 (1)重点研究開発助成: 塑性加工産業を活性化する新緑でフレックスルーの期待できる研究課題 (2)一般研究開発助成: 助成事業の対象領域の産業技術並びに研究開発を大きく進歩発展させると考えられる独創的かつ実用的な研究 (3)奨励研究助成: 研究開発の前段階としての萌芽的な研究 2. レーザープロセッシング (1)研究開発助成: 助成事業の対象領域の産業技術並びに研究開発を大きく進歩発展させると考えられる独創的かつ実用的な研究	助成・補助	1. 塑性加工: 助成限度総額4950万円 (1)重点研究開発助成: 500万円まで (2)一般研究開発助成: 200万円まで (3)奨励研究助成: 100万円まで 2. レーザープロセッシング: 助成限度総額2550万円 (1)研究開発助成: 200万円まで	【指定課題】 (1)建設分野のデータモデルの構築に関する研究(継続) (2)3次元CADの利用に関する研究(継続) (3)国土に関する地理空間情報の有機的連携による新たな価値の創出(H20新規) (4)建設分野の意味情報の共有に関する研究(H21新規) 【自由課題】 (1)建設分野の情報化の企画、提案、標準化に関する研究 (a)建設分野の情報化に関する企画、提案、標準化等の調査研究、(b)建設情報の流通性の向上に関する調査研究、(c)建設分野の各種業務の情報化に関する調査研究、(d)防災都市等における業務の情報化に関する調査研究、(e)防災業務の情報化に関する調査研究、(f)GISを利用した業務支援システムの研究、(g)CALS/ECIに関する調査研究、(h)建設副産物情報交換に関する調査研究、(i)その他	【助成対象者】 ・助成の対象領域に携わり、しかも大学院、大学、高等専門学校、国立及びそれらに準ずる研究機関に所属(勤務)する研究者又は学協会に所属する研究団体 ※研究者には、学生及び大学院生は含まない
財団法人天田金属加工機械技術振興財団	助成事業	助成事業	以下の「塑性加工」と「レーザープロセッシング」に対して、助成する 1. 塑性加工 (1)重点研究開発助成: 塑性加工産業を活性化する新緑でフレックスルーの期待できる研究課題 (2)一般研究開発助成: 助成事業の対象領域の産業技術並びに研究開発を大きく進歩発展させると考えられる独創的かつ実用的な研究 (3)奨励研究助成: 研究開発の前段階としての萌芽的な研究 2. レーザープロセッシング (1)研究開発助成: 助成事業の対象領域の産業技術並びに研究開発を大きく進歩発展させると考えられる独創的かつ実用的な研究	助成・補助	1. 塑性加工: 助成限度総額4950万円 (1)重点研究開発助成: 500万円まで (2)一般研究開発助成: 200万円まで (3)奨励研究助成: 100万円まで 2. レーザープロセッシング: 助成限度総額2550万円 (1)研究開発助成: 200万円まで	【指定課題】 (1)建設分野のデータモデルの構築に関する研究(継続) (2)3次元CADの利用に関する研究(継続) (3)国土に関する地理空間情報の有機的連携による新たな価値の創出(H20新規) (4)建設分野の意味情報の共有に関する研究(H21新規) 【自由課題】 (1)建設分野の情報化の企画、提案、標準化に関する研究 (a)建設分野の情報化に関する企画、提案、標準化等の調査研究、(b)建設情報の流通性の向上に関する調査研究、(c)建設分野の各種業務の情報化に関する調査研究、(d)防災都市等における業務の情報化に関する調査研究、(e)防災業務の情報化に関する調査研究、(f)GISを利用した業務支援システムの研究、(g)CALS/ECIに関する調査研究、(h)建設副産物情報交換に関する調査研究、(i)その他	【助成対象者】 ・助成の対象領域に携わり、しかも大学院、大学、高等専門学校、国立及びそれらに準ずる研究機関に所属(勤務)する研究者又は学協会に所属する研究団体 ※研究者には、学生及び大学院生は含まない
財団法人相模情報科学振興財団	助成金	助成金	財団の目的を達成するための事業として、毎年、情報に関する総合的な研究テーマを募集し、審査のうえ、企業、大学、公的試験研究機関等の研究者を対象に研究助成を行う 【助成テーマ】 情報に関する科学的・萌芽的または総合的研究	助成・補助	【助成総額】 2000万円 【1件当たりの最高額】 200万円	【指定課題】 (1)情報科学に関する学術的発展に寄与する研究であること (2)研究の計画および方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること (3)研究を実施する者(研究実施者)が、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有すること	【助成対象者】 ・助成の対象領域に携わり、しかも大学院、大学、高等専門学校、国立及びそれらに準ずる研究機関に所属(勤務)する研究者又は学協会に所属する研究団体 ※研究者には、学生及び大学院生は含まない
財団法人天崎科学技術振興財団	研究助成	研究助成	独創的で成果が科学技術の進歩に大きく貢献すると考えられる研究を対象とする。助成期間と助成金額により下記二種類があり、1つの研究機関からそれぞれの種類ごとに2件までを推薦することができる。 (1)一般研究助成(エネルギー、新材料、情報に関する分野) (2)奨励研究助成(エネルギー、新材料、情報に関する分野)	助成・補助	【助成総額】 2000万円 【1件当たりの最高額】 200万円	【指定課題】 (1)情報科学に関する学術的発展に寄与する研究であること (2)研究の計画および方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること (3)研究を実施する者(研究実施者)が、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有すること	【助成対象者】 ・助成の対象領域に携わり、しかも大学院、大学、高等専門学校、国立及びそれらに準ずる研究機関に所属(勤務)する研究者又は学協会に所属する研究団体 ※研究者には、学生及び大学院生は含まない
財団法人御器合科学技術財団	研究開発助成	研究開発助成	下記の科学技術に関する研究開発に対して助成する(第20回募集(平成21年度助成金支給、平成22年度研究実施))。 【助成対象となる研究開発分野】 A. 生産分野 ①環境保護・省資源となる駆動源の研究開発、②新エネルギー・省エネルギー・環境改善に対応する機器の研究開発、③工場・工場環境(建築/土木/住宅設備)等の作業省力化・省人化・機構化するための機器またはシステムの研究開発、④油圧・空気圧・水圧・電気等のエネルギーを利活用し、省力化、小型化、高機能化したは工具の研究開発、⑤金属または非金属材料等の成形、切削、研削等の加工技術に関する研究開発 B. 保健・福祉分野 ①油圧・空気圧・水圧・電気等を利用した災害救助用機器の研究開発、②人体機能の回復・補助に役立つ機器の研究開発、③介護支援・福祉者の快適度向上に役立つ機器の研究開発、④介護型住宅用・ライフスタイル対応型住宅用機器の研究開発	助成・補助	【助成総額】 900万円 【1件当たりの助成最高額】 原則として100万円	【指定課題】 (1)建設分野のデータモデルの構築に関する研究(継続) (2)3次元CADの利用に関する研究(継続) (3)国土に関する地理空間情報の有機的連携による新たな価値の創出(H20新規) (4)建設分野の意味情報の共有に関する研究(H21新規) 【自由課題】 (1)建設分野の情報化の企画、提案、標準化に関する研究 (a)建設分野の情報化に関する企画、提案、標準化等の調査研究、(b)建設情報の流通性の向上に関する調査研究、(c)建設分野の各種業務の情報化に関する調査研究、(d)防災都市等における業務の情報化に関する調査研究、(e)防災業務の情報化に関する調査研究、(f)GISを利用した業務支援システムの研究、(g)CALS/ECIに関する調査研究、(h)建設副産物情報交換に関する調査研究、(i)その他	【助成対象者】 ・助成の対象領域に携わり、しかも大学院、大学、高等専門学校、国立及びそれらに準ずる研究機関に所属(勤務)する研究者又は学協会に所属する研究団体 ※研究者には、学生及び大学院生は含まない

支機機関		事業概要		力子30分		応募申請要件	
支機機関	実施名	事業概要	支援手法	力子30分	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人スズキ財団	科学技術研究助成	小型自動車をはじめとする国民生活における利便の増進に要する機械などに係る科学的開発を、財団がその費用の一部を負担することによって促進し、新しい機械工業技術の発展を図ることを目的とした制度。 【助成対象】 国民生活用機械等の生産・利用・消費に係る科学的研究で、かつ独創的・先進的又は基礎的・先導的な研究開発課題が対象	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 4,000万円 【1件当たりの交付金額】 上限150万円	【支援対象】 原則として大学または公共研究機関に所属する研究者で、主たる研究が自然科学に関する試験研究であること	【支援対象】 原則として大学または公共研究機関に所属する研究者で、主たる研究が自然科学に関する試験研究であること
財団法人スズキ財団	課題提案型研究助成	自動車工学分野の発展に寄与する研究課題を提案形式により同分野の研究に携わる研究者から広く募り、優れた提案に対し研究助成を行う。	助成・補助	研究開発支援	【限度額】 1000万円	【応募資格】 原則として、研究期間中に日本国内の大学、大学院、高等専門学校または公共研究機関に常勤する研究者で、主たる研究が科学技術に関する試験研究であること。なお、過去に当該財団の科学技術研究助成を受けた研究者は、直後の3年間の応募は不可	【応募資格】 原則として、研究期間中に日本国内の大学、大学院、高等専門学校または公共研究機関に常勤する研究者で、主たる研究が科学技術に関する試験研究であること。なお、過去に当該財団の科学技術研究助成を受けた研究者は、直後の3年間の応募は不可
財団法人光科学技術研究会 振興財団	研究助成	光科学技術の研究に対し研究資金を助成。毎年度、募集課題を設定し、課題に沿った研究で、将来性のある優れたものを選定 【平成21年度募集課題】 【第1課題】光科学の未知領域の研究—とくに光の本質について 【第2課題】細胞間あるいは分子間の情報伝達についての研究	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 約4000万円 【1件当たりの交付金額】 100万円予定	【支援対象】 光科学技術に関する研究者(個人・団体・法人を問わず)	【支援対象】 光科学技術に関する研究者(個人・団体・法人を問わず)
財団法人三豊科学技術振興協会	研究助成および国際交流助成	産業技術の発展に寄与する加工・計測および制御に関する優れた研究に対する研究助成と国際交流助成を行うことを目的として設立されている。	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	【助成金額】 ・研究助成 200万円限度 ・国際交流助成(財団規定)による渡航費相当額1件あたり25万円限度	【支援対象】 国内大学・公的研究機関およびそれに準ずる学校または、民間助成の研究を、研究者本人の代わりに、本人が属する機関の責任者より申請を行う事もできる。 ・国際交流助成は、海外から日本国内で開催される学会・国際交流助成は、海外から日本国内で開催される学会とするが、応募は上記の応募資格を満たす者が代理人として申請を行うものとする。	【支援対象】 国内大学・公的研究機関およびそれに準ずる学校または、民間助成の研究を、研究者本人の代わりに、本人が属する機関の責任者より申請を行う事もできる。 ・国際交流助成は、海外から日本国内で開催される学会・国際交流助成は、海外から日本国内で開催される学会とするが、応募は上記の応募資格を満たす者が代理人として申請を行うものとする。
一般財団法人キヤノン財団	産業基礎の創生(研究助成)	人々の暮らしを支える、人間社会が将来も発展していく基礎となる産業の礎となる研究に対して助成を行う。日本の強い産業を更に強化し、あるいは新たな産業を起こすことにより、経済発展を促すような科学技術分野にあって、独創的・革新的・萌芽的な研究を支援する。日本の経済発展には地域の活性化が不可欠であるため、キヤノン財団は特に地域の活性化に貢献する研究を重点的に支援していく。地方に位置する大学の研究を一定枠を設けて支援するとともに、中央に位置する大学の研究で地域の活性化を目指す研究もこの枠内で支援する。	助成・補助	研究開発支援	【総額】 2億円 【1件当たりの助成金額】 2000万円以下(助成期間中の総額)	【申請条件】 国内の大学および大学院(付属機関を含む)、大学共同利用機関、高等専門学校、その他の公的研究機関等に勤務する研究者で、当該機関で実質的に研究に研究できる方	【申請条件】 国内の大学および大学院(付属機関を含む)、大学共同利用機関、高等専門学校、その他の公的研究機関等に勤務する研究者で、当該機関で実質的に研究に研究できる方
一般財団法人キヤノン財団	「理想の追求」研究助成	人類の未知を深め、人類の持続的な繁栄を目指す総合的な研究プロジェクトに対して助成を行う。ここではFrontier, Welfare, Sustainabilityの観点から当該財団が毎年研究課題を提示する。この研究課題に執筆をもち、専断に挑戦し、大きなイノベーションを起こすことが期待される、独創的で先駆的な研究プロジェクトを募集する。	助成・補助	研究開発支援	【総額】 1億円 【助成額】 5000万円以下(3年間の総額)	【申請条件】 2008年募集研究課題 (1) 海に暮らす生き物の不思議、未知の生態 (2) これまで知られていない海の生き物の性質、生態を新たな研究手法により解明する (3) 地球の歴史、生命の起源に迫る海洋研究 (4) 海産動物、海産生物などの研究を元にした地球物理、生命に関する諸問題に多分野の研究者が協力して取り組む (5) 地球規模の気候変動と海の変化 (6) 気候変動に関わる知見を得るための新しい海洋観測や予測モデルの提案と実証 (7) 海洋環境の観測と回復 (8) 海洋環境の変化の原因解明と回復方法の提案と検証 (9) 海の恵みをもたらすイノベーション (10) 海洋エネルギーを利用した自然エネルギー開発や海洋生物、海藻などから見出される有用物質の探索	【申請条件】 2008年募集研究課題 (1) 海に暮らす生き物の不思議、未知の生態 (2) これまで知られていない海の生き物の性質、生態を新たな研究手法により解明する (3) 地球の歴史、生命の起源に迫る海洋研究 (4) 海産動物、海産生物などの研究を元にした地球物理、生命に関する諸問題に多分野の研究者が協力して取り組む (5) 地球規模の気候変動と海の変化 (6) 気候変動に関わる知見を得るための新しい海洋観測や予測モデルの提案と実証 (7) 海洋環境の観測と回復 (8) 海洋環境の変化の原因解明と回復方法の提案と検証 (9) 海の恵みをもたらすイノベーション (10) 海洋エネルギーを利用した自然エネルギー開発や海洋生物、海藻などから見出される有用物質の探索

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	力子3/1分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人JFE21世紀財団	技術研究助成	<p>大学における「技術研究」の振興に貢献することを目的に研究助成を行う。</p> <p>【助成対象研究テーマ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 鉄鋼技術研究、鉄鋼材料、鉄鋼製造プロセス及び副産物の有効利用を対象とする基礎、応用技術の研究、鉄鋼に関連する材料、制御・分析等の関連技術の研究を含む。 地球環境・地球温暖化防止技術研究、地球環境保全と地球温暖化防止を目的とした技術開発を対象とするエンジニアリング（工学）に關係する基礎、応用技術の研究。 	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	<p>【年間総額】4000万円 【助成額】200万円</p>	<p>【支援対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の国公私立大学(含付属研究機関)または国公立研究機関に所属する研究者(大学院生を除く)であって国籍は問わない。 グループの場合1名を代表研究者、他(3名以内)を共同研究者とする。共同研究者は本学院生および外国の大学、日などの学術機関に所属する研究者も可とする。 2006～年度の本財団技術研究助成・受領者代表研究者のみは本応募の代表研究者から除外する。 	
財団法人カンオ科学振興財団	研究助成	<p>自然科学(特に電気・機械工学系)／(医学・生物学系)および人文科学の研究を助成し、わが国の学術研究の振興に寄与しようとするものである。この目的達成のため、大学研究機関の推薦協力を得て有意義な研究、特に若手研究者で萌芽的な段階にある先駆的、独創的研究を重点的に選定し、本年度の研究助成金の贈呈を行う。</p>	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	<p>【年間総額】5200万円(自然科学)4500万円、人文科学700万円) 【助成額】自然科学部門特別テーマ:300万円 自然科学部門基本テーマ:100万円 人文科学部門特別テーマ:300万円 人文科学部門基本テーマ:100万円</p>	<p>【特別テーマ】</p> <p>テーマA:小型化・低消費電力化に関連する要素技術研究 テーマB:健康維持・増進のための電子装置に関する研究 テーマC:IT社会における人間の知的進歩に関する研究 【基本テーマ】</p> <p>テーマA:電気工学・機械工学を中心とした後述する自然科学部門の4分野・19分類に該当する幅広いテーマがすべて対象 テーマB:自然科学部門の4分野・19分類の中で、健康維持・増進を目的とした電子工学と医学／生理学の真分野からなる学際的研究が対象 テーマC:人文科学部門の分野(人間育成・人間行動)、分類20・21に当てはまるテーマが対象</p>	
財団法人住友財団	基礎科学研究助成	<p>重要でありながら研究資金が不十分とされている基礎科学研究、とりわけ新しい発想が期待される若手研究者による萌芽的な研究に対する支援を行う。</p> <p>【助成対象研究】</p> <p>理学(数学、物理学、化学、生物学)の各分野及びこれらの複合にまたがる分野の基礎研究で萌芽的なもの(それぞれ分野における工学の基礎となるものを旨む。)</p>	助成・補助	研究開発支援 研究者等育成支援	<p>【総額】1億4000万円 【上限額】500万円</p>	<p>【支援対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者(個人またはグループ) 応募する研究者(グループ)の場合は代表者が研究計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び助成期間満了後の報告を確実に行えることを条件とする。 複合に所属している研究者の場合は、助成申請にあたり所属機関の長(大学の場合は学部長・学部長以上)の承諾が必要。 応募する研究者は、本年度財団の研究助成に複数回又は重複して応募は不可。 	
財団法人住友財団	環境研究助成	<p>環境問題の解決のためには、多面的かつ地道な取り組みが必要とし、そしして様々な酒店業の構築が必要と考え、そのためいろいろな観点(人文科学、社会科学、自然科学)からの研究に対する支援を行う。</p> <p>【助成対象研究】</p> <p>一般研究:環境に関する研究(分野は問わない) 課題研究:2008年度募集課題「共通する環境問題解決のための国際共同研究」</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>【総額】1億円、一般研究8,000万円、課題研究2,000万円の助成額 【1件当たりの助成額】一般研究:最大500万円 課題研究:最大1,000万円</p>	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に制約はない。 応募する研究者(グループ)の場合は代表者が研究計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び助成期間満了後の報告を確実に行えることを条件とする。 複合に所属している研究者の場合は、助成申請にあたり、所属機関の長(大学の場合は学部長・学部長以上)の承諾が必要となる。 応募する研究者は、本年度財団の研究助成に複数回又は重複して応募は出来ない。尚、他の申請者との重複して名前が記されることは問題ない。 	
財団法人内閣府医学研究振興財団	研究助成	<p>医学の発展と人類の福祉に寄与すると期待されるもので、内閣府におかれろ日本国内における研究に対して助成する。</p>	助成・補助	研究開発支援	<p>研究助成(A):1件当たり100万円 研究助成(B):1件当たり50万円</p>	<p>【利用条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当財団の理事・監事・相談員または所屬施設長の長など学識経験者の推薦を必要とする。(自薦は認めない) 	
財団法人山田科学振興財団	研究奨励	<p>本財団は、自然科学の基礎的研究に対して、研究費の援助を行う(実用指向研究は推薦の対象としない)</p> <ol style="list-style-type: none"> 萌芽的、独創的研究 新規研究グループで実施される研究 学際性、国際性の観点からみても優れた研究 国際協力研究 <p>【助成分野】</p> <p>電気の利用及びこれに関連する基礎的な技術に関する試験研究と国際交流等に対する助成を通じて、電気の効果的な利用の拡大を図り、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立された。助成の候補を広く公募し、審査・選考をして優れたものに助成する。</p> <p>【助成分野】</p> <p>電気、電子、情報、通信、応用物理、土木、建築、機械、応用化学、メカトロニクス、新素材、エネルギー、環境、バイオ、複合材料、農水産、家政、保健衛生、技術史等の他、電気の効果的な利用の拡大に関連する基礎研究はすべて含む。</p>	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	<p>【年間総額】4,000万円 助成額】100～500万円以内</p>	<p>【推薦者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該研究を独立して実施し得る者でなければならぬ。すなわち、当該研究者が代表研究者であることを必要とし、単に研究グループの研究員としての一端を担う者であってはならない。 身分、経歴、年齢等は問わない <p>但し、日本の研究機関に所属する研究者であること</p>	
財団法人中部電力基礎技術研究所	研究助成	<p>電気の利用及びこれに関連する基礎的な技術に関する試験研究と国際交流等に対する助成を通じて、電気の効果的な利用の拡大を図り、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立された。助成の候補を広く公募し、審査・選考をして優れたものに助成する。</p> <p>【助成分野】</p> <p>電気、電子、情報、通信、応用物理、土木、建築、機械、応用化学、メカトロニクス、新素材、エネルギー、環境、バイオ、複合材料、農水産、家政、保健衛生、技術史等の他、電気の効果的な利用の拡大に関連する基礎研究はすべて含む。</p>	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	<p>【事業総額】3100万円(平成21年度予算総額) 【1件当たり助成額】A:研究:30～100万円 A3:研究:101～200万円 A3:研究:201～300万円</p>	<p>【支援対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内の大学の学部、大学院の研究科、短期大学、高等学校、大学附属研究所、大学共同利用機関等(文部科学省所管のもの)に所属する常勤の方 .45以下(平成21年4月1日現在) .所属による推薦が必要 	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人地球総合整備財団	新分野進出等企業支援補助事業	地域における新産業の育成・発展と雇用の拡大に資するため、財団法人地球総合整備財団が新分野に進出しようとする企業等を支援するため補助金を交付する市町村に対する補助金 (1)新分野進出研究開発補助金 (2)小規模商品開発補助金	助成・補助	支援事業 企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1)新分野進出研究開発補助金：1 事業当たりの補助額は1,000万円以内 (2)小規模商品開発補助金：1 事業当たりの補助額は500万円以内 【助成額】 (1)新分野進出研究開発補助金：2/3 (2)小規模商品開発補助金：2/3	【補助対象】 補助を受ける企業等が自ら研究・開発するもので、以下のいずれかを満たすもの。 ・新たな種目や技術等を導入し、既製商品と差別化を図り、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発と、販路開拓を行うことで地域産業の発展が図られること。 ・地域の特色のある各種資源に着目し、その資源を用いて、将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発と、販路開拓を行うことで地域産業の育成が図られること	【補助対象】 ・法人格を有する団体とし、新商品を自ら研究・開発し、今後、その商品を製造または販売していこうとする企業
財団法人電気記念科学技術研究所	研究助成(基礎研究)	本助成は、優れた若い学術研究者が基礎研究において早く成果を出して世の中で活躍できるように、自由な研究の機会を提供すること趣旨とし、研究助成を行う。 【助成対象分野】 研究助成(基礎研究)では、通常の学術分野に限りなく広範な電気関連の産業、生活に関わる技術向上させる意図を持つたものであれば、工学系以外の分野での基礎研究も対象とする。 【助成対象分野】 電気、エネルギーの産業技術に関わる重要あるいはおもしろい課題を牽起し、この領域の技術で広く関係者の研究的関心を呼び起こすことを指す。 ・電気、エネルギーの技術に係る新しいアイデア ・エネルギー問題の解決に貢献し取り組もうとするアイデア についての「萌芽的研究」「可能性研究」「実験調査・分析」などの計画のうち優れたものに助成する。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 700万円 【助成額】 100万円以内/年	【助成対象研究の要件】 (1)調査研究「基礎的実験」「開発試作」「適用調査」以外にも、斬新なアイデア、アプロウチの斬新さ、おもしろさを評価できること。 (2)著者の斬新さ、実行意欲(成果を生かす情熱も含む)、社会の潜在的期待への適合を評価できること。 (3)研究計画が具体的であること。 (4)新しい情報・知見を生むと期待できること。(学術論文しなくても可) (5)結果は財団に報告し、原則として公表すること。	【支援対象】 (1)大学や研究機関の研究者 (2)自らの労力で研究的試みを実践しようとする学生や社会人 (3)所属・年齢の制約はない。 (4)グループでの応募も可能ですが、分担は明示すること。 (5)外国からの応募も可。(但し、申込書は日本語で記入すること。)
財団法人電気記念科学技術研究所	研究助成(電気、エネルギー一般研究)	電気通信に関する分野(人文・社会科学系を含む)の若手研究者(大学院生は除く)が、海外の大学、または研究機関の招聘を受けて研究留学する場合に、滞在中に研究を遂行する上で、必要な経費と旅費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	滞在中に研究を遂行する上での必要な経費 ・原則として1日80US\$を限度 ・往復航空(エコノミークラス)運賃での往復運賃)	【支援対象】 (1)電気通信に関連する分野において優れた研究実績を有し、将来その分野での研究において指導的役割を果たし、国際的にも活躍が期待される研究者。原則として40歳以下の方が対象。 【助成申込者】 ・個人、共同研究組織、法人のいずれでも可。ただし、大学生、株式会社及び過去通算5年以上助成を受けた方等は不可。 ・大学院生については博士課程(後期)の方からの申込みは不可。修士課程、専門職学位課程等の方からの申込みは不可。	【支援対象】 (1)大学や研究機関の研究者 (2)自らの労力で研究的試みを実践しようとする学生や社会人 (3)所属・年齢の制約はない。 (4)グループでの応募も可能ですが、分担は明示すること。 (5)外国からの応募も可。(但し、申込書は日本語で記入すること。)
財団法人電気記念科学技術研究所	長期海外研究奨励	電気通信に関する分野(人文・社会科学系を含む)の若手研究者(大学院生は除く)が、海外の大学、または研究機関の招聘を受けて研究留学する場合に、滞在中に研究を遂行する上で、必要な経費と旅費の一部を補助する。	助成・補助	調査研究支援	【年間総額】 約67,500万円 【助成率】 約70% 【限度額】 160万円程度	【支援対象】 (1)電気通信に関する分野(法律、経済、社会、文化、政治、学際的調査)に関する調査 ・情報通信の社会、経済への与える影響 ・情報通信メディアの多様化と将来像 ・情報通信と文化、社会等 ・国際関係、国際協力 ・情報通信と法制度、法理論 2.電気通信技術に関する研究調査 (情報通信ネットワーク) ・コンピュータネットワーク構築に関する理論と技術 ・ネットワーク利用に関する技術(特に関心) ・調査技術(調査技術) ・情報通信応用技術(各種ネットワークや基盤技術の応用技術) ・社会福祉情報、安全性、社会科学 ・情報通信の国際化、標準化に関する技術(制度、標準化と普及シナリオ)	【支援対象】 ・人類の健康の増進に寄与する自然科学の基礎的研究に独自の・意欲的に取り組んでいる若手研究者(年齢制限は無い) ・当財団の専考委員と同一の教室(講座)に所属する者は申請することができない。 ・本助成を受領した3年未満の研究者(2006~2008年度の受領者は、申請することができない。 ・海外で行った研究は対象外とする。
財団法人内蔵記念科学振興財団	内蔵記念科学奨励金(研究助成)	人類の健康の増進に寄与する自然科学の基礎的研究に対し、研究費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【年間総額】 2億4000万円 【助成率】 300万円	【支援対象】 ・人類の健康の増進に寄与する自然科学の基礎的研究に独自の・意欲的に取り組んでいる若手研究者(年齢制限は無い) ・当財団の専考委員と同一の教室(講座)に所属する者は申請することができない。 ・本助成を受領した3年未満の研究者(2006~2008年度の受領者は、申請することができない。 ・海外で行った研究は対象外とする。	【支援対象】 ・人類の健康の増進に寄与する自然科学の基礎的研究に独自の・意欲的に取り組んでいる若手研究者(年齢制限は無い) ・当財団の専考委員と同一の教室(講座)に所属する者は申請することができない。 ・本助成を受領した3年未満の研究者(2006~2008年度の受領者は、申請することができない。 ・海外で行った研究は対象外とする。

支策機関		事業概要	支策手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
財団法人六川情報通信 基金	研究助成	情報通信に関する研究機関、教育機関等の研究者及び研究グループに対する研究の助成	助成・補助	【助成額】 100万円(国内)/170万円(海外)	【対象分野】 1.基礎分野・情報・通信に関する基礎的研究 2.通信・インターネット分野・産業技術・構成技術・無線通信および社会システムへの応用等に関する研究 3.コンピュータシステム分野・ハードウェアソフトウェア・インターネット分野・データベース等に関する研究 4.人工知能分野・知識処理、自然言語処理、知識ベース、分散協調システム、認知科学等に関する研究 5.ハイオ分野・ハイオ分野・ソフトウェア・マシナイクス(生命情報工学、ゲノム解析、プロテオーム解析等、ハイオ分野のうち、情報・通信に関連する研究 6.応用分野 (A)画像処理、パターン認識、音声認識、ロボティクス、マルチメディア等、情報・通信に関する応用研究 (B)医療、福祉、教育、芸術等における情報・通信技術の適用に関する応用研究 7.人文、社会科学分野・情報・通信、メディア、コミュニケーション等に関する研究	【支援対象者】 日本国内の情報通信に関する研究機関、教育機関等の研究者
財団法人システム建材 産業振興財団	調査・研究助成	地球に優しく、そしてよき安全・快適な生活環境の実現のため、住宅および建材の分野での、すぐれた研究テーマに対し、研究者に研究費助成を行う。 【対象事業】 1-1.技術的な基礎研究・応用研究・商品開発・工法研究 1-2.市場動向、法的規制制度、各種規格の調査および研究 2.住宅・建材に関する若手研究者育成 3.住宅・建材に関する内外関係機関等との交流及び協力 4.住宅・建材に関する国内研究者を中心としたシンポジウム・コンベンション等の開催	助成・補助	【予算枠】 8000万円 【1件当たりの交付金額】 1-1.50~200万円 1-2.50~200万円 2.30~50万円 3.70万円 4.70万円	【支援対象】 研究者またはグループ	
財団法人島津科学技術 振興財団	研究開発助成	我が国の科学技術振興のため、将来の発展を期待される優秀な研究に対し、研究費の助成を行う。	助成・補助	【限度額】100万円以下 【助成総額】1,000万円	【助成対象】 科学技術、主として科学計測およびその周辺の領域における基礎的な研究を対象とする。	【応募の資格】 原則として、国内の研究機関に所属する45才以下の新進気鋭の日本人研究者
財団法人中小企業ベン チャー振興基金	取組品開発助成	先進的または革新的な技術・ノウハウの取得・開発を指向し、科学技術に関する応用研究または新技術・新製品等の開発のための試験研究を行う中小企業や起業を目指す研究開発者(個人)の研究者に対し、その研究開発成果を促すために新しく新たな製品開発に際しての試作品を製作するための要する資金の一部を助成する。	助成・補助	【年間総額】 4,000万円 【上限額】 上限500万円	【取組プロジェクト】 ・現在の技術水準からみて新規性が秀り、技術水準が高く、その研究開発成果をベースとして新たな試作品の製作を行おうとする具体的な計画を有しているプロジェクト ・個人の場合、研究開発の成果を核として起業を目指す個人の研究者	【助成の対象者】 ・中小企業の場合、原則として創業後10年以内又は新事業を推進後10年以内の中小企業で、かつ資本金が3億円以下の未公開企業 ・個人の場合、研究開発の成果を核として起業を目指す個人の研究者
財団法人三菱UFJ技術 育成財団	研究開発助成	技術指向型の中小企業の新技術、新製品等の研究開発に資する助成金の交付事業を行う。 【助成対象プロジェクト】 現在の技術水準からみて、新規性が高く、技術水準が高く、事業化可能性の高いプロジェクト	助成・補助	【助成金額】 助成金として、次のいずれか少ないほうの金額を交付致す(返還義務無し) (1)プロジェクトにつき300万円以内 (2)研究開発対象費用の1/2以下	【助成対象プロジェクト】 現在の技術から見て新規性があるもので、以下に該当するもの。 (1)産業・経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる機材またはシステムの開発等に関するもの。 (2)(1)に基づき新機材およびこれらに関する設備、部品材料、原材料等の開発に関するもの。 (3)原則として、2年以内事業化可能性のあること	【応募資格】 ・原則として設立または創業後5年以上以内(新進事業進出後5年以内の場合も含む)の中小企業または個人事業者。 ※5年超の場合、場合は財団へご相談ください。 ・優れた新製品、新技術を生み出すこととする具体的な計画(プロジェクト)を持っている者。
財団法人クリタ水・環境 科学振興財団	国内研究助成事業	【研究助成】 水環境(これに関連する深い環境を含む)分野における先駆的、独創的な研究の遂行に対する助成金として、助成期間は単年度(1年間)を原則とし、萌芽的研究および一般研究の2区分で公募する。 【研究助成対象分野】 1.研究助成 ・自然科学分野(萌芽的研究、一般研究)・A.地域固有の水環境保全・再生技術 ・社会・人文科学分野(萌芽的研究、一般研究)・D.水・環境に関する法規制、経済、教育等に関する研究 2.国際交流助成 ・国際会議開催助成・国内の学会が主催あるいは国内で開催される水環境に関する国際会議に出席する者	助成・補助	1.自然科学分野：萌芽的研究50万円/件、一般研究150万円/件 2.社会・人文科学分野：萌芽的研究40万円/件、一般研究70万円/件 3.国際会議開催助成：25万円/件 ・国際会議開催助成：50万円/件	【支援対象】 1.研究助成 (1)萌芽的研究：原則として35歳以下の若手研究者が遂行する萌芽的研究 (2)一般研究：助成期間(1年間)で一定の成果が得られる研究計画であったり、原則として45歳以下の研究者が遂行する研究 2.国際会議助成 (1)国際会議開催助成・平成21年10月～平成22年9月に海外で開催される水環境に関する国際会議の研究発表発表に対する助成 (2)国際会議開催助成：国内の学会が主催あるいは協賛する水環境に関する国際会議に出席する者(平成22年9月～平成22年9月)に、原則として国内で開催される学術会議に対する助成	【支援対象】 1.研究助成 (1)萌芽的研究：原則として35歳以下の若手研究者が遂行する萌芽的研究 (2)一般研究：助成期間(1年間)で一定の成果が得られる研究計画であったり、原則として45歳以下の研究者が遂行する研究 2.国際会議助成 (1)国際会議開催助成・平成21年10月～平成22年9月に海外で開催される水環境に関する国際会議の研究発表発表に対する助成 (2)国際会議開催助成：国内の学会が主催あるいは協賛する水環境に関する国際会議に出席する者(平成22年9月～平成22年9月)に、原則として国内で開催される学術会議に対する助成
株式会社山田薬機場本 社 みつばち健康科学 研究所	山田薬機場 みつばち研究 助成	2008年度に設立された「山田薬機場 みつばち研究助成基金」は、幅広い分野の若手研究者による研究テーマを支援し、ミツバチ研究ならびに予防医学研究をさらに発展させるべく、多角的な視点で科学的な説明を進めることを目的に以下のテーマに対し、助成を行う。 【研究テーマ】 1.ミツバチ産品を始めとした有用天然素材に関する応用技術開発・予防医学的研究 2.ミツバチ産品に関する化粧品・皮膚科学的研究 3.ミツバチに関する基礎研究 4.養蜂技術開発研究	助成・補助	【総額】 年間助成金1億円 【1件当たりの助成額】 17万～年間50万円から	【支援対象】 ・45歳以下の若手研究者ならびに養蜂研究者	

支機関		施策名		事業概要		力子3り分類		交付金額等		応募申請要件	
協和発酵ケミカル株式会社		協和発酵ケミカルシーズコ ンテュ		協和発酵ケミカル株式会社が着目する技術ニーズを提示し、広く大学・公的研究機関の研究より独自の先進的なシーズ/研究テーマを募り、共同で技術シーズを育てることを目的として、以下のテーマに対して、公募・支援する【技術ニーズ】分野1:機能性モノマー/ポリマー技術関連分野2:製造プロセス/分離技術関連		支援事業 研究開発支援		【研究費】 1件あたり年間200万円まで		基本要件(制約事項、事業要件等)	
協和発酵ケミカル株式会社		自然に学ぶものづくり研究 助成		【公募対象研究課題】 (1)新規なガラスまたはセラミックス材料の開発 (2)ガラス表面の組成・改質と微細加工技術の開発 (3)高温でのガラス融体と金属またはセラミックスとの界面現象の解明と非凝着化の検討 (4)ガラス溶解の総合的取組の改善 (5)ガラスの高温融液、高温気流の流れ、組成その場計測技術の開発 (6)ガラスの研磨メカニズムの解明 (7)革新的なナノ/マイクロ検査技術 (8)フッ素の機能を生かした新規材料開発 (9)ガスバリア膜形成技術の開発		助成・補助		【助成金額】 各期年間総額2,000万円まで、最高限度額は1件あたり300万円		【応募資格】 原則として1つのテーマとして独立した個人研究(ただし少数グループによる研究も含む)が対象。自由応募による完全公募制。	
旭硝子株式会社		旭硝子「サチー」プロジェクト 共同研究		以下の研究課題に対して、公募募集方式により大学あるいは公的研究機関等との間で共同研究を実施する。 【公募対象研究課題】 (1)新規なガラスまたはセラミックス材料の開発 (2)ガラス表面の組成・改質と微細加工技術の開発 (3)高温でのガラス融体と金属またはセラミックスとの界面現象の解明と非凝着化の検討 (4)ガラス溶解の総合的取組の改善 (5)ガラスの高温融液、高温気流の流れ、組成その場計測技術の開発 (6)ガラスの研磨メカニズムの解明 (7)革新的なナノ/マイクロ検査技術 (8)フッ素の機能を生かした新規材料開発 (9)ガスバリア膜形成技術の開発		助成・補助		【1件あたりの研究費用】 年間200万円以内、3年間で総額600万円以内		【公募対象研究者】 国内の国立大学、公的研究機関等に所属する若手(概ね50歳以下)の研究者 ※複数の研究者の参加によるチーム研究の場合には、代表者から応募	
株式会社日本政策金融公庫		新開業資金(新企業育成買付)		新たに開業される方や開業後6年以内の方の支援を行う。		融資・買付		【限度額】 7200万円以内(うち運転資金4800万円以内) 【買付利率】 ・技術、ノウハウ等に新規性がみられる特定の方の設備資金は「特別CJ」 ・上記以外には「基準利率」		【資付対象】 次のいずれかの要件に該当される方 1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始められる方、次のいずれかに該当する方 ・現在お勤めの企業と同じ業種に継続して3年以上お勤めの方 ・現在お勤めの企業と同じ業種に連続して3年以上お勤めの方 2. 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始められる方 3. 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始められる方 4. 雇用の創出を伴う事業を始められる方 5. 1~4により新開業しておおむね5年以内の方	
株式会社日本政策金融公庫		女性、若者/シニア起業家 支援資金(新企業育成買付)		開業後5年以内の女性の方、30歳未満か55歳以上の方の支援を行う。		融資・買付		【限度額】 7200万円以内(うち運転資金4800万円以内) 【返済期間】 ・設備資金: 15年以内(うち据置期間2年以内) ・運転資金: 5年以内、特に必要な場合7年以内(うち据置期間1年以内)		【資付対象】 女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに開業される方や開業されておおむね5年以内の方	
株式会社日本政策金融公庫		新事業活動促進資金(新企業育成買付)		経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方の事業の支援を行う。		融資・買付		【限度額】 7200万円以内(うち運転資金4800万円以内)		【資付対象】 1. 経営革新計画Jの承認を受けた方 2. 新事業活動促進法の基本方針に定める新事業活動を行う方(2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が認められる方) 3. 新運輸計画Jに参加する方 4. 農工商等連携事業計画Jの認定を受けた方 5. 1. 地域産業資源活用事業計画Jの認定を受けた方 6. 技術/ノウハウ企業に新規性が認められる方 7. 上記~に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 ・新たに経営多角化・事業転換を図る方 ・経営多角化・事業転換後おおむね5年以内の方	

支展機関	施策名	事業概要	交付金額等		応募申請要件	応募申請者の要件
			支展手法	支展事業		
株式会社日本政策金融公庫	IT資金(企業活力強化資金)	情報化の推進を行う方の支援を行う。	融資・貸付	【限度額】 7200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)	【資金使途】 次に掲げる設備等取得するために必要な設備資金およびリース運転資金など ・コンピュータ(ソフトウエアも含む) ・周辺装置(プリンタ等の通信装置等) ・端末装置(多機能情報処理装置) ・制御装置(高度数値制御加工装置(GNC)や自動搬送装置等) ・関連設備(LANケーブルや電源設備等) ・関連建物・構築物(上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地) 【返済期間】 ・運転資金:15年以内(うち据置期間2年以内) ・運転資金:5年以内、特に必要な場合7年以内(据置期間1年以内) 【保証人・担保】 保証人、担保(不動産、有価証券等)などは相談	【貸付対象】 情報化投資を行う方であって、次のいずれかが該当する方 1.情報技術を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換等業務の高度化を行う方 2.他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方 3.企業内業務の情報技術の水準を引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする方 4.情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方 5.デジタルコンテンツの制作、流通または上映を行うことにより効果的な業務改善および情報交換等業務の高度化を行う方 6.以上1～5を組み合わせた等、情報技術を高度に活用する方
株式会社日本政策金融公庫	新事業育成資金	国の中小企業政策に基づいて、長期資金の供給を行い、中小企業の成長・発展を支援する。	融資・貸付	【限度額】 6億円	【融資期間】 ・固定金利型 > 設備資金:15年以内(うち据置5年以内)、運転資金:7年以内(うち据置2年以内) <成功払い型> 7年(うち据置2年)	【支援対象】 高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の1～3のすべてに当てはまる方 1.新たな事業を事業化させて7年以内の方 2.公庫の成長新事業育成基金から事業の新規性・成長性について認定を受けた方 3.当公庫中小企業事業が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方
株式会社日本政策金融公庫	新事業活動促進資金	国の中小企業政策に基づいて、長期資金の供給を行い、中小企業の成長・発展を支援する。	助成・補助	【融資限度額】 直接貸付7億2000万円 代理貸付1億2000万円	【融資期間】 設備資金:20年以内(うち据置2年以内)、運転資金:7年以内(うち据置3年以内) 【その他の融資条件】 利用条件に応じて融資利率やその他の条件等が異なる。	【支援対象】 A<経営革新関連>中小企業新事業活動促進法に基づき、都道府県知事等より経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方 B<経営向上計画関連>中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 C<新連携関連>中小企業新事業活動促進法に基づき、分野連携事業分野別計画の認定(変更認定を含む)を受けたフロンティア企業に属する方 D<農商工連携関連>中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携帯を構成する方 E<地域資源関連>中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方 F<第二創業関連>A～Eに該当しないかたで新たに第二創業(経過多角化、事業転換)を図る方又は第二創業後継者5年以内の方
株式会社日本政策金融公庫	IT活用促進資金	国の中小企業政策に基づいて、長期資金の供給を行い、中小企業の成長・発展を支援する。	融資・貸付	【融資限度額】 直接貸付7億2000万円 代理貸付1億2000万円	【融資期間】 設備資金:15年以内(うち据置2年以内)、運転資金:7年以内(うち据置1年以内)	【支援対象】 情報技術(IT)の普及変化に開連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う中小企業の方で、次のいずれかに当てはまる方 A.ITを活用した効果的な企業内業務改善等を行う方 B.他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方 C.企業内業務のITの水準を引先等企業外のITの水準に合わせようとする方 D.情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方 E.デジタルコンテンツの制作、流通または上映を行うことにより効果的な業務改善及び情報交換等業務の高度化を行う方 F.A～Eを組み合わせた等、ITを高度に活用する方
株式会社日本政策金融公庫	女性・若者／シニア起業家支援資金	国の中小企業政策に基づいて、長期資金の供給を行い、中小企業の成長・発展を支援する。	融資・貸付	【融資限度額】 直接貸付7億2000万円 代理貸付1億2000万円	【融資期間】 ・固定金利型 > 設備資金:15年以内(うち据置2年以内) ・運転資金:7年以内(うち据置1年以内) <成功払い型> 7年(うち据置2年)	【支援対象】 A<固定金利型> 女性、若年者(30歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の方 C<成功払い型> 女性、若年者(30歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の方のうち、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業において設備投資を行うかたで一定の要件を満たす方

支援機関	実施名	事業概要	交付方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
株式会社日本政策金融公庫	ベンチャー融資(特別振興資金制度)	<p>農業者が広く農業の発展に寄与すると認められる事業(特別振興事業)に必要な資金を融資する制度。</p> <p>【対象事業(特別振興事業とは)】</p> <p>(1)新技術の導入、経営の複合化・システム化、独自ブランドの確立・拡大により生産性の向上、コスト削減などを図るもの</p> <p>(2)広域的な事業展開によるスケールメリットを活用し、生産性の向上、コスト削減などを図るもの</p> <p>(3)生産地形成や産地の銘柄の確立、自家生産物と共に地域の農産物の集出荷・処理加工を行うなど地域の農業振興に寄与するもの</p> <p>(4)優良品種・種苗の開発などにより農業生産の高度化に繋がるもの</p> <p>(5)農山漁村地域で農業資源を活用した加工・販売、都市と地域の交流促進により地域資源の活性化に繋がるもの</p> <p>(6)耕作放棄地等の取得による規模の拡大などで雇用機会を創出し、地域資源の再生、地域の活性化を図るもの</p> <p>(7)環境への負荷に配慮した持続的農業や環境保全機能の維持・増進に繋がるもの</p> <p>(8)衛生管理の高度化や、抗生物質の使用量の抑制を可能とするシステム構築など、より安全な農林水産物の提供に寄与するもの等</p>	融資・買付	【限度額】 ・対象事業費の80%以内	<p>【資金の使途】</p> <p>・施設・機械、家畜育成処理施設、農作物育成管理施設、排水施設、かん水施設などの農業用生産施設の改良、造成、取得</p> <p>・農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設などの改良、造成、取得</p> <p>・農機具、運輸用農具の購入</p> <p>・滞在型農園施設、農林水産物直売施設などの観光農業施設の改良、造成、取得</p> <p>・上記の施設の改良、造成、取得に必要となる費用(関連費用)</p> <p>・原材料費、賃借料、出荷販売経費、雇用労賃など</p> <p>・対象事業費の80%以内</p> <p>・返済期間</p> <p>・完備15年以内、設備の稼働に開連する経費10年以内(据置3年以内)</p>	<p>【支援対象】</p> <p>農業を営む個人、法人であって特別振興事業を行う方</p>
特定非営利活動法人北関東産官学研究会	共同研究事業(産学連携支援)第1種共同研究	<p>【第1種共同研究】は、大学等の研究機関と企業が共同研究により、実用化のために行う研究であり、大学・試験研究機関等で保有する研究成果や基礎技術を企業等に共同研究して実用化することを支援する。</p>	助成・補助	【助成額】 300万円	<p>【第1種共同研究】</p> <p>大学等の研究機関と企業が共同研究により、実用化のために行う研究。</p>	<p>【支援対象】</p> <p>共同研究を申請する場合、委員制による組織であるため、共同研究を申請する場合は、両者が北関東産官学研究会の委員であることが必須の条件となる。但し、申請代表者を除く共同研究者については、書類提出後に入会手続きを行っても資格を得ることはできる。</p>
特定非営利活動法人北関東産官学研究会	共同研究事業(産学連携支援)第2種共同研究	<p>【第2種共同研究】は、大規模プロジェクトにつながる萌芽的・新学的な共同研究であり、大学・試験研究機関等で保有する研究成果や基礎技術を企業等に共同研究して実用化することを支援する。</p>	助成・補助	【助成額】 50万円以内	<p>【第2種共同研究】</p> <p>大規模プロジェクトにつながる萌芽的・新学的な共同研究を対象とする。</p>	<p>【支援対象】</p> <p>委員制による組織であるため、共同研究を申請する場合は、両者が北関東産官学研究会の委員であることが必須の条件となる。但し、申請代表者を除く共同研究者については、書類提出後に入会手続きを行っても資格を得ることはできる。</p>
社団法人新化学発展協会	研究奨励金	<p>新化学発展協会では、基礎研究の推進と研究者の育成を通じて新化学の発展を図ることを目的に、産学連携の一環として新化学の発展に資する新産気鋭の若手研究者(30歳以下の方)に研究奨励金を贈呈</p>	助成・補助	1件につき100万円を贈呈	<p>【対象研究課題】</p> <p>(1)高性能触媒を用いた高効率改質プロセス構築に関する研究</p> <p>(2)材料の劣化機構解明に関する新しい計算科学的アプローチ</p> <p>(3)環境・エネルギー分野における新しい素材・部材・機能の創出に関する研究</p> <p>(4)賢いマテリアル実現のための基礎的・基礎的研究</p> <p>(5)次世代情報端末開発に有用なデバイス・創製や製造プロセス技術の研究</p> <p>(6)MEMS分野およびナノバイオ分野における新たな機能を発現する材料またはデバイスの研究</p> <p>(7)生体研究</p> <p>(8)効率的な化学プロセス製造を可能とするハイプロセスの高度化に関する研究</p>	<p>【支援対象】</p> <p>・大学またはこれに準ずる研究機関において研究活動に従事する者であって、39歳以下(昭和44年(1969年)4月1日以降に出生)の者</p> <p>※ここでいう「大学」とは、学校教育法に定める大学・大学院、大学に付置される研究所およびその他の研究施設を含む(む)をいい、これに準ずる研究機関とは、大学共同利用機関や国立の私立の研究機関をいう。</p> <p>また、「研究活動に従事する者」であって、39歳以下の者」には学部生、大学院生は含まない。</p>
発泡スチロール再資源化協会	発泡スチロール(EPS)のリサイクル技術および用途開発等に関する技術開発支援	<p>発泡スチロール(以下EPSと称する)のリサイクルに関する技術開発および用途開発の技術開発研究を、一般の方々より提案公募の形式により幅広く募り、優秀な提案に対して技術開発研究費の一部を助成する。</p>	助成・補助	【助成金額】 1課題当たり50万円～250万円	<p>【応募資格】</p> <p>・EPSのリサイクルに際する技術開発研究課題に取り組んでいる個人、企業、大学、研究機関、団体等。</p>	<p>【応募資格】</p> <p>・EPSのリサイクルに際する技術開発研究課題に取り組んでいる個人、企業、大学、研究機関、団体等。</p>
全国中小企業団体中央会	ものづくり中小企業製品開発等支援補助金(試作開発等支援事業)	<p>中小企業者が自ら行う特定ものづくり基礎技術を活用した試作開発から販路開拓等の取組に要する経費の一部を全国中小企業団体中央会が補助する。これにより、我が国経済をけん引する製造業の国際競争力の強化と次世代を担う新産業の創出を促進し、もって中小企業製品の付加価値向上及び中小企業の新分野進出等の円滑化等に資することを目的とする。</p> <p>【特定ものづくり基礎技術】</p> <p>組込みソフトウェア、金型、電子部品、デバイスの実装、ブラッキング成形加工、粉末冶金、溶射、鍛造、動力伝達、部材の結合、鍛造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、機械加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、めっき、発酵、真空の維持</p>	助成・補助	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助対象経費】 1件当たり1億円(下限は100万円)	<p>【補助対象者】</p> <p>国内に生産拠点を有する者で、中小企業のものづくり基礎技術の高度化に資する法律(以下、中小ものづくり高度化法)という。第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>①次に示す事業</p> <p>・製造業、建設業、運輸業、その他の業種、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」、「商品製造業」、「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」、「旅館業」</p> <p>②企業組合</p> <p>③協業組合</p> <p>④事業協同組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会</p>	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	力・力・力・力	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
全国中小企業団体中央会	ものづくり中小企業製品開発等支援補助金(実証等支援事業)	ものづくり中小企業者が、自社の製品及び製造技術について、地方公共団体が設置する試験研究機関や独立行政法人産業技術総合研究所等の各種支援機関による技術的支援の提供を求めて実施する実証及び性能評価等に要する経費を全国中小企業団体中央会が補助する。	助成・補助	事業化支援	【補助率】 定額(10/10) 【補助限度額】 1件当たり500万円(下限は50万円)	【補助対象事業】 自社の製品等について、支援機関による技術的支援の提供を受けて実証等を実施する事業を対象。ただし、対象となる支援機関は、以下に掲げる者のうち、中小企業者が抱える技術的課題に対し、中小企業者の求めに応じ、専門的知識員及び保有する設備等を用いて着効な技術的支援を提供することができる者(行政法人に限る。) ・公益財団(地方独立行政法人を含む。) ・産総研等の公的研究機関 ・国立大学法人、私立大学、公立大学、並びに、国公私立高等専門学校 ・一般財団法人、一般社団法人及び地方公共団体が出資を行っている法人等	【補助対象者】 国内に生産拠点を有する者で、中小企業のものづくり基礎技術の高度化に関する法律(以下、「中小ものづくり高度化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者 ①次に示す事業業、運輸業、その他の業種、「助産業」、「カーピス業」、「小売業」、「コム製品製造業」、「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」、「旅館業」 ②企業組合 ③協業組合 ④事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会
財団法人ひまわりベンチャー育成基金	助成金	千葉県内に主たる事務所または事業所を置き、新しい技術・製品・サービスの研究開発、提供を手掛ける活力ある中小企業および個人事業者を助成する。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援	【助成内容】 1. 助成金の交付 1企業あたり500万円を上限として、通常300万円 2. インキュベーター施設入居企業への家賃補助金の交付 月額5万円を上限として1年間補助金を交付 3. 各種相談・指導 企業経営に必要な相談および指導を行う。専門家が必要の際は、費用を当該団体が助成する。	【支援対象】 千葉県内に主たる事務所または事業所を置き、新しい技術・製品・サービスの研究開発、提供を手掛ける活力ある中小企業および個人事業者 ①原則として創業10年以内、または新規事業進出後10年以内の中小企業および個人事業者	【補助対象者】 ①千葉県内に主たる事務所または事業所を置き、新しい技術・製品・サービスの研究開発、提供を手掛ける活力ある中小企業および個人事業者 ②原則として創業10年以内、または新規事業進出後10年以内の中小企業および個人事業者
財団法人北陸産業活性化センター	R&D推進・研究助成	北陸地域における産業技術の高度化の推進、産業技術関係の視点より、当該団体のR&D推進・研究助成審査委員会が設定した対象分野に関する研究について助成する。 【対象分野】 (1)エネルギー...環境に関する分野 (2)製造技術に関する分野 (3)バイオ・ライフサイエンスに関する分野 (4)ナノテクノロジー...新素材に関する分野	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象事業の75%以内 【助成額】 1件当たり500万円以内	【申請者】 北陸地域に本社機能または研究機能を有する企業 【応募対象】 北陸地域に本社機能または研究機能を有する企業が、研究開発(大学、短期大学、高等専門学校、独立行政法人、公設試験場等)と共同で行う研究	【申請者】 北陸地域に本社機能または研究機能を有する企業 【応募対象】 北陸地域に本社機能または研究機能を有する企業が、研究開発(大学、短期大学、高等専門学校、独立行政法人、公設試験場等)と共同で行う研究
財団法人中部科学技術学園奨励研究助成金センター	学園奨励研究助成金	中部地域(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県)の大学、短大、高専、その他公的研究機関に勤務または所属する研究者に助成する。	助成・補助	研究者等育成支援	【助成額】 30万円 【助成総額】 210万円(30x7件)	【支援対象】 個人またはグループ研究で、人文科学、自然科学の別は問わない ・助成金についての申請は、学長、学部長、所属研究機関長等の推薦方式とする。 ・但し、過去5年間に旧財団法人東海大学奨励助成金から助成金の交付を受けた者は対象外とする。	【支援対象】 個人またはグループ研究で、人文科学、自然科学の別は問わない ・助成金についての申請は、学長、学部長、所属研究機関長等の推薦方式とする。 ・但し、過去5年間に旧財団法人東海大学奨励助成金から助成金の交付を受けた者は対象外とする。
財団法人名古屋産業技術活用研究助成事業推進公社	創造的プラズマ技術産業応用研究開発事業費補助金	プラズマを用いた新技術・新製品に繋がる研究開発に取り組み、中堅・中小企業の方々に、研究開発に要する費用の一部を補助し、研究の促進を支援する「創造的プラズマ技術産業応用研究開発事業費補助金」の募集を行う。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象事業の1/2以内 【助成金】 100～500万円	【助成対象】 プラズマ技術を用いた新技術・新製品の開発に繋がる新規性・革新的な研究開発 ・プラズマ技術を用いた当地域の産業への波及が期待できる新技術・新製品の開発 ・おおよそ6年以内(事業化できる研究開発 ・同様の内容で国・県等から補助を受けていない事業	【支援対象】 プラズマが中堅・中小企業、または中堅企業(ただし、みなし大企業を除く)の方。
財団法人近畿地方発明センター	研究開発テーマ	若手大学教員等が実施する研究開発を支援・促進することによって、科学技術の向上と産業の発展に寄与するため、研究開発に必要な経費を助成 【助成対象】 新素材の開発に関する、基礎的並びに応用的な研究	助成・補助	研究開発支援	【助成総額】 1500万円(予定) 【1件当たりの助成金額】 100～150万円/年	【支援対象】 近畿地方及び周辺地域(北陸3県、中四国地方)の理工学部等(付置研究科を有する大学(付置研究所を含む))及び工業高等専門学校並びに公的研究機関に所属する新進気鋭の研究者(平成21年4月1日現在で40才未満)。ただし、大学院生は除く。	【支援対象】 近畿地方及び周辺地域(北陸3県、中四国地方)の理工学部等(付置研究科を有する大学(付置研究所を含む))及び工業高等専門学校並びに公的研究機関に所属する新進気鋭の研究者(平成21年4月1日現在で40才未満)。ただし、大学院生は除く。
株式会社広島テクノプラザ	広島テクノプラザ技術研修	21世紀を展望し、ハイテク化・高度情報化時代に対応して、技術者の技術の高度化と研究開発型企業の振興のために、技術者の責任向上と研究開発能力の啓発を図る事業。	人材育成	研究者等育成支援	—	【受講料】 7,500円(税定) 【定員】 各コースとも定員に達し次第、受付を締め切り 【研修時間】 原則として午前9時30分から午後4時30分まで	【支援対象】 たれでも受講可能。
財団法人九州・山口地域企業育成基金	研究開発助成金	当該団は、九州・山口地域における技術指向型中小企業の育成を通じて、地域経済振興ならびに中小企業の発展に貢献することを目的としており、この目的を達成する事業の一として、新技術、新製品等の研究開発に対する助成金の交付を行う。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 平成21年4月以降の支出予想額の1/2以下 【助成額】 1企業につき500万円以内 ※上記のどちらか少ない方の額を交付する。	【助成対象事業】 1. 現在の技術水準からみて新規性があるもので以下に該当するもの。 ・産業界の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発に関するもの。 ・上記に関連する設備、部品、材料、原材料等の開発に関するもの。 2. 原則として、2年以内に企業化の可能性があるもの	【助成対象】 ・原則として創業後10年以内又は新規事業進出後10年以内の中小企業(個人事業者を含む) ・新技術、新製品等の研究開発および企業化を実施しようとする具体的な計画を持っている企業

支援機関		施策名		事業概要		交付金額等		応募申請要件	
支取先		実施内容		実施方法		交付金額等		応募申請要件	
財団法人九州・山口地域企業育成基金	財団法人九州産業技術センター	人材育成助成金	技術型中小企業が人材育成(研究員の出向研究)に対する助成金の交付を行う。この助成金は、大学、研究機関等へ企業の研究員を出向させ、新技術、新製品等の研究開発を行う中小企業に交付する。 【助成対象研究】 助成金交付の対象となる研究開発は、以下に該当するもの。 ・産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発に関するものを含む。 ・なお、これに関連する設備、部品、原材料等の研究開発に関するものを含む。(既存知識を得るための一般研修に類するものは対象外) ※医薬品、ソフトウェアのみ、デザイン等は対象外	助成・補助 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 平成21年4月以降の支出予想額の1/2以下 【助成額】 1企業につき100万円以内 ※上記のどちらか少ない方の額を交付します。	【支援対象】 ・原則として創業後10年以内又は新事業進出後10年以内の中小企業(個人事業者を含む) ・新技術、新製品等の研究開発および企業化を実施しようとする具体的計画を持っている企業	【申込資格】 (1)九州地区大学及び工業専修学校において、工学系、特に電力、エネルギー、関係分野を専攻する研究者(教員及び博士課程の学生)とする。ただし、応募者多数の場合は、若手研究者及び過去に当基金の助成を受けていない方を優先する。 (2)指導教授またはそれに準ずる人の推薦が必要。 (3)選航先で研究発表を行う場合は、第一著者であり、かつ発表者に限る。 (4)同一研究室から同一国際会議で研究発表する場合のご推薦は、1名に限る。		
財団法人九州産業技術センター	国内外留学者及び国際研究集会参加助成候補者の募集	国内留学者及び国際研究集会参加助成候補者の募集	財団法人九州産業技術センターの人材育成助成基金は、九州地域の大学及び工業専修学校に工学系、特に電力、エネルギー、関係分野を専攻する教員並びに博士課程の学生の留学等に対する助成を通じて、九州地域の産業技術の向上、発展に寄与することを目的としている。通商程度の学委などの国際研究集会出席に対して渡航費、滞在費を援助する。	助成・補助 人材育成	【助成額】 60万円/件以内	【申込資格】 (1)九州地区大学及び工業専修学校において、工学系、特に電力、エネルギー、関係分野を専攻する研究者(教員及び博士課程の学生)とする。ただし、応募者多数の場合は、若手研究者及び過去に当基金の助成を受けていない方を優先する。 (2)指導教授またはそれに準ずる人の推薦が必要。 (3)選航先で研究発表を行う場合は、第一著者であり、かつ発表者に限る。 (4)同一研究室から同一国際会議で研究発表する場合のご推薦は、1名に限る。			
財団法人九州産業技術センター	九州地域国際産業イノベーション創出事業(研究開発委託事業)	九州域内の大学等研究機関、公設民営及び産学連携推進機関等に研究委託を行う。この事業は企業と大学の共同研究を行う実用化研究開発テーマについて、事業創出研究会を主催し、産学フォーメーションを整え、フロンティアアップすることにより、国の地域イノベーション創出研究開発事業、戦略的基盤技術高度化支援事業、新連携事業等の支援制度を活用し、九州地域の産業競争力強化へ向けて実用化・事業化を図ることを目的とする。 【研究委託A】 産学フォーメーションが整った分野に高い熟練者が多く地域コンソーシアム事業等への応募、採択を目指すものを対象 【研究委託B】 事業化の可能性を含め、産学共同研究に向けた検討、準備(インキュベーター)を整えるものを対象	助成・補助 産学等交流支援 研究開発支援	【委託金額】 ・研究委託A:1件当たり200万円以内 ・研究委託B:1件当たり50万円以内	【対象研究分野】 1. 一般枠・環境海技の対象分野 (1) 環境・エネルギー・関連分野 (2) 情報通信技術分野 (3) ロボット・関連分野 (4) ハイテク・ロボット分野 (5) ナノテクノロジー・材料分野 2. ものづくり基盤枠 (6) 高度部材・基盤分野 自動車、半導体等の重要産業を支える基盤産業の技術の高度化・実用化を図るための研究助成で、高度部材・基盤技術(製造技術・鍛造技術・プレス加工技術・めっき技術・切削技術等)分野を対象	【対象者】 九州域内に所在する大学・短期大学・高等専門学校、独立行政法人・地方自治体の試験研究機関の研究者及び産学連携推進機関(TLO等含む)の研究者			

2. 各地域における支援施策一覧

「地域科学技術ポータルサイト（2009年9月29日時点）」に掲載されていた地方自治体（（財）産業振興機構、知的所有権センター等も含む）が実施する支援施策及び各地方自治体HPを基に、施策一覧を以下の通り取り纏めた。

都道府県	頁	都道府県	頁
北海道	219	滋賀県	289
青森県	225	京都府	291
岩手県	229	大阪府	295
宮城県	231	兵庫県	300
秋田県	234	奈良県	304
山形県	238	和歌山県	305
福島県	239	岡山県	308
茨城県	241	広島県	311
栃木県	242	鳥取県	315
群馬県	244	島根県	319
埼玉県	246	山口県	321
千葉県	247	香川県	323
東京都	249	徳島県	325
神奈川県	255	愛媛県	326
新潟県	259	高知県	329
長野県	262	福岡県	329
山梨県	265	佐賀県	334
静岡県	266	大分県	336
愛知県	269	長崎県	338
岐阜県	272	熊本県	341
富山県	275	宮崎県	345
三重県	278	鹿児島県	346
石川県	281	沖縄県	350
福井県	285		

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
北海道	事業革新賞付	新事業の展開や新技術・新製品の開発など、事業の革新に取り組む企業が利用できる事業資金。	融資・貸付	企業育成支援	【限度額】 1億円以内	【融資対象】 1. 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(北海道産業振興条例)に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る) 2. 新技術・新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る) 3. 地域における産業や商業等の活性化を図る計画にのっとり事業を行う中小企業者等 4. 国際標準化に対応するための製造工程等の改善等を行う中小企業者等 5. 省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 6. 地域における雇用の創出又は確保のための事業を行うもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る)	【融資対象】 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(北海道産業振興条例)に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る) 2. 新技術・新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る) 3. 地域における産業や商業等の活性化を図る計画にのっとり事業を行う中小企業者等 4. 国際標準化に対応するための製造工程等の改善等を行う中小企業者等 5. 省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 6. 地域における雇用の創出又は確保のための事業を行うもの(ただし、事業開始時に中小企業者等となるものに限る)
北海道	リサイクル技術研究開発補助金	循環資源利用促進技術を開発し、産業廃棄物の排出削減・減量化、リサイクルに係る技術の研究開発に要する費用の一部を補助する制度。	助成・補助	研究開発支援	【限度額】 1千万円	【対象事業】 補助対象者がその成果を事業化することを目指して行う研究開発で、自ら排出するもの又は他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに資するもので、次に該当するもの。 ・基礎研究(以下の研究開発と併せて行う場合に限り) ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善	【支援対象】 (1) 道内に事業所を置く事業者(NPO法人及び道内地方公共団体を含む) (2) 全構成員の半分以上を上記(1)が占めるグループで、かつ上記(1)に該当するものが代表者となるもの
北海道	中小企業競争力強化促進事業	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(北海道産業振興条例)(平成19年12月21日条例第68号)に基づき、新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等に對する助成事業(中小企業競争力強化促進事業)を実施。 【支援対象】 (1) マーケティング支援事業 (2) アドバイザー等招へい支援事業 (3) 産業人材育成支援事業 (4) 産学連携等研究開発支援事業 (5) 市場対応型製品開発支援事業	人材育成	企業育成支援	【補助限度額と補助率】 (1) マーケティング支援事業 200万円、1/2以内 (2) アドバイザー等招へい支援事業 1企業につき100万円(1アドバイザーにつき50万円)、1/2以内 (3) 産業人材育成支援事業 50万円(1人当たり)、1/2以内 (4) 産学連携等研究開発支援事業 1200万円、1/2以内 (5) 市場対応型製品開発支援事業(一般)300万円、1/2以内、(成長分野)350万円、1/2以内	【支援対象】 中小企業者等	
北海道	中小企業総合振興資金	汎用的な融資や製作・資金使途を限定した融資など、次の資金メニューを用途している。 ・事業活性化資金 ・産業振興資金 ・経済対策特別資金 ・中小企業再生支援資金 ・原料等高騰対策特別資金	融資・貸付	企業育成支援	-	-	-
北海道	北海道知的財産活用システム	道立試験研究機関が持つ知的財産情報をインターネットを通じて提供するシステム。このサイトでは、各機関の研究者情報や各機関が持つ研究成果、特許などの情報を横断的に公開・共有し、道内企業がそれを有効活用して新たな付加価値を創造することを支援する。	情報提供	知的財産戦略的活用支援	-	-	-
北海道	リサイクル産業創出事業費補助金	循環資源利用促進技術を開発し、産業廃棄物の排出削減・減量化、リサイクルに係る技術の研究開発に要する費用の一部を補助する制度。実証や市場調査に要する費用の一部を補助する制度。	助成・補助	調査研究支援 事業化支援	【補助限度額】 300万円以内 【補助率】 補助対象経費の3/4以内	【補助対象事業】 ●実証実験 ▲ワールド試験による製品の有効性・環境影響、残査発生状況、物ルート等の検証、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う事業 ●市場調査 ▲市場調査、物流、販路等のマーケティング調査等を目的として行う事業	【補助対象事業者】 北海道内に工場、店舗等の事業所を置く中小企業者又はNPO法人等 ・中小企業者等が代表者となっているもの

北海道	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カネヨリ分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
北海道		大学シニア活用型地域産業活性化事業(公募型)	大学・短大や高専が有する研究シーズを活用して、道内企業等において失業者を雇用し、創業を目指す個人や企業の新たなビジネスの立ち上げにつながる製品・サービスの開発及び事業化を実施し、持続的な雇用の創出を図ることを目的としている。 そこで、道内企業又は大学等において失業者を雇用し、「健康」「環境」「国際化」キーワードとした対象領域において、道内の失業者が有する研究シーズを活用し、道民生活の向上につながる新製品・新サービスの開発及び事業化に向けた取組を行う	助成・補助	【委託金額】 6,334千円以内/件につき	【業務内容】 実践した場合、道民生活の向上に資する新製品・新サービス及びそれを具現化するための原理・方法論・ノウハウの提案、事業化に向けた調査・開発等の具体的な活動の実施、一連の取組に係る報告書の作成を行う	【参加資格】 公募対象者は、道内に事務所を有する法人又はは大学(短大・高専を含む)、次の(1)～(3)の要件を全て満たしていること。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2)北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 (3)道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと	【参加資格】 公募対象者は、道内に事務所を有する法人又はは大学(短大・高専を含む)、次の(1)～(3)の要件を全て満たしていること。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2)北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 (3)道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと
北海道		道有シニア活用新技術開発事業(公募型)	道立試験研究機関の研究開発により得られた技術シーズを活用し、地域企業が失業者を雇い入れ、事業化のための開発・実証実験を進め、新たな技術による新製品の事業化し、新市場を開拓することにより、持続的な雇用の場の創出を図る。 工業試験場では、食品の形状、寸法、色彩などの認識や人間の作業スキル、計測・分析に基づいて、複雑かつ不定形な食品を高圧加工又は高圧処理に連動できる装置の開発に活用できるシーズを有している。本業務では、これらの技術シーズを活用し、道産食品を主な対象とする食品加工・選別機械の開発及び商品化に向けた取組を行う。	助成・補助	【予算上限額】 27,818千円(消費税を含む)	【テーマ】 (1)形状、寸法、色彩認識技術を活用した食品加工・選別機械の開発、事業化 (2)ロボット/メカトロニクスを用いた小型・軽量なモータ及びエレベータの開発、事業化 (3)道産小麦加工残渣を活用した機能性食品の開発・事業化 (4)北海道オリジナル酵母を活用した健康機能食品の開発・事業化 【委託業務内容】 カボチャや葱、加工が難しい野菜の自動切断、加工食品の重量・形状計測などを行うための食品加工・選別機械の開発及び商品化	【参加資格】 次のいずれにも該当すること (1)複数法人にも所属する連合体(コンソーシアム)、又は単独法人とする。 (2)コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。 ア、道内に事務所を有する法人であること。ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと。 イ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ、北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 エ、道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有しない者(道に納税の義務のない者)は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。 オ、コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。	【参加資格】 次のいずれにも該当すること (1)複数法人にも所属する連合体(コンソーシアム)、又は単独法人とする。 (2)コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。 ア、道内に事務所を有する法人であること。ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと。 イ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ、北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 エ、道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有しない者(道に納税の義務のない者)は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。 オ、コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
北海道		環境対応型社会貢献ビジネス創出促進事業委託業務(公募型)	環境意識の高まりに伴って、低炭素化や廃棄物削減等の環境貢献の取組が「見える化」が、大手企業との取引条件やユーザーの製品、サービスの選択に関する新たな競争力となりつつあり、加えて、エネルギー価格の高騰、乱高下により、地域産業は多大な影響を受けており、価格・質ともに安定的に供給可能な燃料が求められている。地域において、まだ有効活用されていない廃棄物の中からエネルギーとなる資源を掘り出し、これを新エネルギーとして供給することができれば、廃棄物削減による環境貢献のみならず、地域産業の維持と競争力向上に資することができるため、地域で収集されている廃棄物について、望まれる新エネルギー(燃料)化の方法を明らかにすることにより、地域産業と社会的課題(廃棄物削減)解決に貢献する新エネルギー製造の事業化を促進する	助成・補助	【予算上限額】 26,930千円(消費税を含む)	【業務内容】 ・モデル地域における一般廃棄物中の加熱物調査 ・加熱物の効率的輸送方法の検討 ・加熱物の燃料化方法の検討 ・報告書の作成 ・雇用計画の作成、実施等	【参加資格】 次のいずれにも該当すること (1)複数法人にも所属する連合体(コンソーシアム)、又は単独法人とする。 (2)コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。 ア、道内に事務所を有する法人であること。ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと。 イ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ、北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 エ、道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有しない者(道に納税の義務のない者)は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。 オ、コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。	【参加資格】 次のいずれにも該当すること (1)複数法人にも所属する連合体(コンソーシアム)、又は単独法人とする。 (2)コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。 ア、道内に事務所を有する法人であること。ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと。 イ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ウ、北海道の競争入札参加資格指名称停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2項第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 エ、道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有しない者(道に納税の義務のない者)は本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。 オ、コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
北海道		首都圏ビジネス展開促進事業	道内IT企業の首都圏での市場開拓支援を目的としたIT首都圏ビジネス展開促進事業を実施。	人材派遣・技術支援	-	【支援内容】 ・マーケティング戦略検討会 ・参加道内IT企業が、首都圏市場に売り込みたい製品・技術のプレゼンテーションを実施、首都圏企業等から構成される「読者」が、製品・技術・プレゼンテーション方法の改善点、販路開拓・技術提携の方向性等、次回のビジネスマップセッションに即応するアドバイスをする。 ・ITビジネスマッチング ・ITビジネスマッチングとのビジネスマッチングの場を提供する。参加企業は、マーケティング戦略検討会で選んだアドバイザーを生かしてプレゼンテーションを行い、販売先の獲得や技術提携等の実装を図る。	【参加資格】 道内IT企業	【参加資格】 道内IT企業

北海道	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	次世代型商品開発・販売促進支援事業委託業務(公募型)	商品開発ノウハウをもつ民間企業等が、「健康」環境への配慮などをキーワードにした地域資源を活用した高付加価値商品に対して、バイヤーと連携して顧客の高い消費ニーズと多様な技術シーズを踏まえた商品の改良支援を行うとともに、実際に流通ルートに乗せるためのコーディネートを実施し、次世代型商品の成功事例を蓄積する	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	【業務内容】 ア、バイヤーによる商品審査及び対応策の検討 地域素材を活かした次世代型商品(100品程度)をとりまわめて、経験豊富なバイヤー(道外の百貨店やスーパーマーケット等を想定)に市場性評価と課題の抽出を委託するとともに、販売促進に向けた支援 イ、商品化に向けた支援 ロ、技術支援や員本市等のコーディネート(想定) ハ、事例集の作成 ニ、次世代商品の開発促進・販売促進に向けたノウハウの汎用化を図るための事例集を作成 ホ、事業終了後、成果物として、「調査実施報告書」を提出 ヘ、本雇用計画の作成・実施等 ヘ、本雇用計画に基づきも必要となる関係要領等に留意すること	【参加資格】 (1) 株式会社による連合体(「コンソーシアム」といふ。)又は単独法人とする。 (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。 ア、道内に事務所を有する法人であること。ただし、コンソーシアムについては、道内に事務所を有する法人をその構成員に含むこと イ、地方自治法旅行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の指図に該当しない者であること。 ロ、北海道の競争入札参加資格格停止事務処理要領(平成4年9月11日高総第461号)第2項の規定による指名の停止を受けていないこと。また指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。 ハ、道税を滞納している者でないこと。道内に事務所を有していない者(道に納税の義務のない者)は本店が所在する都府県の法人、事業所を滞納している者でないこと。 ニ、コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	文部科学省 知的クラスター創成事業(第2期) さつぼろバイオクラスター構想 "Bio-S" "実用化枠"	平成19年度よりスタートしたさつぼろバイオクラスター構想の配 実現に向けて、地域のテーマである「北海道の優れた素材を 科学の力で付加価値をつけ、製品化した食品・化粧品・化 粧品・医薬品原料として市場に提供することを目指す テーマを初めに募集し、助成する	助成・補助	研究開発支援	1(件当たり)700万円～1,000万円程度／ 年	【対象者】 大学、試験研究機関の研究者	
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	若手研究人材育成事業「若手研究人材・ネットワーク育成補助金(Talent補助金)」	【募集対象事業】 大学、試験研究機関の研究者が実施する機能性食品、健康 科学産業関連分野の研究で、「免疫・アレルギー評価改善」 「認知機能改善」、「代謝機能改善」を目的とし、本事業での 研究期間終了後にはバイオベンチャー起業や地域の企業へ の技術移転など実用化を目指す	助成・補助	研究者等育成支援	1(件当たり)10万円以内 【補助対象経費】 40万円/1件	【対象者】 道内の若手研究者 以下の大企業連関の場台ホストドック以上(助教、講師等)と ※大企業連関連関の場合ホストドック以上、学生は不可	
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	イノベーション創出研究支援事業「スタートアップ研究補助金」	発展的な産学官共同研究や事業化を志向する基礎的・先導 的な研究等の推進を目的として、自然科学又は産業技術に 関する研究開発のうち、今後、事業化に向けた発展的且つ具 体的な研究計画を有し、次のいずれか以上に該当するもの対し て、助成する。 ①北海道科学技術振興戦略に定める以下の「戦略研究分 野」のいずれかに該当する基礎的・先導的な研究 ・健康関連分野(フード分野) ・健康・医療・福祉関連分野(ライフ分野) ・環境・エネルギー関連分野(エコ分野) ②上記①以外であって、以下のいずれかに係る基礎的・先導 的な研究 ・北海道の地域課題の解決、地域の振興に資するもの ・北海道の地域資源の活用に関するもの ・その他北海道の産業の発展、道民生活の向上等に関するもの	助成・補助	研究開発支援	1(件当たり)10万円以内 【補助対象経費】 200万円以内/1件	【対象分野】 「戦略研究分野」 ①食品・バイオプロセス分野 産科科学、畜産、獣医、農業環境 など ②ライフサイエンス分野 医学、医療(徳、免疫、生体材料、再生医療、診断技術、薬 学、理学など)、脳・神経科学、ゲノム、細胞・生体機能 など ③環境・エネルギー分野 循環型社会システム、環境リスク、省エネルギー、エネル ジー利用技術、環境に対する負荷の軽減 など ④ナノテクノロジー分野 ナノ材料、材料加工、合成プロセス、ナノ情報デバイス、計 測技術、精密計算、シミュレーション など	【対象者】 産学官の共同研究グループ、共同研究グループ及び道 内の研究者 ※共同研究を行う連携企業や将来の事業化方法が特定で きる事が前提。

北海道	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	イノベーション創出研究支援事業「重点研究・モデル化研究補助金」	産学官の研究成果等に基づく中小企業等における実用化、事業化に向けた重点研究及びモデル化研究を推進することを目指す。以下に該当するものについて、補助金を支援する。 【補助対象】 産学官の研究成果等から提案された技術コンセプト(課題)のなかで、産業化につながる可能性が特に高い重点研究成果又は基づくもの。 (1)本事業のスタートアップ研究、発展・橋渡し研究で得られた研究成果等 (2)道内で実施された同等の研究開発プロジェクト等から得られた研究成果等 (3)道内の大学・公設試験研究機関等から得られた研究成果又は技術特許権等の特許権等(「戦略研究分野」のいずれかに該当するもの。)	助成・補助 研究開発支援	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【補助金額】 3,000万円以内/1件	【対象分野】 ①食品、バイオプロセス分野 ②材料科学、技術、バイオプロセス、物質生産、青種・園芸、水産科学、畜産、獣医、農業環境など ③ライフサイエンス分野 ④環境・エネルギー分野 ⑤情報通信分野 ⑥ナノテクノロジー分野 ⑦宇宙・航空・宇宙技術、精密部品加工、先進的ものづくり、高品質加工高付加価値技術(マイクロマシン)、医療・福祉機器など ⑧ものづくり分野 ⑨情報通信分野 ⑩ロボティクス、サイバーセキュリティ、サステナブル・ソフトウェアなど	【対象となる研究機関】 次の全ての要件に該当する中小企業 (1)中小企業基本法に定める中小企業者等であること (2)道内に本店があること (3)設立後1年以上経過し、活動を継続して行う見通しがあること (4)補助事業を行うための経営資源、人材等を有していること (5)提案する課題が、道内の大学・公設試験研究機関・技術移転機関等(又は所属する研究者)の研究成果、知的財産等に基づきものである(提案に際しては事前の了解が必要)、かつ事業推進のために必要な協力体制が整えられていること (6)当該年度(平成21年度)において類似の研究課題で道又はその関係団体から補助金を受けていないこと。
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	イノベーション創出研究支援事業「発展・橋渡し研究補助金」	次代の北海道にとって有用な新技術の創出や地域産業の振興につながる可能性が高い研究を推進することを目的として、以下の補助対象について、補助金を支援する。 【補助対象】 自然科学又は産業技術に関する研究開発のうち、今後、北海道内で事業化に向けた発展的且つ具体的な研究計画を有し、次のいずれかに該当するもの。 (1)スタートアップ研究において優秀な成果を得ているもの。 (2)同等の研究支援事業において優秀な成果を得ているもの。 (3)同等が実施する研究開発プロジェクト等の活用を将来に向けて具体的に計画しているもの。 (4)道内の大学・公設試験研究機関等で生み出された優れた技術シーズ・特許等を活用した研究開発であり、「戦略研究分野」のいずれかに該当するもの。	助成・補助 人材育成	【補助率】 補助対象経費の10/10以内 【補助金額】 400万円以内/1件	【対象分野】 ①食品、バイオプロセス分野 ②材料科学、技術、バイオプロセス、物質生産、青種・園芸、水産科学、畜産、獣医、農業環境など ③ライフサイエンス分野 ④環境・エネルギー分野 ⑤情報通信分野 ⑥ナノテクノロジー分野 ⑦宇宙・航空・宇宙技術、精密部品加工、先進的ものづくり、高品質加工高付加価値技術(マイクロマシン)、医療・福祉機器など ⑧ものづくり分野 ⑨情報通信分野 ⑩ロボティクス、サイバーセキュリティ、サステナブル・ソフトウェアなど	【対象となる研究者等(機関)】 道内の産学官(又は産学、産官)で構成された共同研究グループ
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	若手研究者人材育成事業	北海道の将来の地域振興や産業の発展に資する先導的な研究」を担う若手研究者を支援する。 (1)産業に貢献する意欲が高く、かつ独創的な研究を行う若手研究者人材の育成 (2)将来、地域の戦略的なプロジェクト等における研究者ネットワークで中心的役割を担っていく人材の育成	助成・補助 人材育成	【補助率】 40万円以内/1件	【補助対象経費】 必要経費/原材料、消耗品購入費、機器購入費、旅費等	【対象者】 道内の試験研究機関(大学、民間等)に所属する40才以下の若手研究者を対象 ※大学等研究機関の場合、ポスドク以上(博士研究員・助教・講師等)を対象とし、学生は不可
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	産学官連携による成果、企業・起業家・地域から提案のあったビジネスプランを検討し専門家によるコアネットワーク機能を活用し実用化・事業化の支援を支援する。	産学官連携による成果、企業・起業家・地域から提案のあったビジネスプランを検討し専門家によるコアネットワーク機能を活用し実用化・事業化の支援を支援する。	助成・補助 人材派遣・技術支援	-	【事業化に向けた開発手順】 ①プロジェクトチームの発掘 企業・起業家・地域から持ち込まれたビジネスプラン、または産学官連携で検討されたテーマを市場性、技術性、波及性などの調査・検討を重ね、ビジネスプランを作成 ②プロジェクトの推進 担い手企業の方と共同開発チームを結成し、担い手企業の双方に開発に専念していただけるよう的確なマネジメントを実施し、サポート ③事業化後の支援 実用化・事業化されたプロジェクトについて、PR、販売支援、製品の改良や応用製品の開発を引き続き支援	-
北海道	財団法人北海道科学技術総合振興センター	コラボほっかいどう	「コラボ」とは、地域産業界が大学等(大学の諸教育研究機関、公設試験研究機関等)の研究成果を活用するため、設置された産学官共同利用研究施設である。コラボでは、産学官が共同して事業の効率的な推進を図るとともに、地上3階建てのコラボには、8つの共同研究、産学官の連携・交流の機会を、交流スペースなどを設け、産学官共同研究は、以下の7分野に盛り込まれている。 ■食品・バイオ系 ■食関連機器システム系 ■調達・リサイクル系 ■住・生活関連系 ■健康・福祉系(ハード) ■情報通信系 ■健康・福祉系(ソフト)	産学官等育成支援	-	-	-

支援機関		施策名	事業概要	支援手法	分野	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	北海道中小企業応援ファンド事業	北海道中小企業応援ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道、道内の金融機関及び産業支援機関が資金を出して組成するファンドである。財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、このファンドの運用益を活用して、道内における新たな産業の創出や事業化を支援する(財団法人北海道中小企業総合支援センターが当該ファンドの運営管理を行う)。本支援は、全国的なブランドとつながり、地域や出身地を重視し「食」を始めとする「地域資源」等を活用した新事業展開や道内産業の振興、産業界連携による「産業クラスターの形成」など、北海道の特色を生かした事業に対しておこなう。	助成・補助	事業化支援	【限度額、助成率】 ①中小企業競争力強化促進事業 200万円以内、1/2以内 ②アドバイザー等招へい支援事業 500万円以内、2/3以内(市場調査に要する経費は200万円以内、1/2以内) ③地域資源活用型新産業創出支援事業 300万円以内、2/3以内 ④地域資源活用型小規模事業者連携推進事業:200万円以内、1/2以内 ⑤地域資源活用型小規模事業者連携推進事業:200万円以内、1/2以内 ⑥加速的創業促進支援事業:100万円以内、1/2以内、2/3以内	【対象事業】 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 ・地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト、事業の試行に要する経費に対する助成 ・市場適応能力高度化促進支援事業 ・開発した商品やサービスの販路の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成 ・ブランド化促進支援事業 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	【対象者】 中小企業者等
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	北海道中小企業応援ファンド形成促進事業(産業クラスター形成促進事業)	北海道中小企業応援ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道、道内の金融機関及び産業支援機関が資金を出して組成するファンドである。財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、このファンドの運用益を活用して、道内における新たな産業の創出や事業化を支援する(財団法人北海道中小企業総合支援センターが当該ファンドの運営管理を行う)。 【対象事業】 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 ・市場適応能力高度化促進支援事業 ・ブランド化促進支援事業	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【限度額、助成率】 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 200万円以内、2/3以内 ・市場適応能力高度化促進支援事業 300万円以内、2/3以内 ・ブランド化促進支援事業 1000万円以内、2/3以内	【対象事業】 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 ・事業シーズ可能性拡大支援事業 ・地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト、事業の試行に要する経費に対する助成 ・市場適応能力高度化促進支援事業 ・開発した商品やサービスの販路の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成 ・ブランド化促進支援事業 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	【対象者】 中小企業者等
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	総合相談	創業者や中小企業者等の様々な相談にお応えするため、総合相談窓口を開設。	その他	企業育成支援 知的財産戦略的活用支援	-	【相談窓口】 ①インターネット経営相談 インターネット上で企業経営に関する相談を受け付 ②総合相談窓口 総合相談窓口を設置し、豊富な知識と経験を有する専門スタッフが起業や創業に関する相談を随時受付 ③特許活用相談窓口 特許活用相談窓口を設置し、特許の導入を希望する企業に対するアドバイザーや、研究機関等が有する未利用特許の橋渡しの相談を受け付 ④経営・金融相談窓口 経営・金融相談窓口 ⑤同法書士相談窓口 同法書士相談窓口 ⑥「下請かけこみ寺」相談窓口 「下請かけこみ寺」相談窓口 ⑦法律相談窓口 法律相談窓口 ⑧創業支援相談窓口 創業支援相談窓口 ⑨経営活動を行う上で生じた問題や、経営活動を行う上で生じた問題について、弁護士から派遣された弁護士が相談を受け付	【対象者】 中小企業者等
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	専門家派遣事業	経営力の向上、創業、再チャレンジ、事業承継を目標とする中小企業者等に経営計画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、中小企業者等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行う。	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	【派遣する対象者】 (1)中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士等の資格を有する者 (2)診断助言に必要な専門分野の知識、経験、実績を有する者	【対象者】 中小企業者等
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	アドバイザー等招へい支援事業	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために技術開発、生産管理、マーケティング等の専門家を派遣し、中小企業者等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行う。	人材派遣・技術支援	研究開発支援 調査研究支援	【助成限度額】 100万円(アドバイザーにつき50万円) ※対象経費の1/2以内の補助	【内容】 1 招へいにより習得する技術又は能力の内容 2 当該中小企業者の実施している又は実施しようとする産業技術開発等に役立つ試験、研究、分析、検証、評価等に関するもの、加工精度の向上や生産コストの削減に資するもの、産業技術開発等の実現可能性調査、テーマの設定又は開発プロセスの計画策定に資するもの等とする。ただし、当該中小企業者が設置した機械等の調整や操作方法等の修得に係るものを除く。 2 指導日及び指導期間 指導日が21日以上であり、かつ、指導期間に2日以上以上の指導日を含むもの。	【対象者】 道内の中小企業者等

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件			
北海道		北海道地域イノベーション創出協働体形成事業		北海道内の大学、公設試験研究機関、事業化支援機関などが協働的連携組織(以下「協働体」)を形成して、各研究機関が保有する人材、試験研究機器等の研究開発資源の相互活用により、地域のイノベーション創出基盤の整備と、地域経済の活性化を図る。地域の課題を自分たちで考え、みんなで解決し、そのために自分たちが持つ「知・技・理」を存分に発揮し、共有し、補完しあう。この理念のもと、「地域や産業の課題解決」「イノベーション創出のアクションプラン」を作り自ら実践に取り組む。 【事業内容】 1.共同体制形成促進事業 2.技術支援協働同業事業 3.研究開発環境支援事業		人材派遣・技術支援		研究開発支援		【事業内容】 1.共同体制形成促進事業 道内の大学、公設試験研究機関等からなる広域的な協働体(以下「協働体」)を形成し、研究開発資源(データ・データベースの作成、オープンソースの提供と相互活用促進等、イノベーション創出のためのアクションプラン策定と実行等の諸活動)を行う。また、広く本事業の広報、普及・促進を図る。 2.技術支援協働同業事業 道内(地域)の中核支援機関に地域の窓口、札幌に総合相談窓口を開設してワンストップ体制を進め、地域産業の課題を解決する。 3.研究開発環境支援事業 技術課題解決に資する試験、評価、分析手法を確立し、マニュアル化する。共同研究を行なう。研究機関に新たに試験研究機器を導入して実施し、事業終了後はオープンソースとして開放使用する。		【募集申請要件		【募集申請要件	
北海道	財団法人北海道中小企業総合支援センター	北海道地域イノベーション創出協働体形成事業	高度技術研究開発助成事業	高度技術の研究開発を促進し、高度技術産業の発展を図るため、地域内の企業などが行う新技術・新製品の開発事業等に対し、その経費の一部を助成する。	助成・補助	事業化支援	【(件)当たりの助成限度額】 1.助成対象経費の2/3以内で、500万円を限度 2.助成対象経費の10/10以内で、500万円を限度 3.助成対象経費の2/3以内で、800万円を限度	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【事業内容】 1.共同体制形成促進事業 道内の大学、公設試験研究機関等からなる広域的な協働体(以下「協働体」)を形成し、研究開発資源(データ・データベースの作成、オープンソースの提供と相互活用促進等、イノベーション創出のためのアクションプラン策定と実行等の諸活動)を行う。また、広く本事業の広報、普及・促進を図る。 2.技術支援協働同業事業 道内(地域)の中核支援機関に地域の窓口、札幌に総合相談窓口を開設してワンストップ体制を進め、地域産業の課題を解決する。 3.研究開発環境支援事業 技術課題解決に資する試験、評価、分析手法を確立し、マニュアル化する。共同研究を行なう。研究機関に新たに試験研究機器を導入して実施し、事業終了後はオープンソースとして開放使用する。	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	高度技術研究開発助成事業	新技術・新製品の研究開発に必要な資金を無担保で債務保証する。(保証率100%)併せて低利融資する。	融資・貸付	研究開発支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 現在、技術水準以上であり、かつ新規性に富み、企業化の可能性の高い事業(具体的計画が必要) (1)製造業及び環境・リサイクル関連事業を営む企業 (2)製造業及び環境・リサイクル関連事業を営む企業 (3)製造業及び環境・リサイクル関連事業を営む企業 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	地域技術起業化推進助成事業	中小企業が、共同で高度技術者を利用して行う事業に必要な資金の一部を助成する。 【対象企業】 (1)商品・デザイン開発事業 (2)情報収集、能力開発、市場開拓等の事業(具体的計画が必要)	助成・補助	事業化支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 地域内で製造業又は情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業、道内企業又は試験研究機関と協働して事業を行う中小企業者等 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	新製品・新技術育成助成事業	中小企業が、共同で高度技術者を利用して行う事業に必要な資金の一部を助成する。 【対象企業】 新製品又は新技術の開発及び開発のために必要な情報収集、市場調査等	助成・補助	調査研究支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 地域内で製造業又は情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業、道内企業又は試験研究機関と協働して事業を行う中小企業者等 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	研修派遣等助成事業	地域内企業が新製品の開発や生産技術の改善のため、技術者、技術者等を研修・研究派遣する場合に、派遣費用の一部を助成する。 【対象企業】 企業が経営者、技術者等の能力向上のため、先進企業、試験研究機関等へ派遣する場合、又は研究所が研究員の資質向上のため、大学等に派遣する場合、研修期間が6日以上で、当機構が定める条件を満たす場合、必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	研究者等育成支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 地域内で製造業又は情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業、道内企業又は試験研究機関と協働して事業を行う中小企業者等 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	高度技術者コンサルタント派遣事業	地域内企業が新製品の開発や生産技術の改善のため、技術者、技術者等を研修・研究派遣する場合に、派遣費用の一部を助成する。 【対象企業】 地域内企業が高度技術者及び新製品開発技術などの、独自の解決困難な技術的課題を解決するため、企業、大学、試験研究機関等の専門的知識を有するコンサルタントの派遣を受ける場合に、必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	企業育成支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 地域内で製造業又は情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業、道内企業又は試験研究機関と協働して事業を行う中小企業者等 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				
北海道	財団法人道央産業技術振興機構	道央産業技術振興機構	起業化アドバイザー事業	中小企業が新製品の開発や生産技術の改善のため、技術者、技術者等を研修・研究派遣する場合に、派遣費用の一部を助成する。 【対象企業】 地域内企業が高度技術者及び新製品開発技術などの、独自の解決困難な技術的課題を解決するため、企業、大学、試験研究機関等の専門的知識を有するコンサルタントの派遣を受ける場合に、必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	企業育成支援	【(限度額)】企業2,000万円以内 【総償還率】年1.7% 【保障料率】年0.5%	【対象企業】 地域内で製造業又は情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業、道内企業又は試験研究機関と協働して事業を行う中小企業者等 ※地域内とは、苫小牧市、千歳市、恵庭市、安平町の3市1町の道央高度技術産業集積地域をいう	【対象企業】 1.地域内で、製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械修理・設計業等を含んでいる企業若しくは情報通信業若しくは環境・リサイクル関連事業を営む企業のうち協働が特に認められたもの 2.地域内の大学若しくは工業高等学校に属する教官 3.上記対象者を中心とした共同研究グループ	【募集申請要件	【募集申請要件				

支援機関		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		
北海道	支障機関	施策名	事業概要	支援手法	支援事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件		
北海道	財団法人さっぽろ産業振興財団	専門家派遣事業	札幌市内中小企業の多様で活力ある成長、発展を図るため、当該支援センターの登録専門家派遣し、経営・技術・人材・情報化など企業の抱える諸問題の経営相談や診断アドバイスを、商店街や小売市場の活性化に繋がる様々な取り組みに対して商店街アドバイザーを派遣し、相談やアドバイスをを行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	【交付金額】 専門家への謝金(1時間あたり)13,650円(2/3) 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【利用対象者】 ・札幌市内の中小企業者 ・札幌市内での起業を予定している方 ・札幌市内の協同組合／異業種交流会等の団体 ・派遣場所が札幌市内の方	【利用料金】 1時間あたり5,460円 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【応募要件(補助事項、事業要件等)	
北海道	財団法人函館地域産業振興財団	研究開発助成	地域企業の新技術や新製品の開発に対し、研究開発費の一部を助成する。 【対象事業】 高度技術、新製品の開発に関する試作研究及び基礎研究	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成額】 ・助成対象経費の2/3以内 ・限度額300万円(共同研究は500万円)	【対象者】 ・函館地域(函館市、北斗市、七飯町)に事業所を有し、製造業及びソフトウェア業の事業を営んでいる方で次の要件を満たすもの。 1.高度技術の開発又は利用を経営の主要目的としている企業 2.高度技術の開発又は利用の実績を有する企業 3.高度技術の開発又は利用に必要な技術的能力、経営能力を有する企業	【利用料金】 1時間あたり5,460円 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【応募要件(補助事項、事業要件等)	
北海道	財団法人函館地域産業振興財団	地域技術起業化助成	地域の技術シーズの起業化を促進するため、中小企業(中小企業の組合、4社以上の中小企業グループを含む)が行う新技術・新製品の開発や商品化に対し、研究開発費等の一部を助成。 【対象事業】 (1)商品、デザイン開発事業 (2)情報収集事業 (3)能力開発事業 (4)市場開拓事業	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成額】 助成対象経費の2/3以内 500万円	【対象者】 函館地域(函館市、北斗市、七飯町)で製造業又はソフトウェア業を営んでいる企業、中小企業の組合若しくは事業主体が函館地域に所在する4社以上の中小企業のグループ等で次の要件を満たすもの。 1.高度技術の開発又は利用を経営の主要目的としている企業 2.高度技術の開発又は利用の実績を有する企業 3.高度技術の開発又は利用に必要な技術的能力、経営能力を有する企業	【利用料金】 1時間あたり5,460円 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【応募要件(補助事項、事業要件等)	
北海道	旭川市	新製品等開発促進支援事業(追加募集)	新製品等開発促進支援補助金では、様々な製品作りに向け企画・設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助する	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 必要経費の2分の1以内 【限度額】 100万円	【助成期間】 平成22年3月31日までを限度に、1年以内に事業化 【対象事業】 ・研究開発 ・新製品に関するデザイン開発 ・機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究または開発	【利用料金】 1時間あたり5,460円 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【応募要件(補助事項、事業要件等)	
北海道	旭川市	ものづくりもろーり支援事業費補助金(追加募集)	ものづくりもろーり支援補助金では、開発される製品・技術・デザインの熟度が高く、もろーりすることによって、研究開発費が低く、より高い補助率と補助上限額で支援する	助成・補助	事業化支援	【助成率】 必要経費の4分の3以内 200万円	【対象者】 以下に該当する事業者 ①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者 ②市内に事業所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者 ③市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者 ④市税を滞納していない(市税を納税している)こと	【利用料金】 1時間あたり5,460円 【利用時間】 1日あたり3時間まで ※最大4日間、最大12時間まで利用可能 【専門家への謝金】 1時間あたり1万920円	【応募要件(補助事項、事業要件等)	
青森県	あおもり農工ベスタミックス	構想推進事業(次世代型研究・実証プロジェクト調査促進事業)	あおもり農工ベスタミックス構想推進事業(次世代型研究・実証プロジェクト調査促進事業)	助成・補助	研究開発支援	【総額】 400万円 【件あたり委託額】 上限200万円まで	【調査事業】 「新生産システム・グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」の事業化可能性に関する研究・実証調査事業を公募し、審査会により選定された企業等に対し、平成20年度予算の範囲内において、県が費用を負担して事業化調査を実施	【調査事業】 「新生産システム・グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」の事業化可能性に関する研究・実証調査事業を公募し、審査会により選定された企業等に対し、平成20年度予算の範囲内において、県が費用を負担して事業化調査を実施	【調査事業】 「新生産システム・グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」の事業化可能性に関する研究・実証調査事業を公募し、審査会により選定された企業等に対し、平成20年度予算の範囲内において、県が費用を負担して事業化調査を実施	【調査事業】 「新生産システム・グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」の事業化可能性に関する研究・実証調査事業を公募し、審査会により選定された企業等に対し、平成20年度予算の範囲内において、県が費用を負担して事業化調査を実施

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
青森県	あおもり農工ベストミックス構想推進事業(研究・実証プロジェクト支援事業)	【新生産システム、グリーンエネルギー活用型生産プロセス】について、モデルとなるプロジェクトの事業化研究・実証プロジェクトを公募し、審査会により選定された企業等に対し、当該プロジェクトの事業化に関する研究・実証事業に係る経費を平成20年度予算の範囲内において、補助金として交付	助成・補助	【補助金額】 総額800万円	【調査事業】 「新生産システム、グリーンエネルギー活用型生産プロジェクト」の事業化に関する研究・実証事業で、その事業計画について、選定委員会での審査により、妥当な目的設定を受けたもの。 【応募対象】 1. 事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員、技術等を有していること 2. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること 3. 県外企業が事業主体、または資金、人員、技術等の提供者となっていること	【応募対象】 次の条件を満たす、企業、NPO、大学、研究機関等又はこれらにより構成するコンソーシアム 1. 事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員、技術等を有していること 2. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること 3. 県外企業が事業主体、または資金、人員、技術等の提供者となっていること
青森県	医療・健康福祉関連産業ビジネスモデル構築事業	青森県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成のため、県が策定した「あおもりウェルネスブランド構想」に掲げる戦略プロジェクトに基づき、医療・健康福祉関連分野への企業等の参入を促進し、同構想の推進を図ることを目的として、実現可能性が高く、他の事業者の模範となり得るビジネスモデルの構築を産学官関係者により構成される連携体に委託する	助成・補助	【委託費予算額】 1件あたりの委託費上限:100万円程度	【委託費の内容】 1. 市場環境に関する調査 2. 市場環境(医療・福祉)関連機関、市町村、専門家等企業、関連組織(医療・福祉)連関調査、市場調査など必要調査 3. 事業化検討(事業戦略の仮説構築、事業モデルの策定等) 4. パイロット事業の選定による事業モデルの評価・検証(試作品等の製作・改良などを含む) 5. ビジネスモデル取組まとめ (2)その他、業務の遂行のために必要となる事業	【応募対象】 (1)県内に活動拠点を有している企業、大学等高等教育機関、研究機関、商工団体、自治体等の産学官関係の法人かつ以上で構成できる体制を構築している、又は構築する予定であること (2)構成員の中に、事業の運営管理、構成員相互の調整を行うとともに、委託料の管理、成果報告及び発表、委託業務終了後の事業化の推進等を主体的に行う法人を有すること。
青森県	青森県新事業展開促進資金	(1)以下の前向きな取り組みを対象とする。 1. 創業家においては次に該当する事業、県内で1年以上同一事業を営む中小企業者においてはアに該当する事業 (ア)成長性が高いと思われる事業、イ法律に基づく資格を有する者が、その資格に基づいて行う事業、ウ経験に基づいて開業する事業、2. 事業転換・業態転換に係る事業として一定の要件を満たすもの、3. ISO認証事業、4. 2007年問題対策としての中小企業市場開拓関連事業、5. 介護保険法に規定するサービスに係る事業、6. 産学官連携事業、7. 空き店舗チャレンジ融資、8. 大型店対策融資 (2)事業承継支援 (3)法令計画承認支援 (4)ハローワーク (ア)あおもり県産品に係る事業で、技術力、生産性の向上を図るための設備等の導入、工場の新築、増設等の事業拡大を行うものなど、イ上記アに該当し、県内に事業所を有し原則2年以上同一事業を営む中小企業者で、首都圏等県外向けに販路開拓を図るもの (5)雇用創出特別支援特	融資・貸付	【融資限度額】 (1)3,000万円(うち運転資金 1,000万円) (2)1億円 (3)27,000万円(うち運転資金 2,000万円) (4)ア 5,000万円 (4)イ 1億円 (5)1億円 但し、創業者の場合は、所要額の80%以内	【融資対象】 県内で中小企業者として創業する者(創業後1年未満のものを含む)又は県内で1年以上同一事業を営む中小企業者	
青森県	経営革新支援事業	中小企業者の方が新商品・新サービスの開発等にチャレンジする経営革新を支援する事業を実施。具体的には、中小企業者が作成した経営革新計画(ビジネスプラン)の承認を行い、経営革新計画が承認された企業には、政府系金融機関の低利融資や信用保証枠の拡大等、様々な支援策が用意されている 【対象となる事業(新事業活動)】 【対象となる事業(新事業活動)】 1. 新商品の開発又は生産 2. 新サービスの開発又は提供 3. 新サービスの開発又は提供 4. 商品の新たな生産又は販売の方法の導入 5. 業務の新たな提供の方法の導入その他の新たな事業活動	その他	—	【経営革新計画の承認を受けた場合の支援】 ・政府系金融機関による低利融資支援 ・青森県新事業展開促進資金(県の制度融資) ・中小企業信用保証法の特別(信用保証の特例措置) ・設備投資減税 ・小規模企業者資金助成法の特別 ・中小企業投資育成会社法の特例 ・高度化融資制度 ・ベンチャーファンドからの投資 ・特許関係料免除制度 ・販路開拓コーナーネット事業	—
青森県	実用化検証支援事業	青森県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を目指すし、県が策定した「あおもりウェルネスブランド構想」の推進を図るため、医療・健康福祉関連分野の製品開発や事業化に取り組む企業等を対象に、医療・健康福祉関連団体等からなる支援ポータルが、適切なアドバイザー・スタッフ等を選任し、企業とアドバイザー・スタッフとの意見交換の場の提供やモニタリング先との仲介を行うことにより、企業等の製品・事業化を支援し、利用者のニーズを踏まえた製品づくりを促進する。	人材派遣・技術支援	—	【事業内容】 (1)アドバイザー・スタッフとの意見交換の場の提供 (2)関係機関との商品開発に取り組み、企業等から開発中の製品(試作品、コンセプト段階を含む。)や改良予定製品、事業化の企画等からなる支援ポータルが医療・健康福祉関連団体等からなる支援ポータルが、適切なアドバイザー・スタッフ等を選任し、企業とアドバイザー・スタッフとの意見交換の場の提供やモニタリング先との仲介を行うことにより、企業等の製品・事業化を支援し、利用者のニーズを踏まえた製品づくりを促進する。	【応募対象者】 ・青森県内に事業所を有し、医療・健康福祉関連分野での事業展開を行う(参入予定含む)企業、NPO法人又は個人 【応募要件】 医療・健康福祉関連産業分野における開発中若しくは開発から3年以内で改良を予定している製品(試作品やコンセプト段階を含む。)又はサービスを有していること

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	ガバナンス分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
青森県	海外ビジネスセミナー・相談会	県内の企業や個人事業者の海外でのビジネス展開を支援するため、関係機関と連携して、海外ビジネスセミナーや個別相談会等を実施。	人材育成 その他	企業育成支援 事業化支援	—	【平成21年度開催セミナー等（実施済み含む）】 ・中国ビジネスセミナー、個別相談会 ・ロシアビジネスセミナー、個別相談会 ・韓国ビジネスセミナー、個別相談会 ・インドネシアビジネスセミナー、個別相談会 ・米国・食品輸出セミナー ・北米ビジネスセミナー、個別相談会 ・上海ビジネスセミナー、個別相談会 ・韓国ビジネスセミナー、個別相談会 ・海外ビジネス入門セミナー	—
青森県	青森県知的財産支援センター	知的財産の活用による新事業等の創出を図るため、県内中小企業者が行う特許を活用した事業に係る実証可能性調査または市場化調査に関する経費の一部について、平成21年度予算の範囲内において補助する。	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	1事業者につき実支出額の1/2または300千円のいずれか低い額以内の額 例1：特許を申請するに当たり、特許として価値があるかどうかを鑑定するための先行調査 例2：特許を活用した事業化実証のための特許に関するセミナー 例3：特許を活用した事業に係る実証可能性調査または市場化調査のための外部の専門機関への委託調査	【補助対象事業】 (1)青森県が所有する豊かな自然や豊富な農林水産資源、ローカルテクノロジーなど、地域資源を最大限活用し、その優位性を活かすことができる産業群(あおもり型産業)など ・FPD関連産業、ナノテクノロジーなどの先端技術を活用した産業、環境・エネルギー関連産業など ・東北・新幹線・新青森駅周辺部などの基運交通体系の整備を踏まえ、新たな観光産業や新事業創出が期待できる産業 【採択基準】 1)助成事業の実施により事業成長に係る目標の達成が図られる等、産業振興と雇用創出の効果が高いこと	—
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	【助成対象事業】 (1)創業又は経営の革新を行うための必要なおよび調査事業、新商品・新技術・新技術の開発、販路開拓及び人材育成を行う事業 (2)創業又は経営の革新を支援するために必要なものおよび、普及啓発、人材育成、情報提供及び調査研究を行う事業	助成・補助 人材育成 情報提供	企業育成支援	【助成額】 (1)の事業：500万円以内 (2)の事業：100万円以内 【助成率】 (1)の事業：2/3以内(雇用創出が伴わない場合は1/2以内) (2)の事業：10/10以内	【支援対象】 (1)の事業：県内において創業する者又は県内に事業所を有し、経営の革新を行うこととする中小企業者、NPO法人、農事組合法人等 (2)の事業：創業又は中小企業者の経営の革新を支援する事業を行う県内の商工団体、産業支援機関、大学	—
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	【ファンドの特徴】 ・中小企業者・地域中小企業者「ファンド」のスキームを用いた全国初の地域ファンド ・当センターを中心に、県、商工会議所、大学、金融機関等が一体となり、オール青森による産学官金のハズオン支援体制を構築 ・株式上場などを志向する企業に対する成長資金を供給し、地域において創業・経営の革新を支援する ・本県に事業所を開設することにより、入員の常駐体制を確立し、投資先企業への支援体制を築くと同時に県内支援機関との連携を図る	融資・資付	企業育成支援	【融資額】 ・5,000万円程度 【ファンド総額の10%】 ・株式上場を目指す企業：投資総額の90%以上 ・株式上場以外によるEXITを目指す企業：投資総額の10%未満	【投資事業】 ○地域 ・青森県に所在する企業に投資 ・投資総額の最大20%は東北地域にある青森県以外の企業への投資 ○投資企業 ・大きな成長可能性を有する未上場企業に投資 ・業種、ステージには特化せず分散して投資	—
青森県	総合相談窓口	創業者・経営者の皆様のさまざまな疑問に当センターのコーディネーター等の専門家が応対するサービス。相談内容に応じた支援策を紹介し、個々の問題解決を図っている。	情報提供 その他	企業育成支援	—	【問い合わせ内容】 ・創業、企業について ・新分野への事業展開について ・新商品・新技術の開発について ・経営革新について ・設備導入について ・資金調達について ・販路開拓について ・専門家派遣について ・産学官連携について 等	—
青森県	フレイム・起業・ベンチャー推進事業(夢クリエイティブ)	夢クリエイティブ工場では、創業・起業を検討している方を対象に、創業準備・社会起業を支援するとともに、ビジネスプランの策定・制作・発表、委託先企業とのマッチング、各分野の専門知識を有するインキュベーター・メンター・IM(等)が具体的なアドバイスをし、創業をバックアップする。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	【応募資格】 ■あおもり型産業の創業希望者 ■その他の業種の創業希望者 ■業種を問わず創業から3年未満の企業または個人事業主	【応募資格】 この事業の対象となる事業者は、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者等であること、次の(1)から(3)の要件に該当するものとする。 (1)創業または経営革新等を行う、経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。 (2)経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。 (3)専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されること。
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	専門家派遣事業は、当センターに登録されている各分野の専門家が御社の経営、技術情報に関する様々な課題解決のためのアドバイスをし、当センターが費用の2/3を負担する制度。 【支援内容】 ・経営間もない企業に対する、経営管理等のアドバイス、 ・情報技術を活用した経営管理システムの構築に係るアドバイス、 ・新事業、新分野に進出した企業に対するアドバイス、 ・顧客満足度を向上させて、経営品質の向上に係るアドバイス。	人材派遣・技術支援	事業化支援 企業育成支援	【参加企業の負担】 当該経費の3分の2は当センターが負担する(当センター負担額は1社あたり原則20万円上限)	—	

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	ビジネスインキュベーション事業(ビジネスインキュベーターあおもり2007)	青森県内におけるものづくり・ベンチャー・中小企業、起業予定者を対象に、新製品・新サービス等の展示・PRを行う場を提供し、商談相手先、投資会社等と情報交換・交流を支援する。	事業概要	その他	その他	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件				
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	グローバル産業創出・集積支援プロジェクト	産業クラスターとなり得るグローバル産業を育成するため、以下の事業を実施する。 (1)ネットワーク形成 グローバル産業創出・集積支援プロジェクト運営会議(以下、「運営会議」という)を組織する。運営会議では、ライフサイエンス分野、農林水産資源を活用した産業分野、その他地域の持つ技術特長を生かす産業分野等の中から、クラスターを形成する産業分野を特定する。 (2)新商品・技術評価 ライフサイエンス分野及び農林水産資源を活用した分野等の産業クラスター形成に向けては、事業化につながり得る新商品・新技術を調査・評価する。 (3)連携促進 運営会議で特定した産業クラスター分野について10の研究集会を立ち上げる。この研究会の会員として、各分野に関心を有する企業、大学等が集まり、ネットワークを形成し、連携を促進する。また、産業クラスターの形成には、優秀な人材の確保が重要であることから、企業から高度専門人材の新規雇用の要請を募り、案件に合致する人材を探し、情報を提供する。 (4)販路開拓支援 製品の販路開拓のため、青森県や関係団体と連携して、大都市圏における販路促進会(展示会、商談会等)への支援等を行う。 (5)情報提供 ホームページを開発して、関連する情報を提供する。	事業概要	その他	その他	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件				
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	販路開拓支援事業(販路開拓支援委員会)	青森県ビジネスサポートセンターでは商品開発、販路開拓、マーケティングに携わっているサポーターにより県内中小企業の販路開拓や事業拡大を支援する。すでに出来上がった商品を県に市場にのせるというのではなく、マーケティングにより市場を開拓していくという新しい視点でのイベントと市場ニーズを反映した情報を提供していくことで、県内中小企業の販売力の形成と、販路のマッチングを目指す。	事業概要	その他	その他	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件				
青森県	財団法人21あおもり産業総合支援センター	21あおもり応援企業リンク集	財団法人21あおもり産業総合支援センターが応援している青森県内企業のリンク集であり、優れた技術や製品を有している企業を紹介。(テックアロー、環境・暮らし、食品で分類)	事業概要	情報提供	情報提供	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件				
青森県	財団法人青森地域社会研究所、青森銀行	あおぎん地域産業育成助成金(エンジェル)	地域産業の育成と企業の発展を目指す、新技術・新製品及び新サービスの研究開発に必要な資金の2分の1以下(限度額300万円)を助成する	事業概要	助成・補助	助成・補助	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件				

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
青森県 財団法人八戸地域高度 技術振興センター	技術人材研修助成事業	地域内(八戸市、十和田市、三沢市、おいらせ町、六戸町、東 北町、五戸町、陸上町、南部町)企業の研究者・技術者が技 術の高度化に取り組むため、県内外の大学・企業で研究を行 う場合、または県内外の研修会・研究会に参加する場合、こ れに要する経費の一部を助成。	人材育成	研究者等育成支援	【限度額】 大学、企業 への研究派遣:30万円 研修会、研究会への派遣:5万円	【助成対象研究・研修】 本事業の助成対象となる研究または研修は、下記に掲げる 研究または研修であり、技術の高度化に寄与するもの。 (1)国または都道府県が設置している試験研究機関で行う研 究または研修 (2)学校教育法(昭和22年法律26号)による大学・高等専門学 校・専修学校および各種学校で行う研究または研修 (3)その他理専長が適当と認める機関で行う研究または研修 ※技術の高度化に寄与する研究・研修コース (4)食品工業、農林産業、バイオテクノロジー (5)機械工業、エンジニアリング、新素材 (6)機械・ソフトウェア産業に関する研究または研修	【助成対象者】 地域内に事業所を有し、かつ地域内で事業活動を行う 者
青森県 財団法人八戸地域高度 技術振興センター	研究開発資金助成事業	地域内(八戸市、十和田市、三沢市、おいらせ町、六戸町、東 北町、五戸町、陸上町、南部町)の企業が行う高度技術の研 究開発に要する経費の一部を助成することにより、高度技術 の開発を促進し、高度技術を利用する企業等の育成を図る。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】1/2以内 【件当たりの助成額】125万円以内 を限度	【助成対象事業】 (1)高度技術の開発 (2)高度技術を利用した新製品の開発又は製品の高付加価 値化 (3)高度技術を利用した生産工程の合理化・省力化 (4)その他理専長が特に認める事業	【助成対象者】 地域内に事業所を有し、かつ地域内で活動する企業等
青森県	ものづくり支援事業	意欲あるものづくり事業者を支援するため、青森市ものづ くり支援事業の対象事業者を募集し、助成する 1.プロジェクト支援事業 競争力のなる新技術・アイデアをもつて、事業の創出・発展 に取り組む事業者に対し、企画・研究開発から商品化・販売 に至るおしを支援 (1)コンサルティング支援 (2)資金提供(融資) (3)ネットワークグループによる助言活動 2.販売戦略支援事業 (3)ネットワークグループによる助言活動	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成額】 (1)コンサルティング支援 事業者が必要となるコンサルティング 経費の2/3以内の額を助成 ・助成金額:年間150万円以内(事業 者負担1/3以上)	【支援対象】 1.プロジェクト支援事業 (1)次のいずれかに該当し、事業の企画・研究から商品化・ 販売までの全ての事業活動を市内で実施する方(市税に 未納の額のない方に限る) (2)市内に事務所、工場等を有する事業者 (3)市内で新たに事業者を代表とする企業コンソーシアム の企画・運営、新連携企業 2.販売戦略支援事業 (1)市内の中小企業者を代表とする企業コンソーシアム の企画・運営、新連携企業 (2)市内の中小企業者を代表とする企業コンソーシアム の企画・運営、新連携企業	【支援対象者】 地域内に事業所を有し、かつ地域内で活動する企業等
青森県	弘前市 新商品・新技術開発 支援補助金	新商品・新技術の開発等の取組みを支援することにより、市 内の事業者等の育成を図り、本市産業の活性化に資するた めに、新商品・新技術の研究開発を始めようとする者若しくは 研究開発中の者が行う新たな販路開拓事業(販路開拓)に要 する経費の一部について、予算の範囲内において補助する。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【補助率及び補助上限額】 ○研究開発支援:補助率1/2、100万 円上限(大学等又は公設試験研究 機関と連携した研究事業等に経費 を要する場あつては、150万円 上限) ○販路開拓支援: 1)販路開拓後2年以内の商品・技術の新たな販路開拓をし ようとするもの。 2)応募しようとする商品・技術が新規性及び事業性を有す るもの	【対象事業】 ○研究開発支援 (1)新商品・新技術の研究開発しようとするもの又は既に 新商品・新技術の研究開発しているもの (2)応募しようとする商品・技術に係る研究開発が、新規性 及び事業性を有し、実用化が見込めるもの ○販路開拓支援 (1)販路開拓後2年以内の商品・技術の新たな販路開拓をし ようとするもの。 (2)応募しようとする商品・技術が新規性及び事業性を有す るもの	【補助対象者】 (1)弘前市内に主たる事務所を有する個人事業主 人 (2)弘前市内に主たる事務所を有する個人事業主 を有する法人
岩手県	いわて戦略的研究開発推進 事業	岩手県の産業の高度化や新産業・新事業の創出等を 図るため、大学等の有する技術シーズを活用した産学官の連 携によって研究開発プロジェクトを推進し、岩手県の産業振興 等に資することを目的としている。 【事業の対象範囲】 大学等の技術シーズを活用して、製品化・事業化等に結びつ く研究開発	助成・補助	研究開発支援	【研究開発費】 年当たり800万円以内	【研究開発課題の募集分野】 岩手県産成長戦略に定めるものづくり産業、食産業、環境 関連産業の3分野	【支援対象】 グループ
岩手県	中小企業等知的財産保護 対策事業	中国における「商標保護」や「岩手県」などの伝統工芸品や農産 物等の一次産品に係る商標申請の問題を解決し、今年度か ら本県独自に「商標」の商標について、海外出願に係る補助制 度を新設し、県内の中小企業等が持つ優れた技術やブランド による海外事業展開を支援する。	助成・補助	知的財産権利化支 援	【助成額】 商標・商標それぞれについて、補助 対象経費の2/3以内の1以内で、1企業(1 グループ)300万円を限度。	【補助対象者】 県内に工場又は事務所を有する中小企業者又はそれら の中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小 企業者が8割以上を占め、中小企業者の利益となる 事業を営むもの)若しくは知事が特に認める者で、国内 出願済みの意匠・商標を活用して、外国事業展開を図る ために海外へ出願する事業を対象とする。	【支援対象者】 県内に工場又は事務所を有する中小企業者又はそれら の中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小 企業者が8割以上を占め、中小企業者の利益となる 事業を営むもの)若しくは知事が特に認める者で、国内 出願済みの意匠・商標を活用して、外国事業展開を図る ために海外へ出願する事業を対象とする。
岩手県	いわて特許ビジネスマッチ ンクフェア	開放特許の流通を促進し知財活用の活性化を図るため、特 許技術等のシーズを保有する方々が、一般企業やベンチャー キャピタル等に対して、そのシーズやビジネスプランを発表・ 説明し、共同研究や販売協力等の申し出を募ることにより、 シーズの利活用を促進しようとするもの。	その他	研究開発支援 事業化支援	【募集シーズ】 ライセンス可能な特許のうち、次のいずれかに該当するもの (拒絶査定不服審判係属中のもの、無効審判係属中のもの 期間が7年以上あるもの) (1)平成21年9月1日現在で出願公開済みの特許出願のうち 、特許庁に審査請求しているもの (2)平成21年9月1日現在で出願公開済みの特許出願のうち 、特許庁に審査請求しているもの ※募集するシーズは分野を問わない。 (但し、岩手県外に居住又は所在する者(法人含む)が保有 するシーズの場合は「エコロジー・環境関連」の技術分野に 限る。)。	【応募資格】 募集シーズの権利者、出願人又はその同意を得た者 (共有特許の場合はその全員)	

支援機関		実施名		事業概要		方法		交付金額等		応募申請要件	
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	産学官共同研究助成事業	産学官共同研究助成事業	高度技術に関する産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	産学官共同研究助成事業	産学官共同研究助成事業	高度技術に関する産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	研究開発支援事業(地域・産学官共同研究助成)	研究開発支援事業(地域・産学官共同研究助成)	財団法人いわて産業振興センターでは、新技術・新産業の創出を促進することを目指す。以下の内容で広く研究開発課題を公募し、当該課題に対して助成する。 【研究開発課題】 ・地域産業の技術の向上若しくは技術課題の解決に大きく寄与するもの又は研究開発を促進することにより、地域に根ざした新しい産業技術基盤を確立することが期待されるもの ・本研究助成の成果を基として国等が実施する事業を活用し、将来的に地域産業に貢献することが期待されるもの	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	いわて産商連携ファンド地域活性化支援事業	いわて産商連携ファンド地域活性化支援事業	いわて産商連携ファンドを活用し、財団法人いわて産業振興センターが助成金の交付と専門家を活用した助言等により、以下の積極的な取組みを総合的に支援する。 【助成対象事業】 ○ 起業・新事業活動支援事業 ○ 農工商連携による創業・起業又は経営の革新に向けた取組み	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	いわて希望ファンド地域活性化支援事業	いわて希望ファンド地域活性化支援事業	いわて希望ファンドを活用し、財団法人いわて産業振興センターが助成金の交付と専門家を活用した助言等により、以下の積極的な取組みを総合的に支援する。 【助成対象事業】 (1) 起業・新事業活動支援事業 地域資源を活用した取組み (2) 中心市街地活性化支援事業 中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的な取組み	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	地域中小企業外国出願支援事業	地域中小企業外国出願支援事業	知財のグローバル化を視野に入れている岩手県内の中小企業を対象として、外国出願費用の支援事業を実施 【支援内容】 (1) 特許出願のみを対象とする(意匠・商標・実用新案は対象外) (2) 外国特許庁への出願時に要した費用を助成 (3) 当センターへの応募段階において日本国に特許出願(PCT出願を含む)していること	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	地域中小企業知的財産戦略コンサルティング事業	地域中小企業知的財産戦略コンサルティング事業	岩手県内の中小企業の方に、知的財産や技術動向の調査・分析等を行う知的財産の専門家を一時的に集中的に派遣し、中小企業の方々が保有している知的財産を戦略的に活用するための支援 【支援内容】 ○ 知的財産専門家を派遣し、以下のような支援を組み合わせて行うことにより、特許を核とした知的財産戦略の策定を支援する ○ 特許分析の支援 ○ 特許戦略策定の支援 ○ 事業化に向けた特許評価等の支援	産学官共同研究の一層の充実を図るため、研究会活動に要する経費の一部を助成する産学官共同研究助成事業を実施						

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請の要件	
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	創業・経営相談	創業・起業支援	創業者および中小企業の方に、創業企業・新事業創出、経営革新・情報化などに関する総合的な支援を行う。職員及びコーディネーターによる総合相談窓口を設置し、経営改善、販売促進、商品開発、事業化、創業と広範な相談に対応し、問題解決を支援する。	その他	企業育成支援 事業化支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	創業・起業支援	創業・起業支援	以下の支援を行っている。 ①いわてビジネスグラブの開催 ②創業及び第二創業(経営革新)をめざす事業者のビジネスプランコンテストの開催 ③起業家サポーターネットワークの事業化を促すための助成 ④起業家・後継者育成塾 ⑤起業家サポーターネットワークの事業等の作成を目的として開催 ⑥起業家サポーターネットワークの支援機関が連携し、起業家及び第二創業(経営革新)を数多く創出するため、いわて起業家サポーターネットワークの開催などにより、綿密な情報交換を行う ⑦中小企業取引市場開拓 ⑧イオン南ジョビングセンター内の「結いの市」で販売にチャレンジする「チャレンジショップ」を運営 ⑨いわてインキュベーション・ジョイント事業 ⑩ベンチャー企業成長を支援し、本県のリーディング企業として育成するため、組成した地域密着型の「いわてインキュベーション・ファンド」の対象となる企業を奨励し支援	環境整備 情報提供 人材育成 人材派遣・技術支援 その他	事業化支援 企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	先行技術調査支援事業	先行技術調査支援事業	自社で開発した技術の特許権により保護することは重要なことではあるが、既に他社によって特許化されている可能性が考えられる。研究開発にかかる経費や時間、努力を無駄にしないためにも事前に行う技術調査を行うことは非常に重要であり、当社センターでは、先行技術調査を支援する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 1/5 【原価率】 25万円	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	専門家派遣事業	専門家派遣事業	中小企業が経営を向上させるための「明確な目標を設定し、それを達成するための課題や問題の解決」に「専門家」の指導が必要となる場合、その指導費用の一部を財団法人いわて産業振興センターが負担することで軽減し、「経営向上を支援」する事業 【経営革新等に向けた支援内容例】 ・HACCPの導入(ISOの導入は対象外) ・企業の情報化 ・新事業の展開 ・収益改善のため、経営計画の作成 ・原価計算の実施	人材派遣・技術支援	企業育成支援 事業化支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	財団法人いわて産業振興センター	研究成果データベース	研究成果データベース	岩手県における大学等の研究機関からの最新の研究成果を提供するデータベースを提供	情報提供	研究開発支援 事業化支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	盛岡市	盛岡市産学共同研究事業補助金	盛岡市産学共同研究事業補助金	本補助金は、市内中小企業が新技術・新事業の創出を図るために大学等の先端研究機関と産学共同研究する場合に要する大学等に支払う経費を対象に助成するもので、新産業の創出、ベンチャー企業への育成、市内企業の産学連携活動を推進することを目的としている。	助成・補助	研究開発支援	【補助率、限度額】 当該経費の1/2に相当する額で50万円を限度	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	盛岡市	盛岡市新分野進出事業補助	盛岡市新分野進出事業補助	当補助金は、市内中小企業等の新分野・新事業への進出を促進し、その経営基盤を強化し、もって市内における新事業の創出、雇用の拡大を図ることを目的とするもので、市内中小企業が新分野に進出するために必要とする人材育成、設備投資等にかかる経費に対し助成する。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	1(新分野進出補助事業) 補助対象経費の1/2に相当する額(100万円を限度とする) 2(新分野進出新規雇用者創出事業) 当該経費のうち、20万円に新規雇用者の数を乗じて得た額に相当する額以内の額とする(100万円を限度とする)	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県		光製品開発支援事業	光製品開発支援事業	光技術の活用により中小企業の発展を図るため、中小企業が行う光技術を用いた製品の試作及び当該製品の事業化に要する経費の一部を補助 ※光技術：光の特性を利用して情報処理、電送、計測、制御等を行う技術を指す	助成・補助	事業化支援	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【1件あたり補助限度額】 100万円(1年度)	-	-	-	-	-	-	-	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
宮城県	地域イノベーション創出型研究開発支援事業	本県の経済及び産業の発展に資するイノベーション(※)の創出を図るため、事業者等が大学等と連携して行う研究開発及びその事業化に係る事業に要する経費について、宮城県イノベーション創出型研究開発支援事業費補助金を交付する。 ※イノベーションは、事業者等が新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うこととにより、その経営又は技術の相当程度の向上を図ること	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【1件あたり補助限度額】 500万円(単年度)	【対象者】 大学等と連携して高度電子機械産業等に関連する技術等の研究開発及びその事業化を行う事業者等 ※事業者等 (1)県内に事業所を置く法人(法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のために、行為を行おうとする個人に限る。) (2)前号のものを含む複数の法人又は団体が協力して事業を行おうとする場合であって、知事が適当と認めるもの (3)その他知事が認める団体	【対象者】 大学等と連携して高度電子機械産業等に関連する技術等の研究開発及びその事業化を行う事業者等 ※事業者等 (1)県内に事業所を置く法人(法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のために、行為を行おうとする個人に限る。) (2)前号のものを含む複数の法人又は団体が協力して事業を行おうとする場合であって、知事が適当と認めるもの (3)その他知事が認める団体
宮城県	中小企業経営革新支援事業補助金	新商品・新技術・新役務開発事業や販路開拓事業等を行い積極的に経営の革新に取り組む中小企業者等を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。 【対象事業】 (1)新事業開発 (2)新商品・新技術開発事業 (3)販路開拓事業 (4)人材養成事業	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援 企業育成支援	【補助率】 対象経費の1/2 【補助額】 100万円以上～250万円以内(1件当たり)	【本事業の対象となる事業の内容】 (1)新事業開発等調査事業 本事業の実施に必要となる事業活動として知事が適当と認めた事業 (2)新商品・新技術開発事業 ①専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の開発研究に関する事業 ②専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の企業化に関する事業 ③その他本事業を実施するために必要な新商品・新技術開発事業として知事が適当と認めた事業 (3)販路開拓事業 ①販路開拓の開催又は見本市への参加 ②販路開拓指導等 ③その他本事業の実施に必要な販路開拓事業として知事が適当と認めた事業 (4)人材養成事業 ①経営革新計画の実施に必要となる研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの ②その他本事業の実施に必要な人材養成事業として知事が適当と認めた事業	【対象者】 (1)大学等と連携して行う果が指定する産業廃棄物の3R削減の研究開発 (2)産業廃棄物の3R削減の研究開発、産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進に関する新技術の研究開発
宮城県	企業連携型リサイクルコンステム構築支援事業補助金	廃棄物の流通事情や、再資源化にかかる技術・採集等に関する課題から、現状では再資源化されていない廃棄物について、複数の企業が連携し、効率的かつ継続的なリサイクルシステムの構築を検討される際、システム構築に要する経費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率(限度額)】 (1)2/3以内 700万円以内/年度 (2)1/2以内 700万円以内/年度 (3)100万円	【対象者】 2.事業者以上で構成される団体のうち、県内に事業所を有する者が半数以上の団体(法人格不問) ・申請の日から過去3年間に、環境に関する法令等の違反をしていない者であること ・すべての県税に係る未納がないこと	【対象者】 2.事業者以上で構成される団体のうち、県内に事業所を有する者が半数以上の団体(法人格不問) ・申請の日から過去3年間に、環境に関する法令等の違反をしていない者であること ・すべての県税に係る未納がないこと
宮城県	中小新技術研究開発支援事業(補助金)	企業が、産業廃棄物の3R(発生抑制・再利用・再生素用)に関する新技術の確立と事業化を目的に研究開発に取り組む場合に、その経費の一部を補助することから、一般廃棄物に関する研究開発事業は対象外	助成・補助	研究開発支援	【助成率(限度額)】 (1)2/3以内 700万円以内/年度 (2)1/2以内 700万円以内/年度 (3)100万円	【対象者】 1.県内に事業所を有する事業者(当該事業者が半数以上を占める団体を含む) 2.法令遵守を重視し、過去3年間、環境保全に関する法令に基づき延滞命令や命令その他不利益処分を受けていない事業者	【対象者】 1.県内に事業所を有する事業者(当該事業者が半数以上を占める団体を含む) 2.法令遵守を重視し、過去3年間、環境保全に関する法令に基づき延滞命令や命令その他不利益処分を受けていない事業者
宮城県	みやぎ県有特許シーズ集	宮城県の保有する特許を掲載し、活用したい情報を企業等に届けている。	情報提供	事業化支援	-	-	-
宮城県	インキュベーション施設(レジファクトリー)名取	ベンチャー企業・中小企業の第二創業を促進するため、遊休県有施設を活用して、企業が新商品・新製品の開発・試作・小規模生産等を行う際に安価で利用可能な賃貸工場「レジファクトリー」を整備。現在、県内に本社を有する2社の中小企業が入居し、新たな事業展開に向けた研究開発等に取り組んでいる。 【対象事業】 新商品・新製品の開発・試作・小規模生産等	環境整備	研究開発支援 事業化支援	-	-	【人商対象】 試作・開発を目指す中小企業等
宮城県	みやぎ特許ビジネス市	「みやぎ特許ビジネス市」は、特許技術等を保有者から、特許技術の内容・効果・商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等について説明、当日の参加者から、当該技術のライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等、各種アライアンスを申し出する場(市)。宮城県では、「特許ビジネス市」を開催している独立行政法人工業所有権情報・研修館の協力を得て、その宮城県版として「みやぎ特許ビジネス市」を開催する。(参加無料)。	その他	産学官等交流支援	-	-	-

宮城県	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
宮城県	財団法人みやぎ産業振興機構	債務保証・低利融資制度	仙台北部中核子ノボリス圏域内(仙台市、大和町、大綱町、高橋町、大衡村)の企業が高度技術の開発を行い、また高度技術を製品の開発に利用するために必要な資金について、財団法人みやぎ産業振興機構が保証付きで融資する制度	融資・貸付	研究開発支援 事業化支援	【債務保証融資額】 1件当り2,000万円以内 【利率】 所定の利率+保証料1%	【対象企業】 仙台北部中核子ノボリス圏域内に事業所を有し、以下に該当する企業 ・高度技術の開発 ・高度技術開業を行う企業で、必要な技術開発能力及び経営能力を有する企業 ・その他高度技術開業等の推進に資する企業として財団が特に認めた企業 【保証人】 1名以上 【返済方法】 元金均等月賦返済	【対象企業】 仙台北部中核子ノボリス圏域内に事業所を有し、以下に該当する企業 ・高度技術の開発 ・高度技術開業を行う企業で、必要な技術開発能力及び経営能力を有する企業 ・その他高度技術開業等の推進に資する企業として財団が特に認めた企業
宮城県	財団法人みやぎ産業振興機構	専門家派遣事業	経営の向上を図ろうとする中小企業等からの依頼により、その分野に精通した専門家を派遣して経営革新・IT化への取り組みをサポートする。 【活用用途】 ・経営:ISO、HACCP等の導入、経営改善への取り組み、創業時のノウハウ、新製品・商品の開発、M&Aへの取り組み、特許・実用新案への取り組み ・財務:資金計画、資金調達の方法、財務体質の改善、債権管理の手法 ・生産:コストダウン、納期短縮の促進、設備計画の構築、加工技術、品質の向上、生産管理体制の見直し、製造現場の改善 ・販売:マーケティングの導入、販売管理体制の見直し、店舗の改善、営業戦略の構築、業務システムの導入 ・情報:ネットワークの構築、業務システムの導入 ・研修:OHSASの導入、401k(確定拠出年金)の導入、人材教育への取り組み、労務管理体制の見直し	人材派遣・技術支援	事業化支援 知的財産戦略的活用支援 企業育成支援	-	【対象企業】 宮城県内に事業所を有し、経営の向上を目指す中小企業の方、及び宮城県内に創業をお考えの方	【対象企業】 宮城県内に事業所を有し、経営の向上を目指す中小企業の方、及び宮城県内に創業をお考えの方
宮城県	財団法人みやぎ産業振興機構	実践経営塾	起業家・経営者のための経営戦略会議の場である。全国区で活躍するビジネスプロフェッショナルから、全国の「マーケティング」や「商品」「資金」回収計画(等)について「可能性」と問題点を探り、少ないリスクと短い時間で「儲かる仕組み」を持った事業計画へと皆さん自身でプランニングアップ出来るよう、徹底的に考え抜く機会を演出する。	人材育成	企業育成支援	-	【メリット等】 ・事業計画の問題点の分析と改善対策のアドバイス。 ・全国レベルでの販路やパートナー等の紹介。 ・リスクや改革方向の見極めにビジネスプロフェッショナルの豊富な経験と情報を活用。 ・費用は無料。何回でも参加可能。個別での継続的なアドバイスの実施。	-
宮城県	財団法人みやぎ産業振興機構	みやぎビジネスマーケット	新たなサービス、製品、技術を速に広げる事業展開を行うベンチャー企業や新分野進出企業に、多様なビジネスパートナー(ベンチャーキャピタル、投資組合、金融機関、商社、メーカー、企業、個人等)との出会いの場を提供し、ビジネス上の様々な課題の解決と新たなビジネスチャンスの獲得をサポートするための公設市場(マーケット)	その他	事業化支援	-	【事業内容】 「ビジネスプラットフォーム発表会」と「個別商談会」を定期的に(隔月)に開催 (1)発表会と商談会への多様な参加者の招請 (2)プラットフォームとプレゼンテーションショーへの指導 (3)徹底したフォローアップ	-
宮城県	財団法人みやぎ産業振興機構 宮城・仙台通商チャレンジ応援基金事業(助成金事業)	宮城・仙台通商チャレンジ応援基金事業(助成金事業)	【宮城圏域】の産品、技術等に向けた取組を促進するため、財団法人みやぎ産業振興機構では、宮城県・仙台市・財団法人仙台市産業振興事業団と連携し、地域資源等の活用による創業・新事業展開、産学連携による新製品・新技術開発、高付加価値サービスの創出を支援するため、これらの事業計画を広く募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経営の助成を行う。 【助成対象事業】 (1)創業・新事業創出支援 (2)産学連携型産学育成支援 (3)高付加価値型産学育成支援	助成・補助	事業化支援 研究開発支援 産学官等交流支援	【助成額】 (1)助成対象経費の1/2以内 (2)助成対象経費の3/4以内 【助成期間】 (1)1件当たり200万円以内 (2)1件当たり800万円以内 (3)1件当たり1,000万円以内	【助成対象事業】 (1)創業・新事業創出支援 ①県内に主たる事業所を有する創業1年未満の中小企業者 ②現在事業を営んでいない者で、今後6ヶ月以内に県内に新たに事業を開始しようとする者 (2)県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (3)県内に主たる事業所を有するNPO法人等 2.産学連携型産学育成支援 県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (学術研究機関等と連携し高度な技術・製品開発に取り組み者) 3.高付加価値型産学育成支援 (1)創業を行う者 現在事業を営んでいない者で、今後6ヶ月以内に県内に新たに事業を開始しようとする者 (2)県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (3)県内に主たる事業所を有するNPO法人等	【助成対象事業】 (1)創業・新事業創出支援 ①県内に主たる事業所を有する創業1年未満の中小企業者 ②現在事業を営んでいない者で、今後6ヶ月以内に県内に新たに事業を開始しようとする者 (2)県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (3)県内に主たる事業所を有するNPO法人等 2.産学連携型産学育成支援 県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (学術研究機関等と連携し高度な技術・製品開発に取り組み者) 3.高付加価値型産学育成支援 (1)創業を行う者 現在事業を営んでいない者で、今後6ヶ月以内に県内に新たに事業を開始しようとする者 (2)県内に主たる事業所を有する中小企業者及びそのグループ (3)県内に主たる事業所を有するNPO法人等
宮城県	財団法人仙台市産業振興事業団	健康福祉サービス・機器に関するビジネス開発委託事業	本事業は、仙台地域における健康福祉産業クラスター形成を促進を図ることを目的とし、仙台フィナンシャル健康福祉センターの機能を十分に活用した健康福祉分野での新規事業を行う企業等を支援する。	その他	企業育成支援 事業化支援	【委託料】 400万円以内	【対象企業】 健康福祉分野において、センターの機能を活用してビジネス開発を行う企業、大学等研究機関、NPO法人、個人 ※大学や研究機関等による応募の場合、事業化の主体となるパートナーを明確にすること。	【対象企業】 健康福祉分野において、センターの機能を活用してビジネス開発を行う企業、大学等研究機関、NPO法人、個人 ※大学や研究機関等による応募の場合、事業化の主体となるパートナーを明確にすること。

宮城県	支援機関	実施名	事業概要	方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
仙台市	仙台市	新事業創出支援融資制度 (創進的産業支援資金)	新製品、新技術の研究開発、事業化や新たなサービス、需要の開拓を予定している方を対象に支援融資を行う。	融資・貸付	【融資限度額】 3,000万円	【申込要件】 ・申請・予付金関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を開始してから10年以内であること ・ノウハウ又は技術などをもって、新製品、新技術の研究開発や事業化を図ること 【保証人】 融資を受ける中小企業者が法人の場合は、当該法人の代表者の通称保証を必要とする。(個人の場合は、原則として通称保証人は不要) 【担保】 不要 【信用保証】 信用保証協会の信用保証が必要 【融資利率】 年1.9% 【返済方法】 原則として元金均等返済	【支援対象】 下記の基本的要件を満たすことが必要 (1)中小企業者であること (2)仙台市内に事業所又は店舗を有する事業創出支援融資制度は除くこと (3)仙台市内に事業所を有している(新事業創出支援融資制度は除く)こと (4)法人については、仙台市内に本店又は支店の登記をしていること (5)個人については、宮城県内の市町村へ住所に関する届出を済ませていること (6)市税を滞納していないこと (7)融資(信用保証)対象業種であること
宮城県	仙台市	地産産物活性化融資制度 (モノづくり支援資金)	食料品製造業、飲料・調味料製造業、繊維工業製品製造業等の開拓、産産物を活用し、経営の近代化・合理化(新製品、新技術の開発、原材料の安定確保、販路開拓、生産力の増強、HACCP方式による衛生管理及び店舗の拡充等)を図る方に融資する。	融資・貸付	【融資限度額】 5,000万円	【保証人及び担保】 融資を受ける金融機関が必要に応じて設定 【信用保証】 融資を実施する金融機関が必要に応じて設定 【融資利率】 年1.9% 【返済方法】 原則として元金均等返済	【支援対象】 下記の基本的要件を満たすことが必要 (1)中小企業者であること (2)仙台市内に事業所又は店舗を有すること (3)仙台市内に事業所を有している(新事業創出支援融資制度は除く)こと (4)法人については、仙台市内に本店又は支店の登記をしていること (5)個人については、宮城県内の市町村へ住所に関する届出を済ませていること (6)市税を滞納していないこと (7)融資(信用保証)対象業種であること
秋田県	秋田県	環境と調和した産業づくり支援事業補助金	リサイクル製品の製造、研究開発または市場開拓等を行うおとする事業者、また、自社で発生する産業廃棄物の減量化や再資源化等を行うおとする事業者(畜引)に対して、助成する。	助成・補助	【補助率及び補助額】 1.補助率1/3以内、補助額200～2,000万円 2.補助率1/2以内、補助額100～1,000万円 3.(1)補助率1/2以内、補助額10～100万円、(2)補助率1/2以内、補助額50～500万円 4.補助率1/2以内、補助額20～200万円 5.補助率2/3以内、補助額30～300万円	【補助対象】 (1)環境産業施設整備費補助金 産業廃棄物を再利用、再生利用、熱エネルギー回収する設備を県内に整備する県内事業者及び県内へ進出する事業者 (2)環境産業研究開発費補助金 産業廃棄物を再利用、再生利用、熱エネルギー回収する事業に関する試験研究を行う県内事業者 (3)リサイクル製品販売促進支援事業 環境や県本市等の循環型社会形成を目的としたイベントに、自ら製造したリサイクル品を営業目的で出展する県内事業者 (4)リサイクル製品販売促進費補助金 現在製造している、もしくは製造予定のリサイクル品の販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行う県内事業者	【補助対象】 (1)環境産業施設整備費補助金 産業廃棄物を再利用、再生利用、熱エネルギー回収する設備を県内に整備する県内事業者及び県内へ進出する事業者 (2)環境産業研究開発費補助金 産業廃棄物を再利用、再生利用、熱エネルギー回収する事業に関する試験研究を行う県内事業者 (3)リサイクル製品販売促進支援事業 環境や県本市等の循環型社会形成を目的としたイベントに、自ら製造したリサイクル品を営業目的で出展する県内事業者 (4)リサイクル製品販売促進費補助金 現在製造している、もしくは製造予定のリサイクル品の販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行う県内事業者
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	あきた農商工連携ファンド事業	農林漁業者と共同で取り組む新事業開発や販路開拓等に対して助成することにより、地域の活性化を推進することを目的とする事業	助成・補助	【農商工連携支援事業】 ・重点支援枠:助成率2/3以内 限度額100万円以内 ・一般枠:助成率1/2以内 限度額100万円以内 【農商工連携応援団体支援事業】 ・助成率:10/10以内 助成限度額500万円	【支援対象】 ・農商工連携支援事業 1.中小企業者と農林漁業者との連携 2.自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携 ・農商工連携応援団体支援事業 1.中小企業者と農林漁業者との連携等を行う者	【支援対象】 (1)中小企業者と農林漁業者との連携 (2)自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携 ・農商工連携応援団体支援事業 1.中小企業者と農林漁業者との連携等を行う者
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	ものづくりスクラム補助金	複数企業が共同で行う新たな事業展開や販路拡大を行う場合の事前の取組み等に要する経費を助成	その他	【補助率】 10/10 【限度額】 30万円	【対象事業】 新たな事業展開に必要な市場調査、販路拡大のための出張、試作品の作成及び評価、新しい製造方法の検証、公設試験研究機関や大学との共同研究等の事業	【支援対象】 (1)次の要件をすべて満たす共同グループを対象 1.秋田県内の中小企業者3者以上により構成されていること 2.3者の構成員の中に、製造業を営む中小企業者を含むこと (2)(1)の場合において、企業組合及び協業組合はそれぞれ1者として扱い、同業種及び同業種会社は複数あっても1者として扱う。 (3)(1)の共同グループには、県外企業、商工団体、公設試験研究機関、大学等も参加することができる。 (4)この補助金の申請者は、秋田県内の中小企業者に限る。

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	あきた企業応援ファンド事業	他の地域との差別化を図り、地域の強みとなる地域資源を活用した新商品開発及び販路拡大等の経営革新の取組並びに大学・公設試験研究機関及び他の企業との共同研究による新製品・高度技術開発、高付加価値化などの取組を促進するため、事業経費の一部を助成する。 【助成対象事業】 1. 中小企業者等支援事業 (1) 中核企業者等支援事業 経営革新のための事業であって地域資源を活用して行う新商品開発及び販路拡大等の取組 (2) チャレンジ企業育成事業 創業や経営革新のための事業であって、地域資源を活用して行う新商品開発及び販路拡大等の取組 (3) 共同研究助成事業 高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の高度付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の開発等の共同研究の取組 2. 中小企業者等支援事業 中小企業者等が創業や経営の革新のために、地域資源を活用して行う新商品開発や展示会、技術講習会等に関わる支援事業	助成・補助 研究開発支援 事業化支援 企業育成支援	【助成率と助成限度額】 1. 中小企業者等支援事業 (1) 中核企業育成事業 - 重点支援枠: 1/2以内、700万円 - 一般支援枠: 2/3以内、1000万円 (2) チャレンジ企業育成事業 - 重点支援枠: 2/3以内、500万円 - 一般支援枠: 1/2以内、300万円 (3) 共同研究助成事業 - 重点支援枠: 2/3以内、300万円 - 一般支援枠: 1/2以内、300万円 2. 高度技術産業集積地域枠: 2/3以内、400万円 2. 中小企業者等支援事業 - 一般枠: 10/10以内、300万円 - 重点支援枠: 10/10以内、500万円	【重点支援枠】 (1) 重点支援枠 電子部品・デバイス、電気機械、木材加工、自動車、航空機、資源リサイクル、医療機器・医薬品及び観光産業に關連する取組 (2) 建設業及び農林水産業に關する中小企業者等が行う事業転換の取組 【集積対象事業】 1. 中小企業者等支援事業 2. 中小企業者等支援事業 3. 共同研究助成事業 4. 高度技術産業集積地域枠 5. 共同研究助成事業 6. 共同研究助成事業 7. 共同研究助成事業 8. 共同研究助成事業 9. 共同研究助成事業 10. 共同研究助成事業 11. 共同研究助成事業 12. 共同研究助成事業 13. 共同研究助成事業 14. 共同研究助成事業 15. 共同研究助成事業 16. 共同研究助成事業 17. 共同研究助成事業 18. 共同研究助成事業 19. 共同研究助成事業 20. 共同研究助成事業 21. 共同研究助成事業 22. 共同研究助成事業 23. 共同研究助成事業 24. 共同研究助成事業 25. 共同研究助成事業 26. 共同研究助成事業 27. 共同研究助成事業 28. 共同研究助成事業 29. 共同研究助成事業 30. 共同研究助成事業 31. 共同研究助成事業 32. 共同研究助成事業 33. 共同研究助成事業 34. 共同研究助成事業 35. 共同研究助成事業 36. 共同研究助成事業 37. 共同研究助成事業 38. 共同研究助成事業 39. 共同研究助成事業 40. 共同研究助成事業 41. 共同研究助成事業 42. 共同研究助成事業 43. 共同研究助成事業 44. 共同研究助成事業 45. 共同研究助成事業 46. 共同研究助成事業 47. 共同研究助成事業 48. 共同研究助成事業 49. 共同研究助成事業 50. 共同研究助成事業 51. 共同研究助成事業 52. 共同研究助成事業 53. 共同研究助成事業 54. 共同研究助成事業 55. 共同研究助成事業 56. 共同研究助成事業 57. 共同研究助成事業 58. 共同研究助成事業 59. 共同研究助成事業 60. 共同研究助成事業 61. 共同研究助成事業 62. 共同研究助成事業 63. 共同研究助成事業 64. 共同研究助成事業 65. 共同研究助成事業 66. 共同研究助成事業 67. 共同研究助成事業 68. 共同研究助成事業 69. 共同研究助成事業 70. 共同研究助成事業 71. 共同研究助成事業 72. 共同研究助成事業 73. 共同研究助成事業 74. 共同研究助成事業 75. 共同研究助成事業 76. 共同研究助成事業 77. 共同研究助成事業 78. 共同研究助成事業 79. 共同研究助成事業 80. 共同研究助成事業 81. 共同研究助成事業 82. 共同研究助成事業 83. 共同研究助成事業 84. 共同研究助成事業 85. 共同研究助成事業 86. 共同研究助成事業 87. 共同研究助成事業 88. 共同研究助成事業 89. 共同研究助成事業 90. 共同研究助成事業 91. 共同研究助成事業 92. 共同研究助成事業 93. 共同研究助成事業 94. 共同研究助成事業 95. 共同研究助成事業 96. 共同研究助成事業 97. 共同研究助成事業 98. 共同研究助成事業 99. 共同研究助成事業 100. 共同研究助成事業	【助成対象者】 1. 中小企業者等支援事業 (1) 中核企業者等支援事業 従業員100人以上又は売上高10億円以上又は独自の技術や経営ノウハウを持ち、県内への特注割合が全体の5割以上又は正規雇用の割合が全従業員7割以上の中小企業者 (2) チャレンジ企業育成事業 中核企業者等支援事業の助成対象者に該当する者以外の中小企業者として創業する者 (3) 共同研究助成事業 有償委任事業組合及び中小企業者として創業する者、地域域、高度技術又は新製品の開発のために大学・工業高等専門学校、公設試験研究機関又は他の企業と共同で研究する高度技術産業集積地域以外の中小企業者 (4) 高度技術産業集積地域枠 高度技術又は新製品の開発のために大学・工業高等専門学校、公設試験研究機関又は他の企業と共同で研究する高度技術産業集積地域(秋田市)に主たる事務所・事業所を有する中小企業者 2. 中小企業者等支援事業 中小企業者並びにNPO法人、有限責任事業組合及び創業する者等支援する商工会、商工会連合会、商工会議所、中小企業者団体中央会、大学、公益法人、その他助成事業の対象者として認める団体
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	創業支援補助金	県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展と雇用の増進を図るため、新規創業目押ししている起業家の方の、創業に要する経費の一部を最高300万円まで助成する。	助成・補助 企業育成支援	【補助率】 (1) 事業拠点費、人材育成費、宣伝広告費: 1/2以内 【補助額】 (1) 事業拠点費、人材育成費、宣伝広告費: 100万円を上限 (2) 人材費: 200万円を上限	【集積対象事業】 1. 中小企業者等支援事業 2. 中小企業者等支援事業 3. 共同研究助成事業 4. 高度技術産業集積地域枠 5. 共同研究助成事業 6. 共同研究助成事業 7. 共同研究助成事業 8. 共同研究助成事業 9. 共同研究助成事業 10. 共同研究助成事業 11. 共同研究助成事業 12. 共同研究助成事業 13. 共同研究助成事業 14. 共同研究助成事業 15. 共同研究助成事業 16. 共同研究助成事業 17. 共同研究助成事業 18. 共同研究助成事業 19. 共同研究助成事業 20. 共同研究助成事業 21. 共同研究助成事業 22. 共同研究助成事業 23. 共同研究助成事業 24. 共同研究助成事業 25. 共同研究助成事業 26. 共同研究助成事業 27. 共同研究助成事業 28. 共同研究助成事業 29. 共同研究助成事業 30. 共同研究助成事業 31. 共同研究助成事業 32. 共同研究助成事業 33. 共同研究助成事業 34. 共同研究助成事業 35. 共同研究助成事業 36. 共同研究助成事業 37. 共同研究助成事業 38. 共同研究助成事業 39. 共同研究助成事業 40. 共同研究助成事業 41. 共同研究助成事業 42. 共同研究助成事業 43. 共同研究助成事業 44. 共同研究助成事業 45. 共同研究助成事業 46. 共同研究助成事業 47. 共同研究助成事業 48. 共同研究助成事業 49. 共同研究助成事業 50. 共同研究助成事業 51. 共同研究助成事業 52. 共同研究助成事業 53. 共同研究助成事業 54. 共同研究助成事業 55. 共同研究助成事業 56. 共同研究助成事業 57. 共同研究助成事業 58. 共同研究助成事業 59. 共同研究助成事業 60. 共同研究助成事業 61. 共同研究助成事業 62. 共同研究助成事業 63. 共同研究助成事業 64. 共同研究助成事業 65. 共同研究助成事業 66. 共同研究助成事業 67. 共同研究助成事業 68. 共同研究助成事業 69. 共同研究助成事業 70. 共同研究助成事業 71. 共同研究助成事業 72. 共同研究助成事業 73. 共同研究助成事業 74. 共同研究助成事業 75. 共同研究助成事業 76. 共同研究助成事業 77. 共同研究助成事業 78. 共同研究助成事業 79. 共同研究助成事業 80. 共同研究助成事業 81. 共同研究助成事業 82. 共同研究助成事業 83. 共同研究助成事業 84. 共同研究助成事業 85. 共同研究助成事業 86. 共同研究助成事業 87. 共同研究助成事業 88. 共同研究助成事業 89. 共同研究助成事業 90. 共同研究助成事業 91. 共同研究助成事業 92. 共同研究助成事業 93. 共同研究助成事業 94. 共同研究助成事業 95. 共同研究助成事業 96. 共同研究助成事業 97. 共同研究助成事業 98. 共同研究助成事業 99. 共同研究助成事業 100. 共同研究助成事業	【集積対象者】 基本的に県内に、又は交付決定日から12か月以内に新たに中小企業者等NPOの法人は除くして創業する(1)の場合、次の要件のすべてに該当する方が対象となる (1) 創業者の事務所・店舗・工場等が県内にあること (2) 創業において新規雇用が確実に発生すること (3) 創業の実績が確実であること (4) 創業の規模となる事業であること (5) 創業する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	あきた食と農産物ブランド事業	農林業者と中小企業者等が連携し、互いに有するノウハウや技術等を活用して取り組む新商品開発や販路拡大等に対して助成することにより、地域の活性化を図るため、本県の地域活性化に資する農林業者と中小企業者等が連携した取り組みを募集する。 【助成対象事業】 1. 新商品開発等支援事業 2. 研究会等活動支援事業	助成・補助 事業化支援 産学官等交流支援	【補助率】 2/3以内 【補助額】 1. 新商品開発等支援事業: 200万円 2. 研究会等活動支援事業: 100万円	【助成対象者の定義】 ・農林業者とは、秋田県内の農業者、林業者若しくは漁業者又はこれららの者の組織する団体(これを含む)たる構成員又は出資者となつて法人を含む) ・中小企業者とは、秋田県内に主たる事務所又は事業所を有するもの ・研究会等とは、農林業者と中小企業者との連携と公設試験研究機関・大学、市町村等で構成するグループで、産学官等、事務処理体制及び当該グループの存続性から判断して、財団法人あきた企業活性化センター理事長が本事業の実施主体として適当と認めたもの	
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	産学官新技術開発実用化・製品化促進事業補助金	大学・公設試験研究機関と共同研究を実施し、新製品・新技術の開発に取り組みとうとする企業(個人を含む)を募集する。	助成・補助 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1) 製品化課題解決型: 補助対象経費の1/2以内 (2) 新技術実用化型: 補助対象経費の1/2以内 【補助額】 (1) 製品化課題解決型: 150万円以内 (2) 新技術実用化型: 500万円以内	【補助対象者】 県内に事業所を有する企業者等(個人は税務署に開業届けを提出している者)で、大学及び公設試験研究機関等と共同研究契約を締結し、大学・公設試験等の持つ設備、技術等を利用して、新技術又は新製品の開発並びに技術改善等の事業を行うこととする方	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	経営改革総合支援事業 (フェニックスプラン2)	県内中小企業者等の経営革新等を促進することにより、企業競争力を強化し、県内中小企業者等の持続的発展と雇用安定を図ることを目的としている。以下の5つの補助事業及び特別融資制度から構成され、これらの事業を自由に組み合わせて行うことができる。 【補助事業及び特別融資】 (1)人材育成支援事業 (2)専門技術者確保支援事業 (3)新商品・新技術・新役務開発支援事業 (4)公的認証制度取得支援事業 (5)事業拠点開設支援事業(対象:ベンチャービジネス型) (6)特別融資制度(事業革新資金)	助成・補助 人材育成 融資・貸付	(1)従業員の社内教育に係る費用 補助率1/2以内、年間150万円/社 2 従業員を外部に派遣し教育を行う 場合の費用、補助率1/2以内、年間 150万円/社、もしくは補助額3,000円 /人・日(5名以内及び100日以内) (3)補助率1/2以内で経費の一部を 補助 (4)限度額200万円 (5)補助率1/2以内、年間250万円を 限度 (6)事業計画推進に必要な資金に対 する特別の融資制度 ※各事業の合計で年間1000万円を 限度とする。	【補助対象事業】 (1)人材育成支援事業 (事業計画の効率的な達成を支援するため、業務に必要な専門知識や技術を習得させるための従業員に対し職場内研修や職場外におけるセミナー、研修、受講、及び資格取得のための研修派遣等を行う経費の一部を補助) (2)専門技術者確保支援事業 (事業計画の効率的な達成を支援するため、新規事業化等に不可欠な特殊技能を有する人材雇用に係る経費の一部を補助) (3)新商品・新技術・新役務開発支援事業 (新商品の開発研究及び企業化、新役務の開発又は提供等)に係る事業に係る経費の一部を補助 (4)公的認証制度取得支援事業 (公的認証制度取得のために公的認証を取得する経費の一部を補助) (5)事業拠点開設支援事業(対象:ベンチャービジネス型企業) (ベンチャービジネス型企業)については、事業拠点の開設に要する経費の一部を補助 (6)特別融資制度(事業革新資金) 事業計画の推進に必要な資金を融資	【対象者】 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」新第二条第一項に規定する中小企業者(中小企業もしくは企業組合、協業組合、事業協同組合等)であること。ただし、「みなし大企業」及び「第三セクター」については、当該補助事業の対象者から除く。 ・本社が県内にある(事業活動の拠点が県内である企業を含む)こと。
秋田県	専門家派遣事業	創業や経営革新を図る企業等が抱える課題に対し、専門家を派遣し診断・指導助言を実施	人材派遣・技術支援	1.共同研究助成事業 補助率:2/3以内 限度額:400万円	【事業内容】 企業等の申請を受けて、1社5日(回)を限度に派遣 【派遣対象分野】 経営全般、販売、マーケティング、IT・情報化、技術・生産、食品・製造、法務、労務、税務、会計等	-
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	あきた企業応援ファンド事業 (助成金)(高度技術産業集積地環境維持強化事業)	助成・補助	1.共同研究助成事業 補助率:2/3以内 限度額:400万円	【支援事業】 1.共同研究助成事業(高度技術産業集積地地域) 高度技術産業集積地(秋田市)に主たる事務所・事業所を有する中小企業者が、大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関又は他の企業と高度技術又は新製品の開発、高度技術を利用した製品の高度付加価値化、生産工程の合理化及び地域資源の開発等のために共同研究に必要な経費の一部を助成 2.中小企業支援機関実施事業 (1)輸送機業への進出に係る講演会 航空機メーカーの技術者等を講師に、輸送機業参入に当たり求められる部品製造等に係る技術や今後の展望に関する講演会を開催 (2)航空宇宙産業技術展出席事業 【東京国際航空宇宙産業展2009】(11月4日～6日、東京ビッグセンター)への出展を支援	-
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	地域企業チャレンジ応援事業 (助成金)	助成・補助	【雇用奨励費】 年間25万円/追加正社員雇用1人 【投下固定資産総額補助】 投下固定資産額の10～20%	【融資対象】 中小企業者(中小企業信用保証法新案に規定するもの)で、県内において1年以上事業を営み(7)～(11)を除く)かつ、次のいずれかに該当し、商工会議所または商工会の認定または確認を受けた方 (1)中小企業新事業活動促進法(旧中小企業経営革新支援法)に基づく経営革新計画の承認を受け、事業を実施すること (2)事業転換、事業多角化、新市場進出を行うこと (3)フロンティア21の認定を受けたこと (4)海外に進出すること (5)所属する商店街振興組合等が認定した商店街整備の基本方針に沿って、空き店の取得・改修・改装等を行うこと (6)観光レクリエーション施設を新設又は整備拡充すること (7)創設法の認定を受けたこと (8)特許法に基づく特許の取得(出願中も含む)技術を有し、その実用化のための事業を行うこと (9)県の研究機関などで共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行う方 (10)県の補助金の交付を受けて研究開発した技術等の実用化のための事業を行うこと (11)リサイクル製品等を製造する環境調和型事業に該当し、当該事業を行うこと (12)地域産業資源活用事業の認定を受けた事業を行うこと (13)農工商等連携促進法の認定を受けた事業を行うこと	-
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	事業革新資金	融資・貸付	【限度額】 1億円(リサイクル製品等を製造する環境調和型事業に該当する場合は2億円) 【利率(年)】 1. 9.5%	-	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
秋田県 財団法人あきた企業活性化センター	組込みソフトウェア技術振興事業	人材育成と販路拡大に関する以下の取組を支援し、組込みソフトウェア技術の振興を図る。 【事業内容】 (1)「あきた組込み技術研究会」の運営 県内企業、大学、公設試験研究機関等が参加し、組込み関連産業の人材育成や技術向上、販路拡大等を推進する団体を運営する。また、この組織を母体として東北地域の近隣県との広域連携を図る。 (2) 簡談会、展示会出席支援 大手メーカー等の川下企業のニーズを把握し、組込みソフトウェア技術の向上、人材育成を図るとともに、県内企業の販路拡大を図るため、組込み技術簡談会・展示会への出席支援を行う。 (3) 川上・川下マッチング促進 とつほ組込み産業クラスターに秋田県が特別会員として入会し、川上企業と川下企業のマッチングによる販路拡大や県内企業調査等の活動を、連携して実施する。※とつほ組込み産業クラスター現任は、山形、宮城、岩手の組込み関連企業と連携し、各県及び東北経済産業局等の行政や支援機関、教育機関等が特別会員となって構成されている。東北地域の組込み技術振興のために活動している団体。 (4) 組込み技術者人材育成 とつほ組込み産業クラスターとの連携事業や企業立地促進法を活用した技術講習会を開催する。	人材育成 その他	事業化支援 研究者等育成支援 産学官等連携支援			
秋田県	発注開拓促進事業	地域ごと販路開拓アドバイザーを配置し、情報提供やマッチング支援を行う。 (1) 関東地区の発注開拓促進 関東地区の発注企業を訪問して発注情報を収集し、県内企業に紹介リアルタイムに提供 ○販路開拓アドバイザー（自費負担）：2人 (2) 東北エリアの発注開拓促進 県外発注企業（東北エリア）の情報を収集し、県内登録企業に紹介リアルタイムに提供 ○販路開拓アドバイザー（県内担当）：2人 (3) 県内の発注開拓促進 県内発注企業の情報を収集し、県内登録企業に紹介リアルタイムに提供。また、新規取引開拓や、発注案件に対応した加工技術、設備、生産管理に関する情報を提供 ○販路開拓アドバイザー（県内担当）：2人 (4) 受発注情報提供の促進 ○受発注サポートスタッフ：1人	情報提供	事業化支援			
秋田県	あきた目利き倶楽部	販路開拓に係る相談について、首脳級の企業経営者等々を構成する「あきた目利き倶楽部アドバイザー」(約20人)が、案件の事業化の可能性や問題点を指摘・助言する。	人材派遣・技術支援	事業化支援			
秋田県	研究開発型企業育成資金 債務保証事業	高度技術産業集積地域(秋田市)に工場または研究施設等を有する中小企業又は中小企業団体が、債務保証事業取扱金融機関から研究開発に必要な資金の融資を受ける際に、その債務保証を行う	融資・交付	研究開発支援	【保証限度額】 2,000万円(必要額の80%) 【保証期間】 7年間(据置期間1年以上を含む)		
秋田県	大型共同研究可能性調査 検討委託事業	将来多くの事業シーズを生む可能性の大きい大型の共同研究テーマについて、大学等の研究機関にその可能性調査を委託し、その調査結果から将来の産学官連携による大型共同研究の実施を目指す	人材派遣・技術支援	調査研究支援			
秋田県	重点分野研究開発プロジェクト事業	県の「研究開発分野の重点化」領域において、県内研究機関等が持つ優れた技術シーズを県内企業へ移転し、新産業・新事業の創出を図る。	人材派遣・技術支援	事業化支援			
秋田県	産学官連携コア・ネットワーク事業	事業化可能性のある大学・公設研究機関等の事業シーズを発掘し、企業ニーズに合う形で事業化の策定を行う。また、事業化、製品化を目指した大型共同プロジェクトの創出を支援する。	人材派遣・技術支援	調査研究支援 事業化支援 研究者等育成支援 知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援		【支援内容】 1. 研究開発リサーチ (1)事業シーズの探索・分析・評価 (2)企業ニーズの探索・分析・評価 (3)国などの競争的研究資金制度への提案支援 2. 研究開発のマネージメント (1)研究成果の実用化に向けた技術マネジメント (2)採択プロジェクトの事業進捗・予算管理 3. 知的財産の管理・活用 (1)知的財産の取得支援 (2)知的財産の維持管理 (3)知的財産の活用支援	
秋田県	ものづくりハブ・アップ事業	マーケティングにより川上企業が持つコア技術を活用し、新製品・新技術を開発することで、売れる商品づくりを促進し、「ものづくりハブ・アップパートナー(2人)」が、県内企業が有するコア技術の発掘、企業のお互いの場づくり、企業共同体の形成、事業化までを一貫して支援	人材派遣・技術支援	事業化支援			

支援機関		施策名		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	産業財産権活用促進事業	こみゼロやまがた3R推進事業補助金	研究成果としての特許等知的所有権を県内企業に技術移転するための仕組づくりや県内企業の事業化に向けた知財戦略構築を支援 ① 知的財産権セミナーを開催 日本弁理士会との連携により、県内中小企業等を対象とした知的財産権セミナーを共同企画開催 ② 知財目利委員会を開催 県内大学・研究機関等で特許管理の効率化及び特許を活用した事業化を促進するため「知財目利委員会」が、県内企業からの評価申込に対し、特許性及び事業化可能性等を詳細し、アドバイスを行う支援策を検討	人材育成 人材派遣・技術支援	知的財産育成支援 知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援	—	—	—	—	—	—	—
山形県	山形県	地域産業資源活用促進事業	—	環境上ニーズのあるもの企業のノウハウ・企画を結びつけ、新規性、先進性、創造性のある技術開発や商品開発を図り、地域循環型社会の構築に資することを目的とし、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rに取り組み事業へ支援を行う。 【対象事業】 廃棄物3Rに係る研究・技術開発、循環システムの構築、商品開発、事業化調査等	助成・補助	研究開発支援 調査研究支援 事業化支援	【助成率】 対象経費の1/2 【限度額】 250万円	—	—	—	【支援対象】 県内に事業所を有する企業・団体等(行政機関が単独で行うものを除く)	—	—
山形県	山形県	産業財産権活用促進事業	—	有望な地域産業資源をデータベース(事業化推進委員会)化し、PRすることでの事業化を図り、将来的には新たな商品、サービス等の事業化による新規雇用の創出に繋げる	情報提供	事業化支援	—	—	—	【業務内容】 (1) 地域産業資源の抽出 事業化の可能性を視点に地域産業資源を抽出(掘り起こし) (2) 取材 (1)で抽出した情報を基に、地域産業資源の現地取材(撮影など) (3) 事業化方策の提案 (2)の取材内容の分析等により、取材した地域産業資源の事業化可能性を検証 (4) データベース化 (1)～(2)の内容を基にデータベース化	—	—	
山形県	財団法人山形県産業技術振興機構	ニューウェーブ研究創出事業	—	県内大学等の若手研究者の新規性・独創性と産学共同研究に発展する可能性を有する研究テーマについて事業化の可能性を調査研究することにより、新たな研究開発の創出を図る。 【研究課題】 (1) 課題A/前半段階：研究開発のシーズ発掘と発展性について (2) 課題B/共同研究構想段階：本格的な産学共同研究の立ち上げを目的とした可能性研究	助成・補助	調査研究支援	【交付金額】 課題A: 40万円、課題B: 100万円	—	—	【支援対象】 研究課題に応募できる者は、課題Aは年齢37歳以下、研究課題Bは年齢45歳以下(※平成21年4月1日現在)で、次に掲げる大学等に所属する研究者(研究者・准教授、講師、助教、助手、研究員及び技官)とする。 イ、国立大学法人山形大学、東北芸術工科大学、東北公益文科大学、山形県立保健医療専門学校、山形県立米沢女子短期大学、山形県立農業大学校、山形県立産業技術短期大学校、 ハ、県内試験研究機関	—	—	
山形県	財団法人山形県産業技術振興機構	産学連携コア・コーディネーター	—	県内研究支援機関との連携を図りながら、地域の研究ホスピタリティを活かした多様な研究開発を創出し、地域企業への技術移転と事業化を推進していくため、産学連携コーディネーター2名を配置し、関係機関への協議し、研究開発の進展に応じた支援・調整など、本県の産学連携の一層の強化を図っている。 【コーディネーターの役割】 ① 産学連携の相談 ② 企業ニーズ・シーズ調査及びマッチング	人材派遣・技術支援	研究開発支援 事業化支援	—	—	—	【コーディネーターの役割】 ① 産学連携の相談 県内の産学連携推進支援機関との連携を図りながら、企業・大学、公設試験研究機関等からの研究・技術開発等に関する相談に応じる。また、産学連携推進会議の開催などにより相互の情報交流を活発に行いながら、関係機関との調整、補強を行う。 ② 企業ニーズ・シーズ調査及びマッチング 当該機関独自の調査や事業で蓄積された企業ニーズ・研究シーズ並びに大学、各公設試験研究機関や産学連携支援団体等で保有する企業ニーズや研究シーズ情報を活用しながら、研究開発テーマの育成方針を検討する。 ③ 産学連携の推進 用いながら、事業化可能性の検証を行い、事業化可能性が高いテーマについては、中核となる企業、当機構のコーディネーター・特許アドバイザー、中核となる企業、当機構のコーディネーターの技術的優位性、市場性、参画企業、参画大学、研究開発ロードマップ、事業化戦略などの検討を行い、研究開発プロジェクトの実施計画策定の支援や、外部資金の確保を支援する。	—	—	
山形県	財団法人山形県産業技術振興機構	高度技術者研修事業	—	次代を担う技術者の育成のため、さまざまな研修事業を行っている。 【研修例】 ・品質管理 ・精密測定技術 ・製品設計・製造に役立つ金属材料学 ・清酒製造技術 など	人材育成	研究者等育成支援	—	—	—	—	—	—	
山形県	財団法人山形県産業技術振興機構	CAEを活用したものづくり基礎研修	—	最新のCAE技術情報を提供するとともに、県内企業の技術者が構造解析ソフトウェアの活用による製品の高度化と生産性向上に繋がる基礎知識、基礎技術を短期間に取得することを目的とした研修の開催	人材育成	研究者等育成支援	—	—	—	【対象者】 県内の製造業で自動車関連産業に参入及び、今後参入を計画している企業の技術者でWindowsの基本操作が出来る方	—	—	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カネコリ分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
山形県 閉団法人山形県産業技術振興機構、財団法人山形県企業振興公社	やまがた産業夢未来基金	本県経済の持続的かつ自立的な発展を図るため、「やまがた産業夢未来基金」の運用益を活用し、県内の中小企業等が実施する、山形の進みである基礎技術を活用し、技術開発や新商品の開発、並びに山形ならではの地域資源を活用し、又は、地域ニーズに対応し新商品や新サービスの創出を行う取組みに対する助成及び支援を行う。	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援	【助成上限額及び助成率】 ①新技術等育成支援事業助成金 1年につき100万円、2/3以内 ②上取組(重点分野)事業:1年につき750万円、重点分野以外の事業:1年につき500万円、2/3以内 ③上取組(重点分野)事業:150万円、重点分野以外の事業:100万円、2/3以内 ④課題解決型技術開発支援事業助成金 200万円、2/3以内 ⑤創業、新事業支援事業助成金 1年につき300万円、2/3以内 ⑥上取組 1年につき100万円、2/3以内	【対象事業】 ①新技術等育成支援事業助成金 県内の中小企業等が有する基礎技術を活かして行う新技術の開発や商品開発等による事業化の取組み ②事前調査支援型、③早期事業化支援型 ④課題解決型技術開発支援事業助成金 中小企業等が既存技術を活用した新製品開発又は試作品等の開発、改良等の技術開発課題の解決に向けて取組む事業 ⑤創業、新事業支援事業助成金 地域資源を活用し、又は、地域ニーズに対応して新商品や新サービスの創出を行う取組み ⑥地域資源活用型、⑦地域ニーズ対応型	【支援対象】 山形県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合 山形県内において創業する起業家
山形県 山形市	山形市新製品・新技術開発支援事業費補助金	本補助金を交付することにより、新製品・新技術の研究開発及び販路開拓を進めること、付加価値の高い自社製品を生み出し国内外における競争力を強化しようとする企業や、将来への飛躍を目指して意欲的に研究開発を行う企業に対し支援することを目的としている。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【限度額】 300万円	【新製品・新技術の定義】 新製品・新技術とは、事業者が主体となって新たに開発する製品及び技術であり、次に掲げるいずれかに該当するものとする。 ①市場に同様の製品または技術がない、あるいはほとんど普及していないもの ②市場にある同様の製品及び技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ③事業者が従来持っている製品または技術を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができらるもの	【支援対象】 補助金交付対象となるのは、同一事業内容で他の公的機関(国や県など)の助成を受けていない者で、以下の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす者となる。 ①本市内に本社もしくは主たる事業所を有する中小企業者 ②本市内に主たる事務所を有し、かつ、その組合員の4分の3以上の者が主たる事業所を本市内に有する中小企業者による組合 ③本市内に主たる事務所を有し、かつ、その組合員の4分の3以上の者が主たる事業所を本市内に有する中小企業者による共同団体
福島県	中小企業制度資金(金融機関を通じて融資する資金)	中小企業の高齢が金融機関から円滑に事業資金を調達できるように、企業の活動段階に応じて以下の制度を設けている。 ■融資利率が金融機関所定のもの(制度保証) ■融資利率が金融機関所定のもの(制度保証) ■融資利率が金融機関所定のもの(制度保証) 創業者: 起業者支援保証 安定期: 長期保証、短期保証 再生期: 経営環境改善保証 ■融資利率の上限を定めているもの(制度融資) ■融資利率の上限を定めているもの(制度融資) 安定期: 小口零細企業資金、信用組合資金 再生期: 企業回復支援資金 緊急時: 関連国産防止資金、緊急経済対策資金(経営安定特別資金含む) その他: 街なか再生特別資金、ふくしまの産業強化資金	融資・貸付	企業育成支援	制度により異なる(2万円～20万円)	—	—
福島県	中小企業高度化資金(県が直接融資する資金)	県では、設備・工機等を近代化・共同化する場合に、長期で無利子又は低利で、県が直接貸し付ける制度を設けている。 ※貸し付けに当たっては、対象業種・設備などに条件があるため、金融機関又は最寄りの各地方振興局に問い合わせる必要がある。	融資・貸付	企業育成支援	【貸付限度額】 対象事業費の80%以内又は90%以内	—	【対象者】 事業協同組合等
福島県	中小企業経営革新事業費補助金	承認された計画に従って行う事業で、特に他の中小企業のモデルとなるような横断的なものに対して経費の一部補助を行う。	助成・補助	事業化支援	【限度額】 補助対象となる経費の2/3を上限として、予算の範囲内で補助	—	—
福島県	知的財産(「しくしまの山」産学官連携会議の開催)	県内の中小企業が開発した技術や知的財産を有効に活用し、競争力のある商品を開発するため、知的財産に関する総合的な支援体制を確立し、研究開発から製品化・事業化までにわたる一体的な支援を行うことにより、県内産業の基盤強化を図る。	その他	知的財産戦略的活用 産学官等交流支援	—	—	—

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
福島県 財団法人福島県産業振興センター	ふくし産業応援ファンド事業	福島県の強みである「東北唯一の製造業集積地」や「特色ある多種多様な地域資源」を活用しながら、新たな技術の開発や事業可能性調査、販路開拓を行う中小企業者等に対して助成を行う制度 【助成対象事業】 (1)技術開発事業 (2)事業可能性等調査事業 (3)販路開拓事業 (4)中小企業育成事業	助成・補助 人材派遣・技術支援 その他	【助成率と助成限度額】 1. 中小企業者等が行う製造業集積地活用型事業 (1) 技術開発: 2/3以内、1,000万円 (2) 事業可能性等調査: 2/3以内、200万円 (3) 販路開拓: 2/3以内、300万円 2. 中小企業者等が行う地域資源活用型事業 (1) 技術開発: 2/3以内、500万円 (2) 事業可能性等調査: 2/3以内、200万円 (3) 販路開拓: 2/3以内、300万円 3. 産業支援機関が行う中小企業育成支援事業 (4) 中小企業育成支援: 10/10以内、500万円	【助成対象事業】 (1)技術開発事業 (2)事業可能性等調査事業 (3)販路開拓事業 (4)中小企業育成支援事業 【支援対象者】 下記の要件を全て満たすもの (1) 県内に事業所を有する下記中小企業者等(中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、中小企業者からなるグループ) (2) 支援対象となった知財戦略を適切に実行できる体制が整備されていること (3) 独自の技術基盤を有していること	【助成対象者】 次のいずれかに該当する方が対象 (1) 技術(地域資源)開発事業等 (2) 福島県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、農事組合等 (3) 助成事業開始から1年以内に福島県内において創業しようとしている方 (4) 中小企業育成支援事業 (5) 販路開拓事業 (6) 中小企業育成支援事業 福島県内の商工関係団体、金融関係団体、県内に本店を置く金融機関、産学連携機関等(産業支援機関)
福島県 財団法人福島県産業振興センター	福島県中小企業知的財産戦略支援事業(特許情報利用促進事業)	財団法人福島県産業振興センターが福島県知的財産センターと連携し、県内の中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業における知的財産を活用するためのビジネスプラン作成や知的財産戦略づくりを支援	助成・補助 情報提供	【補助率】 専門家等の派遣及び調査等に要する以下の経費の1/9 【補助限度額】 上限300万円程度	【支援内容】 下記のような支援を有機的に組み合わせることで、知的財産を核とした企業の戦略的な事業推進を支援する。 (1)特許分析等支援 ・特許マップ作成 ・サイテーションマップ分析 ・汎用特許マップである特許流通チャートの活用方法などの支援 (2)特許戦略策定の支援 ・研究開発戦略策定 ・ビジネスプラン作成支援 (3)事業化に向けた特許評価等の支援 ・特許等の評価に基づいた資金調達等の支援 【経費の負担】 企業負担経費、知的財産専門家等の派遣及び調査等に要する以下の経費の9分の1を負担(上限300万円程度)。 (1)専門家旅費、知的財産専門家等の旅費・交通費 (2)専門家旅費、知的財産専門家等に知的財産専門家派遣及び調査分析等必要な作業を委託する経費	【支援対象者】 下記の要件を全て満たすもの (1) 県内に事業所を有する下記中小企業者等(中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、中小企業者からなるグループ) (2) 支援対象となった知財戦略を適切に実行できる体制が整備されていること (3) 独自の技術基盤を有していること
福島県 財団法人福島県産業振興センター	コンサルティングササバ(地域力連携拠点事業)	創業しようとしている方、創業まもない方、または経営の向上を目指して中小企業が抱えている経営課題に対して、きめ細かに一貫した支援を行う 【相談内容例】 ・アイデアを具体化して創業したいが、事業化のための事業計画書が作成できない ・情報システムを導入したいが、期待しない効果はない ・創業のための資金調達や事業の資金調達方法がわからない ・原価低減をしたいが方法がわからない など	企業育成支援	【補助率】 3,000千円以内 1/2以内 ・継続費 および単年度費 10,000千円以内 2/3以内(事業者のみの場合)、3/4以内(大学等と連携する場合)	【相談方法】 ・経営支援プラザの窓口へ直接行く ・相談申込書をFAXまたは郵送で送付 ・速方の場合、コーディネーターがそれぞれその事業所に向向いて相談内容を行う 【相談の流れ】 1. 応募コーデータによる課題分析 2. 専門家を加えたコンサルティングチームによる支援 3. 専門家派遣による支援	【対象者】 対象者は、県内に事業所を置く法人格を有する事業者等、事業者と関係機関とからなる団体の場合は、代表となる事業者は県内に事業所がある必要がある。また、研究開発の主要な部分を、県内で、代表となる事業者が実施することが必要。
福島県 財団法人福島県産業振興センター	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業補助金	県は、環境に配慮した産業活動を推進し、産業廃棄物の抑制及び再利用技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者等に対し、補助金を交付する。 【事業の種類】 (1)FS(フイバー)リテラスタデータ、可能性試験機(平成21年対象外) (2)次年度以降の本格研究のための、簡易な可能性試験機。申請時は、次年度以降の計画も記載する必要がある。 (3)単年度に本事業を実施した事業者に対する継続費 すでに十分な基礎を有している事業者が、単年度で事業化を行う場合に支援	研究開発支援	【補助率】 3,000千円以内 1/2以内 ・継続費 および単年度費 10,000千円以内 2/3以内(事業者のみの場合)、3/4以内(大学等と連携する場合)	【対象事業】 (1) 対象事業は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている産業廃棄物について、その抑制または再利用の促進を目的として行う研究開発 (2) 対象事業は、次に掲げる事項を全て満たさなければならぬ。 ア、実施する開発プロジェクトのリスクが低いこと、対象者の自己資金だけでは実施が困難な開発内容であること。 イ、対象となる開発プロジェクトについて、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を要していないこと。	【対象者】 対象者は、県内に事業所を置く法人格を有する事業者等、事業者と関係機関とからなる団体の場合は、代表となる事業者は県内に事業所がある必要がある。また、研究開発の主要な部分を、県内で、代表となる事業者が実施することが必要。
福島県 福島県ハイテクプラザ	ものづくりORIT型技術移転事業	ハイテクプラザの所有する技術を県内企業に広く活用されることを目的とし、技術習得を希望される企業から従業員等をハイテクプラザに派遣、マンツーマン(あるいは1社数名)の研修により技術の習得を図る。 【研修内容】 ・精密部品の高速ミーリング加工 ・レーザー加工とその評価技術 ・機構加工製品の精密測定技術 ・エックス線による非破壊検査技術 ・CAD/CAM/CAE技術 ・製造物の固有振動数同定手法 など	人材育成	【研修テーマ】 ・精密部品の高速ミーリング加工 ・レーザー加工とその評価技術 ・機構加工製品の精密測定技術 ・エックス線による非破壊検査技術 ・CAD/CAM/CAE技術 ・製造物の固有振動数同定手法 など	【研修テーマ】 ・精密部品の高速ミーリング加工 ・レーザー加工とその評価技術 ・機構加工製品の精密測定技術 ・エックス線による非破壊検査技術 ・CAD/CAM/CAE技術 ・製造物の固有振動数同定手法 など	上記研修テーマ以外にも、希望の技術に特化したオーダーメイドの研修も実施可能

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	ガバナンス	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
茨城県 財団法人茨城県中小企業振興公社	いばらき産業大県創造基金 助成金交付事業	茨城県の豊かな地域資源や、つば、東海等の最先端の科学技術を活用した新事業、新産業の創出、新時代に対応した生活支援サービスといふ地域密着型の事業まで、幅広く多様な中小企業の取り組みを支援し、「産業大いばらき」の実現を目指すことを目的とする。 【助成対象事業】 (1)いばらき地域資源活用プログラム 本県の豊かな地域資源(農林水産物、産地技術、観光資源など)の活用を促進し、地域資源を活用した新しい取り組みを支援する。 (2)いばらきものづくり応援プログラム 中小企業等と連携して行う新商品開発や展示会への出展、国際交流などを通じた新市場開拓の取組を支援する。 (3)いばらきサービス産業新時代対応プログラム 少子高齢化、男女共同参画社会など新時代に対応した生活支援サービス産業の新たな取組による創業者を支援する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 2/3 【助成上限額】 (1)事業計画の作り込み200万円、 (2)試作品開発300万円、創業100万円、 (3)大学等と連携して行う新商品開発500万円、展示会への出展、国際認証の取得等販路拡大100万円 (3)300万円	【対象者】 (1)いばらき地域資源活用プログラム 中小企業者、起業家等 (2)いばらきものづくり応援プログラム 中小企業者、団体等 (3)いばらきサービス産業新時代対応プログラム 中小企業者、NPO法人等	
茨城県 財団法人茨城県中小企業振興公社	ベンチャーブラザー	ベンチャーブラザーでは、コーディネーターやエキスパートなど起業経験者や経営、技術等の専門家を配置し、企業からの相談に対応している。「創業の手続き等」について知りたい、「新製品を開発したい」、「販路を開拓したい」などの新規開業・新分野進出に関することから、「IT」を活用して経営の改善を図りたいといった日常的な経営課題まで、さまざまな相談にきめ細かく対応する。 経営や技術に関する専門家を派遣し、適切な診断に助言を行う。	その他	企業育成支援	-	-	
茨城県 財団法人茨城県中小企業振興公社	専門家派遣事業	【事業内容】 (1)中小企業 マネジメントエキスパート派遣事業 マネジメントエキスパートを派遣し、経営全般、財務管理、労務管理、生産管理、マーケティングなどに係る中小企業者等の経営革新を支援する。 (2)中小企業 テクノエキスパート派遣事業 テクノエキスパートを企業の現場等に派遣し、技術的課題解決のための支援を行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	【費用負担】 (1)中小企業 マネジメントエキスパート派遣事業 ・専門家派遣に要する費用(謝金及び交通費)の1/3相当額を負担。 ・専門調査員にかかる企業負担分(1/3に相当する額)は、9,000円。 ・交通費は、当公社経費により算出した額。 (2)中小企業 テクノエキスパート派遣事業 専門家謝金および交通費の1/3	【支援対象】 (1)中小企業 マネジメントエキスパート派遣事業 県内に創業を志している方、経営革新を行い、経営の向上を目指す県内事業所を有する中小企業の方であつて、経営の向上に係る目標が明確で、専門家派遣により支援の効果が期待できると認められる方 (2)中小企業 テクノエキスパート派遣事業 県内に創業を志している方、経営革新を行い、経営の向上を目指す県内事業所を有する中小企業の方であつて、経営の向上に係る目標が明確で、専門家派遣により支援の効果が期待できると認められる方	
茨城県 財団法人茨城県中小企業振興公社	ものづくり産業活性化プロジェクト	県のものづくり産業の技術力の高さを、幅広い分野への対応力を中小企業へ振り込むとともに、優れた技術を有する中小企業と大手企業とのコーディネート等を実施する。	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	【支援内容】 ビジネスコーディネーター(8名)が首都圏等の大手企業を訪問し、県内中小企業の販路開拓のための営業活動を行う。 ・商談会等開催事業 ・商談会等開催事業 他県と共同で開催5県7県ビジネス商談会や、特定企業との商談会の開催を通して、県内中小企業の受注機会の確保を図る。	県内に主たる事業所を有する中小企業等
茨城県 茨城県工業技術センター	技術相談	企業の皆さまの日常的な生産活動における諸問題から競争的資金獲得、産学連携、将来へ向け技術開発など、あらゆる相談を電話・来所・メールで受けている。	その他	企業育成支援	-	-	
茨城県 茨城県工業技術センター	共同研究	共同研究は、企業の皆さまとともに、互いの技術や設備などを使って共同で研究を遂行する制度。	環境整備	研究開発支援	-	【申込できる企業等】 茨城県内の産業発展に資する企業、企業団体、大学・研究機関、等	
栃木県 栃木県工業技術センター	どちぎコンソーシアム事業 研究開発計画	産学官の三者が一体となったコンソーシアム(共同研究体)を組織し、県の委託を受けて本県産業振興の重点分野である情報通信、環境、航空宇宙、医療福祉、バイオテクノロジー、住宅及び自動車分野の分野を中心として、高度な新技術・新製品等の実用化研究開発に列して、助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【1件当たり最低基金上限】 初年度：1,500万円 翌年度：750万円	【応募者要件】 (1)当該研究開発が、本県において新産業及び新事業を創出し、もって地域経済の活性化に資するものであること。 (2)当該研究開発が、県内経済産業界に対する波及効果の高い先進的・独創的研究成果を活用したものであること。 (3)当該研究開発が、県内中小企業が単独で実施することが困難なものであつて、どちぎコンソーシアムを組むことが必要である高度な研究開発であること。	
栃木県 栃木県工業技術センター	ものづくり技術強化補助金	栃木県では、県内中小企業者等の新技術・新製品の開発支援をするため、ものづくり技術強化補助金(助成)事業を実施する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率と助成額】 (1)共同研究 1/2以内、100万円以上から1000万円以下 (2)フロンティア企業・経営革新計画承認企業 1/2以内、100万円以上から1000万円以下 (3)企業群 1/2以内、250万円以下	【補助対象事業】 (1)共同研究 大学及び公的試験研究機関等が保有する開発特性や研究成果を活用し、中小企業者が共同で行う研究開発事業 (2)フロンティア企業・経営革新計画承認企業 「フロンティア企業」として知事から認証を受けた企業並びに知事から「経営革新計画」の承認を受けた企業 (3)企業群 業種・業種となる中小企業者と小規模企業者からなる企業群	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
栃木県	創業支援資金	県内で創業しようとするときや創業後間もない企業などが事業資金を必要とするときに利用できるように制度融資を実施している。	融資・貸付	【利率】 年(1.9%)以内 【限度額】 運転2,000万円 設備3,000万円	【利用条件】 県内で創業しようとする方(創業して1年以内の方を含む)で、次のいずれかに該当する場合 ・勤務経歴や法律に基づく資格等を活かして創業するとともに創業しようとするとき ・商工会議所の創業塾等を修了して創業しようとするとき ・県産業振興センターの事業可能性評価(A評価以上)を	【利用条件】 県内で創業しようとする方(創業して1年以内の方を含む)で、次のいずれかに該当する場合 ・勤務経歴や法律に基づく資格等を活かして創業するとともに創業しようとするとき ・商工会議所の創業塾等を修了して創業しようとするとき ・県産業振興センターの事業可能性評価(A評価以上)を
栃木県	栃木県産業振興センター	とちぎ未来チャレンジングファンドを活用し、県内中小企業者等のチャレンジングに対して、その経費の一部助成することで、中小企業の底上げと県内経済の活性化を目指す	助成・補助	【助成限度額】 (1)地域資源活用スタートアップ事業:200万円(助成率:2/3) (2)創業支援事業:100万円(助成率:1/2) (3)商店街・温泉街の活性化助成事業:180万円(助成率:9/10) (4)建設業新分野・進出助成事業:200万円(助成率:2/3)	【対象事業】 (1)地域資源活用スタートアップ事業 県内の地域資源を活用した新商品・新役務の実用化に向けた研究開発事業、及びそれに基づき要する経費への助成 (2)創業支援事業 業務所改裝費、運営費への助成 創業時に要する事務所の活性化助成事業 組合等が実施する、商店街・温泉街の活性化に資する経費への助成 (3)商店街・温泉街の活性化助成事業 組合等が実施する、商店街・温泉街の活性化に資する経費への助成 (4)建設業新分野・進出助成事業 建設業者による、農業、福祉等の他分野への新規進出、新商品・新工法の開発・販売等に要する経費への助成	【助成対象】 ・中小企業者、企業組合として創業を行う者 ・NPO法人、LLPとして創業を行う者 ※創業後1年以内、または助成年度内に創業すること
栃木県	栃木県産業振興センター	とちぎ産業振興プロジェクトにおいて重点的な支援を行っている自動車産業・航空宇宙産業・医療機器産業に関する研究開発や販路開拓に要する経費の一部を助成する。	助成・補助	【助成限度額】 (1)技術高度化助成事業(助成率:1/2) (2)販路開拓助成事業(助成率:1/2)	【対象事業】 (1)技術高度化助成事業 中小企業者等が行う、特定専門産業に係る、技術の高度化・新技術・新商品の開発事業に要する経費への助成 (2)販路開拓助成事業 中小企業者等が販路開拓のために、特定振興産業に關する展示会への出席等に要する経費への助成	【助成対象】 ・特定産業振興協議会(自動車・航空宇宙・医療機器・光産業)の会員である県中小企業者 これらのグループ
栃木県	栃木県産業振興センター	具体的な新製品、新サービス等の研究開発や事業化計画の策定に必要経費の助成及びアドバイスをを行い、研究グループの活動を支援する	助成・補助 人材派遣・技術支援	【助成】 具体的な新製品、新サービス等の研究開発や事業化計画の策定に必要経費を1グループ当たり、原則年間30万円を上限として助成	【支援の内容】 (1)活動経費支援 ・年間1グループ15万円を上限とし、下記各項目について補助 ・経費項目:会場使用料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費その他当センターが認めた経費。 (2)専門家派遣経費支援 ・年間1グループ15万円を上限で、専門家1人1回の費用は5万円以内(交通費を含む)を補助。 (3)グループ活動支援 ・当センターにおいて、グループ活動に必要な助言・指導、各種補助制度・支援事業の紹介などの支援。	【支援対象グループ】 ・県内企業参加を必須とした産学官によるグループ(産・産・産・産・産・産・産・産) ・新製品、新サービス等の研究開発及び事業化を目指す自主活動グループ
栃木県	競争力強化促進(専門家派遣)事業	経営診断のための専門家を派遣する。専門家を派遣しアドバイスする。 ・第一創業の認定を受けるためのアドバイスを受けたい。 ・創業間もないので、経営管理等のアドバイスを受けたい。 ・独自の技術・サービスを活かして事業化をしたい。 ・新事業・新分野に進出したいのでアドバイスを受けたい。 【専門家について】 中小企業の方々による、創造的な技術や製品、地域資源の派遣できる専門家、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、大学関係者等幅広い分野の専門家、申込企業で選定する。	助成・補助 人材派遣・技術支援	【助成】 専門家派遣に先立ち専門家派遣に係る費用の1/3を負担金として、派遣回数以前納入。 【専門家への謝金(旅費含む)】 1日あたり32,000円 【限度回数】 1事業所あたり4回以内(同一テーマの場合、連続2年まで) 【派遣時間】 1回あたり4時間以上	【支援対象】 県内に事業所・店舗等を有する中小企業者または創業予定者	
栃木県	サポートユビビジネス事業	中小企業の方々による、創造的な技術や製品、地域資源の活用などについての研究開発を支援する。 (1)産学連携部門 県内大学等又は工業高等学校等の技術や成果等を活用した共同研究開発事業 (2)チャレンジング部門 中小企業者の自社アイデアや優れた技術を活用した研究開発事業 (3)川上川下部門 川下企業(大規模企業)と川上企業(中小企業)の技術を活かした共同研究開発事業 (4)事業化促進総合支援部門 平成20年度以前において、県や産業振興センターによる支援事業を受け研究開発を進めた案件のうち、フォローアップや改良等により事業化を目指すための研究開発事業(フォローアップ支援)	助成・補助	【助成額及び助成率】 (1)120万円以内、1/2以内 (2)100万円以内、1/2以内 (3)100万円以内、1/2以内 (4)100万円以内、1/2以内	【助成対象事業】 生産・販売もしくは役務の提供に関するもので、商品化や役務の開発等の事業化を目的とした事業を対象とする。重点分野は、自動車、航空宇宙、医療福祉、ハイテクソフトウェア、情報通信、環境、住宅。	【支援対象】 県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者(※法人1個人以上) ※中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)2条に規定するもの
栃木県	技術相談	中小企業の問題や製品開発、技術開発等の課題で生じた技術問題について相談に応じ、その解決にあたる。中小企業の場合、技術上の問題に対して、各分野の担当者が技術相談に応じる。	その他			

支援助機関	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
栃木県 財団法人栃木県産業技術センター	試験施設・機器の開放	試験施設・機器の開放	県内中小企業の技術の高度化や新技術・新製品開発に取り組みやすい環境を提供する。県内中小企業の技術の高度化や新技術・新製品開発等の支援の一環として、分析機器、測定機器等を約400機種開放している。	環境整備	支援事業 事業化支援 研究開発支援	-	-	応募申請要件
栃木県 財団法人栃木県産業技術センター	技術交流会	技術交流会	交流活動グループ、業種別団体への技術支援や技術開発交流グループの創出を支援する。企業、外資系企業及び当センター職員で構成する技術分野別の交流会を10交流会設置し、特定課題の研究・技術開発に関する情報交換、参加者相互の交流、共同研究に向けた取り組み等の活動を通して、県内企業間の技術向上を支援する。	その他	産学官等交流支援	-	-	-
栃木県 財団法人栃木県産業技術センター	人材育成・研修生・研究員の受け入れ	人材育成・研修生・研究員の受け入れ	研修生の受け入れは、中小企業の従業員の方々に対象に要望に即したテーマで研修を行う。また、研究員の受け入れは、中小企業の従業員の方等を対象に、要望に即したテーマで研究開発を支援する。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-
栃木県 足利市	産業財産権取得事業補助	産業財産権取得事業補助	特許権等の産業財産権を企業の強みとし、製品・技術開発力を高めるため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願にかかる支援を行う。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 40、100%以内 【補助限度額】 40万円/1年度あたり	【対象事業】 補助対象者が行う、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（自社製品を対象としたもの）の産業財産権出願事業 【対象者】 市内に事業所のある中小企業者で製造業を営む方（但し、市税の滞納のある者及び他の機関から本補助と同種の補助を受けている者を除く）	【支援対象】 市内に事業所のある中小企業者で製造業を営む方（但し、市税の滞納のある者及び他の機関から本補助と同種の補助を受けている者を除く）
栃木県 宇都宮市	宇都宮市特許権等取得促進事業費補助金	宇都宮市特許権等取得促進事業費補助金	宇都宮市内の中小企業（製造業、農林業、卸売・小売業、特定サービス業）を対象に、特許権などを出願する際の経費を助成する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 経費の1/2以内 【補助限度額】 上限30万円	【対象事業】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願経費。ただし、出願前に先行技術調査を行っていること。審査請求経費も対象。	【対象者】 宇都宮市内の中小企業、製造業、農林業、卸売・小売業、特定サービス業。なお、個人は対象外。
栃木県 小山市	小山市中小企業工業所有権取得支援事業補助金	小山市中小企業工業所有権取得支援事業補助金	小山市内の中小企業を対象に、特許権及び実用新案権の取得事業に対し、補助金を交付する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 対象経費の50%以内 【補助限度額】 最高40万円	【対象事業】 特許権及び実用新案権の取得事業（1年度で1社1件まで）	【支援対象】 次の要件のいずれにも該当するもの (1)市内に事業所を有して1年以上以上事業を営む中小企業者 (2)市税を滞納していないこと (3)他の機関から同種の補助等を受けていないこと
栃木県 鹿沼市	特許等出願支援事業補助金	特許等出願支援事業補助金	中小企業に対し、日本国特許権及び実用新案権、意匠権、商標権に係る出願に要する経費を支援する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率・限度額】 補助対象経費の1/2以内、10万円を限度（1,000円未満の端数は切り捨て）	【補助対象】 補助の対象となる事業は、次のいずれかかを新規に出願する場合とする。 1. 特許権取得のための出願事業 2. 意匠権取得のための出願事業 3. 意匠権取得のための出願事業 4. 商標権取得のための出願事業	【補助対象者】 補助の対象者は、次のすべてに該当する事業者。 ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者 ②市内に事業所等があり、そこで1年以上以上事業を営んでいる者 ③市税の滞納がない者 ④自社名義による出願をする者
栃木県 佐野市	産業財産権取得補助金	産業財産権取得補助金	中小企業の生産性、品質の向上を図り地場企業の基盤強化を目指す。また、製品及び技術の保護と、産業の競争力を強化することを目的として、取組を行う企業に対して、補助金を交付する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助金額】 対象経費の100分の80以内（平成21年度～23年度、24年度以降は100分の40以内）限度額1件40万円。建物に係る融資期間10年（うち償還2年）以内	【補助対象】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権取得のための出願に係る経費で、出願料、弁理士手数料、その他必要と認められる経費	【補助対象者】 群馬県内に主たる事業所を有する中小企業者等で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者） (2)中小企業団体等（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体） (3)社団法人又は財団法人（民法第34条に基づき団体）
群馬県	ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業	ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業	県内中小企業者の研究開発意欲を助長し、本県産業の競争力強化を図るため、新技術・新製品等の開発を支援する。 【補助金の種類（3つの支援型）】 (1)一般型 大規模な新技術・新製品の研究開発を支援する。 (2)市町村・県ハートネット支援型 市町村（8市）と連携し、新製品・新商品を開発する企業を支援する。 (3)産学連携支援型 県内外の大学や工業高等専門学校等と連携し、新技術・新製品を開発する企業を支援する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助率】 (1)一般型 1件あたり100万円まで（補助対象経費の1/2以内） (2)市町村・県ハートネット支援型 補助限度額：1件あたり80万円まで（企業負担額：20万円以上） (3)産学連携支援型 補助限度額：1件あたり40万円まで（企業負担額：10万円以上）	【企業状況の調査】 補助事業実施年度終了後3年間、1年毎に事業成果及び企業化状況等に関して報告を行う	【補助対象者】 群馬県内に主たる事業所を有する中小企業者等で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者） (2)中小企業団体等（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体） (3)社団法人又は財団法人（民法第34条に基づき団体）
群馬県	ものづくり技術振興事業（新連携促進事業）	ものづくり技術振興事業（新連携促進事業）	県内の中小企業グループが行う新製品や新技術の研究開発、ネットワーキング等への取り組みに対し、その経費の一部を助成する。 【対象分野】 ・製品開発分野（新製品や新技術の開発、共同事業等） ・製品開発分野（商品化、販路拡大等ネットワーク）	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助率】 対象経費の1/2以内 【補助限度額】 100万円以内	【支援対象】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業者のグループ（2企業以上）	【支援対象】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業者のグループ（2企業以上）

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
						支援手法				基本要件(補助事項、事業要件等)			
群馬県		ものづくり技術振興事業 (チャレンジャーシップ事業)		県内の中小企業の方が実施する生産技術の高度化及び新製品の試作、販路開拓、事業化段階の研究開発等の取り組みに対し、その経費の一部を助成する。	助成・補助	事業化支援	(補助率) 対象経費の1/2以内 【補助限度額】 200万円以内	【対象事業】 自社の基礎技術、蓄積されたノウハウなどを活用し、製造工程の自動化・省力化、製造コストの改善など ・製品開発 ・市場調査、競合等の状況を踏まえて、製品機能の向上、製品の改良など ・事業化段階への取り組み ・生産技術の向上や活用が反映されている計画を実施し、実現性の高い事業化への取り組みなど	【支援対象】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業				
群馬県		1社1技術		「我が社の誇る技術はこれだ!」というものを申請、審査のうえ「1社1技術」を選定。選定された企業には、県のホームページに公開するPR等により、「1社1技術」の認知をバックアップする。また、最近の技術革新のスピードは速く、これに対応するため、過去選定企業に対する「1社1技術」選定技術更新の募集も実施。	その他	事業化支援	—	【支援対象】 県内に事業所を有する中小製造業者(みなし大企業、個人事業主も含む)で、以下に記載する①～③のいずれかに該当する技術を有する企業。 ①特許を有する、または出願中の技術 ②特許を有しないが、特許と同等の技術 ③他社の追随を許さない独自の技術					
群馬県		R&Dサポート事業		新製品開発、分野への進出などに取り組む意欲ある県内中小企業を支援するため、企業活動の各段階(企画、試作)において必要となる研究開発等に要する経費の一部を補助する制度。	助成・補助	事業化支援	①特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する者 設備:3,000万円 運転:1,500万円 ②知的財産権に係る技術を利用し、事業を行う中小企業者・中小企業者 組合 運転:1億円 運転:1億円	【支援対象】 ①特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する者 ②知的財産権に係る技術を利用する中小企業者・中小企業者					
群馬県		ものづくり技術振興事業 (チャレンジャーシップ事業 省エネ枠)		県内の中小企業の方々が行うエネルギー使用の低減に関する製品開発や生産技術の開発への取組みに対し、その経費の一部を助成	助成・補助	事業化支援 研究開発支援	【補助率】 対象経費の2/3以内 【補助限度額】 200万円以内	【募集内容】 原油高対策への対応するため、新たに省エネ特を創設し、募集	【支援対象】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業				
群馬県		専門派遣		経営革新や創業、また新商品開発や新分野進出などの具体的、専門的な課題を持つ中小企業や創業者の元へ専門家を派遣する。	人材派遣・技術支援	事業化支援	—	【負担費用】 経費の1/2は自己負担	—				
群馬県		新技術・新製品開発促進補助金		県内の中小企業が実施する生産技術の高度化及び新製品の試作、販路開拓、事業化段階の研究開発等の取り組みに対し、その経費の一部を助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	(補助率) 2分の1(ただし、人件費については2分の1) 【補助額】 200万円以内	【対象経費】 事業実施に必要な原材料費、設備購入費、印刷製本費など	【補助対象】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業				
群馬県		人材育成支援補助金		中小企業が職員を高度技術研修に派遣する場合の経費の一部を助成する。	人材育成	研究者等育成支援	【補助限度額】 10万円	【補助金の対象とする経費】 研修受講料	【申請条件】 群馬県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業				
群馬県		ぐんまビジネスプラザ		今後成長が見込まれる技術や商品を持つベンチャー企業等のビジネスプラン作成を支援し、ベンチャーキャピタルや金融機関などのビジネスパートナーを交えた発表会・交流会を開催。	その他	事業化支援	—	—	【申請条件】 群馬県内で事業を実施する公益団体、企業団体、学校法人、独立行政法人、地方自治体。				
群馬県		産学官交流支援補助金		産学官の連携や交流を目的とする情報交換会や講演会等を開催するために必要となる経費の一部を助成する。	助成・補助	産学官等交流支援	【補助率】 10万円以内	—	—				
群馬県		技術相談		中小企業の経営の技術改善や生産性向上のための技術開発支援、研究開発、電子計測、燃焼、材料、食品技術など幅広い産業技術に関する相談を無料で実施。	その他	研究開発支援	—	—	—				
群馬県		産学官交流出合いの場		「産学官交流出合いの場」を開催して、「技術開発を促す企業」と「大学等の研究者及び産学官技術センター」とが積極的に連携できる足がかりを提供している。最終的には「連携」から、より協力的な強い「連携」へと発展することを目指し、県内産業活性化に貢献したいと考えている。この「産学官交流出合いの場」は、年一回の開催を予定し、毎回テーマを決めて技術ニーズ、開発事例等の話題提供を行った後、個別の技術交流を行うための技術交流会(懇談会)を実施している。	その他	産学官等交流支援	—	—	—				
群馬県	高崎市	特許出願奨励金		新たな製品や技術の開発による企業の競争力強化を図るため、当該製品や技術に関わる特許出願または審査請求をした中小企業者に対して、補助金を交付する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 特許出願及び出願審査請求にかか る必要経費の1/2以内 【補助限度額】 10万円	—	—				

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	知財専門家派遣事業	特許などの知財的財産を戦略的に活用するため、弁理士・技術士などの専門家を派遣し、知財に活用する課題解決を支援する(有料)。 ■特許戦略 ①現在保有している技術や知財の有効な活用方法の検討 ②保有する知財の棚卸しと強化指針の策定 ③海外知財戦略指針の策定 ■技術戦略 ・他社技術の動向を調べた上で、自社製品開発や技術導入等の戦略を策定 ■人材育成・知財管理 ・知財マネージメント体制や社内発明規程の整備・専門人材の育成	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	—	【支援回数】 1社あたり6回を基本とする(最大10回)(訪問:1回3時間以上、訪問:1回5時間以上) 【費用負担】 企業の負担:15,000円/回	—	【応募対象】 次のすべてに該当する中小企業者を対象とする。 1. 以下のアからオのいずれかに該当する者。 ア. 経営革新計画又は異分野連携事業分野開拓計画を具内で実施しようとする者 イ. 知的財産権に係る技術者を利用して事業を行う者 ウ. 県が定める「影の工場」に指定されている者のうち、新たに社会貢献活動計画を策定し、県の承認を受けたもの エ. 先端工場の新築又は改築をしようとする製造業者 オ. その他研究開発、ISOの取得、福利厚生施設の新設・改修等について計画を定め企業価値の向上に取り組む者 2. 信用保証対象業種を営んでいる。 3. 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。 4. 県外から移転し、申込日において県内だけに事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き継ぎ1年以上行っていること。ただし、上記1アについては、申込の日以前1年以上引き続き同一業種を営んでいること。 5. 必要な許認可等を取得している。など				
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	産業創造資金(事業革新期間)	経営革新等に積極的に取り組む企業を対象とした融資制度	融資・貸付	企業育成支援	【設備資金】 融資限度額:1億円 融資利率:年1.6%以内 【運転資金】 融資限度額:1億円 融資利率:年1.6%以内	—	【応募対象】 次の条件全てを満たす県内企業を対象 (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業、または中小企業グループ (2)特許発明済み、または実用新案技術評価書で評価6を取得済みのもの 得済みのもの					
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	彩の国産業技術大賞	県内中小企業の技術・製品開発意欲の向上と県内経済の活性化を目的に、革新的な技術・製品開発に取り組む中小企業者を表彰する「彩の国産業技術大賞」を実施している。	その他	企業育成支援	1. 企業またはグループ 副賞 100万円 2. 企業またはグループ 副賞 10万円	—	【応募対象】 次の条件全てを満たす県内企業を対象 (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業、または中小企業グループ (2)特許発明済み、または実用新案技術評価書で評価6を取得済みのもの					
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	地域中小企業知財戦略コンサルティング事業(国庫補助)	知的財産専門家を一定期間集中的に派遣し、中小企業者の知的財産活用のための戦略策定等を支援することにより、中小企業者の知的財産の戦略的活用等を促進する。	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	—	—						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	経営相談	経営、技術、省エネ・コストダウンなど様々な課題に民間企業出身の専門家(サブマネージャー)や公社登録支援専門家がアドバイスする。	その他	企業育成支援	—	—						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	小規模企業支援	小規模企業者の「課題・困りごと」に対し、公社登録支援専門家が対面して相談に応じ、解決に向け支援する。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	—						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	専門家派遣	中小企業が抱えるさまざまな問題・課題解決を支援の立場に立ち、解決するため、経営、技術等の1名の公社登録支援専門家のうちからアからエまで1名に絞って専門家を派遣する。企業・支援専門家、公社が一体となって、問題・課題の解決に取り組む。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	—						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	後継者・若手経営者交流クラブ	中小企業の後継者、若手経営者を対象とした交流クラブ「フオース21.1」の運営を行っている。 ・全体定例会(年4回) ・各種テーマに対する勉強会、研究会、体験活動 ・各団体・企業等の情報・意見交換 ・会員間の相互交流等	人材育成	企業育成支援	—	【参加資格】 ・県内中小企業の経営後継者および若手経営者であつて、概ね50歳未満の方 ・公社委員(年会費12,600円・税込)として入会されている方						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	産学連携相談	産学コーディネーター及びセンター職員が、中小企業の製品・新技術開発に関する技術的課題の解決等のための産学連携に関する相談に応じる。	その他	産学官等交流支援	—	—						
埼玉県	財団法人埼玉県中小企業振興公社	産学交流の促進	「産学連携セミナー」産学連携フェア」の開催、「パネル展示コーナー」の設置などにより、産学連携を推進するためのきつかけづくりを行う。	その他	産学官等交流支援	—	—						

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
埼玉県 財団法人埼玉県中小企業振興公社	マッチング支援	産学ニューディネータが「企業の技術ニーズ」と「大学の研究機関等のシーズ」とのマッチングに向けて支援する。	その他	産学官等交流支援	-	-	-
埼玉県 財団法人埼玉県中小企業振興公社	競争的資金獲得支援	国等の競争的資金を獲得するためのノウハウをアドバイスする。また、提供された研究開発事業については管理法人としての業務を行う。	人材育成	研究開発支援 事業化支援	-	-	-
埼玉県 財団法人埼玉県中小企業振興公社	情報提供(シーズ集)	大学・研究機関等の紹介やシーズ情報を提供している。科学・技術振興機構の技術情報検索システムのある産学連携に関する情報提供を行っている。	情報提供	知的財産戦略的活用支援	-	-	-
埼玉県 専加市	産業財産権取得支援部門補助金	専加市では、製品・技術開発力を高め、特許等の産業財産権が企業の強みとなるよう、特許・実用新案、意匠、商標の出願にかかる必要経費の一部を補助する。(平成21年新設)	助成・補助	知的財産権利化支援	【交付対象事業】 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願事業(いずれか1回限り) 【補助率】 対象経費の3分の2以内 30万円	【交付対象者】 市内に事業所を有し、引続き1年以上事業を営み、原則として事業による市場を完結している中小企業基本法第2条に定める中小企業者が対象。また、業種は製造業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業とする。	
千葉県 千葉県知的所有権センター	知財戦略総合支援事業	千葉県では、知的財産立国に向けて推進された「千葉県知的財産戦略」における重点的な取り組みとして「中小企業への知的財産の支援」については、今後求めらるる知的財産を機軸とする経営へのシフトや戦略的な取り組みを強化するため、知的財産の支援体制の強化を行っている。そのため、知的財産の支援体制の強化を図り、知的財産に関する総合的支援センターの機能強化を図り、「知的財産」に関して連携し、県内の中小ベンチャー企業のための「知的財産部」となるべく、知的財産の創造、保護、活用に関する課題解決を支援している。 【事業内容】 ・知財に関する窓口相談 ・来訪者、電話等の問合せに対して、相談サービス対応をしている。 ・戦略的特許活用のための講習会の開催 ・知的財産の戦略的活用等に向けた講習会・説明会を開催することにより、中小企業等の知的財産権制度等に関する普及啓発を促進する。	助成・補助 その他	知的財産育成支援	-	【支援対象者】 (1)中小企業業者等であって、(旧)中小企業創造活動促進法に基づき認定を受けた計画事業を行ったための資金を必要とするもの。 (2)中小企業業者等であって、中小企業新事業活動促進法に基づき承認を受けた計画事業を行ったための資金を必要とするもの。 (3)中小企業業者等であって、自らの情報化の促進を行うための資金を必要としているもの(当該業務の委託を受けた中小企業業者を含む)。 (4)中小企業業者等であって、事業転換又は事業の多角化を行うための資金を必要とするもの。 (5)中小企業業者等であって、知的財産権を有し、知的財産を活かした事業を実施しようとするもの。	
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	ちば農商工連携事業支援基金	【アンドの位置付け(租)】 地域経済の基盤を支える中小企業及び農林漁業者のそれらが有するノウハウを活かした連携による活性化を図り、地域経済の活性化につながるような好循環の実現を目指す。 【助成対象事業】 (1)新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成 (2)研究開発助成 (3)農商工連携事業展開サポート事業	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率及び限度額】 (1)1/2以内、500万円 (2)2/3以内、1,000万円(総額) (3)10/10、500万円	【助成対象事業】 (1)新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成(農産物・加工品等)の活用した新商品・新役務・特産品等の開発及び販路開拓への助成 (2)研究開発助成(大学、試験研究機関等の支援を受けて行う試験・研究開発事業への助成) (3)農商工連携事業展開サポート事業(県内の中小企業業者等と農林漁業者による連携を支援する事業を行う者が連携対象に実施する専門家派遣、販路開拓等に要する経費への助成)	【助成対象者】 ・県内中小企業業者等と農林漁業者による連携体
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	外国出願支援事業	県内中小企業の国際競争力の向上及び経営基盤の強化を図るため、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする中小企業業者の外国出願を支援するため、出願に要する費用の一部を助成する	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成率及び限度額】 助成率:1/2以内 助成限度額:150万円	【交付対象事業】 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願事業(いずれか1回限り) 【補助率】 対象経費の3分の2以内 30万円	【助成対象者】 ・県内中小企業業者等と農林漁業者による連携体 ・外国に出願料、弁理士費用、翻訳料 【助成対象外経費】 ・国内出願料、PC出願に要する経費(国際出願手数料、国際明細書料、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等) ・上記に要する弁理士費用

支援機関		施策名		事業概要		方子り分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
支援機関		施策名		事業概要		方子り分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	中小企業元気づくり基金事業(ベンチャー創業支援事業)	豊富な経験や有する企業、退職者等の高年齢者や女性、学生、創業者等が持つ先進的なアイデア、研究開発及びビジネス創造を支援するため、ベンチャー創業支援事業の事業者を助成する。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成率】 助成対象経費の2/2・3以内 【助成額】 交付上限額100万円	【助成対象事業】 ・新商品・新技術・特産品等開発助成 ・商品・新技術・特産品等開発助成 ・ビジネスモデル構築・事業化助成 ・市場開拓助成 ・高度研究開発助成 ○助成対象者へのハンズオン支援等 (下限20万円) (上限100万円) ○助成対象者へのハンズオン支援等: 2/3以内、事業計画に定める額を上限とする	【助成金の交付の条件】 助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成対象事業者に対して次に掲げる条件を付すことができる。 (1)助成対象事業を行うために継続する契約に関する事項、その他助成対象事業に要する経費の使用方法に関する事項、その他助成対象事業の完了により、当該助成対象事業者に相当の利益が生じた場合は第22条に定める事業化報告書により報告し、その交付した助成金の全部又は一部をセンターに納付すべきこと。	【助成対象者】 ・千葉県内に創業者(法人又は個人)のうち、創業1年未満であれば対象となる。 ※申請者(連携予定者を含む。)が、他の補助金・助成金を受けている場合、申請は申請できない。					
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	ちば中小企業元気づくり基金による助成事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構、千葉県、地域金融機関からの拠出により造成した「ちば中小企業元気づくり基金」を財団法人千葉県産業振興センターが運用し、その運用益により実施する助成事業。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率と限度額】 ・新商品・新技術・特産品等開発助成: 1/2以内、300万円 ・商品・新技術・特産品等開発助成: 1/2以内、300万円 ・市場開拓助成: 500万円 (下限20万円) (上限100万円) ○助成対象者へのハンズオン支援等: 10/10、知事が承認した基金事業計画に定める額を上限とする	【公募対象事業】 ○ちば中小企業元気づくり助成事業 ・新商品・新技術・特産品等開発助成 ・商品・新技術・特産品等開発助成 ・ビジネスモデル構築・事業化助成 ・市場開拓助成 ・高度研究開発助成 ○助成対象者へのハンズオン支援等	【助成対象者】 ・新商品・新技術・特産品等開発助成、中小企業者、連携体、組合 ・ビジネスモデル構築、事業化助成、中小企業者、連携体、組合 ・市場開拓助成: ちば中小企業元気づくり助成の交付を受けて新商品・新技術・特産品等を開発した中小企業者、連携体、組合 ・高度研究開発助成: 公的研究機関や大学と共同で高度な研究を行う中小企業者、連携体、組合						
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	事業可能性の評価	中小企業や創業を意図されている方で、具体的に事業計画を持っていく際の意向にむけて、専門的知識を有する委員が、事業性・発展性や事業の可能性について無料で評価を行う。評価を受けた後は、課題解決のための技術・経営面の支援等継続的にサポートする。	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	-	【対象者】 新たな事業計画のある以下いずれかの方が対象。 (1)創業もしくは新分野進出を行うとすると中小企業者 または個人 (2)経営革新計画の承認申請及びブラッシュアップを目指す中小企業者等						
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	地域力連携拠点事業	小規模企業等の経営戦略と結びついたITの活用や経営革新の促進、意欲ある創業予定者あるいは創業済みない企業を支援するため、セミナーの開催、専門家による「窓口相談」や必要に応じて専門家を派遣し、小規模企業等が抱える課題への助言や支援を継続的に行う。	人材育成	企業育成支援	-	【その他留意点】 ○専門家の選定 原則として、当センター登録の専門家の中から選ぶことにならざるが、特に希望がない場合は、企業等の要望を踏まえ、センターにて紹介する。 ・企業等の希望による登録されていない専門家の派遣や、掲載の専門家の発断断言を得ることについても対応可能である。ただし、診断助言内容・日程などの関係により希望に沿えない場合もある。 ○負担金は、全額前払いで、当センターへ納付する。 (1)ISOシリーズ等の各種認証取得に係る専門家謝金 企業負担金 23,625円(47,250円/日)の1/2) (2)その他の専門家謝金 15,750円(47,250円/日)の1/3) (3)専門家の旅費は、ISOシリーズ等(実費の1/2) その他の派遣(実費の1/3)	【専門家派遣対象企業の要件】 ○経営の向上を目的とする中小企業者等であつて、次のいずれかにか該当する企業 (1)新事業展開の事業化に取り組んでいる企業 (2)株式公開・上場等を目標						
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	産学官の連携・交流	産学官連携グループでは、県内の産学官連携と連携しながら、企業の成長段階に応じて継続的に支援するため、各種交流事業、研究会推進事業などを行っている。	その他	産学官等交流支援	-	-	-						
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	各種研究会推進事業	千葉県(財)千葉県産業振興センターでは、利用者の視点に立つた、産学官による産学官の振興を図るため、5つの産学分野(福祉医療機器、基礎技術、環境、食品、IT)に関連した下記の各種研究会を企画及び運営を行っている。 これらの産学分野は成長力のある市場を有しており、千葉県産学官連携を促すための核となる分野である。各研究会には、県内企業、大学等研究機関が参加し、産学連携による共同研究・開発を目標として、情報提供や意見交換を行う場として活動している。 【設置されている研究会】 ・福祉・医療機器研究会 ・環境新技術開発研究会 ・高機能性食品開発研究会 ・先端情報技術活用研究会 ・基礎情報技術産業活性化研究会 ・ナノサーフェス技術研究会	その他	産学官等交流支援	-	-							
千葉県 財団法人千葉県産業振興センター	技術・市場交流プラザ	技術・市場交流プラザでは、県内の異なる分野の中小企業(製造業、流通業、サービス業)が、お互いの持つ技術や市場の問題に同じ、経験や意見を交換するための場である。各グループごとに自主的な運営がされており、お互い交流を求め、経営資源の融合による新分野の開拓を目指している。	その他	産学官等交流支援	-	-	-						

千葉県	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件(基本要件(補助事項、事業要件等))	応募申請者の要件
千葉県	財団法人千葉県産業振興センター	知財戦略コンサルティング事業	千葉県産業振興センターでは中小企業に対し、知的財産や技術動向の調査・分析等を行う知財戦略専門家等を一定期間集中的に派遣することにより、蓄積が保たれている知財戦略の活用のための戦略策定等を支援する。 ○特許分析等の支援 ○特許マップ作成、サイテーション分析、特許流通支援チャート等の活用支援、知財教育 ○特許戦略策定の支援 ○研究開発戦略策定、知的財産戦略策定の支援 ○事業化に向けた特許評価等の支援 ○ビジネスプラン作成支援、特許等の評価に基づいた資金調達等の支援	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	【費用】 知的財産等の派遣に要する費用は、国・県が一部を負担し、派遣先企業には専門家1人につき1日あたり、250円(消費税込み)を負担していただく。 【その他留意点】 ○知的財産専門家の選定 ○原則、当センターに登録している「知的財産専門家等名簿」の中から選定していただく。 ○また、登録されていない知的財産専門家を派遣する場合は、登録の手続きを盛らしていただく。 ○報告書の提出 ○知的財産専門家の支援が終了後、「知的財産専門家等」派遣による選定した知財戦略コンサルタント等の内容及び今後の対応策に関する報告書を提出していただく。 ○定期開催後のフォローアップ ○支援が終了した後、定期開催後に事業効果把握のためヒヤリング等を依頼することがある。また、支援効果が確認できた案件については、企業への理解を促すため、個別機関を通じて中小企業者等に情報提供を行う場合もある。 ○知的財産専門家の登録 ○知的財産業務に精通した専門家の登録申請を受け付ける。	○千葉県内に主たる事業所を有し、次の要件を満たす中小企業者等が対象となる。 (1) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上、定着を目指す意欲のある企業 (2) 策定された知的財産戦略を実行することにより、支障の効果が早急められる企業 (3) 独自の技術基盤を持ち合わせている企業	
千葉県	千葉県産業支援技術研究所	研究開発	県内企業の方々の技術の向上のため、各分野における研究開発を行い、その成果の技術移転、普及に努めている。また、県内企業、大学、他研究機関からのニーズに応じて、共同研究もしている。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	—	—	—
千葉県	千葉県産業支援技術研究所	技術相談・支援	中小企業者における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っている。また、問題解決を効果的に進めたい企業に直接会い、技術改善の手伝いを行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	—	—
千葉県	財団法人千葉市産業振興財団	特許取得支援事業	千葉市内企業の新事業創出を目的に、市内の中小企業者または創業者の方が、自己の持つ技術について特許権を取得する際、弁理士に依頼する出願手続を費用の一部を、財団が負担する特許取得支援事業を行う。	助成・補助	知的財産権利化支援	【限度額】 21万円(意匠は10万5千円)	【利用条件】 当事業申込時に、すでに特許庁へ出願している権利は、支援の対象外	【対象者】 新事業創出促進法に規定する市内の中小企業者の方 または創業者の方
千葉県	財団法人千葉市産業振興財団	産学共同研究促進事業	千葉市内の中小企業者・創業者の方と大学等の試験研究機関が、新技術・新製品の開発などを共同で実施する場合に、研究に必要な費用を財団が支援し、早期の事業化を目指す。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【交付金額】 原則として300万円以内	—	【支援対象】 市内の中小企業者または創業者
千葉県	船橋市	産業財産権取得・登録事業補助金	産業財産権(特許権・実用新案権)の取得・登録を行うに船橋市内中小企業に対し、取得経費の一部を助成している。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助額】 補助対象経費の1/3または10万円 のいずれか少ない額。	—	【支援対象】 ① 市内に主たる事業所がある中小企業者 ② 市税を課税していないこと ③ 他の公的助成を受けていないこと
東京都		重点戦略プロジェクト支援事業	都内の中小企業等が中心となって行う新産業の創出等につながる新製品・新技術の開発・事業化プロジェクトに、大規模な助成金を交付するとともに、各種支援策を活用して研究開発から事業化まで継続的・一貫して支援する「東京都重点戦略プロジェクト支援事業」を実施	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成限度額】 500万円/年度(3年度以内で総額1億円以内) 【助成率】 1/2以内	【支援対象プロシエクト】 次のすべての要件を満たすもの ・都内に主たる事業所及び研究開発実施場所を持ち、原則創業3年以上の中小企業者 ・都が定める「創進的都市型産業」のうち、社会的課題対応型産業(環境・健康・医療・福祉・危機管理)・都市機能活用型産業(情報家電、マイクロナン、航空機)のいずれかに関する新産業の創出や産業規模の大幅拡大につながるもの 【その他留意点】 (1) 次のいずれかの要件を満たしていること ア、都内に主たる事業所及び研究開発実施場所を持ち、原則創業3年以上の中小企業者 イ、前記アに定める中小企業者を主たる構成員とし、原則設立3年以上経過した事業協同組合等 ウ、前記アに定める中小企業者を主たる構成員とする中小企業グループ (2) 法人の場合は東京都に登記があること (3) 都税事務所発行(事業所が所在する自治体発行)の事業税の納税証明書が入手できること (4) 事業税等を滞納していないこと (5) 都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと (6) 同一テーマ・内容で都道府県・公社・区・区市町村等から助成を受けていないこと など	【支援対象】 都内に主たる事業所及び研究開発場所を持つ創業3年以上の中小企業者等

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都	産業力強化融資(チャレンジ)	法律に基づく認定・承認を受けた事業及び新たな事業へのチャレンジ等に必要資金の融資を行う。	融資・貸付	事業化支援	【総額】1億円(組合は2億円)	【支援対象】 中小企業者又は組合で、次の条件を全て満たすことが必要。 1. 都内に事業所(住居)があり、保証協会の保証対象となる業種を営んでいること。(ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。) 2. 法人親(個人については所轄税)又は事業税を納付していること。(ただし、申告をしていて、課税額がない場合は融資対象となる。) 3. 許可・認可・登録、届出等が必要な業種にあっては、当該許可等を支拂っていること。 ※創業を計画している方にも利用いただける制度は、創業融資である。 ※営業実績が1年未満の方は、創業融資等を利用することができない。	【支援対象】 都内に住所又は主たる事業所がある中小企業
東京都	東京都知的財産総合センター	中小企業が弁理士への発注案件に関する基本的な情報を登録し、知財センターが匿名案件としてその情報を一部を登録弁理士に提供することにより、受託を希望した登録弁理士の中から中小企業が適任と考える弁理士を選定することができるシステム。	人材派遣・技術支援	知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援	-	【登録弁理士について】 本システムに登録しているのは、以下の条件を満たしている弁理士である。 1. 日本弁理士会の新弁理士リスト検索システム「弁理士ナビ」の「中小ベンチャー企業」に「対応可能な弁理士」に登録していること。 2. 弁理士としての事務経験が3年以上あること。 3. 弁理士として中小企業の出願業務取扱の経験が9件以上あること。 4. 弁理士マッチング支援システムの利用規約に同意していること。 5. 過去5年間に日本弁理士会会長又は経済産業大臣より処分を受けたことがないこと。 ※日本弁理士会が運営する「弁理士ナビ」は、弁理士検索システムである。	-
東京都	東京都知的財産総合センター	知的財産(特許・意匠・商標・著作権等)に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の抱える問題点を整理し、実践的・総合的アドバイスする。必要があれば、弁理士・弁理士が相談に加わり、専門的なアドバイスをを行う。	その他	知的財産戦略的活用支援	-	-	-
東京都	東京都知的財産総合センター	中小企業が、知的財産を自社の発展に結びつけるため、東京都知的財産総合センター担当者が発案に訪問し「face to face」で企業とともに計画を立てながら、知財担当者の人材育成や社内体制の整備等に際する実践的支援を行う。	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	-	-	-
東京都	東京都知的財産総合センター	中小企業の発案者向けに「知的財産」に関するマニュアルを、毎年、作成している。これまでに「知的財産」にあまり馴染みのなかった方にも気軽に読んでいただけられるように、なるべく分かりやすい用語を使い、事例も加えて説明している。	情報提供	知的財産人材育成支援	-	-	-
東京都	財団法人東京都中小企業振興公社	地域資源活用イノベーション創出助成事業	助成・補助	事業化支援	【助成率】 対象経費の1/2以内 【総額】 800万円	【制度内容】 (1) 都市課題解決型ビジネス (2) 地域福祉、安全・安心、都市機能の刷新等、大都市に顕著に現れる諸課題に対応する新事業展開等に係る取り組み (3) 高齢者の生きがい、子ども、青少年の健全育成に資する新たな食・スポーツ、教育、芸術など、人口構造、ライフスタイルの変化による新たなニーズに対応する取り組み (4) その他、都民ニーズに対応した新たなビジネスモデルを構築し、商品・サービスを提供する取り組み (5) 地域資源活用型ビジネス (6) 地域資源の活用(産地の技術、農林水産、観光・文化資源)を活用する取り組み ・東京の巨大かつ洗練されたマーケットを活用する取組み(超ニッチ市場に対応するサービス等)他地域においてビジネスとして成り立たないが、東京では巨大な市場ゆえ成り立ちうる分野等) ・その他、東京が持つ強み(優秀な人材の集積、豊かな国際性、巨大な資本市場など)を活用する取組み	【申請要件】 以下のいずれかに該当する方 (1) 東京都内での創業を具体的に計画している方 (2) 個人事業者 (3) 中小企業 (4) 組合等 (5) 財団法人、社団法人、特定非営利活動法人 (6) 複数の企業等で構成される中小企業グループ (7) その他、地域活性化に資する取組を行うと認められる団体 ※法人、個人以外の申請は認めない。

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	革新的技術の事業化支援 事業～革新的技術を持つ試作品・製品の検証実験費用などを助成～	革新的技術の事業化に取り組む中小企業を支援するため、革新的技術事業化計画を認定し、実証データ取得や製品改良に必要な経費の一部を助成する。あわせて支援案件ごとに経営・技術・販路開拓といった各分野の専門家によるチームを編成し、事業化に向けて集中的かつ継続的な支援を行う。	助成・補助	事業化支援	【助成限度額】 1,000万円 【助成率】 1/2以内	【支援対象】 革新的技術を有するが、実証データ等の不足あるいは製品改良の必要性等の要因から事業化が停滞している中小企業が策定する、革新的技術の事業化計画	【支援対象】 次のすべての要件を満たしている中小企業者 (1)都内に主たる事業所または工場を持ち事業を営んでいる中小企業者 (2)東京都に登記があること (3)都税事務所発行の事業税の納税証明書が入り済ること (4)事業税等を滞納していないこと (5)直近2期分の確定申告書の写し(税務署提出済みのもの)を提出できること (6)東京都及び公社に対する資料使用料等の債務の支払いが滞っていないこと (7)申請日において、同一内容で国・都道府県・区市町村・公社等から助成を受けていないこと、かつ申請していないこと (8)過去に国・都道府県・区市町村・公社等から助成を受け、「企業化等状況報告書」や「実証結果状況報告書」等を未提出でないこと。また、不正等の事故を起こしていないこと (9)公社事業可能性評価事業の事業可能性評価委員会において、「事業の可能性あり」以上の評価を得ていること
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	革新的技術産業グループ支援 事業	都内での革新的技術の集積を活かして、受注体制の確立や、技術力の強化などに共同で取り組む中小企業グループに対して、重点的に支援し、グループの受注機会の拡大や収益力の向上を通して、地味もののづくりの活性化と基盤技術の強化を図る。以下の取り組みに対して、助成する。 【支援対象事業】 グループが共同で行う受注体制強化・技術力強化を図る新たな取組	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 1/2以内 【助成限度額】 5,000万円(3年間)	—	【応募資格】 ・3社以上の中小企業で構成され、共通の目的のもとに活動している企業グループ ・都内に主たる事業所を有する中小企業が8分の1以上を占めていること ・基盤技術産業に属する中小企業が2分の1以上を占めていること
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	知的財産に関する助成金	以下について外国特許出願費用助成事業を行う。 1 外国特許出願費用助成事業 2 外国意匠出願費用助成事業 3 外国商標出願費用助成事業 4 外国意匠調査費用助成事業 5 特許調査費用助成事業	助成・補助	知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援	【助成率及び助成額】 1. 1/2以内、300万円 2. 1/2以内、30万円 3. 1/2以内、30万円 4. 1/2以内、200万円 5. 1/2以内、100万円	【支援対象】 1 外国特許出願費用助成事業 優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国特許出願に要する費用の一部を助成 2 外国意匠出願費用助成事業 優れた商品に創造性または芸術性のある意匠を有し、かつそれを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国意匠出願に要する費用の一部を助成 3 外国商標出願費用助成事業 優れた商品やサービスに識別力のある商標を有し、かつそれを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国商標出願に要する費用の一部を助成 4 外国意匠調査費用助成事業 外国における自社製品の模倣品・権利侵害について、事実確認調査、侵害品の鑑定、侵害先への警告等の対策や、外国で製造された模倣品の国内への輸入を阻止するための対策を行う中小企業に対し、それらに要する費用の一部を助成 5 特許調査費用助成事業(開発戦略策定支援助成事業) 明確な事業戦略を持つ中小企業が、他社特許調査を民間会社に依頼した場合、その要する費用の一部を助成	【支援対象】 東京都内に主たる事業所を持つ中小企業者、または中小企業を主たる役員とする団体等
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	専門家派遣	中小企業の経営課題について、公社ならではの幅広い専門分野より登録された専門家の中から、経営課題を解決できる専門家を紹介し、派遣することで解決を図る。公社には現在、約300人の豊富な実務経験を持つ専門家が登録されている。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	—	【対象企業】 ・東京都内に主たる事業所をおく中小企業者等 ・東京都内で創業をおこなうとする者
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	経営・実務研修(階層別・実務・ISO採用)	様々な研修を企画・実施し、中小企業の経営力向上や人材育成をサポートしている。	人材育成	企業育成支援	—	—	【対象者】都内中小企業の経営者や従業員の方
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	オーダーメイド研修	企業からの様々な要望に応じた研修を企画・提供する「オーダーメイド研修」メニューを実施。企業の経営資源である「人材」をより効果的に育成し、経営の改善・活性化に向けた支援をする。	人材育成	企業育成支援	—	—	—
東京都 財団法人東京中小企業振興公社	人材育成計画作成支援事業	企業にとっての貴重な財産ともいえる「人材」を効果的に育成し、技術・技能の継承や組織活性化へつなげるための支援を行う。人材育成や能力開発の分野で豊富な経験、ノウハウを有する専門家(人材ナビゲーター)が、企業の現場を直接訪問し、オーダーメイド型の人材育成計画の作成を無料でサポートする。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	—	【支援対象】 都内に本社または事業所がある中小企業者

東京都	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	事業可能性評価事業	当事業は、新たな事業プランを計画している方に対し、各分野の専門家が、事業化の可能性について評価やアドバイスをを行う。この評価で、成長性・将来性が高いと認められた事業プランには、公社が継続的な支援を行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	【評価企業の特典】 【審査内容】 高い評価を受けた事業プランに対して、公社が必要に応じて支援を行う。 ・マネージャー等（経営などの専門家）が事業化に向けたアドバイスをする。 ・社の制度融資「チャレンジ」の申請資格が得られる。 ・公社の助成金や、国などの助成金の申込支援も行う。 ・融資について、公社の連携先金融機関を紹介する。 ・ニューマーケット開拓支援事業に推薦し、取引先の紹介を行う。 ・公社の広報などを活用し、広くPRする。 ・事業プランの推奨を受ける資格が得られる。(プランの内容によっては、推奨を受けられない場合もある。) ※推奨を受けた事業における製品の品質、機能及び安全性についての担保責任、その他一切の責任は事業プラン申請者が負う。	【対象者】 東京都内において新たな事業プランを持つ下記のいずれかの方を対象とする。 (1) 新たな事業展開を目指す中小企業 (2) 創業を目指す個人 (3) 創業後3年未満の中小企業
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	ニューマーケット開拓支援事業	ビジネスナビゲーターが中小企業の優秀な製品・高度な技術力を商社・メーカー等に積極的に紹介することにより、新しい販路の開拓を支援する。また、「売れる製品・技術」にするためのアドバイスも行う。	情報提供	事業化支援	-	【対象技術】 高い製品開発力・技術力の評価を得ている都内中小企業の開発製品、技術が支援対象となる。 ・東京郡と公社が技術支援等を行った高い技術力を有する製品・技術 ・推薦機関が高い技術力を有すると評価し推薦する製品・技術 ・本事業の審査会で承認を受けた都内中小企業が開発された製品・技術	【支援対象】 東京都内に本社もしくは支店（登記がされていること）がある中小企業であること
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	産産連携支援事業	産産連携は、中小企業と大手メーカー・研究機関のマッチングである。双方の強みを融合して新製品・新技術の開発を目指す。	人材育成 その他	研究開発支援 事業化支援 企業育成支援	-	【支援内容】 (1) 普及啓発セミナー 大手メーカーや研究機関との連携に必要な知見（知的財産、営業力について等）を講義する。 (2) コラボレーション交流会 大手メーカーや研究機関との連携の場を提供。自社が保有する独自技術や製品の優位性を事前に大手メーカーにPRし、大手メーカーの欲するニーズと合致した中小企業が当日の交流会に参加して、個別面談を行う。 (3) コラボレーション研究会 (4) コラボレーション交流会でのマッチングを踏まえ、より具体的な技術的課題を解決するため、大手・中小企業の担当者同士による個別面談の場を提供する。 (5) コーディネーターによるフォローアップ (6) コラボレーション交流会やコラボレーション研究会の参加企業に対して、効果的に連携を進めるためのアドバイスを行う。	-
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	産産連携支援	産産連携は、中小企業が大学の知を活用し自社の抱える技術的課題の解決等を通じて連携を求め、大学との共同研究や共同開発を目指す。「産学連携プラザ」で「産学コラボレーション」を隔年で実施している。	情報提供 その他	研究開発支援	-	【支援内容】 (1) 産学連携プラザ 多くの企業が複数の大学の大学と知り合い、将来的に連携ができるよう、数多くの大学の大学のハベルセッションや展示ブースを設けての相談を行う。 (2) 産学コラボレーション 産業界で今後脚光を浴びる可能性を秘めたテーマをもとに、大学側からプレゼンテーションを行い、その場で技術相談を実施する。 (3) コーディネーターによるフォローアップ 専属のコーディネーターが「産学連携プラザ」や「産学コラボレーション」に参加した企業を訪問し、技術に関するニーズを聞き取り、連携の円滑な推進の場を提供する。 (4) 産学連携研究会の開催	【対象企業】 新製品・新商品などの開発や企画を進めている都内の中小製造業で、デザイン活用に対して高い意欲を持っていること
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	売れる製品開発道場	現在、ものづくり企業には高付加価値化・新製品開発が求められている。これを売れから製品の形を作り上げていくことが重要である。この「売れる製品開発道場」では、ものづくりの「心」「技」「体」を踏まえて、ものづくり企業のデザインを活かした問題解決能力の向上を図るため、半年間で全16回の講義を行う。講義は「心」「技」「体」の3つから構成されており、「心」は自社・競合他社分析やマーケティングを、「技」はアイデア発想や新製品のコンセプト設定を、「体」では企画書の作成からデザイン、試作品の实物大模型（モックアップ）制作を行う。	人材育成	事業化支援	-	【受講料】 1企業 7万円（1社3名まで受講）	-
東京都	財団法人東京郡中小企業振興公社	地域力連携拠点事業	現在、中小企業を巡る経営課題は、異分野の企業と連携した新たな事業への進出・転機など複雑化の傾向を呈している。こうした競争的かつ複雑化の中、公社では、地域に存在する経営資源をつなぎ合わせる。ビジネスプランのブラッシュアップ等、創造的な企業経営を行う中、企業を応援する経営支援窓口を開設した。窓口では、応援コーポレーターが相談を受ける。	その他	企業育成支援	-	-	-

東京都	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	東京ブリッジヘッド事業	東京都から東京進出への足がかり(ブリッジヘッド)となるフェイスを借り受け、全国の中小企業に提供する「東京ブリッジヘッド事業」を実施する。地方の中小企業の新たなチャレンジを支援するとともに、都内企業とのマッチングを行い、取引促進を図る。	環境整備 企業育成支援	【利用料】 月額00,000円 別に共益費として、月額4,300円	【利用対象者】 東京進出に意欲ある全国の中小企業者で、創造的都市型産業に属する又は当該分野へ進出しようとする者(東京都内に事業拠点を有する方は除く)	
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	起業化支援	創業をめざす方、創業間もない方、これから起業をお考えの方などを対象に起業活動を円滑に進めていただくためのセミナー(資料)や創業相談、現地指導、交流会などを行う総合的な支援事業。	人材育成 企業育成支援	-	-	-
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	創業支援施設(タイム24・東京ファウンダクション)	新事業の創出を図る創業者や創業間もない企業及び第二創業・経営革新を実施している中小企業を対象に、低廉な費用でハード面としての「創業の場」を提供するとともに、経営相談や情報提供等のソフト面での支援を行っている。	環境整備 企業育成支援	-	-	-
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	空き庁舎を利用したベンチャー施設(墨田・神田・八王子)	中小企業の創業を支援し、東京の産業の活性化と雇用の促進を図るため、都の空き庁舎をインキュベーターオフィスとして無料で貸し出すベンチャー施設の提供を実施している。	環境整備 助成・補助	-	-	-
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	新製品・新技術開発助成事業	中小企業等が行う実用化の見込みのある新製品や新技術の開発に要する経費の一部を助成する。	研究開発支援 事業化支援	【助成限度額】 1,500万円 【助成率】 1/2以内	【申請資格】 東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者、個人事業者、都内での創業予定者等	【申請対象者】 東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者等が公社が指定した事業において採択され、開発・製品化した新製品・新技術の販路開拓を目的とした方
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	市場開拓助成事業	開発した新製品・新技術の販路開拓のため、国内外の見本市への出展及び広告掲載に要する経費の一部を助成	助成・補助	【助成限度額】 300万円 【助成率】 1/2以内	【申請資格】 東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者等が公社が指定した事業において採択され、開発・製品化した新製品・新技術の販路開拓を目的とした方	【申請対象者】 東京都内に主たる事務所を持つ中小企業者(個人事業者及び創業予定者を含む)及び組合 (2)保証機関(新銀行連帯)の保証対象業種を営み、営業に關し必要な認可を有している中小企業者 (3)事業統制その他種別の未申告・滞納のない方 (4)並他機関等にて取引停止処分を受けていない方 (5)中小企業以外の事業者から単独で発行株式総数または出資総額の1/2以上を所有または出資を受けていない方
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	地域応援ナビゲーター事業	中小企業等への支援の要請ノウハウを持つ支援団体が、応援ファンド助成事業の立ち上げから事業化までを継続的に支援する「地域応援ナビゲーター」を各地域に配置(兼任)し、地域に密着した事業サポートを行う。	人材派遣・技術支援	-	-	-
東京都	財団法人東京中小企業振興公社	中小企業設備リース事業	公社が中小企業者の指定販売設備を購入し、リースをすすめる事業	企業育成支援 環境整備	【利用限度額】 ・創業1年以上の方 100万円以上1億円以下(税込) ・創業1年未満の方 100万円以上3,000万円以下(税込)	以下のすべてを満了する方 (1)都内に主たる事務所を持つ中小企業者(個人事業者及び創業予定者を含む)及び組合 (2)保証機関(新銀行連帯)の保証対象業種を営み、営業に關し必要な認可を有している中小企業者 (3)事業統制その他種別の未申告・滞納のない方 (4)並他機関等にて取引停止処分を受けていない方 (5)中小企業以外の事業者から単独で発行株式総数または出資総額の1/2以上を所有または出資を受けていない方	
東京都	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	共同研究テーマ募集	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターでは、都内中小企業や大学等から研究テーマを募集し、相互に経営・研究課題を分担しながら技術開発や製品開発を目的とした共同研究を実施している。	助成・補助	【経費負担】 共同研究費用は相互が負担する。但し、都産研が負担する経費は、各テーマあたり200万円を限度とし、予算範囲内とする。	【共同研究の要件】 (1)新規性、高度性、緊急性に富む研究内容で、製品化・実用化の可能性があること (2)共同研究を実施することによって、より質の高い成果が期待できるものであること	【支援対象】 新製品・新技術の開発、新分野への進出等を企画している以下の方 (1)都内中小企業 (2)大学、国、公設試験研究機関等 (3)その他、都産研が特に認める者
東京都	すみだ中小企業センター	産学官連携マッチング支援事業	墨田区内の中小企業が大学などと共同で新技術・新製品開発を行う際の費用補助等の支援を行っている。この制度は、大学等研究機関との連携による区内産業の活性化を目的としたものであり、応募のあった開発案件に対して新規性などの観点から審査し、対象となるものに補助金を交付する。(産学官連携共同研究促進支援事業)	助成・補助 研究開発支援 事業化支援	【助成額】 産学官連携共同研究促進支援事業・産学官連携共同研究促進支援事業の3分の2の額又は500万円のうち、いずれれか少ない額	【補助対象事業】 産学官連携共同研究促進支援事業 産学官連携共同研究促進支援事業の3分の2の額又は500万円のうち、いずれれか少ない額	【支援対象】 (1)産学官連携共同研究促進支援事業 区内に主たる事業所を有する中小企業又は区内に主たる事業所を有する中小企業を含む団体 (2)マッチングアドバイザー派遣事業 区内に主たる事業所を有する中小企業又は区内に主たる事業所を有する中小企業を含む団体等
東京都	墨田区	産学官連携共同研究促進支援事業	大学等研究機関との連携による区内産業の活性化を目的としたものであり、応募のあった開発案件に対して新規性などの観点から審査し、対象となるものに補助金を交付する。	助成・補助	【助成額】 補助対象経費の2/3の額または50万円のうち、いずれか少ない額	【補助対象事業】 大学等研究機関による技術支援を受けて、事業終了後に当該技術を実施又は製品化することを目指すこと	【支援対象】 区内に主たる事業所を有する中小企業又は区内に主たる事業所を有する中小企業を含む団体
東京都	墨田区	新商品・新技術開発支援事業	新商品の開発を自ら行う区内中小企業を支援するため、開発・コンサルティングと開発経費の支援を行う	助成・補助 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 経費の3分の2 150万円	【助成対象】 次のすべてに当てはまる中小企業等が対象。ただし、過去3年以内に、本事業およびこれに類する事業によって支援を受けた企業等は除く。 ・墨田区内に主たる事業所を有する企業または、構成企業の2分の1以上が同区内に事業所を有するグループで、引き続き3年以上事業を営んでいること ・特別区長(特別区長)が推薦していること ・中小企業基本法(昭和三十八年法律第104号)第2条第1項に規定する中小企業であること	【支援対象】 次のすべてに当てはまる中小企業等が対象。ただし、過去3年以内に、本事業およびこれに類する事業によって支援を受けた企業等は除く。 ・墨田区内に主たる事業所を有する企業または、構成企業の2分の1以上が同区内に事業所を有するグループで、引き続き3年以上事業を営んでいること ・特別区長(特別区長)が推薦していること ・中小企業基本法(昭和三十八年法律第104号)第2条第1項に規定する中小企業であること

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	方針三分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都 江東区	産学連携による共同研究等の補助制度	区内中小企業等が、大学又は高等専門学校と契約を結び、技術開発・製品開発に係る共同(委託)研究を行う場合に、研究経費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の2/3以内 【助成額】 300万円	【助成対象】 ・中小企業が大学または高等専門学校と契約に基づいて行う技術開発や製品開発に係る共同(委託)研究 ・年度中に事業が完了する見込みのあるもの ・申請時に大学等との契約が完了しており、契約金の支払いが済んでいないもの	【支援対象】 1. 区内の中小企業 2. 複数の中小企業(1/2以上が区内事業所)で構成される任意のグループ 3. 区内の中小企業団体(事業協同組合等)
東京都 江東区	新製品・新技術開発支援	区内中小企業の技術開発力の向上を促進するとともに、新たな産業の育成を図るなど、中小企業の振興に資することを目的として、中小企業が先行新製品・新技術に関する研究開発に対し経費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の2/3以内 【助成額】 300万円	【助成対象】 次の条件を満たすもの ア、引き継ぎ1年以上事業を営んでいること イ、各企業において、前年度の法人住民税(個人の場合は特別区民税)を滞納していないこと ウ、他の公的機関が実施する同様の補助事業に申請していないこと	【支援対象】 1. 区内の中小企業(個人事業主も含む) 2. 複数の中小企業(1/2以上が区内事業所)で構成される任意のグループ 3. 区内の中小企業団体(事業協同組合等)
東京都 江東区	知的財産権(特許権)取得支援	区内の中小企業が、「特許権」を取得する場合の費用の一部を区分補助する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成率】 補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限。	—	【支援対象】 区内に本社及び主たる事業所を有し、引き継ぎ1年以上事業を営んでいて、原則として特許先行技術調査が終了している中小企業。
東京都 台東区	新製品・新技術開発支援事業	台東区内の製造・製造卸売業の中小企業が、今まで世間一般にないような先駆的な新しい製品や技術を開発する場合に、その活動に必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の2/3以内 【助成限度額】 200万円	【助成対象】 ・助成対象となった企業は、広報、ホームページ等で企業名、所在地、事業内容等を公開する。また、要年度から3年間(年1回)事業の進捗状況報告書を提出する。 ・開発する製品が食品(口に入れるもの)の場合は対象とならない。 ・効果や効き目等個人差が考えられる製品や技術の開発については、申請の対象とされない場合がある。	【支援対象】 台東区内の製造・製造卸売業の中小企業
東京都 台東区	産学共同研究支援事業	台東区内の製造・製造卸売業の中小企業が、大学や学術研究機関と共同研究や共同開発を行う場合に、その活動に必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の2/3以内 【限度額】 200万円	—	【支援対象】 台東区内の製造・製造卸売業の中小企業 【申請要件】 (1)台東区内に本店所在地(法人)、住所(個人事業者)があり、かつ区内に営業の本拠を有する製造・製造卸売業の中小企業で、学校(公立または学校法人)である大学、高校・専門学校または研究機関(公的研究機関)と共同で製品開発や共同研究を行う企業または個人とする。 (2)研究開発における中核を担う企業または個人であること。 (3)担当教授等、相手先の関係者が申請企業の役員を兼務していないこと。 (4)大学、研究機関は、組織(法人または公的機関)との契約に限る。申請企業と大学教授個人との個人的な契約は対象外となる。 (5)共同研究開発について区へ助成金を申請することに對する同意書(押印のあるもの)を、相手先の大学・研究機関等から受領してあること。
東京都 台東区	知的財産権取得支援事業	台東区内の中小企業が、知的財産権を申請・取得しようとする場合に、その活動に必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【限度額】 10万円	【対象となる知的財産権】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権	【支援対象】 台東区内に本店所在地(法人)、事業所(個人事業者)があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業
東京都 荒川区	新製品・新技術開発支援事業	新製品・新技術の開発を支援する。補助対象は下記の条件を満たす、新製品又は新技術の開発・研究に必要な経費。 ○新規性・従来ない製品・技術等 ○優秀性・従来製品・技術と比較して著しく上回る、これまでにない画期的な性能・機能を持つ製品・技術 ○市場性・販売が見込まれ、市場での競争性が高い製品・技術 ○妥当性・経営状況や資金計画が適正であること	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2 【補助額】 上限200万円	—	【対象企業】 ・中小企業法第2条に定める製造業者で荒川区に本社を有すること。
東京都 板橋区	板橋区知的財産権取得費用補助金	区内中小企業の知的財産の保護・活用を促進する目的で、「特許権・実用新案権・商標権・意匠権」を取得するための費用を補助する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成率】 補助対象経費の2分の1以内かつ上限20万円	—	【支援対象】 下記の要件を満たす、板橋区に本社を有する中小企業者。また、個人事業者の場合は板橋区に事業所を有しているもの。 ①板橋区で引き継ぎ1年以上(原則)事業を営んでいること。 ②特許権においては、平成22年2月末日までに、特許審議請求が終了する見込みがあること。実用新案権・商標権・意匠権においては、平成22年2月末日までに設定登録が終了する見込みがあること。 ③先行技術調査が終了していること。 ④大企業が実質的に経営に参画していないこと等。

支援助区	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
東京都	葛飾区	知的所有権取得補助	区内中小企業(製造業が知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権に限る。)の取得に必要な出願等の一部経費を補助するもの。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助額】 補助対象経費の合計額に2分の1以内 【上限額】 10万円	【補助の制限】 次の場合は、本補助金の交付を受けることができない。 ①同一年度に本補助金の交付を受けた場合 ②補助対象事業者が取得する特許権等について、国又は他の地方自治体から同一の趣旨の補助金の交付を受けた場合 ③本申請により補助を受けようとする特許権等の対象が、葛飾区中小企業新製品・新技術開発費補助金の補助対象事業として認定された場合	【支援対象】 ①中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。 ②区内で引き続き、1年以上事業を営んでいること。 ③前年度の法人住民税又は特別区住民税を滞納していないこと。 ④研究開発に係る事業を計画的に行っていること。
東京都	北区	知的所有権活用支援事業	創造力ある中小企業者を応援するため、企業戦略の1つである「知的財産」を取得するために要する費用の一部を助成する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成額】 補助対象経費の2分の1(上限10万円)	【対象者の所有権】 ①特許権、②実用新案権、③意匠権、④商標権	【支援対象】 ①区内で引き続き1年以上(原則)事業を営んでいること。 ②前年度の法人住民税又は特別区住民税を滞納していないこと。 ③原則として東京都知的財産総合センターの相談を受けること。
東京都	青橋市	①特許取得助成 ②国際化対応助成	①特許取得助成 企業が企業グループが、特許を取得するための経費の一部を助成する。 ②国際化対応助成 企業が企業グループが、海外の技術・特許・規格等の情報や文書等の収集・翻訳・取組、開権規格の認定取得にかかる経費の一部を助成する。	助成・補助	知的財産権利化支援	-	-	-
神奈川県		創造的新技术研究開発計画認定事業	県内に事業所のある中小企業者等が専らした、新たな技術開発に関する研究開発やその成果の利用(事業化)を含む研究開発計画に対して助成する	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【研究開発の補助金制度】 中小企業新技術補助金(新技術特) 補助率:1/2以内 限度額:800万円、補助率:1/2以内 ・神奈川県イノベーションサポートローン 限度額:原則として2,000万円、融資利率:商工中金所定利率 【県の試験研究機関の利用】 ・産業技術センターの手取料及び硬貨の減免措置 事業計画に係る依頼試験料、機器等使用料を5割減額	【支援対象】 ・県内に事業所を有し、新たな技術に関する研究開発及びその事業化を行う中小企業者	
神奈川県		中小企業新商品開発等支援事業補助金	神奈川県内のつくりを営む中小企業が行う新商品開発等に必要経費に対して、新技術開発を支援する「新技術快し」経営支援金を支給する「経営革新快し」下請企業の販路拡大等を支援する「下請快し」を設け、助成する。 (1)新技術特 著しい新規性を有する技術に関する研究開発 (2)経営革新特 相当程度の経営の向上を図るための、新たな活動に伴う新商品・新技術開発等 (3)下請快し 下請中小企業が行う新商品・新技術開発、販路開拓	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助額及び補助率】 ・新技術特、経営革新特 100万円～800万円、1/2以内 ・下請快し 100万円～400万円、1/2以内	【事業要件】 ・県内に事業所を有し、製品の製造加工等を1年以上行っていること。 ・次のいずれかの計画の認定を受けていること (1)中小企業創造活動促進法に基づく「研究開発等事業計画」 (2)創造的新技术研究開発計画認定要綱に基づく「創造的新技术研究開発計画」	
神奈川県		ハイ関連研究シーズ事業 化促進事業	県内の大学等に存在する、事業化を目指したハイ関連の研究を支援する。	助成・補助	研究開発支援	【助成額】 100万円から150万円の範囲	【公募対象研究】 対象となる研究は、県内の大学等に存在する、事業化意欲のある(まだ事業化されていないものうち、概ね3年以内)に事業化見通しの立つ可能性を有する)ハイ関連の研究とする。ただし、過去(当該年度を含む)に県が実施する「大学企業発ベンチャー創出促進支援事業(平成17年度から40年度)」及び「ハイコンソシアム事業(平成15年度から30年度)」で採択されたプロジェクトや研究は除く。	【支援対象】 ・応募の対象となる研究が行われている大学等の代表者等、知事と契約を締結する権限を有する者。 ・申請は大学等から行われることが必要。契約も大学等と締結する。
神奈川県		大学発、大企業発ベンチャー創出促進モデルプロジェクト事業	大学や研究機関、企業等の研究成果を活用し、神奈川県内でこれからのベンチャー企業を設立しようとする方や、創業したばかりのベンチャー企業を支援する。これらから起業する方や大学発や企業発のベンチャー企業の活動を「モデルプロジェクト」として採択し、インキュベーターやベンチャーキャピタルといった「事業化支援パートナー」で連携すること、経営、技術、販路、資金といった様々な分野における支援を行う。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成額】 プロジェクトあたり200万円、300万円または500万円	【公募対象プロジェクトの要件】 大学・研究機関及び企業等に存在する研究開発成果を活用して、事業化を目指すプロジェクトであり、以下のいずれかに該当し、事業化支援パートナーを備えているプロジェクト。 (1)平成22年3月31日までに神奈川県内でベンチャー企業創業を予定するプロジェクト (2)平成18年4月1日以降に創業された企業が、平成22年3月31日までに神奈川県内で事業化するプロジェクト	【申請者】 ベンチャー起業を目指す研究者・エンジニア 【事業化支援パートナー】 インキュベーターやベンチャーキャピタル、コンサルタンthouse、ベンチャー企業との連携を行うNPOなど、支援ノウハウ・実績を持つ法人

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
神奈川県	神奈川工業技術開発大賞	神奈川県と神奈川新聞社は、共催により昭和59年度から毎年度、技術開発の奨励と技術開発力の向上を図ることを目的に、県内の中堅・中小企業が開発した優れた工業製品・技術を表彰している。 【受賞後のメリット】 ○県内最大級の工業見本市である「テクノカルソウヨコハマ」へ出展(県が出展費用を負担)できる。 ○受賞技術・製品を新聞紙上に広告を掲載する。 ○神奈川工業技術開発大賞のロゴマークを使用できる。	その他	企業育成支援	-	【表彰対象】 次のすべての要件を備えたものとする。 (1)おおむね3年以上に開発(商品化)されたもの (2)実際に企業(商品)化されたもの又はその効果が実証されたもの (3)産業の発展や国民生活の向上に役立つもの	-
神奈川県	かながわスタウンード	県内の中小企業が開発した技術や製品の事業化・商品化を促進することを目的に、その事業計画を技術と経営の両面から詳細に、世界に発信する神奈川の先端技術としてふさわしい優れた事業計画を「かながわスタウンード」に認定し、重点的に様々な支援を行う事業。	助成・補助	事業化支援	-	【認定企業への支援】 ○技術面での支援 ・県産業技術センターの依頼試験等の手数料が7割減額される。 ○経営面での支援 ・(財)神奈川産業振興センターによる担当マネージャーによる事業化進捗のフォローが受けられる。また、資金調達、知的財産支援、販路開拓などのサポートが受けられる。 ○金融面での支援 ・県中小企業制度融資「スタートアップ融資」の利用資格が得られる。 ・商工中金が行う「神奈川イノベーションサポートローン」への申込みができる。	-
神奈川県	財団法人神奈川産業振興センター	中小企業者における知的財産の戦略的な活用を促進するため、知的財産や技術開発の調査・解析等を行う専門家を企業に派遣し、知的財産戦略策定の支援を行う。	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	-	【対象】 県内中小企業が開発した工業技術のうち、事業化・商品化に着手しているもの(製品化したもの、特許を取付したもの)として、事業化により今後3年以上以内におおむね年間5億円以上(製品の売上)が見込めるものが対象。	【支援対象】 神奈川県内に本社を有する中小企業者
神奈川県	神奈川県産業技術センター	新製品の開発や、自社製品の大幅なグレードアップをめざす県内の中小企業・個人等を、神奈川県産業技術センターが技術的支援・事業化支援の両面からサポート 【対象となる技術分野】 神奈川県産業技術センターが対応可能で、かつ、研究開発的要素を有するものづくり分野	人材派遣・技術支援	事業化支援 研究開発支援	-	【支援内容】 1.技術的支援 ・担当職員を決めて、技術サポート ・試験・分拆費用と設備機器使用料を負担(100万円以内) 2.事業化支援(いずれも無料) ・資金調達や特許検索に関する相談受付 ・当センター主催の技術経営(MOT)セミナーに参加可能 ・上記MOTセミナーにおいてビジネスプラン作成を支援 工業技術・製品総合見本市「テクノカルソウヨコハマ」に開発製品を出展可能 3.実証室の専用使用(57m2、有料、製品開発室専用課題に限定) ・産業技術センター内の実証室「製品開発室」を専用し、開発の拠点とすることが可能	【対象者】 新製品の開発や自社製品の大幅なグレードアップをめざす県内の中小企業・個人等
神奈川県	神奈川県産業技術センター	製造上のトラブルなど技術的問題について、各分野の相談員が相談を受け、様々な支援メニューを紹介している。	その他	研究開発支援	-	-	-
神奈川県	神奈川県産業技術センター	研究・開発テーマはあるが設備・人員・時間・技術などが不足している時に、技術開発・製品開発およびその一部についての研究を、産技センターに委託することができる。当センターの研究職員がその専門知識・ノウハウおよび高度先端設備機器を活用し、企業から依頼された課題に取り組み、問題解決にあたり、企業の研究開発を支援していく。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-
神奈川県	神奈川県産業技術センター	企業の研究者・技術者の育成を支援するため、神奈川県産業技術センターの設備機器を活用し、かながわ研修を奨励する。また、コース別研修を隔日限定で実施している。	人材育成	研究者等育成支援	65,000円	-	-
神奈川県	神奈川県ものづくり技術交流会	実用化につながる多様な知の連携を求めて「神奈川県ものづくり技術交流会」(平成18年度までは産学公交流研究発表会)を毎年開催している。	その他	産学官等交流支援	-	-	-

支援助成機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
神奈川県 財団法人神奈川科学技術アカデミー	KAST中小企業連携促進事業	オンライン・ワン技術を保有、又は、他者から技術導入を進めている中小企業に対し、大手企業や大学、公設試験研究機関等との技術連携を進める上での開発費を助成する。	助成・補助	【上限額】 100万円	【採択企業への義務】 1.年度末に不適切な会計処理があった場合の助成金の返納。 2.決算に不適切な会計処理があった場合の報告。 3.連携課題成果を新聞、学会誌等に公表する場合は、連携促進事業成果報告会にて発表。 4.後年度に実施の「中小企業連携促進事業成果報告会」での発表。 5.フォローアップを目的としたセミナー・ネット活動への協力。	【支援対象】 以下のすべての条件を満たす中小企業 1.神奈川県内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる中小企業であること。 2.技術の向上を目的とした大学等からの技術連携課題、あるいは大手企業等からの技術移転等の連携課題を有すること。 3.上記の連携課題をクリアすることにより、技術の高度化・適正化、用途開発及び製品のブラッシュアップ等、顕著な成果が期待できることを本企業、大学及び公設試験研究機関等の連携先から推薦されること。 4.神奈川県関連の助成金もしくは補助金を受けていない連携課題であること。 ※中小企業者とは中小企業基本法第二条に規定される企業 ※既に助成対象となった課題の継続申請はできない
神奈川県 財団法人神奈川科学技術アカデミー	かながわワテック/会	かながわワテック/会は、技術の移転や交流を進める事業に賛同した方を対象とする会員組織。入会されると、技術情報の提供を中心とした各種サービスの利用が可能となる。	情報提供	-	【サービスクラス】 ・Aコース：年間36,000円 毎月新たに発行される膨大な公開特許情報の中から、各会員の方のご希望に応じて、必要とする情報だけを厳選して、毎月詳細レベルで提供。 ・Bコース：年間12,000円 毎月新たに発行される膨大な公開特許情報の中から、各会員の方のご希望に応じて、必要とする情報だけを厳選して、毎月目次レベルで提供する。 ※技術セミナーの追加…1件につき8,000円/年(年度途中の場合は、月割りする)	-
神奈川県 財団法人神奈川科学技術アカデミー	技術情報提供サービス	知的財産権の保護と権利強化を図る動きが強まっていることや、新規事業創出を担った知的財産権の活用が期待されている今日において、特許情報の重要性は益々高まっている。研究開発、特許出願のための先回り調査、特許侵害対応といった様々な特許戦略に役立つ情報提供サービスを実施する。	情報提供	-	【サービスクラス】 各種データベースによる代行検索資料、特許公報・JOS等の文獻取寄せ料、特許公報出力・提供料について、一般料金より割引する特典がつく。	-
神奈川県 財団法人神奈川科学技術アカデミー	知的財産活用促進コーディネート事業	大学等で行われていた研究は、新しい原理の発明に關する基礎的なものが多い。その研究成果を社会へ還元していくために、産業界の理解やフロントオフィスの制作といった段階を踏んで、産業界で使えるものかどうかの評価ができるようまでで育てることが必要である。神奈川科学技術アカデミーでは、県試験研究機関や市町村との連携を図りながら、委託研究により大学等の研究成果を産業界に活用して、産業界への技術移転をコーディネートしていく。	人材派遣・技術支援	-	-	-
神奈川県 財団法人川崎市産業振興財団	かわさきMOT(技術経営)スクール	以下の講義を開催 ・事業創出・マーケティング(技術経営(MOT)とは等) ・技術開発・知的財産戦略(技術経営における技術開発の意義と課題等) ・人材育成・コミュニケーション(製品開発に係わる人材等) ・安全・環境(製造業の労働災害発生状況等)	人材育成	-	-	-
神奈川県 川崎市	産学共同研究開発プロジェクト助成事業	新産業の創出により地域経済の活性化を図るため、市内中小企業が持つ、大学等との共同による新技術・新製品開発等への取り組みに要する経費を助成	助成・補助	【助成額】 補助対象経費の2/3以内 【限度額】 1,000万円以内	【対象事業】 大学(大学院を含む)及び短期大学、専門学校、専修学校と共同で行った新製品等の研究開発で、概ね2年以内(事業化・製品化するもの) 【対象テーマ】 今後の成長が期待される以下の産業分野を対象とする (1)新製造技術分野 (2)情報通信関連分野 (3)環境関連分野 (4)新エネルギー・省エネルギー関連分野 (5)医療・福祉関連分野 (6)生活文化関連分野 ※その他、市長が特に認めるもの	【支援対象】 今後、市長が期待される産業分野において、地域の大学等と連携して新製品等の研究開発を行う市内の中小企業等 ※大田等の所在地は問わない
神奈川県 横浜市	横浜価値組企業評価・認定事業	知的財産を活用した経営に取り組みしている企業を客観的に評価し、その取り組み等の優れた企業を『横浜価値組企業』として横浜市が認定する。『横浜価値組企業』に対する支援、金融支援、広報等の企業PR、横浜市知的財産活用促進助成金の助成率・限度額の優遇等。	その他	-	【支援対象】 ①横浜市に本社・事業所があること ②出願中または権利化された知的財産を保有していること	-

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
神奈川県 横浜	横浜版SBR/重点テーマ「医療・介護課題解決技術開発」	医療・介護現場の行政課題解決に資する新技術・新製品の開発を横浜版SBRの重点テーマとし、企業から事業計画の募集を行い、「医療・介護課題解決技術開発」により開発費用を支援する。 【重点テーマ】医療・介護課題解決技術開発 （概要）横浜市の医療・介護現場の課題解決に資する新技術・新製品の開発	助成・補助	事業化支援 研究開発支援	【助成率】 対象経費の2/3以内 【助成限度額】 5,000万円(2か年合計)	【助成対象事業】 医療・介護現場の課題解決に資する、技術革新・新製品の開発で地域経済への波及効果の大きい新技術・新製品の開発を行うもので、開発期限内に完了するもの。 【応募要件】 (1) 横浜市が提示するテーマに関する事業で、開発条件等をすべて満たすものであること。 (2) 自社において事業化(製造、販売等)の予定のある研究開発であること。又、開発の成果が期待できるものであること。 (3) 技術内容等を公表しても問題が生じないこと。 (4) 関係法令に適合しているとともに特許権等の権利について問題を生じないこと。	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、又はこれらで構成するグループ(グループ構成企業のうち代表者を含む)2分の1以上が資格要件を満たしており、かつ市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合は、本事業の対象とする。
神奈川県 横浜市	横浜版SBR/行政課題提示型	横浜市が提示する研究開発テーマに対応する優れた新技術・新製品の研究開発に対して助成等の支援を行う。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率・助成限度額】 対象経費の1/2以内/100万円 【助成限度額】 対象経費の1/2以内/2,000万円 (2か年合計) (3) 在来技術・在来製品改良助成 対象経費の1/2以内/200万円	【平成22年度研究開発テーマ(16項目)】 1. 閉鎖性水域・沿岸域における貧酸素状態の海底に酸素を供給する浮遊酸素供給装置の開発 2. 護岸等に付着する貝類の有効利用、資源化に関する技術開発 3. 埋蔵障害者にわかりやすく、車いす・ベビーカー利用者にもやさしい建築物内における視覚障害者誘導用ブロック等の開発 4. カラーユニバーサルデザインのためのシミュレーションツールの開発 5. 水中無線カメラの開発 6. オートゲルフア用仮設キックネットの開発 7. ニーバーサルデザイン及び環境に配慮した石材舗装材料の開発 8. オープンパブリック空間における利用者の利便性の向上 9. オープンパブリック空間における視覚障害者誘導用ブロック等の開発 10. 下水汚泥分離液中に含まれるリンの効率的な分離(IMAP法)システムの開発 11. 光ファイバー(GI型)用光リミットスイッチ等の開発 12. ハイオティーターセルフェルエール(BDF)に使用する食用油の簡易な品質管理用検査装置の開発 13. ハイオティーターセルフェルエール(BDF)の簡易な品質管理用検査装置の開発 14. スポーツセンター等の施設用の安価で高効率な照明灯の開発 15. 電気機器の特機電力削減用オン・オフ装置の開発 16. 太陽光及び太陽熱利用システムの開発	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、またはこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。
神奈川県 横浜市	横浜版SBR/重点テーマ「温暖化対策技術開発」	横浜市の温暖化対策に資する新技術・新製品の開発を横浜版SBRの重点テーマとし、企業から事業計画の募集を行い、「温暖化対策技術開発」により開発費用を支援する。 【重点テーマ】温暖化対策技術開発 （概要）温暖化対策に資する新技術・新製品の開発	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 対象経費の2/3以内 【助成限度額】 5,000万円(2か年合計)	【助成対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、又はこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、またはこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。
神奈川県 横浜市	中小企業研究開発等助成	自らのテーマで開発等に取り組む中小企業に対し、開発の事前調査から研究開発、開発後の商品化まで、開発のステージ(段階)に応じて助成する。 【申請できる助成区分】 (1) 開発可能性調査助成 (2) 新技術・新製品開発助成 (3) 在来技術・在来製品改良助成 (4) 商品化実現助成	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率・助成限度額】 対象経費の1/2以内/100万円 【助成限度額】 対象経費の1/2以内/1,000万円 (3) 在来技術・在来製品改良助成 対象経費の1/2以内/200万円 (4) 商品化実現助成 対象経費の1/2以内/300万円	【助成対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、又はこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、またはこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。
神奈川県 横浜市	横浜市知的財産活用促進助成金	知的財産を経営に活かすための知的財産調査など、知的財産活用にあたって、企業が抱える課題の解決のために必要なコンサルティング費用の一部を助成。	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	【助成率】 一般企業:1/2 - 積兵備組企業:2/3 【限度額】 一般企業:30万円 積兵備組企業:50万円	【助成対象】 平成22年3月10日までに事業を完了する予定 ・知財経営戦略策定に係る支援 ・知財・技術・市場調査 ・知財技術評価 ・管理、運営体制整備	【支援対象】 中小企業基本法第二条に規定する中小企業および中堅企業(資本金10億円以下あるいは、従業員500人以下) ・横浜市に本社・事業所があること ・当該年度において、同一案件で同様な公的助成を受けしていないこと
神奈川県 横浜	産業財産権取得事業補助金制度	市内の中小企業者の新技術・新製品の発明及び研究開発を奨励するため、産業財産権の取得に必要な経費の一部を補助する。	助成・補助	事業化支援	【補助額】 補助対象経費の2分の1以内 【限度額】 10万円	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、又はこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。	【支援対象】 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業、またはこれらで構成するグループ。ただし、市長が中小企業の研究開発のために必要と認められた場合、グループ構成企業について、代表者を含む1/2以上が資格要件を満たしたものを対象とすることができる。

支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件	
支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件	
神奈川県 海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	既に市内で創業されている中小企業が持続的に発展することを目的とした「中小企業振興支援事業」を実施する。この事業では、ISO認証取得などを行う場合にその費用の一部を補助する。以下の6つの支援を設けている。 【支援対象】 ISO認証取得、人材育成（研修等への参加）、依頼試験等の実施、展示会等の出席、産業財産権の取得、環境施設の設置	助成・補助	企業育成支援 知的財産権利化支援	【助成率】 産業財産権の取得に要する費用（特許庁や弁理士等に支払う費用）の1/2（上限、10万円）	【支援対象】 市内で創業している中小企業者（個人事業主も含む。）及び中小企業者で構成する団体で、以下の要件を全て満たすものが対象となる。 ・納期限の到来したしを納税していること。 ・市内において1年以上継続して同一事業を行っていること。	基本要件（補助事項、事業要件等）	応募申請要件	応募申請者の要件	【支援対象】 市内で創業している中小企業者（個人事業主も含む。）及び中小企業者で構成する団体で、以下の要件を全て満たすものが対象となる。 ・納期限の到来したしを納税していること。 ・市内において1年以上継続して同一事業を行っていること。	【支援対象】 市内で創業している中小企業者（個人事業主も含む。）及び中小企業者で構成する団体で、以下の要件を全て満たすものが対象となる。 ・納期限の到来したしを納税していること。 ・市内において1年以上継続して同一事業を行っていること。
神奈川県 鎌倉市	産業財産権取得事業	新製品、新技術に係る特許権、意匠権又は商標権を取得する事業	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率及び補助限度額】 50%以内 限度額30万円	【補助対象】 国内の特許権、意匠権又は商標権の取得に要する次に掲げる費用。 1. 出願料（特許については、審査請求を要していることが確認できる場合のみ。） 2. 審査請求料 3. 産業財産権取得に關して弁理士等に支払う費用	【補助対象】 市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を営む中小企業の方。				
神奈川県 茅ヶ崎市	中小企業特許取得補助金制度	中小企業の特許取得補助金制度	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 補助対象事業費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、30万円を限度とする。	【補助対象】 市内に事業所をおく中小企業者。ただし、当該年度内に市内に事業所をおく1回限り。					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	地域中核企業が新技術開発や新商品開発などの経費を助成	助成・補助	事業化支援	【助成率】 2/3以内 【助成額】 50万円～300万円	【対象事業】 ・助成対象経費が総額75万円以上で、かつ、助成対象経費総額の50%以上を新潟県内の事業所から調達する事業が助成対象。 ・独自の技術やアイデア等が従来にはない、画期的な製品を開発し、新規市場の創出や新たな事業展開を図る場合の試作事業	【補助対象】 以下の条件を全て満たしている中小企業 1. 県内企業5社以上に、継続して（直近1年以内）2回以上、自社製品用部材等の発注実績があること 2. 直近決算期において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上であること。				
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	ゆめ・わざ・ものづくり支援助成金	助成・補助	事業化支援 研究開発支援 調査研究支援	【補助率・補助率】 1. 50万円～100万円、2/3以内 2. 100万円～200万円、2/3以内 3. 200万円～300万円、2/3以内 4. 300万円～400万円、2/3以内 5. 400万円～500万円、2/3以内 6. 500万円～1,000万円、2/3以内 計額、2/3以内	【事業区分と概要】 1. ゆめづくり支援事業 独自の技術やアイデアを新たな事業展開へ結び付けるための準備（企画、調査、立案及び事業可能性調査等）に要する経費の一部を助成する。 2. 新連携ゆめづくり支援事業 風分野の中小企業が連携して、独自の技術やアイデアを新たな事業展開へ結び付けるための準備（企画、調査、立案及び事業可能性調査等）に要する経費の一部を助成する。 3. わざづくり支援事業 新規性の高い技術の研究開発事業に要する経費の一部を助成する。 4. ものづくり支援事業 4. スーパー・わざづくり支援事業 公設研究機関等との連携による新規性の高い技術の研究開発事業に要する経費の一部を助成する。 5. ものづくり支援事業 独自の技術やアイデアなど新規性の高い画期的商品の開発（試作）に要する経費の一部を助成する。 6. かんぱんづくり支援事業 新たな事業の柱となる商品や技術の開発を目的とした事業計画に対し、その企画・開発から試作、販売プロモーションまでの一貫した事業に要する経費の一部を助成する。	【支援対象】 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、または法人格を有する中小企業の団体				
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	にいがた・ニュー・エンジン育成事業	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成率】 対象経費の3/4以内 500万円/年以内	【助成条件】 (1) 現在、会社等に属している方（代表者及び役員を含む）は、採択された場合は退職する旨の誓約書を提出できること（採択された場合は退職することと条件に交付を決定する。） (2) 事業認定後、1年以内に新潟県内において会社を設立すること (3) 会社設立後、最低5年間は新潟県内に本社を置いて主たる事業活動を行うこと	【数事対象者】 自らの独自の技術やアイデアをもとに、新潟県内で新規に創業する個人、グループまたは、申請時点において決算を3期経っていない中小企業の代表者				
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	インキュベーターセンターNAR-IC	環境整備	企業育成支援	【賃料等】 ・月額1,800円/平方m ・保証金・敷金不要 ・買主の電気料・水道料自己負担 ・駐車場無料	【入居対象】 ・企業内ベンチャーとして、研究開発部門を独立させる必要のある企業（個人） ・ベンチャー企業を自招し、研究施設を探している企業（個人）					

支援機関		施策名		事業概要		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	経営革新計画に関する支援		中小企業が、経済環境の変化に対応して作成する経営革新計画(新たな取り組みによる経営の向上)に対して知事承認を受け、以下のような支援措置を受けられることとなる。 【支援措置の内容】 ・私的優遇措置(設備投資減税、同族会社の留保金課税の優遇措置) ・保証・融資の優遇措置(信用保証の特例、政府系金融機関による低利融資など) ・投資の支援措置(ベンチャーファンドからの投資など) ・販路開拓の支援措置(販路開拓コーディネート事業、中小企業総合展)の優遇措置(特許関係料減免制度) ・その他の優遇措置(特許関係料減免制度)	融資・買付	企業育成支援		基本要件(制約事項、非要件等)			
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	産の専門家による相談		食品製造に関する様々な要望に応えるため、専門家による相談窓口を設置している。相談は財団法人にいがた産業創造機構にお越しいただくか、専門家が訪問することも可能である。 【専門分野】 ・商品発掘・開発について ・販路開拓について ・食品表示について	人材派遣・技術支援	事業化支援					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	繊維産業販路開拓支援コーディネート事業		繊維産業への材料開発(動物繊維選別細目、物理的・化学的・物理的付与、繊維素材活用、新加工法など)に関する対応能力及び製造加工技術、生産管理技術の評価能力を有するコーディネーターが以下の相談に応じる。 ・繊維製品開発・製造技術についての相談 ・試作・開発製品等の技術評価	その他	事業化支援					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	メンター・アドバイザーによる相談		創業や経営革新に関する具体的な事業計画を有している方に要望に応じて、事業の独自性、実現性、成長性などについて様々な専門的視点から評価を行い、より実現性の高いビジネスプランに磨き上げたためのアドバイスを行う。評価・助言は、各分野に精通した「新事業育成メンター」や「アドバイザー」が行う。	その他	企業育成支援					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	産学連携コーディネート		新産学創出の有望な手段の一つである産学連携を促進するため、各種研究会・交流会の開催や、企業と大学による共同研究のコーディネートなど各分野また、有望な共同研究の案件に対しては、同等の補助金申請や委託事業を導くため、共同研究体制の構築や申請手続きの支援、管理団体としての事業の実施などを通して、産学連携による新産学の創出をサポートしている。	その他	産学官等交流支援					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	先進的産学研究会		先進的産学研究会では、新潟県内に事業所を持つ企業を対象に、大学や公的試験研究機関等の研究シーズの紹介や情報提供、参加企業からのニーズの提案を通して、新しい型加工技術の向上を目指すほか、産学連携による共同研究開発など、新商品や新事業展開の促進を図る。主な活動として、隔月1回程度、各種セミナー(招へい講師による講演、技術情報提供)を開催するとともに、県内外の企業の見学会などを行っている。	その他	研究者等育成支援 産学官等交流支援	【年会費】 法人会費:20,000円 個人会費:10,000円			【対象者】 県内に事業所を持つ企業の研究会開発者、担当者 他	
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	多輪高速加工研究会		新潟県工業技術総合研究所と共に、新潟県内の機械加工に關わる技術者を対象に、多輪加工や高速加工技術に関する知識や技術の向上を目的とした研究会を設置する。おもな活動として、関連有識者ならびに新潟県工業技術総合研究所の職員が講師となり、セミナーを開催する。平成21年4月から、ほぼ毎月、3年間にわたり開催予定。	その他	研究者等育成支援					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	にいがたナノテック研究会		ナノテックや先端の微細加工技術を対象に、情報交換や人的ネットワークの構築、産学官連携による研究開発の促進、技術の応用分野の模索などに取り組み。また、ナノテック研究会センターに設置してあるナノテック機器の利用技術講習会を事業内容に取り入れ、ナノテックの体験機会を設定。	その他	研究者等育成支援 産学官等交流支援					

支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	中小企業地域資源活用プログラム	地域の中、小企業の知恵とやる気を活かし、「強み」になり得る地域資源を活用した新商品の開発・販売を促進するため、法律に基づく税制優待や補助金による支援、政府系金融機関等による金融支援、様々なノウハウの提供やアドバイザーの乗組等の総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図る。 【支援措置】 ・専門家によるアドバイザー ・製作品開発費に対する補助金 ・設備投資減額補助 ・政府系金融機関による融資 ・信用保証枠の拡大等	助成・補助	企業育成支援	企業育成支援	50万円～200万円 【助成率】 1/2	【対象事業】 ・建設業以外の新分野・新市場への進出に取り組むための企画、開発、販売プロモーション事業など。 ・企業連携や企業合併、組織化など取り組むための企画、開発、販売プロモーション事業など。 【対象者】 新潟県内の建設業、建設関連企業及びそれらを含むグループとし、次のいずれかに該当する者。 (1)県内に主たる営業所を有する建設業許可業者であって、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員の数が300人以下の者 (2)県内に主たる営業所を有する次のいずれかの登録を受けている者であって、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員が300人以下の者 ア、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条 イ、測量法第55条 ウ、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条					
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	新エネルギー企業群形成支援事業	新潟県内における新エネルギー産業分野への進出を応援するため、中小企業者等が行う新エネルギーに関する新技術開発や新商品開発などの経営を助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成金額】 50万円～400万円 (助成率2/3以内)	【対象企業】 以下の新太陽光発電に関する研究開発を行う製造企業(周辺技術・機器等を含む)を対象に公募する。 1. 太陽光発電に関連する技術、開発を行っている企業 2. 具体的に太陽光関連機器に関連する事業を行っている企業 3. 具体的なパートナー(技術、加工)を探している企業						
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	太陽光発電に関する新エネルギービジネスマッチング会	新潟県のグリーンニューデューン政策に基づき、新エネルギー企業群の創出・形成を図るため、太陽光産業に精通する民間シンクタンク及び太陽光技術を有する大学等の研究者をコーディネーターとして迎え、太陽光産業に係る新エネルギー関連産業への参入を図るためのビジネスマッチング会を立ち上げる。当会では、太陽光産業の今後の技術動向を踏まえたが、業界が抱える課題、望まれる技術、製品は何かを認識し、業界参入への活路を抽出するための会と、参加企業同士、研究者との技術機会等による交流、共同開発を進め、太陽光関連産業の市場を開拓し、ビジネスとして成果を出すことを目的とする。	その他	産学官等交流支援	—	【応募資格】 原則として新潟県内の企業または複数の県内企業で構成された団体・グループ及び個人とする。但し、県外の個人や企業であっても、県内の企業との共同制作を行っている場合は応募できるが、応募は県内企業との連名で行うものとする。						
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	ニイガタIDSデザインコンペティション2010	地域発プラットフォーム構築し得る産業の育成を目的に、生活市場へ向けられた商品の提案、及び生活を支えるシステムの商品を対象とした「ニイガタIDS(イデス)デザインコンペティション2010」を開催するに当たり、コンペへ出品作品を募集する。	その他	事業化支援	—	【経費負担】 派遣(1回あたり)の申請者負担(謝金・旅費・消費税込)は1/3 ・県内専門家への1回あたりの謝金総額 51,000円(謝金・旅費・消費税込)、うち申請者負担分17,000円 ・県外専門家への1回あたりの謝金総額 63,000円(謝金・旅費・消費税込)、うち申請者負担分21,000円						
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	専門家等派遣事業(一般枠)	経営革新・新技術・新商品開発、新規販路開拓、生産管理に取り組み中小企業者が抱える様々な経営課題の解決を図るため、当機構に登録された民間専門家が、継続的にアドバイザーを行う。 【派遣内容】 申請により内容を精査し、申し込み1件につき最大3回まで専門家を派遣する。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	—	【対象】 創業後、中小企業者又は法人格を有する中小企業等の団体						
新潟県	財団法人にいがた産業創造機構	支援アドバイザー派遣(専門家派遣)	中小企業が抱える経営課題の解決や新事業展開のサポートのため、創業者や中小企業者からの相談に幅広く応じ、必要により各分野の専門家(支援アドバイザー)を無料で派遣する。 【派遣内容】 派遣希望者へのヒアリングに基づき派遣の必要性等を判断し、3回を標準として最大6回まで支援アドバイザーを派遣する。	人材派遣・技術支援	事業化支援 企業育成支援	—	【経費負担】 無料(支援アドバイザーへの謝金は全額にいかれた産業創造機構にて負担)						

支援機関		施策名		事業概要		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件			
新潟県工業技術総合研究所		課題解決型委託研究(ミニ共同研究)		従来の共同研究プロジェクトや依頼試験で対応できない、日々の企業活動で発生する技術課題を、1年を通じて随時(いつでも)、各支援センター(どこでも)取り組む研究制度。工業技術総合研究所が企業等からの委託(企業が人件費以外の研究費を負担)を受けて研究し、その成果を報告する。企業の研究開発や技術的な問題解決を強力にバックアップする。		支援手法 人材派遣・技術支援		基本要件(補助事項、事業要件等)		【支援対象】 企業、大学、組合、団体等			
新潟県		技術相談		相談いただいた内容に応じて、以下の技術支援メニューを利用できる。 【支援メニュー】 ・依頼試験 ・機器貸付 ・委託研究 ・共同研究 ・起業化センター(新規や進出を行う企業・個人・個人の育成を目的として、買収インキュベータ室を提供)		その他		【研究の内容】 ・企業直結における技術改善・工程改善 ・依頼試験項目では対応できない測定や分析など 【研究経費】 研究を委託されるに当たって委託者が負担する額は、研究内容や研究計画面委託者と事前に協議した上で、研究実行に必要な機材設置費、材料費、光熱水費、委託費、報償費、遠隔購入費、旅費、一般管理費等を算定し、契約締結前に概算額を提示する。 ※委託するミニ共同研究にかかる研究経費は100万円以下		【支援対象】 企業、大学、組合、団体等			
新潟県		共同研究		新潟県企業の製品開発や製品の高度価値化を促進するために、新潟県と県内の企業又は団体等(以下「企業」といふ)が、共同研究契約を締結し、新潟県工業技術総合研究所職員と企業の研究開発担当者が共同で研究開発を進める事業。 【共同研究の募集から研究開始まで】 (1)共同研究を希望する企業又は団体等から事業計画書を提出。 (2)工業技術総合研究所の職員が聞き取り調査に向う。 (3)研究目標、内容・計画・体制等の観点から審査しテーマを選定する。審査会では、企業の方から説明してもらおう場合がある。継続テーマについても同様に審査する。 (4)テーマの最終決定及び共同研究契約の締結を行う。 (5)研究期間は1年または2年。		その他		【研究経費】 (1)研究経費の負担 ・県は、研究に必要な経費のうち、2分の1を越えない範囲の額を負担する。また、その限度額は県予算の状況により別途決定する。 (2)研究経費の経理 ・共同研究契約締結後、県が発行する納入通知書に基づき、企業が研究経費(企業負担分)を振り込む。 ・研究経費(企業負担分+県負担分)に係る出納管理等の経理事務は、工業技術総合研究所総務課が行う。 ・共同研究終了後、精算し残金があれば負担割合に応じて返戻す。 (3)対象となる経費 備品費、使用料賃借料、原材料費、消耗品費、委託費、報償費、旅費、負担金、その他経費		【研究経費】 (1)研究経費の負担 ・県は、研究に必要な経費のうち、2分の1を越えない範囲の額を負担する。また、その限度額は県予算の状況により別途決定する。 (2)研究経費の経理 ・共同研究契約締結後、県が発行する納入通知書に基づき、企業が研究経費(企業負担分)を振り込む。 ・研究経費(企業負担分+県負担分)に係る出納管理等の経理事務は、工業技術総合研究所総務課が行う。 ・共同研究終了後、精算し残金があれば負担割合に応じて返戻す。 (3)対象となる経費 備品費、使用料賃借料、原材料費、消耗品費、委託費、報償費、旅費、負担金、その他経費		【支援対象】 企業、大学、組合、団体等	
新潟県		産学共同開発		地元企業が生産技術や製品開発に役立つ情報を得て、実際に取り組むこととを目的に研究会を組織している。 ・接合技術研究会 ・自動化制御研究会 ・新技術・新材料応用研究会 ・航空複産産学人研究会		産学官等交流支援		【産学連携トライアル補助金】 ・特定分(食品・バイオ関連、航空機・自動車等機械・金属関連、組込みシステム、環境関連)：800万円 ・一般分(上記以外)：400万円		【支援対象】 ・新潟市内に本社又は主たる事業所(開発・生産拠点となる事業所・工場等)を有する中小企業者 ・上記中小企業者が構成員の3分の2以上である中小企業等協同組合等(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合			
新潟県		事業高度化研究開発支援補助金		新潟POC財団では、技術の高度化や付加価値の高い新たな製品開発など、積極的な事業活動の推進を支援するため、新潟市内の中小企業者等が行う研究開発事業に対し経費の一部を補助する。 【補助対象となるプロジェクト】 ○共同研究 ○委託研究 ○委託試験 ○調査・分析 ○技術指導 ○その他		研究開発支援		【助成限度額】 ・特定分(食品・バイオ関連、航空機・自動車等機械・金属関連、組込みシステム、環境関連)共同研究等)50万円、2/3~3/4(緊急経済対策措置)。 ・一般分(上記以外)の研究開発事業)30万円、1/2~2/3(緊急経済対策措置)		【支援対象】 ・新潟市内に本社又は主たる事業所(開発・生産拠点となる事業所・工場等)を有する中小企業者 ・上記中小企業者が構成員の3分の2以上である中小企業等協同組合等(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合			
新潟県		産学連携トライアル補助金		新潟IPO財団では、中小企業等が新潟県内大学等研究者との共同研究等を開始するのに必要な経費の一部を助成する。 【補助対象となるプロジェクト】 ○共同研究 ○委託研究 ○委託試験 ○調査・分析 ○技術指導 ○その他		助成・補助		【助成限度額】 ・特定分(食品・バイオ関連、航空機・自動車等機械・金属関連、組込みシステム、環境関連)共同研究等)50万円、2/3~3/4(緊急経済対策措置)。 ・一般分(上記以外)の研究開発事業)30万円、1/2~2/3(緊急経済対策措置)		【支援対象】 ・新潟市内に本社又は主たる事業所(開発・生産拠点となる事業所・工場等)を有する中小企業者 ・上記中小企業者が構成員の3分の2以上である中小企業等協同組合等(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合			
長野県		新事業活性化資金(事業展開向け)		新事業活性化資金(中小企業融資制度のひとつ)。新しい技術・製品・サービス等の研究開発や事業展開、国際標準化機構(ISO)の国際規格の取得、IT機器の導入、新分野への進出や経営の多角化等を考える企業に、「新事業活性化資金(事業展開向け)」を貸すため。		融資・貸付		【限度額】 ・総額貸付：1億円 ・連担保貸付：3,000万円		【支援対象】 (1)新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行うこととする方 (2)中小中小企業者等が構成員の3分の2以上である中小企業等協同組合等(昭和24年法律第181号)第3条に規定する方 (3)先端機器の導入、IT化により業務の合理化を図ろうとする方 (4)事業転換、新分野への進出を図ろうとする方 (5)建設費を償む方で新分野への進出により事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方 (6)既存事業の継承を図ろうとする方 (7)特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方			

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類		応募申請要件	
				助成・補助	支援事業	基本要件(備約事項、事業要件等)	応募申請者の要件
長野県	産学官共同研究補助金	長野県内の中小企業者等が大学・公設試験研究機関等と連携することにより、中小企業者の技術開発力の強化及び新技術・新製品等の早期実用化を図ることを目的とする。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の合計額の1/2以内 【限度額】 1件当たり500万円以内	【支援対象者】 県内に主たる事業所を有する中小企業者等	
長野県	産学官連携推進事業	産学官による研究開発体制を整備し、産学連携による研究開発事業に支援を行うことにより、長野県の活力あるものづくり産業の振興を図る。 【事業詳細】 財団法人長野県テクノ財団による産学官連携支援・知的フロンティア創成事業に対する支援 ・知的フロンティア創成事業により開発された新材料の活用企業を拡大するため「ナノテク・材料活用支援センター」を設置	その他	研究開発支援 産学官等交流支援	【対象分野】 全般(分野特定なし)	【支援対象者】 県内製造業	
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター 地域産業活性化基金事業	長野県内にある豊富な地域資源を活用した新事業展開・新商品開発等を推進するとともに、優秀な独自技術等を持つ中小企業の自立化を支援し地域を牽引する中核的企業へと育成するため、これらの事業の実施に必要な経費の一部を助成する。	助成・補助	事業化支援	【助成限度額】 500万円 【助成率】 補助対象経費の1/2以内 ただし、環境・健康分野に係る事業については、助成対象経費の2/3以内	【支援対象者】 長野県内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業の団体	
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター チャレンジ起業相談室	新たに事業を始めようとする方や、経営革新を目指す中小企業者が抱える様々な課題や疑問点について無料で相談に応じる。 【支援内容】 1. 専任のコーディネーターによる個別相談・助言 2. 専任や経営革新の支援施設等の情報提供、他の支援機関とのマッチング等 3. 相談日 毎週 月曜日(祝祭日除く)、午前9時～午後4時まで 4. 相談方法 個別面談、電話相談等	その他	企業育成支援		【利用できる方】 1. 新たに事業を始めようとお考えの方(学生、主婦、ビジネスメン等) 2. 創業間もない中小企業者、経営革新を目指す中小企業者	
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター 研究員派遣技術開発支援	工業技術総合センターに勤務する研究員を、長期に直接企業に派遣し、企業の現場において共同で研究開発を行い、製品化や評価技術の確立を支援する。	人材派遣・技術支援	研究開発支援		【支援内容】 研究員クラス若手職員等を、企業からの依頼に応じて有料で派遣し、共同で研究開発を行う。 【条件】 1. 派遣期間:5人・日以上、50人・日未満 2. 費用 ・1人・日につき11,000円を長野県に納付 ・研究員の派遣に要する旅費、滞在費については長野県が負担	
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター 新製品開発推進支援事業	新製品を開発する中小企業者からの依頼に応じ、デザイナー、マーケティングなど専門家によるプロフェクティブチームを編成し、製品開発の初期段階から販売までを意識した新製品のトータルデザインのために具体的な相談・助言を行う。	その他	事業化支援		【対象事業】 (1)製品コンセプトから販売までを見通したトータルデザイン開発 ・既存技術を活かした新製品開発におけるデザイナー提案 ・異業種技術とのマッチングによる新製品開発及びリニューアル ・使用者を意識した新商品開発(ユニバーサルデザイン、キッズデザインなど) (2)製品デザイン、パッケージデザイン開発 ・デザインによる高付加価値化(新製品のパッケージ、販促グッズなど) ・既存製品のデザイナーリニューアル等	【支援対象者】 長野県内において地域資源を活用して新製品を開発・販売しようとする中小企業者等 (1)生活産業製品製造事業者 (2)工業品生産者グループ等 (3)デザイナー開発技術者等
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター 特許料・審査請求の軽減措置	研究開発型中小企業に対する特許関係の料金減免制度。産業界技術力強化法の規定に基づき、研究開発型中小企業を対象として、第1～第3年分の特許料・審査請求料を1/2に軽減する。	助成・補助	知的財産権利化支援			
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター 産業人材カレッジ	県内企業の人材育成を支援するために産業人材カレッジを開設し、企業からの専任等を派遣しながら様々な研修・講座を実施している。あらかじめテーマを設定した経営講座・技術講座と、企業からの要請に応じて、随時「オガ」で研修を実施するスキルアップ講座の2つのタイプの講座を用意し、中小企業の技術・技能・経営等に關するスキルの向上を支援する。	人材育成	企業育成支援			

支援機関		施策名		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
支	援	機	関	名	要	要	要	要	要	要	要
長野県	支	関	機	名	要	要	要	要	要	要	要
長野県	財団法人長野県中小企業振興センター	研究開発室(創業支援センター)	研究開発室(創業支援センター)	研究開発室として研究開発室を提供するとともに、工業技術総合センターの技術や設備を活用して、技術開発面での創業支援を行う。	研究開発室として研究開発室を提供するとともに、工業技術総合センターの技術や設備を活用して、技術開発面での創業支援を行う。	環境整備	支援事業	—	—	—	【利用できる方】 以下に該当し、かつ、自主的に研究開発をしようとする意欲及び能力がある方。 ①製造業、ソフトウェア業その他県が認める業種に属する事業を開始しようとする者、又はこれらの日以後5年を経過していない者 ②新たに①に該当する事業に係る研究開発に挑戦し、かつ、当該事業に新しく事業部署を設置しようとする中小企業
長野県	財団法人長野県テクノ財団	コーディネーター活動	コーディネーター活動	地域の企業の皆様に対して、大学・公設試験研究機関や企業の技術シーズやノウハウ等を紹介し、地域企業の新たな産業分野への進出や、新技術の開発等を行う活動が円滑に進められるよう支援活動を行っている。	地域の企業の皆様に対して、大学・公設試験研究機関や企業の技術シーズやノウハウ等を紹介し、地域企業の新たな産業分野への進出や、新技術の開発等を行う活動が円滑に進められるよう支援活動を行っている。	情報提供	研究開発支援	—	—	—	—
長野県	財団法人長野県テクノ財団	提案公募型共同研究開発プロジェクト導入支援	提案公募型共同研究開発プロジェクト	コーディネーター活動や研究会・交流会活動から芽生えた共同研究を促進するために、「地域新生コンソーシアム委託事業」等の国や県などの委託事業や補助金等の導入のため、提案書等の作成を手伝う。	コーディネーター活動や研究会・交流会活動から芽生えた共同研究を促進するために、「地域新生コンソーシアム委託事業」等の国や県などの委託事業や補助金等の導入のため、提案書等の作成を手伝う。	その他	研究開発支援	—	—	—	—
長野県	財団法人長野県テクノ財団	ネットワークづくり	ネットワークづくり	研究開発や研究事業の「シーズ」を探すとともに、企業における研究開発から事業化までのノウハウを習得するために、コーディネーター活動を活発に行うと共に、大学等と企業、企業と企業間の情報交換や人的交流を活性化させるためのネットワークの構築を行っている。 ・ナノテクノ・フォーラム長野の運営 ・産学交流ネットワークの形成 ・甲信越圏広域交流事業	研究開発や研究事業の「シーズ」を探すとともに、企業における研究開発から事業化までのノウハウを習得するために、コーディネーター活動を活発に行うと共に、大学等と企業、企業と企業間の情報交換や人的交流を活性化させるためのネットワークの構築を行っている。 ・ナノテクノ・フォーラム長野の運営 ・産学交流ネットワークの形成 ・甲信越圏広域交流事業	その他	産学官等交流支援	—	—	—	—
長野県	財団法人長野県テクノ財団	ナノテクノスーパードットコム	ナノテクノスーパードットコム	知的クラスター創成事業の一環として、ナノテクノロジー分野の技術者を育成するため、ナノテクノロジー関係材料、加工計測技術等に関するセミナーを開催する。	知的クラスター創成事業の一環として、ナノテクノロジー分野の技術者を育成するため、ナノテクノロジー関係材料、加工計測技術等に関するセミナーを開催する。	人材育成	研究者等育成支援	—	—	—	—
長野県	財団法人長野県テクノ財団	家庭用燃料電池研究会	家庭用燃料電池研究会	家庭用燃料電池の周辺機器・構築への県内企業の新規参入を促進するため、NEDOプロジェクト参加企業をアドバイザーとして研究会を開催し、燃料電池に関する最新情報の収集や、メーカーのニーズと参加企業・大学のシーズの研究、マッチングを行うとともに、交流の促進、ネットワークの形成を図り、開発・事業化を推進する。	家庭用燃料電池の周辺機器・構築への県内企業の新規参入を促進するため、NEDOプロジェクト参加企業をアドバイザーとして研究会を開催し、燃料電池に関する最新情報の収集や、メーカーのニーズと参加企業・大学のシーズの研究、マッチングを行うとともに、交流の促進、ネットワークの形成を図り、開発・事業化を推進する。	その他	産学官等交流支援	—	—	—	—
長野県	長野県工業技術総合センター	技術相談	技術相談	製造業等が企業において、製品開発・製造で直面する技術的・法的な問題の相談を、無料にて受ける。必要に応じて、センター内、あるいは、現地で詳細に相談対応する。相談内容に応じて、依頼出張・機器使用等(有料)を行い、課題解決を図る。	製造業等が企業において、製品開発・製造で直面する技術的・法的な問題の相談を、無料にて受ける。必要に応じて、センター内、あるいは、現地で詳細に相談対応する。相談内容に応じて、依頼出張・機器使用等(有料)を行い、課題解決を図る。	その他	研究開発支援	—	—	—	—
長野県	下諏訪町	知的所有権出願料補助金	知的所有権出願料補助金	町内中小企業が行った特許行への出願に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	町内中小企業が行った特許行への出願に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	助成・補助	知的財産権利化支援	—	—	—	—
長野県	須坂市	研究開発等特許化支援事業	研究開発等特許化支援事業	中小企業等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内)に主たる事業所を有するものに限る。)が研究開発等の成果の特許化を行うものを実施する。	中小企業等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内)に主たる事業所を有するものに限る。)が研究開発等の成果の特許化を行うものを実施する。	助成・補助	研究開発支援	【補助額および限度額】 対象経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。	—	—	—
長野県	千曲市	特許等取得事業	特許等取得事業	中小企業等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内)に主たる事業所を有するものに限る。)が研究開発等の成果の特許化、実用新案登録、高専登録等取得する際に要した経費に対して補助金を交付する。なお、グループが行う場合にあっては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。ただし、この事業による補助金の交付を要した者は、同年度において再びこの補助金の交付対象となることできない。	中小企業等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内)に主たる事業所を有するものに限る。)が研究開発等の成果の特許化、実用新案登録、高専登録等取得する際に要した経費に対して補助金を交付する。なお、グループが行う場合にあっては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。ただし、この事業による補助金の交付を要した者は、同年度において再びこの補助金の交付対象となることできない。	助成・補助	研究開発支援	【補助額および限度額】 特許等の申請に要した経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、20万円を限度。	—	—	—
長野県	中野市	中小企業特許等取得支援事業補助金	中小企業特許等取得支援事業補助金	市内で製造業を営む中小企業業者が、独自の技術で特許または実用新案を取得する場合、費用の一部を補助する。	市内で製造業を営む中小企業業者が、独自の技術で特許または実用新案を取得する場合、費用の一部を補助する。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成率】 補助対象経費の2分の1以内 【限度額】 特許出願20万円、実用新案登録出願10万円	—	—	—

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
長野県 長野市	新産業創出ワーキングショップ支援事業補助金	地域資源及び経営資源を活かし、多様な技術やノウハウを持つ中小企業者が連携して共同で行う調査研究に対して経費の一部を補助することにより、本市における新産業の創出を促進し、本市産業が活性化し発展することを目的とする。	助成・補助	調査研究支援	【助成率】 補助対象経費の2分の1以内 【限度額】 1件あたり1会計年度につき50万円	【支援対象】 新産業創出ワーキングショップ事業を行う中小企業者等であって、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 中小企業者等によるワーキングショップの場合において、3以上の中小企業者等を主とするものであり、市内中小企業者等が代表者となっていること。 (2) 中小企業者等と研究機関によるワーキングショップの場合において、2以上の中小企業者等を主とするものであり、市内中小企業者等が代表者となっていること。 (3) 市長が適宜と認めるもの	【支援対象】 新産業創出ワーキングショップ事業を行う中小企業者等であって、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 中小企業者等によるワーキングショップの場合において、3以上の中小企業者等を主とするものであり、市内中小企業者等が代表者となっていること。 (2) 中小企業者等と研究機関によるワーキングショップの場合において、2以上の中小企業者等を主とするものであり、市内中小企業者等が代表者となっていること。 (3) 市長が適宜と認めるもの
山梨県	県内中小企業者向け技術開発等補助金	技術研究開発等補助金制度は、中小企業の研究開発への取組み等を支援し、中小企業の生産工程の効率化、中小企業製品の高付加価値化等を図ることを目的としており、中小企業が技術研究、新製品開発の研究開発に要する原材料費、機材費等の経費の一部を補助する制度。 1.ものづくり産業支援事業費補助金 (1) 地場産業研究開発事業費補助金 経営基盤の強化や技術革新に即応するため、新技術及び新製品の研究開発等を行う事業への助成制度 (2) 成長分野研究開発事業費補助金 山梨県工業技術センター又は富士工業技術センターのサポートにより産・学・官の共同研究体構築し、成長が期待される分野に係る新技術・新製品の開発を行う事業への助成制度 2.新分野開拓チャレンジ企業総合支援事業費補助金 (1) 新製品研究開発支援事業費補助金：新技術・新製品の開発事業への助成制度 (2) 新製品販路拡大支援事業費補助金：新製品の高い製品の販路拡大事業への助成制度	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助率と補助額】 1.(1) 地場産業研究開発事業費補助金：研究開発事業費の1/2、100万円～500万円 (2) 成長分野研究開発事業費補助金：研究開発事業費の2/3、100万円～1000万円 2.(1) 新製品研究開発支援事業費：500万円 (2) 新製品販路拡大支援事業費：1/2、20万円～100万円	【補助対象】 山梨県内の中小企業者等	【補助対象】 山梨県内の中小企業者等
山梨県	協同法人やまなし産業支援機構	山梨県内で創業しようとする方や創業間もない中小企業者、新事業の立ち上げや経営革新に積極的に取り組む中小企業者に対し、山梨県からアント・基金から運用する助成金の交付などの支援を行う。 【事業内容】 1. 開業資金助成事業 製造業・情報通信業を創業予定又は開業後5年未満の者が必要とする経費の一部を助成 2. みらいファント新製品研究開発支援事業 県内の地域資源を活かして行う新製品・新技術の製品化の取り組みに必要とする経費の一部を助成 3. みらいファント新製品販路開拓支援事業 県の地域資源を活かして行う新製品・新技術の販路開拓の取組みに必要とする経費の一部を助成 4. 地域技術情報発信事業 県内の得意企業が新製品、新技術を全国に情報発信するために必要な経費の一部を助成 5. 創造者育成事業 ビジネスプランコンテストを開催して優秀なビジネスプランへの表彰・奨励金交付や専門家による創業支援	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率と助成限度額】 1. 開業資金助成事業：2/3以内、150万円 2. みらいファント新製品研究開発支援事業：2/3以内、150万円 3. みらいファント新製品販路開拓支援事業：2/3以内、75万円 4. 地域技術情報発信事業：1/2以内、35万円 5. 創造者育成事業・奨励金支給：中小企業診断士による創業支援	【支援対象】 県内に本社（拠点）を設置して創業を行う者、県内に本社（拠点）のある創業後5年未満の者 (1) 農林水産物 (2) 鉱工業品 (3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源	【支援対象】 県内に本社（拠点）を設置して創業を行う者、県内に本社（拠点）のある創業後5年未満の者 (1) 農林水産物 (2) 鉱工業品 (3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源 県内に事業所がある中小企業者又はそのグループ 県内に事業所がある製造業等を行う中小企業者 県内に事業所がある製造業等を行う中小企業者 県内に在任者、県内に通勤、通学されている方
山梨県	協同法人やまなし産業支援機構	研究開発に必要な資金の借り入れに対する債務保証をおこなう。優れた技術力や製品開発力を持ちながら資金調達の不足により研究開発が円滑に行き進まない企業のため、研究開発の資金の借り入れに対し、無担保で債務保証を行い、優れた自主技術を持つた企業の育成を図る。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【保証限度】 借入金の80%以内(2,000万円を上限)	【対象事業】 高度技術の研究開発に係る事業 高度技術を活用した新製品の開発及び起業化のための事業 新技術導入による生産工程の合理化のための事業	【支援対象】 甲府地域テクノポリス圏域内において、6ヶ月以上継続して事業活動を行う中小企業者や組合。
山梨県	協同法人やまなし産業支援機構	高い技術力を持つた企業を育成し、地域産業の活性化を図るため、企業や共同研究グループなどに対して、製品化及び起業化のための研究開発費の一部を助成する。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援	【助成率】 対象経費の1/2以内 【助成額】 500万円を限度	【支援対象】 山梨県内において事業活動を行う企業やその企業を中心とした共同研究グループ等	【支援対象】 山梨県内において事業活動を行う企業やその企業を中心とした共同研究グループ等

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
山梨県 財団法人やまなし産業 支援機構	地域技術起業化推進事業	【起業化助成事業】 中小企業又は中小企業グループによる起業化によって、技術革新の進展に即応した技術や製品の開発又は生産等に利用するために必要な経費の一部を助成する。 【農産物交流促進助成事業】 中小企業者の技術及び経営資源等の共有化による種数の中小企業者の起業化を促進し、県内産業の活性化に資するたため、中小企業者のグループなどによる事業活動に要する経費の一部を助成する。 【産官学交流促進助成事業】 県内中小企業者の技術高度化及び起業化を促進し、県内産業の活性化に資するため、中小企業者と大学又は公設試験研究機関の研究員等とが構成するグループ等による事業活動に要する経費の一部を助成する。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援 産官学等交流支援	【助成率と限度額】 ・起業化助成事業：対象経費の1/2以内、500万円 ・農産物交流促進助成事業：対象経費の2/3以内、50万円 ・産官学交流促進助成事業：対象経費の2/3以内、50万円	【対象となる事業】 ・起業化助成事業 ・原材料の購入経費 ・機械装置・工具器具の購入・製造・改良・据付または改善に要する経費 ・高圧の購入に要する経費 ・情報収集に要する経費 ・市場開拓に要する経費 ・上記のものほか、財団が特に必要と認める経費 ● 産官学交流促進助成事業、産官学交流促進助成事業 ・講師及び専門家の謝金 ・旅費・資料作成費 ・会場費 ・上記のものほか、財団が特に必要と認める経費	【支援対象】 県内の中小企業者等
山梨県	新事業創出支援体制	地域に蓄積された技術シーズ、研究資源及び人材などの地域産業資源の有効活用を図るための共通的情報基盤整備やワンストップ・サービス型の総合相談窓口の開設、各支援機関の連絡会議などを行い、新事業創出に向けた効果的・効果的な支援事業の展開を促進し、本県における新事業創出を加速化していく。	その他	事業化支援	-	-	-
山梨県	アイマッセ山梨	産官公野の新製品の展示や新技術の紹介などを通し、情報・技術・文化の交流を促進する場として活用。	その他	産官学等交流支援	-	-	-
山梨県	財団法人やまなし産業 支援機構	創業を志している方や新たな事業計画を立てている中小企業の中で、その事業の可能性の評価や実現のための支援を希望される方の事業計画案について、年間を通じて受け付けている。また、専門家による経営や技術の診断助言を受けたい方の相談にも応じる。	その他	企業育成支援	-	-	-
山梨県	山梨県工業技術センター	企業が新技術・新製品等の研究開発などをを行う際に、実施が困難な課題について企業に代わり、専門知識を持つ当センターの職員が、所有する設備や機器を利用して研究開発を行う。	人材派遣・技術支援 その他	研究開発支援 事業化支援	-	-	【支援対象】 山梨県内の企業等
山梨県	設備利用	生産技術の改善・開発、製品の品質向上、新製品の開発等を目的として、可能な限り企業に施設・設備機器を開放している。	環境整備	事業化支援	-	-	-
山梨県	都留市	特許権および実用新案権の取得を有している方に対して、特許権の発明・振興に貢献することを目的としている。	助成・補助	知的財産権利化支援	【助成額】 ・特許権 ・特許出願審査の請求にかかる1件あたりの手数料の2分の1以内の額。 ・実用新案権 ・実用新案技術評価の請求にかかる1件あたりの手数料の2分の1以内の額。	【支援対象】 特許権取得促進助成金を受け取るためには、次の条件を満たしていることが必要。 ・市内在住している方で、住民基本台帳法に基づき、市の住民票に記載されている方。 ・法人：本社・本店等の居所が市内の登録である法人。	
静岡県	新事業展開支援資金(高度技術開発助成)	県内で事業を営んでいる中小企業者等であって、浜松テクノポリス地域内で高度技術に立脚した研究開発等を行う場合に必要となる設備資金、運転資金を融資する。	融資・貸付	研究開発支援	【融資限度額】 設備資金および運転資金の合計7,000万円(1企業1組合) 【融資利率】 年1.7%	【償還方法】 元金均等返済償還又は元利均等返済償還(1年以上以内の償還期間を認める) 【信用保証・保証料】 浜松地域テクノポリス推進機構の保証付き(保証料は年0.9%) 【申込受付機関】 浜松地域テクノポリス推進機構	【融資対象者】 県内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、浜松テクノポリス地域内において高度技術に立脚した研究開発等を行うもの
静岡県	地域産業総合支援事業補助金(経営革新事業)	独創性のある元来産産業づくりのため、中小企業の一層の生産性向上を目指すことを目的に、地域産業の発展に寄与する県内の中小企業者等が行う新商品・新技術等の開発、販路開拓への取組を支援する。	融資・貸付	事業化支援	【年度額(融資利率)】 ・新商品・新技術・新技術開発300万円(必要経費の1/2以内) ・販路開拓200万円(必要経費の1/2以内)	【申請の要件】 中・企業新事業活動促進法に基づき県が承認した「経営革新計画」を実施する中小企業者及び組合等	【利用条件】 1. 新商品・新技術・新技術の開発研究に関する事業 (1) 新商品、新技術の商品化又は新技術のための開発設計 (2) 新商品又は新技術の商品化のための設備の運転研究事業 2. 新商品又は新技術の企業化に関する事業 (1) 新商品又は新技術の商品化のための試作・改良 (2) 商品化された新商品又は新技術のデザイン等の改善事業 3. その他、新商品・新技術又は新技術の開発として知事が適当と認めた事業

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
静岡県 静岡県 静岡県	農工商連携基金事業助成金 産学官連携研究開発助成事業 中小企業研究開発助成事業	財団法人しずおか産業創造機構では、静岡県、中小企業基盤整備機構と共同で総額10億円のしずおか農商工連携基金を造成し、地域産業の活性化をはかるため、中小企業者と農林漁業者が連携して行う、新商品の開発、販路開拓、省工本等への取組に対して助成金を交付する。 財団法人しずおか産業創造機構は、新たに創業した中小企業者又は今後創業しようとする者や、支店もつて地場産業における創造的中小企業者の創出に寄与することを目的とし、新技術・新製品に関する研究開発(実用化を目的とした試作等)に対し、その経費の一部を助成する。 しずおかスタートアップ投資事業有期責任組合(無期責任組合)に本店を有する17の金融機関は、新たな事業展開を計画しているスタートアップ企業、創業間もない中小企業および新規設立事業会社に対し、資本参加の形態により定額資金を供給し、当該企業の研究開発、事業化の推進を目的に出資を行う支援事業。	助成・補助 助成・補助 助成・補助	【助成率】 助成対象経費の2/3以内 【助成限度額】 200万円 10億円 【助成率】 対象経費の2/3以内 【助成限度額】 200万円 【助成率】 対象経費の2/3以内 【助成限度額】 500万円 【助成率】 対象経費の10/10以内 1,000万円(1年間)	【対象事業】 中小企業者と農林漁業者のそれとが保有する経営資源(設備、技術、知識、技能等)を活用した「新商品、新サービス開発事業」、「販路開拓事業」、「省エネルギー等対策事業」とする。 【利用条件】 (1)助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合本助成金は受けることはできない。 (2)助成事業終了後5年間、毎年年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただく。 (3)助成事業終了後2年内の事業化を目標とし、その事業化年度の総売上高が助成事業費総額の総売上高と比較し中小企業者では95%以上、農林漁業者では3%以上の増加を目標とした事業である必要がある。等 【開発技術の要件】 (1)開発技術が実用化を目的とした開発試作であり、自然科学技術を活用したものがあること (2)実用化の見込みがある技術であること (3)その技術の実用化で経済的波及効果が期待できること (4)自社のみの利益にとどまらず、県内産業の発展や公共の利益に寄与すること 【開発技術の要件】 (1)開発技術が実用化を目的とした開発試作であり、自然科学技術を活用したものがあること (2)実用化の見込みがある技術であること (3)その技術の実用化で経済的波及効果が期待できること (4)自社のみの利益にとどまらず、県内産業の発展や公共の利益に寄与すること 【開発技術の要件】 (1)開発技術が実用化を目的とした開発試作であり、自然科学技術を活用したものがあること (2)実用化の見込みがある技術であること (3)その技術の実用化で経済的波及効果が期待できること (4)自社のみの利益にとどまらず、県内産業の発展や公共の利益に寄与すること	【支援対象】 (1)県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する創業5年未満(創業し年度の4月1日)から起算して5年を経過していないものを含む。の中小企業者 (2)県内に住所を有し、助成対象事業が終了してから1年以内に創業を予定している個人 ※当該財団の助成を受けたことがある場合は、助成終了後3年以上経過していること 【支援対象企業】 静岡県内に本社を有しているか又は設置しようとしており、かつ株式会社公開の計画をもちあはるものは株式会社公開と同時に成長計画をもち中小企業者、起業家で、次のいずれか等の成長するもの 1.(旧)中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の規定に基づく認定企業 2.(旧)中小企業経営革新支援法の承認企業 3.中小企業経営革新支援法における経営革新計画承認企業 4.中小企業新事業活動促進法における新事業計画認定を受けた計画参加企業 5.会社設立後3年を超えない企業のうち実質的な事業開始から3年以内であること認められる中小企業 6.特許等の技術移転に係る契約(実施契約または譲渡契約)を基に大学等の研究成果を事業化しようとする企業 7.自己の研究テーマを事業化するため、大学等の教職員が自ら設立しようとする又は取組となって設立しようとする企業 8.大学等(大学、高等専門学校、国立研究所、公設試験研究機関をいう)との共同研究を実施し、事業化しようとする企業 9.その他無償責任組合員が認める企業
静岡県	産学官連携研究開発助成事業	専門的知識と実務経験を有する者や、知識経験の分野ごとに経営分野・技術分野・情報化分野・デザイン分野の経営アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録し、中小企業等が経営革新を図る上で必要な課題の解決に向けて適切な助言を行う。 【対象分野】 (1)経営分野 (2)技術分野 (3)情報化分野 (4)デザイン分野 (5)ISO認証取得アシスタント	人材派遣・技術支援	【費用負担】 (経営分野・技術分野・情報化分野、デザイン分野)当産業機構が専門家(アドバイザー)に支払う謝金(30,000円)及び旅費の3分の1を負担する。なお、負担する金額は派遣するアドバイザーの旅費により異なるが、1日(回)につき1万円～1.5万円程度。	【支援対象】 県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する中小企業者 ※当該財団の助成を受けたことがある場合は、助成終了後3年(創業者研究開発助成事業は除く)以上経過していること	
静岡県	産学官連携研究開発助成事業	地域産業の発展、活性化に波及効果の高い新技術の実用化及び新製品の事業化を産学官、学官、県工業技術研究所等が連携して行う研究開発(実用化を目的とした試作等)に対し、その経費の一部を助成する。	助成・補助	【助成率】 対象経費の2/3以内 【助成限度額】 500万円	【支援対象】 県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する中小企業者 ※当該財団の助成を受けたことがある場合は、助成終了後3年(創業者研究開発助成事業は除く)以上経過していること	

精 神 回 県	支 援 機 関	富 士 宮 市	施 策 名	事 業 概 要	支 援 手 法	カ ー ン コ リ 分 類	支 援 事 業	交 付 金 額 等	基 本 要 件 (補 助 事 項、事 業 件 等)	応 募 申 請 者 の 要 件
愛 知 県	富 士 宮 市	富 士 宮 市 知 的 財 産 権 取 得 事 業 費 補 助 金	富 士 宮 市 知 的 財 産 権 取 得 事 業 費 補 助 金	市 内 中 小 企 業 等 の 新 技 術 及 び 新 産 品 の 開 発、ま た は、そ の 新 技 術、新 産 品 を 保 護 し、も っ て 本 市 中 小 企 業 の 競 争 力 及 び 経 営 基 礎 の 強 化 並 び に 産 業 の 振 興 を 図 る た め、知 的 財 産 権 の 取 得 事 業 を 行 う 市 内 の 中 小 企 業 者 等 に 対 し、予 算 的 範 囲 内 で 補 助 金 を 交 付 す る。	助 成・補 助	知 的 財 産 権 利 化 支 援	【助 成 理 由】 【出 願 限 度 額】 ・特 許 20 万 円 ・実 用 新 案 10 万 円 ・意 匠 10 万 円 ・商 標 10 万 円 ※ だ し、各 補 助 対 象 事 業 の 補 助 金 計 額 は 30 万 円 を 超 え な い も の と す る。	【支 援 対 象】 ① 中 小 企 業 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 中 小 企 業 者 ② 中 小 企 業 団 体 の 組 織 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 中 小 企 業 団 体 ③ 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 法 人		
愛 知 県	富 士 宮 市	高 度 先 端 産 業 立 地 促 進 補 助 金	高 度 先 端 産 業 立 地 促 進 補 助 金	高 度 か つ 先 端 的 な 技 術 を 利 用 す る 産 品 の 製 造、又 は 研 究 行 う 工 場 等 を 新 設 さ れ る 場 合 補 助 金 を 交 付 す る。 【対 象 対 象】 ① 健 康 長 壽、② 環 境、エ ネ ルギ ー、③ 航 空 宇 宙、④ ナ ノ テ ク ノ ロ ジ ー、⑤ バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー、⑥ IT、⑦ そ の 他 知 事 が 認 め る 高 度 先 端 的 な 技 術 分 野	環 境 整 備 補 助・責 任 担 当	研 究 開 発 支 援	【補 助 限 度 額】 (1) 企 業 へ の 直 接 補 助：5 億 円 (市 町 村 を 通 じ て の 間 接 補 助：10 億 円) 【補 助 対 象】 (1) 企 業 へ の 直 接 補 助：工 場 10% 以 上 / 研 究 所 を 通 じ て の 間 接 補 助 (2) 市 町 村 を 通 じ て の 間 接 補 助：補 助 対 象 事 業 の 10% 以 内	【支 援 対 象】 高 度 か つ 先 端 的 な 技 術 を 利 用 す る 産 品 の 製 造、又 は 研 究 行 う 工 場 等 を 新 設 さ れ る 企 業		
愛 知 県	富 士 宮 市	愛 知 県 海 外 特 許 等 取 得 知 的 財 産 活 用 促 進 事 業 費	愛 知 県 海 外 特 許 等 取 得 知 的 財 産 活 用 促 進 事 業 費	【あ い ち 知 的 財 産 創 造 プ ラ ン (改 訂 版)】 (平 成 20 年 2 月 改 定) に 基 づ き、た だ し、若 し 海 外 の 特 許、意 匠 (テ ン ギ ン)、商 標 (ト レ ー ド マ ー ク)、サ ー ビ ス マ ー ク) の 出 願 や 知 的 財 産 を 活 用 し た 研 究 開 発 事 業 に 関 す る 経 費 の 一 部 を 助 成 す る 補 助 金 制 度 を 設 け て い る。 【補 助 対 象 事 業】 1. 海 外 特 許 等 取 得 事 業 ・ 海 外 意 匠、商 標 出 願 ・ 海 外 特 許 出 願 2. 知 的 財 産 活 用 促 進 事 業	助 成・補 助	知 的 財 産 権 利 化 支 援 研 究 開 発 支 援	【補 助 限 度 額】 1. 海 外 特 許 等 取 得 事 業 ・ 海 外 意 匠、商 標 出 願 ・ 海 外 特 許 出 願：意 匠、商 標 出 願 対 象 経 費 の 1/2 以 内 【補 助 対 象】 1. 海 外 特 許 等 取 得 事 業 ・ 海 外 意 匠、商 標 出 願 ・ 海 外 特 許 出 願：意 匠、商 標 出 願 対 象 経 費 の 1/2 以 内 2. 知 的 財 産 活 用 促 進 事 業：1 企 業・グ ル ー プ 以 上 ・ 海 外 特 許 出 願：1 企 業・グ ル ー プ 1 件 以 上 ・ 海 外 特 許 出 願：1 企 業・グ ル ー プ 1 件 以 上	【支 援 対 象】 ・ 愛 知 県 内 中 小 企 業 者 又 は そ れ ら の 中 小 企 業 者 で 構 成 さ れ る グ ル ー プ		
愛 知 県	富 士 宮 市	外 国 (特 許) 出 願 支 援 事 業	外 国 (特 許) 出 願 支 援 事 業	特 許 を 活 用 し て 海 外 市 場 へ の 販 路 を 探 討 中 の 中 小 企 業 向 け に、外 国 へ の 特 許 出 願 に 要 す る 費 用 の 一 部 を 助 成 す る 制 度 【補 助 対 象 事 業】 ・ 特 許 出 願 費 ・ 特 許 出 願 料 ・ 特 許 出 願 手 数 料、弁 理 士 費 用、翻 訳 料 等 【補 助 限 度 額】 ・ 特 許 出 願 費：1 企 業 (1 グ ル ー プ) 150 万 円 以 内 ・ 特 許 出 願 料：1 企 業 (1 グ ル ー プ) 150 万 円 以 内 ・ 特 許 出 願 手 数 料、弁 理 士 費 用、翻 訳 料 等：1 企 業 (1 グ ル ー プ) 50 万 円 以 内	助 成・補 助	知 的 財 産 権 利 化 支 援	【補 助 限 度 額】 1. 特 許 出 願 費：1 企 業 (1 グ ル ー プ) 150 万 円 以 内 【補 助 対 象】 ・ 特 許 出 願 費 ・ 特 許 出 願 料 ・ 特 許 出 願 手 数 料、弁 理 士 費 用、翻 訳 料 等	【支 援 対 象】 ・ 愛 知 県 内 中 小 企 業 者 又 は そ れ ら の 中 小 企 業 者 で 構 成 さ れ る グ ル ー プ		
愛 知 県	富 士 宮 市	愛 知 県 中 小 企 業 者 開 発 基 礎 技 術 開 発 推 進 費 補 助 金	愛 知 県 中 小 企 業 者 開 発 基 礎 技 術 開 発 推 進 費 補 助 金	県 内 の 中 小 企 業 者 が 行 う 次 世 代 産 業 分 野 へ の 通 用 を 目 指 す 研 究 開 発 費、又 は 基 礎 技 術 開 発 費、又 は 基 礎 技 術 開 発 費 を 目 的 と し た 一 般 技 術 開 発、又 は 基 礎 技 術 開 発 費 を 目 的 と し た 一 般 技 術 開 発、又 は 基 礎 技 術 開 発 費 を 目 的 と し た 一 般 技 術 開 発、又 は 基 礎 技 術 開 発 費 を 目 的 と し た 一 般 技 術 開 発 【補 助 対 象 事 業】 (1) 一 般 技 術 開 発 ・ 県 内 の 中 小 企 業 者 が 行 う 次 世 代 産 業 分 野 へ の 通 用 を 目 指 す 研 究 開 発 費、又 は 基 礎 技 術 開 発 費、又 は 基 礎 技 術 開 発 費 を 目 的 と し た 一 般 技 術 開 発 (2) 新 エ ネ ルギ ー 一 般 技 術 開 発 ・ 県 内 の 中 小 企 業 者 及 び 県 外 の 中 小 企 業 者 が 他 企 業、大 学、又 は 研 究 機 関 と 連 携 し て 実 施 す る 新 エ ネ ルギ ー 一 般 技 術 開 発 費	助 成・補 助	研 究 開 発 支 援	【補 助 限 度 額】 (1) 一 般 技 術 開 発：1/2 以 内 (2) 新 エ ネ ルギ ー 一 般 技 術 開 発：1/2 以 内 【補 助 対 象】 (1) 一 般 技 術 開 発：50 万 円 から 200 万 円 ま で (2) 新 エ ネ ルギ ー 一 般 技 術 開 発：50 万 円 から 500 万 円 ま で	【支 援 対 象】 県 内 中 小 企 業 者 (大 企 業 子 会 社 は 除 く)		
愛 知 県	富 士 宮 市	特 許 総 合 相 談 窓 口	特 許 総 合 相 談 窓 口	特 許 に 関 す る 相 談 は、そ の 内 容 に 応 じ て 様 々 な 支 援 機 関 が 受 け 付 け て い る。し かし、中 小 企 業 の 方 々 は、特 許 に つ い て、こ れ ら 既 存 の 支 援 機 関 で は 該 当 し な い よ う な 事 業 や ど こ に 相 談 し た ら よ い か ら ら ず、特 許 総 合 相 談 窓 口 に 対 し、特 許 相 談 窓 口 に 関 し て 運 切 な 支 援 機 関 を 紹 介 す る。ま た、運 切 な 支 援 機 関 が ない 場 合 に つ い て は、専 門 的 な 知 識 を 有 す る ス ー パ ー バ ー ア ー ド バ イ オ サ ー が 無 料 で 相 談 に 応 じ る。	そ の 他	知 的 財 産 戦 略 的 活 用 支 援	【回 答 方 法】 回 答 は、面 談、郵 送、FAX、メ ー ル の うち、相 談 者 が 希 望 す る 方 法 で 回 答、支 援 機 関 の 紹 介、日 程 調 整 等 の 連 絡 は 電 話 又 は メ ー ル で 行 う こ と が あ る。	【支 援 対 象】 愛 知 県 内 中 小 企 業 者、愛 知 県 内 に 在 住 の 個 人		

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件		
愛知県		あいち知的財産人材サポート事業	あいち知的財産人材サポート事業	知的財産や技術開発等に關して豊富な経験を持つ大企業OB等のOB人材を、あいち知的財産人材サポートとして組織化し、中小企業からの依頼に応じ、中小企業の知的財産活動や技術開発等に對してアドバイザー等を行う。	知的財産や技術開発等に關して豊富な経験を持つ大企業OB等のOB人材を、あいち知的財産人材サポートとして組織化し、中小企業からの依頼に応じ、中小企業の知的財産活動や技術開発等に對してアドバイザー等を行う。	人材派遣・技術支援	支援事業	事業化支援 研究開発支援 知的財産戦略的活用支援 知的財産人材育成支援	交付金額等	【サポート】がアドバイザー等を行う主な認定業務 ○海外特許取得のノウハウ、権利侵害対応、知財戦略(ブランドポロックス化、周辺特許の固め方など)、訴訟やライセンス等の契約業務、先行技術、特許調査、保有特許の有効活用(他企業へのライセンス等)、知財を活用した新製品の販路開拓 ○技術 ・知財を考慮した技術開発、開発や製品化に関する情報、業界関連情報の収集、特化した分野、技術についてのアドバイザー、大学、研究機関、異業種の共同研究等の橋渡し ○社内体制整備 ・社員への知的財産教育、職務発明の取り扱い、工場内改善提案	【支援対象】 愛知県内に事務所を有する中小企業等					
愛知県		あいち知的財産人材交流研究会	あいち知的財産人材交流研究会	様々な立派で知的財産に關わる方や知的財産に興味がある方が、お互いの知識を深めあうとともに、人的ネットワークを形成する機会を設けるために、「あいち知的財産人材交流研究会」を実施している。	様々な立派で知的財産に關わる方や知的財産に興味がある方が、お互いの知識を深めあうとともに、人的ネットワークを形成する機会を設けるために、「あいち知的財産人材交流研究会」を実施している。	その他	知的財産人材育成支援 産学官等交流支援									
愛知県		外資系企業進出支援補助金(事務所等賃借経費)	外資系企業進出支援補助金(事務所等賃借経費)	県内産業及び地域経済の一層の活性化を図るため、外資系企業が新たに県内(名古屋市を除く)に事務所・事務所等を開設する場合に経費の一部を補助する。	県内産業及び地域経済の一層の活性化を図るため、外資系企業が新たに県内(名古屋市を除く)に事務所・事務所等を開設する場合に経費の一部を補助する。	環境整備	企業育成支援	【補助制度額】 3,000千円 【補助・助成支給率】 1/2								
愛知県		中小企業ハブズオン支援事業	中小企業ハブズオン支援事業	愛知県では、平成20年2月に策定した「あいち知的財産創造プラン(改訂版)」に基づき、知的財産を活用することの重要性を効果的に啓発するため、ハブズオン支援モデル事業を実施することとした。 この事業は、特許等知的財産を活用して事業化しようとする中小企業に対して、中小企業診断士、デザイナー、弁理士など複数の専門家が支援チームを形成し、事業化に向けて総合的・継続的(最長3年)に支援を行う。	愛知県では、平成20年2月に策定した「あいち知的財産創造プラン(改訂版)」に基づき、知的財産を活用することの重要性を効果的に啓発するため、ハブズオン支援モデル事業を実施することとした。 この事業は、特許等知的財産を活用して事業化しようとする中小企業に対して、中小企業診断士、デザイナー、弁理士など複数の専門家が支援チームを形成し、事業化に向けて総合的・継続的(最長3年)に支援を行う。	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援									
愛知県	財団法人科学技術交流財団	共同研究推進事業	共同研究推進事業	企業単独ではリスクが大きくなり、実施に至らない事業化段階以前の基礎技術研究に對して支援を行い、事業化へアプローチするなど研究シーズを育てることを目的としている。 大学等(大学、高等専門学校、大学共同利用機関)が保有する法人、国及び地方公共団体の試験研究機関)が保有する研究シーズと、国及び地方公共団体の試験研究機関)が保有する研究シーズとを企業に技術シーズを効果的に連携させた高度な研究開発課題に對して研究委託し、地域における新産業の創出や新技術の向上を図るため、研究開発費を支援する	企業単独ではリスクが大きくなり、実施に至らない事業化段階以前の基礎技術研究に對して支援を行い、事業化へアプローチするなど研究シーズを育てることを目的としている。 大学等(大学、高等専門学校、大学共同利用機関)が保有する法人、国及び地方公共団体の試験研究機関)が保有する研究シーズと、国及び地方公共団体の試験研究機関)が保有する研究シーズとを企業に技術シーズを効果的に連携させた高度な研究開発課題に對して研究委託し、地域における新産業の創出や新技術の向上を図るため、研究開発費を支援する	その他	研究開発支援	【研究開発費】 800万円程度/年								
愛知県	財団法人科学技術交流財団	愛知ナノテクノロジースター成果活用促進事業	愛知ナノテクノロジースター成果活用促進事業	当地域が世界有数のものづくり拠点としての特長的発展を図るため、平成15年度から推進している知的ナノテクノロジーの研究プロジェクトの取組及び成果を、自動車、工作機械などの基幹産業の発展、航空宇宙産業などの次世代産業の創出に活かす研究開発テーマを広く募集し、研究開発を委託する。 【委託事業の内容】 (1)技術開発推進支援事業 (2)技術開発推進支援事業	当地域が世界有数のものづくり拠点としての特長的発展を図るため、平成15年度から推進している知的ナノテクノロジーの研究プロジェクトの取組及び成果を、自動車、工作機械などの基幹産業の発展、航空宇宙産業などの次世代産業の創出に活かす研究開発テーマを広く募集し、研究開発を委託する。 【委託事業の内容】 (1)技術開発推進支援事業 (2)技術開発推進支援事業	助成・補助	研究開発支援	【委託事業費の総額】 1年目1,000万円、2年目700万円を上限とする。								
愛知県	財団法人科学技術交流財団	育成試験	育成試験	この事業は、新製品、新事業の芽を育成することを目指すとして、科学技術交流財団の科学技術コーディネータを中心として、大学や公設試験研究機関のユニークな研究シーズと企業独自の技術シーズとのマッチングを行い、研究成果の検証と実用化を目指して企業に研究を委託している(平成16年度より実施)。 【研究内容】 大学や公設試験研究機関が保有する技術シーズの実用化を目指すとして、企業に委託して行う技術開発、同一内容による他の競争資金等の採択要請がないもの	この事業は、新製品、新事業の芽を育成することを目指すとして、科学技術交流財団の科学技術コーディネータを中心として、大学や公設試験研究機関のユニークな研究シーズと企業独自の技術シーズとのマッチングを行い、研究成果の検証と実用化を目指して企業に研究を委託している(平成16年度より実施)。 【研究内容】 大学や公設試験研究機関が保有する技術シーズの実用化を目指すとして、企業に委託して行う技術開発、同一内容による他の競争資金等の採択要請がないもの	助成・補助	研究開発支援	【助成額】 150万円～250万円程度								

支援機関	支援機関	実施名	事業概要	支援手法	分野	交付金額等	基本要件(制約事項、事業条件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
愛知県 財団法人あいち産業振興機構	あいち産業振興機構	あいち中小企業応援ファンド	国(独立行政法人中小企業基盤整備機構)と県の資金に加えて、地域の金融機関の資金協力の下、当機構に基金を形成し、その運用益で、地域資源を活用した中小企業の新事業展開を助成することにより、地域経済全体の底上げを図ることを目的としている。 【補助対象事業】 1. 中小企業者校、新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成(新製品(商品)開発、販路拡大につながるもの) 2. 支援機関校(支援機関が実施)新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成(新製品(商品)開発、販路拡大につながるもの) 3. 地域資源活用による新事業展開の促進を図るため、県内各地域で実施する普及・啓発の取組	助成・補助	事業化支援	【助成限度額と助成率】 1. 中小企業者校 300万円以内、1/2以内 2. 支援機関校 500万円以上1,000万円以内、1/2以内 3. 新製品開発、販路拡大、人材育成 1,000万円以上10,000万円以内、2/3以内 4. 県内各地域で実施する普及・啓発の取組 100万円以上500万円以内、10/10以内	【対象企業】 1. 中小企業者校 2. 愛知県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者(個人、会社及び団体)又はその中小企業者が複数で構成するグループ 3. 支援機関校 4. 愛知県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、観光協会(法人格を有するものに限る)、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、民法34条に規定する公益法人、特定非営利活動法人等 5. 特定児童生活活動法人については、愛知県内の地方公共団体からの中小企業育成又は振興に關する業務委託等の自治体と連携をして業務を行って実績を複数回復有することが条件	【対象者】 愛知県内の中小企業者又は個人事業主	
愛知県 財団法人あいち産業振興機構	あいち産業振興機構	知的財産専門家の派遣	知的財産を経営戦略に活用したい方に対し、知財専門家がサポートする。知的財産の専門家を派遣して、知財戦略コンサルティングを行う。 ■ 次のような課題について、知財専門家が相談を行う。 ・ 特許を企業戦略として活用したい ・ 他社の権利取得状況を把握したい ・ 発明に新規性・進歩性があるか知りたい ・ 社内で特許管理体制を整備したい	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援	【派遣費用】 知的財産専門家の派遣に要する費用(謝金及び旅費)の3分の1の額を負担していただく。 * 専門家を派遣の1回当たり謝金は、30,000円(うち申込者の負担は10,000円)。 (例) 専門家を派遣を10回受け、1回の旅費が1,500円の場合 申込者負担額(30,000円×1,500円)×1/3×10回=105,000円	【対象企業】 県内に派遣する事業所があり、次のいずれかに該当する方々が対象となる。 1. 経営革新等を行っている経営の向上を目指す意欲ある中小企業者(研究開発、新製品、新サービスの事業化、新分野進出、事業の多角化等) 2. 創業期(原則として創業後5年以内)にある中小企業者及び創業予定者(具体的な創業計画をたてている方) 3. 技術的課題への対応に取り組んでいる中小企業者		
愛知県 財団法人あいち産業振興機構	創業プラザあいち	経営・技術外部専門家派遣	会社の経営、技術の諸課題の解決を支援する。中小企業診断士、技術士等から企業の希望する支援内容に応じた専門家を当機構が紹介する。なお、企業が専門家を指名することもできる。	情報提供	事業化支援 企業育成支援	【費用負担】 専門家派遣は、有料で専門家派遣に要する費用の3分の1(謝金1日あたり10,000円及び旅費の3分の1)を負担し、負担金は、初回派遣日の前日までに(機構が指定する日)に納入する。	【対象者】 利用できる人は、次のいずれにも該当する人です。 1. 愛知県内で創業を予定している個人であること(本店所在地を県内に置くこと) 2. 事業計画があること 3. 計画の事業が必ず長年に反しないものであること 4. 利用に際しての予定を遵守できること なお、利用期間は原則として6ヶ月以内である。		
愛知県 財団法人あいち産業振興機構	あいち新事業活動促進連携会議	あいち新事業活動促進連携会議	中小企業新事業活動促進法に基づいて国が定めた基本方針に基づき策定された愛知県新事業活動促進法の「新事業支援機関」相互の連携強化を図るため、平成17年6月に設置され、連絡調整、情報交換等を行っている。「新事業支援機関」は、地域に蓄積された産業資源を活用して中小企業の新事業活動を支援する機関で、経済団体や試験研究機関等44機関に及び、新事業支援体制(地域プラットフォーム)が整備されている。財団法人あいち産業振興機構は、地域における支援機関の中心となつて支援事業を推進する中核的支援機関に認定され、ワンストップサービスの拠点、総合窓口としての支援のほか、連携会議の運営を行っている。	その他	事業化支援				
愛知県 財団法人あいち産業振興機構	有望ビジネス事業化サポート事業	有望ビジネス事業化サポート事業	財団法人あいち産業振興機構では、地元産業の発展を図るため、創業をめざす方や中小企業者の方々の新規性・独創性のあるビジネスプランの事業化を支援する。有望ビジネス事業化サポート事業に採択されたプランについては、経営・技術・販路開拓等の専門家を無料で派遣して事業化を支援するとともに、その内容を広く紹介している。 【支援内容】 ・ 経営、販路開拓、技術開発などの専門家を無料で派遣して課題の解決に向けて、事業化を支援する。 ・ 県融資制度の「経済環境適成資金」の対象となるほか、日本政策金融公庫の「新規開業資金(創業5年以内の方)」(特別利率等の適用対象となる。 ・ 県や機構のホームページや広報誌などで事業が紹介される。 ・ 資金提供、技術提供、販路開拓などビジネスパートナーとの出会いの場である有望ビジネスマッチング交流会へ優先的に参加できる。	人材派遣・技術支援	事業化支援	【対象事業】 新規性・独自性、市場性のある有望なビジネスプランで、製品開発や販路開拓等を支援することにより事業化が期待できるもの。 【支援内容】 ・ 経営、販路開拓、技術開発などの専門家を無料で派遣して課題の解決に向けて、事業化を支援する。 ・ 県融資制度の「経済環境適成資金」の対象となるほか、日本政策金融公庫の「新規開業資金(創業5年以内の方)」(特別利率等の適用対象となる。 ・ 県や機構のホームページや広報誌などで事業が紹介される。 ・ 資金提供、技術提供、販路開拓などビジネスパートナーとの出会いの場である有望ビジネスマッチング交流会へ優先的に参加できる。	【対象者】 次のいずれかに該当する方で、業種・業態は問わない。 1. 県内で創業しようとする方 2. 創業後3年未満の中小企業者 3. 新たな事業に進出しようとする中小企業者		

支援助具	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
愛知県	名古屋市長古屋市	名古屋市長古屋市知的財産権取得補助制度	優秀な発明や考案を保護し権利化する機運を高め、国内外での知的財産権の活用や権利保全を支援し、ベンチャー企業の育成や市内中小企業の競争力の強化を図るため、市内の中小企業に対し、国内外での知的財産権の出願に要する経費の一部を補助	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助率】 補助対象経費総額の3分の1以内 【件当たり補助額】 (1)国内出願 1企業あたり10万円を限度 (2)外国出願 1企業あたり30万円を限度	【補助の対象となる出願】 (1)国内出願 国内での特許権、実用新案権、意匠権の出願 (2)外国出願 (a)外国での特許権、実用新案権、意匠権の出願、(b)特許国際協力条約に基づく出願(PCT出願) ・国内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等で、新産業分野において上記(1)・(2)のいずれかに該当し、事業可能性評価委員会の事業評価を受けていること。	【支援対象】 次の各項目に該当する方 (1)市内に主たる事務所を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業者 (2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、国内外での知的財産権の出願を完了する方 ・市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等で、新産業分野において上記(1)・(2)のいずれかに該当し、事業可能性評価委員会の事業評価を受けていること。
愛知県	名古屋市長古屋市	名古屋市長古屋市型産業研究施設開設補助制度	都市型産業の研究施設等の開設に要する経費に対し補助を行うことにより、向産業研究施設の立地促進を図るため、名古屋市長古屋市インキュベータ等に 입주した場合、補助制度を利用することができる。	環境整備 融資・貸付	研究開発支援	【補助率/補助限度額】 開設する研究施設、入居時点の創業者数により以下のように補助率が設定されている。 (1)名古屋市長古屋市インキュベータ、名古屋市長古屋市インキュベータへ入居する企業 1年以内：対象経費の50%以内/250万円 1年超5年以内：対象経費の30%以内/150万円 5年超：対象経費の10%以内/100万円 (2)デザイン・ラボ、クリエイティブ・コア名古屋、サイエンス・交流・ラボ、サイエンス・交流・ラボへ入居する企業 5年以内：対象経費の30%以内/150万円 5年超：対象経費の10%以内/100万円 (3)名古屋市長古屋市インキュベータへ入居する企業 1年以内：対象経費の50%以内/500万円 1年超5年以内：対象経費の30%以内/300万円 5年超：対象経費の10%以内/100万円	【補助事業者】 以下の施設に 입주した企業(一定の要件があり) ・名古屋市長古屋市インキュベータ(nabi/金山) ・名古屋市長古屋市インキュベータ(nabi/白金) ・デザインラボ ・クリエイティブ・コア名古屋 ・サイエンス交流・ラボ名古屋 ・名古屋市長古屋市インキュベータ	
愛知県	名古屋市長古屋市	新産業支援資金(産学連携支援資金)	新産業分野において大学等と連携し、ものづくり技術・環境・エネルギー・医療・福祉などの新産業分野において研究開発や試作を実施、または実施しようとしていること。【新産業分野(融資対象分野)】ものづくり技術(先端技術が融合した新製品等)、環境・エネルギー(環境にやさしい素材の開発等)、医療・福祉(医工連携による製造等)などの分野。	融資・貸付	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【融資限度額】 1,000万円	【融資条件】 運転資金：5年以内、年1.6% 【返済方法】 分割返済(借入2か月以内) 【貸付共有制度】 対象 【担保・保証人】 保証人：名古屋市長古屋市信用保証協会所定 担保：不要	【支援対象者】 市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等で、新産業分野において大学等と連携し、研究開発や試作を実施、または実施しようとしていること。大学等又は公的研究機関等から補助を受けていることを証する書類が必要)
愛知県	名古屋市長古屋市	新産業支援資金(通常資金)	市内で事業を営んでいる企業等で、新産業分野において、新製品、新技術等を開発する事業に対して融資する制度。	融資・貸付	事業化支援	【限度額】 3,000万円	【新産業分野】 ものづくり技術(先端技術が融合した新製品等)、環境・エネルギー(環境にやさしい素材の開発等)、医療・福祉(医工連携による製造等)などの分野。	【申込対象者】 市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等で、新産業分野において(1)・(2)のいずれかに該当し、事業可能性評価委員会の事業評価を受けていること。 (1)独自の技術やノウハウを活用し、新製品の開発、新技術等を開発する事業 (2)独自の技術やノウハウを活用し、自社製品の高付加価値化を図る事業
岐阜県		中小企業ものづくり総合支援事業費補助金	厳しい経営環境にある県内中小企業等に対し、創業段階から成長段階を経て、経営革新による新分野進出等による新たな成長段階までの「ものづくり」を一貫して支援するための補助金。	助成・補助	事業化支援	-	-	-
岐阜県		小規模事業者IT経営導入経費支援事業費補助金	ITを活用した経営強化を目的としたIT投資を行うこととする岐阜県内の小規模事業者を積極的に支援するため、IT投資に必要経費の一部を補助 【補助対象経費】 販売管理等の業務システムシステムの構築又は業務系アプリケーションソフト(基本ソフトは不可)の導入等	助成・補助	企業育成支援	【補助率】 5万円～20万円 【補助率】 補助対象経費の2/2以内	【補助対象】 ・IT投資を行うこととする小規模事業者であり、以下の条件に全て該当すること (1)岐阜県内に主たる事務所を有すること (2)小規模事業者 (3)他に同様の補助金を受けていないこと (4)県税が完納であること ・年度内において1企業1回まで	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	方針・分譲	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
岐阜県	中小企業技術開発促進事業 業費補助金	中小企業等が取り組む新技術・新製品開発事業または、エネルギー関連事業に係る研究開発活動の低減、研究開発意欲の向上を図り、県内産業の活性化を促進することを目的として、岐阜県内に事業所を有する中小企業等が行う新技術・新製品の研究開発事業に要する経費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 直接補助：補助対象経費の1/2以内 間接補助：市町村補助額の1/2以内 かつ補助対象経費の1/3以内 【限度額】 (1)一般枠：100万円以上500万円以下 (2)エネルギー枠：100万円以下	【対象研究開発課題】 (1)一般枠 中小企業者、大学、県研究機関が保有する優れた新技術を活用した研究開発事業 ・特許流通アドバイザー等が提供する未利用技術を活用した研究開発事業 ・医療、ロボット、健康、福祉、環境、IT、バイオ、ナノテク等特長が顕著な分野を対象とした事業 (2)エネルギー枠 エネルギーの有効活用を目的とする次の分野における新技術又は新製品の研究開発事業 ・省エネルギー技術分野 ・自然エネルギー分野 ・バイオマス・廃棄物利用分野 ・燃料電池分野 ・その他革新的エネルギー利用分野	【対象事業者】 県内に事業所を有する中小企業者等(個人事業者、連携体、組合等)であること
岐阜県	財団法人岐阜県産業経済振興センター 活性化等総合支援補助金	財団法人岐阜県産業経済振興センター(岐阜市)では、平成21年7月1日(水)からグリーン・ビジネス事業化等総合支援補助金の募集を開始する。この事業は、県下の中小企業者やNPO法人等が行うエネルギー、環境、バイオマス関連の事業(グリーン・ビジネス)の展開、新エネルギー、省エネルギーの導入に対する支援により、今後、市場拡大が図られるグリーン・ビジネスの活性化につなげることを目的としている。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 グリーン・ビジネスモデル支援 補助対象経費の1/2以内(上限500万円) 興センター* (財)岐阜県産業経済振興センター(理事長が特に認めた場合1,500万円) ・新エネルギー導入等支援 補助対象経費の1/3以内(上限300万円)	【募集にあたっての留意事項】 補助金の申請に当たっては、以下の事項を初め各要領等の記載事項に留意する必要がある。 補助金の交付決定前に事業に着手している場合には補助の対象とならない。 2.グリーン・ビジネスモデル支援の補助事業にあつては、事業終了後5年間、ビジネスモデル管理の状況及び収支状況について報告するほか、交付決定の8ヶ月後と事業年度の最終時には事業遂行状況報告書を提出する。 3.新エネルギー、省エネルギー導入等支援の補助事業は、導入した設備等を利用して少なくとも導入後1年間の普及啓発活動とその他の報告をする。なお、中品品の導入については補助の対象とならない。また、消費税及び地方消費税については補助対象経費から除く。 4.この事業は国の資金を導入した事業のため、補助事業者は国の協賛を受けることがある。 5.補助事業により取得した財産等を他の用途に改つたり、処分等を行ったりする場合に、理事長の承認が必要。その場合、収入があれば全部又は一部を納付していただくことがある。 6.グリーン・ビジネスモデル支援の補助事業は、センターの他の補助事業の対象である場合は補助の対象とならない。また、新エネルギー、省エネルギー導入等支援の補助事業は、国又は県の補助対象事業である場合は補助の対象とならない。	【対象事業者】 岐阜県内に本社又は事業所を有する中小企業基本法に基づき(中小企業者で、引き続き1年以上事業を営んでいる者。(ただし、大企業の支配下にある企業を除く。)) (2)岐阜県内に主たる事務所を有する以下の団体 ①中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同組合連合会 ②中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合及び商工組合連合会 ③一般社団法人及び一般財団法人(特別民法を適用しない)の法人(特別民法を適用しない)の法人(特別民法を適用しない)の法人のうち、構成員が3分の2以上が県内中小企業者である者で、運営規約等が整備されている者 ④その他理事長が適当と認める団体
岐阜県	中小企業経営改革支援事業 業費助成金	この助成金は、県内中小企業が、今回の不況の景気回復後を身振え、体質を改善・強化するための新分野への進出や、生産性向上のためのカギ・ムラ取り、企業連携など、の、次なる成長に向けて行う活動、取り組みに対して、財団法人岐阜県産業経済振興センターが助成を行う。	助成・補助	企業育成支援 知的財産戦略的活用支援	【助成率】 助成対象経費の3分の2以内 【助成限度額】 1.企業当たり300万円を限度。	【助成対象事業者】 (1)新分野、成長分野への進出、参入のための取り組み (2)事業プロセス、生産工程等の見直し (3)品質管理の向上に向けた取り組み (4)環境に配慮した経営に向けた取り組み (5)知的財産の活用のための取り組み (6)M&A、業種転換、業種集約等に向けた取り組み	【対象事業者】 岐阜県内に本社又は事業所を有する中小企業基本法に基づき(中小企業者で、引き続き1年以上事業を営んでいる者。(ただし、大企業の支配下にある企業を除く。)) (2)岐阜県内に主たる事務所を有する以下の団体 ①中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同組合連合会 ②中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合及び商工組合連合会 ③一般社団法人及び一般財団法人(特別民法を適用しない)の法人(特別民法を適用しない)の法人のうち、構成員が3分の2以上が県内中小企業者である者で、運営規約等が整備されている者 ④その他理事長が適当と認める団体

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	岐阜県地域活性化ファンド 事業	歴史、自然、文化を活かした観光産業の発展と地産地消のプ ランド力の向上、さらに地域資源を活用したまちづくり、新しい岐 阜県地域活性化ファンド(産創投)の活用による支援策として、基金「岐 阜県地域活性化ファンド」を創設し、その運用益で地域資源を 活用した創業、経営革新につながる多様な取組に対して助成 を行う。 【対象事業】 (1)地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの創業・経営 革新 (2)商店街活性化 (3)地域のブランド創出・ものづくり支援 (4)まちづくり計画策定支援	助成・補助	支援事業 企業育成支援 調査研究支援 事業化支援	【助成率】 1/3～10/10	【事業内容】 (1)地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの創業・経営 革新 (2)商店街活性化 (3)地域のブランド創出・ものづくり支援 (4)まちづくり計画策定支援 【事業内容】 (1)創業支援事業(独自性の高い新技術・サービス、コミュニ ティビジネス等の創業(創業)事業) (2)新技術・新商品可能性調査事業(企業と大学などの研究機関が 立ち上げに合わせた調査など) (3)新連携事業創出支援事業(企業と大学などの研究機関が 連携し、高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業 の確立に関する支援) など (4)商店街活性化 (5)空き店舗等活用事業 (6)地域資源を活用した商品・サービス開発、向上事業(地域資 源を活用したものづくりの促進をはじめ、各段階(新商品開発、販売力の 強化、ブランド構築)に応じた一貫した支援 (7)新商品開発事業 (8)販売力強化事業 (9)ブランド構築事業 (10)まちづくり計画策定支援 (11)まちづくり計画の策定支援	【支援対象】 中小企業者に限らず、商工団体、NPO、まちづくり団体 など新ビジネスの創出や経営革新などに意欲のある 方々を幅広く支援
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	地域中小企業知財コンサル ティング事業	中小企業の経営戦略の一環として知財財産を戦略的に活用 するための「地域中小企業知財戦略支援事業」を推進し ている。この事業では、岐阜県内の中小企業者の皆様に対し て、知財財産や技術動向の調査、分析等を行う知財財産専門 家等を一定期間集中的に派遣することにより、知財財産活用 のための戦略策定等を支援し、知財財産の戦略的活用等を 促進することを目的としている。	人材派遣・技術支 援	知的財産戦略的活 用支援	-	【事業内容】 (1)知財財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲 があること (2)策定された知的財産戦略を実行することにより、支援の 効果が期待できること (3)独自の技術基盤を持ち合わせていること	【事業内容】 (1)知財財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲 があること (2)策定された知的財産戦略を実行することにより、支援の 効果が期待できること (3)独自の技術基盤を持ち合わせていること
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	岐阜県農商工連携ファンド 事業費助成金	中小企業者と農林漁業者の連携等が行う、互いの経営資 源の活用による創意工夫を促した新商品・新役務の開発や 販路開拓等の取組に対して助成する	助成・補助	事業化支援	【助成率】 通常:1/2以内(一部2/3以内) 特別(至もの):2/3以内 【助成限度額】 通常:50万円(単年) 特別(至もの):100万～500万円(単 年)	【事業内容】 (1)新商品・新役務の開発 (2)販路開拓 (3)販路開拓 (4)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	モノづくりコネクティビティー 事業	モノづくり産業の見える課題を解決し、発掘・成長を推進する ため、ワンストップ・サービスでモノづくり事業者の様々なニ ーズを把握し、コネクティビティーによる総合相談窓口として「モノづくりセンター」 を設け、コネクティビティーによる総合相談窓口や相談研究機関 等と連携を図りながら、研究開発から商品開発、販売・販路 開拓まで総合的に支援する。	その他	研究開発支援 事業化支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	事業可能性評価	新規性のある製品、技術、経営革新等に取り組み中小企業 者の事業プランについて、複数の専門家がなる事業可能性 等評価委員会がその事業の有望性、技術の先進性・発展性 等を総合的に分析し、事業の実現可能性をA、B、Cの三段 階で評価する。評価を受けた企業には、継続的なアドバイス やフォローアップ等、企業の成果段階に応じた必要支援を行 う。	人材派遣・技術支 援	企業育成支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	ゼロスレップコワーキング 事業	起業家育成支援事業 県内6商工会議所に委託して、起業家養成講座を開講する。	その他	事業化支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	産学官共同研究助成事業	当センターとベンチャー・キャピタル、銀行等が出資した組合を 通じてベンチャー企業等への投資を実施し、県内産業の活性 化、新産業の創出、育成及び雇用の確保を図る。	人材育成	企業育成支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	産学官共同研究助成事業	当センターとベンチャー・キャピタル、銀行等が出資した組合を 通じてベンチャー企業等への投資を実施し、県内産業の活性 化、新産業の創出、育成及び雇用の確保を図る。	助成・補助	企業育成支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	産学官共同研究助成事業	当センターとベンチャー・キャピタル、銀行等が出資した組合を 通じてベンチャー企業等への投資を実施し、県内産業の活性 化、新産業の創出、育成及び雇用の確保を図る。	助成・補助	企業育成支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体
岐阜県 財団法人岐阜県産業経 済振興センター	産学官共同研究助成事業	当センターとベンチャー・キャピタル、銀行等が出資した組合を 通じてベンチャー企業等への投資を実施し、県内産業の活性 化、新産業の創出、育成及び雇用の確保を図る。	助成・補助	企業育成支援	-	【事業内容】 (1)販路開拓 (2)販路開拓 (3)販路開拓	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者との連携体、自ら事業を行う NPO等の中小企業以外の若と農林漁業者との連携体

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件(事業要件等)	応募申請者の要件
岐阜県 財団法人岐阜県研究開発財団	地域資源発掘活用プロジェクト事業助成金	県内企業者、組合等、大学、研究機関等で構成される研究会が、産林水産物、県内の加工工業品及びその他の生産に係る技術、観光資源と一体的に地域の特色ある産業資源(以下「地域資源」という。)を活用した新商品、新サービスの開発等に関する研究会活動に對して、助成する。	助成・補助	【助成率】 (1)研究会事業:2/3以内 (2)試作・実証試験事業:10/10以内 【助成限度額】 (1)研究会事業:50万円/単年 (2)試作・実証試験事業:300万円/研究会	【助成対象事業】 (1)研究会事業 (2)試作・実証試験事業 【助成限度額】 (1)研究会事業 (2)試作・実証試験事業	【対象者】 県内企業者、組合等、大学、研究機関等のいずれか3者以上で構成される研究会 ※以下の条件を満たし、規約・事務処理体制及び当該研究会の存続性等から判断して適当と認められるものであること ・当該研究会の代表者が、県内に所在又は在住する者であること ・当該研究会の構成員数の3分の2以上が、県内に所在又は在住する者であること ・事業の実施に係る助成金の交付の窓口となり、かつ、管理を行う事業者をあらかじめ1名1名指定し、当該県内中小企業者等が助成金に係る特別の委託を設けて本事業であることを明確にしていること
岐阜県 財団法人岐阜県研究開発財団	研究開発コーポレート事業	産学官によるネットワーク及び研究開発の集積を十分に活用し、産学官が連携した共同研究を推進するため、次世代技術の自利化や新技術の育成ができるコーポレートを中心に、岐阜大学、岐阜県の研究機関等と協働して技術シーズの発掘・発表・技術シーズとのマッチング、技術移転等のコーディネートを行っている。また、技術シーズ保持者を核として集まった産学官からなる研究会(プロジェクト創出研究会)を創出、育成、支援することにより、共同研究開発を推進するとともに事業化への展開を促進している。	その他	-	【事業内容】 ・プロジェクト創出研究会の創出・育成支援 ・産学官公募型事業(地域資源活用型研究開発事業等)等への応募・機運 ・コーディネート相談	-
富山県	地域団体ブランド発信応援事業	地域ブランド活用啓発のための説明会、相談会を開催するとともに、地域団体商標等の出願経費を助成する。	助成・補助	知的財産権利化支援 補助対象経費の2分の1以内(上限100千円)	-	【支援対象者】 1.地域団体商標の出願 ・商標法の定める要件を備えた事業協同組合等 ・地名入りの「団体商標」の出願 2.地名の定める要件を備えた社団法人その他団体及び事業協同組合等
富山県	富山県産明実地化奨励金	創意工夫意欲の高揚と発明、考案の奨励を図るため、産業財産権(旧工業所有権)の出願経費の助成を行う。	助成・補助	【助成率】 申請1件あたり交付の対象となる経費の2分の1以内。 【上限額】 100,000円	-	-
富山県	地域産業活性化事業費補助金	中小企業者又は組合等が行う新商品・新技術開発事業(以下「新商品・新技術開発事業」という)や組合等が行う販路開拓事業等を支援することを目的として、地域産業活性化事業費補助金の募集を行う。	助成・補助	【助成率】 (1)新商品・新技術開発事業:事業費の1/2(上限額500千円) (2)販路開拓事業:事業費の1/2(上限額300千円) (3)人材育成事業:事業費の1/2(上限額200千円) (4)調査研究事業:事業費の1/2(上限額150千円) (5)新運轉・異業種交流事業:事業費の1/2(上限額50万円)	【注意事項】 (1)補助事業により取得した研究用機器等の財産は、補助事業の目的にのみ使用することができる。 (2)従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはならない。 (3)事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行うこと。 (4)補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になるため、先に資金手当てが必要。	【支援対象者】 富山県内に事業所を有する中小企業者、組合等
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	小水力発電運出支援事業は、小水力発電への様々な技術を持つ企業種からの参入を促し、本県の地域に連した小水力発電技術等の開発を加速化させるため、県内の企業(産学官と連携して、新たに小水力発電分野に参入しようとする取組み、技術開発等)にかかる経費を補助する。	助成・補助	【助成率】 助成対象金額の1/2以内(上限:250千円) 【助成額】 1件あたり950千円以内	【助成対象】 ・小水力発電分野への参入に当っての事業化の構想検討や先行調査・研究 ・県内の小水力発電技術開発支援事業(技術開発支援費)等	【助成対象者】 新たに小水力発電分野に参入しようとする企業
富山県	知的クラスター地域プロジェクト事業(富山型アントゥエイジング医療研究)	知的クラスター創成事業(第2期)「ほくろ健康創造クラスター」において産学を進めている機能性食品や医薬品素材等未病予防に関する実証の研究提案を募集し、地域内の健康関連産業の活性化につなげることを目的として、知的クラスター-地域プロジェクト事業(富山型アントゥエイジング医療研究)に関する研究開発提案の募集、委託する。	助成・補助	【委託金額】 1課題200万円以内	【対象分野】 未病予防につながる栄養・運動・休養に関する研究のうち事業化を目指すもの	【研究提案の応募対象】 県内の大学、公設試験研究機関、企業

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
富山県	富山県新世紀 産業機構	企業二一系対応型産学官共同研究事業	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象経費の1/2以内 【助成限度額】 1課題あたり100万円以内	【対象となる課題】 例として、下記のように自社単独では解決が困難な技術課題を対象とする。 ・当面において解決が急務なものの ・対応策的ない手段で課題対応していたが、根本的な解決が必要なもの ・自社単独では技術改善が困難なもの ・自社技術の事業化に際して、他からの技術支援が必要なもの ・事業化の最終段階で、製品等の品質・性能の分析や評価が必要なもの	【応募対象者】 県内中小企業及び中小企業組合
富山県	富山県新世紀 産業機構	卒業研究テーマ等実用化研究支援事業	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 200万円以内	—	【支援対象】 企業（県内に事業所を有する企業。以下同じ）及び県内の大学等の研究者等が構成されるグループ又は企業、県内の大学等及び公的試験研究機関の研究者等が構成されるグループ
富山県	富山県新世紀 産業機構	次世代ロボット技術開発支援事業	助成・補助	研究開発支援	【限度額】 200万円以内	【利用条件】 【対象者】 応募対象者は、事業目的に沿った、ロボットに関連した技術開発、製品開発提案で、完成品、要素技術の別は問わない。 【応募対象者】 応募対象者は、県内企業（県内に事業所を有する場合は、県内企業と県内大学等高等教育機関（必要に応じて、更に公的試験研究機関）の研究者等が構成される共同研究開発グループ（以下グループと称する）とする。但し、県外企業及び県外大学等の参加も認められる場合がある。また、県内企業の研究者の中からグループ代表者を選出。その所属企業をグループ代表機関とし、当該機関との契約当事者とする。	【支援対象】 企業（県内に事業所を有する企業。以下同じ）及び県内の大学等の研究者等が構成されるグループ又は企業、県内の大学等及び公的試験研究機関の研究者等が構成されるグループ
富山県	富山県新世紀 産業機構	元気とやま中小企業総合支援ファンド事業（ベンチャー企業への投資）	融資・貸付	企業育成支援	【限度額】 （1）間接投資：5,000万円 （2）直接投資：1,000万円	【投資内容】 （1）間接投資：財団の原資預託を受けたベンチャー・キャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの （2）直接投資：間接投資によりベンチャー・キャピタルから投資を受けた中小企業が、財団から直接投資（社債引受）を受けるもの （3）債務保証：中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、財団が債務保証するもの	【支援対象】 次のいずれかの要件を満たす者 ・事業を営んでいない個人が事業を開始した中小企業者であって、創業後1年未満の者 ・中小企業新事業活動促進法の認定を受けた者、または当該機構及び県知事がこれに類する事業と認められた事業を行う者 ・産学官連携により研究開発、技術の実用化等の事業展開を行う者、または大学発ベンチャー企業を設立しようとする者
富山県	富山県新世紀 産業機構	新商品・新事業創出公募事業	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 200万円以内	【対象となる取組】 下記の取組を支援対象とする。なお、同様の内容で国・県等のプロジェクトの補助対象となる場合は、又は過去の取組に重複するものではない。 （1）ハイテク分野 （2）深層水分野 （3）新エネルギー分野 （4）ものづくり分野	【支援対象】 県内企業（県内に事業所を有する場合は、県内企業と県内大学等高等教育機関（必要に応じて、更に公的試験研究機関）の研究者等が構成される共同研究開発グループ。但し、県外企業及び県外大学等の参加も認められる場合がある。また、県内企業の研究者の中からグループ代表者を選出。その所属企業をグループ代表機関とし、当該機構との契約当事者とする。
富山県	富山県新世紀 産業機構	創業・ベンチャー挑戦応援	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成率】 （1）製造業、建設業：1/2以内 （2）卸売、小売、飲食・サービス業等 その他の業種：1/2以内 【助成額】 （1）製造業、建設業：上限200万円 （2）卸売、小売、飲食・サービス業等 その他の業種：上限100万円	【対象事業】 以下のいずれか以降当する事業を営む（もしくは営もうとする）方 （1）独自の技術やアイデアを活かした新商品の開発または新サービスの提供に関する事業 （2）IT、バイオ、深層水に関する事業で、競争優位性が認められる事業 （3）地域密着型事業（コミュニティビジネス）若しくは中心市街地・商店街・共同店舗等の空き店舗等を利用して行う事業で、地域活性化に貢献する事業 （4）とちやろ創業支援のビジネスプラン発表会に入賞した事業計画に従って実施する事業	【対象者】 （1）申請から1年以内に県内で創業予定（NPO法人の設立を含む）の方 （2）県内で創業後3年以内の中小企業者（NPO法人等を含む）
富山県	富山県新世紀 産業機構	とやま新事業創造基金 農工商ファンド事業	助成・補助	事業化支援	【助成率】 1/2以内 【上限額】 600万円	【留意事項】 助成金交付後5年間は助成対象事業の収益状況等を報告するものも、利益が生じた場合は助成金の全額または一部を返還納付してもらう場合がある。	【支援対象】 農工商業を行うNPO等の中小企業者以外の者（NPO、農工商業、農工商業協同組合）と農工商業者の連携体
富山県	富山県新世紀 産業機構	とやま新事業創造基金 地域資源ファンド事業	助成・補助	事業化支援	【助成率】 1/2以内 ・補助率：1/2以内 ・補助金：原則として上限600万円	—	【支援対象】 富山県内に本社を持つ中小企業者

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	大学や研究機関と技術開発するための相談	情報提供	-	-	-
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	経営や技術、創業相談	その他	-	-	-
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	中小企業自立化支援事業(販路開拓支援事業)	助成・補助	【助成金額(上限)・助成率】 300千円、1/1	【留意事項】 ・助成対象企業に対しては、継続的に当該機関の中小企業支援センターによる相談支援を実施する。 ・事業計画に虚偽の記載があった場合、または事業計画に従って事業が行われていない場合には、決定を取り消すことがある。 ・助成事業の完了後、成果を報告していただくことがある。	【助成対象者】 県内に事業所を有する中小企業者等で、原則として当該機関の中小企業支援センターにおける事業評価支援検討委員会において採択された案件
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	とよま技術交流クラブ	その他	-	-	-
富山県	財団法人富山県新世紀産業機構	地域中小企業外国出張支援事業	助成・補助	【補助額】 補助対象経費の2分の1以内で、200万円を上限として審査委員会で決定する。 (予算額の範囲内で補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合があります。)	【対象事業】 1. 外国出張を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業。 2. 補助金を希望する出願に關し、外国で特許権が成立した場合作りに、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。 3. 申請提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)を行って出願中であること。 4. 平成27年2月28日までに外国特許庁への出願を行き予定があること。 5. 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。	【対象企業】 富山県内に事業所を有する者であって、中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)をいう。
富山県	富山県工業技術センター	試験研究設備の開放	環境整備	-	-	-
富山県	富山県工業技術センター	技術相談・技術指導	人材派遣・技術支援	-	-	-
富山県	富山県工業技術センター	技術講習会	人材育成	-	-	-
富山県	富山県工業技術センター	研究会	人材育成	-	-	-
富山県	富山県工業技術センター	共同研究	人材派遣・技術支援	-	-	-
富山県	富山県工業技術センター	技術者の養成・研修生の受け入れ	人材育成	-	-	-

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
富山県 富山県商工会連合会	経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク事業)	小規模事業者等が必要とする専門的技術や技能について深い知識を有する専門家を企業等に派遣して、指導及び助言を行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	-	【支援対象】 県内商工会地域の小規模企業(従業員20人以下(商業・サービス業では5人以下)の事業所、業種不問)	-
三重県	特許出願人材育成講座	知的財産を上手に取得、活用するために必要な特許明細書を作成する技術を講義と演習を開催。	人材育成	知的財産人材育成支援	-	-	-	-
三重県	知的財産活用講習会	三重県、独立行政法人科学技術振興機構(JST)イノベーションプラザ東濃、財団法人三重県産業支援センター、社団法人發明協会三重県支部が連携して、県内中小企業家や研究者、技術者及び一般県民の支援を対象に、知的財産を上手に取得・活用するための講習会を開催する。	人材育成	知的財産人材育成支援	-	-	-	-
三重県	三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金	産業廃棄物を資源として、県内の産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発、中・小企業等が対象に、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に係る設備機器を設置する経費の一部を助成する。 業種は鉱業、建設業、製薬業、電気・ガス、熱供給、水道業の4業種を対象としており、産業廃棄物処理業、サービス業、飲食業など前記の4業種以外の業種は対象とはならない。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	1) 産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金 【助成率】 - 中小企業等: 事業費(補助対象経費)の2/3以内 - 中・小企業等以外の企業(大企業): 事業費(補助対象経費)の1/2以内 2) 産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金 【助成率】 - 事業費(補助対象経費)の1/2以内 【総産額】 100万円以上～1,000万円以下 - 事業費(補助対象経費)の1/2以内 【総産額】 100万円以上～1,000万円以下	【補助対象事業】 1) 産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金 自ら(自社で)排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発 2) 産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金 自ら(自社で)排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化のための設備機器の設置 【支援対象】 1) 産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金 - 県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者で、産業廃棄物税の納税義務者であるもの - 直接又は間接の構成員の1/2以上が上記事業者で構成される法人格を有する団体 2) 産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金 - 県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者で、産業廃棄物税の納税義務者であり、中小企業者である者 - 直接又は間接の構成員の1/2以上が上記事業者で構成される法人格を有する団体(組合等)	-	
三重県	医工連携型医療機器等研究開発委託事業	メデカカルハル一構型(医療・健康・福祉産業の振興)推進事業の一環として、医工連携型医療・健康・福祉関係機器・装置・材料等の研究開発や産業創出の促進を図るため、大学等研究者と事業者が実施する(あるいは実施しようとする)共同研究で医工連携型基礎研究、応用研究で、医療機器等の分野における産業の創出、振興につながる研究テーマを選定し、医工連携型医療機器等研究開発委託研究事業を実施する。	助成・補助	研究開発支援	【総産額】 共同研究経費150万円	【委託事業】 ① 医療・健康・福祉分野において利用される機器、装置等の共同研究で当該年度内に開始及び終了する共同研究 ② 対象研究者: 三重県内にある大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関の研究者 ③ 共同研究の相手先: 三重県内に本社、研究施設、工場または事業活動の拠点を有する団体または個人	【支援対象】 県内大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関の研究者 ※ 共同研究の相手先: 県内に本社、研究施設、工場または事業活動の拠点を有する事業者(団体または個人)	-
三重県	ハイオケ関係研究開発委託事業	みえメデカカルハルプロジェクトの一環として、医療・健康・福祉分野の産学官による共同研究や研究開発を促進するための、共同研究補助(企業対象)や委託(研究者対象)を行う。 【委託事業】 県内大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関の研究者と事業者が実施する基礎研究、応用研究でハイオケ産業の創出振興に繋がる研究テーマにかかると共同研究	助成・補助	研究開発支援	【総産額】 共同研究経費150万円	【委託事業】 ① 医療・健康・福祉産業分野のハイオケ産業にかかると共同研究で当該年度内に開始及び終了する共同研究 ② 対象研究者: 三重県内の大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関の研究者 ③ 共同研究の相手先: 三重県内に本社、研究施設、工場または事業活動の拠点を有する団体または個人	【支援対象】 県内大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関の研究者	-
三重県	ハイオケベンチャー産学官共同研究補助事業	みえメデカカルハルプロジェクトの一環として、医療・健康・福祉分野の産学官による共同研究や研究開発を促進するための、共同研究補助(企業対象)や委託(研究者対象)を行う。 【補助対象】 ハイオケベンチャー事業者※が大学等又は公設試験研究機関と研究開発・技術開発を目的に行う共同研究を実施するときの事業者の負担経費 ※ハイオケベンチャー事業者(次の条件全てを満たすもの) 1. ハイオケテクノロジー(JIS K 9800:2000「ハイオケテクノロジー用語」に依る)を主眼とする対象として事業を行うもの 2. 中小企業基本法による中小企業の定義に当てはまるもの 3. 設立から20年未満のもの 4. 販売、輸入・輸出等を主とする事業とするものを除く	助成・補助	研究開発支援	【総産額】 共同研究経費150万円	【補助対象事業】 ① 医療・健康・福祉分野の共同研究で当該年度内に開始及び終了する共同研究 ② 対象事業者: 三重県内に事業活動の拠点を有するハイオケベンチャー事業者 ③ 共同研究の相手先: 三重県内の大学・短期大学・高等専門学校、公設試験研究機関	【支援対象】 三重県内に本社、研究施設、工場、又は事業活動の拠点をもちつ事業者 ※ 共同研究の相手先: 県内大学等・公設試験研究機関	-
三重県	健康・福祉ものづくり研究開発補助事業	みえメデカカルハルプロジェクトの一環として、医療・健康・福祉分野の産学官による共同研究や研究開発を促進するための、共同研究補助(企業対象)や委託(研究者対象)を行う。 【補助対象】 事業者が大学等又は公設試験研究機関と医療・健康・福祉分野のものづくりを目的に共同研究を実施するときの事業者の負担経費	助成・補助	研究開発支援	【助成額】 共同研究開発で事業者が負担する経費の1/2に相当する額 【総産額】 100万円	【補助対象事業】 ① 医療・健康・福祉分野の共同研究で当該年度内に開始及び終了する共同研究 ② 対象事業者: 三重県内に事業活動の拠点を有する事業者 ③ 共同研究の相手先: 三重県内の大学・短期大学・高等専門学校、公設試験研究機関	【支援対象】 三重県内に本社、研究施設、工場、又は事業活動の拠点をもちつ事業者 ※ 共同研究の相手先: 県内大学等・公設試験研究機関	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
三重県	メデイカル・ヘルシー創生的拠点活性化補助事業	みえメデイカル・ヘルシープロジェクトの一環として、医療・健康・福祉分野の産学官による共同研究や研究開発を促進する。【補助対象】事業者が、企業、大学等(大、短大、高専)又は公設試験研究機関などコンソーシアムを組織し、国等競争的研究資金の獲得に向けて検討会や予備調査研究などを行う研究事業の事業者の負担軽減費	助成・補助	産学官等交流支援	【助成額】共同研究開発で事業者が負担する経費の1/2に相当する額 【限度額】100万円	【補助対象事業】 ①医療・健康・福祉分野で補助金交付年度の当年度または翌年度に競争的研究資金獲得に成功するため、コンソーシアムにより検討会の開催や予備調査研究などを行う事業 ②対象事業者：三重県内に事業活動の拠点を有する事業者	【支援対象】 三重県内に本社、研究施設、工場、又は事業活動の拠点をもちつ事業者 ※共同研究の相手先：県内大学等・公設試験研究機関
三重県	メデイカル・ヘルシー創生的人材育成事業	みえメデイカル・ヘルシープロジェクトの一環として、医療・健康・福祉分野の産学官による共同研究や研究開発を促進する。【補助対象】事業者が大学院のキャリアプログラムの中で高度専門人材の育成と研究開発・技術開発を目的に行う共同研究を実施するときの事業者の負担軽減費	助成・補助	研究者等育成支援 研究開発支援	【助成額】共同研究開発で事業者が負担する経費の1/2に相当する額 【限度額】100万円	【支援対象】 三重県内に本社、研究施設、工場、又は事業活動の拠点をもちつ事業者 ※共同研究の相手先：県内大学等・公設試験研究機関	
三重県	特許戦略研究会	委員企業基盤の維持を促すため、出願から申請・拒絶による意見書・再申請に至るまでの体験検証を行っている。その中で、中小企業で利用される早期申請や、意見書作成に必要となる特許検査等の検証を実施。また、特許戦略・運営を県内の研究開発先進企業との連携を通じて研究を進めている。	助成・補助	知的財産人材育成支援	【運用経費の補助・上限額】20万円	—	—
三重県	知的財産活用産地再生モデル事業	個性的な産地・生産システム等知的財産を活用して、意欲ある生産者や産地を高付加価値化をねらったモデル的な産地創出を支援する。	その他	知的財産戦略的活用支援	—	—	—
三重県	財団法人三重県産業支援センター	知的財産経営戦略に活用したい中小企業者に対し、知的財産専門家を派遣して知的財産を活用するための戦略策定等を支援	人材派遣・技術支援	知的財産戦略的活用支援 研究開発支援 事業化支援	【費用負担】支援対象企業には、知的財産専門家の派遣に要する費用(謝金及び旅費)の1/6を負担	【支援内容】 (1)特許分析等の支援 (2)特許マップ作成 (3)サイバーコン分析 (4)特許流通支援チャーターの活用支援 (5)研究開発戦略策定の支援 (6)研究開発戦略策定の支援 (7)市場動向、他社特許との比較検討による研究開発計画の検討策定 (8)知的財産戦略策定 (9)利権とコストの比較、海外市場の動向、自社の製造・市場開拓、販売能力の検討と知財保護のノウハウ、IP戦略方針…取得すべき知財の種類、知財の取得による市場動向とコストの比較による周辺特許の出願範囲の見極め、特許審査に基づく海外特許の出願決定等 (10)クロスライセンス、プール戦略、専用権設定、他社特許の活用(他社からのライセンスの検討) (11)保護方針…類似技術の検討、製法特許取得の検討、営業秘密の保護、他社からの知財に関するクレーム対応市場監視と自社知財保護 (12)事業化に向けた特許評価等の支援 (13)特許等の準備に基づいた資金調達等の支援	【対象企業】 三重県内に主たる事業所を有する中小企業で、次の要件を満たす方が対象 (1)知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること (2)策定された知財戦略を執行することにより、支援の効果が期待できること (3)独自の技術基盤を有していること。
三重県	財団法人三重県産業支援センター	中小企業者や農林漁業者のお互いの経営連携を生かし、これまでになく連携関係の構築を促し、連携事業者が互いの利益向上等に繋げるための新商品、新サービスの開発・販路開拓等の農商工等連携事業を行う連携事業体に資金面から支援する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 【助成額】 【助成対象経費の2/3以内】 50～200万円	【対象事業】 (1)農林漁業者と中小企業者の連携により新商品の開発・販売の促進、販路の開拓を行う事業 (2)農林漁業者と中小企業者の連携により大学・公設試験の研究成果等を活用した新商品・新サービスの研究開発等の研究開発等を行う事業	【募集対象】 (1)県内に主たる事業所または事業所を有する中小企業者(グループを含む)、創業者と県内の農林漁業者との連携 (2)県内に主たる事業所または事業所を有するNPO等の中小企業者以外の県内農林漁業者との連携体
三重県	財団法人三重県産業支援センター	中小企業者等の方々が、自ら策定した高度化計画に基づき行う新商品や新技術に関する調査研究・研究開発にかかる経費の一部を企業の高付加価値化・高付加価値化を推進する。【対象事業】 1. 公設試験共同・連携事業体 2. チャレンジ事業体 3. オンリーワン事業体	助成・補助	研究開発支援	【助成率および助成率】 1. 公設試験共同・連携事業体：150～400万円(補助率1/2以内) 2. チャレンジ事業体：150～400万円(補助率1/2以内) 3. オンリーワン事業体：600～1,000万円(補助率1/3以内)	【対象事業】 1. 公設試験共同・連携事業体 2. チャレンジ事業体 3. オンリーワン事業体 ※創業後5年以上経過した中小企業者等が対象。	

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
三重県	財団法人三重県産業支援センター	みえベンチャースタートアップ補助金	新規性・成長性・独創性・持続性の期待できる研究シーズやアイデアを活用し、事業化を行うおとす起業家・中小企業等に対し調査・研究などに必要な経費を補助する。実証研究の成果等をもとに、新規性・成長性・独創性に向けた製品の創出を県内で着手される方に対して、事業化に向けた製品及びビジネスモデルを開発する際に必要となる経費の補助を行う。	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の10/10以内 【助成額】 1件あたり200万円以内(下限100万円)	【募集対象者】 下記要件を満たす方 (1)創業予定の個人の方、または創業後5年未満の中小企業等の方 (2)三重県内で事業化を行っている、または補助金の交付決定の日から1ヶ月以内個人での創業、あるいは2ヶ月以内に法人設立を行って頂ける方。 (3)過去に「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドの投資を受けたことのない方 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請者の要件	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。				
三重県	財団法人三重県産業支援センター	みえベンチャー事業化支援補助金	新規性・独創性・成長性が認められる実証研究の成果等を活かして製品開発等を行う創業後10年未満または新分野進出を自指して実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等に対して、事業化に向けての必要な経費を補助する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【助成額】 1件あたり1,000万円以内(下限500万円)	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【その他案件】 ①「1.グループ」1出願に限る。 ②申請書提出時に、日本国特許庁に特許出願(PCT出願を含む。)をしている必要がある。 ③補助金については、補助対象事業の完了後実績報告書を提出、確認検査を経て、支出実績に基づき交付決定額の範囲内で支払う。 ④補助対象事業に関する経理書類については、事業終了後5年間保存することとし、他の経理とは明確に区分して保管する。 ⑤補助対象事業により出願した特許については、事業終了後5年間、特許取得・活用状況について当センターに報告する。 ⑥補助対象事業によって取得した財産の処分にあたっては、当センター理事長の承認が必要な場合がある。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。						
三重県	財団法人三重県産業支援センター	三重県外国出願支援事業補助金	特許を活用し、海外での事業展開を目指す中小企業等の国際競争力向上と経営基盤強化を目的に、外国への特許出願に要する費用の一部を補助する。	助成・補助	知的財産権権利化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 100万円	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。						
三重県	財団法人三重県産業支援センター	みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金	「みえ地域コミュニティ応援ファンド」助成金交付事業は、県内の各地域において「地域課題を解決するビジネス」や「地域資源を活用するビジネス」を創出していただくために必要な、初期段階の必要経費にに対して資金面から支援する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 100万円	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。						
三重県	財団法人三重県産業支援センター	みえ農工商連携推進ファンド助成金	農林漁業者と中小企業者の連携を強化し、お互いの経営資源を活用し取り組みを支援する目的で創設する。具体的には、農工商等連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓、大学・公設試験等と連携した研究開発に列して資金面から支援する制度。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【助成額】 1件あたり1,000万円以内(下限500万円)	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。	【募集対象者】 下記の要件を満たす方。 1.創業後10年未満、または新分野進出を自指し実証研究等に取り組んでいる個人事業者・中小企業等であつて、三重県内での事業化を行う予定の方 (注)事業化とは、本社又は本社機能を三重県内に有し、営利を目的として事業活動(経営)を行うことを言います。なお、交付決定日から起算して2ヶ月以内に法人設立(法人登記)を行い、かつ、三重県内に本社又は主たる事業所(支店登記があるもの)を設けることを条件とする。 2.今までに「ベンチャー総合補助金」の交付、ならびに「みえ新産業創造推進ファンド」みえ新産業創造第2号ファンドからの投資を受けたことのない個人事業者・中小企業等 ※協同組合・商工組合・特定非営利法人(NPO法人)ならびにLLPの方は対象者から除く。						

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カネコリ分類	交付金額等	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件
三重県 財団法人三重県産業支援センター	地域資源活用支援事業	中小企業の知恵とやる気と地域の強みなどより得る地域資源を活用した、新商品・新サービスの開発などに取り組む中小企業に対して、商品開発、販路開拓などのアドバイスやノウハウの提供などの支援を行っている。	人材派遣・技術支援	支援事業 事業化支援	-	-	【対象となる事業】 次の項目を満たすもの。 1.事業の主体は、中小企業者 2.各地域の「強み」となっている地域産業資源(産地の技術、農林水産物、観光資源)を活用する 3.新商品・新サービス等の開発・市場化を行う
三重県 財団法人三重県産業支援センター	専門家派遣	経営改善を考えている中小企業者に、指導・助言する専門家を派遣する。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	【派遣時の費用】 企業者が負担する費用は、専門家から、要請内容に準じた専門家(中小企業家診断士、情報処理技術者、技術士等)を派遣する。費用は、1/2は当センターが助成。派遣金:30,000円/日(助成の上限定額15,000円、派遣:当センター税目により計算)	【対象となる事業】 県内に専務所又は事業所があり、中小企業支援法第2条に規定する中小企業、任意のグループで、経営改革などを行うことにより、経営の向上を図ろうとする企業。	
三重県 財団法人三重県産業支援センター	交流会事業	新たな産業分野への進出を考えた企業や起業家の方を対象に、新たな事業活動のヒントやきっかけを掴んでいただくことを目的として、技術動向や経営に関するセミナーなどを開催している。	人材育成	企業育成支援	-	-	
三重県 財団法人三重県産業支援センター	サポート研究	参加員がより具体的な研究開発を進めるための「サポート研究会」を設けている。サポート研究会は、研究開発意欲を持つ企業が中心となり、大学等の専門家の技術指導のもとに具体的な研究開発テーマに取り組んでいる。サポート研究会では具体的な研究テーマ毎に設けられ、現在「資源循環研究会」や「特許戦略研究会」など、11の研究会が設置されている。	その他	産学官等交流支援	【既存の研究会】 1.サポート研究会あたり、参加企業数3社~16社 1.企業あたり平均会費10,000円~30,000円	-	
石川県	開放特許の活用等に対する制度融資	新規事業に関する設備投資や技術開発に伴う特許の集中的な取得資金を融資	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	【融資限度額】 300,000円 【融資利率】 2.45%以内(付保1.95%)	-	
石川県	競争力強化技術開発支援事業	【制度の目的】 中小企業者が行う生産技術の高度化のための研究開発に係る経費の一部を補助することにより、対外的競争力の強化を図ることを目的とする。 【対象事業】 主に製造業において、加工技術の改良や加工条件の最適化を行うことにより、製品の付加価値の向上や生産管理の改善を図るための研究開発事業を対象とする。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の合計の1/2 【助成額】 400万円以内	【支援対象】 石川県内に本店(個人)又は(住所)又は研究開発組織を有し、かつ当該事業所で行う研究開発を行う中小企業者、その他中小企業の振興に係る事業を行う財団法人等	
石川県	伝統産業新商品研究開発事業 事業費補助金	次の事業に対し、石川県がその費用の一部を助成することにより、県内における伝統的工芸品産業及びこれに関連する産業等の発展を図る 【事業内容】 (1)新商品開発研究事業 品質、機能又は効用等において従来の商品との差別化を図る新商品開発を行う際の事前段階としての研究事業 (2)海外市場研究事業 海外市場を対象とした商品開発または販路開拓を行う際の事前段階としての研究事業 (3)新商品開発事業 品質、機能又は効用等において、従来の商品との差別化を図る新商品開発(試作品の製作)。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率と助成限度額】 (1)新商品開発研究事業:2/3以内、1件あたり200万円以内 (2)海外市場研究事業:2/3以内、1件あたり300万円以内 (3)新商品開発事業:1/2以内、1件あたり70万円以内	【支援対象】 (1)伝統産業新商品研究開発事業 石川県内において、県内の伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品の製造又は販売に携わっている個人事業主、法人企業又はこれらのグループ (2)伝統産業販路開拓事業費補助金(若手作家出展事業)について 販売を目的に工芸品の製造に従事し、以下の条件を満たしている個人またはグループ ①1年以上県内に住所を有しているか、あるいは県内の工務に在籍していること ②経歴年数が通算20年未満であること ③年齢が50歳未満であること ④市町等が行う類似の助成制度を利用できないこと	
石川県	財団法人石川県産業創出支援機構 研究開発支援事業	いしかわクリエイティブラボが、いしかわ大学連携イノベーション(BIRD)に入居している中小企業を対象に、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、石川県立大学等との共同研究により新分野進出や新商品開発を図る研究開発事業に対する補助金を募集する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 助成事業に要する経費の1/2以内 【助成限度額】 50万円以下	【対象事業】 いしかわクリエイティブラボまたはいしかわ大学連携イノベーション(BIRD)に入居している中小企業、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、石川県立大学等との共同研究により、新分野進出や新商品開発を図る研究開発事業。 【助成対象経費】 いしかわ4大大学等と行う共同研究等に係る経費(共同研究契約額、委託研究契約額等)	【対象者】 いしかわクリエイティブラボまたはいしかわ大学連携イノベーション(BIRD)に入居している中小企業

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
石川県 財団法人石川県産業創出支援機構	支援機関による産業化資源を活用した新たな取り組みの積極的な取り組みに対する支援	外部の専門家等を招聘する勉強会や研究会など、産業化資源を活用した新たな取り組みに着手するための活動(ビジネスアイデア構想段階)を支援する。 【助成対象事業】 産業化資源を活用した新たな取り組みの創出を図ることを目的として行う勉強会、研究会等の事業	助成・補助	【助成率および助成限度額】 定額で100万円まで	基本要件(補助的事項、事業要件等)	【支援対象】 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 社団法人、財団法人 (2) 国又は県等が資本の過半数以上の出資の総額の1/3以上の出資又は拠出を行っている会社 (3) 商工会、商工大会連合会、商工会連合会 (4) 県中小企業団体中会 (5) 企業組合、協業組合 (6) 農業協同組合、農業協同組合連合会、協同組合連合会 (7) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農事組合法人 (8) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農事組合法人 (9) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (10) 森林組合、森林組合連合会
石川県 財団法人石川県産業創出支援機構	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発、事業化に対する支援	産業化資源を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発から販路開拓に至るまでの様々な段階における取り組みを支援する。	助成・補助	【助成率および限度額】 補助率2/3で限度額300万円まで	【助成対象事業】 産業化資源を活用した新商品・サービスの需要調査、研究開発に係る調査分析、開発試作、研究開発、評価等を含む。展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業	【支援対象】 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (6) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業組合連合会等であって、その直接又は間接の構成員が3分の2以上が中小企業者であるもの等
石川県 財団法人石川県産業創出支援機構	産地・地域としての産業化資源の魅力向上への取り組みに対する支援	産業化資源を活用した商品・サービスの新たな販路の開拓等に産地・地域一体で取り組む活動を支援する。	助成・補助	【助成率および限度額】 補助率2/3で限度額200万円まで	【助成対象事業】 産業化資源を活用した商品・サービスの販路開拓を目的として行う市場調査、改良(研究開発、試作、評価を含む。)、展示会等の開催又は展示会等への出展等の顧客獲得に係る事業	【支援対象】 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 企業組合、協業組合 (2) 事業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (4) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (5) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (6) 森林組合、森林組合連合会 (7) 商工組合、商工組合連合会 (8) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業組合連合会等であって、その直接又は間接の構成員が3分の2以上が中小企業者であるもの等
石川県 財団法人石川県産業創出支援機構	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発、事業化に対する支援(小規模企業者等)	産業化資源を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発から販路開拓に至るまでの様々な段階における取り組みを支援する。	助成・補助	【助成率および助成限度額】 補助率3/4で限度額150万円まで	【助成対象事業】 産業化資源を活用した新商品・新サービスの需要調査、研究開発に係る調査分析、開発試作、研究開発、評価等を含む。展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業	【支援対象】 従業員数5名以下の中小企業者(小規模企業者)
石川県 財団法人石川県産業創出支援機構	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業	農林水産業者、食品加工業者等が連携した商品開発や販路拡大に関する取り組みで、先進的・革新的な手法によりビジネスチャンスにつながるような取り組みを支援する。	助成・補助	【助成率および助成限度額】 補助率2/3で限度額500万円まで	【助成対象事業】 農林水産業者と農林水産業者が連携して行う新商品・新サービスの開発又は販路開拓等の事業	【支援対象】 農林水産業者との連携 農林水産業者とは、次に掲げる各項目の全てに該当する者とする。 (1) 農業者と農林水産業者によって構成される2者以上の連携であること。 (ただし、農業者または農林水産業者1者であっても、その中で農工業分野及び農林水産分野双方の事業部門を設け連携する場合は対象となります) (2) 新商品、新サービスの開発又は販路開拓を目的とした連携であること。 (3) 事業の遂行にあたっては、相互補完的な関係として、連携体内での役割分担が明確であり、その内容について合意済であること。

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	基本要件(補助的事項、事業要件等)	応募申請要件
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	農業参入調査研究事業	農業参入した企業もしくは参入を目指す企業等が農産物を活用して新商品、新サービスの開発等を行う取り組みを支援する。	助成・補助	分野3 支援事業 事業化支援	【助成率および助成限度額】 補助率2/3で限度額100万円まで	【助成対象事業】 農業参入を行った者もしくは参入を目指す者による農産物を活用して新商品、新サービスの開発又は販路開拓等の事業	【支援対象】 石川県内に事務所、事業所、工場等を有し、農業参入を行った者もしくは参入を目指す者で、次の者を対象とする。 (1)個人事業主、(会社法上の)会社 (2)企業組合、協業組合 (3)事業協同組合、事業協同組合連合会、農事組合法人 (4)農業協同組合、農業協同組合連合会 (5)漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (6)水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (7)森林組合、森林組合連合会 (8)商工組合、商工組合連合会 (9)商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10)生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 等
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	農工商連携新商品等開発・ 事業化支援事業	農工商連携による新商品開発のためのF/S調査(事業可能性調査、研究開発、販路開拓等)の取り組みを支援する(ものづくりが対象)。	助成・補助	分野3 支援事業 事業化支援	【助成率および助成限度額】 補助率2/3で限度額300万円まで	【助成対象事業】 農工商参入と医療・保健・福祉関係連業者が連携して行う、医療・保健・福祉等に関する新商品の開発又は販路開拓等の事業 ※開発前、開発段階、概ね1年以内に関与した新商品等を対象とする。	【助成対象】 石川県内に事務所、事業所、工場等を有し、農業参入を行った者もしくは参入を目指す者で、次の者を対象とする。 (1)個人事業主、(会社法上の)会社 (2)企業組合、協業組合 (3)事業協同組合、事業協同組合連合会、農事組合法人 (4)農業協同組合、農業協同組合連合会 (5)漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (6)水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (7)森林組合、森林組合連合会 (8)商工組合、商工組合連合会 (9)商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10)生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 (11)酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合、酒販組合中央会 (12)食品加工技術研究組合
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	健康サービス等創出支援事業	地域医療特許事業、健康増進プログラム提供事業、ヘルスツーリズム事業、高齢者・要介護者生活支援システム開発事業、子育て支援サービス事業など、健康・福祉をキーワードにした地域産業活性化に関する取り組みをモデル事業として支援する。	助成・補助	分野3 支援事業 事業化支援	【助成率および助成限度額】 定額で限度額500万円まで	【助成対象事業】 医療・保健・福祉関係連業者と農工商業者が連携して行う先進的な新サービスの開発又は販路開拓等の事業	【支援対象】 医療・保健・福祉関係連業者と農工商業者との連携体 ※連携体とは、次に掲げる各項目の全てに該当する者と (1)医療・保健・福祉関係連業者と農工商業者によって構成される2名以上の連携体であること (ただし、農工商業者または医療・保健・福祉関係連業者1名であっても、その中で農工商業分野及び医療・保健・福祉分野双方の事業部門を設け連携する場合は対象となり得る) (2)新サービスの開発又は販路開拓を目的とした連携体であること (3)事業の遂行にあたっては、相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確であり、その内容について合意済であること。
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	石川県中小企業知的財産 戦略支援事業(特許マップ 作成支援事業)	研究開発を効率的におこなうためには、他社の技術内容を把握したり、特定の技術分野の開発動向を予測することが必要不可欠。特許情報は膨大な量であることから、視覚的に把握しやすいうように特許マップなどを作成して、特許情報を多角的に分析することが知的財産戦略における有効な手法となっており、それに対して必要な支援を行う。	助成・補助	知的財産戦略的活用支援	【助成率および助成限度額】 1件あたり、150万円以内	【実施方法】 採択企業の希望する調査機関、または財団法人石川県産業創出支援機構が紹介する調査機関(知財コンサルタント等)に特許マップの作成を委託し、その作成委託費用を補助する。	【支援対象】 次に掲げる項目いずれかに該当する中小企業 (1)石川県内に事業所を有する中小企業 (2)石川県内に事業本部又は開発部門を有する企業
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	産学・産業間連携新技術・ 新製品開発事業化可能性 調査事業	県内企業が産学・産業界で連携して行う新技術・新製品の研究開発において必要な予備的調査を実施することにより、国等の研究開発補助制度への採択や効果的な製品開発につなげることを目的に、事業を実施する。	助成・補助	調査研究支援	【1件当たりの調査費(委託費)】 100万円以内	【対象事業】 企業間又は企業と大学等からなる連携体を実施する新技術・新製品等の研究開発において必要となるF/S調査(実用化可能性調査、技術課題解決のための調査、市場調査等)	【支援対象】 次に掲げる項目の全てに該当するもの。 1.石川県内に事業所を有する中小企業、又はその他中小企業の振興に際し関係する財団法人等であること 2.「対象事業」を提案する「連携体」の代表者であること

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	産学・産業間連携研究開発 事業	県内中小企業が産学・産業間で連携して行う新製品・新技術 の研究開発を支援するため、事業を実施する。	助成・補助	【助成率】 1/2以内 【助成額】 200万円～1,000万円(上限)	【対象事業】 産学・産業間連携で行う新製品・新技術の研究開発事業を 対象とする。 【実施期間】 1年間とする。なお、年度をまたがって開発する事業も対象と する。この場合、補助金の交付手続き(申請、実績報告等)は 年度ごとに行う。 【取組の進め方】 石川県産業創出支援機構から「企業・大学等からなる連携 体」の代表者(企業)に対して補助金を交付する。(他の 連携体構成企業等は、基本的に代表者からの委託等により 研究開発を実施することとなる。)	【支援対象】 次に掲げる項目の全てに該当するもの。 (1)石川県内に事業所を有する中小企業、又はその他 中小企業の振興に係る事業を行う財団法人等であるこ と (2)上記「対象事業」を主体となつて実施する者であるこ と (3)上記「対象事業」の進捗を目的とする「企業・大学等 からなる連携体」の代表者(企業)として、事業全体の 管理を行う者であること
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	産学・産業間連携新製品・新 技術開発事業	企業が、これまで産学・産業間で取り組んできた共同研究開 発の成果として得られた「技術や特許など」、または企業 や大学等の開放特許を活用し、「試作品の製作や製品の 販売等のために必要となる研究開発(評価試験、改良等)」を 支援する。 【対象事業】 企業が過去において自らが実施した国、県等の共同研究開 発プロジェクト(研究開発助成事業、知的クラスター創成事 業、地域イノベーション(研究開発推進等)策の成果や開放特 許の活用又は事業化に必要な研究開発に対し支援。(当 分の間は、特に国、県等の支援を受けずに独自に行った共同 研究開発プロジェクトも対象)	助成・補助	【1件当たりの補助金額】 ・補助対象経費の2/3以内 ・事業実施期間内(最長2年間)にお いて4000万円以内(但し、年間当た りの交付額は2000万円以内)	【支援対象】 次に掲げる項目の全てに該当するもの。 1.石川県内に事業所を有する企業、又はその他中小企 業の振興に係る事業を行う財団法人等であること 2.「対象事業」を主体となつて実施する者であること 3.「対象事業」の進捗を目的とする「企業・大学等からな る連携体」の代表者(企業)として、事業全体の管理 を行う者であること	【支援対象】 次に掲げる項目の全てに該当するもの。 (1)事業、又はその他中小企 業の振興に係る事業を有する中小企業、又はその他 中小企業の振興に係る事業を行う財団法人等であるこ と (2)上記「対象事業」を主体となつて実施する者であるこ と (3)上記「対象事業」の進捗を目的とする「企業・大学等 からなる連携体」の代表者(企業)として、事業全体の 管理を行う者であること
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	地域中小企業知的財産戦 略支援事業	石川県内の中小企業者に対し、知的財産や技術動向の調 査・分析等を行う知的財産専門家等を一定期間、集中的に派 遣し、保有している知的財産の活用を図るための戦略策定等 を支援する。	人材派遣・技術支 援	—	【支援対象】 石川県内に事業所(ただし、本社、事業本部又はそれに 類する意思決定機能を持つ組織)を有する中小企業者 で、次のいずれの要件を満たす方が対象となる。 (1)知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す 意欲のある方。 (2)策定された知的財産戦略を実行することにより、支 援の効果が早みである方。 (3)独自の技術基盤を有している方。	【支援対象】 石川県内に事業所(ただし、本社、事業本部又はそれに 類する意思決定機能を持つ組織)を有する中小企業者 で、次のいずれの要件を満たす方が対象となる。 (1)知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す 意欲のある方。 (2)策定された知的財産戦略を実行することにより、支 援の効果が早みである方。 (3)独自の技術基盤を有している方。
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	技術相談デスク	新製品開発における疑問や最新技術の確認などの技術に 関する相談に対応。	その他	—	【調査費(委託経額)】 1件あたり、1,000千円以内	【対象者】 次に掲げる項目いずれかに該当する中小企業。 (1)石川県内に本社のある企業 (2)石川県内に事業本部又は開発部門を有する企業
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	知的財産活用可能性調査 事業	県内中小企業が知的財産の移転を想定し、新製品等の開 発において必要となる「S調査(実用化可能性調査、技術 評価調査、市場調査等)」に対して支援を行う。	助成・補助	—	【調査費(委託経額)】 1件あたり、1,000千円以内	【対象者】 次に掲げる項目いずれかに該当する中小企業。 (1)石川県内に本社のある企業 (2)石川県内に事業本部又は開発部門を有する企業
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	いしかわサイエンスパーク	創業間もないベンチャー企業など向けに、低料金で利用可能 なインキュベーション施設を設置している。また、産学官連携によ る研究開発のサポートや技術・研究者情報など、ソフト面から の支援と経営のさまざまな場面に於けるアドバイスなど、専門 の施設を設置してきめ細かなサービスを行っている。	環境整備	—	【施設】 いしかわクリエイティブ いしかわフロンティアラボ いしかわSOHOプラザクリエイションオフィス ・石川県ビジネスサポートセンター 【費用】 ・レンタルラボ:月額3,500円/m ² ・インキュベータ:月額2,500円/m ²	【入居条件】 ・新分野への進出、新商品・技術の開発等創造的企業活 動を行う企業 ・企業規模が小さく独自の事務所・研究開発が持たない 企業 ・創業間もない中小企業およびこれから起業化を目指す 意欲ある個人(学生含む)
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	石川県産業大学講座・技術 セミナー	企業における次世代の技術開発や新製品開発を促進する新 しい技術の習得を旨とするともに、産業界の連携を推進し、 モノづくり基盤技術の高度化を図る。	人材育成	—	—	—
石川県 財団法人石川県産業創 出支援機構	産学連携ブランド化推進事 業	農工連携による新事業創出を促進するため、専任のコーディネ ーターを配置し、県産食材などの生産から新商品・新技術 開発、販路開拓までの一貫した取り組みを支援し、地域ブラ ンド化を推進する。	人材派遣・技術支 援	—	—	—
石川県 金沢市	新製品・デザイン開発促進 助成金	新製品、新事業展開等にかかるとなる開発に要する経費を助成す る。 【対象事業】 (1)産学連携 (2)新製品開発及び新事業の展開事業 (3)企業・新システム、新システム等の開発事業 う新製品、新システム、新システム等の開発事業	助成・補助	【助成額及び限度額】 (1)産学連携コース:対象経費の 2/3以内、50万円～1,000万円 (2)新製品開発コース:対象経費の 2/3以内、200万円 (3)企業連携コース:対象経費の 1/2以内、400万円	【支援対象】 次に掲げる項目いずれかに該当する中小企業。 金沢市内に主たる事業所若しくは生産施設を有する企 業	【支援対象】 次に掲げる項目いずれかに該当する中小企業。 金沢市内に主たる事業所若しくは生産施設を有する企 業

支援機関	施策名	事業概要	方法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
石川県 金沢市	新加工品研究開発支援事業	地場農産物を利用した新加工品の開発に要する経費を助成する。 【対象事業】 (1)産学連携コース：大学等の研究機関との共同研究による新加工品の研究・開発事業 (2)一般コース：食品企業等が行う新商品の開発事業	助成・補助	【助成金】 (1)産学連携コース：補助率2/3以内、100万円 (2)一般コース：補助率1/2以内、500万円	【利用条件】 (1)新加工品の研究又は開発を行う事業であること。 (2)開発する加工品を特徴づける原材料に主として地場農産物を利用すること。 (3)既に基礎的な研究が完了していること。	【対象者】 ・金沢市内に主たる事業所若しくは生産施設を有する食品等製造業者 ・金沢市内の農業者、農業者等が構成する団体、農業協同組合 ・金沢市内に主たる事業所若しくは生産施設を有する食品関連業者又は事業協同組合
石川県 金沢市	農産加工アドバイザー派遣	地場農産物を利用した新加工品の開発などについて専門のアドバイザーが助言を行う。 【相談区分】 加工技術の開発、デザイン、企画、流通、特許、商標、会計、税務、調理・栄養	人材派遣・技術支援	研究開発支援 知的財産権利化支援	【対象事業】 産学連携コース 大学等の研究機関との共同研究による新加工品の研究・開発事業 食品企業等が行う新商品の開発事業	【対象者】 ・金沢市内に本社または生産施設を有する農産物加工業者等 ・金沢市内の農業者、農産物加工グループ、農業生産団体、農業協同組合等 ※販売を目的に地場農産物を利用した新たな加工品の開発に取り組み予定があり、または既に取り組んでいる企業等が対象である。 ※すでに販売実績のあるものでも、相談に応じる。
石川県 小松市	産学官共同研究促進事業補助金	小松のものづくり力の強化及び新技術・新産業の創出を目的に本市に事業所を有する企業又は企業の連携体、及び県等の公設試験研究機関並びに県内外の大学等と連携して行う共同研究開発に対して経費の一部を助成する。	助成・補助	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【上限額】 100万円	【対象事業】 (1)可能性研究において費用化が見込まれるもので、その実用化を目指す応用研究 (2)独創的技術シーズを活用した応用研究	【対象者】 小松市内に事業所を有する企業又は企業の連携体、及び県等の公設試験研究機関並びに県内外の大学等
福井県	次世代技術産業育成事業補助金	企業等の新商品開発や技術開発等を支援するため、研究開発費の一部を助成する 【補助金の種類】 (1)有望市場進出研究補助金 (2)事業化促進研究補助金 (3)技術開発チャレンジ補助金	助成・補助	【助成率】 (1)有望市場進出研究補助金：補助対象経費の1/2、1,000万円以下 (2)事業化促進研究補助金：補助対象経費の1/2、500万円以下 (3)技術開発チャレンジ補助金：補助対象経費の1/2、200万円以下	【対象事業】 (1)有望市場進出研究補助金 先頭マテリアル開発・加工技術「レーザ」高度利用技術を用いた有望市場分野への進出を目指すための技術開発で、事業化計画が明確なもの (2)事業化促進研究補助金 中小企業、県内中小企業が連携して技術開発で、補助事業開始後概ね3年以内に事業化が図られるもの (3)技術開発チャレンジ補助金 県内中小企業、県内中小企業が連携して技術開発や生産工程における現在の技術課題を解決するための技術開発	【対象者】 (1)有望市場進出研究補助金 県内企業、県内企業を含む企業グループまたは産学官共同研究グループ (2)事業化促進研究補助金 県内中小企業、県内中小企業が連携して技術開発で、補助事業開始後概ね3年以内に事業化が図られるもの (3)技術開発チャレンジ補助金 県内中小企業、県内中小企業が連携して技術開発や生産工程における現在の技術課題を解決するための技術開発
福井県	農産加工ビジネス育成支援事業	農業者の農産加工により自ら生産した農産物を利用した加工品開発や販売を通して、農業を「産業」から「経営」へ発展させようとするモデル的取組に対して、助成する。	助成・補助	【助成率】 必要経費の1/3以内 【助成上限額】 900万円(委託加工の場合は450万円)	【対象事業】 企業育成支援 事業化支援	【対象者】 ・経営農業者 ・経営農業者 ・集落農業者 ・集落農業者
福井県	産業活性化支援資金(農工商連携・地産資源活用支援分)	農林漁業者との連携や、県内の技術や観光など優れた地域資源を活用した事業に対して、融資する。	融資・貸付	【融資限度】 8,000万円	【資金使途】 事業に必要な設備資金および運転資金 【融資限度】 8,000万円 【期間】 設備資金10年以内(据置1年以内を含む) 運転資金7年以内(据置1年以内を含む) 【利率】 年2.00%(保証協会保証付 年1.60%(責任共有対象)) ※信用保証料一部補給(中小企業者の方に限る)	【融資対象】 下記(1)から(3)のいずれかに該当する方 (1)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、国の認定を受けた事業計画を進める方 (2)中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、国の認定を受けた事業計画を進める方 (3)「ふくい」の強品創造ファンド事業に基づき、国の認定を受けた事業活動を実施した方で、財団法人ふくい産業支援センターが適切と認めた事業計画を進める方(NPO法人や有責任事業組合も対象。)
福井県	公募型共同研究	福井県が実施する「エネギー」研究開発調査計画(の「研究開発機能強化」を認めるため、関西、東京圏等の大学、研究機関の研究者等が、財団法人岩波工学センター一研究センターの研究者と共同でエネギーの施設・設備を利用して研究を行うことを目的として、対象研究について、公募・委託する。	助成・補助	【支援上限額】 (1)一般研究：200万円以内 (2)特別推進研究：400万円以内	【公募対象研究】 (1)一般研究 エネギーの研究者と大学、研究機関の研究者等が、エネギーに設置している科学機器等を利用して共同で行う研究 (2)特別推進研究 エネギーの研究者と大学、研究機関の研究者等が、エネギーセンター、放射線利用分野での研究でエネギーに設置している科学機器、加速器等を利用して共同で行う研究	【資格】 以下の地域にある国・公・私立大学及び国・公立研究所等の研究者又はこれと同等以上の研究能力がある専任職員が研究者となる。 【対象地域】 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
福井県	KIP-NETセミナー	自ら生み出した製品の利益を守るためには、商標などの出願を権利として適切に管理し、その権利をしっかりと行使することが重要である。もし、自社の製品の模倣品が市場に出回ると、売り上げが減るだけでなく、ブランドとしての信用・価値が低下して企業のイメージも悪くなる。 【セミナー内容(平成21年度)】 第一部では、地域ブランドを確立するための方策や問題点について、第二部では、ブランド化のための出願戦略と模倣品対策における商標権の重要性について詳しく解説する。セミナーの対象は、商工、農林水産関係の方や県・市町行政担当者などで現在知的財産業務に携わっておられる方やこれから知的財産について勉強される方である。	人材育成	支援事業 知的財産人材育成支援	-	-	-
福井県	ふくい産力強化国際特許出願経費補助金	県内中小・中堅企業の国際的な事業展開を支援し、本県産業の産力強化を図るため、外国特許出願に要する経費の一部を補助する制度。	助成・補助	知的財産権利化支援	【補助額】 150万円以内 【補助率】 1/2以内	-	-
福井県	福井県開放特許集	福井県開放特許集(福井県特許流通データベース)集を作成して提供している。	情報提供	知的財産戦略的活用支援	-	-	-
福井県	ICタグ活用FIS調査費補助金	福井県では、ICタグを活用し、県内中小企業のものづくり技術やノウハウを開発技術と融合した新たな製品・システムの研究開発に必要なFIS調査(事業化可能性調査)に積極的に取り組む企業グループ等を支援する。	助成・補助	調査研究支援	【補助対象経費】 ICタグを活用し、県内中小企業の技術と融合した新たな製品・システムの研究開発に必要な事業化可能性調査(技術調査、市場調査、可能性試験等)に要する経費であって、補助対象期間中に支払いを終えたもの	【支援対象】 県内中小企業を含む企業グループまたは産学官共同研究グループで、以下に該当する方 ア. 補助事業の的権に遂行するに足る技術的能力を有すること イ. 補助事業を的権に遂行するに必要経費のうち自己負担分の経費の調達に關し十分な経理的基礎を有すること ウ. 補助事業を的権に遂行するに必要な管理体制および処理能力を有すること。	
福井県	財団法人ふくい産業支援センター	財団法人若狭湾エネルギー研究センターおよび財団法人ふくい産業支援センターでは、他県に比べて優れている技術等を基に、更なる技術開発を推進し最先端技術を開発すること、県内に新たな産業クラスターの形成を目指す「ふくい未来技術創造ネットワーク」推進事業を行っている。本事業の一環として、市場部が自営される以下の分野において、事業の高度化・新商品開発等を促進するため、可能性試験調査研究へ助成する 【募集対象研究調査分野】 1)先端マテリアル開発・加工技術、2)チタン・マグネシウム加工技術、3)レーザ高度利用技術、4)ハイオクテアロロジ、5)原子力関連技術の5つの技術分野のいずれかを活用し、1)分散型発電、2)エネルギー貯蔵・変換装置、3)次世代自動車部品、4)ニューエネルギー分野の4つの分野のいずれかに該当することが必要	助成・補助	調査研究支援	【1件当たりの助成費】 研究調査の経費は1テーマにつき200万円程度	【支援対象】 福井県内の産業界、公設試験研究機関、県内外の大学等から参加する産学官(産学または産官でも可)の研究グループ	
福井県	創業寺子屋・創業セミナー	創業予定の方、創業に興味をお持ちの方を対象に「創業の基礎知識」、「公的制度の活用策」などについて解説する「創業寺子屋」を開催。	人材育成	企業育成支援	-	-	【対象】 だれでも参加可。創業・開業のために、まず、どんなことを考える必要があるか?どんな支援制度があるか?を知りたい入門者向け講座。
福井県	中小企業産業大学校(経営・技術研修)	「知識が豊かで、国際的な幅広い視野を持ち、時代の変化に対応できる能力や技術を備え、本県産業を振興し、発展させる活力のある人材」の育成を目指す。	人材育成	企業育成支援	-	-	-
福井県	アップグレードふくい	アップグレードふくいは、福井県内における異業種交流・ビジネス交流イベント。業界のトップランナーを招いたセミナー、交流会を実施。	人材育成	産学官等交流支援	-	-	【イベント一覧(2009年度)】 ・Web-IT技術者大交流会(アップグレードふくい Vol.28) ・CSS Meet in FUKUI, Vol.3(アップグレードふくい Vol.29) ・ネットマーケティングセミナー(アップグレードふくい Vol.24)

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カネコリ分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
福岡県 財団法人ふくい産業支 援センター	ふくいの漁産動産ファンド助 成金	1. 福井の強みを活かす”チャレンジ”企業支援事業 県内の特色ある産業資源(福井の強み)を基に、顧客ニーズ の確にっかんで商品計画を立て、最も有利な販売経路を開 拓する中小企業等の取り組みを応援する 2. 企業同士の「連携」による福井産地の活性化 (1)企業連携による福井産地の活性化 県内の縦横関係企業がそれぞれ強みを活かして連携し、 売れる商品開発と販売力の強化を図るモデル的な取り組み を応援する。 (2)小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事 業内の縦横関係企業が、全国の眼鏡小売店等(眼鏡卸企業 を含む)と連携して行う新商品の開発等に際するモデル的取 組を応援する。 3.農工商連携による新事業創出支援事業(平成21年度新設) 農工商と連携した水産業者が連携し、県産の農林水産物を活 用して行う新たな取り組みを応援する。	助成・補助	事業化支援	【助成率と助成限度額】 1. 福井の強みを活かす”チャレンジ” 企業支援事業 ・市場調査・商品開発・販路開拓に かかる費用:1/2以内、500万円 2. 企業同士の「連携」による福井産 地の活性化 (1)企業連携による縦横関係競争 力強化モデル事業:2/3以内、600万 円 (2)小売店との連携による福井ブラ ントめがね販売モデル事業:2/3以 内、600万円 3. 農工商連携による新事業創出支 援事業:2/3以内、600万円	【支援対象】 1. 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに 該当する者 (1)中小小企業者、(2)個人事業者、(3)有限責任事業組合、 企業者、(4)農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合 法人、(5)漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工 工業協同組合および水産加工業協同組合連合会、(6)森 林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会、 (7)特定非営利活動法人、(8)1から(7)に該当する者で構 成されるグループ 2. 企業同士の「連携」による福井産地の活性化 (1)企業連携による縦横関係競争力強化モデル事業 (2)農工商連携による新事業創出支援事業 のグループ 3. 農工商連携による新事業創出支援事業のグループ 以上のいずれかを主たる事業所として、以下(1)から(3)の業態の いずれかを主たる事業所として、以下の業態の4社以上の グループ (1)企業連携、県内の事業者において、以下の業態の いずれかを主たる事業所として構成する同業態4社以上の グループ (2)小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデ ル事業 県内に事務所を有する眼鏡関係の中小企業者(眼鏡小 売店等)との連携が必要 3. 農工商連携による新事業創出支援事業 【1. “福井の強みを活かす”チャレンジ”企業支援事業”と同 様	【支援対象】 1. 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに 該当する者 (1)中小小企業者、(2)個人事業者、(3)有限責任事業組合、 企業者、(4)農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合 法人、(5)漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工 工業協同組合および水産加工業協同組合連合会、(6)森 林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会、 (7)特定非営利活動法人、(8)1から(7)に該当する者で構 成されるグループ 2. 企業同士の「連携」による福井産地の活性化 (1)企業連携による縦横関係競争力強化モデル事業 (2)農工商連携による新事業創出支援事業 のグループ 3. 農工商連携による新事業創出支援事業のグループ 以上のいずれかを主たる事業所として、以下の業態の いずれかを主たる事業所として構成する同業態4社以上の グループ (1)企業連携、県内の事業者において、以下の業態の いずれかを主たる事業所として構成する同業態4社以上の グループ (2)小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデ ル事業 県内に事務所を有する眼鏡関係の中小企業者(眼鏡小 売店等)との連携が必要 3. 農工商連携による新事業創出支援事業 【1. “福井の強みを活かす”チャレンジ”企業支援事業”と同 様
福岡県	デザイン研修	中小企業の経営者・商品企画責任者及び担当者を対象にし たデザイン活用のセミナー	人材育成	事業化支援	-	-	-
福岡県	ふくい元気企業フェア	新規創業者や新事業・経営革新等に取り組む県内中小企業 者を支援するため、展示会を通じて自社をPRする機会を提 供。また、講演会やセミナーなどを通じて地域の起業、経営革 新に役立つ情報提供や意識の啓蒙をはかる。	人材育成	事業化支援	-	-	-
福岡県	新事業フロンティア発掘育 成(新事業フロンティアFA 賃)	新規性のある製品開発やサービス等、新たな事業活動に取 組む事業計画(ビジネスプラン)を募集し、安否企業には事業 化を支援する。 【支援内容】 産業支援センターのプロジェクトマネージャー等が経営・技 術・マーケティングなどに関して集中指導する。 「ふくい元気企業フェア」での表彰を行うとともに、ビジネスプ ランを紹介することにより、事業パートナー(金融機関等)との マッチングの機会を創出するほか、情報誌「FLOW」への掲載 など広範囲でも協力を。事業化のために必要な経費の助 成を行う。	助成・補助	事業化支援	-	-	【事業対象者】 県内でこれから会社を設立し、新商品や新しいサービス の提供等で事業を始める方、または事業を開始した日から 概ね8年以内の方。
福岡県	技術開発室	コンピュータの利用技術の研究開発等を行う企業へのスベ スの提供。	環境整備	研究開発支援	-	-	【人財対象者】 情報関連分野で、高度な技術力(メーカーおよび メーカーが株式会社を半分以上に保有するメーカー(関連会社) を有し、インターネットルームおよび共同研究室への入 居企業等)およびソフトウェア開発者、共同研究開発への入 居企業等)およびソフトウェア開発者、共同研究開発への研究 開発や事業活動を支援する者 情報処理技術者の育成を目的として行う情報処理に関 して必要な知識および技術についての教育を行う者
福岡県	共同研究室	情報産業団体、組合および企業間の共同研究、県内情報開 連企業と中小企業との共同研究、インターネット入居者と情 報産業との共同研究、産・学・官共同研究によるソフト、シ ステム開発を行う企業の方へのサービスの提供。	環境整備	研究開発支援	-	-	【人財対象者】 ・流通性のある情報システムを開発し、商品化を目指す 者 ・自社内の情報化を目指す者 ・異業種交流を目指す者
福岡県	インキュベートルーム	ITを活用した創業や新規事業に取り組む方に事務所スベ スの提供。	環境整備	企業育成支援	-	-	【人財対象者】 ・情報通信関連分野の企業および個人で立上り期 (計画書)に過ぎない事業計画開始からおおむね5年以内) の者で、支援を要する者 ・情報通信関連分野へ進出または研究開発に取り 組むこととする中小企業(部門の新設)で、支援を要する者 ・情報通信関連分野の立上り期にある者の支援の ために活動する者であって、特に理事長が認める者

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件	
福岡県 財団法人ふくい産業支 援センター	ふくい産業技術創造ネット ワーク推進事業	県内産学官のトップで構成する「福岡県産学産力戦略本部」が策 定した「最先端技術のメカカゴリ基本指針」と、もう一つの県 の重要施策である「エネルギー研究開発拠点化計画」の推進 のための具体的な取り組みとして、(財)ふくい産業支援センター と(財)若狭湾エネルギー研究センターが連携して、ふくい未来 技術創造ネットワーク推進事業を実施する。 【事業内容】 ◆ネットワーク形成事業 ◆新商品・技術評価事業 ◆連携促進事業 ◆販路開拓支援事業 ◆情報提供事業	支援事業 産学官等交流支援 専門化支援 調査研究支援	交付金額等	基本要件(補助事項・事業要件等) 【事業内容】 ◆ネットワーク形成事業 ・全体をコーディネートする推進会議を設置 ・産学官によるネットワーク形成の場として、研究会を設置・ 運営 ◆新商品・技術評価事業 ・可能性試験調査研究 ・フィージビリティスタディを必要に応じて実施し、事業化の 可能性等の調査を実施 ◆連携促進事業 ・先端技術創造セミナーおよび研究成果発表会等の開催 ・先端の技術・市場動向や産学官連携事例等を紹介するセ ミナーを開催。また、大学・研究機関等を中心とした最新の 研究・成果の発表会を開催。 ◆企業訪問活動 ・企業が抱える課題解決や産学官連携の提案を行うために 企業訪問を行う。 ◆販路開拓支援事業 ・先端技術事業化アドバイザーの派遣 ・研究成果を事業化するに当たり、必要な提携企業候補、ユ ーザー企業候補等の紹介等を行う。 ・技術展示会への出展 北陸技術交流テクノフエアなどに、研究会活動の成果を出 展 ◆情報提供事業 ・技術情報データベースの作成・公開 ・大学・公設試験研究機関等の有する研究シーズ、特許情報 等を調査し、ホームページ等で広く情報提供。	応募申請者の要件	
福岡県	財団法人ふくい産業支 援センター	地域結集型共同研究事業	人材派遣・技術支 援	研究開発支援	【事業開始から3年目までの短期目標】 ・光プロセス用高精度・短波光ビーム発生装置の開発 ・高精度光ビームによる超精密加工法の産業技術開発 ・高精度光ビームによる薄膜形成の産業技術開発 【3年目終了以降、5年目までの短期目標】 ・光プロセス用高精度・短波光ビーム発生装置の技術開 発 ・高精度光ビームによる超精密加工法の応用技術開発 ・高精度光ビームによる光化学反応等電子デバイス材料創 成の応用技術開発 【6年目以降の短期目標】 ・研究成果の産業化応用と新たな研究開発課題の検討、実 施	【事業開始から3年目までの短期目標】 ・光プロセス用高精度・短波光ビーム発生装置の開発 ・高精度光ビームによる超精密加工法の産業技術開発 ・高精度光ビームによる薄膜形成の産業技術開発 【3年目終了以降、5年目までの短期目標】 ・光プロセス用高精度・短波光ビーム発生装置の技術開 発 ・高精度光ビームによる超精密加工法の応用技術開発 ・高精度光ビームによる光化学反応等電子デバイス材料創 成の応用技術開発 【6年目以降の短期目標】 ・研究成果の産業化応用と新たな研究開発課題の検討、実 施	【小規模企業者の要件】 ・製造業等：従業員20人以下 ・商業・サービス業：従業員5人以下
福岡県	財団法人ふくい産業支 援センター	設備買付制度事業	環境整備	企業育成支援	【経営基盤強化の要件】 当該設備を導入することにより付加価値額(営業利益、人件 費及び減価償却費の合計額をいう。)または従業員1人当り の付加価値額が5年間で10%、4年間で8%または3年間で 6%以上向上すると見込まれるもの。 【貸与限度額】 ・100万円以上6,000万円以下 ・リース制度 ・100万円以上6,000万円以下	【経営基盤強化の要件】 当該設備を導入することにより付加価値額(営業利益、人件 費及び減価償却費の合計額をいう。)または従業員1人当り の付加価値額が5年間で10%、4年間で8%または3年間で 6%以上向上すると見込まれるもの。 【貸与限度額】 ・100万円以上6,000万円以下 ・リース制度 ・100万円以上6,000万円以下	
福岡県	財団法人ふくい産業支 援センター	専門家相談	人材派遣・技術支 援	事業化支援	【支援内容】 ・専門家による省エネ・コストダウン診断 ・企業診断・コンサルティングの実施 ・事業計画から創業までの専門家による指導 ・地域資源や農商工連携に関する窓口相談(地域力連携拠 点) ・応援コーディネーターのご紹介 ・各分野の専門家の派遣 ・「下請かけこみ寺」による窓口相談 ・「テザイン」開発に関する指導相談(デザイナー派遣・グルー プカウンセリング) ・事業承継に関する相談・専門家による指導 ・取引上のトラブルに関する法律相談(下請かけこみ寺) ・窓口相談	【支援内容】 ・専門家による省エネ・コストダウン診断 ・企業診断・コンサルティングの実施 ・事業計画から創業までの専門家による指導 ・地域資源や農商工連携に関する窓口相談(地域力連携拠 点) ・応援コーディネーターのご紹介 ・各分野の専門家の派遣 ・「下請かけこみ寺」による窓口相談 ・「テザイン」開発に関する指導相談(デザイナー派遣・グルー プカウンセリング) ・事業承継に関する相談・専門家による指導 ・取引上のトラブルに関する法律相談(下請かけこみ寺) ・窓口相談	【事業承継企業】 各関係企業向けに、従来の技術や工法と比較して優位 性のある新技術・新工法を提案できる県内企業。または 将来、関係企業間連携への応用技術や開発テーマを 提案できる県内企業等。
福岡県	財団法人ふくい産業支 援センター	福岡県の産学官が有する先端技術や組織・設備等の産業が 培った特色ある優れたものづくり技術・ノウハウを製造業 向けに公開・展示し、取引商談会を通じて、本県製造業企業 の新規取引先の開拓および広域的な変化促進会の増大をはか る。	その他	事業化支援			

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
福井県 福井県工業技術センター	企業との共同研究	県内企業の新製品開発や新事業への展開を促進するため、県内企業等と工業技術センターが相互に研究課題を分担して実施する共同研究を行っている。 【共同研究の種類】 1. 技術課題即応型共同研究 企業の小規模な技術開発から新製品・新技術の開発において発生する様々な技術課題を、市場展開スピードに応じて迅速に解決するための共同研究 2. 技術成果活用型共同研究 企業における高度な技術水準の技術課題に对应し、より早期かつ確実な実用化・製品化につなげるため、工業技術センターが有する技術開発成果・技術シーズを活用した共同研究	人材派遣・技術支援 研究開発支援	-	【共同研究成果の選定】 共同研究審査委員会を開催し、共同研究テーマを選定。新規性、高度性、緊急性に重んじ研究内容で、事業化の可能性が高いこと。 ・共同して開発研究を行うことにより、より大きな成果が期待できるものであること。	【共同研究者】 新製品・新技術の開発、新分野進出等を企画している県内企業および組合などの産業団体が原則で、企業規模は問わない。(研究課題解決のため、大学や他の試験研究機関を含む産学共同研究とすることも可能。)
福井県 福井県工業技術センター	技術指導・相談	技術的問題が発生して困った時、新しい技術で新製品を開発したいとき、技術上の相談を受け問題解決に向けてアドバイスを行う。	その他	-	-	-
福井県 福井県工業技術センター	機器設備利用	企業が試験や加工を行う際に、工業技術センターの機器設備の利用が可能。	環境整備	-	-	-
福井県 福井県工業技術センター	福井県工業技術センター 福井県工業技術センター	市内の中小企業等の中長期的な振興育成を図るため、地域産業新製品・新技術の開発や地産産業新事業創出・業種転換・特許・実用新案権の取得・意匠・商標登録に対して、これらにかかわる経費の一部について補助を行う。 ※地域ものづくり産業とは、福井市内の製造業・卸売業・情報サービス業と定義する。 【補助対象事業】 (1)新製品・新技術開発事業 (2)新事業創出・業種転換事業 (3)知的財産権取得事業	助成・補助 研究開発支援 事業化支援 知的財産権利化支援	【件当たりの補助金】 (1)新製品・新技術開発事業 補助率1/2以内、30万円以上200万円以内 (2)新事業創出・業種転換事業 補助率1/2以内、30万円以上200万円以内 (3)知的財産権取得事業 補助率1/2以内、年度内1社につき特許10万円、実用新案10万円、意匠・商標5万円以内	【補助対象事業】 (1)新製品・新技術開発事業 福井市内での生産加工等を前提とした新製品開発または新技術開発の内、当該年度内に開発が完了する次に挙げる事業で、国または県の補助を受けていないもの。 ア. 新製品開発および新事業の活用技術に関する事業 イ. 新製品開発に関する事業 ウ. 生産、加工または処理のための新技術開発に関する事業 (2)新事業創出・業種転換事業 市内中小企業者のうち製造業または卸売業、情報サービス業を含むものが、経営の向上を図る目的の下、市内で新たに取組むことに掲げる事業で、当該年度内に事業開始できるもの。かつ、国または県の補助を受けていないもの。 ア. 当該企業者において、従来行っていない分野に新たに参入すること。 イ. 当該企業者において、従来行っていない業態に新たに参入すること。(参入の主たる活動範囲は国外を除く) ウ. 当該企業者において、新たな販売方式の導入その他の新たなサービスのやり方等を開発・導入すること。 (3)知的財産権取得事業	【支援対象】 ・市内に本店を有する中小企業者 ・主として市内に本店を有する中小企業者で構成されたグループ
福井県 福井市	ものづくり支援補助金	自社の強みを生かした技術・製品の開発や、ふくいの感性を生かした高付加価値商品の開発に、補助金を支援	助成・補助	【補助率】 (1)新製品・新製品開発・補助対象経費の1/2以内 (2)高感度商品開発・補助対象経費の1/2以内 【補助限度額】 (1)新技術・新製品開発: 100万円 (2)高感度商品開発: 50万円	【補助対象事業】 (1)新技術・新製品開発 ・生産や製造などの効率化を図ることを目的とした新たな技術の開発 ・新たな技術を付加することにより、機能性の向上などを目的とした製品の開発 (2)高感度商品開発 ・既存商品の素材や容器、製造方法などを改良することで、利便性の向上など、消費者が利益を得られる優位性に秀でた商品の開発 ・消費者の感性に強く働きかける、デザインなどの付加価値を高めた商品の開発	【支援対象】 ・市内に本店を有する中小企業者 ・主として市内に本店を有する中小企業者で構成されたグループ ※(2)高感度商品開発は従業員20人以下 ・国や県などから補助金を受けていないこと ・補助対象経費の総額が補助限度額以上の事業であること
滋賀県	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	中小企業等の技術開発を促進し、製品の高付加価値化・新分野への進出・新産業の創出等を支援するため、県内中小企業等が行う新製品・新技術の開発に必要とされる経費の一部を助成する 【補助事業内容】 1. キックオフ事業 研究開発等事業計画の技術的可能性・事業化可能性を検証するための調査研究およびアイデアの権利化 2. チャレンジ事業 十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発	助成・補助 調査研究支援 知的財産権利化支援 研究開発支援	【補助率及び補助限度額】 1. キックオフ事業 ・補助率2分の1以内 ・共同研究型 3分の2以内 2. チャレンジ事業 ・100万円～600万円以内 ・単独研究型 2分の1以内 ・共同研究型 3分の2以内	【補助対象者】 (1) 滋賀の「新」産業(「新」産業づくりチャレンジ計画認定事業(以下「チャレンジ計画認定事業」といふ)) 重点支援領域等に指定するチャレンジ計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者等。 (2) チャレンジ計画認定事業実施要綱第3条に規定するチャレンジ計画の認定を受ける中小企業者等であって、チャレンジ計画の策定ならびに補助事業の研究開発計画の策定および事業の実施について、県立工業技術センターの支援を受けて補助事業を実施しようとする者(キックオフステージに限る)。 【対象技術分野】 太陽電池や燃料電池など、新エネルギーや低炭素社会実現に向けた技術に関する技術開発 【要件】 交付決定日(11月頃)から、当該年度末(9月31日)までに完了する見込みのある研究開発	【補助対象者(要件)】 1. 単独研究型...中小企業者等が単独でおこなうもの 2. 共同研究型...中小企業者等が共同研究体を構成しておこなうもの ※共同研究体とは、中小企業者等と大学等の2者以上によって構成された連合体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるもの。単独研究型での共同研究開発の実施を妨げるものではない

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	方子コリ分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
滋賀県	産業廃棄物減量化技術研究開発等事業費補助金	滋賀県内の産業廃棄物の排出事業者等が、産業廃棄物の発生抑制や資源化(再生利用)に係る研究開発および産業廃棄物を使った製品の研究開発を行うための経費に對して、その一部を助成する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円以上500万円以下	【補助対象事業】 (1)産業廃棄物の発生抑制および資源化を目的とする技術的研究開発 (2)産業廃棄物および再生品を使用する製品の研究開発 (3)産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発 (産業廃棄物を原料・燃料等として利用または処理できる事業所へ効率的に輸送するシステム)またはより効率的・低コストで再資源化するシステムを構築するための研究開発	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体
滋賀県	滋賀県経済振興特別区域産学連携新技術創出補助金	本補助金は、特区計画に基づき実施する特区事業のうち、産学共同研究が行われる事業の推進を目的として、産学共同研究に要する経費について補助金を交付することによって特区事業を促進し、地域経済の活性化を図り、もって県民生活の向上および本県の経済の発展に寄与することを目的とする。	助成・補助	研究開発支援	【補助率】 2/3 【限度額】 1件当たり100万円以上2,000万円以下	【補助対象事業】 経済振興特区計画に位置付けられた特区事業のうち、大学等の知的資源を活用して産学共同研究が行われることによる産学共同研究開発事業であり、交付決定日以降に開始され、当該年度末(3月31日)までに完了する見込みのある研究開発事業とする。	【補助対象者】 経済振興特区計画に位置付けられた実施主体である企業および大学等 【地域資源】 1. 地域資源を活用して新たな商品、サービスの開発を図る事業 (1)調査研究など企画検討の取り組み (2)研究開発や試作開発などの取り組み (3)文化財、自然の風景地、温泉その他の観光資源
滋賀県	産学連携推進プロジェクト	産学連携の基盤作りの一環として、県内大学と中小企業とのマッチングを促進させることを目的に、県内大学の研究者情報を集めた「研究者情報データベース」を構築し、このデータベースの検索・活用により、県内中小企業が県内大学研究情報を容易に入手できる環境づくりをめざしている。 また同時に研究者情報データベースだけでなく、滋賀県内9大学および自治体産学連携関係による産学連携情報交換し、産学連携のデータベースとして県内中小企業や大学に對して情報の提供を図っている。	情報提供	産学官等交流支援	-	【研究者情報データベースシステムの特徴】 研究者情報は、このシステムのために新たに作成されたものではなく、各大学がインターネットで公開しているホームページの情報を収集し、データベース化 【産学連携ポータルサイトの特徴】 (1)産学連携ポータルサイトの検索機能、検索システムは各大学の技術シーズや研究者情報の案内、検索システムは産学連携を推進するための情報(各種相談、施設の利用、共同研究、企業化支援、産学官等)の案内 (2)連携支援制度情報 (3)関係団体リンク、窓口案内 (4)産学連携を推進する各団体や各大学の窓口の案内	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体
滋賀県	しが新事業応援ファンド助成金交付事業	しが新事業応援ファンド助成金は、県内各地域において地域資源を活用して新事業を創出するために必要な、企画検討や試作開発等の取り組みを資金面から支援する。	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率、助成上限額】 1. 地域資源を活用して新たな商品、サービスの開発を図る事業 1/2、300万円(但し、県が指定する委員会が認める事業については助成率2/3が適用) 2. 地域資源を活用して新たな取り組みを支援する事業 1/2、100万円	【地域資源】 1. 地域の特色ある鉱工業品(農林水産加工品を含む)または農林水産物 2. 地域産工業品の生産に係る技術 3. 文化財、自然の風景地、温泉その他の観光資源	【補助対象者】 1. 地域資源を活用して新たな商品、サービスの開発を図る事業 (1)調査研究など企画検討の取り組み (2)研究開発や試作開発などの取り組み (3)文化財、自然の風景地、温泉その他の観光資源
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	現在、事業を営んでいる方、または、事業をはじめようとしておられる方が、事業上の問題点や疑問点がある場合、事業計画に助言が欲しい場合、滋賀県産業支援プラザで相談を受ける。担当者が相談を聞き、アドバイスを行う。更に専門的な相談や助言を希望する場合は、「専門家」による窓口相談(無料)を実施。	その他	企業育成支援	-	【専門家】 ・ 県内の中小企業者および創業者、経営者の向上を目指している方、新事業の開始や行おうとしている方、創業を行おうとしている方、経営向上等の明確な目標・プランを有し、経営課題の解決のためのコンサルティングを希望される方。 ・ 経営革新・創業等の目標が明確であり、診断・助言の効果が期待できる中小企業者等が、診断・助言の対象	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	中小企業と「民間の専門家」の間の専門家との間の滋賀県産業支援プラザが橋渡しを行う。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	【登録専門家】 ・ 経営管理、情報システム、店舗設計、商業デザイン、選考、法律、税務、会計、貿易実務、産業財産権、特許、ISO関係 ・ 専門家に派遣にかかる経費(謝金・旅費)の1/3(1回あたり12,000円)は自己負担。	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	「滋賀の企業支援ガイドブック」	情報提供	企業育成支援	-	【支援によるメリット】 ・ 技術や経営課題に関する専門家からの適切なアドバイスが受けられる。 ・ 技術、商品、経営戦略などに関する見直しや新たな発想が期待できる。 ・ 大規模な資金や設備を必要とする開発や試験への取組みができる。 ・ 研究能力の向上や人材育成につながる。 ・ 専門分野における研究者との入派の構築ができる。	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	産学官交流サロン	その他	産学官等交流支援	-	-	【補助対象者】 (1)県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者または再生品製造業者 (2)構成員の2分の1以上が(1)の県内事業者で構成される法人格を有する団体

支援機関		施策名		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
申請者	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件					
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	ベンチャー支援事業(新産業創出支援実施体制)	産業支援機関をネットワーク化し、市場ニーズと技術シーズのマッチングから事業化まで一貫して新産業創出を支援する体制を構築し、各段階において必要な支援を総合的に実施。産業支援プラザは、新産業創出を支援する相談窓口・コーディネーターとして機能する。	その他	企業育成支援	-	-	-					
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	滋賀県立テックノブアカドリー	県立テックノブアカドリーは独自の技術を有する方が、その研究開発の成果を利用して新製品の開発に際しては、県内産業の振興を図ることを目的に整備された。総合的な支援を実施する。	環境整備	研究開発支援	-	【使用料】 1区画月額204,000円(各区画共通)	【入居資格】 ・新製品の試作または製造に係る技術の開発、もしくは、改良を行うおとす方。 ・県内において製造業、その他の製品の製造と密接に関連を有する事業を行う方。または行おうとする方。 ・資本の額もしくは出資の総額が300万円以下の方、または常時使用する従業員数が300人以下の方(中小企業または個人等)。					
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	事業の可能性評価「めききしが」	中小企業や創業者(創業者をおとす者を含む)の新たな事業計画を専門家(客観的に評価(目利き)する。事業可能性評価は無料。A.ラング評価を受けた企業に対して、今後、必要に応じて専門家による診断助言やプロジェクトマネージャー等によるコーディネートなどの総合的な支援を実施する。	人材派遣・技術支援	調査研究支援	-	【注意】 支援プラザの専門家派遣事業の実施に当たっては、診断助言費用の1/3を申請者が負担。	-					
滋賀県	財団法人滋賀県産業支援プラザ	商品化・事業化可能性調査	県内の公設試験研究機関や理工系大学等において事業化され、推定された企業が研究開発した試作品等の商品化・事業化の実現可能性について具体的な助言を実施することにより、地域技術等の事業化に向けた取り組みと新産業創出の加速化を支援。	情報提供	調査研究支援	-	調査については、毎年公募テーマの中から数件を採択し、調査委託により民間調査機関や大学等が行う	-					
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	技術相談	企業の抱える種々の技術的問題解決のために、各種相談・指導事業を実施。来所、FAX等により受け付け。相談内容によつて、設備使用、依頼試験、自己試験の実施や、リサーチサポート、アドバイザーによる指導なども行う。また、他機関の紹介も行う。 【対象分野】 電子情報、機械システム、デザイン、無機材料、有機材料、バイオ・食品	その他	研究開発支援	-	-	-					
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	技術開発室レンタルラボ	企業の技術力の向上、新産業分野の開拓、さらにはベンチャー企業等の起業化を促進するため、センター内にレンタルラボを設置。	環境整備	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	-	-	【対象者】 県内で既に事業を行って新分野に進出若しくは新技術開発を主としている企業(個人)、あるいはこれから県内で開発しようとする企業(個人)を対象に、最長3年間の使用可。					
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	研究生受け入れ・共同研究	中小企業が生産技術の改善、製品の品質向上、新製品の開発などに取り組み、必要な研究設備や研究員といった研究機能の不足は大きな阻害要因となっている。当センターは、共同開発、研究交流を通して行う地域企業への技術移転の一環として、研究生受け入れを実施し、地域技術の向上を図っている。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	【対象】 県内の中小製造業、県内に事業所のある企業など					
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター	試験・分析機器の利用	センターに設置されている、多くの試験分析機器の利用が可能。(基本的な機器から、特殊な機器、高価な機器に至るまで265種類の機器の利用ができる。)	環境整備	研究開発支援	-	-	-					
京都府		京都ウエルネス産業コンソーシアム健康産業関係支援事業補助制度	医療から福祉性食品まで幅広い健康産業分野へ進出する中小企業やグループが行う製品開発や販路開拓に要する経費の一部を補助し、中小企業やグループの新たな事業展開等による成長発展を支援する事業	助成・補助	事業化支援	【助成率】 経費の1/2以内を予算の範囲内 【限度額】 500万円	【対象事業】 医療から福祉性食品まで幅広い健康産業分野へ進出する中小企業やグループが行う製品開発事業又は販路開拓事業	【支援対象】 京都府内に主たる事業所等を有する中小企業者・グループ					

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
京都府	中小企業成長促進融資	自らの経験・技術を活かして新たに事業を開始しようとする方 の創業資金や、経営環境の著しい変化に対処できるよう新技 術・新製品の開発、企業化や新規需要の開拓などに必要な 資金を、低利・固定で融資する。	融資・貸付	【基本支援】 ・支援対象(1)及び(2) 所要資金の90%以内で8,000万円以 内(組合は1億6,000万円※開業は 8,000万円・運転資金3,500万円以 内) ・支援対象(3) 所要資金の90%以内で8,000万円以 内(組合は1億6,000万円) 【応援名額認定】 所要資金の90%以内で8,000万円以 内(組合は1億6,000万円) 所要資金の90%以内で8,000万円以 内(組合は1億6,000万円)	【基本支援】 は中小企業・新事業・組合が、中小企業経営革新支援法に基づき、経営革新計画に 係る知事の承認を受けた事業の実施に要する事業資金 (2)中小企業者・組合が、中小企業創造活動促進法に基 づく認定を受けた研究開発事業を推進しようとする、又 は重層して開業しようとする場合、中小企業地産地消活用促進 法に基づき、地域産業資源を活用した事業計画に係る 国の認定を受けた事業の実施に要する事業資金 【応援名額認定】 【応援条件認定】 中小企業者・組合等が、京都府中小企業応援条例に基 づく、研究開発等事業計画に係る知事の認定を受けた 事業の実施に要する事業資金 【知恵の経営】推進 中小企業者・組合等が、京都府中小企業応援条例に基 づく、研究開発等事業計画に係る知事の認定を受けた 事業の実施に要する事業資金	【基本支援】 は中小企業・新事業・組合が、中小企業経営革新支援法又 は中小企業創造活動促進法に基づき、経営革新計画に 係る知事の承認を受けた事業の実施に要する事業資金 (2)中小企業者・組合が、中小企業創造活動促進法に基 づく認定を受けた研究開発事業を推進しようとする、又 は重層して開業しようとする場合、中小企業地産地消活用促進 法に基づき、地域産業資源を活用した事業計画に係る 国の認定を受けた事業の実施に要する事業資金 【応援名額認定】 【応援条件認定】 中小企業者・組合等が、京都府中小企業応援条例に基 づく、研究開発等事業計画に係る知事の認定を受けた 事業の実施に要する事業資金 【知恵の経営】推進 中小企業者・組合等が、京都府中小企業応援条例に基 づく、研究開発等事業計画に係る知事の認定を受けた 事業の実施に要する事業資金
京都府	産業廃棄物減量推進事業 (研究、技術開発等補助事 業)	産業廃棄物の減量化を推進し、環境負荷の少ない循環型社 会の構築に資するため、京都府内の事業者が主に京都府内 で排出される産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用そ の他適正な処理に係る研究、技術開発又は産業廃棄 物を使った商品開発に要する経費の一部を助成する。	助成・補助	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【助成額】 1件あたり総額100万円以上1,000万 円以内	【補助対象事業】 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再利用その他適正な処理 の促進に係る研究、技術開発又は産業廃棄物を使った商品 開発を行う事業	【応募資格】 京都府内に事業所を有する事業者及び事業所を設置し ようとする事業者(大学・他事業者との共同研究も可能) 次の(1)~(3)をすべて満たす者 (1)京都府内に事業所を有する事業者及び事業所を設 置しようとする事業者 (2)事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあるこ と (3)法令に抵触する等助成が不当であると認められ る事業者でないこと
京都府	知恵の経営(知恵の経営」 推進融資)	企業が作成した「知恵の経営」報告書を府が評価・認証し、 「知恵の経営」に積極的に取り組み企業を支援するために「知 恵の経営」実践モデル企業認証制度を設置。認証を受けた企 業は、融資制度を利用することができる。	融資・貸付	【融資額】 1企業8,000万円	【融資利率】 2.0%(平成20年度) 【融資期間】 運転資金5年、設備資金7年 原則無担保とし、連帯保証人又は保証協会の保証が必要	【融資対象】 「知恵の経営」認証企業・組合
京都府	KIP-NETセミナー	中小・ベンチャー企業において、特許やノウハウなどの知的 資産を活用し経営戦略に役立てるために活用事例など を紹介。	人材育成	-	-	-
京都府	京都府中小企業研究開発 等応援補助金	京都府の経済の抱え手である中小企業の成長発展を図るため、 新たに研究開発等の事業を実施する中小企業者に対し、補 助金を交付。	助成・補助	【補助率】 補助対象経費総額の1/2以内 【上取額】 1千万円	【補助対象事業】 ①研究開発事業 認定研究開発等事業計画に基づいて行う次に掲げる事業 ・新技術・新商品・新設備の研究開発等(研究、設計、調 査、試作、改良等)の事業 ②商品の生産、販売の方式又は役務の提供の方式の研究 開発等(研究、設計、調査、試作、改良等)の事業 ③その他知事が適当と認めた事業 認定研究開発等事業計画に基づいて行う次に掲げる事業 (1)需要開拓に関する調査事業 (2)需要開拓のための展示事業 (3)需要開拓のための広報事業 (4)その他知事が適当と認めた事業	【対象】 新たに研究開発等の事業を実施する中小企業者
京都府	中小企業ものづくり技術ス キルアップ研修	自社の経営、事業を円滑し、自社の強みを活かす、次の飛躍 を図るための人材育成を目的に下記のセミナー及び基礎講 座を開催。 【機械加工基礎講座】 ・マイクロマシン/MEMSの基礎と応用 ・ニューガラスなど 【映像制作技術基礎講座2】 ・DVDビデオ制作の基礎 【録音・振動基礎講座】 ・録音、振動測定法、騒音測定法、事例 【機械加工基礎講座】 ・1日でわかる塑性加工の要点	人材育成	-	【費用】 原則無料。以下の講座はテキスト代を負担 ・先端材料基礎講座(10月13日)・・・1,000円 ・映像制作技術基礎講座(10月15日)・・・3,000円程度	-
京都府	京都府中小企業技術セ ンター	中小企業における技術開発・研究開発・品質改善等を促進す るため、中小企業の方々が自ら操作して試験・評価が行え るように、当センターに設置されている試験・評価用機器等を開 放(貸付)。	研究開発支援	-	-	-

支援機関		施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
京都府	京都府中小企業技術センター	研究生受入れ制度	中小企業の研究開発力を高め、新製品開発、新事業展開等の取り組みを促進するために、中小企業の技術者を受託研究等として受け入れ、共同研究手法及び専門技術の習得を支援。 【対象者】 中小企業に就事する技術者	人材育成	研究者等育成支援	-	【費用】 当センター研修規則等により定める額 (月間の受け入れ日数により月額4,000円～16,000円)	【対象者】 中小企業に就事する技術者
京都府	京都府中小企業技術センター	研究開発	自社保有技術の革新や新技術開発を旨とする中小企業等のニーズに呼応する試験・研究の推進、共同研究等に取り組むとともに、企業や大学と当センター職員による共同研究及び業界・ニーズに基づき共同研究等を実施し、成果の業界普及や技術移転を行う。 【支援内容】 ・共同研究を行う ・技術シーズ可能性実証研究	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	【研究プロジェクト形成】 所内共同研究や技術別研究会を母体として研究コンソーシアムを形成し、公募型産学公大型研究プロジェクトへの申請及び共同研究を行う 【技術シーズ可能性実証研究】 当センター・大学等の技術シーズ中で提案公募型の大型研究開発案件に応募可能なテーマについて、研究コンソーシアムを形成しJST等の公募型可能性調査研究に応募するとともに共同研究に参画	-
京都府	京都府中小企業技術センター	産学公連携等による技術開発支援	企業の新製品、新技術開発を目的とした提案公募型共同研究の産学公連携・共同研究を推進する。 ・共同研究を推進する。 ・技術シーズ可能性実証研究	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-
京都府	京都府中小企業技術センター	学研都市研究シーズ育成	【シーズ・ニーズのマッチング事業】 学研都市に立地する大学・研究機関の技術シーズと府内企業・研究シーズのマッチングを促進し、研究者・技術者の連携促進及びネットワーク形成を図るための交流会を開催する。 【課題解決支援事業】 新製品、新技術開発を目指す企業・業界団体が抱えている具体的な技術課題を解決するため、学研都市の高度な技術シーズを活かした研究シーズを推進する。 【可能性調査支援事業】 シーズ・ニーズのマッチング事業の交流会を通じて発生した連携から共同研究・開発に発展する可能性のあるテーマについて、可能性調査・技術支援事業を実施する。	その他	調査研究支援 産学官等交流支援	-	-	-
京都府	京都府中小企業技術センター	けいはんな技術交流会	関西化学術研究会に立地する大学・研究機関を対象に、技術交流の機会を創出する「けいはんな技術交流会」を定期的に開催。継続して実施することで技術交流の輪を大きく成長させ、学研都市の豊富な研究シーズに府内中小企業が接することにより、技術交流と人的ネットワークの更なる拡大を図り、活力ある企業群を形成することを目的とする。	情報提供 その他	事業化支援	-	【支援内容】 (1) 課題提供 関西化学術研究会に立地する大学・研究機関の研究シーズの紹介、及び研究施設見学。 (2) コーディネーターに関する支援 大学・研究機関の研究シーズを企業ニーズに結びつけて活用するための意見交換、情報交換の提供とコーディネーター、及び要望に応じた各種支援。 (3) その他 企業の要望に応じた各種活動。	-
京都府	京都府中小企業技術センター	同志社大学・けいはんな産学交流会	府内の中小企業が、けいはんな地域の学術拠点の一つである同志社大学の研究シーズと接する産学交流の機会を捉え、人的ネットワークの構築、共同研究・開発へと繋げるために実施する。	その他	産学官等交流支援	-	-	-
京都府	財団法人京都産業21	きょうと農工商連携応援ファンド支援事業(助成金)	京都府、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元金融機関、農業団体等から出資を受けた基金「きょうと農工商連携応援ファンド(25.2億円)」の運用益をもとにして、府内の農林水産業者と中小企業が密接に連携し、それぞれの強みを活かして創業や経営の改善・向上を図る取組に対して助成金を交付し、新たな京都ブランドの創造や地域経済の活性化を図る事業	助成・補助	企業育成支援	【助成率】 対象事業費の2/3以内 【助成限度額】 1申請事業あたり300万円以内 【助成金総額】 約1,700万円	【対象事業】 府内の農林業者と中小企業が密接に連携し、それぞれ強みを活かして創業や経営の改善・向上を図る事業 ① 地域の農林漁業資源を活用した新商品・サービスの開発 提供により新たな京都ブランドの創造・発展に資する事業 ② 新たな農林漁業ビジネスの創出により地域経済の活性化に資する事業 ③ その他上記に準ずる事業であつて審査委員会で認められたもの 【要件】 ・助成金交付後3年以内に事業化すること ・事業化から助成金の交付を受けた年度の10年後までの間、売上高の増加率が年平均1%以上であること	【支援対象】 ・府内の農林漁業者と中小企業者の連携体

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
京都府	知的財産(特許)戦略支援事業	特許等の専門家による指導とコンサルティング会社による特許分析・調査を実施し、企業の事業戦略と組み合わせ、総合的な知的財産戦略の策定を支援する。 【目的】 研究開発型や技術開発型の中小企業は、保有する知的財産(特許)を戦略的に活用し、事業戦略と組み合わせ総合的に活用することが重要であるため、本事業は、企業戦略の一環として、知的財産(特許)の戦略的活用を目的としている。	助成、補助	知的財産戦略的活用支援	【企業負担】 25万円(1課採企業当り)	【支援内容】 (1)特許分析等の支援 i. 特許の活用展開について方向性、判断材料を提示(特許マップの作成等) ii. 特許活用のための環境整備(人材の育成、社内システム構築) (2)知的財産(特許)戦略策定等の支援 i. 研究開発戦略策定 ii. 市場動向、他社特許との比較検討による研究開発計画を検査する。 iii. 知的財産戦略策定 iv. 知的財産戦略策定 v. 出願・活用・保護の観点から、知的財産戦略を策定する。 (3)事業化に向けた知的財産(特許)計画等の支援 知的財産(特許)戦略に添った事業戦略(ビジネスプラン)作成を策定する。	【応募資格】 ・京都府内に本社を置く中小企業(過去に本事業の支援を受けた企業も可)	
京都府	環境産業等学芸公研究開発支援事業	【研究開発分野】 (1)環境関連技術分野 (2)ユビキタス関連分野	助成、補助	研究開発支援	【補助率】 対象経費の1/2以内 【資金支援総額】 (1)環境関連技術分野 3000万円以内 (2)ユビキタス関連分野 1000万円以内	【事業の対象範囲】 (1)環境関連技術分野等 本分野の事業対象は、中小企業が中心となり、大学等研究機関の技術シーズ・知見を積極的に活用して、事業化に結びつく製品、サービス等の開発を対象とする。したがって、本研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の準備があることが必要となる。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできない。 また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素の乏しいものは含まれないが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれない。 (2)ユビキタス関連分野 本分野の事業対象は、放送・通信・コンテンツ等のユビキタス分野において、府域で展開する先進的なビジネスモデルの構築を目指した実証実験、またはユビキタス社会構築に向けた回等の支援事業に繋がる計画策定、研究開発、実証実験、予備調査等を対象とする。ただし、実証実験の実施は必須。	【応募資格】 以下の要件を満たした連携グループのみが行える (1)連携グループの資格要件 京都府内に本社を置く中小企業と大学等研究機関の参加を必須条件とする。 ＜京都府内中小企業＞ 京都府内に本社を置く中小企業 ＜大学等研究機関＞ 産学連携という政界上の観点から、少なくとも1つの大学等研究機関の参加を必須とする。ここでいう大学等研究機関とは、国公立大学、公立大学、私立大学、私立大学、私立大学(旧国立研究所)等であって独立行政法人を言ふ。)、公益法人による研究所、第3セクターによる研究所のことを目指す。	
京都府	京都ビジネス交流フェア	事業振返、新分野、新事業進出のためにビジネスパートナーを広い分野から発掘する場。京都府内の中小企業のオリジナル製品、ITや特殊技術などの展示商談会など、全国的主要メーカー、商社との出合いの場を設けている。	その他	事業化支援	-	-	-	
京都府	人材育成	中小企業の人材育成のため、新入社員、中堅社員、管理者向けの階層別研修や企業のIT化推進のための人材育成研修、技術研修等を実施。	人材育成	企業育成支援	-	-	-	
京都府	KIIC会員交流会	京都の意欲ある企業・団体等に対して、IT活用・事業創出・経営革新などの支援や産学交流の促進などを行っている(財)京都産業21の委員組織、交流会、勉強会(KIIC倶楽部)、研究会(KIIC研究会)や講演会などを実施。KIIC会員には、情報誌の提供や研修会受講料の割引などの特典がある。	情報提供 その他	企業育成支援 産学官等交流支援	【会費】 1口:5000円(入会金無料) 【特典】 ○会員サービス事業 ○会員向けサービス(①会員交流誌の提供、②月刊誌「クリエイト」京都M&T」の提供、③メルマガ等による情報提供) (2)人材育成研修、IT講習、有料セミナー等の受講料を割引価格にて提供 (3)会員専用ミーティングコーナーの無料利用 (4)信用調査サービス(新採取引等の際、信用情報の調査) (5)オンラインによる個別情報相談(データベースを利用した調査)、企業名での情報検索は、3件/月まで無料<通常:約1,500円/件> (6)特別依頼の信用調査:帝国データバンク調査員による信用調査は、24,000円/件<通常:50,000円/件> (7)提携団体の施設利用割引、など (8)会員交流事業(会員相互の交流を目的とする事業) (9)倶楽部事業(財)京都産業21が事務局となり、具体的なテーマに沿った倶楽部活動への参加) (10)研究会事業(会員が自主的に進めている研究・交流活動への参加。) (11)興業種交流事業(京都府興業種交流会連絡会議(事務局、財)京都産業21)などと各種交流事業への参加)	-		
京都府	インキュベーションセンター(けいはんなベンチャーセンター)	「京都ITハザード」の一環として「新産業創出都市」をめざす関西文化学術研究都市・けいはんなプラザにおいて、研究機関に集積された研究開発成果やその優れた研究開発環境等を活用し、新産業創出・ベンチャー育成の拠点となるインキュベーションセンターを設置	環境整備	企業育成支援	-	【入居者への支援】 ●経営、技術から事業計画をサポート ●経営、技術の各専門家を入居者の希望に応じて派遣 ●経営、技術の他にに関する講習会・交流会などを開催 ●関西文化学術研究都市の研究機関との連携の進め方を拓く ●大学と企業の交流を図る「同志社大学けいはんな産学交流会」や学研都市の研究等との交流を図る「けいはんな技術交流会」などの開催	-	

支援助具		事業概要		支援助具		交付金額等		応募申請要件	
支援助具	実施名	事業概要	支援助具	交付金額等	応募申請要件	支援助具	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
京都府	京都府中小企業応援条例に基づき「研究開発等事業計画」の相談・受付	平成19年4月に施行された「京都府中小企業応援条例」に基づき、中小企業の新たな事業展開等を支援することにより、その成長発展を促進するため、研究開発等事業の認定に関する施策を実施。京都産業21では、研究開発等事業認定申請の相談・受付を行っている。この制度は、中小企業者等が作成した研究開発等事業計画を知事等が認定するもので、認定を受けた企業は、別途審査を経て、融資・補助金・税制優遇などの支援措置を活用することができる。	その他	-	-	-	-	-	-
京都府	アドバイザー相談・派遣・法律・特許	京都府内の中小企業・ベンチャー企業・起業家を支援するために、専門家に係る相談を実施。 ・専門家派遣(有料) ・専門家特別相談(無料) ・相談事例集 ・下請取引苦情紛争相談	企業育成支援	-	-	-	-	【専門家派遣(有料)】 京都府内で経営向上を目指す意欲ある中小企業者や創業者を対象に、経営・技術等の諸問題などについて相談や診断助言を行う。 ・経営から技術まであらゆる分野の(民間の)専門家が対応。ご相談者の負担は、専門家への謝金8,000円+旅費の3分の1 【専門家特別相談(無料)】 担当者の専門家を相談員が毎週木曜日(18:00~18:00)に無料で経営や技術に関する相談を受けている。 【相談事例集】 過去の相談内容をO&Aのかたちで分野別に整理(財)京都産業21では、下請代金の支払遅延など取引上のトラブルについての相談	-
京都府	京都府中小企業支援センター	中小企業者の課題解決(創業・経営・技術・情報化等)に向けて、当センターに登録された専門家を派遣し、適切な診断・助言を行い、企業の経営・技術向上を支援する。	企業育成支援	-	-	-	-	【支援対象】 京都市内に事業所を有する中小企業者または京都市内で創業される方で、経営・技術向上の課題や目標が明確であること。	-
大阪府	基礎技術高度化支援事業補助金	ものづくり基礎技術を担う府内中小企業者が取り組む基礎技術の高度化や新事業展開等の取組に対し、要する経費の一部を助成 【対象事業】 1.ものづくり基礎技術高度化事業 2.実用化開発事業 3.基礎技術・成長分野融合推進事業	研究開発支援	【補助率】 1/2以内 【補助限度額】 1.ものづくり基礎技術高度化事業: 300万円 2.実用化開発事業: 500万円 3.基礎技術・成長分野融合推進事業: 50万円	-	-	-	【支援対象】 ・府内に主たる事務所が所在する中小企業者又はそれらのグループ。 ・なお、補助申請に当たっては、技術開発に関して具体的な支援を受けている高度化支援組織の推薦が必要(実用化開発事業は除く。)	-
大阪府	地域中小企業知的財産戦略支援事業	知的財産の専門家を数ヶ月に渡り派遣し、知的財産戦略構築を希望する中小企業の実態に応じた取り組みを支援する。	知的財産戦略的活用支援	-	-	-	-	-	-
大阪府	創業促進税制	ものづくり支援税制として、中小製造業の設備投資や創業を促進するため、法人府民協賛法人税制と法人事業税の軽減措置を実施。	企業育成支援	【経費科目】 法人事業税 【経費内容】 現行税率の9/10	【注意】 設備投資促進税制と創業促進税制は同じ事業年度で重複適用はされない。 (製造業法人でない) ・製造業法人でない事業者は「主たる事業」によって分類される。「製造業」等の業種は当該法人の「主たる事業」によって分類される。「日本標準産業分類」による事業ごとに区分した際に、売上金額が最も大きい事業をいう。	-	【対象法人】 H19.4.1からH22.3.31までに資本金又は出資金の額が1千万円以下で府内を本店として設立された製造業法人	-	
大阪府	小規模資金	小規模企業者が必要とする事業資金を国の小口零細企業保証制度を活用し融資を行うことにより、小規模企業者の経営の安定を図る制度。	企業育成支援	【融資限度額】 1,250万円	【留意事項】 小規模企業者の方でチャレンジ資金(新事業活動促進資金・事業活性化等資金又は産業立地資金)の利用資格に該当する場合はより低利な融資利率(年1.4%)での申し込みが可能	-	【対象】 府内において、原則として同一場所として6か月以上引き継ぎ同一事業を営んでおり、確定申告・決算に併せて納税状況等を証明することができる小規模企業者。 ※小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。 ・中小企業信用保証法第2条第9項に該当する方。 ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人 ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人 ・法に基づき事業協同小組合等(窓口でご確認ください。)	-	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	力ネコリ分類	交付金額等	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
大阪府	小規模資金(経営指導特例)	商工会・商工会議所による経営指導との組み合わせにより、経営改善への取り組みを後押ししようとするもので、大阪府中小企業信用保証協会の保証を付してあるものとする。国の小規模企業保証制度を活用した小規模企業者向けの制度。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 1,251万円	—	【対象】 次のいずれにも該当する小規模事業者 ①府内において、原則として同一場所ですべての6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証明できることのできる方。 ②商工会・商工会議所が6か月以上の経営指導を行い、経営改善が早込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることのできる方。 ③融資後、商工会・商工会議所の経営指導を受け、経営改善に向けて積極的に取り組まれる方。(商工会・商工会議所は、原則1年以内で6か月1回の経営指導を行い、その内容を保証協会へ報告する) ※小規模企業者とは次のいずれかに該当する方 ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人 ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人	【対象】 次のいずれにも該当する小規模事業者 ①府内において、原則として同一場所ですべての6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証明できることのできる方。 ②商工会・商工会議所が6か月以上の経営指導を行い、経営改善が早込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることのできる方。 ③融資後、商工会・商工会議所の経営指導を受け、経営改善に向けて積極的に取り組まれる方。(商工会・商工会議所は、原則1年以内で6か月1回の経営指導を行い、その内容を保証協会へ報告する) ※小規模企業者とは次のいずれかに該当する方 ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人 ・常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
大阪府	小規模資金(迅速型)	国の小規模企業保証制度を活用し仕入れや回収の条件等から発生する資金需要に金融機関が保有する小規模企業者の財務情報を活用することで、タイムリーに対応し、資金調達の円滑化を図る制度。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 1,252万円	—	【対象】 府内において事業を営んで(決算等を2期以上)おり、取引のある取扱金融機関が支援する小規模企業者で、かつ大阪府中小企業信用保証協会の定める要件に合致する方。	【対象】 府内において事業を営んで(決算等を2期以上)おり、取引のある取扱金融機関が支援する小規模企業者で、かつ大阪府中小企業信用保証協会の定める要件に合致する方。
大阪府	事業資金(一般資金)	府内で事業を営む方が事業に必要な資金を円滑に調達することができると、大阪府中小企業信用保証協会の保証を付してあつてくれる。大阪府から資金調達の保証を付してあつてくれる制度。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 《一般長期》 2億円(うち無担保8,000万円) 《一般短期》 8,000万円(うち無担保8,000万円)	—	【対象】 府内において事業を営んでいる中小企業者	【対象】 府内において事業を営んでいる中小企業者
大阪府	事業資金(組合共同資金)	協同組合等が行う共同事業に必要な資金を融資することにより、協同組合等の基盤強化並びに中小企業の共同化及び組織化を促進する。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 2億円(うち無担保8,000万円)	—	—	—
大阪府	流動資産担保資金	中小企業者が売掛金に保有している売掛債権及び棚面資産を担保として、金融機関から資金調達を行う制度。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 2億5,000円(保証限度額2億円)	—	—	—
大阪府	開業資金	大阪府内において新規創業するために必要な資金を融資する。	融資・貸付	企業育成支援	【開業資金A(略称:府開業(創業))】 【融資限度額】1,000万円 【開業資金B(略称:府開業(創業))】 【融資限度額】1,500万円	【開業資金A】 ・担保・不要 ・連帯保証人 個人(原則として、不要) 法人(原則として、法人代表者のみ必要) 【開業資金B】 個人・不要 法人:法人代表者のみ必要	【対象者】 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備事項を行っておられる方、または、業歴の長い方で次のいずれかに該当する方 (1)事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有し、1ヶ月以内に個人で事業を開始しようとする方。 (2)事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有し、2ヶ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 (3)事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから5年未満の方。なお、事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有している方。 (4)事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の方。なお、事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有している方。	
大阪府	経営安定資金	取引企業の売上の著しい減少・取引金融機関の破綻等により、経営に支障をきたしている府内中小企業者の経営の安定に必要な資金を融資。	融資・貸付	企業育成支援	2億円(国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方は債権額の2倍以内)(うち無担保8,000万円)	—	—	—

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
大阪府	再挑戦支援資金	大阪府内において、廃業経験者有する中小企業者が再起業する際に必要な資金を融資する。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 1,000万円	【対象】 ●保証あつせん方式 (1)事業の廃止日又は解散日から5年以内の方。(2)過去に自ら営んでいた事業その経過の状況の悪化により廃止した経験を有する方、又は過去に経営の悪化により廃止した経験のある方、又は過去に経営の悪化により廃止した経験のある方の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった方。(3)廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等がある方。(4)融資後、商工会・商工会議所の経営指導を受けられる方。 ●金融機関経由方式 上記(1)から(3)を満たす方	協会のあつせん方式 (1)事業の廃止日又は解散日から5年以内の方。(2)過去に自ら営んでいた事業その経過の状況の悪化により廃止した経験を有する方、又は過去に経営の悪化により廃止した経験のある方、又は過去に経営の悪化により廃止した経験のある方の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった方。(3)廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等がある方。(4)融資後、商工会・商工会議所の経営指導を受けられる方。 ●金融機関経由方式 上記(1)から(3)を満たす方
大阪府	チャレンジ資金(新事業活動促進資金)	経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている中小企業者が、経営の刷新等を行うために必要な資金を融資する。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【融資限度額】 2億円(組合4億円)(うち無担保8,000万円)	【対象】 府内において事業を営んでいる中小企業者で、次の①から⑥のいずれかに該当するものとして知事の認定を受けた方。 ① 中小企業創造活動事業(旧創造法特例) ② 経営革新等事業 ③ 地域産業集積関連事業 ④ 地域産業資源活用事業 ⑤ 集積活性化事業 ⑥ M&A事業	府内において事業を営んでいる中小企業者で、次の①から⑥のいずれかに該当するものとして知事の認定を受けた方。 ① 中小企業創造活動事業(旧創造法特例) ② 経営革新等事業 ③ 地域産業集積関連事業 ④ 地域産業資源活用事業 ⑤ 集積活性化事業 ⑥ M&A事業
大阪府	チャレンジ資金(事業活性化等資金)	中小企業者の方が設備投資(新採用・特許権の活用・事業の多角化・転換などは運転資金も可)により、経営の拡張・合理化や省エネ・環境対策等を進めるために必要な資金を融資する制度。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【融資限度額】 2億円(組合4億円)(うち無担保8,000万円)	【対象】 次の①又は②に該当し、新たな事業を行うために必要な準備を相に行っている中小企業者。 ① 事業活性化促進事業 (1)府内において事業を営んでおり、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当していること。 (ア)成長有望分野における設備資金 (イ)業種向上につながる設備資金(最新設備の導入・更新等) (ウ)環境・省エネ等への取組み (エ)新たに1名以上の雇用を伴う事業拡張 (オ)特許活用を伴う事業拡張 (2)大阪府外で事業を営んでおり、大阪府内へ本社の移転もしくは支店の出店を図り、大阪府内において引き継ぎ同一事業を営むために設備投資を行う中小企業者。 ② 多角化・事業転換事業 (1)事業の多角化 (2)事業転換	次の①又は②に該当し、新たな事業を行うために必要な準備を相に行っている中小企業者。 ① 事業活性化促進事業 (1)府内において事業を営んでおり、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当していること。 (ア)成長有望分野における設備資金 (イ)業種向上につながる設備資金(最新設備の導入・更新等) (ウ)環境・省エネ等への取組み (エ)新たに1名以上の雇用を伴う事業拡張 (オ)特許活用を伴う事業拡張 (2)大阪府外で事業を営んでおり、大阪府内へ本社の移転もしくは支店の出店を図り、大阪府内において引き継ぎ同一事業を営むために設備投資を行う中小企業者。 ② 多角化・事業転換事業 (1)事業の多角化 (2)事業転換
大阪府	中小企業高度化資金	中小企業者が事業協同組合等を組織して、工場・店舗の集約化や事業の共同化、協業化等を行うことにより、経営の近代化、合理化等の体質の改善を図る事業者に対し、大阪府が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、事業計画への指導、助言を行うとともに、必要な資金を長期・低利の条件で融資する制度。 【貸付対象事業】 高度化事業の用に供する土地、建物、構築物、設備などで組合等の資産として計上されるものが対象。	融資・貸付	事業化支援	-	【貸付率】 対象事業額の80%以内(ただし、大阪府の予算の範囲内で貸付可能額) 【その他貸付要件】 ・当高度化事業を実施することが、政策例にみて妥当であること。 ・組合等の団結が強くあり、一部の組合員等の利益を図るような運営が行われていないこと。 ・事業の将来性等から判断して、貸付金の償還が確実と認められること。 ・貸付金の使途については、明確な経理処理を行うこと。	【貸付対象事業】 事業協同組合、商店街振興組合等
大阪府	なにわのアイデア活用市(地域版特許ビジネス市)	企業や個人が持つアイデア(特許・実用新案)を有効活用し、新事業の創出を図るため、「アイデアを事業化したい企業や個人の方」と「アイデアを持つ企業や個人の方」が、新規事業のチャレンジや新たな製品開発のためのアイデアを探している企業に対し、プレゼンテーションを行い、その後の商談につなげてもらう企画である。	情報提供	事業化支援	-	【対象】 ・生活が快適、便利になる商品アイデアで次のいずれかに該当するもの。 ・登録済み、または公開済みの特許 ・登録済み、または公開済みの特許 ・登録済み、または公開済みの特許	-

支援機関		施策名		事業概要		力ネリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
大阪府	財団法人大阪産業振興機構	設備貸与制度事業	ものづくり支援特別資金	小規模企業等への創業及び経営基盤の強化を図るため、府内の小規模企業等の方が希望される設備を、メーカー、ディーラーから備蓄が購入し、長期かつ低利で割賦販売（ローン）またはリースを実施。 府内で製造業を営む方が事業に必要な設備投資に必要な資金を融資する制度。	環境整備	企業育成支援	企業育成支援	2億円(うち無担保8,000万円)	【対象】 府内において製造業を営んでいる中小企業者で資本金3,000万円以下以下の会社又は個人の方 ※業歴1年未満の方は開業資金の対象となる。ただし、業歴が6か月以上で決算等に伴う納税がある場合は、本制度の対象となる。 ※事業を営んでいる個人が創業されて1年未満の場合については、開業資金の対象にはならないが、開業資金の融資条件（自己資金要件、必要書類等を含む。）の範囲内にて、本制度で取扱うことができる。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件	
大阪府	財団法人大阪産業振興機構	設備貸与制度事業	ものづくり支援特別資金	小規模企業等への創業及び経営基盤の強化を図るため、府内の小規模企業等の方が希望される設備を、メーカー、ディーラーから備蓄が購入し、長期かつ低利で割賦販売（ローン）またはリースを実施。 府内で製造業を営む方が事業に必要な設備投資に必要な資金を融資する制度。	環境整備	企業育成支援	企業育成支援	2億円(うち無担保8,000万円)	【対象】 府内において製造業を営んでいる中小企業者で資本金3,000万円以下以下の会社又は個人の方 ※業歴1年未満の方は開業資金の対象となる。ただし、業歴が6か月以上で決算等に伴う納税がある場合は、本制度の対象となる。 ※事業を営んでいる個人が創業されて1年未満の場合については、開業資金の対象にはならないが、開業資金の融資条件（自己資金要件、必要書類等を含む。）の範囲内にて、本制度で取扱うことができる。				
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	技術交流	技術交流	様々な技術分野の団体やそれらが行う研究会を支援・研究会での技術力の向上を図るため、専門家による講習会、講演会、工場見学などを数多く開催。	その他	産学官等交流支援 研究者等育成支援	産学官等交流支援 研究者等育成支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	OIRT研修	OIRT研修	中小企業の技術者の研究開発力を高めるために、企業等の従業員を研修生として受け入れ、研究所における実務を通じて専門知識・技術の習得を図る人材育成事業。	人材育成	研究者等育成支援	研究者等育成支援		【研究機関】 3ヶ月～6ヶ月 【研修費用】 1人1ヶ月30,700円				
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	技術講習会	技術講習会	技術講習会又は基礎技術から先端技術まで多種で、また、期間も長短いろいろと、年間を通じて多数開催。	人材育成	研究者等育成支援	研究者等育成支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	機器利用講習会	機器利用講習会	設備・機器の使用を円滑にするために、産技研設置の主要機器の操作技術や利用技術などについて、中小企業技術者を対象に機器利用講習会を多数開催。	人材育成	研究者等育成支援	研究者等育成支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	技術フォーラム	技術フォーラム	技術フォーラムでは、当所の研究員が数年来取り組んできた研究の成果や収集した最近の技術動向を紹介するとともに、引き続き、参加企業等の技術者、研究者の方々と意見交換し、より身近な、実践的な技術交流、支援の場として活用されることを目指している。	情報提供	産学官等交流支援	産学官等交流支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	技術指導	技術指導	【技術指導・相談】 中小企業の技術開発や生産性の向上を積極的に支援する。技術に関することは、適切な専門研究員が相談に応じる。 【現地指導】 企業からの要請が適当と認められたときは、生産現場で研究員の技術指導が受けられる。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	研究開発支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	実用化指導制度	実用化指導制度	新商品開発や新市場開拓を目指す中小企業等に対して、研究所のもつノウハウや研究成果を積極的に技術移転し、これら技術シーズの実用化や商品化による中小企業等の経営革新を促すため、従来から行っている委託研究、技術研修、生、実地指導などの制度に加え、新しく実用化指導制度を設けて開発から製造工程の立ち上げまで重点的な技術指導を実施。	人材派遣・技術支援	事業化支援 研究開発支援	事業化支援 研究開発支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	機器・施設の使用	機器・施設の使用	試験設備や機器等の整備が不十分な中小企業等のために、産技研業務の推進に支障のない範囲で産技研に設置する設備・機器を、企業が使用できるよう、取扱技術の指導を含めて開放する。	環境整備	研究開発支援	研究開発支援						
大阪府	大阪府立産業技術総合研究所	開放研究室	開放研究室	研究開発型企業等を目指す企業、新商品開発に取り組み中小企業を支援するために、開放研究室を貸与する制度を設け、(財)大阪産業振興機構と連携してインターネット上事業を実施。当事業は、開放研究室利用者に対して、研究産品の提供だけでなく、技術指導、経営相談、情報提供などの総合的な支援を行い、活力あるベンチャー企業を創出・育成する。	環境整備 人材派遣・技術支援	研究開発支援 企業育成支援	研究開発支援 企業育成支援		【対象者】 ①新規創業を旨として研究開発・製品開発に取り組み個人又はグループ ②新製品開発を旨として研究開発・製品開発に取り組み中小企業				

大阪府	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
大阪府	大阪産業創造館	研究開発イノベーションチャレンジ	中小企業が技術・製品開発を行い、それらを市場投入し収益を上げていくには、莫大な費用・時間を要し、課題も山積みである。そこで、不足する経営資源を補い開発を行うには、大学や公設試験場など研究機関の活用が有効な手段となる。研究機関の活用方法は様々だが、主に次のようなメリットがある。 ・実証データを取得する事による製品の高付加価値化 ・技術課題の解決 ・自社の開発能力向上 ・自社の研究員の能力向上 ・開発のスピードアップ	人材派遣・技術支援 研究開発支援 事業化支援 研究者等育成支援	研究開発支援 事業化支援 研究者等育成支援	-	【対象者】 以下の要件を満たす大阪市内の中小企業 ・技術・製品開発に課題をお持ちの方 ・自社製品の性能評価、実証データを取得したい方 ・自社技術・資源を活かした新技術・新製品開発に取り組む為、専門家や研究者などのパートナーをお探しの方 (※大阪市内に事業所をおく中小企業の方のみ利用可能。個人事業の方は利用できない場合がある。また、同一事業所が対応可能領域であるかの事前選考・審査がある)	-
大阪府	大阪産業創造館	シーズ発表会	本サービスは、産創館が、企業にコーディネーターを派遣し、全国70以上の大学や公設試験場、200名以上の研究者ネットワークを使い、課題に応じて最適なパートナーを紹介することで、企業者が研究機関を上手く活用する為の支援を実施。	その他	事業化支援 産学官等交流支援	-	【発表機関】 ・大阪府立大学 ・大阪府立工業技術総合研究所 ・大阪府立大学フロンティア	-
大阪府	地方独立行政法人大阪府工業研究所	共同研究・製品開発事業	大学や公設試験場の研究内容や、開放特許など製品化、事業化に役立つ技術シーズを募集。企業が抱える課題への個別相談も受け付ける。産学連携、共同研究、研究開発、技術提携など、事業化に向けた取組みを支援。	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	【研究募集】 ・共同研究に要する経費のうち、本所研究員が使用する機械器具費、消耗品費は大阪府立工業研究所が負担。 ・その他、実用化、試作等に要する費用は、企業で負担。	【対象者】 大阪市内に事務所・事業所があり、クラスターに参加して、研究開発・実用化・製品化について意欲があり、技術力を有する中小企業	-
大阪府	大阪商工会議所	本さか地域創造ファンド地域支援事業	技術や人材、歴史・伝統など大阪市内の地域資源を活用し、地域内の中小企業などに広げ波及効果を与える新しい事業に列して助成する 【公募対象事業】 ・地域産業技術活用モデル事業 ・「産学官・医」連携モデル事業 ・観光文化資源まちづくりモデル事業 ・観光文化資源ものづくりモデル事業 ・地域資源活用応援モデル事業	助成・補助	事業化支援	【補助率】 1/2以内 【助成額(上限)】 ・公募枠A(一般):1000万円/3年 (※単年度上限額500万円) ・公募枠B(創業予定者):300万円/2年	【応募対象者】 (1)現在事業を営んでいない方で、大阪市内において創業を予定されている方 (2)大阪市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ (3)大阪市内において事業を実施する中小企業者以外の法人 【応募要件】 ①公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくなくないこと ②申請期間中に、直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの ③地方税に係る徴収金を完納していないもの ④業務活動や政治活動の目的にしているもの ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの	-

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	分野	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
大阪府	閉回法人大阪府都市型産業振興センター	健康・予防医療分野の企業や大学、研究機関が持つノウハウを活かし、中小企業が大学や研究機関等と連携して創出する新商品の機能評価に要する経費に対して助成することにより、信頼性の高い商品やサービスづくりを目指し、企業の早期事業化を目指す。	助成・補助	事業化支援	【件当たりの助成金】 限度額：400万円	【助成対象事業】 新商品 概ね過去3年以内に商品化し、今回新たに機能を謳おうとするものを含む。新商品の創出を目的とする健康予防医療分野の機器・サービスの機能評価試験で、大学、研究機関等と連携するもの。機器については、それらを活用した実施プログラムが組み合わされたものであること。	【応募要件】 次に掲げる条件を全て満たすこと。 ・新商品の創出を目的とする健康予防医療分野の機器・サービスの機能評価試験を実施し、健康への有用性に ・今年度内に何らかの科学的根拠を示すことが可能であること。 ・大阪府内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(以下「企業」といふ。))又は、その企業を主共同事業実施体(コンソーシアム)であること。ただし、コンソーシアムの場合は当該中小企業が新商品創出の中核的役割を担っていること。 ・「機能評価試験に係る委託契約」「コンソーシアム」など、何らかの形で大学や研究機関等と連携していること。 ・機能評価試験を遂行できる財務能力を有すること。 ・助成対象期間終了後、概ね1年以内の新商品創出を想定しているものであること。 ・当該事業が他の公的補助金等の交付を受けていないこと。
大阪府	クリエーション・コア東大阪	ものづくりの新たな事業展開や、新製品・新技術の開発や企業間連携、取引をおこなうとする企業等を支援する施設。	環境整備	事業化支援	—	—	—
大阪府	東大阪市製品化促進事業補助金	市内における新事業・新産業の創出等、本市産業の振興に資することを目指す。市内中小製造業の付加価値の高い製品の製造促進を図るため、特許等の活用による製品化に向けた試作品の製作など、製品の事業化を図る事業(以下「製品化促進事業」といふ。))に取り組みの際に、予算の範囲内で補助金を交付する。	助成・補助	事業化支援	【補助率】 【補助対象経費の1/2以内】 【補助予定額】 50万円を限度に、予算の範囲内で交付	【補助対象事業】 製品化促進事業は、特許などの活用による試作品の製作など製品の事業化を図る事業で、知識集約型が高く、新しい知見を有する新技術や新製品の事業化を図る試作品の製作などの段階があり、補助金を交付すること、補助対象事業の成長がより一層期待できるもの。	【対象要件】 ・本市管内に所在し、又は主たる生産拠点(工場)を有する中小企業者で、引き続き1年以上事業を営んでいるもの。
大阪府	堺市産学共同研究開発支援補助金	中小企業者が大学や試験研究機関と連携し、新技術・新製品等の共同研究開発に要する経費の一部を補助する。 【補助対象事業】 新技術又は新製品開発(大学、国又は地方公共団体の試験研究機関など)との共同研究で、産業の活性化に資するものとして、共同研究開発事業の認定を受けた事業 【対象分野】 ●環境・新エネルギー ●環境汚染防止、環境負荷低減、資源有効利用等に係る新技術・新製品開発 ●新エネルギー(新エネ法施行令第1条)に係る新技術・新製品開発 上記以外の新技術・新製品開発	助成・補助	研究開発支援	【補助率及び補助限度額】 ・環境・新エネルギー 補助対象経費の2/3 (1,000円未満) ・製造業 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・建設業 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・サービス業 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・その他 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・その他 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・その他 補助対象経費の1/2 (1,000円未満) ・その他 補助対象経費の1/2 (1,000円未満)	【認定要件】 ・公的研究機関等が有するシーズを活用して、共同で新技術・新製品の開発を行うもので、地域産業の活性化に寄与すること。 ・共同研究が概ね3年以上以内に終了すること。 ・同一事業内容で国、府、市、その他の公的機関から補助金、資金助成の交付及び交付決定を受けていないこと。	【支援対象】 ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する方 ・中小企業者協同組合法(昭和24年法律第181号)第4条に規定する組合 ・有償責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第87号)第2条に規定する組合(LLP) ・会社法(平成17年法律第86号)第575条に規定する合 ・中小企業者主とするグループで、その構成員の内、2分の1以上を市内中小企業者で占めるもの A. 堺市に主たる事業所又は研究開発拠点を有する方 B. 堺市に主たる事業所又は研究開発拠点を有する方 C. 堺市に主たる事業所又は研究開発拠点を有する方 が単独に所有又は出資している方
大阪府	堺市競争力強化連携補助金	事業の異なる中小企業者が連携し、その強みを持つて行なう、販路が見込める新製品の開発等の、新たな事業活動に要する経費の一部を助成する。 【補助対象事業】 補助対象事業が認められる新製品の開発等、事業認定を受けた事業であることが必要	助成・補助	事業化支援	【補助率】 補助対象経費の1/2 【補助限度額】 成東分野村:500万円(市予算の範囲内) 一般村:300万円(市予算の範囲内)	【認定要件】 ・需要が相当程度見込める新製品の開発等であること。 ・新製品の開発等は、新製品の開発又は生産、新製品の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の新たな事業活動、人、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。 ・堺市に相当程度普及している技術・方式の導入等、及び研究開発段階に留まる事業については補助対象外です。 ・事業が概ね3年以内に終了する予定であること。 ・同一事業内容で国、府、市、その他の公的機関から補助金、資金助成の交付及び交付決定を受けていないこと。	【対象者】 連携体の代表者である市内中小企業者 ※中小企業者とは、市内に主たる事業所又は研究開発拠点を有している中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。 ※代表者は、事業連携の核となる中小企業者で、かつ連携体を代表する者。
兵庫県	新分野進出資金(経営革新交付)	消費者ニーズの多様化、価格競争の激化等、中小企業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、中小企業者等が行う新商品の開発等による経営革新及び経営資源の有効活用による新事業の開拓を支援	融資・交付	企業育成支援 事業化支援	【限度額】 1億円 【融資利率】 年1.58%(固定利率)	【融資対象者】 次のいずれかに該当する方 (1)中小企業新事業活動促進法(旧法を含む。)に基づく経営革新計画の承認を受けた方 (2)県内で事業を営む中小企業者で、後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業譲渡等により円滑に事業を取得する方(社内従業員が、事業を承継する場合を含む。) (3)(財)ひょうご産業活性化センターが実施する「中小企業支援ネットワーク」の成長期待企業発掘・育成委員会において成長企業支援事業として支援決定を受けた企業(ひょうご中小企業技術評価制度)で一定以上の評価を得て支援決定を受けた企業(含む) (4)県内で事業を営む一方で、海外に進出しようとする方(ただし、県内において事業を継続する見通しがない者を除く)	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
兵庫県	新分野進出資金(新事業創出貸付)	産学連携・事業連携・第二創業・新分野進出による新製品・新サービスの開発や新技術の開発及びその成果の事業化等を行うことを支援する	融資・貸付	研究開発支援 事業化支援	【融資限度額】 1億円 【融資利率】 年1.55%(固定利率)	【融資担当者】 次のいずれかに該当する方 ・産学連携・事業連携による新製品・新技術開発、先進的ものづくり開発や活用ビジネス、生活・サービス産業における新事業創出を行う者 ・既存の産地中小企業者で市場競争力を高めるために新製品の開発等を行う者 ・地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業を行う者 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む者、または新たに営もうとする者	【対象分野】 ・情報通信・エレクトロニクス ・健康・医療 ・環境・エネルギー ・ロボット(人工知能) ・防災・安全
兵庫県	兵庫県COEプログラム推進事業	産学官連携・事業連携の本格的推進、技術開発型ベンチャーの輩出等の課題に対応する「ひょうご21世紀産業創造戦略」の一環として、産業波及性のある独自のシーズの創出を促進するとともに、次世代成長産業の創出を図るため、産学官連携による立ち上がり期の予備的・基盤的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援する産業公募型の研究補助制度「兵庫県COEプログラム推進事業」を実施。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 定額 【助成額】 500万円～1,000万円	【対象分野】 ・情報通信・エレクトロニクス ・健康・医療 ・環境・エネルギー ・ロボット(人工知能) ・防災・安全	【支援対象】 兵庫県内の産・学・官で構成する共同研究チーム 【要件】 ・「産・学・官」・「産・学」または「産・官」で構成すること ・「産」のうち県内に事業所を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業者を少なくとも1者含むこと
兵庫県	財団法人新産業創造研究機構	MOT(技術経営)セミナー 県内中小ベンチャー企業に対して、MOT(技術経営)手法の普及や、第二創業に向けた活動支援するため、技術重視の経営戦略や知的財産の活用に関するセミナーを、創経産産業開発委員会基本部と共催で開催 【趣旨】 本館では、いかに技術を発展に手直し、新しい分野にチャレンジしていったか、中小企業が製作した人工衛星「まいど1号」の開発を機に、財団法人新産業創造研究機構「ライオンズ契約」等の留意点について、きつかわ法律事務所の小林和弘氏から講演。	人材育成	企業育成支援 知的財産戦略的活用支援	-	【内容】 【第1部】技術を経営に活かす・東大阪の人工衛星「まいど1号」打ち上がりまつせ！「株式会社電子 代表取締役 故本日出 夫氏」 【第2部】「経営」における知的財産の活用～技術提携する場面の留意点～「きつかわ法律事務所 弁護士 小林和弘氏」	【対象者】 知的財産権や自社技術を経営戦略に活かしたい中小ベンチャー企業者等
兵庫県	財団法人新産業創造研究機構	神戸を拠点に活動している大学・高専や公的研究機関、産業支援機関、行政、さらには中小企業の共同グループなどが相互に協力し、「産学官民」の連携によって、神戸のものづくりをさらに発展させることを目的に構築したネットワークである。神戸リエゾン・ネットワークでは、それぞれの参加機関・グループが持つものづくり技術等に関する知恵の交流・融合を図りながら、市内中小企業の活性化に向け、神戸市もつくり復興工場内にある産学官連携研究工房「神戸リエゾン・ラボ」を拠点として、地域に密着した様々な支援事業を展開するとともに、神戸における産学官連携の取り組みや中小企業共同グループの活動を広く発信する。	情報提供	産学官等交流支援	-	【事業内容】 ・中小企業訪問活動 ・産学官共同グループ展示会等出展支援 ・ホームページによる情報発信 ・ものづくり共同グループ支援 ・神戸リエゾン・ラボの運営 ・中小企業デザイン強化事業	-
兵庫県	財団法人新産業創造研究機構	産学官連携促進事業 大学等のシーズ、アイデアから事業化が見込まれるテーマを抽出・選定した上で短期間の事業化調査(FS調査)を実施し、研究企画、事業化企画、必要な資金獲得等の支援を幅広く実施。	人材派遣・技術支援 情報提供	事業化支援	-	-	-
兵庫県	財団法人新産業創造研究機構	兵庫産学官連携コンソーシアム推進事業 学及び産が持つ研究成果・技術ノウハウ等の知的財産を中小企業の新分野進出及びベンチャー創出に活かすために県内の大学及び高専ならびに独立行政法人研究所、公施設、産業支援、産業界、行政等が参加したネットワークコンソーシアムを形成。	その他	産学官等交流支援 研究開発支援 事業化支援	-	【事業内容】 ・産学官連携コンソーシアム事業 産学官連携総合窓口として企業等からの相談を受けるとともに、兵庫産学官連携コンソーシアムを通じて対応可能な研究者を探索、紹介を行い、事業化に向けた研究の立ち上げ等の支援を実施 ・産学官連携ネットワーク 県下の大学、研究機関、産業界、関係機関と産学官連携ネットワークを構築し、ベクトルを合わせ、技術相談から技術移転、事業化にいたるまで一貫したサービスを提供	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	総合相談窓口・ハローワーク 製品、生産工程に生じた技術的なトラブル、新製品の開発における問題などあらゆる技術的相談を受ける。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	技術アドバイザーの派遣 企業が独自では対応が困難な技術的諸問題を解決するため、企業が技術アドバイザーを派遣し、技術支援を実施。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	【技術分野】 機械・電気電子・情報・金属・有機・高分子・靴・包装・食品・環境・エネルギー・無線・セラミックス・品質管理、デザイン 【費用】 派遣1日につき、(専門家報酬費14,430円+交通費)×1/2	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	中小企業支援ネットひょうご 県内の中小企業者同体で連携し、様々な課題を抱える中小企業の支援のため、創業支援、経営革新支援、技術支援、能力開発・雇用手続き等の総合的な支援を実施。	その他	企業育成支援	-	-	-

支援機関		施設名		事業概要		支援手法		カテゴリー分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請の要件	
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	機器利用		センターでは保有する機器の大部分を、企業が技術者が自ら、操作して分析、評価を行い、問題解決や新製品開発に活用できるように開放している。また、技術相談の内容に応じて、分析、測定、加工、試作等を実施。さらには、民間の試験分析機関等の紹介を行っている。	環境整備	研究開発支援	-	-	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請の要件	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	共同研究		新製品・技術開発を支援するため、センターが研究者、機器、設備等を提供し、企業と共同して研究開発を行う。	環境整備 人材派遣・技術支援 材料派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	テラトリアール		企業が自力で困難なアイデア段階での試作や、今後研究するかどうかを判断するための実験をセンターのノウハウやシーズを活かして行う。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	【費用】200,000円	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	中堅技術者養成研修		企業において技術開発の核となる中堅技術者の養成を目的として実施。研修課題は、技術分野の中から受講生自らで設定し、工業技術センターの研究員がマンツーマンで指導を行う。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	ものづくり基礎技術入門研修		【技術分野】バイオ、金属、有機、エレクトロニクス、繊維技術分野など	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	皮革大学校		製革業、革製品製造業とその他の皮革関連企業における型、革技術者の育成を目的に、皮革製造に関する基礎知識・生産技術及び皮革関連情報等について基礎・専門課程の研修を実施。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	研究成果発表会		センターで実施した様々な技術研究開発の具体的な成果を紹介するため、研究者自らが発表する「研究成果発表会」を開催。また、ポスターセッション、パネルと試作品の展示、交流会などを同時に実施。	情報提供	産学官等交流支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	兵庫県立工業技術センター	展示会への出展		県内外で開催される各種展示会等に、研究成果紹介パネル、センター紹介パネルおよび試作品等を展示し、利用促進と成果普及を推進。	情報提供	産学官等交流支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	財団法人ひょうご産業活性化センター	新技術・サービス創造資金貸付		次世代成長産業において、新規性や獨創性の高い新製品・新技術の開発や、生活・サービス産業における新技術創出に取り組む企業等を資金面で支援するための無利子貸付制度である。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【返済限度額】 (1)産学連携・事業連携 5千万円(単年度2,500万円) (2)単独企業(ものづくりIT) 1,500万円 (3)生活・サービス産業創出 200万円	【対象事業】 (1)産学連携・事業連携 (2)単独企業(ものづくりIT) (3)生活・サービス産業創出	【対象事業(1)~(3)共通】 以下の分野における新規性、獨創性を有する新規事業開発が対象 ①健康 ②生活文化 ③情報通信 ④理療・エネルギー ⑤ナノテクノロジー・新製造技術 ⑥輸送・物流、⑦ ビジネスサポート、⑧ 防災・安全	【交付対象】 (1)産学連携・事業連携 産学連携または事業連携により新規性、獨創性のある新規事業開発(ものづくりIT) (2)単独企業(ものづくりIT) ものづくりIT分野における新規性・獨創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等 (3)生活・サービス産業における新規性・獨創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等	【補助対象事業】 1.新開発事業 ①新開発事業 ・専続性:市内中小企業 ・コンソーシアム性:市内中小企業が幹事となり構成される2名以上のコンソーシアム(構成企業の1/2以上が市内中小企業であること) 2.製造販売連携構築事業 ・改正業法に対応した地元中小企業の医療機器等の品質管理や安全性確保など、信頼性の向上・販路の確保、拡大につながる連携 ・地元中小企業が共同で開発製造した医療機器等を対象とした共通ブランド化等による共同販売に取り組む連携等 ②製造販売連携構築事業 神戸市地域における医療産業の活性化・集積につながる医療機器等の製造から販売までの新たな連携構築に取り組む事業	【補助対象者の要件】 1.新開発事業 ・専続性:市内中小企業 ・コンソーシアム性:市内中小企業が幹事となり構成される2名以上のコンソーシアム(構成企業の1/2以上が市内中小企業であること) 2.製造販売連携構築事業 ・改正業法に対応した地元中小企業の医療機器等の品質管理や安全性確保など、信頼性の向上・販路の確保、拡大につながる連携 ・地元中小企業が共同で開発製造した医療機器等を対象とした共通ブランド化等による共同販売に取り組む連携等 ※市内中小企業とは、神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業			
兵庫県	財団法人神戸市産業振興財団	神戸市挑戦企業等総合支援事業(神戸市医療・健康・福祉分野研究開発費補助)		神戸市と財団法人神戸市産業振興財団では、市内を拠点に起業、新分野進出、新事業展開等に取り組む中小企業を「挑戦企業」と位置づけ、新たな価値創造につながる多様な挑戦企業等の自立的な取り組みを総合的に支援する「神戸市挑戦企業等総合支援事業」を実施している。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【補助率】 1/2以内 【件当たりの補助限度額】 ・専続性:100万円 ・コンソーシアム性:200万円 ・単独企業:200万円~1000万円	【補助対象事業】 1.新開発事業 ・専続性:市内中小企業 ・コンソーシアム性:市内中小企業が幹事となり構成される2名以上のコンソーシアム(構成企業の1/2以上が市内中小企業であること) 2.製造販売連携構築事業 ・改正業法に対応した地元中小企業の医療機器等の品質管理や安全性確保など、信頼性の向上・販路の確保、拡大につながる連携 ・地元中小企業が共同で開発製造した医療機器等を対象とした共通ブランド化等による共同販売に取り組む連携等 ②製造販売連携構築事業 神戸市地域における医療産業の活性化・集積につながる医療機器等の製造から販売までの新たな連携構築に取り組む事業	【補助対象者の要件】 1.神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業(市内中小企業) ①市内中小企業が幹事となり、企業数の2分の1以上が市内中小企業で構成されるグループ(2名以上の中小企業の参画が必要) ※必要に応じ、大学、支援機関、研究者、NPO 法人等もグループの構成員になることができるが、幹事になることはできない。						
兵庫県	財団法人神戸市産業振興財団	神戸市挑戦企業等総合支援事業(神戸市医療・健康・福祉分野研究開発費補助)		ロボトテックプロジェクト(RT)を活用した製品の活用化に向けた事業開発に取り組む市内中小企業等に対し補助することにより、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興をはかる。	助成・補助	研究開発支援	【補助率】 1/2以内 【件当たりの補助限度額】 ・専続性:100万円 ・企業グループの場合:250万円	【補助対象事業】 ・RTを活用した製品の活用化に向けた開発事業	【補助対象者の要件】 1.神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業(市内中小企業) ①市内中小企業が幹事となり、企業数の2分の1以上が市内中小企業で構成されるグループ(2名以上の中小企業の参画が必要) ※必要に応じ、大学、支援機関、研究者、NPO 法人等もグループの構成員になることができるが、幹事になることはできない。						

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請要件
兵庫県 神戶市産業振興 興財団	神戸挑戦企業等総合支援 事業(神戸挑戦企業事業 体化支援補助)	新しい分野に進出するための新製品等の開発、経営革新、 新たなサービスなどに挑戦しようとする市内中小企業等に対 し補助することにより、企業の持つ強みの強化に努め、市内 産業の振興をはかる。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【補助率】 1/2以内 【件数】当分の補助限度額 ・企業グループの場合で技術開発を 伴うもの、250万円 ・その他(単独企業、創業予定者な ど)：100万円	【対象事業】 新しい分野に進出するための新製品等の研究開発、経営革 新、新たなサービスなどに挑戦する事業	【補助対象者の要件】 ①神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小企業 (市内中小企業) ②①の市内中小企業が幹事となり、企業数の2分の 1以上が市内中小企業で構成されるグループ(2者以上 の中小企業の参加が必要) ※必要に応じて、大学、支援機関、研究者、NPO法人等も グループの構成員になることができるが、幹事になること はできない。 ③「KOBET」ドリームキャッチプロジェクトの応募の応募 要件を満たす者のうち、神戸市内に在住し、神戸市内で の創業を予定している個人
兵庫県 神戶市産業振 興財団	製造業ネットワーキング活動等 支援事業(専門家派遣)	共同受注・共同研究開発等を図ろうとする市内の中小企業 (主に製造業)のグループ・団体に対して専門家を派遣し、コ ンサルティングを行う連携活動を支援する。中小企業(主に 製造業)のグループ・団体が推進しようとする共同受注、共同 研究開発等の連携活動に関するコンサルティング、経営、 マーケティング等のテーマに関する講習会、勉強会を実施。 【支援例】 経営戦略やマーケティング戦略等の構築支援、財務管理、労 務管理、生産管理、工程管理等の改善支援、ISOに関する幹 部・従業員対象の勉強会や推進体制構築等に関する支援、 新商品開発、新サービスの提供等経営革新を図るための経 営、マーケティング等に関するコンサルティング	人材派遣・技術支 援	企業育成支援	専門家派遣に必要な経費の3分の2 ・5回まで 【負担額】 ・組合・団体負担金：派遣1回当たり17,000円 ・専門家謝金：派遣1回当たり51,000円(当財団から専門家へ の支払額、税込) 【助言時間】 ・派遣1回あたり最低2時間	【支援対象】 神戸市内の中小企業(主に製造業)のグループまたは団 体	
兵庫県 神戸市中小企業振興セ ンター	神戸挑戦企業支援資金融 資制度(神戸ドリームキャッ チ支援資金)	知識、技能、設備等の経営資源を活用し、すぐれた事業計画 をもって起業、新分野進出(第二創業)、経営革新に取り組む 中小企業者に対し、必要資金を融資することにより、新たな 事業によって産業の活性化を推進し、雇用創出を促す。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【融資額】 1企業につき1億円 1組合につき3億円	【支援対象】 次の(ア)から(イ)のいずれかを満たし、かつ(ウ)から(ク)の いずれかを満たしているもの (ア) 市内に主たる事業所を有し、事業(保証対象業種) を営んでいること (イ) 市内でその事業を営もうとしていること(融資対 象者(ウ)に限る) (ウ) 神戸市産業振興財団が実施する「KOBET」ド リームキャッチプロジェクトにおいて「X-KOBE」を取得した者 で、その事業を行う者 (エ) 「神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合」及び 大阪中小企業投資育成株式会社並びに投資育成が 行っている投資ファンドより投資を受け当該事業を行う者 (オ) 「産業活力再生特別措置法」に基づき経営資源活用 新事業計画の認定を受けた当該事業を行う者 (カ) 「中小企業の新たな事業活動の促進」に関する法律 に基づき算分野進出事業分野開拓計画、経営革新計 画の認定を受けた者又は新技術補助等の交付を受け 当該事業を行う者 (キ) 「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」に基づ き、経営の革新事業等に対する助成を受け当該事業を 行う者 (ク) 保証協会の新事業認定審査会の認定を受け当該事 業を行う者	
兵庫県 神戸市中小企業振興セ ンター	神戸挑戦企業支援資金融 資(新技術・ICT(情報通信技 術)導入資金)	新技術、新製品又はICT(情報通信技術)の導入や活用を促 し、経営の革新に資すること。	融資・貸付	企業育成支援	【融資額】 1件につき1億円以下	【対象条件】 次の(1)を満たし、かつ(2)又は(3)を満たしていること (1) 神戸市内に主たる事業所を有し、事業(保証対象業種)を 営んでいること (2) 新技術又は新製品の導入、ISOの認証取得、KEMS(神戸 環境マネジメントシステムの認証取得、製品の安全対策へ の対応等)をしようとしていること (3) ICT(情報通信技術)の導入・活用により業務の革新を図 るもの	【融資対象業種】 信用保証の対象となる業種であることが必要。中小企業 者のほとんどが対象となるが、農林漁業の一部、風俗遊 業の一部、金融・保険業の一部、宗教法人、非営利団体 等は利用不可 【融資可能な方】 ・市内に主たる事業所(法人の場合、市内に本店または 支店の登記をしていること)を有し、事業(保証対象業種) を営んでいること、また、計可、認可等を必要とする業 種では、その許可、認可等を受けていること。 ・当該事業にかかるとする市民税を滞納していないこと。 ・融資金の返済の見込みが確かなこと。
兵庫県 神戸市	神戸市挑戦企業等支援補 助	神戸市独自の「神戸挑戦企業等支援補助」において、開発し た製品や技術に関する特許出願費用等の計上を認めてい る。	助成・補助	知的財産権利化支 援	【補助率】 1/2	-	-
兵庫県 神戸市	KOBETドリームキャッチプロ ジェクト	新発創業、新規事業に挑戦するベンチャー・中小企業や起業 家をワンストップで支援する。発起企業が希望する支援メ ニューを順次提供し、事業化を後押しする。	助成・補助	事業化支援	-	-	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
奈良県	奈良ニュービジネス発掘・育成補助金	奈良経済発展戦略に絡む目的を達成するため、県内に事業所を有する中小企業者等が行う新商品・新役務開発、販路開拓への取組を支援することにより、事業の進展を促進し、県内産業の振興を推進する。	助成・補助	【助成額】 (1)新商品・新役務開発・販路開拓 ビジネスプランの評価により補助率を決定 最優秀賞：500万円 優秀賞：333万円 奨励賞：200万円 チャレンジ賞：125万円 【助成対象】 (1)新商品・新役務開発・販路開拓 ビジネスプランの評価により補助率を決定 最優秀賞：10/10 優秀賞：2/3 奨励賞：1/2 チャレンジ賞：10/10	【対象事業】 対象事業は新商品・新役務開発、販路開拓および創業等、事業者の新たな取り組みとする。	【支援対象】 次のいずれかに該当する中小企業者等(中小企業者、組合、創業予定者、企業グループ) 1.奈良県内に事業所を有する者 2.奈良県内で新たに事業を開始する者 3.他府県で既に事業を開始しているが、新たに奈良県内に事業所を設置する予定の者 4.NPO法人 5.任意グループ 6.農工商会連合会 7.県内の次世代等 8.大文字等20代の若者
奈良県	知的所有権アトバイザー事業	弁理士資格を有し、国内外の知的所有権に精通しているものに知的所有権アドバイザーを委託し、発明相談(毎週木曜午後)を実施。特許権の取得可能性や出願時の要注意点、先行技術からの進歩性の請求方法、権利移転の可能性判断など、個別課題を専門的な見知から相談指導を行っている。	人材派遣・技術支援	知的財産権利化支援 知的財産戦略的活用支援	—	—
奈良県	リーディングカンパニー創成補助金	奈良経済発展戦略に絡む目的を達成するため、県内に事業所を有する中小企業者が行う新技術の開発・技術の向上及び活用、新商品の開発、人材確保、並びにビジネスモデル構築への取り組みを支援することにより、事業の進展および企業の成長を促進し、県内産業の振興を推進する。	助成・補助	【補助率】 2/3 【補助金】 400万円	【対象事業】 新技術の開発・技術の向上及び活用等、技術に関する新たな取り組み。	【対象者】 比較優位性のある技術を有する次のいずれかに該当する中小企業者等(中小企業者、組合、創業予定者、企業グループ) ①奈良県内に事業所を有する者 ②奈良県内で新たに事業を開始する者 ③他府県で既に事業を開始しているが、新たに奈良県内に事業所を設置する予定の者
奈良県	なら農工商連携ファンタ助成金	県内に事業所を有する中小企業者・農林漁業者の連携体制が、県産農林水産物を活用して取り組む、新商品開発・販路開拓に対して支援する。	助成・補助	【助成率】 2/3以内 【助成金額】 400万円以内(最長3年間で1000万円以内)	—	【助成事業者の要件】 助成金を申請するには、次の要件を満たすことが必要。 ① 農工商業者と農林漁業者の連携体制が構築されていること ② 助成事業を的確に遂行する技術的能力を有すること ③ 助成事業を遂行するのに必要な自己資金の調達が可能であること ④ 助成その他の事務についての確かな管理体制と処理能力を有すること。
奈良県	財団法人奈良県中小企業支援センター 産・学・官の連携推進	産業界・学・官の連携推進	その他	—	—	—
奈良県	財団法人奈良県中小企業支援センター 公的支援制度獲得のサポート	新商品開発や新技術の開発、新事業の創出、農工商連携等を行うおうちとする中小企業に利用可能な公的支援制度を紹介し、応募・採択・実施の各段階の支援を行う。	情報提供	【公的支援制度】(補助金額・補助率) ・新連携支援事業(上限3,000万円、2/3以内) ・農工商等連携事業(上限3,000万円、2/3以内) ・地域資源活用プログラム(上限3,000万円、2/3以内) ・地域イノベーション創出研究開発事業(委託金額:1年目上限5,000万円、2年目 上限5,000万円) ・戦略的基礎技術高度化支援事業(通称サポイン)(委託金額:上限4,500万円/チーム) ・低炭素社会に向けた技術シーズ発掘・社会システム実証モデル事業 ・シーズ発掘試験(委託金額:発掘型 上限200万円、発展型 上限500万円) ・地球ニーズ対応型(委託金額:200万円～500万円/チーム)	—	—

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
奈良県 財団法人奈良県中小企業支援センター	ものづくりオーブンラボ事業	事業化・製品化の見込みのある優れた研究開発テーマを特 定し、研究開発設備の整備など課題を抱える県内中小 企業製造業の若手を対象に、当センターをばしめとする奈良 県立試験研究機関の保有設備機器を無償で利用できる 【支援内容と支援期間】 採択された研究開発テーマを実施する際に主として次の支援 を実施する。 ・設備機器の無償利用 ・材料費等消耗経費は有償 ・必要に応じて他の奈良県立試験研究機関保有機器も利用 可 ・イイ技術相談(当センター及び関連する奈良県立試験研究 機関の職員による) ・支援期間は採択日から平成23年3月末日まで ・支援期間は6ヶ月以上(短期間の利用はできない) ・毎年応募し選考で採択されることにより最長3年間支援可能	環境整備	-	【応募条件】 事業化・製品化を見据えた研究開発計画(課題)があり、公 設試験研究機関の設備機器を活用し、熟慮を持って取り組 んで頂けると。また、本事業終了後、製品化、知的財産化に 支障のない範囲で成果の公表、協力(当センター実施の研究 発表会での発表や報道機関への公表等)をしてもらう。	【支援対象】 奈良県内に本社または事業所を置く、中小企業基本法 第2条第1項に定める中小企業者で、製造業を主たる事 業として営むもの
和歌山県	いきいき研究スタッフ派遣事業	県内中小企業の技術開発を人材面で支援するため、和歌 山県工業技術センターの研究職員を、一定の期間、企業等に 派遣し、研究開発等に必要となる技術開発の支援を行う。	人材派遣・技術支 援	-	【対象技術分野】 繊維技術分野「食品技術分野」「化学技術分野」「高分子 技術分野」「医薬品技術分野」「皮革技術分野」「木質技術分 野」「塗料技術分野」「機械・金庫材料技術分野」「機械・電子 システム技術分野」「一般生産管理技術分野」「環境技術分 野」「デザイン技術分野」1015分野 【企業負担金】 1日につき6000円(研究職員の派遣に要する旅費滞在費用 は、和歌山県が負担)	【支援対象】 県内中小企業
和歌山県	財団法人わかやま産業 振興財団	県内中小企業が保有する知的財産や技術を活用したビジネ スマネジメントに対するアドバイザーや県内企業の技術ニ ーズと大学や県立試験研究機関が有する特許・技術シーズの マッチングによる事業化支援等を行うため、新事業支援コー ディネーターを設置。	産学官等交流支援	20万円以上100万円以内 【助成率】 助成対象経費の4/5以内	【対象事業】 中小企業者等による新たな事業構想を築くために、中 小企業者等と外部のビジネスパートナーをつなぐ活動など、 産業支援機関が行うニューテクノロジーネットワーク事業	【支援対象】 和歌山県内に事業所を有し、次のいずれか1つ以上に該当する 方 (1)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の 促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条の規定 に基づき(中小企業者(中小企業、事業協同組合、農業協 同組合、漁業協同組合、森林組合、商店街振興組合な ど) (2)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条 第2項の規定に基づきNPO法人 (3)商工会議所 (4)和歌山県商工会連合会及び商工会 (5)和歌山県中小企業団体中央会 (6)観光協会 (7)その他支援事業計画の趣旨に鑑み、中小企業者等に 対し支援を行う団体等 ・助成の対象となる事業が、国、県、市、その他の公的機関 から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている 場合、又は今後受けける予定がある場合は、この事業の 助成対象とはならない
和歌山県	わかやま中小企業元氣ワ ンド「産業支援機関事業」	商工会議所、商工会など産業支援機関が中小企業者等によ る新たな事業構想を醸成するための行う中小企業者等と外 部のビジネスパートナーをつなぐ活動(研究会、勉強会等)など に対する助成	助成・補助	500万円以下 【助成率】 助成対象経費の2/3以内	【対象事業】 和歌山県経済の牽引となる中核企業の育成・振興を図ると め、戦略的に位置づけられた(素材)分野「産業部材(機 器を含む)分野」「食品加工分野」を主とする県内の公募型研 究資金を活用するなど、県内中小企業等が国・県の公募型研 究資金等から生まれた研究成果の事業化を目的に行う新設 品の開発・試作・新サービスの開発及び開発に付随する展 示会出展等の事業。 ・「新産業育成事業B」については、助成事業完了後3年後に 新規事業化事業者が5人以上もしくは新規事業売上額が2000 万円以上見込めること。	【支援対象】 和歌山県内に事業所を有し、次のいずれか1つ以上に該当する 方 (1)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平 成11年法律第18号)第2条第2項の規定に基づく(創業を 行う旨) (2)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の 促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条の規定 に基づき(中小企業者(中小企業、事業協同組合、農業協 同組合、漁業協同組合、森林組合、商店街振興組合な ど) (3)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条 第2項の規定に基づきNPO法人、等 ・助成の対象となる事業が、国、県、市、その他の公的機関 から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている 場合、又は今後受けける予定がある場合は、この事業の 助成対象とはならない

支援機関	実施名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
和歌山県 財団法人わかやま産業 振興財団	わかやま中小企業元氣アップ 「地域資源活用事業A・ B」	中小企業者等が地域資源を活用した新商品・新サービスの 開発などに対する助成	助成・補助	事業化支援	【助成率】 ・地域資源活用事業A：50万円以上 300万円以下 ・地域資源活用事業B：100万円以 上600万円以内 【助成率】 助成対象経費の2/3以内	【対象事業】 和歌山ブランドの創出を図るため、和歌山県の「地域産業資 源活用事業」の促進を図る基本的な構想」に位置づけられ た「風光地、温泉、農産物」の工業品とその他の製造技術「文化財、自然 品の研究開発・試作、新サービスの開発及び開発に付随す る展示会開催等の事業。 ・「地域資源活用事業B」については、助成事業終了後3年後 に新規事業従事者が3人以上もしくは新規事業売上額が 1200万円以上見込めること。	【支援対象】 和歌山県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する 方 (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平 成11年法律第18号)第2条第2項の規定に基づく創業を 行う者 (2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動 の促進に関する法律(平成19年法律第30号)第2条の規 定に基づく中小企業者(中小企業、事業協同組合、農業 協同組合、漁業協同組合、森林組合、商店街振興組合 など) (3) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条 第2項の規定に基づくNPO法人等 ・助成の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関 から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている 場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の 助成対象とはならない
和歌山県 財団法人わかやま産業 振興財団	産学官研究推進事業 助成金	新事業の創出に取り組む県内中小企業者と大学、工業高等 専門学校、公設試験研究機関等の研究コンソーシアムが行う ネットワーク構築事業及び事業可能性調査事業を支援するた め、活動経費に対し補助金を交付するものとし、補助を希望 する産学官研究コンソーシアムを募集。	助成・補助	産学官等交流支援 研究開発支援	【補助率】 コンソーシアムにつき助成対象経 費の1/2以内 【補助金】 (1) ネットワーク構築コンソーシア ム：20万円以内 (2) 事業可能性調査コンソーシア ム：100万円以内	【対象事業】 (1) ネットワーク構築コンソーシアム 大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関の研究者 が代表研究主として、事業化を目指すチームについて具 内企業とのコンソーシアムを形成し、その活動を通じて共同 研究及び事業化に係るネットワーク構築を図る。 (2) 事業可能性調査コンソーシアム 事業化を目指す県内中小企業の代表者がコンソーシアムを 代表し、事業化を目指すチームについて大学、工業高等専 門学校又は公設試験研究機関とのコンソーシアムを形成し、 事業化可能性の調査、研究、試作等を行う。	【支援対象】 ・県内中小企業者と大学、工業高等専門学校、公設試験 研究機関等 【利用条件】 ・産業部材、「素材」、「食品加工」、「暮らし」、「観光」の 分野において、ネットワーク構築事業及び事業可能性調 査事業に取り組む県内中小企業者と大学、工業高等専 門学校、公設試験研究機関等によるコンソーシアムで、 平成21年2月末日までに事業完了すること。
和歌山県 財団法人わかやま産業 振興財団	専門技術研究会助成金	県内の様々な産業分野における専門技術の動向、専門知識 等の普及と参加企業相互の情報交換を図るため、公設試験 研究機関、大学等の研究者が主幹とする研究会の運営に係る 活動経費の一部を助成する	助成・補助 その他	産学官等交流支援	【補助率】 1. 研究会につき助成対象経費の2/3 以内 【補助金】 限度額30万円	【応募できる研究会】 ・大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関の研 究員が参加し、その支援のもとに相互の専門技術に関 する情報提供、交換等の活動を行い、委責を負担する企 業等で構成する産学官の研究グループであって、研究 会の運営規定、経費支出規定を定め、継続的な活動が 期待できる研究会。 ・県内の企業、協同組合等の団体又は個人事業所から1 0名以上参加していることが必要。	
和歌山県 財団法人わかやま産業 振興財団	和歌山県中小企業外国出 産支援事業助成金	県内中小企業における戦略的な外国への特許出願を促進す ることを目的に、中小企業支援法に基づき指授を受けた財団へ 法に基づき手続を委託し、和歌山県が中小企業者に対して、外国へ 特許出願する費用の一部を助成する。	人材派遣・技術支 援	知的財産権利化支 援	【助成率】 70万円以内(1企業、1事業年度内)	【対象事業】 (1) 外国特許への出願手数料(外国特許行への出願に要 する経費) (2) 現地代理人費用(外国特許行に出願するための現地代理 人に要する経費) (3) 国内代理人費用(外国特許行に出願するための国内代理 人に要する経費) (4) 翻訳費用(外国特許行に出願するための翻訳に要する経 費) 次の各項目に該当するものは助成対象経費とはならない。 (1) 国内出願費用 (2) PCT出願費用(国際出願手数料、国際請求手数料、送 付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許行 への国内移行手数料等を含む。) (3) 国内出願・PCT出願の手数料	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147 号)第2条に規定する者)

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
和歌山県 財団法人わかやま産業振興財団	和歌山県中小企業知的財産戦略コンサルティング事業	県内中小企業における知的財産の戦略的活用等を促進することを目的として、中小企業支援法に基づき指定を受けた財団法人わかやま産業振興財団と和歌山県知的財産センターと連携し、中小企業者に対して、知的財産や技術的知財を核とする事業等を行う。県内中小企業者が特許権等の知的財産を核とした企業の経営戦略を策定するための支援を行う。	助成・補助 人材派遣・技術支援	【派遣等】に対する総額 知財専門家の派遣等にあたっては、1企業に対する総額は300万円以内 【経費の負担について】 知財専門家の派遣等を受ける対象企業は、費用の1/3に相当する額が企業負担金(前納)	【コンサルティング事業内容】 1.特許分析等の支援 2.特許マップの作成 (2)サイテーション分析 3.特許流通チャートの活用支援 4.特許戦略策定の支援 (1)研究開発戦略策定 市場動向、他社特許との比較検討による研究開発計画の検討 特許取得、他社特許との比較検討による利益とコストとの比較による周辺特許の出願範囲の見極め、市場調査に基づく海外特許の出願国決定等。 ・出願方法 ・取得すべき知的財産の種類、知財の取得による利益とコストとの比較による周辺特許の出願範囲の見極め、市場調査 ・活用方針 ・自社特許の実施(自社、一部・全部ライセンス、クロスライセンス、プール戦略、専用権設定) ・他社特許の活用(他社からのライセンスの検討) ・保護 類似技術の検討、製造特許取得の検討、営業秘密の保護、他社からの知財に関するクレーム対応、市場監視と自社知財保護 3.事業化に向けた特許評価等の支援 (1)ビジネスプラン作成支援 (2)特許等の評価に基づいた資金調達支援	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者)
和歌山県 財団法人わかやま産業振興財団	新産業育成支援補助金	地域の特色を踏まえ重点的な産業振興を図るために、和歌山県長期総合計画に位置づけられた分野において、(1)新製品・新技術・新設備の研究開発等や(2)県内中小企業者等に対して、その経営の改良を行う、県内中小企業者等に対して、その経営の一部を補助する「新産業育成支援事業」を実施する。 【補助対象事業】 (1) 研究開発事業：新製品等の研究開発及び試作等 (2) フランチャイズ事業：自社で開発した新製品等を売れる商品とするための、デザインや使いやすさ等の改良	助成・補助 人材派遣・技術支援	【助成額】 (1) 研究開発事業 補助対象経費の1/2以内、50万円以上300万円以下 (2) フランチャイズ事業 補助対象経費の1/2以内、10万円以上100万円以下	【支援対象】 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項の中小企業者及び第2項の創業者で、次の要件を満たす県内に事業所を有する者。 (1) 研究開発事業等 ・研究開発、試作等を行うこと ・当該事業において、自ら研究開発、試作等を行うこと (2) フランチャイズ事業 ・自社で開発した新製品等を行うこと	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者)
和歌山県 財団法人わかやま産業振興財団	ものづくり支援アドバイザー派遣	ものづくりの活性化を通じて経営体質の強化を目指す県内のもものづくり企業を対象に、経験豊富なものづくり技術のノウハウが蓄積されているものづくり支援アドバイザーを派遣し、先進企業が有するものづくりに関する技術改善、生産管理等の総合的なアドバイスをを行うことで、ものづくりの強化を図り、経営体質の強化に繋げる。 【事業内容】 ものづくりに詳しい先進企業OB(商品開発、ものづくり等)で構成されたアドバイザーが、直接企業に赴き、ものづくり等のアドバイスをを行う。	人材派遣・技術支援	【アドバイザー派遣】 派遣アドバイザー(3名)に対するアドバイザー総額の1/3(最高8万円)の負担(10回送のアドバイザー派遣に対して)	【支援対象】 県内にものづくり拠点を開き、製品の生産・製造に関してアドバイザーによる支援を希望する企業	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者)
和歌山県 財団法人わかやま産業振興財団	専門家派遣事業	経営の向上を図ろうと考えている方、経営革新に取り組まれている方、新商品開発や新分野進出を目指している方など、意欲のある中小企業者等の皆様へ財団が登録している専門家を派遣する。	人材派遣・技術支援	【費用】 当財団に対して支払う財余の1/3の費用を派遣を受ける中小企業者が負担する。	【申込要件】 次の要件いずれも満たす中小企業者等であること。 ・創業又は経営革新等を目指すこと ・効果ある中小企業者等であること ・イノベーションが経営革新等経営の向上に係る目的のあるいは目標が明確であること ・専門家派遣により、支援の効果が見込める状況であると判断されること	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者)
和歌山県 財団法人わかやま産業振興財団	新連携共同研究事業	地域における事業資源等を活用した新事業創出を目指す。技術やノウハウを有する中小企業者等が、大学、国立工業高等専門学校や公設試験研究機関との先端技術と連携した共同研究を行うことで、新事業展開を図ることを目的として取り組むグループ(連携体)の中核企業(コア企業)に、共同研究を委託する。	助成・補助	【委託額】 400万円以内	【対象となる共同研究開発調査】 大学・公設試験研究機関などと共有する研究成果・技術を有効に活用でき、新事業の創出に結びつく共同研究。 ・「中核企業(コア企業)が組織する連携体は、学又は、官から少なくとも1機関以上を参画し、可能な限り、大企業、金融機関が参画しているものとする。 ・「産」とは、和歌山県内外の中小企業者、大企業、金融機関、所在地は特に問わない。 ・「学」とは、和歌山県内外の大学、国立工業高等専門学校、所在地は特に問わない。 ・「官」とは、和歌山県内外の公設試験研究機関、国立研究機関等。所在地は特に問わない。	【応募資格】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者)

和歌山県	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件	
和歌山県	和歌山県産業振興財団	公算型研究開発事業 助成金	公算型研究開発事業に申請するための研究開発計画作成、事業計画作成、計画のブラッシュアップ等を行う中小企業者に対して、費用の一部を助成金として、県内中小企業が公算型研究開発事業の獲得を促進することを目的とする。	助成・補助	【助成率】 助成対象経費の2/3以内 【助成額】 30万円以内(1事業年度内)	【支援対象】 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者) 【利用条件】 (1)和歌山県内に事業所を有すること、新たな研究開発等を目指す事業であること。 (2)公算型研究開発事業を申請すること、新たな研究開発等を目指す事業であること。 (3)企業の市場、技術開発・評価等当該事業を活用すること、事業展開を計画することができる事業であること。 (4)助成申請提出時点において公算型研究開発事業に申請を行う計画があること。 (5)助成金の交付対象となる事業は当該年度内に開始し、かつ当該年度内に完了する算定のみあること		
和歌山県	和歌山県産業振興財団	総合相談窓口	新規事業や新分野進出、既存事業の高度化に必要な経営助言、技術開発、資金供給などのあらゆる相談に応じる。また、相談内容に応じて適切な支援機関や、専門家を紹介する。	情報提供	-	-	-	
和歌山県	和歌山県産業振興財団	創業・経営革新支援	地域プラットフォーム、県内中小企業支援センター関連の起業家育成に向けた総合的な産業支援体制の構築のため以下の事業を実施。 【事業内容】 1. 窓口相談 2. 専門家派遣事業 3. 産学官連携促進 4. 新事業創出・人材育成に向けたセミナーなどの開催 5. 地域産業資源データベースによる情報提供	人材派遣・技術支援 人材育成 情報提供	-	【事業内容】 1. 窓口相談 2. 専門家派遣事業 3. 産学官連携促進 4. 新事業創出・人材育成に向けたセミナーなどの開催 5. 地域産業資源データベースによる情報提供 6. 産学官連携促進 7. 産学官連携促進 8. 産学官連携促進 9. 産学官連携促進 10. 産学官連携促進 11. 産学官連携促進 12. 産学官連携促進 13. 産学官連携促進 14. 産学官連携促進 15. 産学官連携促進 16. 産学官連携促進 17. 産学官連携促進 18. 産学官連携促進 19. 産学官連携促進 20. 産学官連携促進 21. 産学官連携促進 22. 産学官連携促進 23. 産学官連携促進 24. 産学官連携促進 25. 産学官連携促進 26. 産学官連携促進 27. 産学官連携促進 28. 産学官連携促進 29. 産学官連携促進 30. 産学官連携促進 31. 産学官連携促進 32. 産学官連携促進 33. 産学官連携促進 34. 産学官連携促進 35. 産学官連携促進 36. 産学官連携促進 37. 産学官連携促進 38. 産学官連携促進 39. 産学官連携促進 40. 産学官連携促進 41. 産学官連携促進 42. 産学官連携促進 43. 産学官連携促進 44. 産学官連携促進 45. 産学官連携促進 46. 産学官連携促進 47. 産学官連携促進 48. 産学官連携促進 49. 産学官連携促進 50. 産学官連携促進 51. 産学官連携促進 52. 産学官連携促進 53. 産学官連携促進 54. 産学官連携促進 55. 産学官連携促進 56. 産学官連携促進 57. 産学官連携促進 58. 産学官連携促進 59. 産学官連携促進 60. 産学官連携促進 61. 産学官連携促進 62. 産学官連携促進 63. 産学官連携促進 64. 産学官連携促進 65. 産学官連携促進 66. 産学官連携促進 67. 産学官連携促進 68. 産学官連携促進 69. 産学官連携促進 70. 産学官連携促進 71. 産学官連携促進 72. 産学官連携促進 73. 産学官連携促進 74. 産学官連携促進 75. 産学官連携促進 76. 産学官連携促進 77. 産学官連携促進 78. 産学官連携促進 79. 産学官連携促進 80. 産学官連携促進 81. 産学官連携促進 82. 産学官連携促進 83. 産学官連携促進 84. 産学官連携促進 85. 産学官連携促進 86. 産学官連携促進 87. 産学官連携促進 88. 産学官連携促進 89. 産学官連携促進 90. 産学官連携促進 91. 産学官連携促進 92. 産学官連携促進 93. 産学官連携促進 94. 産学官連携促進 95. 産学官連携促進 96. 産学官連携促進 97. 産学官連携促進 98. 産学官連携促進 99. 産学官連携促進 100. 産学官連携促進	-	-
和歌山県	和歌山県工業技術センター	設備機器利用	県内中小企業等がセンターの設備・機器類を利用して、自社製品の研究・開発・試験・分析・試作などに活用できるように、設備機器貸付制度を設けている。	環境整備	-	-	-	
和歌山県	和歌山県工業技術センター	技術者養成	中小企業の技術者の養成及び能力の向上を図るため、基礎から応用技術までの研究指導、技術指導を行う。またこの制度により、当センターの技術開発研究のシーズを習得、企業に技術移転を行う。	人材育成	-	【対象者】 ・和歌山県内に事業所を有する中小企業等に勤務されている方 ・公的試験試験機関で研究に従事しているかた、または、大学や高等専門学校等の学生 ・その他工業技術センター所長が特に必要と認める者	-	
和歌山県	和歌山県工業技術センター	センター職員企業派遣	県内中小企業の技術者を人材面から支援するため、工業技術センターの研究員を一定の期間中小企業等に派遣し、研究開発等に必要となる技術開発の支援を行う。	人材派遣・技術支援	-	【取用】 企業負担金として、1日につき6,000円、研究職員の派遣に要する旅費・滞在費は和歌山県が負担する。	-	
和歌山県	和歌山県	和歌山県ふるさとものづくり支援事業	UJターンによる起業家及び商工業団体・中小企業が地域の農林水産物や工業製品を活用した商品・製品を開発する場台において、その開発の一部を補助する。 【補助対象事業】 (1)和歌山の農林水産物や工業製品を活用した商品、製品の研究開発事業 (2)新たな工場・製品の研究開発事業	助成・補助	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【助成額】 補助対象経費:UJターン者:150万円 商工業団体・中小企業:100万円	【補助対象者】 (1)UJターンによる起業家 (2)市内に主たる事業所を有し、市税を完納している中小企業者・事業協同組合・商店街振興組合等	-	
和歌山県	和歌山県産業振興財団	特許出願サポート事業	和歌山県では産業財産権すべてに係る専門家である弁理士と気軽に接点を持つ機会を増やすことにより、県内中小企業の特許取得意欲を刺激し、新技術・新商品の開発の促進や、研究開発の成果を権利化(特許出願)しようとする段階での活動にかかわる経費を補助することにより、成果の理法を助くこと、また、新たな事業化に向けての意欲向上と迅速化を図るため、特許出願をサポートする。	助成・補助	【助成率】 1/2 【上限額】 300千円	【支援対象】 過去3年以内に和歌山県の研究開発補助事業を活用して新技術・新製品の研究開発を行い、その研究開発成果の権利化(特許出願)を行うと予定する和歌山県内に事業所を有する中小企業者	-	

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	研究開発資金チャレンジ事業	事業化を強く指向して行う研究開発において、国などの公的な研究開発支援事業を利用しようとする産学連携等による共同研究に対し、先導的な研究開発や調査等に要する経費を補助するとともに、適切な指導・助言を行う。 (1)新規チャレンジテーマ 新たに対象事業額1千万円以上の国等の公的な研究開発支援事業への応募を予定している応用化研究事業または実用化研究事業 (2)再チャレンジテーマ 当該年度に、国等の公的な研究開発支援事業に応募したものの採択に至らなかったもので、次年度以降、次年度以降に再度応募を予定している応用化研究事業または実用化研究事業	助成・補助	研究開発支援 産業化支援	【補助率】 (1)新規チャレンジテーマ：1/2以内 (2)再チャレンジテーマ：1/2以内 【補助金額】 (1)新規チャレンジテーマ：100万円以内/件 (2)再チャレンジテーマ：75万円以内/件	【対象テーマ】 次の条件を満たす研究テーマであること ・産学等の連携の下での国等の研究開発支援施策の利用を予定していること ・単なる研究にとどまらず、事業化を強く指向していること ・独創性のある技術に育つ可能性が大きいこと ・先行技術的・市場性・経済効果等の調査や、可能性試験が必要な段階であること	【募集資格】 ・県内中小企業者等	【応募申請要件】 ・県内の中小企業者(創業予定者を含む) ・中小企業者の団体(県内の中小企業者が1/2以上を占める事業協同組合、商工組合等) 【公募条件】 ・失業者の雇用・求職中の研究者等、失業状態にある者を雇用し事業を行うこと						
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	産業活性化推進事業	求職中の研究者などを雇用して行う新商品・新技術等の開発や、求職中の研究者などを雇用して大学等と共同で行う研究開発事業等の業務の委託先となる県内企業を募集	助成・補助	研究開発支援 産業化支援	【委託事業費】 1件あたり新規雇用人員1人単位で研究費の合計額：上限1000万円	【委託対象事業】 ・自社で行う研究開発 ・新技術等の研究開発 ・企業同士が共同して行う研究開発 ・各企業が有している技術を融合して行う研究開発 ・大学、高等専門学校、公設私営研究機関等へ研究者を派遣するなどして行う研究開発 ・知的財産を活用して行う研究開発 ・産品を活用して行う研究開発	【応募資格】 ・県内の中小企業者(創業予定者を含む) ・中小企業者の団体(県内の中小企業者が1/2以上を占める事業協同組合、商工組合等) 【公募条件】 ・失業者の雇用・求職中の研究者等、失業状態にある者を雇用し事業を行うこと							
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	技術開発支援(循環型社会形成推進モデル事業)技術開発事業費等補助金)	岡山県循環型社会形成推進条例第29条に基づいて、循環型社会の形成促進等と認められる先進的なリサイクル技術の開発の一助成。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 (1)技術開発、用途開発 1/2以内、800万円以内 (2)システム構築、相互活用、環境意識向上、その他 1/2以内、500万円以内	【利用条件】 ・産品物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘまでのいずれに該当しないこと ・新規性・モジュール性があること ・開発しようとする技術等は、申請者自らの取組によるものであり、かつ(他者が開発した技術・設備を導入・購入するだけ、あるいはライセンスを取得して実施するだけの場合は対象とならない)	【募集対象】 県内に事業所を有する民間事業者							
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	マイクロものづくり分野新事業育成支援事業(研究シーズ活用型支援事業)	マイクロものづくり分野における大学等研究者の研究シーズを活用して事業化を目的とした研究開発を行う中小企業者等を支援することにより、マイクロものづくり岡山産業クラスターの形成を促す。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 4/5以内 【助成限度額】 1,600万円/年	【対象分野】 (1)超精密生産技術に関する法律第14条第5項第2号イイ (2)「都市エリア産学官連携促進事業」、「特別電源所在県科学技術振興事業」等により支援してきた研究シーズを活用し、事業化をめざす中小企業の研究開発	【募集対象】 (1)県内の中小企業者及び起業予定者 (2)中小企業者の団体(県内の中小企業者が1/2以上を占める事業協同組合、商工組合等の法人及び任意団体)							
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	マイクロものづくり分野新事業育成支援事業(重点分野育成型支援事業)	マイクロものづくり岡山産業クラスター戦略における重点研究開発分野に係る事業化を目的とした研究開発を支援することにより、マイクロものづくり岡山産業クラスター形成の一助とする。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 2/3以内 【助成限度額】 1,000万円/年	【対象分野】 ・「航空機関連分野」 ・「自動車関連分野」 ・「高度医療・健康福祉関連分野」 ・「ロボット関連分野」	【募集対象】 県内に所在する中小企業者、中小起業者の団体(県内の中小企業者が1/2以上を占める事業協同組合、商工組合等の法人及び任意団体)							
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	若手研究者への研究支援	大学等の高等教育機関の多種多様な技術シーズが広く公開され、産業界へ提案されることを前提として、財団法人岡山県産業振興財団が県内の大学等に研究を委託し、研究者が行う研究開発を支援する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 100万円以内	【対象技術分野】 1)超精密生産技術分野 2)医療・福祉・健康関連分野 3)環境関連分野 4)バイオ関連分野 5)その他一般分野	【募集対象者】 ・県内の大学又は工業高等専門学校に所属する35歳以下又は准教授級以下の研究者 ・常勤の大学等の教職員であり、大学等との委託研究契約の研究者となることのできる者							
岡山県	財団法人岡山県産業振興財団	循環型産業クラスター	産業振興のための技術開発や施設整備の助成など、事業化に向けた支援を実施 平成18年度より県内産業廃棄物の最終処分削減のため、大学等と連携したシーズ開発(20件)を行っている。	助成・補助 環境整備	研究開発支援 調査研究支援 産学官等交流支援	-	【主な事業内容】 1)循環資源の利活用による岡山県内環境産業の起業化、事業化及び産学官連携に向けた研究者及び企業間等の連携支援 2)3R、新エネルギー等、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業間の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信 3)中国地産産学官連携コンソーシアムと連携した、大学シーズに係る情報収集と情報発信 4)その他、各の設置目的に沿った事業	-							

支援機関		施策名		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
支援助体	支援助体	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	岡山県産業振興交流プラザ協議会	岡山県産業振興交流プラザ協議会	岡山県産業振興交流プラザ協議会は、岡山県内で活動する10の産業振興交流グループの連合組織である。10のグループは、岡山県が「制度プラザ」として設立した「技術交流プラザ」約230社で構成される。各グループは、新製品の開発・市場開拓、経営課題の討議、各種勉強会・講習会等、共同受発注検討、工場相互訪問・診断、県内外との広域交流活動、などに取組まれている。各グループは、昭和61年に設立された、講演会等の開催、全県の産業振興交流グループに呼びかける年2回の大会の開催を行っている。各グループの事務局機能も担っている。協議会はこれらも県下の産業振興交流活動の発展、ひいては県産業の発展に寄与することをめざして活動する。	その他	産学官等交流支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	窓口相談	窓口相談	専門知識やネットワークを有するマネージャー等が、中小企業の経営革新、創業等の相談に対応する。	その他	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	経営革新支援	経営革新支援	経済的環境の変化に対応して製品やサービスの向上の一層の高度化や市場優位性の向上等の目的を持って経営革新に取り組む意欲のある中小企業者、またはチャレンジする中小企業者を支援するための制度である。	その他	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	ブレインキョベーションセミナー	ブレインキョベーションセミナー	起業を志す方が集まり、専門家等からアドバイスを受けながら、起業の準備をする事業。アイデアを実際に起業化するために必要なノウハウを学び、自分自身の事業計画を作成するセミナーを実施。	人材育成	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	ビジネスプランコンテスト	ビジネスプランコンテスト	県内での起業に意欲を持つ全国の個人、並びに創業後3年以上の法人、個人事業主の方を対象に、優れた技術シーズや、新規性に着目アイデアによるビジネスプランを募集。可能性の高いプランには賞金授与のうえ各種創業支援を実施。	助成・補助	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	実践塾	実践塾	参加者のビジネスプランのブラッシュアップやそのプランの魅力を伝えるプレゼンテーション・コミュニケーション能力向上を目的に開催。また、起業家を対象とした専門的科目のセミナーを開催。	人材育成	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	しんきん合同ビジネス交流会	しんきん合同ビジネス交流会	財団や県内8信用金庫等の取引先企業が一堂に集う、県内最大級の産業振興交流・ビジネスマッチング。新製品の展示では自社の新製品を展示できる。ビジネスプラン発表では自社のプランを発表できる。	その他	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	ベンチャーマーケット岡山	ベンチャーマーケット岡山	新産業・新事業の創出を促すため、県内を中心に県外、海外も含めたベンチャー企業と金融機関やベンチャーキャピタルなどの投資家とのビジネスマッチングを行う「ベンチャーマーケット岡山」を定期的に開催。	その他	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	商談会等、販路開拓支援	商談会等、販路開拓支援	中小企業の新規取引先の開拓を図るため県内外の発注企業等との商談会の開催や専門の技術展示会等への出席、海外とのビジネスマッチングを支援。	その他	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-
岡山県 財団法人岡山県産業振興財団	岡山県産業振興委員会	設備貸与	設備貸与	岡山県内に設置される設備導入を検討されている中小企業者の方を対象とした国、県が定めた公的制度で、中小企業者の方にかわって、機械、設備を希望される機械取扱業者から財団が購入し、その設備を長期かつ低利率な条件で割賦販売または、リースする制度。	環境整備	企業育成制度	-	-	-	-	-	-	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
広島県	「ひろしま環境ビジネス研究会」研究テーマ提案募集	環境関連製品、技術の研究開発、事業化のため、企業・大学・公的研究会による研究グループが行う研究活動を支援する。この研究会では、環境に関連した研究テーマについて、協議委員会をはじめ、企業・大学・研究機関等から広く提案を募集する。協議会により、研究グループの研究活動運営費及び実用化研究、製品化の前の試作品作成及び予備試験・実証試験に列して助成金を交付する。今年度より、研究活動運営費の対象経費に、旅費及び知的財産調査費を追加する。	助成・補助	産学官等交流支援 産学官等交流支援 産学官等交流支援 産学官等交流支援 産学官等交流支援 産学官等交流支援	【助成率及び上限額】 (1) 研究活動運営費 対象経費の1/2以内、1研究グループあたり10万円を上限 (2) 試作品作成及び予備試験・実証試験等 対象経費の10/10以内、1研究グループあたり50万円を上限	【研究テーマ】 環境に関する分野全般で研究グループにより研究開発等を 行うもので、次年度以降に実用化研究・製品化を目指すもの 【支援対象】 企業・大学・研究機関等	【支援対象】 企業・大学・研究機関等
広島県	広島県新分野進出等支援補助金	建設業者の新分野進出等に際し、調査・研究・開発及び市場化段階の経費の一部を助成することにより、新分野進出等の促進を図る。 【補助対象事業】 (1) 調査・研究開発事業 (2) 販路開拓事業	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 産学官等交流支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【販路開拓】 (1) 調査・研究開発事業：100万円 (2) 販路開拓事業：50万円	【補助対象事業】 ○調査研究事業 1. 先端技術取組支援 (1) 新分野進出等に関する先進的な取組の視察 (2) 新分野進出等に関する研修会・講習会等の開催又は参加 2. 市場調査事業 新分野等に関する今後の動向等についての市場調査 3. 専門家指導受入事業 新分野等に関する専門家の指導・助言の受入 4. 研究開発事業 新商品・新サービス・新技術の研究開発 ○販路開拓事業 (1) 展示会等の開催又は参加、(2) カタログ・パンフレット等の製作、(3) ホームページの開設等、(4) 広告・宣伝	【支援対象】 中心企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき承認を受けた経営革新計画に従い、経営革新のため事業を行うもので、建設業の許可を有し、かつ広島県内に主たる事業所を有するもの
広島県	産学官共同研究プロジェクト	広島県産学官共同研究センターでは、県内の既存産業の高度化や新分野進出の促進に広く資することにも、創造的な人材の育成、高度な技術情報の提供等を行い、地域産業の創造的発展に貢献することを目的として、産学官プロジェクト研究とする研究テーマを公募する。	助成・補助	研究開発支援	【事業規模】 (1) 高度で安全な情報通信社会実現に向けた技術の開発 2. MEMS(Micro Electro-Mechanical System)の設計・製造等の技術開発 3. 生産プロセスの革新・効率化に関する技術の開発 4. ナノ領域を対象とした設計・加工技術の開発 5. 材料の複合化、インテリジェント化、表面機能付与等に関する技術開発 6. クリーンエネルギー技術の開発や省エネルギーに関する技術の開発 7. 環境負荷低減、環境修復に関する技術の開発 8. QOL(Quality Of Life)の向上に資する福祉・生活・食品に関する技術の開発	【公募対象】 研究者は企業、大学、研究機関等のいずれの方でも可能だが、産学官共同体制で実施し、広島県内に主たる事業所を置く民間企業の参加を必須	
広島県	探索研究テーマ公募	県内の大学や企業等に潜在する技術シーズを探索することを目指す。探索研究の成果は、広島県産学官共同研究センターの産学官プロジェクト研究や、外部研究開発資金による共同研究への展開を検討する。	助成・補助	研究開発支援	【件数】 研究費：1テーマ300万円以内	【公募対象】 「情報通信」、「ナノテクノロジー・材料」、「環境・エネルギー」、「ライフサイエンス」、「ものづくり技術」	【公募対象】 ・広島県内の大学・研究機関の研究者等 ・県内に主たる事業所を置く民間企業の研究者等
広島県	新事業創出チャレンジ企業支援事業	県内産業の活力の創生を図るために、新事業の創出を後押しするために、経営革新に取り組む中小企業等に対して新技術、新商品、新サービスの発掘に基づく成長戦略の支援強化策として、事業化、市場化段階の事業活動を助成する。	助成・補助	調査研究支援 事業化支援	【助成率】 事業化促進事業：助成対象経費の2/3以内 市場化促進事業：助成対象経費の1/2以内 【販路開拓】 300万円以内	【助成対象事業】 新たな事業分野への開拓を目指す次に掲げる事業 ① 企画調査：市場調査、FS調査、特許権等の知的財産に関する調査、民間企業・公的支援機関及び大学と連携して行う開発計画の策定 ② 試作品製造：商品開発のための試作品の作成、民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価 ③ 商品改善：市場ニーズに適合した商品デザイン、パッケージデザイン、商標等の開発 ④ ビジネスモデル構築：その他経営革新に効果があると認められるビジネスモデルの構築 ・市場化促進事業 ① 販路開拓：商品の広告宣伝、販路開拓に関する計画の策定 ② 広報活動：新しい販売方法・販売促進のためのツール(YouTubeチャンネルの活用、PR映像、新聞・雑誌広告等の開発、商品に添える公的認定、マークの使用許可等の取得) ③ 県内等出席：ビジネスプランの発表、見本市・商談会・展示会への出席	【支援対象】 広島県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者、創業予定者
広島県	産学連携実用化開発補助事業	産学連携実用化開発支援事業は、県内の中小企業が新製品、新技術の開発のために、大学、高等専門学校、独立行政法人、国公私立試験研究機関と連携して取り組む、即効性の高い応用・実用化開発を支援する事業。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 助成対象経費の2/3以内 【助成額】 150万円以内	【助成対象】 助成年度内に新製品・新商品の開発が見込まれ、市場への投入が平成22年3月末日までに見込まれる、大学等と連携して取り組む次の事業。 (1) 中小企業自らだけでは、開発することが困難な技術や大学の指導を受けて行う開発 (2) 大学等と連携して取組む開発において、その開発の一部を大学等に委託又は共同で行う開発 (3) 大学等が有する技術シーズの実用化を目指す開発等	【助成対象】 広島県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	活かそう開放情報ひろしま	情報提供	知的財産戦略的活用支援	-	-	-

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	支援センター活用事例	支援センター活用事例	創業、新事業展開等の参考とするため、当該センターをはじめとした各支援機関が実施する事業を活用し成功した個人や中小・ベンチャー企業の数多くの実例のうち、その一冊を「活用事例集」として取り上げ紹介している。	情報提供	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	広島県農業種交流連絡協議会	広島県農業種交流連絡協議会	県内の農業種グループの側面支援を行う目的で、下記の事業を実施。 1. グループ活動に関する情報提供 2. 県外企業・農協・学協会との見学 3. グループ活動に関する意見収集と県内両方への掲載 4. 農業種交流とは、異なる企業が結びつき、お互いの経営資源、特に技術・情報・ノウハウといったソフトの経営資源を持ち寄って交流し、その相乗効果と相乗効果によって、自社の経営資源を質的に高め、総合的な経営力の強化を図る。	産学官等交流支援	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	国際取引実務研修国際ビジネスセミナー	国際取引実務研修国際ビジネスセミナー	県内企業の関心の高い経済交流分野の専門家や、経済団体等の職員等において、各種セミナーを随時開催。また、海外からの経済交流回等を受け入れ、県内企業との交流及び広島県産業等PR促進を実施。	人材育成	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	技術研究会支援事業	技術研究会支援事業	新技術の利用、産学官の共同研究等を促進するために、産業界のニーズの高いテーマについて、技術の開発動向、利用方法等に関する研究会を支援する。	その他	-	-	-	-	-	-	-	現在下記の研究会の会員を募集。 研究会 ■ 広島県超普通活利用研究会 ■ 広島県照明光通信技術研究会
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	ひろしまベンチャー交流サロン	ひろしまベンチャー交流サロン	新規事業展開、新事業開発等に必要となる資金調達、販路開拓、事業提携等を希望する創業者、中小ベンチャー企業と、機関投資家、商社、証券会社等との出会いを提供する場として、「ひろしまベンチャー交流サロン」を開催。	その他	-	-	-	-	-	-	-	【サロン内容】 ベンチャー企業等によるビジネスプランの発表(毎回3社を予定) 【開催時期】 原則、毎月第4水曜日
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	首都圏等見本市への共同出展	首都圏等見本市への共同出展	全国展開の意欲を持つ県内中小ベンチャー企業の資金調達、販路拡大、事業提携を支援するため、首都圏等で開催される本務機展示会等に共同出展ブースを提供する。	その他	-	-	-	-	-	-	-	【対象】 「ひろしまベンチャー交流サロン」発表企業から選定する。
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	県内ビジネスフェア	県内ビジネスフェア	県内中小ベンチャー企業の新技術、新商品に関するビジネスマッチングを支援するため、県内金融機関等と共同でビジネス商談会を開催。	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	海外ミッドコン派遣	海外ミッドコン派遣	海外企業や経済団体等との交流を推進するため、商社・ベンチャー企業等と連携し、ビジネス・マッチングの開催など、参加者に対し交流(投資)機会を提供。	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	ベンチャー企業支援投資	ベンチャー企業支援投資	民間のベンチャー・キャピタルと共同で平成8年度に設立した公的投資事業組合を通じて、ベンチャー企業への投資を実施。	助成・補助	-	-	-	-	-	-	-	【利用可能な企業】 広島県内において主たる事業活動を行う、資本金5億円未満の未公開企業(不動産業、金融業、風俗営業は除きます)で、先進的、先導的な事業活動を行い、将来、事業の高い成長の見込みのある企業。
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	広島起業化センター入居者募集	広島起業化センター入居者募集	新規開業、新分野進出を目指す企業、個人に対し低利金の貸事業場を提供するとともに各種の支援サービスを行い、その立ち上がり期間を積極的にサポートして施設。	環境整備	-	-	-	-	-	-	-	【入居対象者】 製品開発、商品開発に取り組み個人や中小企業の方で、新しく企業を興そうとする方、創業期にある方、新たな事業分野への進出を目指す方を対象。 ※入居に当たっては起業家支援協議会の審査がある。
広島県	財団法人ひろしま産業振興機構	ビジネスプラン作成セミナー	ビジネスプラン作成セミナー	優秀な講師が、ビジネスプラン作成のためのノウハウについて、ガイドブックを用いたから解説。また、作成した「事業計画書」をもとに、実績のある講師が指導する。	人材育成	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	財団法人広島市産業振興センター	広島市先端科学技術研究開発資金融資	広島市先端科学技術研究開発資金融資	新技術を活用した研究開発を促進し、本市産業の多角化、高度化を図るため、広島市先端科学技術研究開発資金融資制度を設けている。新技術を活用した研究開発を行うことによる企業等に対し、その資金の一部を無利子で融資することにより、本市の産業界における技術高度化、高付加価値への取組みを進め、新技術の開発を促進し、産業構造の一層の高度化、多角化を図る。 【融資対象事業】 新技術を活用した研究開発	融資・貸付	【(限産額)】 2億円以内(総対象資金の80%以内)	-	-	-	-	-	-	【支援対象】 広島市内に事業所又は工場を有し、物の製造を行う者及び今後行うおととする者、又はそれぞれで構成する組合の方法による。

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
広島県 財団法人広島市産業振興センター	広島市環境関連製品・技術開発補助金	中小企業者等における研究開発を支援し、地域産業の振興を図るため、新技術・新製品の研究開発に属する経費の一部を補助する。	助成・補助	【助成率】 補助対象経費の2/3以内 【助成額】 1千万円以内	【補助対象となる研究開発】 広島市内に事業所又は工場を有する中小企業者(中小企業者(中)広島市において定める中小企業者(小)又はそれらで構成する組合・研究開発グループが行う環境関連分野の研究開発に必要となる経費 ※他の公的補助金や助成金等の交付を受けていない研究開発に限る。 ※市形を業種していることが条件となる。 ※なお、大企業の子会社等は補助の対象とならない場合がある。	【支援対象】 広島市内に事業所又は工場を有する中小企業者(中小企業者(中)広島市において定める中小企業者(小)又はそれらで構成する組合・研究開発グループ
広島県 財団法人くれ産業振興センター	研究開発支援補助金	中小企業の創造的な技術に関する研究開発に対して、助成する。	助成・補助	【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助額】 1件50万円以上、200万円以下(事業費ベースで75万円以上)	【補助対象事業】 新たな技術、製品等の研究開発、企画等に係る事業で、当該年度内において他に国・県等の公的補助を受けていないもの (1)新たな技術、製品等の研究開発、企画等に係る事業 (2)大学等の高等教育機関、公設試験研究機関等と共同で行う研究開発事業 (3)新製品等のデザイン開発、市場調査、販路開拓等に係る事業 (4)その他特に理事長が必要と認める事業	【補助対象者】 (1)県市内に主たる事業所又は支店等を有する中小企業者又は個人事業者 (2)中小企業者又は個人事業者で構成された協同組合、研究会、グループ等の団体で、その構成員の内2分の1以上が県市内に主たる事業所又は支店等を有するもの
広島県 財団法人くれ産業振興センター	県市「新技術・新製品全国PR促進事業補助事業」	県市内の中小企業者等が開発した新技術・新製品を全国にPRするために出展する見本市、展示会等に係る経費の一部を補助する。	助成・補助	【補助率・補助額】 対象経費の1/2以内で、20万円を限度	【補助対象事業】 県外(国外を含む。)で開催される全国規模の見本市等。 対象経費は次のとおり。 小間料(見本市等で、割り当てられた空間の使用料、装飾料、小間の飾り付けに要する経費、出品物運送料)出展する商品の会場への運搬費用)	【補助対象者】 県市内に事業所または支店等を有する、中小企業基本法第2条に規定する企業社または構成員の2分の1以上が中小企業者となっている協同組合・研究会・グループ等 ※ただし、市税を完納し、他団体が実施している見本市等出展補助事業へ同一の内容で申請し交付決定を受けていないこと。
広島県 東広島市	研究開発支援施設活用推進事業補助金	産学官連携による市内の中小企業等の研究開発や製品開発等の促進を図り、地域産業の活性化に資することを目的に、研究開発支援施設内の貸研究室、貸事業場、貸工場等の賃貸借料等及び同施設が保有する試験研究設備機器の使用料の一部を補助する。	助成・補助	【補助金の額】 買付借料:補助対象経費の1/2 使用料:補助対象経費の1/4	【補助対象施設】 (1)広島テクノプラザ (2)広島起業化センター「クリエイティブ」 (3)東広島試作開発型事業促進施設「テックフロンティア東広島」	【補助対象者】 東広島市内の大学等が研究機関と共同研究を行う中小企業又は大学院ベンチャー企業等
鳥取県	県有知的財産マネジメント事業	県有知的財産の取得・活用に関し、有識者による評価・検討を行う経費、及び、その出願・登録や弁理士相談等に係る経費を措置する。	知的財産権利化支援	-	【事業内容】 (1)県有知的財産の特許出願・登録 ・出願前・弁理士への事前相談 ・登録後・権利侵害等のトラブル対応 (2)県有知的財産マネジメント委員会 ・出願前の事前検討 ・特許行への審査請求の事前検討 ・特許の権利更新検討	-
鳥取県	「知財ゼミ」	弁理士を講師に迎え、企業活動で直面する知財の問題について、セミナーを行う。事例を交えながら解説、また、演習やディスカッションを通して、実務者としてのスキル向上を目指す。	人材育成	-	-	【支援対象】 以下のいずれかに該当する方 ・初歩的な知財実務が行える。 ・業務で知財に関する知識を習得する必要がある。 ・知財を意識した経営に取組みたい。
鳥取県	鳥取県基盤研究開発事業	主要産業の雇用創出と先進的な基盤的技術を加速することを目指し、バイオ、電子デバイス関連産業などの基盤的な技術開発に対して臨時研究員等の雇用を行うとともに研究開発等を促進することを目的とした補助金を設置。	助成・補助	【上限額】 1件あたり20,427千円以下(新規採用者の人件費割合は、委託費の1/2以上)	【募集対象範囲】 1.バイオ関連産業 2.電子デバイス関連産業 3.電子デバイス関連分野から新しい商品開発の産業の実用化を目指す 【募集要件】 (1)事業の対象範囲に示す関連産業における研究開発テーマを有すること (2)右名以上の新規採用者に係る人件費が委託費の50%以上を占めること	【応募資格】 1.民間企業、大学等が教育機関、公益法人、試験研究機関、個人事業者(鳥取県内に、事業・研究拠点を有する者) 2.1の共同団体 3.研究開発を推進するために必要な人材を平成21年4月1日以前に5名以上(原則として雇用期間1年以上)雇用することを確約できること

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
鳥取県	戦略的知的財産活用推進事業	<p>知財条例に規定される県の責務を踏襲し、県内事業者の知的財産活動の活性化による、本県産業の自立発展を目的とするために人材育成・普及啓蒙や知財の流通・創出事業を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 人材育成・普及啓蒙 (2) 知財流通 (3) 知財創出</p>	人材育成	<p>支援事業 知的財産人材育成支援 知的財産戦略的活用支援 知的財産権利化支援</p>	-	<p>【事業内容】 (1) 人材育成・普及啓蒙 (2) ミニセミナー、シンポジウム開催 (3) 実務者向け教材開発 (4) 情報発信事業 (5) 知財流通 (6) 知財創出</p> <p>① 特許流通支援事業 大学・専攻・公認語・企業とのマッチングを行う特許流通アドバイザーの活動経費等を助成。 ② 海外商標登録強化 日本の地名や地産ブランドが中国・台湾で新規に商標出願・公認されているか監視するための調査を専門会社に業務委託する。 (3) 知財創出 ① 特許取得支援事業 県内中小企業が特許取得及び知的財産評価するのに係る経費を助成する。 ② 弁理士定着促進事業 鳥取県内に事務所を開設する弁理士への奨励金と、その弁理士が関係するセミナー、相談会経費 ③ 県民発明奨励事業 (a) 発明協会鳥取県支部補助金、(b) 表彰事業 ④ 知的財産センター運営補助事業 ⑤ 知的財産の取得、活用を支援するための、知的財産センターの運営に要する経費を補助。</p>	<p>【応募者】 鳥取県リサイクル技術・製品実用化助成事業又は鳥取県リサイクル共同研究助成事業を活用して、製品又は技術を開発又は改良した者及び鳥取県グリーン商品認定制度により商品認定を受けた者が対象となる。</p>
鳥取県	リサイクル製品普及・販売促進事業	<p>特種可能な循環社会の構築に必要なリサイクル推進の課題の一つである「リサイクル製品の需要(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。</p>	情報提供	<p>事業化支援</p>	-	<p>【事業内容】 (1) リサイクル製品販売促進事業 リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助 (2) 県認定グリーン商品普及促進事業 ・安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。 ・鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。 ・ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展。 (3) 産廃スラグ利用促進事業 ・県内で製造される産廃スラグの用途拡大を図るため、JIS規格化されていない用途の検討やモデル事業における安全性の確認。</p>	-
鳥取県	環境ビジネス交流会事業	<p>県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と関わり取組を始めている企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう「環境ビジネス交流会」を開催する。</p> <p>【内容】 ・シンポジウム、展示会、商談会、相談会、企業情報交換会、環境産業見学会(翌日実施)</p>	その他	<p>産学官等交流支援</p>	-	-	-
鳥取県	とっとり産業フェスティバル2009	<p>県内の大学等の研究成果や県内企業の製品・技術を広く紹介し、産学官連携による研究開発及び企業の販路拡大を促進し、県内産業の活性化を促進するため、産学官の関連機関と連携してフェスティバルを開催</p>	その他	<p>事業化支援</p>	-	<p>【展示内容】 ・ポスター発表 ・企業商品 ・環境学術研究振興事業成果</p> <p>【応募予定者】 県内の企業、高等教育機関、金融機関、商工団体、行政の関係者及び一般参加者</p>	-
鳥取県	便ってみたい鳥取県特許集2009	<p>鳥取県内の企業、大学等、公認員および個人が保有する特許シーズについて、「技術移転(実務権限付・譲渡)」を目的に掲載しており、全国の特許流通アドバイザーへの配布、県内各関連機関が関与する展示会、フェア等での配布、HP上で公開を行っている</p>	情報提供	<p>知的財産戦略的活用支援</p>	-	<p>【権利特許の要件】 (1) 権利人全員が「技術移転(実務権限付・譲渡)」を希望し、(2) 日本特許情報機構が運用する「特許流通DB」に登録(除く、未公開案件)しているもの (3) 登録済の特許については、法定特許期間が5年以上経過しており、特許料を払い、権利を行使する意向があるもの。 (4) 公開特許については、審査請求済みまたは予定のあるもの、或いは請求期限まで1年以上のみのもの。 (5) 個人保有の特許については原則登録特許のみとする。</p>	-

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	基本要件(補助事項、事業条件等)	応募申請要件	応募申請者の要件
鳥取県 財団法人鳥取県産業振興機構	次世代・地域資源産業育成事業	県内産業の振興のため、「とっとり次世代・地域資源産業育成ファンド(50億円)」を創設し、基金の運用益を活用して、中小企業者等が行う「地域資源」等を活かした商品開発、需要の開拓等に対し、助成金を交付する事業を平成19年度より新たに実施している。 【対象】 (1)次世代産業育成分野 (2)地域資源活用分野 (3)農林水産物等を利用した商品開発 (4)観光資源活用分野 (5)自然エネルギー利用、バイオなどの分野で大学等の研究、及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品、食品、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの(※1次世代資源)という (6)農林水産物等を利用した商品開発 (7)観光資源活用分野 (8)農林水産物等を利用した商品開発 (9)自然エネルギー利用、バイオなどの分野で大学等の研究、及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品、食品、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの(※1次世代資源)という	助成・補助	産業化支援 研究開発支援	【(限度額)】 (1)次世代産業育成分野:1,000万円/年 (2)地域資源活用分野:300万円/年 【助成率】 (1)次世代産業育成分野:2/3 (2)地域資源活用分野:2/3	【支援事業】 (1)次世代産業育成分野 (2)地域資源活用分野 (3)農林水産物等を利用した商品開発 (4)観光資源活用分野 (5)自然エネルギー利用、バイオなどの分野で大学等の研究、及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品、食品、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの(※1次世代資源)という	【支援対象】 (1)鳥取県内に事業所、工場等を有し、創業または経営の革新を行おうとする独立行政法人中小企業基盤整備機構に定める中小企業者、並びにそれらを中心として構成される団体。 (2)地域資源活用分野 (3)農林水産物等を利用した商品開発 (4)観光資源活用分野 (5)自然エネルギー利用、バイオなどの分野で大学等の研究、及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品、食品、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの(※1次世代資源)という	
鳥取県 財団法人鳥取県産業振興機構	海外専門派遣事業	県内企業の海外展開活動を支援するため、現地事情が分からないなど海外での商売活動に不安を持つ企業からの要請により、とっとり貿易支援センターの専門家等が現地商談旅行を行う「鳥取県海外専門家派遣事業」を実施している。	人材派遣・技術支援	産業化支援	-	【注意事項】 1. 応募書類による審査によって当機構が審査する企業から要請書の提出を受けた後、下記の要件に合致しているか検討し、列挙となる企業で審査する。 ①海外販路開拓等による経営の向上を目指す意欲がある企業であること。 ②専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。	【支援対象】 (1)鳥取県内に事業所、工場等を有し、創業または経営の革新を行おうとする独立行政法人中小企業基盤整備機構に定める中小企業者、並びにそれらを中心として構成される団体。 (2)地域資源活用分野 (3)農林水産物等を利用した商品開発 (4)観光資源活用分野 (5)自然エネルギー利用、バイオなどの分野で大学等の研究、及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品、食品、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの(※1次世代資源)という	
鳥取県 財団法人鳥取県産業振興機構	とっとり県内企業海外チャレンジ支援事業補助金	県内企業が海外展開活動に対し、その経費の一部を助成することで、海外との経済交流の活性化に貢献する。	助成・補助	企業育成支援 産業化支援	【(補助金額)】 補助対象経費の1/2以内(上限100万円)	【補助対象事業】 (1)海外見本市・商談会・物産展出席事業 (2)海外への販路開拓を目的とした国内での展示会・商談会出席事業 (3)県内港内港外を往復する各種検査及び証明書等認証関係書類作成事業 (4)商品の運搬に伴う各種検査及び証明書等認証関係書類作成事業 (5)販路開拓を目的とした海外市場調査事業(ただし、補助対象経費の額が、30万円以上の事業とする。)	【支援対象者】 (1)県内の中小企業または中小企業等で構成する県内の事業組合等若しくは任意のグループ(2人以上)であり、海外との経済交流に積極的に関与していること。 (2)上記に加え、鳥取県産業振興機構の賛助会員のいずれかである者	
鳥取県 財団法人鳥取県産業振興機構	ものづくり人材育成講座	本講座は、昨年度「県産品」をテーマとして開講した内容が充実させ、若た各講座、更に要請に即したものに改善し実施する。本年度は、昨年度の2講座に新たに1講座を加え、人材育成講座メニューを充実させた。	人材育成	研究者等育成支援	-	【講座】 ・品質管理講座 ・EC/ICT時代のマイコン組み込みシステム技術入門講座 ・3次元CAD入門講座	-	
鳥取県 財団法人鳥取県産業振興機構	FPD関連のものづくり人材育成講座	県産品販売促進センターと連携し、多くの企業では、技術力向上や人材育成など様々な取り組みを実施している。設計や品質管理の失敗や成功事例を紹介し、また、そのつくりを伝承するにはどうしたらよいかなどをセミナーの内容として開催。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	【対象者】 (1)県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者、人、ものづくりに関心のある人	
鳥取県 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	実証的産業人材育成事業	経営状況が厳しい企業でも、県内企業等が技術開発で能力を発揮できる人材を育成し、実証的産業人材育成事業の助成参加費用を無料とするなど、県の緊急経済雇用対策と連動して、新たな支援策を実施する。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	【対象者】 (1)県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者、人、ものづくりに関心のある人	
鳥取県 鳥取市	鳥取市産学官連携地域経済活性化事業	地域経済の活性化を目的として、市内の中小企業者等の産学連携や産業界交流による取り組みに対して補助金を交付する。	助成・補助	研究者等育成支援 企業育成支援	【(助成率)】 2/3 【(上限額)】 100万円	【補助対象事業】 (1)新技術研究開発事業 (2)農工商等異業種交流支援事業 (3)産学官連携起業化推進支援事業 (4)産学官連携起業化推進支援事業 (5)産学官連携起業化推進支援事業	【支援対象】 (1)新技術研究開発事業 (2)農工商等異業種交流支援事業 (3)産学官連携起業化推進支援事業 (4)産学官連携起業化推進支援事業 (5)産学官連携起業化推進支援事業	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
鳥根県	鳥根県資源循環型技術開発補助事業	産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の削減、減量化を図ることを目的として、産業廃棄物の発生抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発、また、産業廃棄物を原材料として利用した製品の技術開発を行う場合に、その費用の一部を補助する事業を実施している。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象事業費の2/3以内 【上限額】 1,000万円	【対象事業】 次のいずれかに該当する事業 (1)産業廃棄物の発生抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業 (2)産業廃棄物を原材料として利用した製品の技術開発を行う事業	【支援対象】 次のいずれかに該当する方 (1)県内に事業所を有し、自らの事業活動に準じて産業廃棄物を排出する事業者 (2)当該団体の直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内排出事業所等で構成される法人格を有する団体 (3)2以上の県内排出事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体に該当し、資源循環型技術開発型事業を継続して約1年以上実行するに足る経理的基礎を有するものうち知事が適当と認めたもの
鳥根県	財団法人しまね産業振興財団	農林水産品、鉱工業品、加工技術、観光資源などの地域資源を活用した新商品、新サービスの研究開発・販路開拓の初期段階の事業について必要経費を助成	助成・補助	事業化支援 研究開発支援	【補助金額】 50～500万円 【補助対象】 中小企業者等：2/3以内 支援事業者：10/10以内	【事業内容】 助成対象事業の内容は、農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源等の地域資源を活用した新商品、新サービス等の研究開発及び販路開拓の初期段階の事業のうち、付加価値を向上させるための実現可能な具体的な事業計画を有するもの	【助成対象】 ①中小企業者等 ②助成事業を実施する事業者は、県内に事業所を有する中小企業者、特設事業者又は創業者 ③支援事業者 ④中小企業者又は創業者又は創業者を支援する事業を行う団体等 ・公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくない次の方は応募することができない。 ⑤直近3事業年度の国税、地方税を完納していないもの ⑥宗教活動や政治活動を目的としているもの ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
鳥根県	財団法人しまね産業振興財団	企業等の新製品または新技術の研究および開発等を促進し、産業の高度化および新産業の創出を図るため、企業等が行う具体的な課題解決のための産学官連携による研究会、市場調査、研究開発、販売戦略構築などに要する経費の一部を助成する制度。以下の2つの区分がある。 (1)産学官研究会事業 中国地域産業クラスター計画(中国経済産業局)において、今後事業化が期待される有望技術分野について、事業化、製品化の具体的な課題解決のため共同研究を推進する。 (2)研究開発事業 県内企業が新製品・新技術を商品化するための研究開発費を助成する。	助成・補助	産学官等交流支援 研究開発支援	【助成率】 1/2 【助成額】 (1)産学官研究会事業 50万円～200万円 (2)研究開発事業 100万円～500万円	【研究開発事業についての条件】 ・新製品等の売上目標が年3,000万円以上かつ助成金交付申請額の10倍以上である計画を持つ企業等であること ・同一企業における申請では、前回の助成事業(新製品・新技術)創出助成金を含む)の額の確定日から1年以上経過していること	【支援対象】 県内に事業所を有する企業又は組合若しくは複数の企業又は組合で組織される団体(法人化計画を有する個人事業者等を含む)
鳥根県	財団法人しまね産業振興財団	企業等による県内産業の競争力強化に繋がる新技術又は新製品の研究及び開発を促進し、IT産業の高度化及び拡大を図るため、IT産業新技術研究開発助成金交付を行う。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象経費の1/2以内 50～500万円	【対象とする事業】 県内産業の競争力強化に繋がる認められ、新規性を有する基礎的な研究及び開発を行うものについて、以下にいずれかに該当する事業 (1)オープンソース・ソフトウェアの高度化に関する技術研究開発事業 (2)その他、情報通信技術の全般に関する技術研究開発事業	【応募資格】 県内に事業所を有する企業又は教育機関、もしくはこれらで組織される研究開発共同事業体
鳥根県	財団法人しまね産業振興財団	県内企業が開発した汎用性のある、パッケージソフトウェアや受託開発で蓄積したノウハウを活用したシステムに活かす取組みを支援するため、製品の販路拡大・新規顧客開拓を目的として、県内企業が戦略的に行う県外での展示会出張や自社主催セミナー等の経費の一部を助成する制度。	助成・補助	事業化支援	【助成率及び助成金額】 1社ごと200万円(閉鎖経費を含む)を限度。10万円以上の備品購入費、学芸等への参加費は対象外とする	【対象者】 以下の条件を全て満たしている必要がある ・県内に事業所を有する企業であること ・県内に閉鎖ソフトウェアの技術開発拠点を有していること ・開発ソフトウェアを有していること	【支援対象】 鳥根大学・松江高専・鳥根県立大学の研究者
鳥根県	財団法人しまね産業振興財団	産学官協働による新産業・新事業の創出支援事業の一環として、本格的な研究開発の前期段階として、事業化の可能性を現場での可能性試験を実施している。この事業は、大手等が有する優れた研究シーズを基に、市場ニーズを満たす事業化の可能性を高めるための試験研究を支援するものである。地域発のシーズによる産学官連携の促進を図る。	助成・補助	調査研究支援	【助成金額】 高度ITエンジニアが所属する企業等へ支払う下記経費の1/2以内で、上限500万円以内。	【対象事業】 高度ITエンジニアによるコンサルティングを受けることにより、プロジェクトの品質維持・向上、競争力強化につながる受注開発案件。 (1)Ruby・Ruby on Railsが用いられるプロジェクト (2)LAMP(Linux, Apache, MySQL/PostgreSQL, PHP/Perl/Python)によるプロジェクト (3)一部にオープンソース・ソフトウェアが用いられるプロジェクト (4)オープン系システムのプロジェクト	【対象者】 県内に事業所を有する中小企業者 ・県内の複数の中小企業者で組織される団体

支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリー分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
島根県	財団法人しまね産業振興財団	しまね、つくばはネットワーク	しまね、つくばはネットワークの交流を積極的に推進するため、ネットワークを組織し、つくばの研究資源(技術、人、情報等)の活用による島根県の産業育成と科学技術の振興を図る。	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	支援事業	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件					
島根県	財団法人しまね産業振興財団	Webあきんど養成ジム	島根県内企業の競争力強化のため、Webを活用した新規の顧客獲得、自社商品のブランディング等を支援すべく、毎年Webあきんど養成ジム(2008年～2007年は島根ウェブ再活性化塾)というネット通販事業者育成の講座を開催している。	島根県内企業の競争力強化のため、Webを活用した新規の顧客獲得、自社商品のブランディング等を支援すべく、毎年Webあきんど養成ジム(2008年～2007年は島根ウェブ再活性化塾)というネット通販事業者育成の講座を開催している。	人材育成	企業育成支援	-	-	【対象者】 しまね、つくばはネットワークは、島根県内企業、商工団体、大学等、県立試験研究機関、島根県、財団法人、主要産業振興財団及びその他の団体のうち、本会の目的に賛同する者をもって構成する。	【参加条件】 島根県内に本社又は事業所を有する企業					
島根県	財団法人しまね産業振興財団	しまね産業セミナーin京都併設展示商談会	島根県企業立地補助が開始する企業立地セミナーの会場前で開催商談会を開催。県内から10社が出展し、京都周辺の来場されたメーカーへ、自社のPRを行う。	島根県企業立地補助が開始する企業立地セミナーの会場前で開催商談会を開催。県内から10社が出展し、京都周辺の来場されたメーカーへ、自社のPRを行う。	その他	企業育成支援	-	-	-	-					
島根県	財団法人しまね産業振興財団	「地域資源活用」&「農商工連携」による地域ブランド創出・新商品開発セミナー	島根県には全道に誇れる製造技術、観光資源、農林水産物など、多くの地域資源がある。県内外においても、従来の地域技術や各種資源を活用し、これまでにない付加価値の高い商品やサービスを開発する事例が多数ある。そこで、本セミナーでは地域資源・農商工連携による地域ブランド創出・商品開発に取り組みを実施する中小企業者や農林漁業者へ、問題解決や活動推進のため先進的取り組み事例紹介を中心としたセミナーを開催する。	島根県には全道に誇れる製造技術、観光資源、農林水産物など、多くの地域資源がある。県内外においても、従来の地域技術や各種資源を活用し、これまでにない付加価値の高い商品やサービスを開発する事例が多数ある。そこで、本セミナーでは地域資源・農商工連携による地域ブランド創出・商品開発に取り組みを実施する中小企業者や農林漁業者へ、問題解決や活動推進のため先進的取り組み事例紹介を中心としたセミナーを開催する。	人材育成	企業育成支援	-	-	-	-					
島根県	財団法人しまね産業振興財団	専門家派遣事業	県内企業における生産性向上、付加価値向上に着目することを目的として、各企業の派遣支援を行う。 (1) 経営力の向上 (2) 創業・再チャレンジ (3) 事業承継	県内企業における生産性向上、付加価値向上に着目することを目的として、各企業の派遣支援を行う。 (1) 経営力の向上 (2) 創業・再チャレンジ (3) 事業承継	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	-	【派遣対象】 島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有し目下中小企業基本法に定める中小企業者を対象とし、個別企業支援を原則とする	-					
島根県	財団法人しまね産業振興財団	創業者支援施設	当該事業は、テックアカデミー(松江)内、いわみぶらっと(浜田)内にある起業・第2創業を支援するインキュベーションルーム、レンタルオフィス事業である。	当該事業は、テックアカデミー(松江)内、いわみぶらっと(浜田)内にある起業・第2創業を支援するインキュベーションルーム、レンタルオフィス事業である。	環境整備	企業育成支援	-	-	【入居者の条件】 ・新たに創業を目指す意欲のある個人 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出(第2創業)を目指す法人又は個人	-					
島根県	島根県中小企業団体中央会	新ビジネスモデル構築のための連携支援事業	厳しい経済状況下の中で、製造業は新たなビジネスモデルの構築、高付加価値技術の取得が必要となっている。このため、県内製造業者(中小企業業者)が、県外の優れた技術力を持つ企業と関係構築を深め、技術力強化を図るための取り組みをモデル支援する。真体的には、県内製造業者(中小企業)が県外企業への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みに対して助成する	厳しい経済状況下の中で、製造業は新たなビジネスモデルの構築、高付加価値技術の取得が必要となっている。このため、県内製造業者(中小企業業者)が、県外の優れた技術力を持つ企業と関係構築を深め、技術力強化を図るための取り組みをモデル支援する。真体的には、県内製造業者(中小企業)が県外企業への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みに対して助成する	その他	企業育成支援	【補助限度額】 200万円 【補助率】 2/3	-	【支援対象】 (1) 県内で製造業を営む中小企業であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。 (4) 島根県納税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。	-					

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
山口県	省エネ・省資源型産業集積促進事業	宇部地域等で取り組んできた「知的クラスター創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」に係る研究成果の事業化を加速するため、県内中小企業への支援を行い、LED等省エネ・省資源に資する次世代産業の集積を促進する。	助成・補助 人材育成 人材派遣・技術支援 その他	研究開発支援 事業化支援 調査研究支援 産学官東交流支援	【事業内容】 1. 県内企業の技術力向上と県内外大手企業との連携支援 2. LED等省エネ・省資源型産業戦略研究会(技術研究会)の開催 3. 企業情報分析、県内外の大手企業とのマッチング 4. 試作品を活用した市場リサーチ 5. 地域における省エネ・省資源型産業集積推進体制の構築 6. 地域企業による自主的な省エネ・省資源型産業集積促進組織の設立支援 7. 次世代産業集積戦略会議の設置 8. やまぐちLED照明研究会、LEDのつくり先端技術懇話会等の開催、関係企業ネットワークの構築 9. LED等省エネ・省資源分野の先端技術製品の事業化支援 ① 研究促進事業化促進補助金の交付 ② 事業化促進のため関連中小企業へ支援を行うコーディネーターを設置【ふるさと雇用再生特別基金】	【応募対象】 以下に該当する事業者 (1)山口県内に主たる事業所を持つ中小企業者等 (2)山口県内の大学、高等専門学校等又は公設の試験研究機関(産業技術センター、農林総合技術センター、水産研究センター)と研究開発を目的とした連携体制を構築すること (3)「やまぐち事業化支援・連携コネクト会議」参加機関のコーディネーター等の推薦があること	
山口県	産学公連携・事業化支援助成金	山口県内における産学公連携、異業種交流等による研究開発を促進し、中小企業者等が、付加価値の高い技術開発、製品開発を進めることにより、その産業競争力を促進することと、新産業を創出することにより地域産業の活性化を図るために、地域における産学公連携、異業種交流等による研究開発を促進し助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1)技術革新: 1/2以内 (2)産学公連携・事業化支援: 2/3以内 【限度額】 総額100万円以内	【助成対象】 助成金は、中小企業者等の事業を行うために必要な経費であつて、助成対象経費のうち、財団法人やまぐち産学振興財団理事長(以下「理事長」という。)が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。理事長が特に認めた場合には、中小企業者等以外の者を助成金の交付の対象とすることができる。	
山口県	研究開発支援事業助成金	地域における産学公連携、異業種交流等による研究開発を促進し、中小企業者等が、付加価値の高い技術開発、製品開発を進めることにより、その産業競争力を促進することと、新産業を創出することにより地域産業の活性化を図るために、地域における産学公連携、異業種交流等による研究開発を促進し助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1)技術革新: 1/2以内 (2)産学公連携・事業化支援: 2/3以内 【限度額】 (1)技術革新: 500万円以内 (2)産学公連携・事業化支援: 100万円以内 (3)市場開拓: 50万円以内	【助成対象】 助成金は、中小企業者等の事業を行うために必要な経費であつて、助成対象経費のうち、財団法人やまぐち産学振興財団理事長(以下「理事長」という。)が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。理事長が特に認めた場合には、中小企業者等以外の者を助成金の交付の対象とすることができる。	
山口県	やまぐち地域中小企業育成事業 創業・新事業支援助成金	山口県と独立行政法人中小企業基盤整備機構から貸付を受け、平成19年に「やまぐち地域中小企業育成基金」を創設し、地域資源を活用した新商品の開発や新たなサービス提供の取組を、中小企業者による産学クラスタを形成するための取組等支援対象とした助成を行う。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1)創業・新事業支援助成金 ・一輪枠: 1/2以内、200万円 ・成長支援枠: 1/2以内、300万円 (2)クラスタ推進助成金 ・1/2以内、500万円	【助成対象】 1. 創業・新事業支援助成金(一輪枠・成長支援枠) ・地域資源を活用した新商品の開発や新たなサービス提供など、意欲的取組を有する中小企業者を支援する。 2. クラスタ推進助成金 ・県内に主たる事業所を有する中小企業者を核とした産学公連携によるコンソーシアム(共同研究体)及びこれらに準じる研究体	
山口県	やまぐち地域中小企業育成事業 クラスタ推進助成金	産学公連携して取り組む将来のクラスタ形成につながる、中小企業者の研究開発活動を支援する。産学公連携(中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用する研究開発活動)にも活用可。	助成・補助	研究開発支援 産学官等連携支援	【事業内容】 技術シーズの実用化研究に関する事業(専門コンサルタントへの委嘱による場合を含む) ① 産学公による研究会の開催 ② 技術シーズの実用化研究 ③ 技術シーズの分析・調査 ④ その他、技術シーズの活用研究等として適当と認められたもの	【応募要件】 県内に主たる事業所を有する中小企業者を核とした産学公連携によるコンソーシアム(共同研究体)及びこれらに準じる研究体 ・次の(1)及び(2)が構成員に含まれる必要がある。 (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業者種別社又は県内、県内に主たる事業所を有する中小企業者と農林漁業者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者として適当と認められたもの (2) 大学、短期大学、高等専門学校、地方公共団体の試験研究機関のうち1つ以上	
山口県	やまぐちトリムファンド	経営者の意欲や能力、企業の成長性や事業性等を重視し、新事業展開や創業をめざす中小企業へのサポートから、投資を行うとともに、投資後も新製品の開発から事業化、販路開拓までを一貫して支援するため、専門スタッフを「企業ナビゲーター」として投資企業ごとに配置し、企業成長を継続的に、総合的に支援する。	助成・補助	企業育成支援	【投資対象企業】 新事業展開や創業をめざす中小企業のうち、山口県内の未公開株式会社を原則とし、次のような企業を対象とする。 ① 産学公連携による共同研究を行なう企業 ② 大学等ベンチャー企業 ③ 大学や公設試験研究機関等から技術移転等を受けた企業 ④ 中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認を受けた企業 ⑤ その他、他特に認める企業	【投資対象企業】 新事業展開や創業をめざす中小企業のうち、山口県内の未公開株式会社を原則とし、次のような企業を対象とする。 ① 産学公連携による共同研究を行なう企業 ② 大学等ベンチャー企業 ③ 大学や公設試験研究機関等から技術移転等を受けた企業 ④ 中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認を受けた企業 ⑤ その他、他特に認める企業	

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件	
山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県
財団法人やまぐち産業振興財団	山口県メカトロ技術センター	地域資源を活用した中小企業の事業化の取組を支援し、創業・新事業展開及びクラスタ形成の推進を具現化した事業化支援・連携コーディネーターを配置している。	人材派遣・技術支援	事業化支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	山口県メカトロ技術センター	山口県メカトロ技術センターは、メカトロ技術等の研究開発を志向する中小企業の研究開発支援および技術交流を目的に、昭和62年4月、宇部市善和瀬戸原工業団地内に開設。	環境整備	研究開発支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	小規模企業者等設備導入(設備貸与・資金貸付)制度	経営基盤の強化を行う小規模企業者等を対象にした、設備投資を支援する制度。設備貸与制度は、財団法人やまぐち産業振興財団が設備に代わって設備を納入業者から購入し、長期・低利で貸付し、設備を納入業者から購入し、長期・低利で皆様に割賦販売(またはリース)する制度。(固定金利)	環境整備	企業育成支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	総合相談窓口	民間企業等が持つ豊富な知識と経験、人的ネットワークを有するエグゼクティブ・アドバイザー及びアドバイザーを配置し、経営の改善や情報ネットワークの活用等、新規創業者や、ベンチャー企業、経営革新を図ろうとする中小企業者等が直面している経営課題に関する幅広い相談に対応している。また、広島市にある中小企業・ベンチャー総合支援センター、県内の商工会館等に設置された地域力連携拠点や地域中小企業センター等の関係機関と緊密な連携をとりながら、窓口・訪問相談、情報提供等を行う。	その他	企業育成支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	ビジネスプランの評価・高評価プランへの支援	製品・商品・サービス等において新規性があり、事業の発展が有望なビジネスプランを、知識・経験豊富な委員による「事業可能性評価委員会」において評価(無料、秘密厳守)した。この委員会で高い評価を受けた企業は、各種支援を総合的に実施することによりその事業化をサポートする。	情報提供	事業化支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	専門家派遣事業	創業又は経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業者等が抱える問題(新商品開発や新事業展開に関する問題等)に對して、専門家を派遣し、適切な支援、診断及び助言を行い、問題解決を支援する。	人材派遣・技術支援	事業化支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	やまぐち中小企業支援ダイヤ	山口県内の中小企業者が中小企業支援施策を利用する際の手引書として、県内の中小企業支援機関が実施・関与している主な施策の概要などを紹介する。	情報提供	企業育成支援							
財団法人やまぐち産業振興財団	産学公環境交流会事業	県内のハイオクマスタウ構想の策定・推進を通じ、地域の産・学・公の関係者が協力、地域特有の、多様なハイオクマスを有効利用する地域独自の仕組みを構築しようとしている。そのような中、産・学・公それぞれの立場でハイオクマスの利活用推進に取り組み、環境、エコ技術のマッチングや新たな産業創出、地域の活性化などを目指し講演会、現地レビュウなどの「産学公環境交流セミナー」を3回開催する。	その他	企業育成支援							
宇部市	宇部市研究開発・技術開発補助事業資金貸付制度	国や県及び公的機関の補助金の交付決定を要した市内中小企業者に対し、研究開発に伴う金銭負担を軽減し、新技術・新製品開発、新事業の創出を促進するために、研究開発事業の当初資金を宇部市が無利子で短期貸付する。	融資・貸付	研究開発支援							

支援助機関	施策名	事業概要	支援手法	方針・分額	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
山口県 宇部市	新技術・新商品研究開発費補助金	産学官連携による新事業・新産業の創出を目的として、市内中小企業の産学共同研究による新技術・新商品の研究開発費を助成する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【限度額】 150万円 ※研究開発の準備金として、補助金額の一部を前払いする制度もある(前払金は交付決定額の1/2以内)。	【対象事業】 学術研究機関との共同研究による「新技術・新商品研究開発事業」	【支援対象】 学術研究機関(山口大学、山口東京理科大学、宇部フロンティア大学、宇部工業高等専門学校、山口県産業技術センター)と共同研究を行う市内中小企業者
香川県	先端技術産業集積促進支援事業費補助金	穂積ハイオオ又はナノテク分野の先端技術分野において、県内に研究所を新設したり県内企業等と共同研究を行う県外企業を支援することにより、本県へ進出誘導することで集積を促進し、本県産業の発展と地域経済の発展を図る。	助成・補助	研究開発支援	【補助率】 (補助率)対象経費の2/3以内、100万円 (対象者)対象経費の1/2以内、100万円 (前払金)対象経費の1/2以内、100万円	【支援対象】 A. 穂積ハイオオ又はナノテク分野の研究開発費を行うため、香川県内に研究所を新設する県外企業又は県外企業が新たに香川県内に設立した企業 B. 穂積ハイオオ又はナノテク分野において、香川県内の企業等に成果が波及することが見込まれる研究開発等に於いて、新たに県内企業と共同で行う県外企業又は県内企業等に研究者を派遣して同大学等と共同で行う県外企業	
香川県	研究開発型・提案型企業転換支援補助金	構造的な環境変化への対応が緊急の課題となっている業種に属する企業や独自の研究課題を持つ企業が技術の高度化による新製品開発・提案型企業への転換に、取り組み、研究開発や生産工程技術の改良等を行う場合に、原材料、機械装置置費などに対して助成する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象経費の1/2以内 100万円以上～500万円以下	【支援対象】 県内に工場又は工場に類する製造施設を有する企業であって、次の指定業種に属する企業や独自の取り組みを行う企業(県内に工場等がある県外企業も含む) 〇指定業種 (1)一般機械器具製造業 (2)金属製品製造業 (3)繊維工業 (4)その他繊維製品製造業 (5)その地上記と同様に付加価値額の減少が著しいと認められる業種 〇独自の研究特	
香川県	学術研究支援事業(学術研究助成事業-学会助成-)	香川県内の大学、工業高等専門学校および自然科学系の学術研究機関等における研究者の育成を支援するため、学会等に対して助成する。	人材育成	研究者等育成支援	【助成率】 国際学会:30万円以内(助成率:10/10以内) 国内学会:20万円以内(助成率:10/10以内)	【支援対象】 ・県内の自然科学系学術系学部を有する大学、工業高等専門学校ならびに国の試験研究機関に事務所を置く学術団体 ・その他の公的な自然科学系学術研究機関	
香川県	保証保証・利子補給事業	新製品等の研究開発およびその成果を用いて企業化を行うために必要な資金を金融機関から借り入れる場合、その債務の保証を行い、併せて利子補給を行う。	助成・補助	企業育成支援	【対象資金】 2,000万円(借入限度額は2,500万円) 【保証期間】 7年以内(据置期間1年以内を含む) 【保証人】 2名以上	【支援対象】 ・県内の自然科学系学術系学部を有する大学、工業高等専門学校ならびに国の試験研究機関に事務所を置く学術団体 ・その他の公的な自然科学系学術研究機関	
香川県	かがわ中小企業応援ファンド事業	かがわ中小企業応援ファンド事業において、中小企業者や地域産業関係者等と、研究開発から、販路開拓、人材育成までの総合的に支援(補助)する。	助成・補助	研究開発支援 産学官等交流支援	【限度額】 250万円～1,000万円(事業により異なる)	【対象事業】 (1)特定プロジェクト(購買/ハイオオ/ナノテク)支援事業 活用した研究開発で、新たな事業の展開につながる、県内産業の振興に寄与するもの。 (2)先端技術シーズ実用化支援事業 科学技術基本法に基づき策定された科学技術基本計画が定める重点推進分野及び推進分野の先端技術シーズを生かした研究開発又は研究開発要素のある試作などのプロジェクトで、新たな事業の展開につながる、県内産業の振興に寄与するもの。 (3)産学官共同研究開発推進事業 大学や公的試験研究機関等の研究開発の成果や技術シーズ等を生かした新製品の創出や実用化を目的として、産学官による共同研究開発を実施し、研究開発又は研究開発要素のある試作などをプロジェクトで、新たな事業の展開につながる、県内産業の振興に寄与するもの。など	【支援対象】 1. 香川県内に工場、研究所等を有する中小企業者等 2. 香川県内に工場や研究所等を有する1以上の共同研究だ、助成内容が1に規定する中小企業者等との共同研究である等、当該中小企業者等の支援になるもの 3. 上記1,2の企業等と共同研究を行う香川県内の大学等
香川県	かがわ農工商連携ファンド事業	財団法人かがわ産業支援ファンドでは、平成21年度から地域の活性化を図るため、地元金融機関や関係団体の協力のもと、総額28億円の「かがわ農工商連携ファンド」を創設し、中小企業者・農林漁業者の連携体が行う新商品及び新サービスの開発並びに販路開拓事業に対する助成	助成・補助	事業化支援	【助成率と助成額】 2/3以内でかつ50万円以上500万円以下	【支援対象】 中小企業者と農林漁業者の連携体	
香川県	財団法人かがわ産業支援事業	県内の企業が、高温高圧流体技術研究所と共同で行う開発研究について、当研究所の技術シーズを活用するなど創発的で、早期事業化が見込まれるものに対して、財団が研究費の一部を負担して支援する。	助成・補助	研究開発支援	【支援内容】 共同研究費のうち、企業の負担額50万円～300万円(消費税及び地方消費税を除く)に対して、財団が同額を負担する。	【支援対象】 香川県内の企業	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	商品化技術テーマ調査事業	大学・高専・公設試等が保有する技術資源を活用して新たな商品開発をおこなうとする県内企業等に対し、商品化・事業化の可能性についての調査研究に要する経費を支援することにより、新製品、新事業の創出を支援する。	助成・補助 調査研究支援	【助成額】 100万円以内 【助成率】 10/10以内	【対象事業】 助成対象者が行う大学等学術研究機関又は公設試等の外部技術資源を活用した商品開発等を行うにあたり、技術の有効性、課題、実現可能性、市場性等を調査研究するための事業	【支援対象】 県内に工場や研究所又はこれらに準じる設備を有する企業、団体等
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	声原研究開発助成事業	1.県内の中小企業業者等の育成を支援するとともに、県内産業の技術の高度化および産業の振興に資することを目的として、県内の企業等が行う商品開発等のための研究開発費にに対して助成を行う。	助成・補助	【助成金額】300万円以内 【助成率】10/10以内	【対象事業】 助成対象者が行う「大学等学術研究機関又は公設試等との共同研究」または「自主研究」	【支援対象】 香川県内に事業所を有する企業、団体および住所を有する個人
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	かがわ購買バイパス発掘商品開発支援	購買バイパス分野の研究開発成果等を主として新商品の開発に取り組み、県内企業に対して必要経費の一部を補助することにより、購買バイパス分野の知的財産化を促進し、競争力の高い技術の開発を促進し、県内産業の振興と地域経済の活性化を図る。	助成・補助	【補助額と補助金額】 1.機能性食品・医薬部外品開発枠 2/3以内、100万円以上、1,000万円以下 2.新商品開発枠 2/3以内、50万円以上、500万円以下	【補助対象事業】 1.機能性食品・医薬部外品開発枠 2.購買バイパス分野における発明の先行技術調査(複数企業による共同特許申請を含む) 3.購買バイパス分野における特許出願(国際特許出願及び複数企業による共同特許出願を含む)	【支援対象】 県内に工場や研究所又はこれらに準じる設備を有する県外企業(県内企業と共同特許出願する場合に限る)
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	かがわ購買バイパス発掘商品開発支援	購買バイパス分野の研究開発成果を特許出願して権利化しようとする県内企業に対して必要経費の一部を補助することにより、購買バイパス分野の知的財産化を促進し、競争力の高い技術の開発を促進し、県内産業の振興と地域経済の活性化を図る。	助成・補助	【補助額と補助金額】 1.先行技術調査補助枠 2/3以内、35万円以下 2.特許出願補助枠 1/2以内、30万円以下	【補助対象事業】 1.先行技術調査補助枠 2.購買バイパス分野における発明の先行技術調査(複数企業による共同特許申請を含む) 3.購買バイパス分野における特許出願(国際特許出願及び複数企業による共同特許出願を含む)	【支援対象】 県内に工場や研究所又はこれらに準じる設備を有する県外企業(県内企業と共同特許出願する場合に限る)
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	新規創業融資	県内で新たに事業を開始するために必要な設備・運転資金を融資する。	融資・貸付	【融資額】 1,000万円以内 【融資利率】 固定 1.85%(H20. 4. 1現在)	【対象要件】 ・出願後速やかに事業化することが見込まれ、県内産業の振興と地域経済の活性化に資するものに限る ・他の機関から同種の助成を受けていないこと	【支援対象】 県内で新たに事業を開始しようとする者(開始後1年未満の者を含む)であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、借入金額と同額以上の自己資金を有し、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)事業を営んでいない個人で、借入金額と同額以上の自己資金を有し、2カ月以内に新たに事業を開始するもの (3)事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過しないもの (4)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しないもの
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	県外見本市出展支援	新事業に取り組み、企業を支援するため、商談会を開催するとともに、県外専門見本市等に参加することで、資金調達、業務提携、販路開拓の実現を促進する。広域的な登録商標の増大と新規取引先の開拓を促進するため、県内外の発注企業と県内の中小企業との商談・情報交換を行うための商談会を開催し、下請中小企業の受注機会の増大に努める。	その他	—	【支援内容】 ・専門見本市等への参加支援として、専門見本市等の基本小間料(1/4区分)を財団が負担 ・製品の輸送費、担当者の旅費交通費などは、自己負担	【支援対象】 (1)自ら開発した製品、技術、サービス等の新たな事業化を目指す企業や発展可能性の高い有望な事業化案件を有する企業 (2)県内外発注企業との新規取引を希望する県内中小企業
香川県 財団法人かがわ産業支援財団	かがわ産業振興クラブ運営事業	財団法人かがわ産業支援財団が行う事業の紹介や、登録職匠・アドバイザー、新技術・新商品開発等に関する情報提供を定期的に行い、各団体で委員相互の交流活動や研究会活動を促進・支援する。また、委員の人的ネットワークづくりと、ビジネスチャンス拡大に貢献し、新分野開拓等の経営革新や創業への取り組みを活性化させることにも、委員の意見・要望を財団のより効果的な事業運営に反映する。	情報提供	—	【支援内容】 ・専門見本市等への参加支援として、専門見本市等の基本小間料(1/4区分)を財団が負担 ・製品の輸送費、担当者の旅費交通費などは、自己負担	【入居対象】 ・県内の産学官を1つ以上含む産学官共同研究グループで、基礎研究の成果を実用化に結びつけていくための研究開発を行うもの ・産学官連携による基礎研究の成果を実用化に結びつけていくための研究開発を行う企業 ※国や県外の研究開発関連のプロジェクトを獲得したグループの入居を優先する。
香川県 香川県新規産業創出支援センター	施設利用事業EMC総合試験施設(オクスト香川)	子機器等の電磁波に關する特性を計測するため、大型電波暗室及び関連計測機器等を開放型施設として提供することにより、企業等の新技術・新製品開発を支援すること	研究開発支援	—	—	—

支援助具	支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
愛媛県	受託研究事業	受託研究事業	企業等の技術力の向上や新製品開発を支援するため、工業系試験研究機関(工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター、農業試験場)で県内企業等の要望に応じて受託研究を実施する。	支援手法 人材派遣・技術支援	交付金額等 -	【受託研究事業】 (1)中小企業の技術の高度化及び新製品の開発等を促進する研究 (2)受託研究の基礎となる調査研究等がなされており、期間内に実現可能な研究 (3)工業系試験研究機関の施設又は聞き書きは専門技術が必要であること認められる研究 (4)その他、特に必要又は有益と認められる研究 【受託料】 受託料は工業系試験研究機関で受託研究の必要経費を算出の上、受託研究契約書を締結して決定する。受託料は原則契約締結日から30日以内に執行すること。	【対象者】 県内に事業を有する中小企業及び工業系試験研究機関の長が特に認められた者
愛媛県	愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業	愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業	デザイナー等と協働してデザインを最大限に活用した新商品開発や既存商品の競争力強化に取り組みようとする企業に対し、デザイナー等と協働して必要経費の一部を補助し、製品の付加価値・高度化を支援することにより、デザイナー活用モデル事例を創出し、県内中小企業のデザインを活用した「売れるものづくり」を促進する。	助成・補助	【補助率】 1/2以内 【補助限度額】 200万円	【対象事業】 ○県内中小製造業者 ○県内中小製造業者が代表企業とするグループ(構成員の1/2以上が県内中小製造業者である場合に限る)	【対象者】 ○県内中小製造業者 ○県内中小製造業者が代表企業とするグループ(構成員の1/2以上が県内中小製造業者である場合に限る)
愛媛県	地域密着型ビジネス創出助成事業	地域密着型ビジネス創出助成事業	愛媛県内で培われた製造技術や豊かな農林水産物、良質な自然資源など、地域資源や地域のニーズを活かした地域密着型ビジネスを、新たに開始しようとする個人や中小企業者の方に対し、初期的経費を助成する。	助成・補助	【助成率】 2/3以内 【助成額】 上限300万円/1件	【助成対象事業】 (1)法人を設立して地域に密着した事業に取り組みようとする個人又はグループ (2)地域に密着した事業に新たに組み組もうとする創業後5年未満の中小企業者	【助成対象者】 (1)法人を設立して地域に密着した事業に取り組みようとする個人又はグループ (2)地域に密着した事業に新たに組み組もうとする創業後5年未満の中小企業者
愛媛県	起業化シリーズ育成支援事業	起業化シリーズ育成支援事業	大学等高等教育機関や公設試験研究機関の技術シーズを育成支援し、その研究開発の成果を広く産業界に開示することにより、新産業の創出及び企業の新事業展開に寄与するため、「起業化シリーズ育成支援事業」を実施する。 【対象事業】 1.大学起業化シリーズ育成支援補助事業 2.公設試験研究機関が提案する起業化シリーズの育成支援事業 3.公設試験研究機関が起業化シリーズの育成支援事業である。起業化シリーズの研究開発業務を、公設試験研究機関に委託する。	助成・補助	【補助率・補助対象経費】 1.補助率:補助対象経費の10/10 2.委託金の額:委託業務に要した経費実績額、委託金限度額:1件につき100万円以内 3.委託金の額:委託業務に要した経費実績額、委託金限度額:1件につき100万円以内	【研究対象分野】 ソフトウェア・材料、製造技術、エネルギー、異分野技術融合等の分野における独自の研究開発であって、新産業の創出及び企業の新事業展開につながる可能性のある研究	【支援対象】 1.大学起業化シリーズ育成支援補助事業 2.公設試験研究機関が提案する起業化シリーズ育成支援事業 3.公設試験研究機関が起業化シリーズ育成支援事業である。起業化シリーズの研究開発業務を、公設試験研究機関に委託する。
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団では、県内で開発された新商品や新サービスを開発し、事業化の可能性や市場開拓の可能性等について企業に代わって調査する。	助成・補助	【助成額】 300万円以内	【対象事業】 新しい商品やサービスを開発し、事業化の可能性調査、市場性調査等を行い、調査又は調査報告書で、必要となるもの(ただし、調査又は調査報告書以外の公的機関から資金の提供を受けた者は除く)。	【支援対象】 1.新しい商品、サービス 2.新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団では、県内で開発された新商品や新サービスを開発し、事業化の可能性や市場開拓の可能性等について企業に代わって調査する。	助成・補助	【助成額】 300万円以内	【対象事業】 新しい商品やサービスを開発し、事業化の可能性調査、市場性調査等を行い、調査又は調査報告書で、必要となるもの(ただし、調査又は調査報告書以外の公的機関から資金の提供を受けた者は除く)。	【支援対象】 1.新しい商品、サービス 2.新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団では、県内で開発された新商品や新サービスを開発し、事業化の可能性や市場開拓の可能性等について企業に代わって調査する。	助成・補助	【助成額】 300万円以内	【対象事業】 新しい商品やサービスを開発し、事業化の可能性調査、市場性調査等を行い、調査又は調査報告書で、必要となるもの(ただし、調査又は調査報告書以外の公的機関から資金の提供を受けた者は除く)。	【支援対象】 1.新しい商品、サービス 2.新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団では、県内で開発された新商品や新サービスを開発し、事業化の可能性や市場開拓の可能性等について企業に代わって調査する。	助成・補助	【助成額】 300万円以内	【対象事業】 新しい商品やサービスを開発し、事業化の可能性調査、市場性調査等を行い、調査又は調査報告書で、必要となるもの(ただし、調査又は調査報告書以外の公的機関から資金の提供を受けた者は除く)。	【支援対象】 1.新しい商品、サービス 2.新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団	財団法人えひめ産業振興財団では、県内で開発された新商品や新サービスを開発し、事業化の可能性や市場開拓の可能性等について企業に代わって調査する。	助成・補助	【助成額】 300万円以内	【対象事業】 新しい商品やサービスを開発し、事業化の可能性調査、市場性調査等を行い、調査又は調査報告書で、必要となるもの(ただし、調査又は調査報告書以外の公的機関から資金の提供を受けた者は除く)。	【支援対象】 1.新しい商品、サービス 2.新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人

支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		カネコリ分類		交付金額等		応募申請要件	
支援助機関		施策名		事業概要		支援手法		カネコリ分類		交付金額等		応募申請要件	
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	新商品・新事業研究開発支援		愛媛の産業・技術支援をもちに、事業者が連携して、新たな商品開発(デザイン開発を含む)のための調査研究、試作品の製造、その他新たな事業開拓のための調査研究を行うおとすグループをえひめ産業振興財団が認定し、共同で調査研究を推進する。	助成・補助	調査研究支援	【助成限度額】 2,000千円以内/1グループ	【対象者】 愛媛の産業・技術支援をもちに、同業種又は異業種で新商品や新事業の開拓に取組むこととするグループ	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請者の要件			
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	Kemawari(コマワリ)		新事業をめざした試作品や新商品について、えひめ産業振興財団が、技術開発、市場調査等の各種調査を機動的に実施することにより事業化を支援する。	人材派遣・技術支援	調査研究支援		【調査方法】 えひめ産業振興財団が調査 【対象経費】 えひめ産業振興財団が負担(1,000千円以内/1件)	【対象者】 ①新しい商品やサービスの開発・事業化に取り組み県内に事業所を持つ中小企業者 ②新しい商品やサービスの開発・事業化により創業を目指す個人				
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	メッセチャレンジ助成事業		愛媛県内の中小企業等が有する製品・技術等の国内外への販路開拓・拡大を支援し、県内企業の競争力を強化するため、国内外で開拓される県内各市等への出展にかかる必要経費を助成する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 助成対象経費の1/2以内 【助成限度額】 ①重点枠:2,500千円 ②一般枠:1,500千円	【助成対象事業】 デザイナー等との協働による商品開発、デザイナー企画開発等への取組やビジネスデザインへの取組					
愛媛県	財団法人えひめ産業振興財団	相談窓口		新規創業・新事業展開における総合的な相談窓口を開設し、専門家による支援。	その他	企業育成支援							
愛媛県	愛媛県産業技術研究所	研究者・研修生の受入れ		県内の中小企業等における技術開発又は技術シーズの創出を促進するために研究者・研修生を受け入れる。	人材派遣・技術支援	研究者等育成支援		【費用】 ・産業技術研究所の研究課題を共同で研究する場合は、無料。 ・研究者の属する企業・団体、学校等の研究課題を研究する場合、その研究に係る費用(条約等に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費、その他の費用)を負担。 ・研究に係る費用(条約等に基づく使用料及び手数料、原材料費、消耗品費、その他の費用)を負担。	【対象者】 次に掲げるものに属する技術者又は研究者 ・県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ・県内に主たる事務所又は事業所を有する協工業関係団体 ・県内の大学、専修専門学校又は高等学校 ・その他、産業技術研究所が適当と認めるもの				
愛媛県	愛媛県産業技術研究所	成果普及講習会		研究発表や公開実験などを通じて、研究者と企業技術者との交流を深めるとともに、実習等を行う技術講習会を開催し、中小企業の方々に広く新技術の紹介。	情報提供	産官等交流支援		【対象者】 県内に住んでいて、中小企業の代表者の方又はその従業員。					
愛媛県	愛媛県産業技術研究所	設備・機器の利用		製品の試験・品質管理及び新製品の試作等に必要設備が整備されていない企業のために、試験研究用の新鋭機器を取り扱い技術の相違も念め開放している。企業の技術者自身の手で分析や試験を試みて、新製品の開発や技術の向上に役立つ。	環境整備	研究開発支援 事業化支援		【対象者】 1、高等学校卒業業者 2、高等学校卒業業者と同等以上と認められるもの					
愛媛県	愛媛県産業技術研究所	研究生の受入れ		繊維産業技術センターでコンピュータを伴って、これに基づきデザイナー、縫製、染色、縫製に関する技術を指導し、優秀な技術者を養成する。	人材育成	研究者等育成支援		【対象者】 1、高等学校卒業業者 2、高等学校卒業業者と同等以上と認められるもの					
愛媛県	財団法人今治地域市場産業振興センター	今治市新産業創出支援助成事業		財団法人今治地域市場産業振興センターが実施主体となり、優れた技術シーズや、ビジネスアイデアはあるものの、新事業創出に取組むことが困難な状況にある事業者または中小企業者に対して、市場調査、研究開発、試作、販路開拓、設備投資、広告事業、国際特許取得など、新事業創出を進めていく上で必要な一連のプロセスの全段階において体系的・総合的な支援(助成)を行う	助成・補助	研究開発支援 事業化支援 知的財産権利化支援 企業育成支援	【助成限度額】 (1)新商品・新技術開発事業助成金:300万円 (2)新商品・新技術事業化促進事業助成金:300万円 (3)新商品・新技術展示会出展事業助成金:30万円 (4)知的財産権取得事業助成金:20万円	【助成対象事業】 (1)新商品・新技術開発事業助成金 ・新規性・独創性のある新商品・新技術について、研究開発(デザイン開発、試作を含む)を行う事業に必要な経費の一部を助成する。 (2)新商品・新技術事業化促進事業助成金 ・新商品・新技術の開発成果を促進する事業に必要な経費の一部を助成する。 (3)新商品・新技術展示会出展事業助成金 ・新商品・新技術の販路開拓を目的に、国内外の展示会、見本市等への参加事業に必要な経費の一部を助成する。 (4)知的財産権取得事業助成金 ・新商品・新技術の権利取得を目的に、特許又は実用新案の出願又は審査(特許)請求事業に要した経費の一部を助成する。	【対象者】 (1)企業(個人事業主を含む) (2)特定非営利活動法人(NPO法人) ※(1)(2)共に市内に事業所を有し、市税を納納していることが条件。 ※市内内外の企業や大学等との連携も可能。				
愛媛県	松山市	太陽エネルギー活用ビジネス創出事業		新エネルギー分野における地元企業の技術向上や新事業展開の促進を図り、更なる地域経済の活性化を目指す。 【内容】 太陽エネルギー活用ビジネスを構築する企業又はNPO法人からの提案を募集し、優れたモデルには経営補助等の支援を行う。	助成・補助	研究開発支援	【補助率及び補助金】 補助対象経費の1/2以内(上限500万円)	【補助対象者】 (1)企業(個人事業主を含む) (2)特定非営利活動法人(NPO法人) ※(1)(2)共に市内に事業所を有し、市税を納納していることが条件。 ※市内内外の企業や大学等との連携も可能。					

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
高知県	産業活性化融資(研究開発事業)	優れた新技術・新製品の開発や、高付加価値製品・新技術の開発を促進するための研究開発施設を設置・近代化する場合の設備資金及び運転資金を融資する。	環境整備	研究開発支援	【交付限度額】 設備5,000万円(うち運転3,000万円)	【応募対象者】 (1)知的所有権(特許権・実用新案権・意匠権・著作権・半導体回路配置利用権)に裏付けされた優れた新技術・新製品(現在)からみて新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者 (2)自ら開発し、高付加価値製品・高付加価値製品であったり、新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者 (3)知的所有権に裏付けられ、または新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者	【融資対象者】 (1)知的所有権(特許権・実用新案権・意匠権・著作権・半導体回路配置利用権)に裏付けされた優れた新技術・新製品(現在)からみて新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者 (2)自ら開発し、高付加価値製品・高付加価値製品であったり、新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者 (3)知的所有権に裏付けられ、または新規性を有し、著しいコスト削減または著しい品質性能の向上をもたらすもの、高付加価値製品(現在の技術水準からみて新規性を有し、同種製品と比べて極めて極めて高水準であるもの)の研究・開発を実施する事業者
高知県	財団法人高知県産業振興センター	中小企業者等の経営者や従業員等を対象に講習や実習を行うことにより、県内産業を担っていく人材を育成することを目的とする。	人材育成	研究者等育成支援	【上限額】 100万円 【助成率】 10/10	【助成対象事業の内容】 (1)講習会開催事業 中小企業者等のニーズに即した技術人材教育カリキュラムを作成し、講習会や企業視察等を行う事業 (2)専門技術者派遣事業 専門技術者名中小企業者等に派遣し、中小企業者等が有する設備を活用して実習を行う事業	【支援対象者】 ・産業支援機関 ※(1)高知県内に事務所・事業所を有する中小企業者及び高知県内に創業する起業家並びにそれらを含むグループ(以下「中小企業者等」という。) ※(2)(1)を支援する事業を行うゼンター、高知県内の大学、高等専門学校等教育機関及び試験研究機関等で知事が認める産業支援機関(以下「産業支援機関等」という。)
高知県	財団法人高知県産業振興センター	中小企業者と農林漁業者等が連携して行う新商品や新サービス等の開発・販売促進、人材育成等の取組みを支援する助成事業。 【対象事業】 1.農工商連携事業(計画期間は3年以内) ア 新事業動向等調査事業 イ 新商品・新技術・新役務開発事業 ウ 販路開拓事業 エ 人材育成事業 2.農工商連携新商品等開発推進事業 ア 新商品・新技術・新役務開発事業	人材育成	事業化支援 研究者等育成支援	【助成率・助成限度額】 1.農工商連携事業化支援事業 2/3、500万円/年 2.農工商連携新商品等開発推進事業 10/10、1,000万円/年	【基本的要件】 1.中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること 2.事業により、新商品若しくは新役務の開発、生産又は需要の創発が実現すること 3.計画実施期間は原則3年以内とする 4.中小企業の経営の向上にかつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること ※(1)中小企業及び農林漁業者いずれも付加価値額が9年で3%以上向上すること(従業員1人あたり付加価値額)※(2)中小企業及び農林漁業者いずれも付加価値額が9年で3%以上向上すること(売上高が3年で3%以上向上すること)	【助成対象者】 1.農工商連携事業化支援事業 ・創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者と農林漁業者の連携 ・自ら事業を行うNPO等の農林漁業者との連携 2.農工商連携新商品等開発推進事業 ・創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者及びそれを含むグループと農林漁業者の連携 ・自ら事業を行うNPO等の中小企業者との連携 ただし、共に大学、試験研究機関等を含むものとする
高知県	財団法人高知県産業振興センター	研究開発の促進や技術シーズ等を活用し、高知県内の産業化に向けた研究開発等を支援することにより、県内の産業の発展を図る。	助成・補助	研究開発支援	【助成上限額】 単年度3,000万円(助成対象期間中の総額9,000万円) 【助成率】 10/10	【支援対象者】 (1)中小企業者等(グループを含む) (2)その他の事業者等(NPO法人等) (3)大学や高等専門学校の教育機関及び試験研究機関等 ただし、産学官による共同研究体には、(1)又は(2)及び(3)に属する者がそれぞれ一つは入っていること。また、(3)に属する者のみは対象外	【支援対象者】 (1)中小企業者等(グループを含む) (2)その他の事業者等(NPO法人等) (3)大学や高等専門学校の教育機関及び試験研究機関等 ただし、産学官による共同研究体には、(1)又は(2)及び(3)に属する者がそれぞれ一つは入っていること。また、(3)に属する者のみは対象外
高知県	財団法人高知県産業振興センター	要望に応じて、県内で事業活動を営まれている事業者に産業施策の助成を行う。	情報提供	企業育成支援	【派遣費用】 無料	【派遣費用】 無料	【派遣費用】 無料
福岡県	経営革新支援資金	新分野進出、新商品開発、経営革新等自ら頑張る中小企業者に必要となる事業資金の融資を促進し、中小企業の発展を図る。	融資・貸付	企業育成支援 事業化支援	【年度額】 1億円以内	【派遣費用】 無料	【派遣費用】 無料

支援機関		事業概要		カネコリ分額		応募申請要件	
福岡県	福岡県中小企業振興センター	取引拡大商談会	中小企業の受注機会を増大するため、県内外の発注企業と県内の受注企業が、直接・個別に商談できる商談会を開催し、中小企業の受注機会の拡大を図っている。	支援手法	その他	交付金額等	応募申請要件(事業要件等)
福岡県	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	IST産学官事業	大学の法的枠内で高度な研究成果を活用し、新たな産業分野の開拓等に寄与する創造的産学官共同研究チームに研究課題を委託し、新製品・新技術の開発を支援する。	支援事業	産業化支援	【上限額】 単年度800万円 2年間で1600万円	【対象分野】 産学官の有機的な連携のもとに行われる研究開発で、創造性・新規性に富み、地域産業・経済の活性化に貢献する研究開発を対象とし、以下に該当するもの ※新製品、新技術の開発 ※事業終了後3年以内の実用化が見込まれる研究開発
福岡県	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	ナノテクノロジー推進協議会が行う研究開発(助成事業)募集	福岡ナノテクノロジー推進協議会が行う研究開発に対し助成を行い、福岡県におけるナノテクノロジー(環境・エネルギー、電子・情報、バイオ、ナノ加工、ナノ印刷など)の産業化促進を図る。	助成・補助	助成・補助	【助成額】 (1)FIS枠:150万円 (2)実用化研究枠:1000万円 (3)ナノテクノロジー研究会活動枠:50万円	【支援対象(3枠共通)】 「産・学・官」で構成された共同研究チーム ※「産」のうち主体となる企業は、福岡県内に事業所を有し、県内において1年以上事業を継続している企業であること ※「学」とは、学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校、およびそれらを構成するものうち、研究活動に従事している個人等 ※「官」とは、国立、独立行政法人及び公設の試験研究機関
福岡県	財団法人福岡県環境保全公社	研究開発事業(共同研究プロジェクト)	循環型社会を構築するため、産・学・官・民(NPO)が連携して行うリサイクル技術及び社会システムの研究開発やその展開を支援する。このため、新たな研究開発の支援を目的として、新規性があり実用化が見込まれるリサイクル技術及び社会システムの研究開発を行う研究会を公募する。	助成・補助	助成・補助	【支援総額】 年間1000万円以内	【対象分野】 研究開発の内容に新規性が認められ、福岡県内において実用化の見込みがあり、循環型社会の構築に寄与するリサイクル技術及び社会システム
福岡県	財団法人福岡県環境保全公社	研究開発事業(研究会公募)	循環型社会を構築するため、産・学・官・民(NPO)が連携して行うリサイクル技術及び社会システムの研究開発やその展開を支援している。このため、新たな研究開発の支援を目的として、新規性があり実用化が見込まれるリサイクル技術及び社会システムの研究開発を行う研究会を公募する。 なお、実用化が見込まれる段階まで研究が進んだ研究会については、評価の上、共同研究プロジェクト(共同研究費1000万円以内/年、研究期間3年以内)にステップアップする方途が開かれている。	助成・補助	助成・補助	【研究会総費】 年間150万円以内	【構成要件】 「産・学・官」のうち2人以上で構成された研究開発チーム(な ※「産」とは、研究開発能力を有する企業又は団体(なお、福岡県内に事業所がある企業を1社以上含む必要がある) ※「学」とは、学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに構成するものうち研究活動に従事している個人等 ※「官」とは、国、地方公共団体、一部事務組合及び自然科学の研究所に関する事業を実施している公共的団体のいずれかの団体 ※「民」とは、福岡県内に住居がある者で構成する次のいずれかの団体 ・NPO法人、公益法人等の法人格を有する民間団体 ・法人格を有しない民間団体(NPO等)で次の要件を満たす者 ・委員が10人以上であること及び定款に準ずる書類を整備していること ※「学」で共同研究開発チームを構成する場合は、福岡県内の地方公共団体が入ることが必要

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	基本要件(補助事項、事業要件等)	応募申請要件
佐賀県	産業物抑制等技術研究開発推進事業費補助金	産業物抑制等技術研究開発推進事業費補助金	助成・補助	研究開発支援	【補助率】 補助対象経費の1/2以内 【補助額】 補助上限額:1件につき1,000万円	【事業内容】 県内事業者が単独又は複数、もしくは大学、試験研究機関と共同で産業物の発生抑制、再使用、再生利用に係る技術研究開発を行う事業 【専門家】 中小企業診断士、公認会計士、税理士、技術士、情報技術者、社会保険労務士、各種コンサルタント、社会保険労務士、各センターに登録されている専門家から派遣する専門家は、当センターに登録していただく、希望と、支援要請内容に応じた専門家を選択していただく、希望により、企業が指名する未登録の専門家を派遣することもできる。	【補助対象者】 a. 県内に主たる事業所を有するもの(以下「県内企業者」) b. 県内企業者を代表企業とする企業者の組合、グループ c. 県内企業者及びひびに規定する組合、グループが代表企業となり、大学、大学院、高等専門学校及び国公私立試験研究機関等と共同研究を行う場合における当該県内企業者及びひびに規定する企業、グループ
佐賀県	トライアル発注事業	県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また試用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での発注業務を行うことにより、販路の開拓を支援するなど、県内企業の育成を図るための制度である。	その他	事業化支援	-	【トライアル発注製品の対象要件】 1. 県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。ただし、食品及び飲料は除く。 2. 県の機関での発注業務が少なく、市場での流通が十分でないこと。 3. 市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかが適合すること。 (1) 新規性・独創性が認められること。 (2) 優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源等製品の行状目的の実現に有効であると認められるものであること。 4. 県の機関が調達し、又は県の機関における使役が見込まれる品目であること。	-
佐賀県	財団法人佐賀県地域産業支援センター	大学や公設研究機関の研究シーズは、企業等に移動され、実用化・事業化されることにより、新技術・新産業の創出を通じて、社会への大きなインパクトの可能性を秘めている。専門的知識を有し、産学官に幅広い人脈を持つ科学技術コーディネーターが、大学や公設研究機関等の有する研究シーズと企業ニーズを結びつけることを狙う。	人材派遣・技術支援 その他	研究開発支援 調査研究支援	-	【科学技術コーディネーターの活動】 (1) 産業技術の調査 地域における研究シーズや開発ニーズの調査、研究テーマの設定や情報の整理・公開等 (2) 可能性試験 本格的な研究開発プロジェクトに移行する前段階の、研究課題の実現可能性試験 (3) 研究プロジェクトへの支援 産学官研究開発プロジェクトの企画立案、国・県等の研究開発支援制度の紹介・相談・橋渡し等	【支援対象】 地域における産学官の各機関
佐賀県	財団法人佐賀県地域産業支援センター	新産業分野(ナノテクノロジー、新エネルギー、ポストゲノム、コンピュータ、光軸線)、自動車産業分野、県内地域資源(海田焼、薩摩製茶、薩摩漆)を活用した分野において、新製品開発に取り組み、事業化をを目指す県内中小企業者等を募集し、審査の上、助成金を交付する。	助成・補助	事業化支援	【補助率】 ・新産業分野・自動車産業 2/3以内 ・地域資源分野 1/2以内 【助成限度額】 500万円	【募集事業】 ①新産業分野(ナノテクノロジー、新エネルギー、ポストゲノム、コンピュータ、光軸線) ②自動車産業分野 ③地域資源分野 【利用条件】 (1) 佐賀県内で研究開発等を行うこと。(一部県外機関等に委託、外注は可) (2) 助成事業に基づき助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年以内に出現若しくは取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めない。 (3) 助成事業終了後、事業内容・成果等は公表することがある。	【応募資格】 ①経営革新を目指す県内中小企業者 ②県内に主たる事業所を有し、大企業の支配下にある企業ではないこと ③個人の場合は、税務署に開業届を提出している個人 事業主のみが対象となる。(開業予定者は対象外) ④グループでの応募不可。
佐賀県	財団法人佐賀県地域産業支援センター	創業・ベンチャー、経営革新を目指す方々の様々な課題に対応するため、企業からの相談に対し、助言や情報の提供を常時行っている。	その他	企業育成支援	-	-	-
佐賀県	財団法人佐賀県地域産業支援センター	創業や経営の向上を図る中小企業者等が抱える諸問題(経営・技術・人材・情報化等)に対し、費用の一部を当該中小企業者等に負担していただくことに加え、各分野の専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことによりその解決を図り、もって創業や経営の向上を図る中小企業者等の雇調を促進・成長を促進しようとする事業。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	【専門】 専門家の派遣に要する料金(1日(3時間以上)当たり40,000円)が上限の3分の1相当が申請者の自己負担となり、派遣開始前にセンターへ前払いしていただく。	【申込資格】 次のいずれかに該当し、かつ、県内に事業所を有する者 又は県内に創業を予定する者 1. 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業、任意のグループ(構成員のうち、中小企業が3分の2以上を占め、中小企業の利益となる事業を営む者)及び創業を予定する者 2. 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定されている中小企業団体 3. 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人 4. その他の特別の法律により設立された組合及びその連合体であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記(1)に掲げる中小企業であるもの 5. 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に掲げる特定非営利法人であつて、地域の課題をビジネスという手法をもって解決しようとするもの

支援機関		施設名		事業概要		支援手法		カネコリ分額		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
佐賀県	福岡法人佐賀県地域産業支援センター	設備貸与制度	施設名	事業概要	支援手法	環境設備	支援事業	企業育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件		
佐賀県	福岡法人佐賀県地域産業支援センター	設備貸与制度	佐賀県ベンチャー交流ネットワーク	【創業】「ベンチャー」経営革新を志す経営者等が集まり、相互の情報交換を行うほか、産学官の各種専門家等との相談・交流や、ネットワークの構築によるビジネスパートナー及び投資家探索の機会を提供することにより、会員相互の発展を図ることを目的とし、例年を4回程度開催している。	環境設備	企業育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件				
佐賀県	福岡法人佐賀県地域産業支援センター	組込みソシアリティ研究会	組込みソシアリティ研究会	研究会では、集まった専業種間の関係者同士の交流を通じ、個人と組織及び産学官による相乗効果により、新たなビジネス機会の創出を目指す。また、九州地域の連携組織との広域的な連携を図ることにより、会員企業の距離感を縮め、協力的な連携を図る。加えて、組込みソシアリティ研究会における技術者の技術向上を図るための研修等を企画・開催するとともに、将来にわたって優秀な人材を安定的に育成できる人材育成の仕組みを、県内外の教育研究機関等との連携により確立することを旨とする。	その他	産学官等連携支援 研究者等育成支援	産学官等連携支援 研究者等育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件			
佐賀県	福岡法人佐賀県地域産業支援センター	インキューバートルーム	インキューバートルーム	【活動内容】 1. 分科会活動 ①スキルアップ勉強会、②マイコン操作研究会(農工商連携、JAを活用した会)、③メカトロ、モノを動かす、車の自走などの研究会、④リナックス研究会(研究会のやり方は任意) 2. 公設試験場、JA等の関係機関へ協力を求め、テーマを業地、組込み側では、①機軸なコントローラが可能、②現地(耕作地、産場、加工場)の情報(画像も含めて)が離れた場所でも取得できる。 ③過去に出されたアイデアを再検討するなどの活動を行う。 3. センターのホームページから研究会活動を発信する。 4. 県内出身者のなかで、現在自都県等県外にいる方も、この会の設立趣旨に賛同したいただけるなら参加ができる予定です。	環境設備	企業育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件				
佐賀県	福岡法人佐賀県地域産業支援センター	産学官連携技術革新支援事業	産学官連携技術革新支援事業	県内で事業化を志す創業者、経営革新、新分野進出等を担う個人、中小企業者等が、研究開発、販路開拓等の用に供するため、インキューバートルーム(貸事業所タイプ)を設置し、貸し出しを行っている。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件				
佐賀県	佐賀県工業技術センター	技術者受入研修	技術者受入研修	【事業内容】 ・基礎研究への支援 ・基礎研究初期段階において、助言・指導を希望する企業に対する技術支援(大学等、外部からアドバイザー派遣) ・国の案件への提案に向けた可能性試験への支援 ・市場調査への支援 ・市場調査への委託による市場調査	人材育成	研究者等育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件				
佐賀県	佐賀県工業技術センター	出前講座	出前講座	県内の企業技術者等の技術力向上や人材育成を積極的に支援するため、県内の企業等の現場を職員が訪問し技術研修を行う「出前講座」を実施している。	人材派遣・技術支援	研究者等育成支援	【貸与総額】100万円～6,000万円(創業者は50万円～3,000万円) 【助産掛利率】年1.80%	【対象企業】 ・小規模企業者または創業者(風俗営業等に係る業種を除く) ・小規模企業者、製造業・建設業等は常用従業員数が20名以下 ・卸売業・小売業・サービス業は常用従業員数が5名以下 ・その他の中小企業者、50名以下の中小企業者(ただし、平成21年度貸与予定総額の50%)、創業者、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していないもの。	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件				

支援機関		実施名		事業概要		支援手法		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件	
佐賀県		共同研究		新たな製品を開発したい、新技術を開発したい、などの希望に対して、共同研究契約を締結することによって、産官連携での取り組みを行っている。研究内容によっては、大学等の研究機関を含めた産官連携を構築して、実施することも可能。共同研究は、共同出資による共同研究開発(大学や独立行政法人等の研究機関との連携も含む)、研究にかかると費用や人員及び特許等知的所有権の持分割合などは、両者協議の上決定される。		人材派遣・技術支援		研究開発支援 産学官等交流支援		-		【実施料】 1 県に継承された知的財産権を共同研究者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。 2 共同研究者等又は第三者に、共有に係る知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める当該権利に係る県の持分に応じた額に相当する実施料を徴収する。 3 共同研究者が第三者に許諾する場合の実施料の取扱いについては、共同研究契約書又は共同出資契約書において別段の定めを行う。	
佐賀県		受託研究		当センター保有の技術を用いて、新製品の開発や新技術の開発立を行い、などの希望に対して、委託研究契約を締結することによって、支援を行うことができる。研究にかかると費用は、申請者負担となる。ただし、特許等知的所有権の持分割合は、原則として県の100%となる。		人材派遣・技術支援		研究開発支援 事業化支援		-		【実施料】 県に継承された知的財産権を委託者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。	
佐賀県		技術相談		県内企業等からの工業技術に関するご相談・ご質問を無料にて受け付けている。相談内容に応じて、次の各種支援を行う。 1. 職員が県内の相談者を訪問し対応(訪問指導) 2. 依頼に応じて回線・分析を行う(依頼回線・手教材) 3. 相談者に対して当センターの試験分析機器の使用を有償で開放(機器開放・使用料) 4. 長期にわたる支援が必要な場合は、申請に基づいて、県内企業に対し「技術指導」を実施 5. 必要に応じて、外部機関の専門家を紹介		その他		研究開発支援		-		-	
大分県		【特別資金】創造的企業育成支援資金		経営革新や創業などの前向きな取組を支援する資金のうちの一ひとつで、設備資金及び運転資金を融資する。		融資・貸付		企業育成支援		【限度額】 設備及び運転資金：8000万円 ※うち、「ものづくり産業特別融資」の場合：設備試験：2億円		【対象条件】 中小企業新事業活動促進法に基づき経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相対程度向上するよう計画)について知事が承認した者 【対象条件】 基礎技術(金型、成形、鍛造、鋳造、プレス加工、切削加工、熱処理、塗装及びひめつきに限る)を用いて自動車部品製造事業を行う自動車関連企業、又は半導体製造事業を行う半導体関連企業であり、経営革新計画の承認を受けて基礎技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う者	
大分県		【特別資金】ベンチャーサポート資金		経営革新や創業などの前向きな取組を支援する資金のうちの一ひとつで、設備資金及び運転資金を融資する。		融資・貸付		企業育成支援		【限度額】 設備及び運転資金：5000万円		【対象条件】 ランジェルスプログラムで一次審査を通過した者でプランに添った研究開発及び事業化を行う者 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う者 ・クラウドデザイン商品創出支援事業で採択された開発チームに係る研究開発及び事業化を行う者 ・循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発費及び事業化を行う者	
大分県		大分県中小企業技術製品開発支援事業補助金		大分県では、県内中小企業の新技術開発を促進し、新たな事業展開や製品の需付加価値化等を図るため、経営革新に取り組む中小企業が行う新製品・新技術等の開発を支援する。		助成・補助		企業育成支援 研究開発支援 事業化支援		【助成率】 1/2以内 【限度額】 400万円		【支援対象】 ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等 ・同法に基づき経営革新計画の申請が受理され、承認が見込まれる企業	
大分県		大分県産官共同研究開発補助事業		大分県産官の連携を担う新産業や新事業の創出を図るとともに、県内中小企業を中心とした産官の高度な実用化共同研究開発を支援する。		助成・補助		調査研究支援 研究開発支援		【助成率及び助成額】 (1)調査研究 10/10以内、200万円以内 (2)研究開発 単年度型 10/10以内、1000万円以内		【応募資格】 申請は以下の要件を満たした共同研究体の構成員たる県内中小企業のみ (1)共同研究体の構成員資格要件 ①企業＜必須＞ ア)県内中小企業＜必須＞ イ)県内中小企業＜必須＞ b)参画する中小企業は、研究に必要不可欠な研究分野を担うなど、主体性を持って本研究を推進することにも、その成果・効用を活用できることが必要 ②県内中小企業のうち、共同研究体の中心となる1社が事業実施主体となり、補助金の申請主体となる ③大学等研究機関＜必須＞ 事業費より、少なくとも1つの大学等研究機関(国立大学法人、公立大学法人、私立大学、公設試験研究機関、国立研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、公益法人による研究所などの参画を必須とする。	
佐賀県	佐賀県工業技術センター	共同研究	新たな製品を開発したい、新技術を開発したい、などの希望に対して、共同研究契約を締結することによって、産官連携での取り組みを行っている。研究内容によっては、大学等の研究機関を含めた産官連携を構築して、実施することも可能。共同研究は、共同出資による共同研究開発(大学や独立行政法人等の研究機関との連携も含む)、研究にかかると費用や人員及び特許等知的所有権の持分割合などは、両者協議の上決定される。	人材派遣・技術支援	研究開発支援 産学官等交流支援	-	-	【実施料】 1 県に継承された知的財産権を共同研究者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。 2 共同研究者等又は第三者に、共有に係る知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める当該権利に係る県の持分に応じた額に相当する実施料を徴収する。 3 共同研究者が第三者に許諾する場合の実施料の取扱いについては、共同研究契約書又は共同出資契約書において別段の定めを行う。	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-
佐賀県	佐賀県工業技術センター	受託研究	当センター保有の技術を用いて、新製品の開発や新技術の開発立を行い、などの希望に対して、委託研究契約を締結することによって、支援を行うことができる。研究にかかると費用は、申請者負担となる。ただし、特許等知的所有権の持分割合は、原則として県の100%となる。	人材派遣・技術支援	研究開発支援 事業化支援	-	-	【実施料】 県に継承された知的財産権を委託者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-
佐賀県	佐賀県工業技術センター	技術相談	県内企業等からの工業技術に関するご相談・ご質問を無料にて受け付けている。相談内容に応じて、次の各種支援を行う。 1. 職員が県内の相談者を訪問し対応(訪問指導) 2. 依頼に応じて回線・分析を行う(依頼回線・手教材) 3. 相談者に対して当センターの試験分析機器の使用を有償で開放(機器開放・使用料) 4. 長期にわたる支援が必要な場合は、申請に基づいて、県内企業に対し「技術指導」を実施 5. 必要に応じて、外部機関の専門家を紹介	その他	研究開発支援	-	-	-	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-
大分県	大分県	【特別資金】創造的企業育成支援資金	経営革新や創業などの前向きな取組を支援する資金のうちの一ひとつで、設備資金及び運転資金を融資する。	融資・貸付	企業育成支援	【限度額】 設備及び運転資金：8000万円 ※うち、「ものづくり産業特別融資」の場合：設備試験：2億円	【対象条件】 中小企業新事業活動促進法に基づき経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相対程度向上するよう計画)について知事が承認した者 【対象条件】 基礎技術(金型、成形、鍛造、鋳造、プレス加工、切削加工、熱処理、塗装及びひめつきに限る)を用いて自動車部品製造事業を行う自動車関連企業、又は半導体製造事業を行う半導体関連企業であり、経営革新計画の承認を受けて基礎技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う者	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-	-
大分県	大分県	【特別資金】ベンチャーサポート資金	経営革新や創業などの前向きな取組を支援する資金のうちの一ひとつで、設備資金及び運転資金を融資する。	融資・貸付	企業育成支援	【限度額】 設備及び運転資金：5000万円	【対象条件】 ランジェルスプログラムで一次審査を通過した者でプランに添った研究開発及び事業化を行う者 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う者 ・クラウドデザイン商品創出支援事業で採択された開発チームに係る研究開発及び事業化を行う者 ・循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発費及び事業化を行う者	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-	-
大分県	大分県	大分県中小企業技術製品開発支援事業補助金	大分県では、県内中小企業の新技術開発を促進し、新たな事業展開や製品の需付加価値化等を図るため、経営革新に取り組む中小企業が行う新製品・新技術等の開発を支援する。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 400万円	【支援対象】 ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等 ・同法に基づき経営革新計画の申請が受理され、承認が見込まれる企業	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-	-
大分県	大分県	大分県産官共同研究開発補助事業	大分県産官の連携を担う新産業や新事業の創出を図るとともに、県内中小企業を中心とした産官の高度な実用化共同研究開発を支援する。	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援	【助成率及び助成額】 (1)調査研究 10/10以内、200万円以内 (2)研究開発 単年度型 10/10以内、1000万円以内	【応募資格】 申請は以下の要件を満たした共同研究体の構成員たる県内中小企業のみ (1)共同研究体の構成員資格要件 ①企業＜必須＞ ア)県内中小企業＜必須＞ イ)県内中小企業＜必須＞ b)参画する中小企業は、研究に必要不可欠な研究分野を担うなど、主体性を持って本研究を推進することにも、その成果・効用を活用できることが必要 ②県内中小企業のうち、共同研究体の中心となる1社が事業実施主体となり、補助金の申請主体となる ③大学等研究機関＜必須＞ 事業費より、少なくとも1つの大学等研究機関(国立大学法人、公立大学法人、私立大学、公設試験研究機関、国立研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、公益法人による研究所などの参画を必須とする。	応募申請要件	-	応募申請書の要件	-	-	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
大分県	大分県循環型環境産業創出事業補助金(環境関連研究開発支援事業)	産業廃棄物の処理の負担を軽減し、県内で排出される産業廃棄物等を地域資源として活用する循環型環境産業を育成するため、産業廃棄物等の再資源化に関する環境関連技術の研究・開発と事業化に要する経費を補助する。 1. 環境関連技術開発支援事業 2. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助する。 3. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助する。 4. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率、助成額】 1. 環境関連技術開発支援事業 10/10以内、初年度600万円、次年度400万円以内 2. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助する 1/3以内、200万円以内 3. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助する 1/3以内、1,000万円以内	【研究対象】 県内で排出される産業廃棄物等の再生利用に係るものうち、次の要件を有するもの 1. 県内に事業所を置く中小企業者等のうち、次の要件を満たすもの 2. 大分県は公認試験機関と連携して共同研究体制を構築し、産業廃棄物等の再資源化に係る新技術・新製品の研究・開発を行うもの 3. 県内に事業所を置く事業業者のうち、次の要件を満たすもの 4. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 5. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 6. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの	【応募申請者の要件】 1. 環境関連技術開発支援事業 2. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 3. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 4. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 5. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの 6. 環境関連技術の普及・啓蒙に必要経費の一部を補助するもの
大分県	産学官交流グループ	企業単独では解決が困難と思われる課題および大学等の研究者が取り組む研究開発について、産学官協力によるグループを結成して、新技術の習得や新製品の開発等を目的に交流・研究活動を実施している。	その他	産学官等交流支援	-	【研究テーマ】 1. 綿面カーボン発熱体の特性を活かした新規用途の開拓 2. 「七島イ」の優位性を証明するための調査研究～地域資源 3. 七島イの復興を目的とした調査研究 4. DHA添加給餌による養殖魚体内のDHA蓄積量変化の研究 5. DHA添加給餌による養殖魚のプラント化を目指す研究 6. 多様な技術を用いた農業生産に関する研究 7. 魚糞・タイダイを堆肥として設置することによる流体力学上の調査研究	-
大分県	おおいた地域資源活性化基金助成事業	中小企業者等が商品開発に活用する可能性の高い地産資源(農林水産物、鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術、文化財、風景地、温泉等の観光資源)を利用した商品等の研究開発、試作、販路開拓等に必要経費を助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【予算規模】 3,000万円程度を予定 【助成率および限度額】 (1) 産学官共同研究開発事業 10/10以内、1,500万円以内(1年目) (2) 企業単独商品開発事業 2/3～1/2以内、750万円以内(1年目) (3) 企業連携商品開発事業 10/10～2/3以内、1,000万円以内(1年目) (4) 企業単独商品開発事業 10/10～2/3以内、1,000万円以内(1年目) (5) 企業連携商品開発事業 10/10～2/3以内、1,000万円以内(1年目)	【支援対象】 地域資源を活用した研究開発、商品開発、販路開拓等を 行う中小企業者、商工団体、農林水産関係団体等	
大分県	産学官技術連携推進事業・共同調査研究課題	共同調査研究課題として、企業が抱える技術課題の解決や事業化等を目的し、産学官が連携して調査研究に取り組むものを公募、調査研究費の一部を補助。	助成・補助	調査研究支援	【助成率】 調査研究費の2/3 【限度額】 50万円程度(調査研究費75万円程度)	【応募要件】 ・具体的な技術課題であること。 ・調査研究によって予想される研究成果を今後さらに展開する計画があるもの。 ・課題提案書により申請すること。	【支援対象】 大分県内中小企業者を含む産・学・官で構成された調査研究グループであること。ただし、産・学または産・官でも可。 ・産・県内中小企業で、1社でも可。 ・学：県内外を問わない。アドイサー的なものでも可。 ・官：産業科学技術センター、または他の県内公設試験研究機関
大分県	ITインキュベーター施設利用促進事業の支援	創業間もないベンチャー企業のための施設利用促進に人財育成を目的とし、産学官が連携して調査研究に取り組むものを継続的に支援している。	人材派遣・技術支援	企業育成支援	-	-	-
大分県	大分県ビジネスプランング(フリ)	県内産業の活性化とベンチャー企業の創出を図るため、県内外を問わず、広く全国からビジネスプランを公募し、新規性・将来性・成長性を重視し、ビジネスプランの優秀なものに対し創業などを支援するための総合的な補助金を交付する。	助成・補助	事業化支援 企業育成支援	-	-	-
大分県	大分県人材育成センター(研修講座)	中小企業の経営力、技術力、情報力などの強化に向けて、経営・管理・一般・技術革新・新事業、情報など各部門の研修事業を実施する。	人材育成	企業育成支援	-	-	-
大分県	共同研究成果発表会及び技術相談会	自社に関連する技術分野の技術シーズ情報を集中的に入手したいという企業からの要望がある。これに対応するため、県内の大学、高専等の研究機関が合同で、技術分野を特定した技術シーズの成果発表会を開催。	情報提供	産学官等交流支援	-	-	-
大分県	大分県産業科学技術センター	大分県産業科学技術センターでは、保有する機器器具を有料で開放している。	環境整備	企業育成支援	-	-	-
大分県	大分県産業科学技術センター(外部評価)	センターでは、外郭の有償で構成する研究開発委員会を開設し、研究・技術開発の課題や成果に対して幅広い相談からの意見と評価を受ける事により、研究開発能力・技術開発能力の向上を図っている。	人材派遣・技術支援	研究者等育成支援	-	-	-

支援機関	施策名	事業概要	交付金等	応募申請要件	応募申請者の要件
大分県 大分県産業科学技術センター	技術研究会	産業科学技術センターに事務局を置く技術研究会活動を通じ、研究開発支援や技術指導等を行う。	交付金額等 -	基本要件(補助事項、事業要件等) -	応募申請者の要件 -
長崎県	医工連携産業創出プロジェクト事業	医療分野の産業創出を図るため、製薬関連企業、地域医療機関ネットワーク、大学等が連携して、「企業連携・創出・誘致」「創薬・臨床研究促進」「治療受託拡大」に取り組む産学連携グループを募集し、優れた活動を行うグループについて、その活動経費の一部を助成する。	【助成金】 1,000万円/年度	【活動項目】 (1)企業連携・創出・誘致 (2)創薬・臨床研究促進 (3)治療受託拡大	【支援対象】 ・県内に拠点を置く産学連携グループで、次の者が必ず参画していること。 製薬関連企業、県内の地域医療ネットワーク、県内大学 【応募対象】 ・県内中小企業を中核とした2社以上の企業(事業者、研究者を含む)で、連携して下記対象分野における新商品開発等を行うグループ。 ①環境産業 ②医療産業 ③農林水産物の生産・加工・流通における工業技術を活用した水工・農工連携
長崎県	長崎県新産業創出プロジェクト事業	県内の中小企業を中核とした企業間連携や産学官連携が期待される事業拡大や新分野への進出を図るための新商品の開発等を行う企業等を支援する。応募に当たっては、「事業計画書」を提出する必要がある。	【助成金】 ・新商品開発 400万円(補助対象経費の2/3以内) ・販路開拓 100万円(補助対象経費の2/3以内)	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接など、ポイラー、タービン等 ・産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。	【助成対象者】 ・製造業・情報通信業を営む県内中小企業者等が、同一分野での事業拡大に取り組む方 ・支援重点分野以外の分野に取り組む以下の方々 一県内において創業する方 一県内に主たる事業所を有し経営の革新を行うこととする中小企業者等(みなし中小企業者を除く) 一県内に主たる事業所を有する特定非営利活動法人
長崎県	閉鎖法人長崎県産業振興財団	長崎県新産業創出プロジェクト事業	【基金総額】 30億円(10年間運用) 【助成率と助成限度額】 ・人材確保事業:1/2以内、420万円 ・技術等研修事業:定額助成20万円 /人・研修月数:240万円 ・設備投資支援事業:投下面定資産額×9%、600万円	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接など、ポイラー、タービン等 ・産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。	【助成対象者】 ・県内において創業する方 ・県内に主たる事業所を有し経営の革新を行うこととする中小企業者等(みなし中小企業者を除く) ・県内に主たる事業所を有する特定非営利活動法人
長崎県	閉鎖法人長崎県産業振興財団	長崎県の海洋技術の開発・海洋産業振興を目的とした、産学官連携による技術開発・調査研究を委託する。	【基金総額】 70億円(10年間運用) 【助成率と助成限度額】 1.事業化等調査事業:2/3以内、300万円 2.研究開発事業:2/3以内、500万円 3.販路開拓事業:2/3以内、100万円	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接などの加工技術や、ポイラー、タービン等の産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接などの加工技術や、ポイラー、タービン等の産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。
長崎県	閉鎖法人長崎県産業振興財団	長崎県の海洋技術の開発・海洋産業振興を目的とした、産学官連携による技術開発・調査研究を委託する。	【件当たりの累計金額】 研究テーマ1件につき500万円を限度とする	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接などの加工技術や、ポイラー、タービン等の産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。	【支援重点分野】 ①高度加工組立型産業 本県の基幹産業である造船関連企業等における、製缶・プレス、機械加工・溶接などの加工技術や、ポイラー、タービン等の産業用機械製造技術等を活かした取り組み(例えば、精密加工などの加工技術の高度化や自動車関連産業など) ②新エネルギー・環境産業 今後市場の拡大が見込まれる太陽光、風力発電などの新エネルギー、環境浄化、リサイクル環境関連ビジネスなど、環境の改善に寄与する産業。 ③医療・福祉産業 医工連携による新たな製品開発、サービスの提供や、安全・安心な質の高い快適な生活(GoLの向上)に寄与する医療・福祉関連産業。 ④情報・電子産業 半導体関連技術の応用による製品の開発や、情報関連分野における新サービスの提供のためのソフトウェア開発など ⑤地域資源活用型産業 本県の農林水産物をはじめとする多種多様な地域資源をもとにした、高付加価値製品の開発や高度な製造技術、鮮度保持技術、輸送技術の開発など。

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	長崎県新エネルギー産業等集積促進事業	新エネルギー・環境関連分野における大手企業と地場企業の連携促進や、地場企業による応用製品の開発を支援することにより新産業の創出を目的として、関連する製品開発や試作、及び事業性の調査を行う県内の中小企業及び大学の研究機関等を募集・委託する。	助成・補助	事業化支援 調査研究支援	【上限額】 3,000千円	【募集事業】 (1)新エネルギー・環境関連分野における大手企業と地場企業の連携促進や、地場企業による応用製品の開発を支援することにより新産業の創出を目的として、県内の中小企業及び大学の研究機関が事業化(研究開発を含む)及び商品化(商品化)に当たって、事前に必要となる市場調査や事業可能性調査を実施する。 【対象分野】 ・新エネルギー ・省エネルギー ・環境浄化・改善 ・資源循環 ・上記のほか、理事長が特に認めるもの	【応募資格】 電源立地地域対策交付金の事業対象地域(五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町、小値賀町を除く地域)にて、事業を実施する県内の中小企業及び大学の研究機関
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	長崎県課題公募型共同研究	県内の企業等と県の研究機関とのそれぞれの技術を融合し、県内産業のニーズ・シーズに合わせたプロジェクト研究などの推進を行うこと、その基礎となる基礎的な共同研究を企業等と県研究機関とで行うことを目的として、県内の企業等から共同研究課題を公募する。	助成・補助	研究開発支援	【上限額】 1課題50万円	【対象課題】 (1)工業、農業分野における、新素材、原料、環境保全等に關する技術開発・応用等に関するもの (2)農林水産分野における、未利用資源の有効利用、生産性の向上、流通過程等における技術開発・応用等に関するもの (3)食品分野における、健康機能性等に関する技術開発・応用等に関するもの	【支援対象】 県内に住所を有する事務所もしくは事業所のある民間の企業、団体、グループ等が代表者で、県の研究機関と共同研究を行い、研究の分担に応じた費用の自己負担が可能なる方。
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	産官連携ビジネス化支援センター事業	【事業概要】 ・重点プロジェクト研究開発戦略の構築 ・公募型研究開発事業への応募支援 ・県研究機関における新技術の研究計画構築 ・県研究機関の公募型共同研究の受付 ・産学官の研究成果報告会等	人材派遣・技術支援 情報提供	事業化支援	-	【主な活動内容】 ・新技術及び新商品開発マッチング ・県内企業等のニーズの調査 ・県内外の産業界、大学、公設他最速のパートナーとのマッチング ・事業化及び公募事業獲得の支援 ・新技術・新商品の開発に向け、提案公募等による国等の研究開発資金の獲得を支援 ・県研究機関の研究開発支援 ・県内産業界等のニーズを基に、県研究機関の研究開発プログラム等の構築を支援 ・県内企業へ研究開発の成果の技術移転を行い、事業家・商品化へ向けた支援	-
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	産官連携・エネルギー産業ネットワーク	環境・エネルギー分野の産官連携を促進するため、産学官で構成されるネットワークを平成16年8月に設立し、加入の県内企業に対し、環境・エネルギー関連分野における取組拡大や新規分野に向けた取組を支援。	人材派遣・技術支援 情報提供	事業化支援	-	【業務内容】 1.新事業創出を支援する産官連携の企画、運営 2.環境・エネルギー分野の産官連携ネットワークについて、産学官の関係者で構成する研究会を開催し、事業化プロジェクトの創出を図る。 3.環境・エネルギー分野の市場動向や参入に際しての課題等について情報提供を行うセミナーを開催し、新事業創出を目的とする産学官の交流を促進する。 4.産官連携の支援(環境関連産官連携展示会等への出展支援) 5.環境関連産官連携の拡大(環境展示会開催時に、当該団体の出展を借り上げ、委員企業の技術や製品出展の手伝いを行う。 6.メール等による情報提供 7.環境ヒアリングに関する有益な情報について、電子メールやホームページを利用して提供する。 8.ネットワークの形成 9.ネットワーキングの実施により、ニーズ、シーズを把握するとともに、ネットワーキング加入会員の拡大を図る。	-
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	窓口相談	窓口相談としてアドバイザーを配置し、創業や新事業分野進出等の各種相談に対応。	情報提供	企業育成支援	【補助対象経費】 派遣に要する旅費及び旅費については、2/3を財団が負担し、1/3は中小企業・個人事業者が負担。	【支援対象】 県内に事業所を有する、以下の要件をいずれも満たす中小企業であること 1.創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業等であること 2.創業又は経営革新等経営の向上に際しての経営の改善の目標が明確であること 3.専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること	【支援対象】 県内に事業所を有する、以下の要件をいずれも満たす中小企業であること 1.創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業等であること 2.創業又は経営革新等経営の向上に際しての経営の改善の目標が明確であること 3.専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること
長崎県 財団法人長崎県産業振興財団	専門家派遣事業	財団に登録している中小企業診断士・税理士・弁理士などの専門家や大手企業等で蓄積された技術・ノウハウを有する企業インストラクターをメンバーチャーター企業及び中小企業の経営改善から研究開発、技術開発などの各種相談に応じて、派遣する。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	【支援対象】 県内に事業所を有する、以下の要件をいずれも満たす中小企業であること 1.創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業等であること 2.創業又は経営革新等経営の向上に際しての経営の改善の目標が明確であること 3.専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること	【支援対象】 県内に事業所を有する、以下の要件をいずれも満たす中小企業であること 1.創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業等であること 2.創業又は経営革新等経営の向上に際しての経営の改善の目標が明確であること 3.専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること

支援機関		施策名		事業概要		カテゴリ分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
長崎県	長崎県産業振興財団	企業インストラクター派遣制	企業インストラクター派遣制	県内大企業等で蓄積された技術・ノウハウを持つ経験豊富なインストラクターを派遣することによって中小企業の技術開発力向上、経営革新・特許の申請等の支援を行う。また、中小企業の相談相手や経営改善を支援する。	支援手法	支援事業	交付金額等	基本要件(制約事項、事業要件等)	応募申請要件	応募申請者の要件	【支援対象】	【支援対象】	
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	長崎県産業振興	NAGASAKI起業家大学	起業家と現場のある方、起業を志している方、創業期の経営者の方、新規事業の企画担当者などを対象に、起業や新規事業の推進のために必要な経営の基礎知識から事業計画の作成までに対応した各セミナーを開催。	人材派遣・技術支援	企業育成支援 研究開発支援 知的財産権利化支援	-	-	【支援対象】 県内のベンチャー企業、中小企業及び中小企業者のグループ等	【支援対象】 1. これから会社設立を目指す個人 2. 新規事業立ち上げ後、原則5年以内のベンチャー企業経営者 3. 資金調達等を目的に、現在お持ちの事業計画をさらにブラッシュアップさせたい方 4. 新規事業立ち上げを計画している、事業計画作成のノウハウを習得したい中小企業の経営者及び従業員	【支援対象】 1. これから会社設立を目指す個人 2. 新規事業立ち上げ後、原則5年以内のベンチャー企業経営者 3. 資金調達等を目的に、現在お持ちの事業計画をさらにブラッシュアップさせたい方 4. 新規事業立ち上げを計画している、事業計画作成のノウハウを習得したい中小企業の経営者及び従業員	-	-
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	ベンチャーサロン	ベンチャーサロン	起業を目指す方、企業経営者、大学関係者などの参加者からなる産学官の異業種交流会を開催している。新しい企業経営の知識や産学・市場・技術動向などについて、外部講師を招いたり参加者自らが講師となり、勉強したり情報交換をする場として活用されている。	その他	産学官等交流支援	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	長崎エンジェルズ・フォーラム	長崎エンジェルズ・フォーラム	ベンチャー起業家と専門に所属のあるベンチャー企業のスータートアップを支援するエンジェル投資家およびベンチャー企業支援を通じて地域の発展を願う個人サポーターの情報交換とビジネス・マッチングの場。	その他	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	ながさき出島インキュベーター	ながさき出島インキュベーター	独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称・中基機構)は、長崎3大学(長崎大学、長崎総合科学大学、長崎県立大学)、長崎県及び長崎市と連携し、「医-工連携」をはじめとした幅広い業種を対象に、大学が持つシーズや研究成果と地場企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図る施設として、ながさき出島インキュベーター(D-FLAG)を運営している。企業、3大学、長崎県及び長崎市は、運営委員会を組織し、長崎県に於ける新事業創出の拠点づくりに取り組んでいる。	環境整備	研究開発支援 事業化支援	-	-	【支援内容】 入居者には、主に以下の支援が行われている。 1.3大学等による技術的支援 2.長崎県と長崎市による入居費補助をはじめとした様々な支援 3.施設に常駐するインキュベーション・マネージャーによる経営等支援 4.中小機構による支援策を用いた幅広い支援	-	-	-	
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	インキュベートルーム(貸研実室)【大村本部】	インキュベートルーム(貸研実室)【大村本部】	長崎県産業振興財団 大村本部 2階に、新技術・新製品の研究開発を支援するためのインキュベーション施設を設置して、研究開発を促進し、長崎県産業振興財団と連携し、共同研究を支援している。	環境整備	研究開発支援	-	-	-	-	-	-	【入居条件】 1.新技術や新製品の開発を行うこととする県内企業や公的試験研究機関等が研究開発のために使用することが原則的な条件。
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	長崎県ビジネス支援プラザ	長崎県ビジネス支援プラザ	長崎県が新たな産業を創出、育成する目的として、県内で起業予定の方や起業し間もない方(5年以内)を対象に開設した、インキュベーション施設、指定管理者である株式会社コンベンションセンターが運営・管理を行い、官・民が協力して起業家の支援を行う。	環境整備	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	【応募資格及び入居条件】 創業準備書の使用申請者は、以下の要件をすべて満たす必要がある。 (1)新たに創業しようとする者又は使用開始の時点で創業後5年を経過していない者 (2)製造業、情報通信業又は知事が地域の振興に寄与するものの特認する業種に関する起業アイデアを有する者 (3)事業化の実現性が高い起業アイデアを有する者 (4)創業準備書の使用期間内又は退居後、県内での事業化を予定している者
長崎県	財団法人長崎県産業振興財団	中古機械設備売買あっせん	中古機械設備売買あっせん	企業内での遊休設備を有効活用する方法として「中古機器設備売買あっせん」を用いている。 中古機械の購入を希望される企業向けに、中古機械の情報を財団ホームページ内の「ビジネスマッチング広場」に掲載し、情報提供する。	情報提供	企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	長崎県商工会連合会	長崎県農工商連携ファンド	長崎県農工商連携ファンド	長崎県内の品質優良、豊かで多様な安全な農林畜水産物の地域産品と、中小企業等が有する技術開発力や販売力等の経営資源を、両者の連携により新産業の創出や販路拡大に結びつけ、地域経済の発展を図ることを目的に、以下の事業に対して助成する。 【助成対象事業】 (1)新商品・新技術、新役務の開発 市場調査、研究、試作品開発、実証実験、モニタリング、商品デザイン開発など (2)販路開拓 販売方法の開発、展示会、見本市への出展など	助成・補助	事業化支援	【助成率】 2/3以内 【助成限度額】 500万円	【支援重点分野】 ①農林水産物の生産段階・新技術、安全・安心、生産性の向上、専付加価値化、環境・省エネルギーなど主眼を置いた取り組み ②農林水産物の加工段階・地域性などに主眼を置いた取り組み ③農林水産物又はその加工品の流通段階・新規性、安全・安心、品質保持、効率化などに主眼を置いた取り組み ④その他、農林漁業並びに農林水産物又はその加工品の活用・農林漁業体験、食料提供など観光資源としての活用 他	【助成対象】 (1)県内に、創業(農林漁業を除く。)する者または県内に主たる事業所を有する中小企業者 (2)県内に主たる事業所を有する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者 (3)県内において自ら事業を行う特定非営利活動法人等の中小企業以外の者と県内の農林漁業者との連携体 (4)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者 (5)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (6)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (7)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (8)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (9)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (10)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (11)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (12)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (13)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (14)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (15)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (16)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (17)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (18)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (19)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (20)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (21)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (22)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (23)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (24)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (25)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (26)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (27)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (28)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (29)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (30)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (31)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (32)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (33)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (34)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (35)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (36)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (37)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (38)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (39)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (40)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (41)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (42)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (43)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (44)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (45)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (46)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (47)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (48)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (49)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (50)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (51)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (52)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (53)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (54)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (55)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (56)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (57)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (58)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (59)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (60)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (61)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (62)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (63)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (64)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (65)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (66)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (67)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (68)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (69)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (70)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (71)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (72)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (73)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (74)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (75)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (76)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (77)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (78)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (79)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (80)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (81)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (82)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (83)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (84)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (85)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (86)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (87)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (88)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (89)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (90)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (91)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (92)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (93)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (94)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (95)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (96)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (97)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (98)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (99)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体 (100)県内において創業する者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者との連携体				

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類		交付金額等	応募申請要件	
				研究開発支援	支援事業		基本要件(補助事項、事業条件等)	応募申請者の要件
長崎県	長崎市産学連携共同研究 事業補助金	大学等研究機関と連携し、新商品・新製品開発のための技術 課題の解決等に取組む中小企業等を支援する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 限度額:30万円 【助成率】 1/2	【対象事業】 新製品又は新技術の開発に係る技術的課題の解決を目的とした大学、短期大学又は高等専門学校との共同研究事業(当該共同研究に関する契約を締結したものに限る)	【対象者】 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市民 ・通途2年間、当該補助金の交付を受けていない者 ・市税を完納している者	
長崎県	佐世保市中小企業創造的 技術開発支援事業	市内中小企業者が新技術や新製品開発のための企画調査・ 研究開発や、公的助成を享受する開発した新製品の販路開拓 を行う事業に対して、必要な経費の一部を補助する。	助成・補助	調査研究支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 (1) mono-づくり支援事業 ・企画調査 補助率1/2以内 200万円 ・研究開発 補助率1/2以内 300万円 ・企画調査 補助率1/2以内 200万円 ・研究開発 補助率1/2以内 400万円 【委任金額】 1件あたり400万円以内	【支援対象】 (1) mono-づくり支援事業、創造的な新製品、新技術に関するもの (2) ソフトウェア開発等支援事業、コンピュータソフト開発 や、ウェブ上での新製品、新技術に関するもの	【支援対象】 市内中小企業者	
熊本県	産学行政連携共同研究開 発促進事業	熊本県の新産業を創出し、地域経済の活性化を図るため、研 究共同体(研究コンソーシアム)を組んで、新技術開発や、新 技術の実用化につなげる国の研究開発プロジェクトへの提 案・採択を目指す研究開発を支援する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 (1) 新技術・新商品開発事業:150万円 (2) 販路開拓事業:100万円	【利用条件】 ・重点5分野 新製造技術、情報通信、バイオテクノロジー、医療・福祉、環 境 ・異分野融合分野 上記5分野を2分野以上融合した分野	【支援対象】 地域の中小企業、大学、高等等の研究者が研究開発共 同体(研究コンソーシアム)を構成すること ※熊本県内に事業所をおく中小企業が参加していること ※提案は管理法人が行うこと	
熊本県	熊本県農工商連携事業費 補助金	県内中小商工業者と農林漁業者が連携して行う農産農産物 販売活用した新技術・新商品開発、または販路開拓への補助 【補助対象事業】 (1) 新技術・新商品開発事業 (2) 販路開拓事業	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 (1) 新技術・新商品開発事業 400万円 (2) 販路開拓事業 100万円	【補助対象】 (1) 中小企業者 (2) 組合 ※企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組 会、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に よって設立された組合及びその連合会であって、政令で定 められるもの (3) 企業グループ(複数の中小企業者を主とする任意の グループ) ※製造業に属する中小企業者の参加など一定条件を満た すもの	【補助対象者】 (1) 中小企業者 (2) 組合 ※企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組 会、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に よって設立された組合及びその連合会であって、政令で定 められるもの (3) 企業グループ(複数の中小企業者を主とする任意の グループ) ※製造業に属する中小企業者の参加など一定条件を満た すもの	
熊本県	熊本県戦略的地域産業振 興事業費補助金	様々な商品づくりのための新技術・新商品開発、または販路 開拓への補助金	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 100万円	【事業の要件】 (1) 希望する共同研究の分野・課題等が、具体的になってい ること。 (2) マッチングを希望する大学等が、具体的になっているこ と。 (3) 事業実施に当たっては、熊本県産業技術センター、くまもと テクノ産業財団などの産業支援機関のアドバイス等を受け ること。	【補助対象者】 (1) 県内に事業所を有する企業 (2) 組合 ※企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組 会、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に よって設立された組合及びその連合会であって、政令で定 められるもの (3) 企業グループ(県内に事業所を有する複数の企業で 構成される任意のグループ)	
熊本県	産学行政連携マッチング支 援事業補助金	県内企業による大学等の知を活用したイノベーションを促進 するため、県内企業が産学連携に高い実績を持つ県外の大 学等との共同研究に向けたマッチングを行う際の経費に対し て補助を行う 【補助対象事業】 県外の大学等との共同研究に向けたマッチングを行う際の経 費	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 100万円	【補助対象者】 (1) 次世代マグネシウム合金を利活用した産業用試作品(部 品を含む) (2) 次世代マグネシウム合金を利活用した民生用試作品(部 品を含む) (3) その他他事業が適当と認められた次世代マグネシウム合金を 利活用した試作品(部品を含む)	【補助対象者】 (1) 県内に事業所を有する企業 (2) 組合 ※企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組 会、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に よって設立された組合及びその連合会であって、政令で定 められるもの (3) 企業グループ(県内に事業所を有する複数の企業で 構成される任意のグループ)	
熊本県	次世代マグネシウム合金美 用化研究開発補助金	熊本県地球資源型研究開発プログラム「次世代資源マグネ シウム合金の基礎技術開発」の研究成果である次世代マグ ネシウム合金に関する卓越した研究開発、産業拠点の形成を 図るため、県内企業等が取り組む共同資金の美用化に向けた 試作品の研究開発に対し補助を行う。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 1/2以内 【限度額】 400万円			

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
熊本県	太陽光発電関連運転型研究開発支援事業費補助金	新エネルギーとして今後益々その成長が期待される太陽光発電分野において、県内企業が取り組む新製品・新商品の開発に対して補助を行う。	助成・補助	事業支援	【助成率】 1/2以内 【総額】 120万円	【補助対象事業】 ア)太陽光電池を応用製品 イ)太陽光電池システム周辺機器(インバータ、バッテリー、系統連系装置、集電箱など) ウ)太陽電池の製造装置 エ)その他知事が適当に認めた太陽光発電分野における新商品・新製品	【補助対象者】 (1)県内に事業所を有する企業 ※企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの。 (2)企業グループ(県内に事業所を有する複数の企業で構成される任意のグループ)
熊本県	進出企業等連携型新分野チャレンジ支援事業費補助金	半導体・ソーラー(太陽光発電)・組み込みシステム関連分野において、事業拡大を目指す県内企業を支援するための補助事業。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成率】 1/2以内 【総額】 120万円	【補助対象事業】 半導体・ソーラー、組み込みシステム関連分野において、新たな分野への事業拡大を目指す県内企業が、参入に必要な技術・知識等を習得するために、進出企業等に技術者を派遣したり進出企業等の技術者を招いて技術指導を受ける取組み。	【補助対象者】 中小企業者、組合、企業グループ
熊本県	提案公募型民間活力によるソーラー等導入推進事業	熊本県では、ソーラー等関連産業の振興と太陽光発電及び新エネルギーの普及拡大を図り、全国のモデルとなるような実証実験等を実施するため、民間事業者が主体となるアイデアを募集し、優秀な提案については、事業可能性調査や調整等をすすめる、事業実施に向けた必要な支援を行う。	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	【提案募集事項】 ① 民間事業者が主体となり、ソーラー等新エネルギーの導入、普及や低炭素社会の構築に寄与し、全国の先駆けとなる事業を募集する。 ② 事業開始の時期は、原則として平成22年4月～平成23年3月とする。 ③ 熊本県は、提案事業の実現に向けて、国庫補助事業への申請、共同事業者の紹介やマッチング等、提案者を積極的に支援する。 ④ 熊本県の、財源等の新たな支出を伴わない(既存事業の活用が可能)が、財政支出低減が見込まれる提案を歓迎するが、公益性の高い事業等で熊本県の一般財源の新たな支出を伴う提案については個別に協議する。 ⑤ 熊本県は、審査委員で一定の評価をした事業の実現のため、可能な範囲で積極的な支援を行うが、補助金の交付、事業者の紹介、県有施設の提供等、提案者が希望する支援をあらかじめ保証・約束するものではない。また、協議・調整の過程で、熊本県側から代替案を示すこともあり得る。	【提案者の資格等】 ・会社の規模、業種、本社や支店の所在地等の制限は設けず、広く提案を求め、調整及び協議の結果、当該事業の実施することとなった場合に、実施が可能である、当該事業の実施による複数の提案も可能とする。 ・複数企業による提案も可能だが、その場合、代表企業が決め、参加申込み以降の手続き等は、代表企業が行うこととする。また、すべての参加企業が欠格事由に該当しないことが必要である。
熊本県	熊本県研究助成事業支援サイト	熊本県が管理する各庁、特許法人、財団法人等の各種の研究助成事業を検索できるサイト	情報提供	研究開発支援	-	-	-
熊本県	知財マネジメントスクール	中小企業に対し知財保護戦略を活用した経営コンサルティング(知財コンサルティング)が出来る人材育成を目的として、知財マネジメントスクール(事業戦略編)を開催する。	人材育成	知的財産人材育成支援	-	-	【受講対象】 企業支援専門家(弁護士、弁理士、中小企業診断士、公認会計士、技術士、TL0職員等)、企業支援専門家を指している方、企業知的財産部員等
熊本県	熊本県新事業支援制度	新事業分野の開拓に取り組む企業や創業者を支援し、県経済の活性化及び新産業の創出を図るため、中小企業者等の開発した新商品について、一定の手帳を経て認定することにより、当該新商品を県が随時契約によって購入できる「熊本県新事業支援調達制度」を平成18年度から実施している。	その他	企業育成支援	-	【主な認定基準】 ・新発性、先進性、独自性が認められること ・社会的有用性が認められること ・県の機関において使途が認められること	-
熊本県	技術相談	企業などが抱える技術上のいるいるな問題の解決について、来所・訪問・電話・メールによる相談に対応する。	その他	企業育成支援	-	【対象者】 誰でも利用可能。	【対象者】 誰でも利用可能。
熊本県	設備開放	中小企業が、製品の品質向上や生産工程の合理化を図った際、新技術や新製品の開発を行うためには、各種の試験、検査、分析、測定、あるいは加工等を必要とする。しかし、これらに必要となる設備をすべて中小企業だけで保有することは、経済上困難を伴う。そこで、当センターでは、中小企業が必要に応じてセンターの機器を利用できるようにしている。	環境整備	研究開発支援	-	【利用日時】 平日の業務時間内(午前8時30分～午後5時30分)とする。また、土曜・日祝祭日・年末年始等の閉所日は利用できない。	【対象者】 県内で製造業を営む事業所または団体等の従業員で、当該機器の取扱いに習熟している方、あるいは、当センターで取扱い研修を受講されたことがある方とする。なお、取扱い方法が解らない方は、希望に応じて、当センターの職員が事前に無料で指導する。
熊本県	ハイテク・学・行政共同研究等助成事業	地域企業や大学等の研究者等が単独または共同で行うハイテク技術を利用した新製品、新技術の開発等については、また、用化のための研究、開発に必要な経費を助成する。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【件当たりの助成額】 ・大学等研究者チーム 100万円以内 ・企業・産学連携チーム 100万円以内	【支援対象】 熊本県内の大学等研究機関の研究者及び企業	

支援機関	支援機関	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	くまもと夢挑戦ファンダ シヤン 助成金	助成・補助 事業化支援	【助成率】 (1)2/3以内 (2)2/3以内 (3)10/10以内 【総額】 (1)200万円 (2)500万円 (3)100万円	【助成対象事業】 (1)地域産業資源を活用した取組み 熊本県が「熊本県地域産業資源活用事業」の促進に関する基 本的な構造として認定を受けた地域産業資源(農林水産物及び 「加工食品」又は加工食品の生産に係る技術)を、なお、 「文化財、自然の景観地、温泉その他の地域の観光資源」に ついては対象外とする。)を活用した製品・技術開発及び販路 開拓 (2)成長分野における取組み 熊本県のつくしプロジェクト 構想、熊本県つくしプロジェクト構想において重点分野として位 置づけられている分野において、中小企業者が大学、公設 試験研究機関、企業等との機関と連携して行う製品・技術開 発及び販路開拓 (3)産業支援機関における取組み 上記の事業に取り組む中小企業者に対して、産業支援機関 が行う次の事業とする。 ①販路開拓に対する支援 ②中小企業者の取組を支援する研修会等の開催	【助成対象者】 熊本県内に主たる事業所を有し、中小企業基本法(昭和 38年7月20日法律第154号)第2条に規定する中小企業 者。ただし、「成長分野における取組み」事業において は、中小企業者が大学、公設試験研究機関、企業等 の機関と連携して事業化に取り組む場合とする。
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	くまもとバイオエナジ ス大賞	助成・補助	-	【対象事業】 バイオテクノロジーを活用し、大学などの試験研究機関との 連携により実用化・事業化に向けたビジネスプランを有して いる事業	【対象者】 熊本県内に本社を置く(中小企業者 (平成22年度中創業予定者を含む))
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	経営総合相談窓口	その他	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	専門家派遣サービス	人材派遣・技術支 援	-	【派遣費用(派遣費用1回あたり)】 謝金 66,000円 + 旅費(財団の費用による) ・財団の負担 18,000円 + 旅費の1/2 ・自己負担 18,000円 + 旅費の1/2	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	新規事業の事業可能性評 価	人材派遣・技術支 援	-	【評価企業への支援施策】 高い評価を受けた事業には、必要に応じて次の支援を行う。 ・熊本県中小企業融資制度(新事業展開支援資金)のつく りプロジェクト構想等推進枠)の融資対象 ・日本政策金融公庫(国民生活事業)「挑戦支援融資制度」 の融資対象 ・ベンチャーマーケット二火会)等支援事業者が集まるイ ベントでの事業計画の発表 ・事業の全面的な広報、推薦及び金融機関等に対する紹介 ・経営革新計画策定の支援 ・国、県等の公的支援の紹介 ・熊本県インキュベーション施設「夢挑戦プラザ21」(県北・県 南)への入居募集の一部免除 ・専門家等の派遣	【募集対象】 新規性や独創性のある事業を計画している方。業態や 業種は問わない。 (1)県内で創業しようとしている県内中小企業者 (2)県外に創業しようとする県内の中小企業者
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	財団法人くまもとテクノ 産業財団 相談窓口	その他	-	【費用】 無料 【質問・相談事項】 半専任、FPD等に関する ①技術的相談 ②経営戦略等に関する相談 ③商品の販路開拓に関する相談 ④商品開発、販売戦略等に関する相談 ⑤その他	【対象】 原則として県内企業
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	財団法人くまもとテクノ 産業財団 相談窓口	その他	-	【助成対象事業】 (1)地域産業資源を活用した取組み 熊本県が「熊本県地域産業資源活用事業」の促進に関する基 本的な構造として認定を受けた地域産業資源(農林水産物及び 「加工食品」又は加工食品の生産に係る技術)を、なお、 「文化財、自然の景観地、温泉その他の地域の観光資源」に ついては対象外とする。)を活用した製品・技術開発及び販路 開拓 (2)成長分野における取組み 熊本県のつくしプロジェクト 構想、熊本県つくしプロジェクト構想において重点分野として位 置づけられている分野において、中小企業者が大学、公設 試験研究機関、企業等との機関と連携して行う製品・技術開 発及び販路開拓 (3)産業支援機関における取組み 上記の事業に取り組む中小企業者に対して、産業支援機関 が行う次の事業とする。 ①販路開拓に対する支援 ②中小企業者の取組を支援する研修会等の開催	【助成対象者】 熊本県内に主たる事業所を有し、中小企業基本法(昭和 38年7月20日法律第154号)第2条に規定する中小企業 者。ただし、「成長分野における取組み」事業において は、中小企業者が大学、公設試験研究機関、企業等 の機関と連携して事業化に取り組む場合とする。

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		カテゴリー分類		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
支援機関	実施名	事業概要		支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件		応募申請者の要件						
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	熊本県インキュベーション施設「夢挑戦プラザ」(熊本・県南)	県北・県南地域の新規創業者に対して、創業準備又は新事業創出のための事業スペースを提供し、経営又は技術開発等に對する支援を行うことにより、県北・県南地域の新規創業者等に対する支援の充実を図り、本県における均等の創業者及び新事業創出を促進することを目的としている。	環境整備	企業育成支援	-	-	【利用条件】 ①事務用品に使用すること。著しい振動や音が発生する実験・研究及び製品等の資材や在庫を保管する倉庫としての使用不可。 ②必要な机、椅子、書棚等の什器類は利用者が準備すること。 ③事業の進捗状況、施設の利用状況等について毎月報告すること。 ④事業計画を変更する場合は、遅滞なく報告すること。 【利用者負担】 賃料無料。ただし、共益費として1,000円/㎡・月 ※月額15,000円～20,000円(広さによって決定) ※共益費内容：電気・水道使用料金その他施設の維持管理等に必要経費	【利用対象(資格)】 以下の要件を全て満たすこととする。 (1)設立5年以内の中小企業者又は創業を予定している者。 (2)実質的な事業活動又は創業準備活動を行っていること。 (3)法人にあっては、原則として本社が県北地域・県南地域(又は県北地域・県南地域(「鶏籠予定」)にあり、利用終了後は原則として県北地域・県南地域を拠点として活動する予定のあること)として中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人以外の者から出資されなければならないこと。 (4)事業内容に新規性、成長性、市場性が見込まれ、地域経済の振興に資すること。 (5)事業内容が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する恐れがないこと。 (6)インキュベーション・ジョイナラー等による経営又は技術開発等に對する支援を必要としていること。 (7)事業税・住民税を滞納していないこと。	-	-	-	-			
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	くまもとプラザフォーラム	企業の構想段階から研究開発、事業展開に至るまでの各段階に於いて、技術開発、人材育成、資金調達面での適切な支援を提供する総合的支援体制を整備している。これら新しい事業を始めるための新しい事業分野に展開したいと考えている中小企業、ベンチャーを応援するために、くまもとテクノ産業財団を中心とした支援機関(総合相談窓口)として各産業支援機関と連携し、起業化、技術開発、資金、販路開拓などの様々な面で総合的に効果的に一貫して支援する体制(地域プラットフォーム)を整え、企業からの相談に於いてい	情報提供	研究開発支援 事業化支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	熊本テクノ大学	「熊本テクノ大学」を開設し、地域企業の人材育成事業に取り組んでいる。地域のリーダーたる産業人の育成を目的とした「田原塾」をはじめ、実践実習を多く取り入れた「ハイオテクノロジー・セミナー」等、経営力・技術力の面分野に関する各種のセミナーを実施している。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	ネットワーク型半導体教育・研修講座	半導体関連産業の振興を図るべく、各種技術講座を開催する。特徴として、大学及び企業講師による、基礎理論と実習の講義内容とあわせている。	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	組み込みソフトウェア研修事業	新しい市場の開拓のため、県内企業における組み込みソフトウェア技術者を育成する。 【シナケンス制御セミナー】 【組み込みシステムビジネスセミナー】	人材育成	研究者等育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	産学行政広域ネットワーク構築事業	県外の大学(知)を活用することにより、不足する技術課題を解決する人材を補うとともに、県内の専門的研究者では対応できなかった課題解決や県外の大学等研究者と県内企業との新たな共同研究につなげることを目的として、半導体産業・自動車産業・バイオ分野における県外大学と県内企業との新たな共同研究の創出や、ビジネスチャンスの拡大を支援。	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	電応研(貸し研究室・実験室)	電応研の施設の一部を県内企業に有償で開放し、技術開発とベンチャー企業の創出を支援。	環境整備	研究開発支援 企業育成支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県 財団法人くまもとテクノ 産業財団	テクノインキュベーションセンター	株式会社テクノインキュベーションセンターは熊本県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の協働により設立された新事業を行つたための支援施設。 【事業内容】 (1)工場、研究室、研修室等の諸施設及びこれらに付帯する施設の賃貸及び管理運営。 (2)市場の開拓・技術の開発・財務相談等経営全般にわたるコンサルティング業務。 (3)大学や試験研究機関と企業との産学の高度化を図るための技術交流の促進。 (4)講演会、研修会、シンポジウム、セミナー等の開催。 (5)駐連場の賃貸及び管理運営。 (6)上記5項目に付帯関連する一切の業務。	環境整備	事業化支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	分野	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
熊本県 熊本県、財団法人くまもとテクノ産業財団、関係金融機関、熊本県信用保証協会	新事業展開支援資金(ものづくりフォレスト構想等推進)	平成17年度策定(改訂)した「熊本ものづくりフォレスト構想」(熊本・ハイオフォレスト構想)「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」の産業振興構想を策定し推進するため、自動車、ハイオフォレスト構想の推進者や技術、商品等の母体性、市場での成長性が見込まれる事業者に対して、各種支援事業等と連携した融資を行う。	融資・買付	企業育成支援 事業化支援	【融資限度額】 設備資金 5,000万円 運転資金 2,500万円(組合 5,000万円)	【利用条件】 次の～500いすれかに該当する者 1.熊本ものづくりフォレスト構想、熊本・ハイオフォレスト構想及び産業振興構想が所管する所定の支援事業の取組を受けた者 2.財団法人くまもとテクノ産業財団における所定の事業可能性評価を受けた者 3.熊本県産業技術センターの共同研究により特許法、専用品新発方法及び業法に基づき特許権を得た者又は出願中 4.当該研究結果により新たな事業展開をする者 5.財団法人熊本県起業支援センターにより株式若しくは新株予約権付社債引当による資金提供を受けた者 6.経営革新計画の承認を受けた者	【融資対象者】 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならぬ。 (1)熊本県信用保証協会(以下保証協会という。)の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。 (2)県内で同一の事業を1年以上営んでいること。ただし、熊本県創業者支援資金及び新事業展開支援資金で新会社を設立した同一の事業を営む中小企業者を除く。 (3)専用品新発方法及び業法に基づき特許権を得たこと、ただし、熊本県創業者支援資金及び新事業展開支援資金で特許権を得る場合を除く。 (4)当該設備機器の取引停止処分を受けしていないこと。 (5)保証協会に対して代位弁済による求償権がないこと。 (6)納期が到来した県税について滞納がないこと。
宮崎県 財団法人宮崎県産業支援ファンド	みやざき農工商連携応援ファンド事業	県内の農林漁業者と中小企業者が連携して、新商品の開発や販路開拓、新技術の開発等の取組を支援するため、宮崎県や県内金融機関からの融資を受け「みやざき農工商連携応援ファンド」を平成21年3月に達成した。このファンドを活用して、県内の農工商連携の取組を支援する。	助成・補助	事業化支援 研究開発支援 研究者等育成支援	【助成率・助成上限額】 (1)農工商連携新商品等開発促進事業 A.新商品・新サービス開発支援事業 B.新商品・新サービス開発支援事業 333万5,000円(事業費500万円) C.販路開拓支援事業(補助率2/3以内、助成上限額40万円)(事業費60万円) (2)農工商連携新生産技術等開発支援事業 A.販路開拓支援事業(補助率2/3以内、助成上限額60万円)(事業費80万円) B.農工商連携新生産技術等開発支援事業(補助率2/3以内、補助上限額600万円)(事業費750万円) (3)農工商連携支援活動助成事業(補助率10/10以内、補助上限額150万円)	【事業主体】 (1)農工商連携新商品等開発促進事業 県内の中小企業者又は自ら事業を行う中小企業者以外の者)と農林漁業者との連携 (2)農工商連携新生産技術等開発支援事業 県内の中小企業者又は自ら事業を行う中小企業者以外の者)と農林漁業者との連携 (3)農工商連携支援活動助成事業 県内の農林漁業者、NPO法人、大学等の産学連携機関や地域の協議会組織等であり、農工商連携の取組に対して、支援事業を行う機関・団体	
宮崎県 財団法人宮崎県産業支援事業補助金	ものづくり産業新製品開発支援事業補助金	県内中小企業者が、宮崎県地域産業精進活性化計画において集積業種として指定する業種(新製品、新技術等)の開発を行う場合に要する経費を助成し、地域産業の活性化を図ることを目的としている。	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【助成率】 補助対象経費の1/2以内 【限度額】 250万円以下	【対象事業】 (1)輸送機械関連産業 (2)電子・精密関連産業 (3)ハイオ産業 (4)IT関連産業	【補助対象者】 下記に該当する中小企業者及び組合等 (1)県内に事業所を有する中小企業者 (2)県外に事業所を有する中小企業者に係る補助は認められないこと (3)県外に事業所を有する中小企業者に係る補助は認められないこと
宮崎県 財団法人宮崎県産業支援事業保証制度	債務保証制度	宮崎SUNテクノポリス圏域内(宮崎・清武・国富・隼・綾の4市)の中小企業者が、高度技術の開発又は高度技術の利用した製品開発に要する経費を取組金融機関(宮崎銀行、宮崎太陽銀行)から融資を受けた際に、財団が債務保証を行う。	融資・買付	研究開発支援 事業化支援	【融資利率】 年1.0%	【支援対象】 宮崎SUNテクノポリス圏域内(宮崎・清武・国富・隼・綾の4市)に主たる事務所を有する中小企業者で、かつ、宮崎県高度技術産業育成資金融資制度を利用するもの	
宮崎県 財団法人宮崎県産業支援事業	新産業・新事業創出研究開発推進事業(R&D事業)	宮崎県工業技術センターと県内の大学等の試験研究機関が所有する研究開発成果等の地域技術と、県内企業の事業化意欲とを効果的かつ効果的に結びつけることにより、新たな技術開発による新産業の創出を目指す。	助成・補助	研究開発支援	【委託上限額】 一般社 500万円まで IT連携・ハイオ・環境機 500万円まで	【委託研究の対象者】 (1)委託研究の成果が、公設試験研究機関や県内の大学等が保有する優れた新技術・研究成果を有効活用し、新技術・新製品の県内企業における事業化を目標とした研究開発(R&D; Research and Development)であり、実用化技術の確立や製品開発など、実用化の研究を主体とする研究開発。	
宮崎県 財団法人宮崎県産業支援	総合相談	中小企業者の事業プランなどについて、計画段階から事業化までの様々な課題に対するアドバイザーズを付随相談窓口を開設している。窓口では、企業経営や技術に詳しい専門隊(コーディネーター等)を配置しており、窓口で常時1人のコーディネーターが相談を受ける。	その他	企業育成支援	-	-	
宮崎県 宮崎県工業技術センター	新産業創出研究会	本県産業の発展を図るため、産学官の連携をより一層強化し、新たな産業の創出を視野に入れた創造的な研究開発に力を注ぐため、産学官連携の核として有識な6つの研究会を設置。情報収集、ニーズ等の把握、さらには共同開発から新製品の開発へと繋げていく。	人材育成	産学官等連携支援 研究開発支援 事業化支援	-	【対象研究会】 ・環境資源研究会 ・材料技術研究会 ・生産・計測技術研究会 ・エネルギー技術研究会 ・デザイン研究会 ・食品技術研究会	
宮崎県 宮崎県工業技術センター	共同研究	県内中小企業と研究を分担し、技術知識と研究費用を分担することによって共同で行う研究	その他	研究開発支援	-	【特許等】 発明が生じた時の出願方法については、協議の上決定する	【対象者】 県内に事業所を有する企業であって、研究を行うのに十分な技術力、財務能力を有すること

支援機関	施設名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
宮崎県	宮崎県工業技術センター	工業相談/技術指導	その他	支援事業 研究開発支援	-	-	-
宮崎県	宮崎県工業技術センター	巡回技術訪問	人材派遣・技術支援	研究開発支援	-	-	-
宮崎県	宮崎県工業技術センター	研修事業(長期研修/短期研修)	人材育成	研究者等育成支援	-	-	【対象者】 県内に事業所を有する企業や公共団体の職員、あるいは大学の学生を対象
宮崎県	宮崎県工業技術センター	開放実験室・賃貸工場	環境整備	研究開発支援 事業化支援	【部屋の大きさご利用料金】 小 4.3m x 8.3m 面積約 36㎡ 月額27,400円 大 6.7m x 8.3m 面積約 56㎡ 月額41,200円 支払いは県の収入証紙により毎月茶払い(使用料には電気料は含まれていない。)	【入居者の資格】 1. 研究開発能力や新技術を持ち、製品開発と事業化に意欲的であること 2. 計画内容が、各種法令等に抵触せず、新規性・独創性があり、開放実験室の構造・設備上問題がないこと	
宮崎県	宮崎県工業技術センター	研修室の貸出し	環境整備	研究開発支援	-	-	-
鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物排出抑制/リサイクル等推進事業	鹿児島県産業廃棄物排出抑制/リサイクル等推進事業 産業廃棄物の排出削減、資源物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進している。 【対象事業】 (1) 施設設備整備事業 (2) 研究開発事業	助成・補助	研究開発支援	【助成率・助成額】 (1) 施設設備整備事業 補助対象経費の1/3以内、1事業 1,000万円以内 (2) 研究開発事業 補助対象経費の1/3以内、1事業 1,000万円以内	【対象となる事業】 ○ 施設設備整備事業 ○ 産業廃棄物の排出削減、資源物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設設備の整備 ○ 先進性があること ○ 県内への波及効果が高いこと ○ 研究開発事業 ○ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発 ・ 即効性が高いこと ・ 実用化が期待できること	
鹿児島県	かごしま産業おこし挑戦基金	かごしま産業おこし挑戦基金 基盤整備補助(以下「機構」という。)、地域中小企業応援ファンド事業を活用し、財団法人かごしま産業支援センターに創設するものである。 この基金は、本県の自動車・電子・食品関連の戦略的産業振興分野及び地域資源活用分野に係る中小企業の新事業創出の取組みを支援するものである。	助成・補助	事業化支援	● 戦略的産業振興分野 ・ 経営計画作成等に係る支援(助成率:2/3、助成限度額:3,000千円) ・ 経営計画実施に係る支援(助成率:2/3、助成限度額:6,500千円) ・ 地域資源活用分野 1. 地域資源活用起業支援事業(助成率:2/3、助成限度額:5,000千円) 2. 地域資源活用新事業創出支援事業(助成率:2/3、助成限度額:3,000千円)	【助成対象】 ● 戦略的産業振興分野 自動車・電子・食品関連の有望な技術シーズ等をもじ、国内外で事業展開を目指す中小企業 ● 地域資源活用分野 ● 多種多様な本県の地域資源を活用した起業化や新事業の展開に取り組む中小企業等	
鹿児島県	中小企業経営革新支援	近年の経済的環境の中で、消費者のニーズに合った新商品の開発や生産、新サービスの開発や提供など新たな取り組みにより経営の向上を図ること(経営革新)は、中小企業にとって非常に重要なものとなっている。これらの今日の経営課題にチャレンジャーとして中小企業の経営革新を、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により支援している。	その他	企業育成支援	-	【支援内容】 事業者が、「経営革新計画」を申請し、知事の承認を受けること、支援機関等の審査を受けて以下の支援措置を利用できる。 ・ 中小企業経営革新補助金制度 ・ 政府系金融機関による低利融資制度 ・ 各種税制措置 ・ 信用保証協会による信用保証の特例 ・ 高度化融資制度 ・ 中小企業投資育成制度の特例 ・ 小規模企業等設備導入資金助成法の特例 ・ 特許料の減免措置 ・ 新事業チャレンジャー資金(県制度融資) など	
鹿児島県	鹿児島県中小企業融資制度	中小企業の経営の安定強化及び経営の安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な発展と発展を図ることを目的とし、活用資金3資金、経済活性化支援資金6資金、経営安定対策資金6資金の計15資金を設けている。 【資金の種類】 ・ 小口資金 ・ 中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金 ・ 経済活性化支援資金 ・ 創業支援資金、新事業チャレンジャー資金、福祉のまちづくり施設整備資金、商店街活性化資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金 ・ 経営安定対策資金 ・ 緊急経営対策資金、緊急環境対策資金、緊急労働対策資金、セーフティネット対応資金、経済対策特別資金、離職者緊急雇用確保資金	融資・貸付	企業育成支援	-	【融資対象要件】 (1) 中小企業者であること。 (2) 県内において原則として1年以上、保証対象業種である事業を引き継ぎ営んでいること。 (3) 県民税及び市町村民税を完納していること。 (4) 許認可や届出を必要とする業種は、その許認可等を受けていること。 (5) 信用保証機関の保証を得られること。	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	方針3分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
鹿児島県	鹿児島県トライアル発注制度	県内の中小企業等の振興を促進するため、県内に本社・本店を有する中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や発注機会の拡大を図る制度	その他	事業化支援	-	【対象となる製品等】 ①県内の中小企業等が開発した製品等(ただし、食品及び飲料は除く。) ②優れた技術・製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 ③当該製品等の技術等について新規性や独創性が認められること。 ④優れた特性を有し、理路列伝、省エネルギー、省資源等県の行政目的の奨励に有効であると認められるものであること。 ⑤県の機関が調達している品目、又は使金が見込まれる品目であること。	【支援対象】 県内に本社・本店を有する中小企業等
鹿児島県	上野原ビジネスプラザインキュベータ	起業を目標としている人、新規事業への展開を目指す中小企業に24時間無料でインターネット接続サービスが利用できるよう整備されたインキュベーターチームを貸与。なお、創業前もいない企業等に対しては、使用料の減免などの支援措置を準備している。	環境整備	企業育成支援	-	【応募できる方の要件】 応募できる方は、次に掲げる要件の全てを満たす方。 (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当する方 (2)鹿児島県並びに霧島市及び地域周辺の発展に寄与すると認められる方 (3)危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等のおそれのある使用、公序良俗に反する使用、その他上野原ビジネスプラザ管理規程に違反する使用を行わない方	
鹿児島県	創業支援資金(独立開業型)	所定の勤務経験・法律に基づく資格を有する者が、事業を開始するために必要とする資金。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金・設備資金 2,000万円 ただし、運転資金にあつては、1,000万円(必要額の80%以内) 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.07% 3年超5年以内:年2.17% 5年超7年以内:年2.37% 7年超10年以内:年2.77%	【融資対象者】 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人及び会社(開業して6月未満の者を含む。)で、次の要件のいずれかに該当するもの (1)同一事業に5年以上従事し、その技術又は経験を生かして、当該事業と同種の事業を開始しようとする25歳以上の者 (2)法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして事業を開始しようとする者	
鹿児島県	中小企業振興資金	事業の展開および経営安定化のために必要とする一般的な資金。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金:5,000万円 【融資利率】 7,000万円 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.17% 3年超5年以内:年2.47% 5年超7年以内:年2.67%または変動金利 7年超10年以内:年3.07%または変動金利 10年超:変動金利	【融資対象者】 県内で既に営む事業を6月以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1)中小企業者 (2)組合 (3)共同生産 共同加工 共同購入 共同販路 共同運送 共同保管等の共同経営事業(貸付事業を除く。)を行つて組合で、鹿児島県中小企業団体中央会の認定を受けたいもの	
鹿児島県	小規模企業活力応援資金	責任共有制度の導入により影響を受けた小規模企業者が経営の安定化のために必要とする資金	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金 設備資金 1,250万円 ※既存の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る。 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.17% 3年超5年以内:年2.47% 5年超7年以内:年2.67%または変動金利	【融資対象者】 県内で既に営む事業を6月以上継続して営んでいる小規模企業者で、次の要件のいずれかに該当するもの (1)常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の会社(医務法人含む。)及び個人 (2)事業協同組合で、保証対象事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が保証対象事業を行う者であるもの (3)保証対象事業を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (4)保証対象事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの	
鹿児島県	特別小口資金	小規模企業者が事業の振興及び経営の安定化のために必要とする無担保無保証人の資金	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金・設備資金:1,250万円 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.17% 3年超5年以内:年2.47%	【融資対象者】 県内で既に営む事業を1年以上継続して営んでいる小規模企業者で、中小企業信用保証法第3条の3の規定により鹿児島県信用保証協会が日本政策金融公庫と特別小口供償の契約を締結することができるもの	
鹿児島県	創業支援資金(小口開業型)	勤務経験や自己資金がない方が、事業を開始するために必要とする資金(商工会等の推薦が必要)。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金 設備資金:500万円 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.07% 3年超5年以内:年2.17% 5年超7年以内:年2.37% 7年超10年以内:年2.77%	【融資対象者】 新規に中小企業者として事業を開始しようとする個人及び会社または企業組合として県内で事業を開始しようとするもの(開業して6月未満の者を含む。)で次の要件のいずれにも該当するもの。なお、県内に居住しているものに限る。 (1)適切で健全な事業計画及び経営能力を有する者 (2)この融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
鹿児島県	新事業チャレンジ資金(一般支援型)	事業転換・多角化のために必要とする資金。	融資・貸付	事業化支援	【融資限度額】 運転資金:2,500万円 設備資金:4,000万円 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.12% 3年超5年以内:年2.32% 5年超7年以内:年2.52%または 7年超10年以内:年2.92%または 変動金利	【融資対象者】 県内で既に営む事業を1年以上継続して営んでいる中 小企業者及び組合で、商工団体の組織に基づき、事業 の転換または多角化を図るもの(分利された会社(設 立後6月未満の株式会社に限る。))も含む。	
鹿児島県	新事業チャレンジ資金(経営 車新型)	独自の技術・特許等を生かして事業展開したり、経営革新計 画の承認を受けて事業展開しようとするために必要とする資 金。	融資・貸付	事業化支援	【融資限度額】 運転資金:設備資金:5,000万円 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.07% 3年超5年以内:年2.17% 5年超7年以内:年2.37% 7年超10年以内:年2.77%	【融資対象者】 県内で既に営む事業を1年以上継続して営んでいる中 小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する もの (1)知財財産権(特許権、実用新案権、意匠権または回 路配置利用権(第三者から技術移転を受けた者を含 む。))に係る技術等を生かして事業を営む者 (2)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に 基づく承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営 む者 (3)(財)かごしま産業支援センターが行う事業の採択を 受けた者で、その技術等を生かして事業を営むもの (4)国が行うクラウドファンディング支援事業(中小企業・ベン チャー振興支援事業)の採択を受けた新規事業計画に 基づいて事業を営む者 (5)県が行うクラウドファンディング発注制度に基づく製品等の選定 を受けた者で、その技術等を生かして事業を営むもの (6)知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生か して事業を営むもの	
鹿児島県	ゼロフテネット対応資金	中小企業雇用保険法第2条第4項に該当する特定中小企業 者が経営の安定化のために必要とする資金。	融資・貸付	企業育成支援	【融資限度額】 運転資金:2,000万円 設備資金:3,000万円 【融資利率】 1年以内:年1.97% 1年超3年以内:年2.07% 3年超5年以内:年2.17% 5年超7年以内:年2.37% 7年超10年以内:年2.77%	【融資対象者】 県内で既に営む事業を1年以上継続して営んでいる中 小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する もの (1)中小企業雇用保険法第2条第4項第1号から第6号 (大型船産、突発的災害、不況業種等)までのいずれか に該当する特定中小企業者 (2)中小企業雇用保険法第2条第2号から第8号 (金融機関合理化等)のいずれかに該当する特定中小 企業者	
鹿児島県	ものづくり重点業種支援事 業	重点3業種(自動車・電子・食品関連)の発展を図るため、企 業の行う研究開発、人材育成、販路拡大等の取組を一体的 に支援する。	人材育成	研究開発支援 事業化支援	-	-	
鹿児島県	中核的企業創出プログラム 事業助成事業	自動車、電子、食品関連の有望な技術(固有技術、管理技術 など)シーズ等を有する中小企業者に対して、本県において 中核的企業・地域を牽引する中核的な企業として成長が期待 される中小企業者としての創出に必要な各種事業の実施に要 する経費の一部を助成。	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援 事業化支援	【助成率】 交付対象経費の2/3以内 【限度額】 経営計画策定事業 300万円 経営計画実施事業 600万円	【対象事業】 (1)経営計画作成等支援事業 (2)経営計画実施支援事業 ア.研究開発助成事業 イ.人材育成事業 ウ.専門家招へい事業 エ.マーケティング支援事業	
鹿児島県	地域資源活用新事業創出 支援事業	鹿児島県内に主たる事業所を有し、地域資源を活用して事業 化を目指す。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 交付対象経費の2/3以内 【限度額】 1)研究開発等 300万円以内	【対象事業】 (1)新技術、新製品の開発 (2)試作品の製造 (3)製品の草付加価値化 (4)生産設備の開発 (5)販路開拓 (6)その他鹿児島県内の地域資源活用に資する活動	
鹿児島県	研究開発助成事業	研究開発型企業が新技術・新製品・試作品等を開発するため に要する経費の一部を助成する。	助成・補助	事業化支援	【助成率】 対象経費の2/3 【助成額】 300万円以内	【助成金交付対象】 鹿児島県内に主たる事業所を有し、新技術、新製品等の 開発など技術高度化を志向する企業、企業の団体及び 研究グループ	
鹿児島県	地域技術起業化助成事業	地域の4社以上の中小企業者等のグループが行う、新技術ま たは新製品の起業化を助成する。	助成・補助	企業育成支援 事業化支援	【助成率】 対象経費の8/10 【助成額】 300万円以内	【助成金交付対象】 鹿児島県内の4社以上の中小企業のグループが対象	
鹿児島県	重点業種研究開発支援事 業	鹿児島県内の中小企業者が行う、自動車、電子、食品関連産 業に関する新技術や新製品の開発を支援する。	助成・補助	研究開発支援	【助成率】 対象経費の2/3 【助成額】 400万円以内	【助成金交付対象】 中小企業者(特定第1号)に規定する中小企業者のうち、鹿児島県内に立 地しているもの	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリー分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
鹿児島県 財団法人かごしま産業 支援センター	事業化研究会支援事業	大学の研究シーズをもとに、その事業化を目指す産学官の連携による研究費の 【対象となる経費】 ・研究に係る講習会の旅費および謝金 ・研究に係る講習会の会場借上げに要する経費 ・実験、試作等に要する経費	助成・補助	産学官等交流支援 事業化支援	【助成率】 10/10(全額助成) 【助成額】 1件につき20万円以内	【対象となる研究会】 鹿児島県内の中小企業と、大学や公設研究機関等の連携による研究会	【支援対象】 鹿児島県内の中小企業と、大学や公設研究機関等
鹿児島県 財団法人かごしま産業 支援センター	設備資金貸付制度	県内において事業を営んでいる小規模企業者等及び創業者の設備導入のための設備資金貸付を行っている。	融資・貸付	企業育成支援	【貸付限度額】 4千万円(所要資金の1/2以内) 【貸付利率】 無利子	【その他貸付条件】 ・償還期間等 7年以内(うち据置1年以内)の均等月額償還 ・保証人 原則2人以上の連帯保証人 ・担保 借入申込700万円以上は不動産担保が必要(700万円未満は必要に応じて徴収)	【対象となる方】 ・小規模企業者 従業員数20人以下(商業・サービス業は5人以下)の企業 小規模企業者に準ずる者 上記以外の従業員数50人以下の企業(借入金等の制限あり) ・創業者 創業前1月(会社設立の場合は2箇月)以内のもので、小規模企業者等となることが見込まれるもの 小規模企業者等で、事業開始後(会社設立後)1年を経過していないもの
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	共同研究	共同研究とは、工業技術センターが県以外のもの委託を 受託し、研究及び研究費を分担することによって共同で 行う研究。	人材派遣・技術支 援	研究開発支援	-	【その他要件】 ・発明の権利の帰属や持ち分分担については、双方協 議して定める。 ・共同出願及び共有発明の実施については、別途契約を締 結する。 ・共同研究成果については、相手方の同意により公表でき る。	-
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	受託研究	受託研究とは、工業技術センターが県以外のものから委託を 受けて行う研究。委託研究成果については、相手方の同意に よる公表できる。特許を受ける権利は、県の研究員が取得 し、また権利または権利に基づく特許権は県が承継する。特 許権等の実施については、一定期間内は委託者またはそ の指定するものに限り使用を許諾する。	人材派遣・技術支 援	研究開発支援	-	-	-
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	技術相談	工業技術に関する技術相談に依っている。	その他	研究開発支援	-	-	-
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	技術指導	技術指導とは、企業の技術レベルの向上を図るために、県内 企業の従業員又は企業を起す者等を対象に指導を行うもの である。	人材派遣・技術支 援	企業育成支援	-	-	【支援対象】 県内企業の従業員又は企業を起す者等
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	開放試験室	パイオ・産業・繊維の三分野について開放試験室を設け、中 小企業者が自ら試験等を行えるよう開放機器を設備すると ともに、産学官交流の場としても機能するよう、その利用促進を 図っている。	環境整備	研究開発支援	-	【機器使用料】 設置機器に係る使用料は、無料	-
鹿児島県 鹿児島工業技術セン ター	研究会支援	県内企業の技術者、研究者を組織化し、その中で必要な技術 的課題の抽出と解決を図り、企業の技術力向上や新分野へ の進出に役立つ研究会支援を行っている。	人材派遣・技術支 援	企業育成支援	-	【研究会の種類】 ・鹿児島ハイテク研究会 ・ユニバーサルデザイン研究会、かごしま染色研究会、かご しま水処理研究会、静電気対策技術研究会、かごしま材機 織研究会、かごしま木構造研究会 ・さつま工芸会 ・本格焼酎技術研究会 ・SE研究会 ・鹿児島ものづくり研究会 ・和紙研究会 ・離床予測システム開発研究会 ・かごしま天然土染色研究会	-

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
沖縄県	先端バイオ研究基盤高度化事業	沖縄県は農業や発酵産業等の幅広いバイオテクノロジー関連産業に対し、大きな技術革新が期待される新たなゲノムシークエンスの基盤技術(次世代シークエンス)を県内に導入しており、次世代シークエンスを用いた解析基盤技術の開発や県の産業振興等に期待できる生物資源のシークエンスの研究開発及び地域研究者人材育成やコラーゲン・アミノ酸・糖質等の研究基盤構築の事業を沖縄県からの委託事業として実施する	助成・補助	-	【利用条件】 ・研究事業において、県が指定する県試験研究機関との共同研究が必須条件 ・共同研究は、沖縄県健康バイオテクノロジー研究開発センター内において県試験研究機関と集中的、一体的に実施するものとし、そのための研究スペースの確保及び次世代シークエンス等の維持管理、研究事業の総合調整について、本公課により採択された共同研究体の管理法人が行うことが前提	【応募資格】 研究開発内容が実施可能な、研究組合、公益法人、独立行政法人、大学、高専、企業等からなる共同研究体
沖縄県	おきなわ新産業創出投資事業	ベンチャーキャピタル(VC)の目利きやビジネスを活用し、有望なベンチャー企業に対し、投資や研究開発補助金によるリスクマネーを供給するとともに、VCと財団法人沖縄県産業振興公社との連携によるハブズオン支援体制を構築し、県外・海外市場に展開する優れたベンチャー企業を集中的に支援することで、本県における新産業振興の核となるベンチャー企業の育成・誘致を図る。	助成・補助	【助成率】 3/4以内 【限度額】 5,000万円/年	【補助対象要件】 (1)独自の研究シーズを活用した試作品等の開発には成功したが、ビジネスとして成功するために実用化研究を継続する必要があること (2)本事業の対象とする産業分野(IT、バイオ、環境)のクラスター形成に資すると期待される企業 (3)補助事業終了後、株式会社開創による事業規模拡大に積極的に取り組み、強い意欲と高い能力が認められる企業	【応募の要件】 申請者は、次の要件を全て満たしていることが必要、必ず①ハイテク/VR/AR/情報通信関連、環境関連の製品、サービス等の開発や高度化を推進する事業であること。 (注)本事業は、研究開発の支援事業であることから、単なる設計、製作、重産、重化のみの事業は対象外であること。 ②資本金が3億円以下又は従業員が300人以下の企業であること。 ③本申請に係る研究開発を沖縄県内に実施すること。 ④補助対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 ⑤補助対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に關し、十分な財務的処理能力を有すること。 ⑥補助対象事業に係る経営その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること。 ⑦補助対象事業終了後、概ね2年程度で本申請に係る研究開発の成果を事業化し、株式会社開創による事業規模拡大、企業価値の向上を目指す旨を自己負担性の高いビジネスプランを有すること。
沖縄県	沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金	沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業では、平成18年度から導入された産業廃棄物処理施設、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設整備や研究開発に要する費用を助成し、循環型社会の形成を図ることを目的としている。	助成・補助	【助成率】 概ね100～1,000万円、対象経費の1/2以内	【対象事業】 (1)施設整備事業 産業廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルに資すること (2)研究開発事業 産業廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルに資する研究開発で、実用性・即効性があること	【支援対象】 (1)施設整備事業 県内に事業所を有する事業者、この事業者で構成される法人格を有する団体 (2)研究開発事業 県内に事業所を有する事業者、この事業者で構成される法人格を有する団体、県内の大学及び研究機関(県の機関を除く)
沖縄県	中小企業経営革新支援事業費補助金	平成21年度から、新分野へチャレンジする建設事業者等が行った経営革新に対する支援を強化し、「沖縄県中小企業経営革新支援事業補助金」事業を推進している。承認された経営革新計画に基づいて実施される販路開拓、人材育成、新商品等開発事業に要する経費の一部を助成し、計画の実現を支援する	助成・補助	【補助率】 ①販路開拓・人材育成事業 建設事業に係る新分野進出(2/2以内) ②建設事業者等が行う新分野進出 建設事業に係る新商品等開発事業に係る(1/2以内) 補助対象経費の2～3以内 【補助限度額】 ①販路開拓・人材育成事業 下限概ね50万円以上、上限100万円以内 ②建設事業者等が行う新分野進出 建設事業に係る新商品等開発事業 上限500万円以内	【補助対象事業】 (1)施設整備事業 県内に事業所を有する事業者、この事業者で構成される法人格を有する団体、県内の大学及び研究機関(県の機関を除く) (2)研究開発事業 県内に事業所を有する事業者、この事業者で構成される法人格を有する団体、県内の大学及び研究機関(県の機関を除く)	

支援機関	施策名	事業概要	支援手法	カテゴリ分類	交付金額等	応募申請要件	応募申請者の要件
沖縄県	地域ブランド構築推進事業	生産者や事業者等が構成される地域の団体が、特産品、自然・歴史・伝統・文化・街並みなどの様々な地域資源を一貫したコンセプトで効果的に組み合わせることで地域独自の付加価値を創造し、他地域との差別化や地域ブランド(沖縄ブランド)の構築を担った組織的かつ戦略的な取り組みを支援することを目的としている。	助成・補助	事業化支援	【補助額】 200万円以内 【補助率】 1/2以内	【補助対象となる取組】 ・地域資源の価値や魅力を外部の視点で再評価するための調査 ・異業種の連携を強化するためのセミナー開催 ・地域としてのブランドコンセプトや実行計画等の策定 ・地域の歴史や文化等の特産品の新たな付加価値として活用するなど地域産品やサービスの企画の展開 ・観光客を対象とした体験型観光商品を農業・観光・商店街等が連携して開発 ・地域や業界独自の基準やブランド認証制度等策定 ・地域・業界の強化に向けたブランド情報発信 ・統一ロゴマークやパッケージの改良に必要な経費 ・その他、地域ブランドの構築に資すると認められる取組等が対象	【支援対象】 地域資源や特産品のブランド化や地域イメージの向上に取り組む生産者、事業協同組合、自治体、NPO法人、地域住民等の複数の活動主体によって構成された地域共同体(任意団体)。
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	沖縄県産産業振興公社	助成・補助	研究開発支援 事業化支援	【研究費の提供】 ①顕在化ステージ 単年度当たり1千万円以内(研究共同体の負担なし) ②事業化ステージ 単年度当たり5千万円以内 (民間企業等は直接研究費の1/4相当額を負担)	【支援対象】 沖縄県内の民間企業及び大学・公設試等で構成する研究共同団体 (研究開発及び研究成果を活用した事業展開を沖縄県内で行うことを条件に、沖縄県内企業が参加していない研究共同体の応募も可能)	
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	沖縄県内中小企業マーケティング支援事業	情報提供	事業化支援	-	-	-
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	OKINAWA型産業応援プラン	助成・補助	事業化支援	【件あたり助成額】 (1)新商品開発等支援事業 補助率3/4以内、上限額1,000万円 (2)地域資源活用支援事業 補助率8/10以内、上限額500万円	【支援対象】 県内に本社又は主たる事業所を有する企業・団体及び個人	
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	おきなわ新産業創出研究開発支援事業	助成・補助	企業育成支援 研究開発支援	【助成率】 3/4以内 【助成額】 年間5,000万円以内	【応募要件】 (1)ハイテクノロジー、情報通信関連、環境関連のいずれかの分野で、独創的な研究シーズを活用した新製品、新サービスの開発や高付加価値化、コア技術の高度化等に繋がる研究開発を実施する事業者であること。 (2)資本金が3億円以下又は従業員が300人以下の企業であること。 (3)本申請に係る研究開発を沖縄県内で実施すること。 (4)補助対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 (5)補助対象事業の遂行のために必要な費用のうち、自己負担分の調達に充分な財務的処理能力を有すること。 (6)補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること。 (7)補助対象事業終了後、概ね2年程度で本申請に係る研究開発の成果を事業化し、株式公開等による事業規模拡大や、企業価値の向上を目指した実質性の高いビジネスプランを有すること。	
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	ベンチャー企業や新規事業の創出を推進するために、インキュベーション施設を保有する市町村と連携し、有望なビジネスプランの発掘及び事業化の支援を行う。	環境整備	事業化支援	-	-	-
沖縄県	研団法人沖縄県産業振興公社	地域資源を活用した事業の発掘・OKINAWA型産業重点化した県内中小企業の事業化を支援することのほか、沖縄県官公共同研究推進事業等が支援した企業の継続支援を行うことにより、成長が期待できる事業の事業化に向けた支援を計画的に行う。	人材派遣・技術支援	事業化支援	-	-	-

支援機関		施策名		事業概要		支援手法		交付金額等		応募申請要件		応募申請者の要件	
沖縄県	協同法人沖縄県産業振興公社	無料相談窓口	事業可能性評価事業	以下の相談に応じたい。 ・下請かけこみ事業 ・地域連携拠点・事業承継支援センター ・ちやらしま建設業相談 ・創業・経営なんでも相談 ・特許・実用新案等に関する無料相談 ・技術・商品開発に関する無料専門相談 ・対象分野:健康・環境・バイオ・食品関連	情報提供	支援手法 企業育成支援	事業育成支援	基本要件(補助事項、事業要件等) 【相談内容】 中小企業から寄せられた取引に関する各種相談等に親身に なつて対応するとともに、裁判外紛争解決(いわゆるADR)を 活用した中小企業のトラブル解決へ迅速に対応 ・地域連携拠点、事業承継支援センター ・小規模企業等が抱える以下の課題に対して、その具体的な 解決策を支援するため、専任の応援コーディネーターが窓口 相談や、巡回相談を行ったり、専門家の派遣、セミナー等を 開催する。また、ニーズに応じて調査・研究、ビジネスマンチ ングを実施 ・ちやらしま建設業相談 ・経営意識の強化、新分野進出、企業合併・連携、公的融資、 人材育成、ビジネスマッチング、雇用対策など、建設業者が 抱える課題に対し、専任の建設業相談員が適切なアドバイ スや情報提供を行う ・創業・経営なんでも相談 ・創業しようとする個人及び経営革新、新分野進出を図る中小 企業等が抱えるさまざまな経営課題に対して、相談に応じる ・特許・実用新案等に関する無料相談 ・特許・実用新案、意匠・商標権に関して、専門相談員が相談 に応じる ・技術・商品開発に関する無料専門相談 ・専門コーディネーターが、ベンチャー企業及び創業者等に 対して技術面の相談指導を行うほか、大学・研究機関等の 研究者とベンチャー企業等とのネットワークの形成のコー ディネーターを行う	【対象】 事業化段階を経てこれから本格的に市場展開を図ろうと する新規性を帯びた個人(当該事業の事業歴が5年 未満のもの)を有する個人及び中小企業者で、本県に居 住する個人及び本県に本店を置く法人。				
沖縄県	協同法人沖縄県産業振興公社	事業可能性評価事業	取引情報マッチング支援事業	中小企業や創業者で具体的に新たな事業計画を有する者の 求めに応じて、事業化に向けてのシーズ、技術の先端性、ノ ウハウの独自性・差別的性等、事業の可能性について事業可 能性評価委員会において評価を行い、適切な指導・助言をす ることにより、企業等の信頼度・知名度など社会的評価を向 上させ、企業の事業化に向けた取組みを支援する	情報提供	事業化支援	事業化支援	【対象】 経営革新を積極的に進める中小企業者や新規創業を進める 創業者など前向きな事業活動を開始する方に対し、県内外の さまざまな分野の専門家を派遣し、経営・技術・情報化に関す る諸問題の解決に向けて診断・助言する	【対象】 経営革新を積極的に進める中小企業者や新規創業を進める 創業者など前向きな事業活動を開始する方に対し、県内外の さまざまな分野の専門家を派遣し、経営・技術・情報化に関す る諸問題の解決に向けて診断・助言する				
沖縄県	協同法人沖縄県産業振興公社	課題解決集中支援事業	課題解決集中支援事業	(財)沖縄県産業振興公社を中心としたプラットフォーム支援 機関及び外部の専門家を活用したワークショップによるハン ズオン支援を通して、本県の中小企業が抱える様々な経営課 題を具体的に解決することで企業活動の活性化を図り、もっ て本県経済の発展に寄与することを目的とする	情報提供	事業化支援	事業化支援	【支援内容】 中小企業を抱える経営及び技術上の課題に対し、当該課題 の解決に向けたワークショップを開催し、その中で、専門家 によるアドバイスやプラットフォーム支援機関へのあつせん、 各種支援メニューの紹介、公中小企業支援センターによる ハンズオン支援を行う。ワークショップは原則として公社内で開 催するが、必要な場合は各支援企業において開催する。(ワ orkshopは1企業につき最大5回程度開催)	【対象】 経営上の具体的な課題を有している県内に事業所・本 拠地を持っている中小企業者				
沖縄県	協同法人沖縄県産業振興公社	専門家派遣事業	専門家派遣事業	経営革新を積極的に進める中小企業者や新規創業を進める 創業者など前向きな事業活動を開始する方に対し、県内外の さまざまな分野の専門家を派遣し、経営・技術・情報化に関す る諸問題の解決に向けて診断・助言する	人材派遣・技術支 援	企業育成支援	企業育成支援	【費用負担】 専門家派遣にかかる費用の3分の2(創金十旅費)は公社が 負担、1企業あたり年間最高3回(1回あたり3~4時間)までが 派遣対象回数	【対象】 県内の中小企業者や創業者を指す方で、以下の要件を 満たす方 (1)創業者や経営革新等を行う経営の向上を目指す意欲 のある中小企業者であること (2)経営革新など経営の向上に係る目標・目的が明確で あること (3)専門家の派遣により、支援の効果が見込める状況 であると判断されること				
沖縄県	株式会社沖縄TLO	産学官連携推進ネットワー ク形成事業	産学官連携推進ネットワー ク形成事業	研究開発を進めることにより事業化の可能性が高まる案件 や、各種提案公募型事業に応募したものの不採択となった案 件等について、プラットフォームを図ることで、自社による事業 化や、別の支援事業等に提案するなど次のステップアップを 支援、助成する。	助成・補助	事業化支援	事業化支援	【提案者の条件】 以下の事項すべてを満たすものに限る。 (1)沖縄県内に本社を有する民間企業(公益法人、第三 セクター、NPO、各種団体等を含む。)で、製品・サービス 等の新規開発又は新規開発に相当する既存製品・サ ービス等の高度化に係る計画を有しており、その実現に必 要不可欠な研究開発や市場調査等について、大学等 (国公立大学、高等専門学校及び短期大学をいう、以 下同じ。)又は公設試験(公設試験研究機関及び独立行 政法人の研究機関をいう、以下同じ。)と共同で実施する 予定があること、なお、大学及び公設試験等は、沖縄県内 に所在するものとする。 (2)大学、公設試験等に研究協力を求める必要がある研究 開発要素が存在するものであること。					

平成 21 年度 特許流通調査事業

地域における自立的な特許流通活動への支援策に関する調査研究
報告書

発行年月：平成 22 年 3 月

企画・監修：独立行政法人工業所有権情報・研修館 流通部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

調査・編集：アビームコンサルティング株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 2 番 9 号

